昭和五年十二月五日印刷
昭和五年十二月十日發行

國譯一切經 毗曇部 九

不許複製

編輯兼發行者 岩野眞雄
東京市芝區芝公園七號地十番

印刷者 渡邊通夫
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所 日進舍
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

發行所 大東出版社
東京市芝區芝公園地七號地十番
振替東京一九四七一番
電話芝（三二）〇一四〇一六番

雨角製本所 製本所

譯後記

恩師木村泰賢先生は、夙に佛教々學上に於ける大毘婆沙論の價値と其の研究の必要とを、口に筆に力說唱導せらる。適〻本國譯一切經の議起るや、中の難業難業たる本論の譯註を自ら進みて擔當せられ、公務の餘暇凡てを擧げて、之に沒頭せられたりしも、業漸く進まんとして、忽如として圓寂し給へり。我等の痛哭何ものか之れに如かん。

我等兩人、本譯業の當初より因緣淺からざりしを以て、玆に此を先生の御遺業として紹繼することゝなれり。今、譯者名中、先生の御名を冠するは、右の意を表すると共に、親しく先生の御指敎に基き、その確立し置かれたる方針に隨順するものなることを顯し、又、我等の名を下記せる所以は、今後、本譯註上の不備の點に關する責任の所在を明かにせんとするに在り。

鴻湖の諸士、願くは、我等の念願の存する所を汲みて、敎導と鞭韃とに吝ならず、幸に本譯をして、大過無く完了せしめられんことを。

昭和五年十一月十六日

後學 西　義　雄

坂　本　幸　男

謹而識之

「汝、今、財を失す。何を以て體と爲すや」と。財主答へて、「我れ本、財あり、今、賊の爲めに奪はるるも、但、財物無くなりしのみ、何の體有りとか知らんや」と曰はんが如く、又、人、衣を有ちしに他の爲めに奪去されて、露形にして住するとき、有る人、問ふて曰く、「汝、今、衣無し。何を以て、體と爲すや」と。衣主答へて、「我れ先に衣有るも、今は奪去せられる。何の體有りとか知らんや」と曰はんが如く、又、人、衣破るるとき、人あり、問ふて曰く、「汝、今、衣破る。何を以て性と爲すや」と。衣破者答へて、「我が衣、先に完かりしも、今、衣破れ已んぬるのみ。何の性ありと知らんや」と曰はんが如し。是の如く、身中、先に勝德ありしも、今は唯、退失あるのみ。何の自性あらんやと。評して曰く、[二二]退の自性は、是れ不成就にして無覆無記、卽ち是れ非得にして、心不相應行蘊の所攝なり。卽ち復、所餘の是の如き類法あり、心不相應中に在りて攝す。應に知るべし、退と[二三]順退法と異なることを。退は不成就、非得を以て自性と爲し、無覆無記、心不相應行蘊の所攝なるに、順退法は、一切の不善と有覆無記とを以て其の自性と爲すこと、[二四]僧破と破僧罪と異なるが如し。僧破は、不和合を以て自性と爲し、無覆無記、心不相應行蘊の所攝なるに、破僧罪は、虛誑語を以て自性と爲す。僧は破を成就し、破僧人は、罪を成就す。是の如く、退と順退法とは、異なるが故に、退の自性は、決定して實有、是れ不相應行蘊の所攝にして。卽ち是は非得なること、共の理極成す。

（第二編、第二章未完）

阿毘達磨大毘婆沙論卷第六十

【二二】退の自性、實有說。これ婆沙評家の正說なり。退の自性が不成就、不相應行蘊の攝なりとは、退は、一種の上下運動の如く、その性質に善不善なければなり。

【二三】順退法とは、一切の煩惱をいふ。

【二四】僧破とは、單なる僧團の分裂運動及びその狀態をいひ、破僧罪は、その僧破を起す動機等の一切の人の行爲にして道德的評價の對象たるものをいふ。

[二七]問ふ。既に退ありと許せば、道を退すると、果を退するとに、何の差別有りてか、而も退無しと説くや。又、彼れ無學道を退すと許す時、學道を得すとせんや。全く得せずと爲すや。若し學道を得すとせば、果も亦、應に退すべし、無學果は學道を成ずるに非ざるが故に。若し全く得せずとせば、便ち大過あらん。卽ち無學道を退して、學道をも得せざらん。若し爾らば、應に異生位に住すべきが故に。若し異生にも、及び學・無學にも非ずんば、應に凡聖を離れて、別の有情の有るべけん。これを許せば、卽便ち世尊の弟子に非ざるなり。故に應に煩惱を起して退すること有りと許すべきなり。

[二八]分別論者又、説く「隨眠は是れ纏の種子にして、隨眠の自性は、心と相應せざるも、諸纏の自性が心と相應するなり。纏は隨眠より生じ、纏現前するが故に、諸の阿羅漢を退するも、已に隨眠を斷ぜば、纏已に生ぜず。彼れ如何んが退せんや。故に退無しと説くこと、是れ正理に應ずるなり」と。評して曰く彼の是の如き説は、是れ無知の果、是れ黑闇の果、是れ無明の果、是れ不勤方便の果なり。然も、實には煩惱を起すの義あるをもて、彼の宗を止め、及び退法は正理と相應することを顯さんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

問ふ。[二九]退は何の法を以て、自性と爲すや、有が是の説を作す、「若し是の如き煩惱を起すとき諸纏現前するが故に退すとせば、卽ち此の法を以て退の自性と爲す」と。若し此の説を作せば、退は不善と有覆無記とを以て、其の自性と爲すなり。有餘師の説く、「若し退墮する時、退に隨順するものは、是退の自性なり」と。若し是の説を作せば、一切の法を以て、退の自性と爲すなり。退墮の時、諸法皆、退に隨順するの義有るに由ればなり。[三〇]譬喩尊者是の如き言を作す。「退に自性なく、唯、假りの施設のみなり。所以は何ん。身中、先に諸善の功德ありしに、今、退緣に遇ひて、此の法を退失するに、何の自性かあらん。譬へば人、財あり。賊の爲めに奪はる。有る人、問ふて曰く、

【二七】以下の議論に就ては、婆沙論第三十三巻（毘曇部八）に於ける學と無學との成就とのとの應埋、分別兩論者の問答を參照すべし。

【二八】分別論者無退論の主張理由その二。

【二九】退法の自性に就ての三の異説。
（一）纏を退の自性とするもの、（二）退に隨順する法を自性といふもの、（三）退に自性なしとするもの。

【三〇】譬喩者の退無自性説。
こゝに譬喩尊者の説として擧ぐる退の無自性説は、婆沙第六巻に同語、同比喩を以て、頂墮を説く中にあり。舊は、この譬喩尊者を尊者浮陀提婆の説として掲げ、第六巻頂墮のときは新は譬喩者、舊は尊者佛陀提婆（覺天）の説として説く。

ば、證と爲ること成ぜざらん。瓶破し已るも、必ず餘瓦あるが如く、阿羅漢を得し已りて餘の煩惱ありや不や。若し煩惱有りとせば、應に阿羅漢に非ざるべし。若し煩惱無くんば、卽ち義と喩と別なるをもて、證とは爲すべからず。木を燒き已るも、定んで餘灰あるが如く、阿羅漢を得し已りて、餘の煩惱有るや不や。若し煩惱有れば、應に阿羅漢に非ざるべし。若し煩惱無くんば、卽ち義と喩と別なるをもて、證と爲すべからず。[一五]然も世間の木に、被燒の義なし。但、木の極微は、火の極微の與めに因と爲りて已滅し、此の火の極微は、灰の極微の與めに因と爲りて已滅するのみなり。故に應に是の說を作すべし、木は是れ火の因なり、火は是れ灰の因なり。而も世間の想は、火は木を燒き、木をして灰と成らしむと謂ふ。木既に滅し已るも、猶、餘に灰ありて、全き無物には非ず。故に喩と法との義は、相似ならず。

又、[一六]阿羅漢が諸煩惱を斷ずるも、全く無からしむるには非ず。過去・未來の煩惱の性相は、猶、實有なるが故に。若し相續中、煩惱に違する道、未だ現在前せずんば、爾時を名けて煩惱未斷と爲すも、若し相續中、煩惱に違するの道、已に現在前せば、諸の繫得を斷じ、離繫得を證して、煩惱を成就せざるをもて、煩惱已に斷ずと名く。故に應に是の說を作すべし。「聖道を修習するは、是れ希有の事なり。今、阿羅漢は煩惱を斷ずと雖も、而も無からしむるにはあらず」と。是の故に、尊者妙音說きて曰く、「煩惱の自身中に在るも行ぜざるを、說きて名けて斷となすも、全無にならしむるには非ざること、天授は舍宅中に無しと說くも、天授が餘處にも亦、無しとの謂ひには非ざるが如し。煩惱の斷ずる時も、應に知るべし亦、爾ることを。過去に有るが故に、若し退緣に遇はば、因と爲りて、未來の煩惱を引生す」と。故に必ず煩惱を起して退するの義あり。

問ふ。分別論者は、云何んが應理論者所引の契經を釋通するや。答ふ。彼は說く、「退する時は、道を退し、果を退するに非ず。沙門果は是れ無爲なるを以ての故に」と。

【一五】極微の生滅に就て。 木の極微は、火の因となりて燃るも、木の極微はそれによりて絕無となるに非ず。只已滅するのみ。これも亦、三世實用論の立場よりする議論にして、而も勝論（Vaiśeṣi-ka）が極微を常住とし熟變を除きては不變とすると異り、生滅無常ながらも、その法體恒有なりと主張せんとするなり。

【一六】煩惱は永斷ずるも全無とならず。 卽ち三世實有論たる故に、結法の繫の離、斷、滅をとくも、その結法は、絕無となるに非ずとなり。

【本論】　諸の此の道を用て欲界繫を斷ずるもの、此の道を退する時、還つて彼の結の繫を得するや否や。乃至廣說。

問ふ。何故に此の論を作すや。答ふ。他宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、[一一]或は有るが執す。「定んで退して、諸煩惱を起すの義無し」と。分別論者の如し。彼れ世間の現喩を引きて證と爲す。謂く、是の說を作す、「瓶破れ已れば、唯、餘瓦有るのみにして、復、瓶と作さざるが如く、諸の阿羅漢も亦、是の如くなるべし。金剛喩定、煩惱を破し已れば、復、諸煩惱を起して退すべからず。木を燒き已れば、唯、餘灰あるのみにして、還た、木と爲らざるが如く、諸の阿羅漢も、亦、是の如くなるべし、無漏智の火、煩惱を燒き已れば、復、諸煩惱を起して退すべからず」と。彼れは此れ等の世間の現喩を引きて、退して諸煩惱を起す義無きことを證す。彼の執を遮し、退して諸煩惱を起すの義あることを顯すなり。若し退無くんば、便ち契經に違せん。契經に說くが如し。「阿羅漢に二種あり、一には退法、二には不退法」と。又、契經に說く、「五因緣に由り、[一二]時解脫阿羅漢をして、退し隱沒し忘失せしむ。云何んが五と爲すやといへば、一には多く事業を營み、二には諸戲論を樂しみ、三には、好んで鬪諍に和し、四には意んで長途に涉り、五には身、恒に多病なるをいふ」と。又、契經に說く、「阿羅漢あり、[一三]瞿底迦(Gautika)と名く。是の時解脫阿羅漢は、六返退し已りて、第七時に於て、復、退失せんことを恐れ、刀を以て自害して般涅槃す」と。故に知んぬ、定んで煩惱を起して、退するあることを。

問ふ。[一四]若し退するの義ありとせば、分別論者所引の現喩を、當に云何んが通ずべきや。答ふ、必ずしも通ずることを須ひず。所以は何ん。彼は素怛纜に非ず、毘奈耶に非ず、阿毘達磨に非ずして、但、是れ世間麁淺の現喩なればなり。世間法異り、賢聖法異なるをもて、世間法を引きて、賢聖法を難ずべからず。若し必ず、通ずることを須ひんとせば、當に喩過を說くべし。喩既に過あれ

【一一】分別論者の無退論の理由の其の一。

【一二】時解脫羅漢退墮の五因緣。

【一三】舊婆沙にては、瞿醯迦といひ、舊、俱舍に於ては瞿提柯と音譯す。(雜阿三十九卷參照)。

【一四】無退論者說の喩過。

は、當繫にして、彼の結は未來に非らざるありといふなり。

【本論】[106](三)有る結は未來にして、彼の結は亦、當繫なるあり。結の未來の已斷し、已遍知し、已滅し、已吐するも、定んで退すべきをいふ。

此の中、已斷等は、初句に釋するが如く、定んで退すべきものは、第二句に釋するが如し。然も前は過去を說きしも、今は未來を說くのみ。

【本論】[107](四)有る結は、未來に非ずして、彼の結は亦、當繫にも非ざるあり。結の過去にして、已斷し、已遍知し、已滅し、已吐し、定んで當繫及び現在の結にあらざるをいふ。

此の中の諸句は、初句に釋するが如し。然も前には未來を說きしも、今は過去を說くなり。及び現在の結とは、現在結も亦、未來に非ざるをいふ。是れ現在なるが故に。亦、當繫に非ず。是れ今繫なるが故に。

【本論】[108]諸結が現在なれば、彼の結は今繫なりや。答ふ。諸結の現在なるは、彼の結は今繫なり。現在の諸結は、定んで現在得有るをいふ。

形質と影との如く、必ず俱有なるが故に。

【本論】[109]有る結は今繫なるも、彼の結は、現在に非ざるあり。結の過去・未來にして今繫なるをいふ。

卽ち過去・未來の結にして現在得有るなり。過去の結は、牛王の如く、得を引いて前行し、未來の結は犢子の如く、得に隨ひて後行するものにして、彼の得は現在なるが故に、今繫と名くるなり。

第二十節　退の實有論[110]

【一〇六】第三俱句—結も得も未來にあるもの—未來に生ずべき結を、斷じ已りて、還つて退し、再びその結を得するが如きをいふ。

【一〇七】第四非句—結も得も未來になきもの。

【一〇八】**結と得と共に現在なるもの。**卽ち法俱得なるとき。

【一〇九】得のみ現在にして、結は然らざる場合。

【一一〇】煩惱を斷ずるときの道と、斷じて還つて退したるときに得する結の得との關係を述べんとするに際して、先づ煩惱により退すること、果してありや否やを論じ、序いで退の自性の實有を述ぶる段なり。

此の中、已斷すとは、已に斷遍知を得するをいひ、已遍知すとは、已に智遍知を得するをいひ、已滅すとは、已に擇滅を得するをいひ、已吐すとは、已に繋得を斷じ、已に離繋得を證するをいふ。有が是の說を作す、「已斷し、已遍知し、已滅し、已吐すといふは、同じく、捨するの義を顯すものなり」と。[一〇二] 定んで退すべきにあらずとは、謂く、不退法阿羅漢の未來の三界見修所斷の結は、定んで退すべきにあらず。退法阿羅漢の未來の三界の見所斷の結は、定んで退すべきにあらず。不退法不還の、若し已に無所有處染を離れたるものの、未來の三界の見所斷の結と、及び下八地の修所斷の結とは、定んで退すべきにあらず。乃至若し未だ初靜慮染を離れざるもの、未來の三界見所斷の結と、及び欲界の修所斷の結とは、定んで退すべきにあらず。退法の不還と及び預流と一來との、未來の三界の見所斷の結は、定んで退すべきにはあらず。不退法の異生の、若し已に無所有處染を離るること[一〇三] 菩薩等の如きもの、未來の下八地の見修所斷の結は、定んで退すべきにあらず。乃至若し已に欲界染を離るるも、未だ初靜慮染を離れざるものの、未來一地の見修所斷の結は、定んで退すべきにあらざるなり。是を有る結は未來なるも、彼の結は當繋に非ずといふ。

【本論】[一〇四] **(二)有る結は當繋なるも、彼の結は未來に非ざるあり。結の過去にして、已斷し、已遍知し、已滅し、已吐するも、定んで退すべきをいふ。**

此の中の諸の句義は、前に釋するが如し。定んで退すべしとは、謂く、退法阿羅漢の過去の三界の修所斷の結には、定んで退すべきあり。退法不還にして、若し已に無所有處染を離れたるものの過去の下八地の修所斷の結には、定んで退すべきあり。乃至若し未だ初靜慮の染を離れざるものの過去一地の修所斷の結には、定んで退すべきあり。[一〇五] 退法異生の、若し已に無所有處染を離れたるものの過去の下八地の見修所斷の結には、定んで退すべきあり。乃至若し已に欲界染を離るるも、未だ初靜慮染を離れざるものの過去一地の見修所斷の結には、定んで退すべきあり。是れを有る結

【一〇二】見道は不退なること前屢ゝ述べし通りなれば、こゝに退法不退法といふは、修惑に就きてのみいふものなることを、念頭におきて考ふれば以下の法相は解し易し。

【一〇三】菩薩等の如きものとは、非常に利根なる種性の異生にして、決定不退者の意。

【一〇四】第二單句―得の未來にあるも、結の未來に非ざるもの即ち結は已生にして已斷なるも再び退して、これを得するものをいふ。

【一〇五】退法の異生には、見所斷の結にも退するものありといふは、異生は、見道未得なるものなるも、見道所斷の結を、世俗智を以て、分斷することあり。されどこは畢竟見道已得の場合の如く永斷に非ざるが故に、見所斷の結をも、修所斷の結と共に、退すとなり。

るが説く。「過去・未來は實有の體に非ず」と。或は復、有が説く、「煩惱斷じ已れば、畢竟不退なり」と。彼等の説を遮し、過去・未來は實有なることを顯示し、及び煩惱斷じ已るも、退あることを顯さんが爲めの故に、斯の論を作せしなり。

應に知るべし、此の中、先なるを已繫と名け、後なるを當繫と名け、現なるを今繫と名くることを。又、[九六]此の中に於て、有が是の説を作す、「結の用を繫と名く」と。有が是の説を作す、「結の得を繫と名く。然も[九七]結は、得に於て三種類あり。一は牛王の如く、得を引きて前行し、二は、犢子の如く得に隨ひて後行し、三は、形質と影との如く、得と倶なり。牛王の如しとは先に結あり、後に得あるをいひ、犢子の如しとは、先に得あり後に結あるをいひ、形質の如しとは、結と得と倶なるをいふ」と。

【本論】[九八]諸結が過去なれば、彼の結は已繫なりや。答ふ。諸結が過去なれば、彼の結は已繫なり。

謂く、結が過去に在れば、彼の得も亦、過去なり。曾て繫と爲るが故に、説きて已繫と名く。

【本論】[九九]有る結は已繫なるも、彼の結は過去に非ざるものあり。

謂く、結の未來・現在にして、已繫なるなり。卽ち諸結は未來・現在に在るも、彼の得は過去にありて曾て繫を爲すが故に。此の結は、犢子の如く、得に隨ひて後に行くが故に。

【本論】[一〇〇]諸結が未來なれば、彼の結は當繫なりや。答ふ。應に四句を作すべし。

義定まらざるが故に。

【本論】[一〇一]（一）有る結は未來にして、彼の結は當繫に非ざるあり。結の未來にして已斷し已遍知し已滅し、已吐して、定んで退すべきにあらざるをいふ。

【九六】こゝに、已繫・當繫・今繫といふ繫の意味に就き二説あり。（一）は結の作用を繫といふと、（二）結の得を繫といふとなり。

【九七】**法に於ける得の三種。**この三種の得の中第一は卽ち法後得、第二は法前得、第三は法倶得と稱せらるゝもの。

【九八】**過去の結とその得。**結が過去にして、その結も已繫なるは、大體に於て法前得といふべきも、三世に三世の得ありとする立場よりすれば、法後も、法倶もありと云ふべし。（倶舍、四、及び光記四參照）。

【九九】**法前得と稱すべき場合。**

【一〇〇】**諸結の未來なるとその得。**これに四句あり。

【一〇一】第一單句―未來の結ありて、その得なきもの。

依りて滅し、我語取は、或は七に依り、或は未至に依りて滅す。四身繫中、[九二]初二は、未至に依りて滅し、後の二は、或は四に依り、或は未至に依りて滅す。五蓋は未至に依りて滅し、五結中、貪・慢結は、或は七に依り、或は未至に依りて滅し、餘の三結は、未至に依りて滅す。五順下分結中、初の二は、未至に依りて滅し、後の三は、或は四に依り、或は未至に依りて滅す。五順上分結中、色貪は或は四に依り、或は未至に依りて滅し、餘の四は、或は七に依り、或は未至に依りて滅す。五見は、或は四に依り、或は未至に依りて滅し、六愛身中の鼻・舌觸所生愛身は、未至に依りて滅し、眼・耳・身觸所生愛身は、或は[九三]初禪に依り、或は、未至に依りて滅し、意觸所生愛身は、或は七に依り、或は未至に依りて滅す。七隨眠中、欲貪・瞋恚は未至に依りて滅し、有貪・慢・無明は、或は七に依り、或は未至に依りて滅し、見・疑は、或は四に依り、或は未至に依りて滅す。九結中、愛・慢・無明は、或は、七に依り、或は未至に依りて滅し、恚・嫉・慳は、未至に依りて滅し、見・取・疑は或は四に依り、或は未至に依りて滅す。九十八隨眠中、欲界の三十六は、未至に依りて滅し、色界の三十一と及び無色界の見所斷とは、或は四に依り、或は未至に依りて滅し、無色界の修所斷は、或は七に依り、或は未至に依りて滅するなり。

異生と聖者、世俗と聖道との永斷の差別は、理の如く應に知るべきなり。

[九四]第十九節　諸結の已繫、當繫、今繫に就きて

【本論】諸結が過去なれば、彼の結は已繫なりや。乃至廣說。

[九五]問ふ、何故に此の論を作すや。答ふ。他宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有

【九二】大正本には初二は初三とあるも元・明・宮の三本に初二とある上、法相上からも、當然二なるべきを以て、今は後者に從へり。

【九三】初禪は、大正本には初とのみあるも宮本に、初禪とあれば、今は後者に依れり。

【九四】以下、法の三世に實有なると、煩惱斷じ已るも尙退あることを豫想して、過去・未來・現在の諸結と、その結の作用又は得との關係を、所謂る法前・法後・法俱の三得をもつて、明かにせんとしたる段なり。

【九五】**論起の理由としての三世實有と有退論。**

みに在るが故に、四に依り、未至に依りて滅すと言ひしなり。

【本論】[八七]三不善根及び欲漏は、[八八]未至に依りて滅す。

とは、欲染を離るゝ時、彼れ永斷するが故に。若くは異生、若くは聖者、若くは有漏道、若くは無漏道は、倶に未至に依りて、欲染を離るゝが故に。

【本論】有漏と無明漏とは、或は七に依り、或は未至に依りて滅す。

とは、七は、四靜慮及び下三無色、卽ち七依定をいひ、未至とは、未至定及び靜慮中間をいふ。此の二は倶に、未至地と名くるが故なり。

此の中、有漏は、初靜慮より乃至非想非々想處に得す可く、無明漏は、欲界より乃至非想非々想處に得す可く、此の二は倶に、非想非々想處の染を離るゝ時、方に永斷を得するなり。彼の非想非々想處の染は、[八九]九地道に依つて、永斷を得するが故に、或は七に依り、或は未至に依りて滅すと言ふなり。然も、無明漏の欲界なるは、唯、未至に依りて滅し、有漏・無明漏の初靜慮なるは、初靜慮に依り、或は未至に依りて滅し、第二靜慮なるは、[九〇]二靜慮に依り、或は未至に依りて滅し、乃至識無邊處なるは、四靜慮と下二無色に依り、或は未至に依りて滅し、無所有處、非想非々想處なるは、四靜慮と下三無色に依り、或は未至に依りて滅す。總じて種類に依れば、亦、餘も或は七に依り、或は未至に依りて滅すと說くことを得るなり。

此の中には、但、二の永斷する處のみを說くが故に唯、聖者の無漏道のみにして、卽ち是れ最後の金剛喩定なり。餘は所應に隨ふこと、本論に說くが如し。

【本論】[九一]四瀑流・軛中、欲瀑流・軛は、未至に依りて滅し、有・無明瀑流・軛は、或は七に依り、或は未至に依りて滅し、見瀑流・軛は、或は四に依り、或は未至に依りて滅す。四取中、欲取は未至に依りて滅し、見・戒禁取は、或は四に依り、或は未至に

【八七】三不善根と三漏の永斷。

【八八】大正本には、未生とあるも、誤植なり。

【八九】九地道とは、四根本地と下三無色地と、二の未至地卽ち、未至と、靜慮中間となり。

【九〇】初靜慮と第二靜慮とを指す。

【九一】以下四瀑流・軛乃至九十八隨眠の永斷。以下の本文は、婆沙に省略さるゝを以て、發智論よりこれを補へり。

三結は或は四に依り、或は未至に依りて滅すと說くや。[八三]答ふ。此の中、或は四に依り或は未至にて滅すと說くべく、未至に依りて滅すと言ふべからず。而も未至に依りて滅すと言ふは、別意趣あるなり。謂く、後の依の言は、重ねて根本を說けばなり。

此の中の意を言へば、三結は或は四に依つて滅すとは、或は四根本を依として滅するをいひ、或は未至に依りて滅すとは、或は未至と四根本とを依として滅するをいふ。恰も他に問ふものあり、「汝、城に入りて此の事を作すとせんや。未だ城に入らずして此の事を作すとせんや」と。此の中一城を前後に再說するが如く、依の言も亦、爾るをもて、理に於て違ふこと無きなり。復次に、依の言には、通あり、別あり。別とは唯、諸の根本地を說く。七依經の如し。通とは、通じて根本と邊との地を說くこと、此の中に說くが如きが故に、此の依の言も亦、理に違はず。然も此の三結は、欲界乃至非想非々想處に[八四]從りて得可し。欲界なるは、唯、未至に依りて滅し、初靜慮なるは、或は初靜慮に依り、或は未至に依りて滅し、第二靜慮なるは、或は二靜慮に依り、或は未至に依りて滅し、第三靜慮なるは、或は三靜慮に依り、或は未至に依りて滅し、第四靜慮及び四無色なるは、或は四靜慮に依り、或は未至に依りて滅するなり。所以は何ん。三結の永斷・無餘斷・畢竟斷・無片影斷は、必ず見道を以てす。[八五]然も諸の見道は、唯、六地に依る。謂く、四靜慮と及び未至定と靜慮中間となり。若し未至定に依りて、正性離生に入るとき、是の如き三結は、未至に依りて滅し、乃至若し第四靜慮に依りて正性離生に入るとき、是の如き三結は、第四靜慮に依りて滅す。唯、第四靜慮と及び四無色地の三結のみは、或は四に依り、或は未至に依りて滅するありと雖も、而も總じて種類に依りて說くをもて、餘も亦、失なし。[八六]八地の邊に依りて、世俗道を起し、亦、三結を分斷すと雖も、而も永斷に非ざるが故に、此には說かざるなり。

然も此の三結の永斷は、唯、道類忍時に在り。若し別說せば、有身見結の永斷は、唯、苦類忍の

惱を滅すと說かざるが故にこれを阿毘達磨によりて補はんとするにありとの意。

【八〇】**三結の永斷につき。**

【八一】**未至及び未至と名くる所以に就きて。**

【八二】**特に未至に依るといふに就て。**

【八三】舊に答曰、此文應レ如レ是說、若入二四依一、若不レ入二四依一而滅…

【八四】從は大正本には依とあるも、三本及び宮本には從とあり。今は後者に從ふ。

【八五】欲界地は定地に非ざるを以て、見道なく、又、無色界には見道なき故に、見道は、唯、六地に依るといふ。(婆沙第七、倶舍第二十三卷參照)。

【八六】八地の近分のこと。

或は離染と名け、或は離繫と名け、或は解脫と名く。言に異ありと雖も、其の義に別なし。
[七八]昔、此の法內に二論師あり。一に侍毘維(Divira?)と名け、二に瞿沙伐摩(Ghoṣavarman)と名く。尊者侍毘維は、是の如き說を作せり。「此の中に說く、永斷は、無餘斷・畢竟斷・無片影斷なり。是の如く永斷あるは、是れ聖者にして異生には非ず。是れ聖道の能くするものにして、世俗道には非らず。所以は何ん。七依經に因りて此の論を造るが故に。彼の經には、唯、七根本地のみを說く。卽ち四靜慮と下三無色とを謂ふ。根本地にて、世俗道の、能く煩惱を斷ずるもの有るに非ず。故に知る、唯、聖者のみ無漏道を用つて斷ずることを」と。尊者瞿沙伐摩是の如き說を作す。「此の中に說く永斷とは、無餘斷・畢竟斷・無片影斷なり。是の如き永斷は、是れ聖者にも、亦、異生にもあり。是の永斷は聖道も能くし、亦、世俗道も能くす」と。問ふ。豈に此の論は、七依經に因らざらんや。如何んが異生の根本地に依り、世俗道を起すものに、永斷の義あらんや[七九]。答ふ。此の因緣に由りて、阿毘達磨は、契經等を照了すること、猶、明燈の如しと說く。契經等中に、未だ說かざる所のものは、此の阿毘達磨中に之を說き、未だ現ぜざる所のものは、此の中に此を現ず。彼の契經は有餘の說にして、此の論は無餘の說なるをもてなり。是の故に、聖者及び諸の異生は、七根本地及び八邊地に依りて、聖と世俗との道を起して倶に能く結を永斷するをもて、是の如き二說は、倶に善く通ずることを得、此の本論文は、二義を容(いれ)うべきが故に。

【本論】 答ふ[八〇]。**三結は、或は四に依り、或は未至に依りて滅す。**

といふうち、四は四靜慮地をいひ[八一]、未至は、未至地と及び靜慮中間とをいふ。此の二は、倶に未至地と名くるが故に。問ふ。此の地は何故に、未至と名くるや。答ふ。未だ根本に入らずして、能く現在前し諸の煩惱を斷ずるが故に、未至と名くるなり。

[八二]問ふ。契經には、唯、根本地を說きて依となし、未至地を依となすに非ざるに、此の中、何故に、

を靜慮中間定といひ、又、未至ともいふことあり。

【七一】 十力とは、佛の十力なり。詳しくは婆沙第三十巻、毘曇部八の第四章第六節を見よ。

【七二】 三十七菩提分法をいふ。(舊には、三十七品とあり)、精しくは、倶舍第二十五卷參照せよ。

【七三】 四證淨(Catāro avetya-pra'ādaḥ)とは、(一)佛證淨(Buddhe avetyaprasāda)、(二)法證淨(Dhamme-a.)、(三)僧證淨(Saṃghe-a.)、(四)聖所愛戒(Āriyakāntasila)をいふ。

【七四】 **分別論者の煩惱自然消滅論。**

【七五】 諸煩惱は有頂を齊(かぎり)とするといふ意。

【七六】 **定は對治道なり。**

【七七】 **滅は永斷を顯す。**

【七八】 **煩惱の永斷に對する昔者二論師の異解。**
舊に、侍畏羅を者婆羅といひ、瞿沙伐摩を瞿沙跋摩といふ。

【七九】 此の因緣に因りて云云とは、七依經には、七根本地中の聖道に由りて、聖者のみ煩惱を滅すと說くも、根本地のみならず、邊地にても、亦、聖者のみならず、異生も、煩

有を續くと說くも、能く有を潤ずるに非ざるをもて、理に於て違ふこと無きなり。

[六五]第十八節　三結乃至九十八隨眠を滅する定に就きて

【本論】　三結乃至九十八隨眠は、何定に依つて滅するや。

[六六]問ふ。何故に此の論を作すや。答ふ。諸佛の世に出現せんとする時、勝事有ることを顯さんと欲するが故なり。施設論に說く、「贍部洲を遶る[六七]轉輪王の路、廣さ一喩繕那(yojana)なるあり。輪王無き時には、海水に覆はれ、能く見るものなし。若し轉輪王、世に出現せば、大海水減ずること一踰繕那にして、此の輪王の路、爾に乃ち出現し、金沙遍布し、衆寶莊嚴し、栴檀の香水、以て其の上に灑ぐ。轉輪聖王、洲渚に巡幸し、[六八]四種の軍と倶に此の路に遊ぶ。是の如く、諸佛未だ出世せざる時には、[六九]根本地の依、能く見る者なくして、諸有の斷結は、皆[七〇]邊地に依るも、若し[七一]十力を具する轉法輪王、世に出現せば、根本地の依、爾に乃ち出現し、[七二]菩提分法の金沙遍布し、種々の功德、衆寶莊嚴し、[七三]四證淨水は、以て其の上に灑ぐ。佛は無量無邊の眷屬と、倶に此の路に遊び、涅槃の城に趣くなり。是の因緣に由るが故に、斯の論を作せり。

[七四]復、次に、分別論者が、諸煩惱には、定に依らずして滅するものありとするを遮せんが爲めなり。彼れ是の說をなす、「若し聖者あり。非想非々想處に生在するに、彼に聖道の現在前する義無きも、壽量盡くるとき、煩惱も亦、盡きて阿羅漢を成ずるをもて、名けて[七五]齊頂と爲す」と。彼の執を遮し、煩惱の、定に依らずして滅するもの無きことを顯さんが爲めの故に、斯の論を作せり。

此の中の[七六]定とは、對治道を顯す。謂く、對治道を或は說きて定と爲し、或は說きて道と爲し、或は對治と名け、或は作意と名け、或は說きて行と爲す。言に異りありと雖も、其の義に別あること無し。

此の中の[七七]滅とは、永斷を顯示す。謂く、此の永斷を或は說きて滅と名け、或は說きて盡と爲し、

その諸門分別等を述べ來りしが、本節はこれ等の煩惱の滅を論ぜんとす。而も、分別論師のいはゞ煩惱の自然消滅論に對して、毘婆沙師は、禪定に依らずんば煩惱の永斷あらずとする點を强調せんとせしものなり。

【六六】　**論題提起の因由。**
これに二あり、(一)諸佛出現には、勝事あるを現はさんが爲めと、(二)分別論者の煩惱自然消滅論を破せんが爲めとなり。

【六七】　轉輪聖王(Cakravarti-rāja)。全世界を統一し、正法に依りて、世を治むと考へらる印度人の理想的大王なり。

【六八】　四種の軍とは、
象軍(hasti kāya)
馬軍(aśva kāya)
車軍(ratha kāya)
步軍(patti kāya)
をいふ。

【六九】　こゝに根本地とは、七根本地の意にして、四靜慮と下三無色定をいふ。(有頂を加へざるは、有頂は性闇鈍にして無漏道なきが故なり)。

【七〇】　邊地とは、八邊地にして、又、八近分定ともいふ。四靜慮と四無色定との下邊(卽ちそれ等の預備定)の地をいふ。初靜慮地の近分を特に未至といひ、第二禪定の近分

九結中、[59]恚・嫉・慳結は、欲有をして相續せしめ、餘の六結は、三有をして相續せしむ。

九十八隨眠中、欲界の三十六は、欲有をして相續せしめ、色界の三十一は、色有をして相續せしめ、無色界の三十一は、無色有をして相續せしむるなり。

[60]問ふ。隨眠は、能く諸有をして相續せしむるも、纒は非ず、垢も非ず。堅牢に非ざるが故に。意地の煩惱は有を相續せしむるも、五識身は非ず。正に結正せんとする時、定んで意識あるも、五識無きが故に。何に緣りて、本論には、五蓋、嫉・慳結と鼻・舌觸所生愛身が、欲有を相續せしめ、眼・耳・身觸所生愛身が、欲・色有をして相續せしめ、掉擧順上分結が、色・無色有をして相續せしむと說くや。答ふ。本論は應に說くべし、「貪欲・瞋恚・疑蓋は、欲有をして相續せしめ、貪・慢・無明順上分結は、色・無色有をして相續せしめ、意觸所生愛身は、三有をして相續せしむるも、餘の二蓋・嫉・慳結・掉擧順上分結と、前五觸所生愛身とは、有をして相續せしめず」と。而も、是の說を作さざるは、應に知るべし、此の文に別の意趣あることを。謂く、[61]未だ餘の二蓋・嫉等を解脫せずして命終し、還つて欲有等に生ずるが故に、彼れ能く欲有等を續くとの言を說きしも、然も結生時には、彼の力に由るに非ず。

復次に、[62]三緣に由るが故に、諸煩惱は、有をして相續せしむ。一に未斷の故に、二に能く有の異熟果を感ずるが故に。三に結生時に能く有を潤ずるが故に。[63]諸の意地に在る不善隨眠は、この三緣を具有するも、無記の隨眠は、有を感ずること能はずして、但、二緣のみあり。諸の五識に在る不善隨眠は、有を潤ずること能はず、但、二緣のみあり。又、無記の隨眠は、唯、未斷のみありて、餘の二緣なし。[64]不善の纒・垢は、但、二緣のみあり、能く有を潤ずること無し。無記の纒・垢は、唯、一緣のみあり、謂く、未斷の故に。惛沈蓋等は、未斷に由るが故に、或は有を感ずるが故に、能く

【五九】大正本には、恚・嫉は、嫉・恚とあるも、今は三本宮本の九結の順位に依るに隨へり。

【六〇】**以上、纒・垢・五識身等の三有を相續せしむると說く所以。**

【六一】隨眠外の煩惱も、三有を相續せしむと本論にいひし理由の第一。

【六二】**有を相續せしむる三緣。**隨眠外の煩惱の三有を相續せしむと說く理由としての第二。

【六三】以下六愛等が夫々有を相續せしむといひしに對する會通。

【六四】嫉・慳二結を初めとして、一般の纒・垢に通ぜしめんとす。

【六五】前來諸煩惱論一般及び

續せしめ、無明漏は三有をして相續せしむ。

[五六]四瀑流・四軛中、欲瀑流・軛は、欲有をして相續せしめ、有瀑流・軛は、色・無色有をして相續せしめ、見と無明との瀑流・軛は、三有をして相續せしむ。

四取中、欲取は、欲有をして相續せしめ、見取戒禁取は、三有をして相續せしめ、我語取は、色・無色有をして相續せしむ。

四身繫中、初の二は、欲有をして相續せしめ、後の二は、三有をして相續せしむ。

[五七]五蓋は、欲有をして相續せしむ。

五結中、貪結・慢結は、三有をして相續せしめ、餘の三結は、欲有をして相續せしむ。

五順下分結中、初の二は、欲有をして相續せしめ、後の三は、三有をして相續せしむ。

五順上分結中、色貪は、色有をして相續せしめ、無色貪は、無色有をして相續せしめ、餘の三は、色・無色有をして相續せしむ。

五見は、三有を相續せしむ。

[五八]六愛身中、眼・耳・身觸所生愛身は、欲有・色有をして相續せしめ、鼻・舌・觸所生愛身は、欲有をして相續せしめ、意觸所生愛身は、三有をして相續せしむ。

七隨眠中、欲貪・瞋恚は、欲有をして相續せしめ、有貪は、色・無色有をして相續せしめ、餘の四は、三有をして相續せしむ。

て、結生すとなり。

【五五】三不善根と三有の相續。以下の本論の文は婆沙中に引用されざるをもつて、これを、發智本文より補ひて譯出せり。

【五六】四瀑流・軛・取・身繫と三有。

【五七】五蓋・五結乃至五見と三有。

【五八】六愛身乃至九十八隨眠と三有。

蘊滅し、或は死有の蘊滅して、生有の蘊生ずるをいふ。此の生有の蘊は、中有の蘊に續き、或は死有の蘊に續くをもて、是の故に名けて生有の相續となす。[五〇]時分相續とは、羯剌藍(kalalam)乃至盛年の時分の蘊滅して、頞部曇(arbudam)乃至老年の時分の蘊生ずるをいふ。此の頞部曇乃至老年の時分の蘊が、羯剌藍乃至盛年の時分の蘊に續くをもて、是の故に名けて時分相續と爲す。[五一]法性相續とは、善法の無間に、不善法或は無記法生ずるをいふ。此の不善法或は無記法が、前の善法に續くなり。不善法或は無記法の無間を廣說するも亦、爾り。是の故に名けて法性相續と爲す。刹那相續とは、前々の刹那の無間に、後々の刹那生ずるをいふ。此の後々の刹那が、前々の刹那に續くをもて、是の故に名けて刹那相續と爲すなり。此の五相續は亦、二相續中に攝在することを得。卽ち前の三は、法性と刹那との二相續を離れざるが故なり。更に法性も亦、刹那の中に入るを得るなり。一切は皆、是れ刹那性なるが故に。[五二]此の五相續の界をいへば、欲界は五を具し、色界は唯、四にして時分を除き、無色界は唯、三にして、中有と及び時分とを除くなり。
趣をいへば、地獄は唯、四にして時分を除き、餘の四趣は皆五を具するなり。
生をいへば、*四生は皆、五種の相續を具す。
此の中、但、中有と生有との二有の相續に依りて論を作せり。

【本論】[五三]謂く、三結は三有を相續せしむ。

とは、此れ總じて種類に依りて說けり。然も此の三結は、三界繫に通ずるなり。欲界繫なるは、欲有をして相續せしめ、色界繫なるは、色有をして相續せしめ、無色界繫なるは、無色有をして相續せしむ。[五四]生有・中有は最初の刹那に、その隨一を現前して結生するが故に。餘は本論に隨つて、理の如く應に知るべきなり。

【本論】[五五]三不善根及び欲漏は、欲有をして相續せしめ、有漏は色・無色有をして相

還た無色界に生ずるものなり。死有の次に中有を說かざるは、無色界には中有なきが故なり。(精しくは、婆沙第六十八巻以下參照せよ)。

【五〇】時分相續に、胎內の五位と胎外の五位とあり。尙、內外の五位に就きては毘曇部八、三七頁の註を見よ。

【五一】法性の相續に就きて精しくは、毘曇部七、第二章第九節「諸心の相生關係に就きて」を見よ。

【五二】**五相續の三界五趣四生分別。**
色界・無色界及び地獄に、時分相續なきは、彼の有情は皆唯、化生にして、頓に生じて諸根無缺、支體圓滿し、亦頓に滅して、遺餘無きが故なり。この意味に於て、欲界の天、劫初の人等にも、時分相續はなきも、今は、界によりて、細論せざれば、こゝに特に說かざるなり。尙、化生に就きては婆沙百二十巻參照。

※四生中の化生に時分相續もありとの意不明なり尙可考。

【五三】**三結と三有の相續に就きて。**

【五四】無色界に生ずるものは、その生有、欲色界に生ずるものは、その中有が、その最初の刹那に、夫々の三結を起し

らざるべく、我所も亦、當に有らざるべし」と。[四三]答ふ。若し、怖畏あり、而も是れ正見者が起すものなれば、說きて名けて有と爲す。涅槃には怖畏ありと雖も、而も是れ邪見者が起すものなるが故に、涅槃を有とは名けず。復次に、若し怖畏あり、通じて異生と及び聖者が起せば、說きて名けて、有と爲すも、涅槃には怖畏ありと雖も、而も是の怖畏は異生が起すも、聖者が起すに非ざるが故に、涅槃を有とは名けざるなり。

[四四]有が是の說を作す、「是れ苦法の器なるが故に、名けて有と爲す」と。問ふ。有は亦、是れ樂法の器なり。契經に說くが如し、[四五]「大名(Mahanāma)よ、當に知るべし、色、若し一向に是れ苦にして樂に非ず、樂の隨ふ所に非ず、又少の樂喜にも隨逐さるゝこと無くんば、有情は樂を求めんが爲めの故に、色に染著すること無かるべし。大名よ、當に知るべし、色は一向に苦のみに非ず、亦は是れ樂、亦は是れ樂の隨ふ所、是れ少の樂喜に隨逐さるゝものなるが故に、諸の有情は樂を求めんが爲めの故に、色に染著すること有り」と。又、[四六]契經に說く「決定して三受の雜無きを建立す。一に樂、二に苦、三に非苦樂なり」と。又、契經に說く、「道は[四七]道具に依り、涅槃は道に依る。道の樂を以ての故に、樂の涅槃を證す。是の故に、諸有は唯、苦の器のみに非ず」と。寧んぞ苦の器なるを以て、有の名を釋せんや。答ふ。生死の法中に、少の樂ありと雖も、而も苦多きが故に、苦の器なる名を立つ。是の故に諸有は唯、苦の器と名く。毒瓶中に一滴の蜜を置くも、此に由るが故に名けて蜜瓶とは爲さずして、但、毒瓶と名くるは、毒多きを以ての故なり。有も亦、是の如く多苦の所依なるをもて、但、苦の器と名くるなり。

然も[四八]諸の相續には略して五種あり。一に中有の相續、二に生有の相續、三に時分相續、四に法性相續、五に刹那相續なり。中有の相續とは、死有の蘊滅して、中有の蘊生ずるをいふ。此の中有の蘊は、死有の蘊に續くをもて、是の故に名けて、中有の相續と爲す。[四九]生有の相續とは、中有の

【四二】佛說をきかざる、異生凡夫の意。

【四三】涅槃は有に非ず。

【四四】第三說、苦法の器の故に有と名くる說。

【四五】大名は舊に、摩訶男とあり。之れ五比丘の一人。

【四六】諸種の經に見らるゝも、衆知のものとしては、長阿の衆集經・十上經・大緣方便經等にあり。

【四七】聖道の起るは、欲界の男女身に依るといふは、最もよく有が聖道の具たるを證するもの。

【四八】相續に五種あり。

【四九】生有の相續する場合に、二あり。(一)中有の蘊滅し、生有生ずるとき。(二)死有の蘊滅し、生有之に續くときとなり。第一の場合は、欲、色二界に有情の生ずるときにして、更に精しくいへば、欲・色二界に沒して、欲色二界に生ずるものと、無色より沒して欲色二界に生ずるものとは皆生有・死有・中有・生有の相續をなすを以て、これ第一の場合に屬す。

第二の場合に三あり。欲界に沒して、無色界に生ずるもの、色界に沒して無色界に生ずるもの、無色界に沒して、

して有と爲す。故に一切の隨眠は隨增すと說くなり。有が說く、「彼の門論に章あり門あり。章中にては但、業及び異熟のみを說きて有と名け、取を緣となす有を說かざるも、門中には、具に彼の業と異熟とを說き、及び取を緣となすものをも說くが故に、一切の隨眠は隨增すと說きしなり」と。評して曰く、彼れ是の說を作すべからず。所以は何ん。彼の論師は、先に章義を立て、後、門を以て通ず。如何んが門中と章說と異ならんや。是の故に前說を理に於て善と爲すなり。

[三八] 問ふ。何故に有と名くるや。答ふ。[三九] 增あり減あるが故に名けて有と爲す。問ふ。若し爾らば、聖道にも亦、增減あり、應に亦、有と名くべけん。[四〇] 答ふ、若し增減あり、亦、能く有を長養し、攝益し、任持するものならば、說きて名けて有と爲すも、聖道は增減ありと雖も、而も、有を損減し、違害し、破壞するが故に、有と名けず。復次に、若し增減あり、亦、諸有の生老病死をして斷絕せざらしむるものなれば、說きて名けて有と爲すも、聖道は增減ありと雖も、而も諸有の生老病死をして皆、斷じて續けざらしむるが故に、有と名けず。復次に、若し增減あり、亦、是れ苦の集に趣く行なり、又、有の世間の生老病死の集に趣く行ならば、說きて名けて有と爲すも、聖道には增減ありと雖も、而も苦の滅に趣く行にして、有の世間の生老病死の滅に趣く行なるが故に、有と名けず。復次に、若し增減あり亦、是れ薩迦耶見の事、顚倒の事、愛事、隨眠の事、貪・瞋・癡の安足處にして、亦、垢有り、毒有り、過有り、刺有り、濁有り、有に墮し、苦集諦に墮するものなれば、說きて名けて有と爲すも、聖道は增減ありと雖も、而も此れ等の一切と相違するが故に、有と名けざるなり。

[四一] 復、說者あり。「此は怖畏すべきが故に名けて有と爲す」と。問ふ、若し爾らば、涅槃も亦、怖畏すべし、應に亦、名けて有と名くべけんや。契經に說くが如し、「苾芻よ、當に知るべし、[四二] 無聞の異生は、愚癡を以ての故に、涅槃を怖畏し、謂く、是處に於て我あらず、我所も亦、あらず、我、當に有

見し得ざるを以て、今はその相當文と考へらるゝものを試みに指摘しおかん。卽ち、三界繫門の說明に於て、

不善及欲界繫法、欲界一切隨眠隨增。……。色界繫法、色界一切隨眠隨增。無色界繫法、無色界一切隨眠隨增。

とあり。參考の爲めに記しおく。(可考)。

【三七】 色無色界の隨眠及びその得は、凡て、無記にして、異熟を感ぜず。唯、修所斷法中の有漏の善業のみ異熟を感ずるを得べし。若し前說の如く有は、業と異熟とのみを意味すとせば、欲界の場合は然るべきも、色、無色界の有に對しては、修所斷の隨眠の隨增はあるべきも、前四部(見所斷)は、その遍行の惑を除いては、終に隨增すべきものなければ、一切の隨眠隨增すとはいはれまじとは、問者の意なり。

【三八】 **有と名くる所以に就きて。**

有と名くる所以に就きて、以下三說を擧げ、以て、有の性質を明かにせんとす。

【三九】 第一、增減あるが故に有と名く。

【四〇】 聖道は有に非ず。

【四一】 第二說、怖畏すべきが故に有と名くとの說。

分及び衆同分に隨ふ有情數の五蘊を說く。「諸の欲有を捨し、欲有を受くるとき、彼の一切の欲界法滅し、欲界法現在前する耶」等と說くが如き彼も亦、衆同分と及び衆同分に隨ふ有情數の五蘊とを說く。「云何が有法なりや、謂く、一切有漏法なり」と說くが如き彼の有の聲は、一切有漏法を說きて有と名く。[三一]「頗勒慬那（Phagguna）よ、當に識食は能く後有をして生起せしむと知るべし」と說くが如き彼は、結生心と及び眷屬とを說きて有と名く。[三二]「阿難陀よ、當に知るべし、若し業は能く後有をして相續せしむと知るべし」と說くが如き、是に有と名くるもの、彼は能引の後有の思を說きて有と名く。「取は有に緣たり」と說くが如きにつき、阿毘達磨の諸論師の言く「彼の有は[三三]時分の五蘊を說きて有と名く」と。[三四]尊者妙音是の如き說を作す、「彼の有とは能く後有を引く諸業を說きて有と名く」と。[三五]「七有あり、一に地獄有、二に傍生有、三に鬼界有、四に天有、五に人有、六に業有、七に中有」と說くが如き彼は、五趣及び彼の因と彼の方便とを說きて有と名く。謂く、地獄有等は卽ち是れ五趣、業有は是れ彼の因、中有は是れ彼の方便なり。「云何んが欲有なりや。謂く、諸業が欲界繫の取を緣となして、能く後生に趣きしなり、乃至廣說」と說くが如き、彼の有は業及び異熟を說きて有と名け、取を緣となす有を說かざるなり。問ふ。若し爾らば、[三六]門論の所說を當に云何んが通ずべきや。彼に說くが如し。「欲有には欲界の一切の隨眠隨增し、色有には、色界の一切の隨眠隨增し、無色有には、無色界の一切の隨眠隨增す」と。欲有は爾るべし。所以は何ん。欲界の五部の業は、皆能く異熟を感ずるをもて、彼は、欲界の一切の隨眠に隨增され容べきが故に。[三七]色有・無色有は云何んが爾るべけんや。所以は何ん、彼の界には、唯、修所斷の業のみ異熟を感ずるものあるが故に。答ふ。彼の門論中、應に說くべし「欲有には欲界の一切の隨眠隨增し、色有には、色界の遍行と及び修所斷との隨眠隨增し、無色有には、無色界の遍行と及び修所斷との隨眠隨增す」と。而も爾らざるは、別意趣あればなり。謂く、五部の結有の心は是れ有の眷屬なるが故に、亦、假說

【三一】舊に沛仇といふ。雜阿第十五卷、三七二經（S. N. 12. 12. Phagguna）參照せよ。

【三二】阿難陀は大正本に阿羅陀とあるも宮本、三本に阿難陀とあり。今は後に從ふ。

【三三】こは十二緣起中の時分緣起說に依る解釋にして、十二有支の一一に五蘊を具すとの立場よりいへるもの。（婆沙二十三卷毘曇部八、第八頁參照）。

【三四】この妙音の說は婆沙第二十四卷に於ては、婆沙師一般の、有の解釋と敢て異ならず。

【三五】特に七有に就きて。

【三六】こゝに門論といへば、直ちに俱舍論第五卷所引の尊者世友（婆沙會中の世友と別人とせらるゝ）の作なる門論のことならんと考へられんも、こは違かに然りと斷ずべからず。卽ち、直ぐ次には單に門中とのみいひ、又、三本及び宮本には、共にこれを論門とする上、舊婆沙はこれを十門中を說きて、發智本論中の十門納息を指すと考へらるゝ節あり。且つ後に章と門の說く次第も、全く發智論文の組織に同じきものあり。されど亦、十門納息中に必ずしも、此の引文と全同の文を求むるも發

復次に、此の論を作す所以は、謂く、[25]或は執するあり、「唯、愛と恚とのみ、有をして相續せしむ」と。譬喩者の如し。問ふ。彼は何が故に此の執を作すや。答ふ。契經に依るが故なり。謂く、契經に說く、「三事合するが故に、母胎に入ることを得、一には、父母交愛和合し、二には母身是の時調適し、三に健達縛正に現在前するなり。このとき健達縛に二心互起す、愛と恚と俱なるをいふ」と。「此に由るが故に知る、唯、愛と恚とのみ有をして相續せしむることを」と彼はとく。彼の意を遮し、一切の煩惱は、皆、有を相續せしむることを顯さんが爲めの故に、斯の論を作りしなり。問ふ。云何んが彼の所引の契經を通ずるや。[26]答ふ。契經は、彼の中有位の心を說きしものにして、正に結生せんとする時は唯、愛と恚とのみには非ざるが故に、我が所說は、彼の經に違はざるなり。

復次に、[27]此の論を作す所以は、謂く、或は執するあり。「惡趣は唯、恚心を用つてのみ結生し、善趣は唯、愛心を用つてのみ結生す」と。[28]彼の意を遮し、欲界の一切處にては三十六隨眠の一一現前して、生を相續せしめ、色界の一切處にては三十一隨眠の一一現前して生を相續せしめ、無色界の一切處にては三十一隨眠の一一現前して生を相續せしむるものなることを顯さんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

復次に、他を止め、己義を顯示せんが爲めのみに匆ず、然し諸法の正理を顯示し、有情を開悟せしめんが爲めの故に、斯の論を作すなり。然も、諸の[29]有の聲に多種の義を說く。此の中の有とは、衆同分と及び衆同分に隨ふ有情數の五蘊とを說く。「諸の欲界に在りて死生する者は、皆、欲有を受くる[30]耶」等と說くが如き、彼の有も亦、衆同分と及び衆同分に隨ふ有情數の五蘊とを說く。「諸の纒と所纒とは地獄有を受く」等と說くが如き彼も亦、衆同分と及び衆同分に隨ふ有情數の五蘊とを說く。「欲有を受くる時、最初に幾業所生の根を得するや」等と說くが如き彼も亦、衆同分と及び衆同分に隨ふ有情數の五蘊を說く。「四有とは本有・死有・中有・生有をいふ」と說くが如き彼も亦、衆同

【二五】　愛と恚とのみ有を相續せしむとの異說。

【二六】　中有位と、その正結生心位とは、必ずしも、同一の心的狀態を有するものに非ずとは、婆沙師會通の論據の如し。

【二七】　惡趣と善趣と別心もて結生すとの異說。

【二八】　有の相續心に就きての婆沙師の正義。

【二九】　有の種々なる語義に就て。

【三〇】　耶は大正本に邪とあるも宮本、三本に邪とあれば、今は後者に從ふ。以下同じ。

は、互に相攝するも、餘は相攝せざるなり。

とは、謂く、九結中の前七結と、九十八隨眠とは、互に相攝するも、後の[二一]二結と隨眠とは、互に相攝せざるなり。此の二は、倶に隨眠の性に非ざるが故に。

此の中、初の三結を擧げ、後の九結を擧げて、その後の種類と廣く相攝することを辨じ、三不善根乃至七隨眠と後との相攝することを略して說かざるは、相、了し易きが故なり。

[二二]第十七節　三結乃至九十八隨眠と三有の相續に就きて

【本論】 三結乃至九十八隨眠は、幾くか欲有を相續せしめ、幾くか色有を相續せしめ、幾くか無色有を相續せしむるや。答ふ。一切は應に分別すべきなり。

[二三]問ふ。何故に此の論を作すや。答ふ。他宗を止め、己義を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は執するあり[二四]「不染汚心も亦、有を相續せしむ」と。分別論者の如し。

問ふ。彼は何故に此の執を作すや。答ふ。彼は契經に依るが故に此の執を作す。謂く、契經に說く、「菩薩は正知して母胎に入り、正知して母胎に住し、正知して母胎を出づ」と。故に彼はとく「既に正知して母胎に入るとせば、正知は卽ち不染汚心に在るが故に、不染汚心も亦、有をして相續せしむるなり」と。彼の意を遮し、唯、染汚心のみ有をして相續せしむるものなることを顯さんが爲めの故に、斯の論を作すなり。問ふ。云何んが彼の所引の契經を通ずるや。答ふ。無倒想に依つて、正知の言を說く。謂く、諸の有情は多く、倒想を起して母胎に入る。卽ち男、胎に入るときは、母に於て愛を起し、父に於て恚を起す。女、胎に入る時は、父に於て愛を起し、母に於て恚を起すなり。謂く、彼れ己と順違あるが故に。後有の菩薩が、母胎に入る時には、心に顚倒なく、父に於て父と想ひ、母に於て母と想ひ、倶に親愛すと雖も、而も異心無し。親愛有るが故に、心に染汚あるも、倒想なきが故に、名けて正知と爲す。故に彼の契經は、我が義に違はざるなり。

【二一】 二結とは、九結中の嫉結と慳結とをいひ、これ等は十纒中に攝せらるゝ所謂隨煩惱なればなり。

【二二】 諸煩惱の中の、何れが吾人をして三界の有の夫々に輪廻せしむるに至るかを詳說せんとするは、本節の課題とする所。

【二三】 **三有を相續せしむる煩惱に就き論ずる所以。** 三有を相續せしむる心に就きては異說少なからず。こゝにはその中、三種の異說をかゝぐ。その(一)は不染汚心も亦、吾人の有を相續せしむとなすもの。(二)有を相續せしむる煩惱は、唯、愛と恚との煩惱のみとするもの。(三)善趣に結生せしむる心と、三惡趣に結生せしむる心と全々別なるとする說、となり。これ等に對して、婆沙師は、染汚心なる三界所屬の一一の隨眠が現前して有を相續せしむる意を顯さんとするなり。

【二四】 **不染汚心、有を相續せしむるとの異說**（特に菩薩の入胎心に就きて）。

【本論】[一二]三結と五見とにつきていへば、二結と二見とは互に相攝するも、餘は相攝せず。

とは、謂く、前[一三]二結と五見中の有身見と戒禁取とは、互に相攝するも、餘の三見とは、互に相攝せざるなり。

【本論】[一四]三結と六愛身とは、互に相攝せず。

とは、自性異なるが故なり。

【本論】[一五]三結と七隨眠とにつきていへば、三結と、一隨眠と一の少分とは、互に相攝するも、餘は相攝せず。

とは、謂く、三結と、疑隨眠と、及び見隨眠中の有身見と戒禁取とは、互に相攝するも、[一六]餘の五隨眠と及び見隨眠中の餘の三見とは、互に相攝せざるなり。

【本論】[一七]三結と九結とにつきていへば、三結と、一結と二の少分とは、互に相攝するも、餘は相攝せず。

とは、謂く、三結と、九結中の疑結と及び、見結中の有身見、取結中の戒禁取とは、互に相攝するも、[一八]餘の六結と及び見結中の餘の二見、取結中の見取とは、互に相攝せざるなり。

【本論】[一九]三結と九十八隨眠とにつきていへば、三結と二十一隨眠とは、互に相攝するも、餘は相攝せず。

とは、謂く、三結と、九十八隨眠中の三有身見・六戒禁取・十二疑隨眠とは、互に相攝するも、餘の七十七隨眠とは、互に相攝せざるなり。

【本論】[二〇]是の如く、乃至九結と九十八隨眠とにつきていへば、七結と九十八隨眠と

との順下分結、

【一一】三結と五順上分結とは相攝せず。

【一二】三結と五見。

【一三】大正本には三結とあるも、三本宮本には二とあり。二とする方正し。

【一四】三結と六愛身。

【一五】三結と七隨眠。

【一六】欲貪・瞋恚・慢・無明をいふ。七隨眠中の見隨眠は、五見凡てを自性とすればなり。

【一七】三結と九結。

【一八】愛・慢・無明・恚・嫉・慳の六結をいふ。次に九結中の見結は、有身見の外に邪見と邊見を攝し、取結は戒禁の外に見取見を攝すればなり。

【一九】三結と九十八隨眠との相攝。

【二〇】三不善根乃至九結と九十八隨眠との相攝關係。

自性同じきが故に。

【本論】[五]三結と四取とにつきていへば、三結と一取と三取の少分とは、互に相攝するも、餘は相攝せず。

とは、謂く、三結と戒禁取と及び、餘の三取中の有身見と疑とは、互に相攝するも、餘の三取の少分とは、互に相攝せざるなり。

【本論】[六]三結と四身繫とにつきていへば、一結と一身繫とは、互に相攝するも、餘は相攝せず。

とは、謂く、戒禁取結と戒禁取身繫とは、互に相攝するも、餘の三身繫とは、互に相攝せざるなり。

【本論】[七]三結と五蓋とにつきていへば、一結の少分と一蓋とは、互に相攝するも、餘は相攝せず。

とは、謂く、疑結中の不善なるは、疑蓋と互に相攝するも、餘の四蓋とは、互に相攝せざるなり。

【本論】[八]三結と五結とは、互に相攝せず。

とは、自性異なるが故なり。

【本論】[九]三結と五順下分結とにつきていへば、三結と三順下分結とは、互に相攝するも、餘は相攝せず。

とは、謂く、三結と五順下分結中の有身見結と戒禁取結と疑結とは、互に相攝するも、[一〇]餘の二結は、互に相攝せざるなり。

【本論】[一一]三結と五順上分結とは、互に相攝せず。

とは、自性異なるが故なり。

【四】三結と、四瀑流・軛との相攝につき。四瀑流・軛中の、欲瀑流・軛は欲界の貪・慢・瞋・疑・纏を自性とし、有瀑流・軛は、上二界の貪・慢・疑を、見瀑流・軛は、三界の見を自性とするを以て、その中疑と見とに於て、三結の自性と同じきあり、卽ち以上の三瀑流・軛の少分に於て攝するも、他はその體同じからざれば、その中の少分は攝せず。無明瀑流・軛は全々攝せざるなり。

【五】三結と四取との相攝に就きて。欲取は、欲界の、貪・無明・疑・慢・纏を自性とし、見取は、三界の各見、我語取は、色無色の貪・慢・無明・疑を自性とするを以て、その三取の少分と戒禁取とは何れも三結に攝せらるゝとなり。

【六】三結と四身繫との相攝に就きて。

【七】三結と五蓋との相攝に就きて。

【八】三結と五結とは相攝せず。五結は、結は同じく結なるも、貪・慢・瞋・嫉・慳を自性とするを以て三結の自性と全々異る。

【九】三結と五順下分結との相攝に就きて。

【一〇】余の二結とは、貪と瞋

（結蘊第二中一行納息第二の五　舊第三十二巻、大正、二八二三二頁）

第十六節　三結乃至九十八隨眠の前後相攝に就きて[一]

【本論】三結乃至九十八隨眠は、前、後を攝すとせんや、後、前を攝すとせんや。問ふ。何故に此の論を作すや。答ふ。重ねて、分別論者の他性を攝すと執するを遮遣し、及び重ねて應理論者の自性を攝すと説くを開顯し、轉じて分明ならしめんがための故に、斯の論を作せり。

【本論】[二]答ふ三結と三不善根とは、互に相攝せず。

とは、自性各別なるが故にかくいふ。

【本論】[三]三結と三漏とにつきては、三結と二漏の少分とは、互に相攝するも、餘は相攝せず。

とは、謂く、三結と欲漏・有漏中の有身見と戒禁取と、疑とは、互に相攝す。自性同じきが故に。三結と無明漏と及び二漏の少分とは、互に相攝せず。自性異なるが故に。後はこれに准じて應に知るべし。

【本論】[四]三結と四瀑流とにつきていへば、三結と三瀑流の少分とは、互に相攝するも、餘は相攝せざるなり。

とは、謂く、三結と欲・有・見瀑流中の有身見と戒禁取と疑とは、互に相攝するも、無明瀑流と及び三瀑流の少分とは、互に相攝せず。

【本論】四瀑流に對する如く、四軛に對するも亦、爾るなり。

【一】前節に於ては、三結乃至九十八隨眠の一一が、唯、幾隨眠を攝するやに就きて述べたるに對し、本節はこれ等の前なる種類と後のものとの相攝關係を述べ、併せて攝すとは、自性を攝するの意なることを、重ねて明かにせんとしたる段なり。

【二】三結と三不善根等との相攝關係。三結は、有身見・戒禁取・疑なるに對し、三不善根は、貪・瞋・癡にして、兩者間には自體同じきもののなきを以て相攝せずといふ。

【三】三結と三漏との相攝に就きて。三漏中の、欲漏は、欲界五部の貪・瞋・慢と、見（有身・邊執・邪見・見取・戒禁取の欲界四部併せて十二見）と、疑と、纏とを自性となすを以て、その中の見と疑とに於て三結と自性同じきも、他は同じからず。有漏は、色・無色界の貪・慢・見・疑を自性となすを以て、その中の見と疑とに於て三結と自性同じきも、他は同じからず。この故に三結は、三漏中の二漏の少分を攝するも、その二漏の少分は攝せずといふ。無明漏中には全々同じきものなし。

けて攝と爲す。卽ち執持の義に於て、立つるに攝の名を以てするが故に、勝義の攝は、唯、自性のみを攝するなり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第五十九

とは、三界各々五部の貪・慢・無明を攝するをいふ。

【本論】恚結は五を攝す。

とは、欲界五部の瞋を攝するをいふ。

【本論】見・取結は、各々十八を攝す。

とは、見結は、三界各々一有身見・邊執見と、四の邪見とを攝し、取結は、三界各々二の戒禁取と四の見取とを攝するをいふ。

【本論】疑結は、十二を攝す。

とは、三界各々四部の疑を攝するをいふ。

【本論】嫉・慳結には、所攝なし。

とは、これ等は隨眠の性に非ざるが故なり。

【本論】[九一]九十八隨眠中、欲界の有身見は、欲界の有身見を攝し、乃至、無色界修所斷の無明は、無色界修所斷の無明を攝す。

とは、各々自ら彼の自性を攝するが故なり。

問ふ。[九二]云何が諸法は各々自性を攝するや、答ふ。自性は自性に於て、是れ有、是れ實、是れ可得なるが故に、說きて名けて攝と爲し、自性は自性に於て、異に非ず、外に非ず、離に非ず、別に非ず、恒に空ならざるが故に、說きて名けて攝と爲し、自性は自性に於て、已有にあらざるにあらず、今有にあらざるにあらず、當有にあらざるに非ざるが故に、名けて攝と爲し、自性は自性に於て、增に非ず、減に非ざるが故に名けて攝と爲し、諸法の自性が自性を攝する時は、手を以て食を取り、指、衣等を捻るが如くには非ず。然も彼れ各々自體を執持し、散壞せざらしむるが故に、名

【九一】九十一隨眠の各自は各自を攝す。

【九二】自性が自性を攝すとなす所以。

とは、三界各々の二の戒禁取を攝するをいふ。

【本論】[八六]六愛身中、眼・耳・身觸所生愛身の各々は、二の少分を攝す。

とは、各々欲・色界修所斷の各々の少分の貪を攝するをいふ。

【本論】[八七]鼻・舌・觸所生愛身の各々は、一の少分を攝す。

とは、各々欲界修所斷少分の貪を攝するをいふ。

【本論】[八八]意觸所生愛身は、十三と二の少分とを攝す。

とは、三界各々の前四部と、及び無色界修所斷の貪と、并びに欲・色界修所斷の各々少分の貪とを攝するをいふ。

【本論】[八九]七隨眠中、欲貪・瞋恚隨眠の各々は、五を攝す。

とは、欲界五部の貪・瞋を攝するをいふ。

【本論】有貪隨眠は十を攝す。

とは、色・無色界の各々五部の貪を攝するをいふ。

【本論】慢・無明隨眠は、各々十五を攝す。

とは、三界各々五部の慢と無明とを攝するをいふ。

【本論】見隨眠は三十六を攝す。

とは、三界各々十二の見を攝するをいふ。

【本論】疑隨眠は、十二を攝す。

とは、三界各々四部の疑を攝するをいふ。

【本論】[九〇]九結中、愛・慢・無明結は、各々十五を攝す。

【八六】**六愛身各自の攝する隨眠に就きて**　眼耳身の三は唯、修所斷にして色、にも欲界にもあり、隨つてそれより生ずる多愛中、色界の貪隨眠は意觸所生の愛身と共に分擔し、欲界の修所斷の貪は全六愛身と分擔するを以て、各とその少分の貪を攝すといふ。

【八七】鼻舌の二は唯、欲界繫にして修所斷なるに、欲界修所斷の貪を他の四愛身と共に分擔するを以て、その少分を攝すといふ。

【八八】意は前五根と異り、三界五部に通ずるを以て、この觸所生の愛身も、三界の五部の貪隨眠全體に亘るも、只、欲界と色界の修所斷の貪は、前五愛身との分擔なるを以て、少分を攝すといへり。

【八九】**七隨眠各自の攝する隨眠。**

【九〇】**九結各自の攝する隨眠に就きて。**

【本論】戒禁取結は、六を攝す。

とは、三界各々二の戒禁取を攝するをいふ。

【本論】疑結は十二を攝す。

とは、三界各々四部の疑を攝するをいふ。

【本論】[八三]五順上分結中、色貪結は一の少分を攝す。

とは、[八四]色界修所斷少分の貪を攝するをいふ。

【本論】無色貪結は、一の少分を攝す。

とは、無・色界の修所斷少分の貪を攝するをいふ。

【本論】掉擧結に所攝なし。

とは、隨眠の性に非ざるが故に。

【本論】慢結は二の少分を攝す。

とは、色・無色界の各々の修所斷の少分の慢を攝するをいふ。

【本論】無明結は二の少分を攝す。

とは、色・無色界の各々の修所斷の少分の無明を攝するをいふ。

【本論】[八五]五見中、有身見・邊執見は各々三を攝す。

とは、三界の各々の一有身見、邊執見を攝するをいふ。

【本論】邪見・見取の各々は、十二を攝す。

とは、三界各々の四の邪見と、見取とを攝するをいふ。

【本論】戒禁取は六を攝す。

【八三】**五順上分結各自の攝する隨眠。**

【八四】色貪結が色界の修所斷の少分の貪を攝すといふ所以は、元來順上分結は、見道所斷に非ざるは勿論、これは、諸異生の起す貪にも非ず、只聖者のみの起す貪、然も聖者中の不還者の所起の貪のみを指すを以て、少分の貪といひしなり。

以下順上分結が修所斷の隨眠の少分を攝すといふの意は、順上分結に右の限定あるに依る。

【八五】**五見各自の攝する隨眠に就て。**

とは、三界の各々二の戒禁取を攝するをいふ。

【本論】此實執身繫は、十二を攝す。

とは、三界各々四の見取を攝するをいふ。

【本論】[七八]五蓋中、貪欲・瞋恚蓋は各々五を攝す。

とは、欲界五部の貪瞋を攝するをいふ。

【本論】疑蓋は四を攝す。

とは、欲界四部の疑を攝するをいふ。

【本論】餘蓋に所攝なし。

とは、惛沈睡眠・掉擧惡作等の蓋は是れ[七九]纒の性なるが故に、隨眠を攝せざればなり。

【本論】[八〇]五結中の貪・慢結は、各々十五を攝す。

とは、三界各々五部の貪慢を攝するをいふ。

【本論】瞋結は五を攝す。

とは、欲界五部の瞋を攝するをいふ。

【本論】[八一]嫉・慳結には所攝なし。

とは、此の二結は、隨眠の性に非ざるが故に。

【本論】[八二]五順下分結中の貪欲・瞋恚結は、各々五を攝す。

とは、欲界五部の貪瞋を攝するをいふ。

【本論】有身見結は、三を攝す。

とは、三界各々一有身見を攝するをいふ。

【七八】五蓋各自の攝する隨眠。

【七九】纒は、隨眠の所引にして隨眠に非ざればなり。

【八〇】五結各自の攝する隨眠。

【八一】この二結は十纒に攝せらるればなり。

【八二】五順下分結各自の攝する隨眠。

とは、色・無色界の各々五部の貪・慢と及び各々四部の疑とを攝するをいふ。

【本論】 見瀑流は三十六を攝す。

とは、三界各々十二見、即ち有身見、邊執見の各々一、戒禁取の二、邪見・見取の各々四とにて十二となるを攝するをいふ。

【本論】 無明瀑流は十五を攝す。

とは、三界の各々五部の無明を攝するをいふ。

【本論】 四瀑流の如く、四軛も亦、爾り。

とは、名義別なりと雖も、而も體同じきが故なり。

【本論】[七五] 四取中の欲取は、二十四を攝す。

とは、欲界五部の貪・瞋・慢・無明の二十と及び四部の疑とを攝するをいふ。

【本論】 見取は三十を攝す。

とは、三界各々十見を攝するをいふ。即ち前所説の十二見中、二の戒禁取を除く餘の十見なり。

【本論】 戒禁取は六を攝す。

とは、三界各々二の戒禁取を攝するをいふ。

【本論】[七六] 我語取は三十八を攝す。

とは、色・無色界各々五部の貪・慢・無明と及び各々四部の疑を攝するをいふ。

【本論】[七七] 四身繫中、貪欲・瞋恚身繫は各々五を攝す。

とは、欲界五部の貪・瞋を攝するをいふ。

【本論】 戒禁取身繫は六を攝す。

相應する七種の無明と、不共無明との八種を癡不善根とするを指す。

【七三】 以下三漏各自の攝する隨眠。

【七四】 四瀑流・軛各自の攝する隨眠。

【七五】 四取各自の攝する隨眠。

【七六】 我語取は、色無色界の隨眠の中より、見に關せる二十四隨眠を除く凡てを攝するなり。

【七七】 四身繫の攝する隨眠。

【本論】 戒禁取結は、六を攝す。

とは、此の結は、九十八隨眠中に於て、六隨眠を攝するをいふ。卽ち三界の見苦道所斷の戒禁取の隨眠なり。

【本論】 疑結は十二を攝す。

とは、此の結は、九十八隨眠中に於て、十二隨眠を攝するをいふ。卽ち三界見苦・集・滅・道所斷の疑隨眠なり。

【本論】(七一) 三不善根中の貪・瞋不善根は、各々五を攝す。

とは、欲界五部の貪・瞋を攝するを謂ふ。

【本論】 癡不善根は、四と一の少分とを攝す。

とは、(七二)欲界の後四部と、及び欲界の見苦所斷の不善の無明を攝するをいふ。

【本論】(七三) 三漏中、欲漏は三十一を攝す。

欲界三十六隨眠中の五無明を除く餘の三十一を攝するをいふ。

【本論】 有漏は五十二を攝す。

とは、色・無色界の六十二隨眠中、十無明を除く餘の五十二を攝するをいふ。

【本論】 無明漏は十五を攝す。

とは、三界各々五部の無明を攝するをいふ。

【本論】(七四) 四瀑流中、欲瀑流は十九を攝す。

とは、欲界五部の貪、瞋・慢と及び四部の疑とを攝するをいふ。

【本論】 有瀑流は二十八を攝す。

猶如ニ散沙一

【六八】 解脫門とは、卽ち三摩地の別名(婆沙一〇四參照)にして、空三摩地は、有身見の近對治なり、無願三摩地は心に期して三有を願はざるにあり、無相三摩地は、所緣の行爲相を離れ、無相涅槃への門をなすものなるが故に、かく、諸法の攝する自性を觀察することは、これ等三三摩地と同樣の功德を得するに至るといふが、解脫門相似の種子を得るといふ意ならん。

【六九】 前本論中に、答へとして言へる語なり。

【七〇】 以下三結の一一の攝する隨眠に就きて。

【七一】 以下三不善根各自の攝する隨眠に就きて。

貪隨眠は三界五部に通ずるも、不善根は、欲界にのみあるを以て、今は欲界の隨眠のみ攝するなり。瞋隨眠は、欲界にのみあるを以て、瞋不善根と全く合す。

【七二】 欲界繫の後の四とは、見集・滅・道・修所斷の四部の癡(相應無明と不共無明と)の全體をいふ。一の少分とは、欲界見苦所斷の癡に十種ある中、身見と邊見との二 相應する無明は身、邊二見が無記なるが故に不善に非ざるを以て、他の三見と貪・瞋・慢・疑と

問ふ。[六三]諸法は自性を攝すと觀察する時、何の勝利かあり、何の功德をか得するや。答ふ。[六四]我想及び一合想ある者は、貪・瞋・癡等の煩惱增盛し、增盛するに由るが故に、生老病死・愁歎・憂苦の諸災患の事を解脫すること能はず。若し我想及び一合想を除きて、便ち[六五]色法は麵麨聚の久しからずして離散する如しと觀じ、[六六]無色法は、前後俱ならず、久しからずして磨滅すと觀じ、[六七]一切有爲の法は、猶、沙摶風飄し散壞するが如しと總觀せば、此に由つて、便ち[六八]空解脫門相似の種子を得、有爲法は空・非我なりと觀ずるが故に、便ち生死に於て深く願樂せず、此に由つて復、無願解脫門相似の種子を得。彼れ生死に於て願樂せざるが故に、便ち涅槃に於て、深心願樂し、此に由つて復、無相解脫門相似の種子を得。彼れ是の如き三三摩地に於て、下に依りて中に生じ、中に依りて上に生じ、上に依りて慧を發し、三界の染を離れ、三菩提を得、永く寂滅を證す。諸法が自性を攝すと觀察する時、便ち是の如き勝利功德を獲す。此の因緣に由るが故に、斯の論を作すなり。

此の中、[六九]一切は應に分別すべきなりとは、三結乃至九十八隨眠の一一の所攝の隨眠は、各々異るをもて、是の故に、一切は皆應に分別すべしとのいふなり。

【本論】　謂く、[七〇]三結中、有身見結は三を攝す。

とは、謂く、此の結は、九十八隨眠中に於て、三隨眠を攝す。卽ち三界の見苦所斷の有身見の隨眠なり。此は、總じて種類に約して、三隨眠を攝するを說くも、若し別に分別せば、欲界のものは、欲界の有身見を攝し、色界のものは、色界の有身見を攝し、無色界のものは、無色界の有身見を攝す。而も、此の一一の界に三世の別あり。過去なるものは、過去の有身見を攝し、未來なるは、未來の有身見を攝し、現在なるは、現在の有身見を攝す。此の復、一一に多刹那ありて、各々自ら相攝す。後は之れに准じて應に知るべきなり。

對治道の必要もなからんとなり。

【五七】　以下、分別論者の所引證の會通。

【五八】　舊には、依持是攝とあり。

【五九】　舊に、持是攝といふ。

【六〇】　他性を攝するの意義。舊に、攝レ法、攝二他法一者、或時攝、或時不レ攝、或有所以レ攝、或有所以二不攝一といふ。

【六一】　舊に、因事生二於愛一、因事生二於恚一世人起二愛恚一、無下不二因事一者上とあり。

【六二】　自性を攝すの意義。

【六三】　諸法の攝する自性を觀察するの功德、新譯に、觀察諸法自性攝時云云は舊には、若觀下察自相法還攝中自相法上時、云云とあり。

【六四】　我想とは、無常、無我等なる五蘊所成の法を執して、我なり我所なりと想ふをいひ、一合想とは、色受想行識の和合法なるを、執して、唯一のものなりと想ふをいふ。

【六五】　色法は、五蘊に於ける色一般の法にして、その有爲無常にして執着すべきなきを觀ずるなり。

【六六】　無色法とは、無色の四蘊卽ち受想行識にして前世後世、常住なるものに非ず、これも亦有爲無常と觀ずるなり。

【六七】　舊に有爲法、離散之相、

勝義の攝には非ざるなり。又、契經に「五根中に於て、慧根は最勝にして、慧根は能く餘の四根を攝す」と說くは、方便の義に於て、攝の聲を假立す。慧を方便となせば、餘の四根をして、亦、速かに運轉し、能く大事を辨ぜしむるをもて、攝の名を假立するも、勝義の攝には非ざるなり。又、契經に「四の攝事を以て、徒衆を攝す」と說くは、能く彼を引きて離散せざらしむることに於て、攝の聲を假立す。四の攝事に由つて、方便誘引するために、攝の名を假立するも、勝義の攝には非ざるなり。又、契經に、正思惟も正精進も亦、慧蘊の攝、正念も亦、定蘊の攝なり」と說くは、隨順の義に於て、攝の聲を假立す。正思惟と正精進は慧蘊に隨順し、正念は定蘊に隨順するを以ての故に、攝の名を假立するも、勝義の攝には非ざるなり。又、彼の所引の世俗の言論の、「戶樞は扇を攝し、縷は衣服を攝し、附は薪等を攝す」といふは、[五九]任持の義に依りて、假りに攝の名を說くも、勝義の攝には非ざるなり。在家者が、能く田等を攝すと說き、出家者が徒衆等を攝すと說くは、饒益の義に依りて、假に攝の名を說くも、亦、勝義の攝には非ず。[六〇]他性を攝するは、時に待し、因に待して、攝の名を立つるものにして、究竟の攝には非ざるなり。時に待すとは、時ありてか能く攝し、時ありてか攝せざるをいひ、因に待すとは、因ありてか、能く攝し、因ありてか攝せざるをいふが故に、究竟には非ざるなり。有る頌に曰ふが如し。[六一]

　因あるが故に愛を起し、　因あるが故に憎を起す。
　世間に因なくして、而も　愛憎を起すもの無し。

と。[六二]自性を攝するは、時と因とを待たずして、攝の義あるをもて、是れ究竟の攝なり。時を待たずとは、諸法、時として自性を攝せざることなきをいふ。彼れ一切時に自體を捨せざるが故に。因を待たずとは、諸法は因なくして而も自性を攝するをいふ。因緣を待たずして自體あるを以ての故に、若し一切法を觀察せんと欲せば、應に先に彼の自性を攝するの義を觀ずべきなり。

(尙可考)(俱舍、二十五參照)

【五三】舊に世俗言語法者、世俗亦作是說、戶攝戶樞、縷能攝衣、索攝薪束。云云と。

【五四】**婆沙師の「法は自性を攝す」との主張**
分別論者の攝するといふ意味は、自分が中心となりて、他を從へ、統率する、又は關係付ける程の一義的意味なりと解するに對して、毘婆沙師は、この攝するといふ意義に、勝義と、世俗との兩義ある中、茲に法が法を攝するといふは、必ず勝義ならざるべからずとするにより以下の解を生ぜり。この勝義の意味に於ける法が法を攝すといふは、法がある法をその自體とし、自性とし即ち、その法の內容となすといふ程の意。

【五五】法が法を攝するといふは、即ち他性を攝するなりとの分別論者の主張が、若し、有部の所謂る勝義として用ひられたるものなりとせば、次の如き過失を生ぜんとは、有部論者が、分別論者の說を、自己流の攝の概念の分類に從ひて、評破せんとしたるもの。

【五六】即ち見苦所斷の煩惱を斷じて苦智已に生ぜば、同時に、見集・滅・道・修等の煩惱も斷ずべきを以て、集智・滅智・道智等を修する見道修道等の

施、二に愛語、三に利行、四に同事なり」と。我れこの四を以て、自の徒衆を攝し、徒衆は此に由つて我が所攝を受く』と。然も手長者は徒衆と異りて、衆を攝すと說くが故に、知んぬ、「諸法は皆、他性を攝するも、自性を攝するに非ざることを」。餘經に復、說く、[五二]「正見・正思惟・正精進は、慧蘊の攝にして、正念・正定は定蘊の攝なり」と。然も正思惟・正精進は慧蘊と異り、正念は定蘊と異りて、而も、彼の攝なりと說くが故に知んぬ、「諸法は皆、他性を攝するも、自性を攝するに非ざることを」。[五三]世俗の言論に依るとは、謂く、世間に、戶樞は扇を攝し、縷は衣服を攝し、附(つけなわ)は薪等を攝すと說き、在家者は、我れ能く田、諸畜、財寶、僮僕、家屬を攝すと說き、出家者は、我れ、徒衆、資具、衣鉢を攝すと說く。是の如く能攝と所攝と異るが故に知んぬ、諸法は皆、他性を攝することを』と。

[五四]彼の意を止め、一切法が皆、自性を攝するは、是れ勝義の攝なることを顯はさんが爲めなり。[五五]若し他性を攝するを是れ勝義なりとせば、則ち一切法の自性は是れ一切法なるべく、一法の生ずる時、一切法、應に生ずべく、一法の滅する時、一切法滅すべし。復、別の失あり。應に見苦所斷法は、卽ち見集・滅・道・修所斷の諸法を攝すべく、見苦所斷の煩惱を斷ずる時は、見集所斷等の煩惱も亦、應に斷ずべけん。若し爾らば、[五六]後の諸の對治道を修すること、無用と成るべし。此の過ある勿らんがための故に、一切法は唯、自性を攝するといふを是れ勝義の攝となすなり。

[五七]問ふ。若し一切法は唯、自性のみを攝するを是れ勝義の攝なりとし、他性を攝するは非ずとせば、分別論者所引の契經と世俗の言論とを、當に云何んが通ずべきや。答ふ。所引の契經は是れ不了義なり、假名に依つて說くは、別の意趣あり。謂く、契經に、「諸の臺帳等の所有の中心は、臺帳等の衆材の所依と爲りて、能く彼を任持し、散墜せざらしむるが故に、中心は能く彼を攝す」と說くは、[五八]任持の義に於て、攝の聲を假立す。此は彼を任持し、散墜せざるが故に、攝の名を假立するも、

【五一】 四攝事(cattāri saṅgaha-vatthūni)とは、弟子又は衆生を統攝し、和合せしむる方法にして、一、布施・二、愛語・三、利行・四、同事をいふ。第一の布施とは求むる所に應じて法又は財の二施をなし、これに因りて、衆生に親愛の心を起さしめ、それによつて法を聞かしむるに至るをいひ、第二、愛語とは、衆生の根性に隨つて善言を以て慰喩し、第三、利行とは、自ら身口意の三善行を起して、これにより衆生に親しき心を起さしめ、第四、同事とは、衆生の樂ふ所に應じて種々の形を示現し、事業を共にし利益を平等ならしむるをいふ。

【五二】 正見は、慧を體とするも、正思惟は尋の心所を體とし、正精進は、勤の心所を體となす。亦、正定は、定を體とするも、正念は念を以て體となすを以て、この經に攝すといふは、必ずしも、自性に攝するにはあらずして、他性をも攝するといへるものなりとはこれ、分別論者のこゝに引證する點。但し、この考へよりせば自性をも攝すといふべき筈なるに、分別論者が、自性を攝せずといふは、彼等が、正見と慧蘊、正定と定蘊とを如何に解釋したるやを今明かにするを得ず。

を以て一に對するが故に小七と名け、七句法に依つて問答を作すに、二を以て一に對し、乃至八を以て一に對するが故に、大七と名くるなり。復、次に、[四四]不相似法を以て不相似法に對して、問答を作すも、三世の定めを以てせざるが故に一行と名け、相似法を以て相似法に對し、問答を作すに、三世の定めを以てするが故に歷六と名け、不相似法を以て不相似法に對し、問答を作すに三世の定めを以てし、一を以て一に對するが故に小七と名け、不相似法を以て不相似法に對し、問答を作すに三世の定めを以てし、二を以て一に對し、乃至、八を以て一に對するが故に大七と名く。一行と歷六と、小七と大七との是れを差別と謂ふなり。

[四五]第十五節　三結乃至九十八隨眠各自の九十八隨眠に於ける攝持關係（附、攝の意味）

【本論】　三結乃至九十八隨眠は、九十八隨眠中に於て、一一幾隨眠を攝するや。答ふ。一切は應に分別すべきなり。

[四六]問ふ、何故に此の論を作すや。答ふ。他の宗を止め、正義を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが說く、「諸法は他性を攝するも、自性を攝するに非ずと」*分別論者の如し。『彼は假名の契經に依り、及び世俗の言論に依るが故に、是の說を作すなり。假名の契經に依るとは、契經に說くが如し、[四七]「諸の臺帳等の所有の中心が、臺帳等の衆材の所依となり、能く彼等を任持して、散墜せざらしむ。故に中心は能く彼れ等を攝すと說く」と。然も彼の中心は、衆材と異なりて、而も能く彼等を攝すと說くが故に知んぬ、「諸法は皆、他性を攝するも自性を攝するに非ざることを」。餘經に亦說く。[四八]「五根中に於て慧根を最勝とし、慧根は能く諸餘の四根を攝す」と。然も彼の慧根は四根と異りて能くこれ等を攝すと說く。故に知んぬ、「諸法は皆他性を攝するも自性を攝するに非ざることを」。又、[四九]餘經に說く、『世尊は彼の[五〇]手長者（Hatthaka）に告げて言く、汝、何の法を以て自の徒衆を攝し、徒衆は云何んが汝の所攝を受くるや。手長者言く、世尊は我が爲めに四の攝事を說けり。[五一]「一に布

つの形式の總體的差別を說かんとするが本節の課題。

【四四】　不相似法とは、愛と貪、又は慢等の如くお互に相似せざる法をいふ。之に對し、卽ち過去の愛結と未來の愛結との如きは相似法なり。

【四五】　三結乃至九十八隨眠の諸門分別の續きとして、今は、三結乃至九十八隨眠の一一が、三界五部九十八隨眠の何れに當り、その中の幾つを攝するやを檢せんとするは、本節の主なる論題にして、併せて、法が法を攝すとは何を意味するやを明かせり。

【四六】　問題提起の所以。
※他性を攝するといふ分別論者の主張。

【四七】　舊に儻斗受入儻子、爲儻子依、以儻斗勝、故攝諸儻子とあり。

【四八】　五根は信・勤・念・定・慧なり。

【四九】　中阿含第九の未曾有法品・手長者經參照。

【五一】　舊に呵德迦といふ。

對するを、初の七句と爲す。未來の愛・恚等を以て、先に未來の慢等に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、後に過去の慢等に對するを、第二の七句と爲す。現在の愛・恚等を以て、先に現在の慢等に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、後、未來の慢等に對するを、第三の七句と爲す。過去・現在の愛・恚等を以て、先に過去・現在の慢等に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、後、現在の慢等に對するを、第四の七句と爲す。未來・現在の愛・恚等を以て先に未來・現在の慢等に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、後、過去・現在の慢等に對するを、第五の七句となす。過去・未來の愛・恚等を以て、先に過去・未來の慢等に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、後に未來・現在の慢等に對するを、第六の七句と爲す。過去・未來・現在の愛・恚等を以て、先に過去・未來・現在の慢等に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、後、過去・未來の慢等に對するを、第七の七句と爲すなり。若し是の説を作せば、功も唐捐せず、文に於て益あり、義に於ても益あり、重説せざるが故に、又、唯の七の七句のみ有るなり。

第十四節　一行、歴六、小七、大七の差別[四三]

問ふ。一行と歴六と小七と大七とに、何の差別ありや。答ふ。名に卽ち差別あり。謂く、一行と名け、歴六と名け、小七と名け、大七と名くるが故に。復、次に、一行法に依つて問答を作すが故に、一行と名け、六句法に依つて問答を作すが故に歴六と名け、七句法に依つて問答をなすに、一

恚に首り、過去・未來・現在の恚に終り、第二句の主句は未來の愛結にして、客句の七句は、未來の恚結に始りて、第六句が過去・未來・現在の恚、第七句卽ち過去の恚にて終る、斯の如く乃至して、第七句の主句は、過去・未來・現在の(愛結)にして、客句の七句中の初句は、過去・未來・現在の(恚結)に始りて、過去・未來の(恚結)に終る。かく主句も客句も、三世七句の順次的變化を取る所にこの説の型の特徵あり、決して重説することとなし。是れ愛結の恚結に對する小七句の七七句にして、愛結が主句となりて慢結、乃至慳結に對する小七句の七七句も恚結に對する如く説くべく、又、更に恚結を主句として、他の一を客句とするもの、慢結乃至慳結を主句とするもの等皆同じ型を取りて説くべしとなり。

【四二】 **以下婆沙正義の大七句の七七句。** 大七句の配列に關しては前述の如く、主句が、二乃至八結となりて、一の客句に對するを異にするのみにして、その型は、小七句の七七句の型を踏襲するものなり。

【四三】 前來述べ來れる九結相互の繫事關係を述ぶるこの四

〔四〇〕評して曰く、是の如き所說は、其の功を唐捐し文に於て益なく、義に於て益なし。重說なるを以ての故に。又、唯、七の七句のみに非ざればなり。〔四一〕應に是の說を作すべし。過去の愛等を以て、先に過去の恚等に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、後、過去・未來・現在の恚等に對するを、初の七句と爲す。未來の愛等を以て、先に未來の恚等に對し、次に現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、後、過去の恚等に對するを、第二の七句と爲す。現在の愛等を以て、先に現在の恚等に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、後、未來の恚等に對するを、第三の七句と爲す。過去・現在の愛等を以て、先に過去・現在の恚等に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、後、現在の恚等に對するを、第四の七句と爲す。未來・現在の愛等を以て、先に未來・現在の恚等に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、後、過去・現在の恚等に對するを、第五の七句と爲す。過去・未來の愛等を以て、先に過去・未來の恚等に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、後、未來・現在の恚等に對するを、第六の七句と爲す。過去・未來・現在の愛等を以て、先に過去・未來・現在の恚等に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、後、過去・未來の恚等に對するを、第七の七句と爲すなり。是れを小七と謂ふ。

〔四二〕過去の愛・恚等を以て、先に過去の慢等に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで、未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、後、過去・未來・現在の慢等に

(七)過去の恚、第三句は、現在の恚より初まり、第二句の首めなりし未來の恚を最後におき、乃至第七句の客句の首は過去・未來・現在の(恚結)にして終りは、過去未來の(恚結)として過去の愛結の七七句を構成せんとするにあり、次に、主句をそのまゝにして、亦、客句を慢・無明乃至慳に變へつゝ凡てに互つてこの型を繰り返すは、彼の說の小七句の七七句の作方なり。更に、大七句は右小七句と同じ型に於て只、主句の一結を、二結乃至八結とする點にのみに差別あり。而も、この七七句中には、未來の愛結、現在の愛結乃至、過去・未來・現在の愛結を主句とする場合は、終に說かれざるを以て、婆沙評家は、彼の說を只これ重說にして、其の功を唐損すと評せり。

【三九】 異說に於ける大七句。二結を以て、一結に對する場合にてその他全てを例示す。

【四〇】 七七句の異說に對する評家の批評

【四二】 以下婆沙正義の小七句に於ける七七句。婆沙評家の小七句の七七句に就きて、その型を概說せんに、その初句に於ける主句は、過去の(愛結)にして、客句の七句は、同じく、(一)過去の

に過去・未來・現在の恚等に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで、未來・現在に對し、後、過去・未來の恚等に對するを、第七の七句と爲す。

以上、是れ等を小七と謂ふ。

〔三九〕過去の愛・恚等を以て、先に過去の慢等に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、後、過去・未來・現在の慢等に對するを初の七句と爲す。過去の愛・恚等を以て、先に未來の慢等に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來、現在に對し、後、過去の慢等に對するを、第二の七句と爲す。過去の愛・恚等を以て、先に現在の慢等に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、後、未來の慢等に對するを、第三の七句と爲す。過去の愛・恚等を以て、先に過去・現在の慢等に對し、次いで未來・現在に對し、次いで、過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、後、現在の慢等に對するを、第四の七句と爲す。過去の愛恚等を以て、先に未來・現在の慢等に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで、過去に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、後、過去・現在の慢等に對するを、第五の七句と爲す。過去の愛・恚等を以て、先に過去・未來の慢等に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、後、未來・現在の慢等に對するを、第六の七句と爲す。過去の愛・恚等を以て、先に過去 未來・現在の慢等に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、後、過去・未來の慢等に對するを、第七の七句と爲す。是れを大七と謂ふ」と。

これを未來と、現在と、過去・現在と、過去・未來と、未來・現在と、過去未來・現在と、過去未來現在の各々に就きても七句をなし、結局、七の七句を作し得ることを述べんとするが本節の課題なり。勿論これに異說あること、次說の如し。

【三七】七の七句に就きて。 七七句の作業法に就きて二種の解あり。第一解は、「有人の異說にして、第二解は、婆沙の正義なり。

【三八】七七句の異說に於ける小七句に就きて。 この異說の七七句論の要領をかゝげん。小七句につき述べんに、先づ初句たる、過去の愛結の繫あるとき(前句)、過去の恚結の繫もありや(後句)の中、前句に位するものを主句とし、後句に位するものを客句として論ずれば、此の異說に於ては、主句たる、過去の愛結云云を、全七句に互つて變へずして、客句中の、世の區別のみを順還的に一位づゝかへ行きて七句を作らんとするにあり。卽ち初句の客句を(一)過去の恚、(二)未來の恚、(三)現在の、(四)：：(七)過去・未來・現在の恚とし、第二句にては、(一)未來の恚、(二)現在の、(三)過去・現在の……(六)過去 未來・現在の、

去・未來・現在の慳結に對して七句を作る。

[三五]以上、二結を以て一結に對するが如く、三結を以て、四結を以て、五を以て、六を以て、七を以て、八結を以て一結に對するも亦、爾るなり。

[三六]第十三節　小七及び大七兩句の七七句の形式論

【本論】[三七]過去の愛等を首として七句あるが如く、乃至過去・未來・現在の愛等を首としても亦、各〻七句あり。是の如くして、應に七七句ありと知るべし。

此の中、[三八]有るが說く、「過去の愛等を以て、先に過去の恚等に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、後、過去・未來・現在の恚等に對するを、初の七句と爲す。過去の愛等を以て、先に、未來の恚等に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、後、過去の恚等に對するを、第二の七句と爲す。過去の愛等を以て、先に現在の恚等に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、後、未來の恚等に對するを第三の七句と爲す。過去の愛等を以て、先に過去・現在の恚等に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、後、現在の恚等に對するを、第四の七句と爲す。過去の愛等を以て、先に未來・現在の恚等に對し、次いで過去・未來に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、後、過去・現在の恚等に對するを、第五の七句と爲す。過去の愛等を以て、先に過去・未來の恚等に對し、次いで過去・未來・現在に對し、次いで過去に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、後、未來・現在の恚等に對するを、第六の七句と爲す。過去の愛等を以て、先

疑と嫉と慳に對して各々七句。(六)過去の取と疑との結を以て、嫉と慳とに對し、各七句。(七)過去の疑と嫉との二結を以て慳結に對する七句なり。今は、第一組の七句なり。

【二九】第二組の七句。

【三〇】第三組の七句。

【三一】第四組の七句。

【三二】第五組の七句。

【三三】第六組の七句。

【三四】第七組の七句。

【三五】**三結乃至八結を以て一結に對する大七句。** 以上二結を以て一結に對せしとき七組の七句を得たるに對し、三結を以て、一に對するときは、六組の七句を得。(一)過の愛・恚・慢……無明。(二)過の恚・慢・無明……見。(三)過の慢・無明・見……取。(四)過の無明・見・取……疑。(五)過の見・取・疑……嫉。(六)過の取・疑・嫉……慳。なり。四結を以て一結に對する時は、五組の七句、五結を以ては四組、乃至八結を以ては、一組の七句を得ることとこれによつて推知すべし。

【三六】以上述べたる小七句にしても、大七句にしても、凡て、三世七句の分別の中、只過去の一種にのみつきてこれを示したるも、本節は、更に、

未來・現在の無明結に對して七句を作る。過去の恚結・慢結を以て、無明結に對して七句を作る如く、見結・取結・疑結・嫉結・慳結に對して各〻七句を作ることも亦、爾るなり。

三〇 次に恚結を除き、過去の慢結・無明結を以て、先に過去の見結に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去、現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、後、過去・未來・現在の見結に對して、七句を作る。過去の慢結と無明結とを以て、見結に對して七句を作すが如く 取結・疑結・嫉結・慳結に對して、各〻七句を作ることも亦、爾るなり。

三一 次に、慢結を除く、過去の無明結・見結を以て、先に過去の取結に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで、未來・現在に對し、次いで、過去・未來に對し、後、過去・未來・現在の取結に對して、七句を作る。過去の無明結と見結とを以て、取結に對して七句を作るが如く、疑結・嫉結・慳結に對して各〻七句を作ること亦、爾り。

三二 次に無明結を除き、過去の見結・取結を以て、先に、過去の疑結に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、後に過去・未來・現在の疑結に對して七句を作る。過去の見結・取結を以て、疑結に對して七句を作るが如く、嫉結・慳結に對して各〻七句を作ることも亦、爾るなり。

三三 次に見結を除き、過去の取結・疑結を以て、先に過去の嫉結に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで、過去・未來に對し、後に過去・未來・現在の嫉結に對して七句を作る。過去の取結と疑結とを以て、嫉結に對して七句を作るが如く、慳結に對して七句を作ることも亦、爾るなり。

三四 復、取結を除き、過去の疑結と嫉結とを以て、先に過去の慳結に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、後、過

たるものなり、こゝに小七の如く、大七も亦爾りといふ所以は、小七句が、諸結の三世七種の分別に從つて句を成じたるが如く、大七句も亦、三世七種の分別の上に立つをいふ。然しそれに差別あるは、その結の數の、小七句は一を以て一に對したるに、大七句は、二を以て、又は、三、四、五、……八を以て、一つの結に對し、各〻七句をなす點にありとなり。

【三八】 **以下、二結を以て、一結に對する大七の形式。**

二を以て一に對するとき、過去のみに就きてこれを考ふるも、七組の七句を得。

(一)過去の愛と恚との結を以て、慢結に對して七句を作ること、小七句の如く、更に、これを無明結に對して七句、見結乃至慳結に對して七句を作す、これ第一組の七句論なり。

(二)過去の恚と慢との結を以て、無明結見結乃至慳結に對して、各〻七句をなし、

(三)過去の慢と無明との結を以て、見乃至慳結に對する各七句。

(四)過去の無明と見との結を以て、取乃至慳に對する各の七句。

(五)過去の見と取とを以て、

去の愛あるも、三世の見無しといふが如きには非ず。されどその差別の義少なるが故に、此に說かざるなり。

【本論】[24]愛結が後の八結に對して小七句を作すが如く、乃至、嫉結が慳結に對し、其の所應に隨つて小七を作すことも亦、爾るなり。

此の中、[25]其の所應に隨ふとは、唯、慢と愛とのみは、倶に三界五部に通じ、唯、有漏緣非遍行なるが故に、後に對して小七句を作すこと、皆、愛の如く說くも、無明は、三界五部、有漏無漏緣、遍行非遍行に通じ、見と疑とは、三界に通ずるも唯、四部にして、有漏無漏緣、遍行非遍行に通じ、二取は、三界に通じ唯、四部有漏緣にして、遍行非遍行に通じ、恚は唯、欲界にして、五部に通じ、唯、有漏緣、非遍行なり。嫉と慳とは、唯、欲界修所斷、有漏緣、非遍行なり。是の如く諸結の寬狹に異ありて、後に對する七句も不同なるものあるをもて、是の故に、所應に隨ふとの言を說くを須ひしなり。

[26]第十二節　九結の大七句に就きて

【本論】[27]小七の如く、大七も亦、爾り。差別をいへば二を以て一に對し、乃至八を以て一に對する點にあり。

謂く、[28]過去の愛結と恚結とを以て、先づ過去の慢結に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、後、過去・未來・現在に對して、慢結の七句を作る。過去の愛結・恚結を以て慢結に對し、七句を作るが如く、無明結、見結・取結・疑結・嫉結・慳結に對して各ゝ七句を作ることも亦、爾るなり。

次に、[29]愛結を除く過去の恚結・慢結を以て、先づ過去の無明結に對し、次いで未來に對し、次いで現在に對し、次いで過去・現在に對し、次いで未來・現在に對し、次いで過去・未來に對し、後、過去・

に對するときは少分の差別あるなり。卽ち、第一句に於て、例示せば、「若し此の事に於て、過去の愛結の繫することあれば、亦、過去の取結の繫するもありや。答ふ。若し道類智未だ已に生ぜずんば、繫するあり」と說くべく、見結の場合に、「答ふ若し、未だ斷ぜずんばあり」と云ふが如きに非ざる點、これ差別なり。他の句は推して知るべし。後の說明は、その理由を示せるもの。

【二四】**九結全體の小七句に就きて。**

以上は、過去の愛結を以て、後の八結に對する、小七句を說きしが、その小七句の作り方は、他の結の場合にも適應しうとなり。

蓋し、一行にしても、歷六にしても、又この小七句にしても、皆、後に對してといひ、前に對してといはざるは、後の前に對する場合は、それぞれの場合に設問を設けて、說き來るを以て、已に自から說き得ればなり。

【二五】**九結相互の寬狹に就きて。**

【二六】本節は、大七句の作り方の形式一般を示さんとするにあり。

【二七】大七句は、小七句を土臺として、その上に打ち立て

も、現在のなさあり。謂く、此の事に於て、愛結の前生未斷なるあり、及び見結の未斷なるあるも、而も現在前せざるなり。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結のあるを顯し、見結の未斷なるありとは、過去・未來の見結のあることを顯し、而も現在前せずとは、現在の見結あるを遮するなり。

【本論】[二〇]（三）、或は過去の愛結の繫するありて亦、過去・未來・現在の見結の繫するあるあり。謂く此の事に於て、愛結の前生未斷なるあり、亦、見結の現在前することあるなり。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結のあるを顯し、亦、見結の現在前するありとは、現在の見結あるを顯す。此に過去・未來のものあるは、說かずして自ら成ず。見結現在前するときは、必ず過去・未來のものあるが故なり。

【本論】[二一]設し過去・未來・現在の見結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫するありや。答ふ。若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

此の中、義の意、廣くは前說の如し。

【本論】[二二]見結に對するが如く、取結・疑結に對するも亦、爾り。

俱に唯、三界の見所斷なるが故に、愛を以て彼等に對して小七句を作すこと、見に對して說くが如し。中に於て亦、[二三]少分の差別あり。謂く、取結は唯、道類智已に生ずるとき、修所斷の法に於て、愛結の前生未斷なるあれば、過去の愛結はあるも三世の取は無しと說くべきこと、見結が、集類智已に生ずるとき、見滅所斷の見結と相應せざる法に於て、愛結の前生未斷なるあれば、亦、過

【二〇】第七句中の第三句。

【二一】第七句の設問。

【二二】過去の愛結の取結又は疑結に對する小七句。
過去の愛結の、見結に對して小七句を作す如く、これ等兩結に對して、小七句を作すことも爾りとなり。

【二三】この中、疑結に對する場合は、見結に對する場合と全く同じと解すべきも、取結

此の中、義の意、廣くは前說の如し。

【本論】[一六]若し此の事に於て、過去の愛結の繫するありて亦、過去・未來の見結の繫することありや。答ふ。若し未だ斷ぜずんばあり。

此の中、義の意は前の如く應に知るべし。

【本論】設し過去・未來の見結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ。若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば、則ち繫せざるなり。

此の中、義の意、廣くは前說の如し。

【本論】[一七]若し此の事に於て、過去の愛結の繫するありて亦、過去・未來・現在の見結の繫することありや。答ふ。――

此の中に三句あり。

【本論】[一八](一)、或は過去の愛結の繫するあるも、過去・未來・現在の見結の繫することなきあり。謂く、此の事に於て愛結の前生未斷なるあるも、而も見結の已に斷ずるなり。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結あるを顯し、而も見結已に斷ずとは、過去・未來・現在の見結のあるを遮するなり。謂く、集類智已に生ずるも、見滅・道所斷の見結と相應せざる法に、愛結の前生未斷なるあり、道類智已に生ずるも、修所斷の法に、愛結の前生未斷なるものあるなり。

【本論】[一九](二)、或は過去の愛結の繫するあり、及び過去・未來の見結の繫するある

【一六】第六句、過の愛―過・未の見。

【一七】第七句、過の愛―過・未・現の見。この中、更に三句あり。

【一八】第七句中の第一句。

【一九】第七句中の第二句。

【本論】[二二]（一）、或は過去の愛結の繫するあるも、未來・現在の見結の繫するなきあり。謂く、此の事に於て愛結の前生未斷なるあるも、而も見結の已に斷ずるなり。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結あるを顯し、而も見結已に斷ずとは、未來・現在の見結あるを遮す。餘は前說の如し。

【本論】[二三]（二）、或は過去の愛結の繫するあり、及び未來の見結の繫するあるも、現在のなきあり。謂く、此の事に於て、愛結の前生未斷なるあり、及び見結の未斷なるあるも、而も現在前せざるなり。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結のあるを顯し、見結の未斷なるありとは、未來の見結あるを顯す。彼の未斷位には、所繫の事に於て必ず未來の見結の繫することあるが故なり。而も現在前せずとは、現在の見結あるを遮す。

【本論】[二四]（三）、或は過去の愛結の繫するありて亦、未來・現在の見結の繫することあるあり。謂く此の事に於て、愛結の前生未斷なるあり、及び見結の現在前することあるなり。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結のあるを顯し、見結の現在前することありとは、現在の見結のあることを顯す。此に未來のあるは、說かずして自ら成ず。見結現在前するときは未來のも必ずあるが故なり。

【本論】[二五]設し未來現在の見結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ。若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば、則ち繫せざるなり。

【二二】第五句中の第一句。
【二三】第五句中の第二句。
【二四】第五句中の第三句。
【二五】第五句の設問。

【本論】(二)[九]、或は過去の愛結の繫するありて、現在のなきあり。謂く、此の事に於て愛結の前生未斷なるあり、及び過去の見結の繫するあり、及び見結の未斷なるあるも、而も現在前せざるなり。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結のあるを顯し、見結の未斷なるありとは、過去の見結のあるを顯す。彼れ未斷位には、所繫の事に於て必ず過去の見結の繫することあるが故なり。而も現在前せずとは、現在の見結あるを遮す。

【本論】(三)[一〇]、或は過去の愛結の繫するありて亦、過去・現在の見結の繫することあるあり。謂く、此の事に於て愛結の前生未斷なるあり、亦、見結の現在前することあるなり。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結のあるを顯し、亦、見結の現在前するありとは、現在の見結のあるを顯す。此に過去の有るは、說かずして自ら成ず。見結の現在前するときは、過去のも必ずあるが故なればなり。

【本論】設し過去現在の見結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ。若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

此の中の義の意、廣くは前說の如し。

【本論】若し此の事に於て過去の愛結の繫するありて亦、未來・現在の見結の繫するありや。答ふ。——[一一]

此の中に三句あり。

【九】第四句中の第二句、

【一〇】第四句中の第三句、

【一一】第五句、過去の愛—未・現の見、此の中に更に三句あり。

心を起して現在前し、或は餘處に於て見結を起して現在前し、或は亦無心時なれば、則ち現在の見結の繫する義なきなり。

【本論】 設し現在の見結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ。若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば、則ち繫せざるなり。

謂く、此の事に於て、若し見結の現在前するあり、亦、愛結の前生未斷なるあれば、卽ち此の事に於て、亦、過去の愛結の繫する義あり。若し此の事に於て見結の現在前することありと雖も、而も前に此に於て愛結未だ生ぜずんば、餘處に生ずと雖も、而も此の事に於て、亦、未だ生ぜずと名け、設ひ生ずるも已に斷ずれば、卽ち此の事に於て、過去の愛結の繫する義あることなし。

【本論】[七] 若し此の事に於て、過去の愛結の繫するありて亦、過去現在の見結の繫することありや。答ふ。――

此の中に三句あり。

【本論】[八] (一)、或は過去の愛結の繫するありて、過去・現在の見結の繫することなきあり。謂く、此の事に於て、愛結の前生未斷なるあるも、而も見結の已に斷ずるなり。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結の有るを顯し、而も見結已に斷ずとは、過去・現在の見結のあるを遮するなり。謂く、集類智已に生ずるも、見滅・道所斷の見結と相應せざる法に於ては、前生の愛結の未斷なるあり、道類智已に生ずるも、修所斷法に於ては、前生の愛結の未斷なるものあるをいふ。

【七】 第四句、過の愛―過・現の見、この中に更に三句あり。

【八】 第四句中の第一句。

りと雖も、而も、前に此に於て、愛結未だ生ぜずんば、餘處に生ずと雖も、而も此の事に於て、亦、未だ生ぜずと名け、設ひ生ずるも已に斷ずれば、卽ち此の事に於て、過去の愛結の繫する義あることなきなり。

【本論】[五]若し此の事に於て、過去の愛結の繫するありて亦、未來の見結の繫することありや。答ふ。若し未だ斷ぜずんばあり。

謂く、此の事に於て、若し前生の愛結の未斷にして、見結も亦、未斷なるものあれば、卽ち此の事に於て亦、未來の見結の繫する義あり。若し此の事に於て、前生の愛結の未斷なるありと雖も、而も見結已に斷ずれば、卽ち此の事に於て、未來の見結の繫する義あることなし。餘は前說の如し。

【本論】設し未來の見結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫するありや。答ふ。若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

謂く、此の事に於て、若し未來の見結の未斷なるあり、亦、前生の愛結の未斷なるあれば、卽ち此の事に於ても亦、過去の愛結の繫する義あり。若し此の事に於て、未來の見結の未斷なるありと雖も、而も前に此に於て愛結未だ生ぜずんば、餘處に生ずと雖も、而も此の事に於て、亦、未だ生ぜずと名け、設ひ生ずるも已に斷ずれば、卽ち此の事に於て過去の愛結の繫する義あることなし。

【本論】[六]若し此の事に於て過去の愛結の繫するありて亦、現在の見結の繫することありや。答ふ。若し現在前すればあり。

謂く、此の事に於て、若し前生の愛結の未斷なるあり、亦、見結の現在前するあれば、則ち現在の見結の繫する義あるも、若し此の事に於て、或は餘結を起して現在前し、或は善か無覆無記かの

に迷ふ諸結は、未來の未斷なるは、定んで三世を繫するも、過去なるは不定なり。卽ちこの事に於て若し前に生じて、未斷なれば（前生の九品結）則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず（後三品の如く）、設ひ生ずるも已に斷ずれば（前六品の如く）繫せずといふを指す。

【五】第二句、過の愛―未の見。

【六】第三句、過の愛―現の見。

巻の第五十九（第二編　結蘊）

（結蘊第二中一行納息第二之四　（舊第三十一巻、大正、二八、二三一頁）

第十一節　九結の小七句問答（續き）[一]

【本論】[二]若し此の事に於て、過去の愛結の繫するあり亦、過去の見結の繫することありや。答ふ。若し未だ斷ぜずんばあり。

謂く、此の事に於て、若し前生の愛結の未斷なるありて見結も亦、未斷なれば、即ち此の事に於て、亦、過去の見結の繫する義あり。若し此の事に於て、前生の愛結の未斷なるありと雖も、而も見結已に斷ずれば、即ち此の事に於て、過去の見結の繫する義あることなし。道類智已に生ずるも、修所斷の法に於て、愛結の前生未斷なるあり、集類智已に生ずるも、見滅・道所斷の見結と相應せざる法に於て、愛結の前生未斷なるあり而も此等の法に於て見結の繫なしといふが如きは、此の義に由るが故なり。[三]此の中、總じて若し未だ斷ぜずんばのと言を說き、道類智の未だ已生位に至らずとの言を說かざるは、彼の位にも亦、愛は有るも、見は無きこと有るに由るが故なり。共相に迷ふ結の過去の未斷なるは、必ず三世の所繫の事を繫するが故に、[四]愛等の如く不定の說を作すに非ず。

【本論】設し過去の見結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫するものありや。答ふ。若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも、已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

謂く、此の事に於て、若し、前生の見結の未斷なるあり、亦、前生の愛結の未斷なるあれば、即ち此の事に於て、亦、過去の愛結の繫する義あるも、若し此の事に於て、前生の見結の未斷なるあ

【一】前節に於て、過去の愛結の繫の八種の小七句問答の中、已に五種の小七句分別を說きたれば、本節は續いて、過去の愛結の後の三種の小七句に就きて述べ、惹いて、他の結の繫のそれぐの八種の小七句分別を推知せしむるにあり。

【二】過去の愛結の、見結に對する小七句に就きて、第一句、過去の愛　過の見。

【三】見結は元來見道所斷なれば、道類智已に生ずれば、見結の繫の無きことも當然なるべく、從つて、反對に、道類智未だ已生位に至らずんば、見結の繫はありといへば、本論の如く、若し未だ斷ぜずんばなどといふよりは意甚だ明瞭なるべきに、かくいはざる理由は、即ち道類智未已生位に於ても、集類智已に生じて後の見滅、道所斷の見結不相應法に於て、又滅智已に生じて後の、見道所斷の見結の不相應法に於て、共に見結の繫はなく、愛結の未斷なるものあればなり。從つて若し法相上、見結の無きを、若し未だ斷ぜずんばとのみとけりとなり。（婆沙、五十六巻第二節參照）

【四】見結の如き遍行の煩惱は、未來過去共に未斷なるは定んで三世を繫するものなるに、愛結、又は慢結等の自相

此の中の義の意、皆前說の如し。

【本論】　設し過去・未來・現在の無明結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ。若し前に生じ未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも、已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

此の中の義の意、廣くは前說の如きなり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第五十八

此の中、義の意、廣くは前説の如し。

【本論】[八四]若し此の事に於て過去の愛結の繫するありて亦、未來・現在の無明結の繫することありや。答ふ。未來のは必ず繫し、現在のは若し現在前すれば繫するなり。

此の中の義の意、並に前説の如し。

【本論】設し未來・現在の無明結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ。若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

此の中、義の意、廣くは前説の如し。

【本論】[八五]若し此の事に於て、過去の愛結の繫するありて亦、過去・未來の無明結の繫するありや。答ふ。是の如し。

所以は何ん。前に共相の諸結は、三界五部の事に於て、能く繫となり、過去・未來の未斷なるは、定んで彼の三世一切の事を繫すと説きしが故に。

【本論】設し過去・未來の無明結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ。若し前に生じ未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

此の中の義の意、廣くは前説の如し。

【本論】[八六]若し此の事に於て、過去の愛結の繫するありて亦、過去・未來・現在の無明結の繫することありや。答ふ。過去・未來のは必ず繫し、現在のは若し現在前すれば繫するなり。

【八四】第五句、過の愛―未・現の無明。

【八五】第六句、過の愛―過・未の無明。

【八六】第七句、過の愛―過・未・現の無明。

きなり。

【本論】[八二] 若し此の事に於て、過去の愛結の繫するありて亦、現在の無明結の繫することありや。答ふ。若し現在前すればあり。

謂く、此の事に於て、若し前生の愛結の未斷なるあり、亦、無明結の現在前することあれば、則ち現在の無明結の繫する義あるも、若し此の事に於て、或は善か無覆無記かの心を起して現在前し、或は餘處に於て無明結を起して現在前し、或は無心時なれば、則ち現在の無明結の繫する義なし。

【本論】 設し現在の無明結の繫することあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ。若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

謂く、此の事に於て、若し無明結の現在前するあり、亦、愛結の前生未斷なるあれば、卽ち此の事に於て、亦、過去の愛結の繫する義あり。若し此の事に於て、無明結の現在前すること有りと雖も、而も前に此に於て愛結未だ生ぜざれば餘處に生ずと雖も、而も此の事に於て、亦、未だ生ぜずと名け、設ひ生ずるも已に斷ずれば、卽ち此の事に於て、過去の愛結の繫する義有ることなし。

【本論】[八三] 若し此の事に於て、過去の愛結の繫するありて亦、過去・現在の無明結の繫することありや。答ふ。過去ものは必ず繫し、現在のものは若し現在前すれば繫するなり。

此の中、義の意、並びに前說の如し。

【本論】 設し過去・現在の無明結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ。若し前に生じ未だ斷ぜずんば、則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

【八二】 第三句、過の愛－現の無明。

【八三】 第四句、過の愛　過・現の無明。

【本論】設し過去の無明結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫するありや。答ふ。若し愛結前に生じ未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

謂く、此の事に於て、若し前生の無明結の未斷なるあり、亦、前生の愛結の未斷なるあれば、卽ち此の事に於て亦、過去の愛結の繫する義あり。若し此の事に於て、前生の無明結の未斷なるありと雖も、而も前に此に於て、愛結未だ生ぜずんば、餘處に生ずと雖も、而も此の事に於て亦、未だ生ぜずと名け、設ひ生ずるも已に斷ずれば、卽ち此の事に於て、過去の愛結の繫する義あることなきなり。

【本論】[八二]若し此の事に於て、過去の愛結の繫するありて亦、未來の無明結の繫することありや。答ふ。是の如し。

所以は何ん。前に共相の諸結は、三界五部の事に於て、能く繫となり、未來の未斷なるは、定んで彼の三世一切事を繫すと說きしが故に。

【本論】設し未來の無明結の繫することあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ、若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

謂く、此の事に於て、若し未來の無明結の未斷なるあり、亦、前生の愛結の未斷なるあれば卽ち此の事に於て、亦、過去の愛結の繫する義あり。若し此の事に於て、未來の無明結の未斷なるありと雖も、而も前に此に於て、愛結未だ生ぜずんば、餘處に生ずと雖も、而も此の事に於て、亦、未だ生ぜずと名け、設ひ生ずるも已に斷ずれば、卽ち此の事に於て過去の愛結の繫する義あることな

【八二】第二句、過の愛ー未の無明。

過去のなきあり。謂く、此の事に於て愛結の前生未斷なるあり、及び慢結の現在前ありて、而も前に生ずるなく、設ひ生ずるも已に斷ずるなり。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結あるを顯し、慢結の現在前するありとは、現在の慢結あるを顯し、而も前に生ずるなく、設ひ生ずるも已に斷ずとは、過去の慢結のあるを遮するなり。此に未來のあるは說かずして自ら成ず。慢結が現在前すれば必ず未來のはあるが故に。

【本論】[七七](四)或は過去の愛結の繫するあり、亦、過去・未來・現在の慢結の繫するあり。謂く、此の事に於て愛結・慢結の前生未斷なるあり、及び慢結の現在前するなり。

此の中、愛結・慢結の前生・未斷なるありとは、過去の愛結・慢結の有るを顯し、慢結の現在前するありとは、現在の慢結あるを顯す。此に未來のあるは說かずして自ら成ず。義は前說の如し。

【本論】[七八]設し過去・未來・現在の慢結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫するありや。答ふ。若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

此の中、義の意、廣くは前說の如し。

【本論】[七九]若し此の事に於て、過去の愛結の繫するありて亦、過去の無明結の繫することありや。答ふ。是の如し。

所以は何ん。[八〇]前に共相に迷ふ諸結は、三界五部の事に於て、能く繫となり、過去の未斷なるは、定んで彼の三世一切事を繫すと說きしが、無明も既に亦、是れ共相の結なるが故に、是の如しと答へしなり。

【七七】第七句中の第四。

【七八】第七句の設問。

【七九】**過去の愛結の無明結に對する小七句。**第一句、過去の愛―過去の無明結。

【八〇】以前の小七句は、過去の愛結が自相に迷ふ結に對する小七句の代表的のものを述べしに對して、以下は、同じく過去の愛結が、共相に迷ふ結の代表的のものに對するをあぐるなり。

【本論】設し過去・未來の慢結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫するありや。答ふ。若し前に生じ未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

此の中、義の意、亦、前說の如し。

【本論】[七三]若し此の事に於て過去の愛結の繫するあれば、亦、過去・未來・現在の慢結の繫することありや。答ふ。

此の中に、四句あり。

【本論】[七四](一)或は過去の愛結の繫するあり、及び未來の慢結の繫するありて、過去・現在の慢結の繫するなきあり。謂く、此の事に於て、愛結の前生未斷なるあるも、慢結の前に生ずるなく、設ひ生ずるも已に斷じ、現在前せざるなり。

此の中、愛結の前生・未斷なるありとは、過去の愛結あるを顯し、慢結の前に生ずるなく、設ひ生ずるも已に斷ずとは、過去の慢結あるを遮し、現在前せずとは、現在の慢結あるを遮するなり。此に未來のあるは說かずして自ら成ず。彼の愛結未だ斷ぜずんば、此の慢必ず有るが故に。

【本論】[七五](二)或は過去の愛結の繫するあり、及び、過去・未來の慢結の繫するあるも現在のなきあり。謂く、此の事に於て、愛結・慢結の前生・未斷なるあるも、慢結の現在前することなきなり。

此の中、愛結・慢結の前生・未斷なるありとは、過去の愛結と慢結とあるを顯し、慢結現在前することなしとは、現在の慢結あるを遮す、此に未來のあるは、說かずして自ら成ず。義は前說の如し。

【本論】[七六](三)或は過去の愛結の繫するあり、及び未來・現在の慢結の繫するあるも、

【七三】第七句、過去の愛—過未現の慢、この中に更に四句あり。

【七四】第七句中の第一。

【七五】第七句中の第二。

【七六】第七句中の第三。

ことあるなり。

此の中、愛結・慢結の前生・未斷なるありとは、過去の愛結と慢結とのあるを顯し、慢結の現在前するありとは、現在の慢結あることを顯すなり。

【本論】[七〇]設し過去・現在の慢結の繫することあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ、若し前に生じ未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

此の中、義の意、廣くは前說の如し。

【本論】[七一]若し此の事に於て、過去の愛結の繫するありて亦、未來・現在の慢結の繫することありや。答ふ。未來は必ず繫し、現在は、若し現在前すれば繫するなり。

此の中、未來は必ず繫すとは、未來の慢結は、若し未だ斷ぜざる時は、定んで三界五部の一切事を繫するが故なり。現在は、若し現在前すれば繫すとは、義、前說の如し。

【本論】設し未來・現在の慢結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫するありや。答ふ。若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

此の中、義の意、廣くは前說の如し。

【本論】[七二]若し此の事に於て過去の愛結の繫するありて亦、過去・未來の慢結の繫するありや。答ふ。未來は必ず繫し、過去は、若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

此の中の、二義は並びに前に說くが如し。

【七〇】第四句の設問。

【七一】第五句、過去の愛―未・現の慢。

【七二】第六句、過去の愛―過未の慢。

【本論】[六六]（一）或は過去の愛結の繫することあるも、過去・現在の慢結の繫すること無きあり。謂く、此の事に於て愛結の前生未斷なるあるも、慢結の前生なく、設ひ生ずるも已に斷じ、又現在前せざるなり。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結の未だ斷ぜざるものあるを顯し、慢結の前生なく、設ひ生ずるも已に斷ずとは、過去の慢結のあるを遮し、現在前せずとは、現在の慢結のあるを遮するなり。

【本論】[六七]（二）或は過去の愛結の繫するあり、及び過去の慢結の繫するあるも、現在のなきあり。謂く、此の事に於て、愛結・慢結の前生・未斷なるあるも、慢結の現在前することなきなり。

此の中、愛結・慢結の前生未斷なるありとは、過去の愛結と慢結との有るを顯し、慢結の現在前することなしとは、現在の慢結あるを遮するなり。

【本論】[六八]（三）或は過去の愛結の繫するあり、及び現在の慢結の繫するあるも、過去のなきあり。謂く、此の事に於て愛結の前生未斷なるあり、及び慢結の現在前することあるも、而も前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずるなり。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結のあるを顯し、慢結の現在前するありとは、現在の慢結の有るを顯し、而も前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずとは、過去の慢結のあるを遮するなり。

【本論】[六九]（四）或は過去の愛結の繫するあり、及び過去・現在の慢結の繫するもあるあり。謂く、此の事に於て、愛結・慢結の前生・未斷なるあり、及び慢結の現在前する

【六六】第四句中の第一句。

【六七】第四句中の第二句。

【六八】第四句中の第三句。

【六九】第四句中の第四句。

と雖も、而も、前に此に於て愛結未だ生ぜずんば、餘處に生ずと雖も而も、此の事に於て、亦、未だ生ぜずと名け、設ひ生ずるも已に斷ずれば、卽ち此の事に於て、過去の愛結の繫する義あることなきなり。

【本論】[六四]若し此の事に於て、過去の愛結の繫するありて、亦、現在の慢結の繫することもありや。答ふ、若し現在前すればあり。

謂く、此の事に於て、若し前生の愛結の未斷なるあり、亦、慢結の現在前するあれば、則ち現在の慢結の繫する義あるも、若し此の事に於て、或は餘結を起して現在前し、或は善・無覆無記の心を起して現在前し、或は餘處に於て、慢結を起して現在前し、或は無心時なれば、則ち現在の慢結の繫する義なきなり。

【本論】設し現在の慢結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ、若し前に生じ未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

謂く、此の事に於て、慢結の現在前するあり、亦、愛結の前生未斷なるあれば、卽ち此の事に於て亦、過去の愛結の繫する義あり。若し此の事に於て、慢結の現在前するありと雖も、而も前に此に於て愛結未だ生ぜずんば、餘處に生ずと雖も、而も此の事に於て亦、未だ生ぜずと名け。設ひ生ずるも已に斷ずれば、卽ち此の事に於て、過去の愛結の繫する義あることなきなり。

【本論】[六五]若し此の事に於て過去の愛結の繫するありて亦、過去・現在の慢結の繫することありや。答ふ。

此の中に四句あり。

【六四】第三句、過去の愛—現在の慢。

【六五】第四句、過去の愛—過・現の慢、この中に復、四句あり。

も、而も前に此に於て慢結未だ生ぜずんば、餘處に於て生ずと雖も、而も、此の事に於て、亦、未だ生ぜずと名け、設ひ生ずるも已に斷ずれば卽ち此の事に於て、過去の慢結の繫する義あることなきなり。

【本論】設し過去の慢結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ。若し愛結、前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫し、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

若し此の事に於て、前生の慢結の未斷なるあり、亦、前生の愛結の未斷なるあれば、卽ち此の事に於ても亦、過去の愛結の繫する義あり。若し此の事に於て、過去の慢結の未斷なるありと雖も、而も、前に此に於て愛結未だ生ぜずんば、餘處に生ずと雖も、而も此の事に於て、亦、未だ生ぜずと名け、設ひ生ずるも已に斷ずれば、卽ち此の事に於て、過去の愛結の繫する義あることなし。

【本論】[六三]若し此の事に於て、過去の愛結の繫するあれば、亦、未來の慢結の繫することありや。答ふ、是の如し。

所以は何ん。前に慢結は、三界五部の事に於て能く繫と爲り、未來の未斷なるは、定んで彼の三世の一切事を繫すと說くが故なり。

【本論】設し未來の慢結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ、前に生じ未だ斷ぜずんば、則ち繫するも、若し、未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

謂く、此の事に於て、若し未來の慢結の未斷なるあり、亦、前生の愛結の未斷なるあれば、卽ち此の事に於て、亦、過去の愛結の繫する義あるも、若し此の事に於て、未來の慢結の未斷なるあり

【六三】第二句、過去の愛―未來の慢。

を顯す。此に未來の有るは說かずして自ら成ず。過去・現在のものあれば必ず亦未來のもあるが故に。

【本論】[五八]設し過去・未來・現在の恚結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫するありや。答ふ。若し前に生じ未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

此の中、義の意、廣くは前說の如し。

【本論】[五九]恚結に對するが如く、嫉結・慳結に對するも亦、爾り。

倶に唯、欲界なるが故に、愛を以て彼等に對して、小七句を作ること、恚結に對するが如し。

【本論】[六〇]差別を說けば、欲界の見所斷の法に於て、及び色・無色界の法に於ては、愛結は前に生じて未だ斷ぜざるものあるも、過去・未來・現在の嫉結・慳結はなき點なり。

此の中、愛結前に生じ未だ斷ぜざるものありとは、[六一]二の七句中、過去の愛結は、欲界見所斷の法に於ても、及び色・無色界の法に於ても有るを顯し、三世の嫉・慳結なしとは、二の七句中、前の諸法に於て過去・未來・現在の嫉結・慳結のあるを遮するなり。此等は欲界の見所斷の法に於て、前說の恚結と差別あり、嫉・慳二結は、唯、修所斷のみなるを以ての故に。

【本論】[六二]若し此の事に於て、過去の愛結の繫するあれば、亦、過去の慢結の繫することありや。答ふ。若し慢結前に生じ未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち過去の慢結は繫せず。

謂く、此の事に於て若し前生の愛結の未斷なるあり、亦、前生の慢結の未斷なるあれば、卽ち此の事に於て、亦、過去の慢結の繫する義あり。若し此の事に於て、前生の愛結の未斷なるありと雖

【五八】第七句の設問。

【五九】**愛結の嫉・慳兩結に對する繫事の小七句。**

【六〇】愛結の、恚結に對して小七句を作せし場合と、今、愛結の嫉慳二結に對して小七句をなす場合との差別を述べし段なり。

【六一】二の七句とは、(一)過去の愛結の嫉結に對する小七句。(二)同じく慳結に對する小七句なり。

【六二】**以下、過去の愛結の慢結に對する小七句。**第一句、過去の愛―過去の慢、

りとは、未來の恚結のあるを顯し、而も前未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずとは、過去の恚結あるを遮し、現在前せずとは、現在の恚結あるを遮するなり。

【本論】[五五]（三）或は過去の愛結の繫するあり、及び未來・現在の恚結の繫するありて、過去のなきあり。謂く、此の事に於て、愛結の前に生じて未だ斷ぜざるあり、及び恚結の現在前するありて、而も恚結、前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずるなり。

此の中、愛結の前に生じて未だ斷ぜざるありとは、過去の愛結のあるを顯し、恚結の現在前するありとは、現在の恚結のあるを顯す。此に未來あるは說かずして自ら成ず。義は前說の如し。而も前未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずとは、過去の恚結あるを遮するなり。

【本論】[五六]（四）或は過去の愛結の繫するあり、及び過去・未來の恚結の繫するあるも、現在のなきあり。謂く、此の事に於て愛結・恚結の前に生じ、未だ斷ぜざるあるも、而も、恚結の現在前することなきなり。

此の中、愛結前に生じて未だ斷ぜざるありとは、過去の愛結あるを顯し、恚結の前に生じて未だ斷ぜざるありとは、過去の恚結のあるを顯す。此に未來のものありと說かざるは、自ら成ずればなり。義は前說の如し。而も恚結の現在前することなしとは、現在の恚結のあるを遮するなり。

【本論】[五七]（五）或は過去の愛結の繫するあり、亦、過去・未來・現在の恚結の繫するあるもあり。謂く、此の事に於て愛結・恚結の前に生じ未だ斷ぜざるあり、及び恚結の現在前するものあるなり。

此の中、愛結前に生じて未だ斷ぜざるものありとは、過去の愛結あるを顯し、恚結の前に生じて未だ斷ぜざるありとは、過去の恚結の有るを顯し、恚結の現在前するありとは、現在の恚結のある

【五五】第七句中の第三句、

【五六】第七句中の第四句。

【五七】第七句中の第五句。

此の中、愛結の前に生じ未だ斷ぜざるありとは、過去の愛結のあるを顯し、恚結の前に生じ未だ斷ぜざるありとは、過去の恚結あるを顯す。此に未來のあることは說かずして自ら成ずればなり。過去の有るものは、未來のも必ず有るを以ての故に。

【本論】[五一]設し過去・未來の恚結の繫するあれば、復、過去の愛結の繫することもありや。答ふ。若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば、則ち繫せず。

此の中、義の意、廣くは前說の如し。

【本論】[五二]若し此の事に於て、過去の愛結の繫するありて亦、過去・未來・現在の恚結の繫することありや。答ふ。——

此の中に五句あり。

【本論】[五三](一)或は過去の愛結の繫するあるも、過去・未來・現在の恚結の繫する無きことあり。謂く、色・無色界法に於て、愛結の前に生じて未だ斷ぜざるものあるなり。

此の中、愛結の前に生じて未だ斷ぜざるものありとは、過去の愛結のあるを顯し、色・無色界法に於てとは、三世の恚結あるを遮するなり。

【本論】[五四](二)或は過去の愛結の繫するあり、及び未來の恚結の繫するありて、過去・現在の無きあり。謂く、此の事に於て、愛結の前に生じて未だ斷ぜざるものあると、及び恚結の未だ斷ぜざるものありて、而も、恚結前未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷じ、現在前せざるなり。

此の中、愛結前に生じて未だ斷ぜざるありとは、過去の愛結あるを顯し、恚結の未だ斷ぜざるあ

【五一】第六句の設問。

【五二】第七句、過去の愛—過・未・現の恚。この中に五句あり。

【五三】第七句中の第一句。

【五四】第七句中の第二句。

答ふ。若し前に生じ、未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

此の中、義の意は、廣く前說するが如し。

【本論】[四七]若し此の事に於て、過去の愛結の繫することあり、亦、過去・未來の恚結も繫することありや。

答ふ。此の中に三句あり。

【本論】[四八](一)或は過去の愛結の繫することあるも、過去・未來の恚結の繫する無きあり。謂く、色・無色界法に於て、愛結の前に生じ、未だ斷ぜざるあり。

此の中、愛結の前に生じ、未だ斷ぜざるものありとは、過去の愛結のあることを顯し、色・無色界に於てとは、過去・未來の恚結あるを遮するなり。

【本論】[四九](二)或は過去の愛結の繫するあり、及び、未來の恚結の繫することあるも、過去の恚結の繫するなきことあり。謂く、此の事に於て、愛結の前に生じ未だ斷ぜざるものあると、及び恚結の未だ斷ぜざるものとあるも、而も、恚結の前に生ずるなく、設ひ生ずるも已に斷ずるとなり。

此の中、愛結前に生じて未だ斷ぜざるありとは、過去の愛結のあるを顯し、恚結の未だ斷ぜざるありとは、未來の恚結のあるを顯し、恚結の前に生ずる無く、設ひ生ずるも已に斷ずとは、過去の恚結あるを遮するなり。

【本論】[五〇](三)或は過去の愛結の繫するあり、亦、過去・未來の恚結も繫すること有るあり。謂く、此の事に於て愛結・恚結が前に生じ未だ斷ぜざるあるなり。

【四七】第六句—過去の愛—過・未の恚、この中亦、三句あり。

【四八】第六句中の第一句。

【四九】第六句中の第二句。

【五〇】第六句中の第三句。

繫することありや。答ふ。――

此の中に、三句あり。

【本論】[四三](一)或は、過去の愛結の繫するあるも、未來・現在の恚結の繫するなきあり。謂く、色・無色界法に於ける愛結の前生未斷なるあり。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結のあるを顯し、色・無色界法に於てとは、未來現在の恚結あるを遮す。彼に恚結なきは、前の如く應に知るべし。

【本論】[四四](二)或は過去の愛結の繫するあり、及び未來の恚結の繫する有るも、現在のなきあり。謂く、此の事に於て、愛結の前生未斷なるあり、及び恚結の未斷なるあるも、現在前せざるなり。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結あるを顯し、及び恚結の未斷なるありとは、未來の恚結あるを顯す。未斷なるは、必ず未來を繫するの義あるが故なり。現在前せずとは、現在の恚結あるを遮するなり。

【本論】[四五](三)或は過去の愛結の繫するもあり、亦、未來・現在の恚結の繫するもあるあり。謂く、此の事に於て、愛結の前生未斷なるあり、及び恚結の現在前するあるをいふ。

此の中、愛結の前生未斷なるありとは、過去の愛結のあるを顯し、及び恚結の現在前するありとは、現在の恚結のあるを顯す。*此れに未來有るは、說かずして自ら成ずればなり。現在前せば、未來も必ず有るを以ての故に。

【本論】[四六]設し未來・現在の恚結の繫する有り、復、過去の愛結の繫すること有りや。

【四三】第五句中の第一句。

【四四】第五句中の第二句。

【四五】第五句中の第三句。

* 現在の結の繫あれば、必ず未來のその結の繫もあること明瞭にして、現在の結繫あるも、その結の繫の未來になき場合決してなしと。故に第四句中の第三句の如き場合を論ずる必要を認めずとなり。

【四六】第五句に對する設問。

の無きあり。謂く、此の事に於て、愛結と恚結との前生未斷なるあるも、恚結の現在前することなきなり。

此の中、愛結と恚結との前生未斷なるありとは、過去の愛結と恚結との有ることを顯し、恚結の現在前するものなしとは、現在の恚結の有るを遮するなり。

【本論】[四〇]（三）或は、過去の愛結の繫するあり、及び現在の恚結の繫することあるも、過去のなきあり。謂く、此の事に於て、愛結の前生未斷なるあり、恚結の現在前あるも、而も、前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも、已に斷ずるなり。

此の中、愛結の前生未斷なりとは、過去の愛結あるを顯し、恚結の現在前するありとは、現在の恚結あるを顯し、而も、未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずとは、過去の恚結あるを遮するをいふ。

【本論】[四一]（四）或は、過去の愛結の繫するあり、及び過去と現在との恚結の繫するあり。謂く、此の事に於て、愛結・恚結の前生未斷なるあり、及び恚結の現在前するあるなり。

此の中、愛結・恚結の前生未斷なるありとは・過去の愛結と恚結とのあることを顯し、恚結の現在前するありとは、現在の恚結あるを顯すなり。

【本論】*設し過去・現在の恚結の繫するありて、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ。若し愛結前に生じ未だ斷ぜずんば則ち繫し、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも、已に斷ずれば則ち過去の愛結繫せざるなり。

此の中の、義の意は、廣くは、前説の如し。

【本論】[四二]若し此の事に於て、過去の愛結の繫するありて、亦、未來・現在の恚結の

【四〇】第四句中の第三句、過去愛・現在恚あり―過去恚なし。

【四一】第四句中の第四句、過去の愛と過と現との恚と倶有なり。

＊ 第四句に對する設問。

【四二】第五句、過去の愛―未・現の恚、この第五句中に復三句あり。

の恚結の繋する義あり。若し此の事に於て、或は恚結を除く餘結を起して現在前し、或は善と無覆無記との心を起して現在前し、或は餘處に於て、恚結を起して現在前し、或は無心時なれば、則ち現在の恚結の繋する義なきなり。

【本論】設し現在の恚結の繋することあれば、復、過去の愛結の繋することありや。答ふ。若し愛結、前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繋するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繋せざるなり。

謂く、此の事に於て、若し恚結の現在前するあり、亦、愛結の前生未斷なるあれば、即ち此の事に於ても亦、過去の愛結の繋するの義あり。若し此の事に於て、恚結の現在前するありと雖も、而も此れに於て愛結未だ生ぜざれば、餘處に生ずと雖も、而も此の事に於て亦、未生と名け、設ひ生ずるも已に斷ずれば、即ち此の事に於て、過去の愛結の繋するの義あることなし。

【本論】[三七]若し此の事に於て、過去の愛結の繋することあれば、亦、過去・現在の恚結の繋することありや。答ふ。

此の中に四句あり。

【本論】[三八](一)或は過去の愛結の繋することあるも、過去・現在の恚結の繋すること無きあり。謂く、此の事に於て、愛結の前生未斷なるあるも、恚結の前に生ぜしものなく、設ひ生ずるも、已に斷じ、又、現在前せざるなり。

此の中、愛結の前生未斷なりとは、過去の愛結あることを顯し、恚結の前に生ぜしものなく、設ひ生ずるも已に斷ずとは、過去の恚結のあるを遮し、現在前せずとは、現在の恚結のあるを遮す。

【本論】[三九](二)或は過去の愛結の繋するあり、及び過去の恚結の繋する有るも、現在

【三七】第四句、過去の愛－過現の恚。この中に復四句あり、而も從前の四句の如く、單々倶非の四句には非ず。

【三八】第四句中の第一句、過去愛あり－過・現の恚なし。

【三九】第四句中の第二句、過去愛・過去恚あり－現在恚なし、

謂く、此の事に於て、若し前生の恚結の未斷なるあり、亦、前生の愛結の未斷なるあれば、卽ち此の事に於て、亦、過去の愛結の繫する義あり。若し此の事に於て、前生の恚結の未斷なるものありと雖も、而も前に此れに於て愛結未だ生ぜざれば餘處に生ずと雖も、而も此の事に於て、亦愛結は未生と名け、設ひ生ずるも已に斷ずれば、卽ち此の事に於て、過去の愛結の繫するの義あることなし。

【本論】[三五] 若し此の事に於て、過去の愛結の繫するあり、亦、未來の恚結の繫することありや。答ふ。若し恚結未だ斷ぜずんば卽ち繫す。

云何んが、未だ斷ぜざるや。謂く、未だ欲染を離れずんば、必ず亦、未來の恚結の繫する義あればなり。

【本論】設し未來の恚結の繫することあれば、復、過去の愛結の繫することありや。答ふ。若し、愛結、前に生じ、未斷なれば則ち繫し、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち過去の愛結は繫せざるなり。

謂く、此の事に於て、若し未來の恚結の未斷なるあり、亦、前生の愛結の未斷なるあれば、卽ち此の事に於て、亦、過去の愛結の繫する義あり。若し此の事に於て、未來の恚結の未斷なるありと雖も、而も前に此に於て愛結未だ生ぜざれば、餘處に生ずと雖も、而も此の事に於て、亦、未生と名け、設ひ生ずるも已に斷ずれば、卽ち此の事に於て、過去の愛結の繫するの義あることなし。

【本論】[三六] 若し此の事に於て、過去の愛結の繫するあり、亦、現在の恚結の繫することありや。答ふ。若し現在前すればあり。

謂く、此の事に於て、若し前生の愛結の未斷なるあり、亦、恚結の現在前するあれば、則ち現在

せんとするが、本節の主意にして、而も、この中、過去の愛結の一つを取り、他の九結の一一に對して、八つの小七句分別を例示し、以て、小七句分別の一般を知らしむるなり。從つて、これを盡究的に述ぶるとなれば、愛結のみにても、七種の夫々に八の小七句あり。總計五十六の小七句を得べき理なり。三世七句に對しての關係は、本文に述ぶるが如し。

【三四】**過去の愛結の恚結に對する小七句に就きて。**

第一句、過去の愛―過去の恚。

＊ 以下設問は、凡て前句の逆も亦眞なりや否やを檢するにあり。

【三五】第二句、
過去の愛結―未來の恚、

【三六】第三句、
過去の愛―現在の恚。

設し過去・未來のがあれば、復、現在のもありや。答ふ。若し現在前すればあり。

所以は何ん。先に是の說を作す。[三〇]「共相に迷ふ諸結は、三界五部の事に於て、能く繫と爲り、過去・未來の未斷なるは、定んで彼の三世一切の事を繫し、現在は不定なり、謂く、此の事に於て、若し現在前すれば則ち繫し、現在前せずんば則ち繫せざるが故に」と。

【本論】[三一]見結の歷六の如く、應に、取と疑と遍行の無明との結の歷六も亦、爾りと知るべし。

共相に迷ふ結の義、相似なるが故に、[三二]廣狹ありと雖も、而も相類することを得るなり。

[三三]第十節　九結の小七句問答

【本論】[三四]若し此の事に於て、過去の愛結の繫することあり、亦、過去の恚結の繫することありや。答ふ。若し前に生じて、未だ斷ぜずんば則ち繫し、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せず。

謂く、此の事に於て、若し前生の愛結の未斷なるあり。亦、前生の恚結の未斷なるあれば、即ち此の事に於ても亦、過去の恚結の繫する義あり。若し此の事に於て、前生の愛結の未斷なるありと雖も、而も前に此れに於て恚結未だ生ぜざれば、餘處に生ずと雖ども而も此の事に於て亦、恚結は未だ生ぜずと名け、設ひ生ずるも、已に斷ずれば、即ち此の事に於て、過去の恚結の繫するの義有ることなし。

【本論】*設し過去の恚結の繫することあれば、復、過去の愛結の繫することありや。

答ふ。若し愛結、前に生じ、未だ斷ぜずんば則ち繫し、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せざるなり。

【三〇】共相に迷ふ結の一切は、五部の煩惱の配屬にていへば、見苦・集所斷下の遍行の惑なり。而も、見道位に於ては、見苦・集所斷の煩惱の全體は、夫々一無間道の一刹那に頓斷なり。從つて、例へばこの事即ち見苦所斷の法に於て、その煩惱を、修惑に於ける如く、九品に分つて、前後、已斷未斷を說くを用ひず。又、遍行の惑は、自部一切を緣(他部は今は論ぜず)するを以て、所緣によりて一定の制限を附して見るが如きことも無し故に、過去未斷なるは、未來も未斷なり、未來未斷なるあれば、過去の繫もありと說くなり。

【三一】見結以外の一切の共相に迷ふ結の繫に關する歷六は、見結の如く說くべしといふにあり。

【三二】廣狹ありとは、前に長短ありと說けるに同じ。

【三三】九結の一一は、三世七種に分別し得べし、即ち、愛結に就きて、(一)過去の愛結、(二)未來の、(三)現在の、(四)過去現在の愛結、(五)未來現在の、(六)過去・未來の、(七)過去・未來現在の愛結の七種なり。この中の只一個をとりて、他の一つの結に對して、三世七句の繫事關係を明かに

此の中、義の意、並びに前に說けるが如し。

【本論】 設し過去・未來のものあれば、復、現在のものありや。答ふ。若し現在前すればあり。

此の中、義の意も亦前說の如し。

【本論】[二二] 愛結の歷六の如く、應に、恚・慢・嫉・慳・非遍行の無明結の歷六も亦、爾りと知るべし。

自相に迷ふ結の義、相似なるが故に、廣狹ありと雖も、而も相類することを得。

【本論】[二三] 若し此の事に於て、[二四]過去の見結の繫することあれば、亦、未來のものありや。答ふ。是の如し。設ひ未來のものあれば、亦、過去のものありや。答ふ。是の如し。[二五]若し此の事に於て、過去の見結の繫することあれば、亦、現在のものありや。答ふ。若し現在前すればあり設し現在のも有れば、復過去のものありや。答ふ、是の如し。[二六]若し此の事に於て、未來の見結の繫することあれば、亦、現在のものありや。答ふ。設し現在前すればあり。設し現在のもあれば、復、未來のものありや。答ふ。是の如し。[二七]若し此の事に於て、過去の見結の繫することあれば、亦、未來・現在のものありや。答ふ。未來のは必ず繫す。現在のは、若し現在前すれば、繫す。設し未來・現在のがあれば、復、過去のものありや。答ふ。是の如し。[二八]若し此の事に於て、未來の見結の繫することあれば、亦、過去・現在のものありや。答ふ。過去は必ず繫す。現在は若し現在前すれば繫す。設し過去・現在のがあれば、復、未來のものありや。答ふ。是の如し。[二九]若し此の事に於て、現在の見結の繫することあれば、亦、過去・未來のものありや。答ふ。是の如し。

【二二】 自相に迷ふ結の代表として、愛結繫の歷六を擧げたるを以て、同じく、自相に迷ふ結は、愛結の如く說くべしとなり。非遍行の無明結とは、見滅道・修所斷下の無明結一般をいふ。

【二三】 以下共相に迷ふ結の歷六に就きて。

【二四】 見結の繫の歷六、その第一句、過去—未來。

【二五】 第二句、過去—現在。

【二六】 第三句、未來—現在。

【二七】 第四句、過去—未來・現在。

【二八】 第五句、未來—過去・現在。

【二九】 第六句、現在—過去・未來。

て愛結あり、前に生じて、未だ斷ぜざると、現在前せざるとなり。

此の中、愛結あり、前に生じて未だ斷ぜずとは、過去の愛結あるを顯し、現在前せずとは、現在の愛結あるを遮す。既に愛結あり、前に生じて未だ斷ぜざるは、卽ち亦、未來の愛結あるを以て、是の故に此の中には、別に有りと說かざるなり。

【本論】[一九]（三）或は未來及び現在のものあるも、過去の無きあり。謂く、此の事に於て愛結有りて現在前し、而も、前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずるなり。

此の中、愛結有りて現在前するとは、現在の愛結あるを顯し、而も前に生ぜず、設、生ずるも已に斷ずとは、過去の愛結のあるを遮す。既に愛結ありて現在前すとは、卽ち亦、彼れ未來にも有ることを顯すが故に、別に未來に有りとの義を說かざるなり。

【本論】[二〇]（四）或は未來及び過去・現在のものあるあり。謂く、此の事に於て、愛結ありて前に生じて未だ斷ぜず、亦、現在前もするをいふ。

此の中、愛結ありて前に生じ、未だ斷ぜずとは、過去の愛結あるを顯し、亦、現在前すとは、現在の愛結あるを顯す。既に過去・現在の愛結あれば、未來のも亦、あること、說かずして自ら成ずるなり。

【本論】設し過去・現在のもあれば、復、未來のもありや。答ふ。是の如し。

此の中、義の意、前に說けるが如し。

【本論】[二一]若し此の事に於て、現在の愛結の繫することあれば、亦、過去・未來のもありや。答ふ。未來のは必ず繫するも、過去のは、若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫し、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば、則ち繫せず。

【一六】愛結の繫の歷六の第五句、未來―過去・現在。この分別に就きては、前所說の（一）前生未斷なるもの、卽ち九品結あるとき、（二）前未生未已斷なるもの卽ち後三品のみあるとき、（三）前已生已斷なるもの卽ち、前六品已斷の結に對する意味と、（四）現在經驗上にあるなしの義を考へて分別すれば次の四句を得べきなり。

【一七】一來果の後三品の愛結の未だ現在前せざる場合の如きを考ふべし。

【一八】具縛者の他の結を現在前するも愛結を現在前せざるが如きをいふ。

【一九】この場合の愛結の現在前するは、後三品の愛結の、已に經驗圈內に現れしも、未だ過去に落謝せざる場合をいふなり。

【二〇】具縛者が、現在愛結を起しつゝある場合を考ふべし。

【二一】愛結の繫の歷六の第六句、現在―過去・未來。

答ふ。若し現在前すればあり。

此の中、義の意も亦、前說の如し。

【本論】設し[14]現在のがあれば、復、未來のもありや。答ふ。是の如し。

此の中、義の意、前已に說きしが如し。

【本論】[15]若し此の事に於て過去の愛結の繫することあれば、亦、未來・現在にも繫することありや。答ふ。未來は必ず繫し、現在は、若し現在前すれば繫す。

此の中、義の意は、並びに前に說きしが如し。

【本論】設し未來・現在の愛結の繫することあれば、亦、過去のもありや。答ふ。若し前に生じ、未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば繫せず。

此の中、義の意も亦、前說の如し。

【本論】[16]若し此の事に於て未來の愛結の繫することあれば、亦、過去・現在のもありや、答ふ——。

此の中に、四句有り。

【本論】[17](一)或は未來のものあるも、過去・現在のなきあり。謂く此の事に於て愛結未だ斷ぜず而も前に未だ生ぜざると設ひ生ずるも已に斷ずると現在前せざるとなり。

此の中、愛結未だ斷ぜずとは、未來の愛結有るを顯し、而も未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずとは、過去の愛結あるを遮し、現在前せずとは、現在の愛結あるを遮す。

【本論】[18](二)或は未來及び過去のものあるも、現在のなきあり。謂く、此の事に於

これに對して、發智本文の答へは修惑の九品乃至八十一品の漸斷の立場を考慮せしものなり。

而も、同じこの九品漸斷の立場に立ちての解釋にも二あり。外國師は、修惑九品を三品づゝに分段してこれに相當するものを考へて答をなせるに對し、迦濕彌羅國の毘婆沙師は、欲界の修惑の九品を考慮し、その修所斷の具縛の場合と、前六品斷の場合を念頭におきて、この答へを作りしものなり。かく預想して、この說を考へなば、意自から明かならん。

【一二】愛結の繫の歷六の第二句、過去—現在、の問答。

【一三】現在前すとは、現在經驗の上に現はるゝを意味し、刹那的現象に就きていふを以て、得・成就の意よりも狹く、從つて不現在前といふも必ずしも、得せず成就せずの意味には非ず。

【一三】愛結の繫の歷六の第三句、未來—現在。

【一四】現在の愛結の繫あり、卽ち、愛結の繫現在前すれば未來のも是の如しとは、結の繫の現在前するは、已生未斷を立證すればなり。

【一五】愛結の歷六の第四句、過去—未來・現在。

斷ずれば則ち繫せずとは、前六品の結を說くなり。過去の前六品の愛結已に斷ずるが如く、未來も亦、爾り。後三品の結、未だ斷ぜずと雖も、而も未だ生ぜざるが故に未來に在りて繫と爲るも、過去に繫となるには非らず」と。此の中、意に說く、「若し此の事に於て、未來の愛結の未斷なる有り、亦、前生の愛結の未斷なるものもあれば、即ち此の事に於て亦、過去の愛結の繫の義も有り。若し此の事に於て、未來の愛結の未斷なる有りと雖も、而も前に此の事に於て愛結、未だ生ぜずんば、餘處に生ずと雖も、而も此の事に於て、亦、愛結は未生と名く。設ひ生ずるも已に斷ずれば、即ち此の事に於て、過去の愛繫の繫の義有ることなし」と。

【本論】[一一] 若し此の事に於て過去の愛結の繫することあれば、亦、現在の愛結の繫することもありや。答ふ。若し現在前すればあり。

所以は何ん。前に、「愛結の現在も亦、不定なり、謂く、此の事に於て、若し[一二]現在前すれば則ち繫するも、現在前せずんば則ち繫せず」と說くが故に。謂く、此の事に於て、若し愛結を起して現在前すれば、則ち現在愛繫の結の義あるも、若し此の事に於て、或は餘結を起して現在前し、或は善、無覆無記の心を起して現在前し、或は餘處に於て愛結を起して現在前し、或は無心時なれば、現在愛結の繫の義なし。

【本論】設し現在の愛結の繫あれば、亦、過去のもありや。答ふ。若し前に生じて、未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば、則ち繫せざるなり。

此の中、義の意、前に廣說するが如し。

【本論】[一三] 若し此の事に於て、未來の愛結の繫することあれば、亦、現在のもありや。

未斷と已斷との區別を附し得るも、共相に迷ふ結は、自所緣の一切を遍く繫するが故に、境に依りて未生と已生との限定を受けず。故に過去の未斷なるは定んで繫すといふなり。

【八】歷六問答を大別して二となす、(一)自相に迷ふ結の歷六、(二)共相に迷ふ結の歷六、なり。

【九】**自相に迷ふ結の歷六問答**、次に愛結の繫を以て、これを表示す。歷六問答の六句の中、今はその第一句―過去の愛結の繫あるとき、未來の愛繫の繫あるやに就きて―

【一〇】本質問は、前の未來の愛結の有るとき過去の愛結もありやとの設問に對して、過去の愛結を斷ずれば、未來のも斷ぜられ、過去の愛結未だ斷ぜられずんば必ず未來のも斷ぜられざるを以て、未來の愛結あれば、必ず過去の愛結は未斷にして有りと一向に答ふべきに、何が故に、(一)若し、前生未斷なれば、繫し、(二)若し前に未だ生ぜずんば繫せず、(三)設ひ生ずるも已斷なれば繫せずの三つの場合を數へしやといふにあり。但しこの質問の立場は、諸結頓斷の立場にあるものならん(?)

[六]共相に迷ふ諸結は、三界五部の事に於て、能く繫と爲る。[七]過去、未來の未だ斷ぜざるは、定んで彼の三世一切事を繫し、現在なるは不定なり。謂く、此の事に於て若し現在前すれば則ち繫し、現在前せずんば則ち繫せず。[八]是を歷六・小七・大七の略毘婆沙と謂ふ。

第九節　九結の歷六尚答

【本論】[九]若し此の事に於て、過去の愛結の繫することあれば、亦、未來の愛結の繫ずることもありや。答ふ、是の如し。

所故は何ん。前に愛結は三界五部の事に於て能く繫と爲り、未來の未だ斷ぜざるは、定んで彼の三世一切事を繫すと說くが故に。

【本論】設し未來の愛結の繫するあれば、復、過去のもありや。答ふ、若し前に生じ、未だ斷ぜずんば、則ち繫するも、若し前に生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば、則ち繫せざるなり。

所以は何ん。前に、「愛結の過去なるは不定なり。謂く、此の事に於て若し前に生じ未だ斷ぜずんば則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せず」と說くが故に。問ふ。若し過去の愛結、已に斷ずれば、卽ち時に未來の愛結も亦、已に斷じ、若し時に過去の愛結、未だ斷ぜずんば、卽ち時に未來の愛結も亦、未だ斷ぜざるに、今何故に、若し前に生じ未だ斷ぜずんば、則ち繫し、若し前に、未だ生ぜず、設ひ生ずるも、已に斷ずれば則ち繫せずと說くや。外國の諸師、是の如き說を作す。「若し前に生じ未だ斷ぜずんば則ち繫すとは、中三品の結を說き、若し前に未だ生ぜずんば繫せずとは、下三品の結を說き、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せずとは、上三品の結を說く」と。迦濕彌羅國の諸論師の言く、「若し前に生じて未だ斷ぜずんば則ち繫すとは、九品の結を說き、若し前に未だ生ぜずんば則ち繫せずとは、後三品の結を說き、設ひ生ずるも已に

は雜亂住の故を以て凡て可能態としての功能を論じ、過去なるは、經驗上の事實としてこれを論じ、現在は卽ち現在前する刹那的現象としてこれを考ふるを恒とせり。

今、如上の理を以て、愛結以下の繫・不繫を考ふるに、愛結の未生、未斷なるは定んで、彼の三世一切の事を繫すとは、卽ち可能態としての意にして又、過去の、前に生じて斷ぜずといひ、前に未だ生ぜず、設生するも、已に斷すといふは、凡て經驗せる事實として、これを論じたるものたること明かなり。

【四】恚結の三世繫事に就きて。

【五】嫉結、慳結の三世繫事に尋きて。

【六】共相に迷ふ結。

【七】過去は不定なりとして、前に生じて未だ斷ぜざるは、繫するも、前未だ生ぜず、生ずるも已に斷ずれば繫せずといふに對して、この共相に迷ふ結に就きては、過去、未來の未斷なるは定んで繫すといふ。卽ち、自相に迷ふ結は、その所緣とする境一定し、卽ち境に限定あるを以て、一時に自所緣の一切を繫すること能はず。そこに已生と未生との別、

卷の第五十八（第二編　結蘊）

（結蘊第二中、一行納息第二の二　舊第三十一卷、大正二八、二二九頁）

[一]第八節　九結の歴六・小七・大七句の略毘婆沙

【本論】 若し此の事に於て、過去の愛結の繫あれば、亦未來のもありや。——乃至廣說。——

此の中、[二]諸の結に二種あり、一は自相に迷ひ、二は共相に迷ふ。自相に迷ふ結とは、愛・恚・慢・嫉・慳結をいひ、共相に迷ふ結とは、無明・見・取・疑結をいふ。

[三]自相に迷ふ諸結の中、愛結は、三界五部の事に於て、能く繫と爲る。即ち未來・未斷なるは、定んで彼の三世一切の事を繫し、過去なるは不定なり、謂く、此の事に於て、若し前に生じて未だ斷ぜずんば、則ち繫するも、若し前に未だ生ぜず、設生ずるも已に斷ずれば則ち繫せず。現在も亦不定なり、謂く、此の事に於て若し現在前すれば、則ち繫し、現在前せずんば則ち繫せざればなり。

慢結も亦爾り。[四]恚結は、欲界五部の事に於て能く繫と爲る。未來未斷なるは、定んで彼の三世一切の事を繫し、過去なるは不定なり。謂く、此の事に於て、若し前に生じ、未だ斷ぜずんば則ち繫し、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せず。現在も亦不定なり。謂く、此の事に於て若し現在前すれば則ち繫し、現在前せずんば則ち繫せず。

[五]嫉結は欲界の修所斷事に於て、能く繫を爲す。未來の未だ斷ぜざるは、定んで彼の三世の一切事を繫し、過去なるは不定なり。謂く、此の事に於て前に生じ未だ斷ぜずんば則ち繫し、若し前に未だ生ぜず、設ひ生ずるも已に斷ずれば則ち繫せず。現在も亦不定なり。謂く、此の事に於て、若し現在前すれば則ち繫し、現在前せずんば則ち繫せず。慳結も亦、爾り。

【一】 九結の歴六とは、九結中の一一に過去・未來・現在・過去現在・未來現在・過去未來・過去未來現在の七種を分類し、この中の一種を更に他の六種に對せしめて六句を得たるものをいふ。即ち、(一)過去と未來、(二)過去と現在、(三)未來と現在、(四)過去と未來現在、(五)未來と過去現在、(六)現在と過去未來なり。故に歴六といふ、小七句と大七句とに就ては後に詳說するが如し。本節は、これ等分別の大綱をのべて、略毘婆沙といふなり。

【二】 自相に迷ふ結と共相に迷ふ結、 自相に迷ふ結とは、境の一定したるものに名く。例へば愛は、可意の境に起り不可意の境に於ては起らず、瞋は、不可意の境を緣じて起り、可意の境を緣じて起るに非ざるが如し。共相に迷ふ結とは、樂受苦受、可意不可意等の別なく凡てを緣じて起る煩惱をいふ。

【三】 愛結慢結の三世繫事に就きて。 愛結と慢結は共に三界五部に通ずるを以て、その三界の五部一切の法を繫すといふ。蓋し、有部の法相に依るに、未來法を論ずるときは、未來

べし。若し未だ欲染を欲れざるものは、欲界の修所斷の法に於て、二結の繫を具し、三界の見所斷の法及び色・無色界の修所斷の法に於て、二結の繫無し、已に欲染を離るるものは、三界の一切の法に於て、二結の繫無し。長短相似するが故に、是くの如しと言ふなり。

問ふ、[五七]嫉結は他に依りて轉じ、慳結は自に依りて轉ずるに、何に縁りて、互に相ひ問ひ、倶に是くの如しと答ふるや。有るが是の說を作す、「嫉結は、他に於て能く縁じ、亦、現起するも、自に於ては、能く縁ずるも現起せず。慳結は、自に於て能く縁じ、亦、現起するも、他に於ては、能く縁ずるも現起せず。此は能縁に據るが故に、是の如しと言ふなり」と。復た說者有り、「此の二は倶に、自他を縁じて起る」と。問ふ、嫉結が他を縁じて起るは、爾るべきも、自を縁じて起るとは云何ん。答ふ、施主有りて、二苾芻の爲に、資生の具を作るが如し、一(ひとり)は則ち好と成すも、一は好と成さず。好と成さざるものは、見て嫉を生じて是の念言を作す、彼の資生の具は、我が所得の如し豈に不快ならんや」と。此の嫉は亦、能く、自を縁じて起るなり。問ふ、慳結の、自を縁じて起るは爾るべきも、他を縁じて起るは云何ん。答ふ、一類有るが如し、他の施すを見る時、便ち慳心を起して、是くの如き念を作す、「彼の人は何すれぞ、他に物を施すを用ふとなすや、然も施す所の物は、自に全く分つこと無し」と。此の慳結は亦、能く他を縁じて、起るが故に、是くの如しと答ふるは、理に於て違ふこと無し。

【五七】婆沙第五十卷に九結を說明するに際し、他人所有所得の好事を見て、妬忌を起すを嫉といひ、他人に對し、巳れの妻を悋護するこの悋護を慳といふといひしが、これに依れば、嫉の心所は、他事に對して起り、慳の心所は巳事(自)に對して起ることゝなりて、互に異なるに、本論に於ては、此の事に於て嫉結の繫あれば、亦、慳結の繫もありやといふ問に對して是の如しと答へ恰も兩者が同一事によりて起るが如く說く點、これ本質問の起る所以なりとす。

【本論】 未だ欲染を離れざるものは、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、欲界の修所斷の法に於て、二結の繫有り。

此の中、未だ欲染を離れざるものには、或は九品の未離なるもの有り、乃至、或は一品の未離なるもの有り。彼は苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、欲界の修所斷の法に於て、一部の取結の繫と一部の嫉結の繫と有り。

【本論】 (四)[五四]、或は二、倶に不繫なるもの有り、謂く、未だ欲染を離れざるものは、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見苦集所斷の法に於て、及び色・無色界の修所斷の法に於て、二結の繫無く、滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、見苦・集・滅所斷の法に於て、及び色・無色界の修所斷の法に於て、二結の繫無く、具見の世尊の弟子にして、未だ欲染を離れざるものは、見所斷の法に於て、及び色・無色界の修所斷の法に於て、二結の繫無く、已に欲染を離るるものは、欲界の法に於て、二結の繫無く、已に色染を離るるものは、欲・色界の法に於て二結の繫無く、已に無色の染を離るるものは、三界の法に於て二結の繫無し。

此の中、或は已斷の故に不繫なるもの有り、或は、本無の故に不繫なるもの有り。

【本論】 [五五]嫉結に對するが如く、慳結に對するも亦、爾り。

謂く、嫉と慳とは倶に唯、欲界、修所斷にして有漏緣、非遍行なるが故なり。

【本論】 [五六]若し此の事に於て、嫉結の繫有れば亦、慳結の繫有りや。答ふ、是くの如し。設し慳結の繫有れば、復、嫉結の繫もありや。答ふ、是くの如し。

謂く、嫉結と慳結とは倶に唯、欲界、修所斷なるが故に、所問は、是くの如きの句を作りて答ふ

【五四】 第四非句―

【五五】 **取結と慳結との繫事關係。**取結の嫉結に對して、繫事關係を說きし如く、これも亦然りとなり。

【五六】 **嫉結と慳結との繫事關係(一行問答)。**

於て、及び色・無色界の法に於て、取結の未斷なるもの有り。

此の中、欲界の見所斷の法に於て、取結の未斷なるもの有りとは、或は四部の取結の未斷なるもの有り、乃至、或は一部の取結の未斷なるもの有り。色・無色界の法に於て、取結の未斷なるもの有りとは、或は八地の取結の未斷なるもの有り、乃至、或は一地の取結の未斷なるもの有り。此の地中に於て、或は四部の取結の未斷なるもの有り、乃至、或は一部の取結の未斷なるもの有り。未斷に由るが故に、取結の繫有り。嫉結の繫無し、所以は何ん、見所斷の部及び上二界には、嫉結無きが故なり。

【本論】(二)[五二]、或は嫉結の繫有るも、取結の繫無きあり。謂く、未だ欲染を離れざるものは、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、欲界の修所斷の法に於て、嫉結の未斷なるもの有り。滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、欲界の修所斷の法に於て、嫉結の未斷なるもの有り。具見の世尊の弟子にして、未だ欲染を離れざるものは、欲界の修所斷の法に於て、嫉結の未斷なるもの有り。

此の中、或は九品の未斷なるもの有り、乃至、或は一品の未斷なるもの有り。未斷に由るが故に、嫉結の繫有り。取結の繫無し、所以は何ん。遍行の取結にして五部を緣ずるものは、彼れ已に斷ぜるが故にして、餘の未斷なる取結の修所斷の法に於て繫と爲ること能はざるは、所緣に非ざるが故にと、修所斷の部には、取結無きが故にとなり。

【本論】(三)[五三]、或は二、俱に繫なるもの有り、謂く、具縛者は、欲界の修所斷の法に於て二結の繫有り。

此の中、具縛者は、欲界の修所斷の法に於て、二部の取結の繫と一部の嫉結の繫と有り。復次に、

【五二】第二異句―

【五三】第三俱句―

不共無明等の聚と相應するものと不相應法となり。此の諸法に於て、取結は未斷なるが故に、取結の繫有り。彼は自聚に於て、所緣繫及び相應繫となり、若し他聚に於ては所緣繫となるも相應繫に非ず。疑結の繫無し、所以は何ん、遍行の疑結にして五部を緣ずるものは、彼れ已に斷ぜるが故に。餘の未斷なるものは、此の疑結と相應せざる法に於て、所緣繫に非ざるは無漏緣なるが故にして、相應繫に非ざるは是れ他聚なるが故と、自性は自性と相應せざるが故となり。

【本論】[五〇] 若し此の事に於て、取結の繫有れば、亦、嫉結の繫有りや。答ふ、四句を作すべし。

此の中、取結は、三界に通じ、唯、四部にして有漏緣、遍行、非遍行に通ず。嫉結は、唯、欲界、修所斷、有漏緣にして非遍行なり。諸の具縛者は、欲界の修所斷の事に於て、若し取結の繫有れば、亦、嫉結の繫も有り。若し嫉結の繫有れば亦、取結の繫も有るも、欲界の見所斷の四部の事、及び色・無色界の五部の事に於て、取結の繫有るも、嫉結の繫無し。不具縛者にては、若し、未だ欲染を離れざるものは、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、三界の見所斷の四部の事、及び色・無色界の修所斷の事に於て、取結の繫有るも、嫉結の繫無く、欲界の修所斷の事に於て、二結の繫を具す。集智已に生じ、滅智或は道智未だ生ぜざるとき、欲界の修所斷の事に於て、嫉結の繫有るも取結の繫無し。三界の見滅或は見道所斷の事に於て、取結の繫有るも、嫉結の繫無し。三界の見苦・集所斷の事に於て、二結の繫無し。若し已に欲染を離るるものは、欲界の五部の事に於て、二結の繫無く、色・無色界の五部の事に於て、未だ取結を離れざる者に隨へば、取結の繫有るも、嫉結の繫無く、若し已に取結を離るるものは、二結の繫無し。此の二に互に長短の義有るが故に、所問は應に四句を作りて答ふべし。

【本論】[五一] （一）、或は取結の繫有るも嫉結の繫無きあり。謂く、欲界の見所斷の法に

【五〇】取・嫉二結の繫事關係。取結は三界の見所斷を斷ぜずんば繫あるも、修所斷には非ず。嫉結は欲界修所斷、即ち未だ欲染を離れずんば繫あるも見所斷に非ず。その功能の長短各と等しからず。故に四句をなす。

【五一】第一單句。

【本論】[46]見結の、後に對して一行をなすが如く、疑結が後に對して一行を作すことも亦、爾り。

謂く、見と疑とは俱に三界に通じ、唯、四部にして、有漏緣・無漏緣、遍行・非遍行に通ずるが故に。

[47]第七節　取結の後に對する一行問答と嫉慳二結の繫事關係

【本論】[48]若し此の事に於て、取結の繫有れば、亦、疑結の繫有りや。答ふ、若し此の事に於て、疑結の繫有れば、必ず取結の繫有り。或は取結の繫有るも疑結の繫無きあり。乃至廣說。

此の中、取結は、三界に通じ、唯、四部にして有漏緣、遍行・非遍行に通ず。疑結は三界に通じ、唯、四部にして、有漏緣・無漏緣、遍行・非遍行に通ず。諸の具縛者は、三界五部の事に於て、若し取結の繫有れば、亦、疑結の繫も有り、若し疑結の繫有れば亦、取結の繫も有り。不具縛者は、見滅・道所斷の疑結と相應せざる法に於て、取結の繫有るも疑結の繫無きもの有り。[49]取結は長く疑結は短かきが故に、所問は應に順後句を作りて答ふべし。「若し此の事に於て、疑結の繫有れば、必ず取結の繫有り。謂く、三界五部の未だ疑結を離れざる事に於てなり。或は取結の繫有るも疑結の繫無きあり」と。

【本論】謂く、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見滅・道所斷の疑結と相應せざる法に於て、取結の未斷なるもの有り。滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、見道所斷の疑結と相應せざる法に於て、取結の未斷なるもの有り。

此の中、見滅・道所斷の疑結と相應せざる法とは、彼の疑の自性と、及び見取・戒禁取・貪・瞋・慢

【四六】疑結の後に對する一行問答。見結と疑結とは、前述の如くその活動範圍樣式相似するを以て、その後なる諸結に對する一行も見結のそれと同じに說くべしとなり。

【四七】こは取結が後のもの、卽ち、疑結と、嫉結と、慳結とに對する繫事關係を述ぶる段なり。

【四八】取結と疑結との繫事關係。

【四九】取結と疑結との長短の義は、見結と取結との繫事關係下に述べしが如し。見結と疑結とは、凡て相似なるを以て、先に順前なりしも今は順後句たるの義、推して知るべし。

て、二結の繫有り。

此の中、具縛者は、欲界の修所斷の法に於て、二部の見結の繫と一部の嫉結の繫と有り。復次に、欲界の修所斷の法に於て、二結の繫有り。

【本論】未だ欲染を離れざるものは、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、欲界の修所斷の法に於て、二結の繫有り。

此の中、未だ欲染を離れざるものは、或は九品の未離なるもの有り、乃至、或は一品の未離なるもの有り。彼は、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、欲界の修所斷の法に於て、一部の見結の繫と一部の嫉結の繫と有り。

【本論】[四三]（四）、或は二、倶に不繫なるもの有り、謂く、未だ欲染を離れざるものは、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見苦集所斷の法に於て、及び見滅・道所斷の見結と相應せざる法に於て、幷に色・無色界の修所斷の法に於て、二結の繫無く、滅智已に生じ道智未だ生ぜざるとき、見苦・集・滅所斷の法に於て、及び、見道所斷の見結と相應せざる法に於て、幷に色・無色界の修所斷の法に於て、二結の繫無し。具見の世尊の弟子にして、未だ欲染を離れざるものは、見所斷の法に於て、及び、色・無色界の修所斷の法に於て、二結の繫無く、已に欲染を離るるものは、欲界の法に於て、二結の繫無く、已に色染を離るるものは、欲・色界の法に於て、二結の繫無く、已に無色の染を離るるものは、三界の法に於て、二結の繫無し。

此の中、或は[四四]已斷なるが故に不繫なるもの有り、或は無なるが故に不繫なるもの有り。

【本論】[四五]嫉結に對するが如く、慳結に對するも亦、爾り。

謂く、嫉と慳と倶に唯、欲界の修所斷にして有漏緣の非遍行なるが故に。

【四三】第四非句。

【四四】見結の繫には遍行の見結と非遍行のそれとに於て別あり。遍行の見結（見苦集所斷）は、三界の諸法を遍く繫せざるなきを以て、若し、その繫なしとせば、已斷ならざるはなし。されど非遍行の見結（見滅道所斷）は、見滅・道所斷の見結不相應法と、三界の修所斷法に於て、その繫本無きなり。その繫、已斷にしてなきは、滅智已に生ぜし時、見滅所斷の見結相應法に於てと、具見の聖者の、見滅道所斷の見結相應法に於けるとなり。その繫嫉結は非遍行なれば、その繫の已斷にして無きは已に欲染を離れたるものと、色・無色界染を離れたるものとが欲界の修所斷法に於けるときのみ已斷にして、他は凡て、本無なりといふべし。

【四五】**見結と慳結との繫事關係に就きて。**見結の嫉結に對して繫事を論ぜしが如く、見結が慳結に對するも同じなりとの意。

二結の繋無し、此の二に互に長短の義有るが故に、所問は應に四句を作りて答ふべし。

【本論】[四〇]（一）、或は見結の繋有るも嫉結の繋無きあり。謂く、欲界の見所斷の法に於て、及び色・無色界の法に於て、見結の未斷なるもの有り。

此の中、欲界の見所斷の法に於て、見結の未斷なるもの有りとは、或は四部の見結の未斷なるもの有り、乃至、或は一部の見結の未斷なるもの有り。色・無色界の法に於て、見結の未斷なるもの有りとは、或は八地の見結の未斷なるもの有り、乃至或は一地の見結の未斷なるもの有り。此の八地中に於て、或は四部の見結の未斷なるもの有り、乃至、或は一部の見結の未斷なるもの有り。未斷に由るが故に、見結の繋有り。嫉結の繋無し、所以は何ん、見所斷の部及び、上二界には、嫉結無きが故なり。

【本論】[四一]（二）、或は嫉結の繋有るも見結の繋無きあり。謂く、未だ欲染を離れざるものは、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、欲界の修所斷の法に於て、嫉結の未斷なるもの有り。滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、欲界の修所斷の法に於て、嫉結の未斷なるもの有り、具見の世尊の弟子にして、未だ欲染を離れざれば、欲界の修所斷の法に於て、嫉結の未斷なるもの有り。

此の欲界の修所斷中、或は九品の嫉結の未斷なるもの有り、乃至、或は一品の嫉結の未斷なるもの有り。未斷に由るが故に、嫉結の繋有り。見結の繋無し、所以は何ん、遍行の見結にして五部を縁ずるものは、彼れ已に斷ずるが故に。餘の未斷なるものは、修所斷の法に於て、繋となること能はざるは、無漏縁なるが故と、修所斷の部には、見結無きが故となり。

【本論】[四二]（三）、或は二、倶に繋なるもの有り、謂く、具縛者は欲界の修所斷の法に於

【四〇】第一單句―

【四一】第二單句―

【四二】第三倶句―

に於て、二結の繫無し。已に欲染を離るるものは、欲界の法に於て、二結の繫無く、已に色染を離るるものは、欲・色界の法に於て、二結の繫無く、已に無色の染を離るるものは、三界の法に於て、二結の繫無し。

此の中、諸法は能繫、所繫、倶に已に斷ぜるが故に、皆、二結を離る。謂く、見と疑との結は倶に離繫するが故に。[三八]見滅・道所斷の見と疑との二結と相應せざる法は、未だ自部の繫を離れずと雖も、而も見疑の二結は、彼に於て不繫なるが故に、二結の繫無しと名く。

【本論】[三九]若し此の事に於て、見結の繫有れば、亦、嫉結の繫有りや。答ふ、四句を作すべし。

此の中、見結は三界に通じ、唯四部にして、有漏緣・無漏緣、遍行・非遍行に通ずるに、嫉結は唯、欲界の修所斷にして有漏緣の非遍行なり。諸の具縛者は、欲界の修所斷の事に於て、若し見結の繫有れば亦、嫉結の繫も有り、若し嫉結の繫有れば、亦、見結の繫も有り。欲界の見所斷の四部の事と、及び色・無色界の五部の事とに於ては、見結の繫有るも嫉結の繫無し。不具縛者にして、若し未だ欲染を離れざれば、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、三界の見所斷の四部の事に於て、及び色・無色界の修所斷の事に於て、見結の繫有るも嫉結の繫無く、欲界の修所斷の事に於て、二結の繫を具す。集智已に生じ、滅智或は道智未だ生ぜざるとき、欲界の修所斷の事に於て、嫉結の繫有るも見結の繫無く、三界の見滅、或は見道所斷の見結と相應する法に於て、見結の繫有るも嫉結の繫無し。三界の見苦・集所斷の法及び、見滅・道所斷の見結と相應せざる法に於て、二結の繫無し。若し已に欲染を離るれば、欲界の五部の事に於て、二結の繫無く、色・無色界の五部の事に於て、未だ見結を離れざる者に隨へば、見結の繫有るも嫉結の繫無く、若し已に見結を離るる者は、

【三八】 集智已に生ずるも、滅智未だ生ぜざるときは、見滅・道所斷下の見と疑との二結と相應せざる法と雖も、見滅道所斷の夫々の繫を離れず。而し、見疑兩結は、無漏緣にして所緣繫なく只、相應繫のみなればその相應せざる法に於ては、相應繫も無し、從つて見と疑との兩結は、こゝに於て繫無しといはざるを得ずとなり。

【三九】 見結と嫉結との繫事關係に就きて。 見結は、三界四部にあるも、集智已に生ずれば、修所斷には終にその繫及ばず。嫉結は、欲界の修所斷にはあるも、色・無色界になく、又、三界の見所斷に無し。その長短、各〻異りあるを以て、四句分別をなす。

て、二結の繫あり。

此の中、具縛者は、見苦所斷の法に於て、二部の見結の繫と、二部の疑結の繫と有り。見集所斷の法に於ても亦、爾り。見滅所斷の見結と相應する法に於て、三部の見結の繫と、二部の疑結の繫と有り。見滅所斷の疑結と相應する法に於て、三部の疑結の繫と、二部の見結の繫と有り。見滅所斷の見と疑との[三六]二結と相應せざる法に於て、二部の見結の繫と二部の疑結の繫と有り。見道所斷の法に於ても亦、爾り。修所斷の法に於ては、二部の見結の繫と二部の疑結の繫と有り。

【本論】 苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、見苦・集・滅・道・修所斷の法に於て、二結の繫有り。

此の中、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、見苦所斷の法に於て、一部の見結の繫と一部の疑結の繫と有り。見集所斷の法に於ても亦、爾り。見滅所斷の見結と相應する法に於て、二部の見結の繫と一部の疑結の繫と有り。見滅所斷の疑結と相應する法に於て、二部の疑結の繫と一部の見結の繫と有り。見滅所斷の見と疑との二結と相應せざる法に於て、一部の見結の繫と一部の疑結の繫と有り、見道所斷の法に於ても亦、爾り。修所斷の法に於ては一部の見結の繫と一部の疑結の繫と有り。

【本論】[三七](四)、或は二、俱に不繫なるもの有り。謂く、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見苦・集所斷の法に於て、及び見滅・道所斷の見と疑との二結と相應せざる法に於て、并に修所斷の法に於て、二結の繫無し。滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、見苦・集・滅所斷の法に於て、及び見道所斷の見と疑との二結と相應せざる法に於て、并に修所斷の法に於て、二結の繫無し。具見の世尊の弟子は、見修所斷の法

【三六】 大正本には一とあるも、三本及び宮本には二とあるを以て、今は之に隨ふ。

【三七】 第四非句

【本論】[三三]（一）、或は見結の繫有るも、疑結の繫無きあり、謂く、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見滅・道所斷の見結と相應する法に於て、見結の未斷なるもの有り。滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、見道所斷の見結と相應する法に於て、見結の未斷なるもの有り。

此の中、見滅・道所斷の見結と相應する法とは、謂く、彼の邪見と相應する心心所法なり。見結は彼に於て相應繫有り、未斷なるを以ての故に。所緣繫無きは、無漏緣なるが故なり。疑結は、彼に於て、全く繫の義無し。所以は何ん、遍行の疑結にして五部を緣ずるものは、彼れ已に斷ずるが故に、餘の未斷なるものは、見結と相應する法に於て、所緣繫に非ざるは、無漏緣なるが故にして、相應繫に非ざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】[三四]（二）、或は疑結の繫有るも見結の繫無きあり。謂く、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見滅・道所斷の疑結と相應する法に於て、疑結の未斷なるもの有り。滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、見道所斷の疑結と相應する法に於て疑結の未斷なるもの有り。

此の中、見滅・道所斷の疑結と相應する法とは、謂く、彼の疑と相應する心心所法なり。疑結は彼に於て、相應繫有るは未斷なるを以ての故にして、所緣繫無きは、無漏緣なるが故なり。見結は彼に於て、全く繫の義無し。所以は何ん、遍行の見結にして五部を緣ずるものは、彼れ已に斷ぜるが故に。餘の未斷なるものは、疑結の相應法に於て、所緣繫に非ざるは、無漏緣なるが故にして、相應繫に非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】[三五]（三）、或は二、俱に繫なるもの有り。謂く、具縛者は、見修所斷の法に於

【三三】第一單句―

【三四】第二單句―

【三五】第三俱句―

道所斷の見結と相應せざる法に於て、取結の繫有るも見結の繫無きあり。[三二] 見結は短かくして、取結は長きに由るが故に、所問は應に順前句を作りて答ふべし。「若し此の事に於て、見結の繫有れば、必ず取結の繫有り。謂く、三界五部の未だ見結の繫を離れざる事に於てなり。或は取結の繫有るも、見結の繫無きあり」と。

【本論】 謂く、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見滅道所斷の見結と相應せざる法に於て、取結の未斷なるもの有り、滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、見道所斷の見結と相應せざる法に於て、取結の未斷なるもの有り。

此の中、見滅・道所斷の見結と相應せざる法とは、前説の如し。此の諸法に於て、取結は未斷なるが故に、取結の繫有り。彼は自聚に於て所緣繫及び相應繫と爲るも、若し他聚に於ては、所緣繫と爲りて相應繫に非ず。見結の繫は無し、所以は何ん、遍行の見結にして、五部を緣ずるものは、彼れ已に斷ずるが故に。餘の未斷なるものは、此の見結と相應せざる法に於て、所緣繫に非ざるは、無漏緣なるが故にして、相應繫に非ざるは、是れ他聚なるが故にと、自性は自性と相應せざるが故となり。

【本論】[三三] 若し此の事に於て、見結の繫有れば、亦、疑結の繫有りや。答ふ、四句を作すべし。

此の中、見結は、三界に通じ唯、四部にして、有漏緣・無漏緣、遍行・非遍行に通ず。疑結も亦、爾り。諸の具縛者は三界五部の事に於て、若し見結の繫有れば、亦、疑結の繫も有り。若し疑結の繫有れば、亦、見結の繫も有り。不具縛者の場合は、見・疑の二結は、各、自聚に於て繫有るが故に長く、各、他聚に於て繫無きが故に短かし。*是の故に、所問は、應に自の本四句を作りて答ふべし。

【三二】 見結と取結とは、見苦、集所斷と、修所斷とに於ては、長短相似なるも、見滅・道所斷に於ては、見結は無漏緣にして、見結と相應する法に於て、唯、相應繫たるのみなるに對し、取結は、有漏緣にして、所緣繫自部の一切に對して、自聚の心々所に對して、相應繫となる點、即ち見結よりも長し。

【三三】 見結と疑結との繫事關係に就きて。具縛者の場合と不具縛者の場合とあり。その中不具縛に於ける、見滅・道所斷位に於て、兩結の活動範圍に異りあるを以て、四句分別を要するなり。

處に隨へば、無明結の繫有るも嫉結の繫無し。若し已に離繫せる處なれば、二結の繫無し。無明結は長く、嫉結は短かきに由るが故に、所問は應に、順後句を作りて答ふべし。「若し此の事に於て、嫉結の繫有れば必ず無明結の繫有り。謂く、欲界の修所斷の未だ離繫せざる事に於てなり。或は無明結の繫有るも嫉結の繫無きあり。謂く、欲界の見所斷の法に於て、無明結の未離なるもの有り」と。

此の中、或は四部の無明結の未斷なるもの有り、乃至、或は一部の無明結の未斷なるもの有り。色・無色界の法に於て、無明結の未斷なるもの有り。此の中、或は八地の無明結の未斷なるもの有り、乃至、或は一地の無明結の未斷なるもの有り。此の地中に於て、或は五部の無明結の未斷なるもの有り。乃至或は一部の無明結の未斷なるもの有り。此の部中に於て、或は九品の無明結の未斷なるもの有り、乃至、或は一品の無明結の未斷なるもの有り。未斷に由るが故に、無明結の繫有り。嫉結の繫無し、所以は何ん、見所斷の部に嫉結無きが故に、色・無色界にも亦、嫉無きが故なり。

【本論】[二八] 嫉結に對するが如く、慳結に對するも亦、爾り。

第六節　見結と疑結との一行問答[二九]

謂く、嫉と慳とは倶に唯、欲界の修所斷、有漏緣にして非遍行なるが故に。

【本論】[三〇] 若し此の事に於て、見結の繫有れば、亦、取結の繫有りや。答ふ、若し此の事に於て、見結の繫有れば、必ず取結の繫有り。或は、取結の繫あるも、見結の繫無きあり。乃至廣說。

此の中、見結は、三界に通じ唯、四部、有漏緣・無漏緣、遍行・非遍行に通ず。取結は、三界に通じ、唯、四部、有漏緣にして遍行・非遍行に通ず。諸の具縛者は、三界五部の事に於て、若し見結の繫有れば、亦、取結の繫も有り。若し取結の繫有れば、亦、見結の繫も有り。不具縛者は、見滅・

【二八】**無明結と慳結との繫事關係に就きて。** 無明結と嫉結との繫事關係の如く、無明結と慳結との場合も亦然りとなり。

【二九】本節は、見結が、後のもの卽ち取・疑・嫉・慳の諸結との一行分別をなすと共に、見結と全々同樣に、三界、四部に通じ、有漏緣・無漏緣・遍行・非遍行に通ずる疑結の一行論を附說す。

【三〇】**見結と取結との繫事關係に就きて。**

結の未断なるもの有り。具見の世尊の弟子は、修所断の法に於て、無明結の未断なるもの有り。

此の中、或は九地の無明結の未断なるもの有り。乃至、或は一地の無明結の未断なるもの有り。此の地中に於て、或は九品の無明結の未断なるもの有り、乃至、或は一品の無明結の未断なるもの有り。未断に由るが故に、無明結の繋有り。取結の繋は無し、所以は何ん、遍行の取結にして、五部を縁ずるものは、彼れ已に断ずるが故に。非遍行の取結の未断と已断とは、修所断の法に於て、能繋に非ざるが故なり。修所断の部には取結無きが故に。

【本論】[二六]若し此の事に於て、無明結の繋有れば、亦、嫉結の繋有りや、答ふ、若し此の事に於て、嫉結の繋有れば、必ず無明結の繋有り。或は無明結の繋有るも嫉結の繋無きあり。謂く、欲界の見所断の法に於て、及び色・無色界の法に於て、無明結の未断なるもの有り。

此の中、無明結は三界・五部、有漏縁・無漏縁、遍行・非遍行に通ず。[二七]嫉結は、唯、欲界の修所断、有漏縁にして非遍行なり。諸の具縛者は、欲界の修所断の事に於て、若し無明結の繋有れば、亦、嫉結の繋も有り、若し嫉結の繋有れば亦、無明結の繋も有り。欲界の見所断の四部の事、及び色・無色界の五部の事に於ては、無明結の繋有るも、嫉結の繋無きあり。不具縛者にして、若し未だ欲染を離れざるものは、欲界の修所断の事に於て、二結の繋を具し、三界の見所断の四部の事に於て、未だ離繋せざる處に隨へば、無明結の繋有るも嫉結の繋無きあり。若し已に離繋せる處なれば、二結の繋無し。色・無色界の修所断の事に於て、無明結の繋有るも、嫉結の繋無きあり。已に欲染を離るれば、欲界の五部の事に於て、二結の繋無く、色・無色界の五部の事に於て、未だ離繋せざる

【二六】無明結と嫉結との繋事關係に就きて。

【二七】嫉結は、慳結と共に、五結の中の二纏にして、迷事の惑なるを以て、見道に通ぜず。更に、欲界にのみ有する煩惱なれば、不具縛者を分別する場合も未だ欲染を離れざるものと、已に欲染を離るゝものとの分別のみをなせり。

【本論】 具見の世尊の弟子は、修所斷の法に於て、無明結の未斷なるもの有り。此の中、或は九地の無明結の未斷なるもの有り、乃至、或は一地の無明結の未斷なるもの有り。此の地中に於て、或は九品の無明結の未斷なるもの有り、乃至、或は一品の無明結の未斷なるもの有り。未斷に由るが故に、無明結の繫有り。見結の繫無し、所以は何ん、一切の見結は、彼れ已に斷ぜるが故に。

【本論】 [二三]見結に對するが如く、[二四]疑結に對するも亦、爾り。

謂く、見結は三界に通じ、唯四部にして有漏緣・無漏緣、遍行・非遍行に通ずるが如く、疑結も亦、爾り。此の故に、無明結は、若し疑結に對すれば、見結に對するが如しといふ。

【本論】 [二五]若し此の事に於て、無明結の繫有れば亦、取結の繫有りや。答ふ、若し此の事に於て、取結の繫有れば、必ず無明結の繫有り。或は、無明結の繫有るも、取結の繫無きあり。乃至廣說。

此の中、無明結は三界・五部、有漏緣・無漏緣、遍行・非遍行に通ず。取結は、三界に通じて唯、四部、有漏緣にして、遍行・非遍行に通ず。諸の具縛者は、三界五部の事に於て、若し無明結の繫有れば、亦、取結の繫も有り、若し取結の繫有れば亦、無明結の繫も有り。不具縛者の場合は、無明結長く、取結短かきが故に、所問は、應に順後句を作りて答ふべし。「若し此の事に於て取結の繫有れば、必ず無明結の繫有り。謂く、三界の五部に於て、取結の未斷事有り。或は無明結の繫有るも取結の繫無きあり」と。

【本論】 謂く、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、修所斷の法に於て、無明結の未斷なるもの有り。滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、修所斷の法に於て、無明

【二三】 無明結と取結との繫事關係。

無明結の見結に對する繫事關係の如く、無明結が疑結に對するときも同じといふ意。

【二四】 婆沙論は、これを疑とすれど、發智本文には疑結とあり。

【二五】 無明結と取結との繫事關係。

無明結が見結又は疑結に對するときと、取結に對すときとの相違は、前の場合には、見滅道所斷の見又は疑結の不相應法に對する特殊相を分別するも、取結の場合は、これをなすを要せざるにあり。

は、無明結長く、見結短きが故に、所問は應に順後句を作りて答ふべし。「若し此の事に於て、見結の繫有れば、必ず無明結の繫有り。謂く、三界五部に於て、見結の未斷事有り。或は無明結の繫有るも見結の繫無きあり」と。

【本論】[三三] 謂く、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見滅・道所斷の見結と相應せざる法に於て、及び修所斷法に於て、無明結の未斷なるものあり。

此の中、見滅・道所斷の見結と相應せざる法とは、謂く、彼の邪見の自性と、及び見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・不共無明等の聚と相應するものと不相應法となり。此の諸法に於て、無明結は未斷なるが故に、無明結の繫有り。彼は自聚に於て、所緣繫及び相應繫と爲り、若し他聚に於ては所緣繫と爲りて相應繫に非ず。見結の繫は無し、所以は何ん。遍行の見結にして五部を緣ずるものは、彼れ已に斷ずるが故に、餘の未斷なる見結は、此の見結と相應せざる法に於て、所緣繫に非らざるは無漏緣なるが故にして、相應繫に非ざるは、是れ他聚なるが故と、自性は自性と相應せざるが故となり。彼は、修所斷の法に於ても、無明結、未斷なるが故に、無明結の繫有り。その中、或は、九地の無明結の未斷なるもの有り、乃至、或は一地の無明結の未斷なるもの有り。此の地中に於て、或は九品の無明結の未斷なるもの有り、乃至、或は一品の無明結の未斷なるもの有り。見結の繫無き所以、何んとなれば、遍行の見結にして、五部を緣ずるものは、彼れ已に斷ずるが故に。修所斷の部には見結無きが故なり。復次に、

【本論】 滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、見道所斷の見結と相應せざる法に於て、及び修所斷の法に於て、無明結の未斷なるもの有り。

此の中、見道所斷の見結と相應せざる法とは、前說の如し。此等の諸法に於て、及び修所斷の法に於て、無明結の繫有り。見結の繫無きことは、亦、前說の如し。復次に、

【三三】 不具縛者の場合。これに、果を得する以前の聖者と、即ち見道位の聖者と、具見(預流果以上修道位)の聖者とに分って分別すること、前の如し。

ば、亦、嫉結の繋も有り、若し嫉結の繋有れば亦、恚結の繋も有り。欲界の見所斷の事に於て、恚結の繋有るも嫉結の繋無し。不具縛者にして若し、未だ欲染を離れざるものは、欲界の修所斷の事に於て、二結の繋を具し、欲界の見所斷の事に於て、未斷の處に隨へば、恚結の繋有るも嫉結の繋無く、若し已斷の處なれば、二結の繋無し。若し已に欲染を離るるものは、欲界の五部の事に於て、二結の繋無く、色・無色界の五部の事に於ては若しくは具縛なるも、若しくは不具縛なるも、一切時に、二結の繋無し。恚結は長く、嫉結は短かきに由るが故に、所問は應に順後句を作りて答ふべし、「若し此の事に於て嫉結の繋有れば、必ず恚結の繋有り。謂く、欲界の修所斷の未だ離繋せざる事に於てなり。或は恚結の繋有るも嫉結の繋無きあり。謂く、欲界の見所斷の法に於て恚結の未斷なるもの有り」と。此の中、或は、四部の恚結の未斷なるもの有り、乃至、或は一部の恚結の未斷なるもの有り、未斷に由るが故に、恚結の繋有り。嫉結の繋無し、所以は何ん、見所斷の部には嫉結無きが故に。

【本論】[一八]嫉結に對するが如く、慳結に對するも亦、爾り。

謂く、嫉と慳とは倶に、唯、欲界の修所斷・有漏緣・非遍行なるが故に。

[一九]第五節　無明結の、後に對する一行問答

【本論】[二〇]若し此の事に於て、[二一]無明結の繋有れば亦、見結の繋有りや。答ふ、若し此の事に於て、見結の繋有れば、必ず無明結の繋有り、或は無明結の繋有るも、見結の繋無きあり、乃至廣說。

此の中、無明結は、三界・五部、有漏緣・無漏緣、遍行・非遍行に通じ、見結は、三界に通じ、唯、四部にして、有漏緣・無漏緣、遍行・非遍行に通ず。諸の具縛者は、三界五部の事に於て、若し無明結の繋有れば、亦、見結の繋も有り、若し見結の繋有れば亦、無明結の繋も有り。不具縛者の場合

【一八】　**嫉結と慳結との繋事關係。**
恚結と嫉結との繋事關係の如く。恚結と慳結との繋事關係も同じく說くべしとなり。

【一九】　無明結とその後なるもの卽ち見・取・疑・嫉・慳の諸結との繋事關係を述ぶる節なり。蓋し、九結中、無明結は、最も廣く、最も長きを以て所說は皆順後句たることを注意すべし。

【二〇】　以下發智本論第四卷。

【二一】　**無明結と見結との繋事關係。**
これも亦、具縛者の場合と不具縛者の場合とあり。不具縛者の場合に卽ち順後句となる。

の繋有り。

此の中、亦、未だ欲染を離れざるものは、見道所斷の法に於て、一部の恚結の繋と一部の取結の繋と有り。爾の時、欲界の修所斷の法に於て、恚結の繋有りと雖も、而も取結の繋無きが故に、此に說かず。

【本論】[一六]（四）、或は二、倶に不繋なるもの有り。謂く、未だ欲染を離れざるものは、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見苦・集所斷の法に於て、及び、色・無色界の修所斷の法に於て、二結の繋無し。滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、見・苦・集・滅所斷の法に於て、及び色・無色界の修所斷の法に於て、二結の繋無し。具見の世尊の弟子にして、未だ欲染を離れざるものは、見所斷の法に於て、及び、色・無色界の修所斷の法に於て、二結の繋無し。已に欲染を離るるものは、欲界の法に於て、二結の繋無く、已に色染を離るるものは、欲・色界の法に於て、二結の繋無く、已に無色の染を離るるものは、三界の法に於て二結の繋無し。

此の中、諸法は、能繋所繋倶に已斷なるが故に、皆、二結を離る。謂く、恚結と取結とは倶に離繋するが故に。

【本論】[一七]若し此の事に於て、恚結の繋有れば、亦、嫉結の繋有りや。答ふ、若し此の事に於て、嫉結の繋有れば、必ず恚結の繋有り。或は恚結の繋有るも嫉結の繋無きあり。謂く、欲界の見所斷の法に於て、恚結の未斷なるもの有り。

此の中、恚結は、唯、欲界にして五部に通じ、唯、有漏緣にして非遍行なり。嫉結は、唯、欲界の修所斷にして有漏緣、非遍行なり。諸の具縛者は、欲界の修所斷の事に於て、若し恚結の繋有れ

【一六】第四倶非――恚結の繋も取結の繋もなき場合は、不具縛者に限りてあるも、更に之れを大體、未だ欲染を離れざる聖者と、具見の聖者の二つに分別せり。

【一七】恚結と嫉結との繋事關係。

彼に恚無きが故なり。

【本論】[一四](三)、或は二倶に繋なるもの有り、謂く、具縛者は、欲界の見・修所斷の法に於て、二結の繋有り。

此の中、具縛者は、欲界の見苦所斷の法に於て、一部の恚結の繋と二部の取結の繋と有り。欲界の見集所斷の法に於ても亦、爾り。欲界の見滅所斷の法に於ては一部の恚結の繋と三部の取結の繋有り。欲界の見道所斷の法に於ても亦、爾り。欲界の修所斷の法に於て、一部の恚結の繋と、二部の取結の繋と有り。復次に、

【本論】[一五]未だ欲染を離れざるものは、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、欲界の見集・滅・道・修所斷の法に於て、二結の繋有り。

此の中、欲界の見集所斷の法に於ては、一部の恚結の繋と一部の取結の繋と有り。欲界の見滅・道所斷の法に於ては各、一部の恚結の繋と二部の取結の繋と有り。欲界の修所斷の法に於ては一部の恚結の繋と一部の取結の繋と有り。爾の時、欲界の見苦所斷の法に於て、取結の繋有りと雖も、而も恚結の繋無し。故に此に說かざるなり。復次に、

【本論】集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、欲界の見滅・道所斷の法に於て、二結の繋有り。

此の中、亦、未だ欲染を離れざるものは、欲界の見滅・道所斷の法に於て、各、一部の恚結の繋と一部の取結の繋と有り。爾の時、欲界の修所斷の法に於て、恚結の繋有りと雖も、而も取結の繋無きが故に、此に說かず。復次に、

【本論】滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、欲界の見道所斷の法に於て、二結

【一四】第三倶句――恚結と取結の兩繋ある場合を(一)具縛者に就き(二)不具縛者に就きて論ず。今は、第一具縛者の場合。

【一五】第三倶句の第二不具縛者に就きて詳論す。

ざるものにして、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、欲界の修所斷の法に於て、恚結の未斷なるもの有り。滅智已に生じ道智未だ生ぜざるとき、欲界の修所斷の法に於て、恚結の未斷なるもの有り。具見の世尊の弟子にして、未だ欲染を離れざるものは、欲界の修所斷の法に於て、恚結の未斷なるもの有り。

此の中、或は九品の恚結の未斷なるもの有り、乃至、或は一品の恚結の未斷なるもの有り。未斷に由るが故に、恚結の繫有り。取結の繫無し、所以は何ん、遍行の取結にして五部を緣ずるものは、彼れ已に斷ずるが故に。非遍行の取結は、修所斷の法に於て、未斷なると、已斷なるとは、俱に、繫すること能はざるが故に、修所斷の部には、取結無きが故に。

【本論】[二二]（二）、或は取結の繫有るも、恚結の繫無きあり。謂く、[二三]未だ欲染を離れざるものにして、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、欲界の見苦所斷の法に於て、見集所斷の取結の未斷なるもの有り。色・無色界の法に於て、取結の未斷なるもの有り。

此の中、未だ欲染を離れざるものにして、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、欲界の見苦所斷の恚結と取結とは、二、倶に已斷にして、欲界の見集所斷の取結は、未斷なるが故に、欲界の見苦所斷の法に於て、所緣繫と爲り、欲界の見集所斷の恚結は未斷なりと雖も而も欲界の見苦所斷の法に於て、所緣繫に非ず、非遍行なるが故に、相應繫にも非ず、是れ他聚なるが故に。

色・無色界の法に於て、取結の未斷なるもの有りとは、或は八地の取結の未斷なるもの有り、乃至、或は一地の取結の未斷なるもの有り。此の地中に於て、或は四部の取結の未斷なるもの有り、乃至、或は一部の取結の未斷なるもの有り。未斷に由るが故に、取結の繫有り。恚結の繫無きは、

故に四句分別を以て之れを明かにせんとす。

【二一】第一單句、恚結あるも、取結なき場合に三種あり。

（一）未だ欲染を離れざるものの集智已に生ずるも、滅智未だ生ぜざる場合。

（二）同、滅智已に生ぜしとき。

（三）具見の聖等の場合。

【二二】第二單句、

【二三】未だ欲染を離れざるものの、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるときにのみ取結の未斷なるありて、恚結なき場合あり。

說きて、本性不繫と爲す。不繫の言は二種の義を含むを以ての故に、此に說きて、二、倶に不繫なりと爲す。[五]毘奈耶に說くが如し、二種の補特伽羅有り、名けて清淨と爲す、一は、本來、禁戒を犯さず、二は犯し已りて、如法に悔除するなり。第一は本性無染なるが故に、清淨と名け、第二は染より淨を得するが故に、清淨と名く。不繫も亦、爾り。故に失有ること無し。

[六]問ふ、色・無色界の見滅・道所斷の見結と相應せざる法とは、何者か是れなりや。答ふ、彼の邪見の自性と、及び見取・戒禁取・疑・貪・慢・不共無明等の聚に[七]相應するものと、不相應法となり。相應する法とは、謂く、邪見の自性と、及び見取乃至不共無明聚中の心心所法とにして、不相應法とは、謂く、邪見乃至不共無明聚中の[八]所有の四相及び彼の諸得の聚中の能相・所相なり。

【本論】[九]見結に對するが如く、疑結に對するも亦、爾り。

謂く、見結は三界に通じ、唯四部にして、有漏緣・無漏緣、遍行・非遍行に通ず。疑結も亦、爾り。是の故に、恚結が、若し疑結に對すれも、見結に對するが如し。

【本論】[一〇]若し此の事に於て、恚結の繫有れば、亦取結の繫有りや。答ふ、四句を作すべし。

此の中、恚結は、唯、欲界にして五部に通じ、唯、有漏緣にして非遍行なり。取結は、三界に通じ、唯、四部、有漏緣にして、遍行・非遍行に通ず。諸の具縛者は、欲界の五部の事に於て、若し恚結の繫有れば亦、取結の繫も有り、若し取結の繫有れば亦、恚結の繫も有り。色・無色界の五部の事に於ては取結の繫有るも、恚結の繫無し。不具縛者の場合は、恚結は唯、欲界にして非遍行なるが故に短かく、五部に通ずるが故に長し。取結は唯、四部の故に短かく、三界の遍行、非遍行に通ずるが故に長し。此の二は互に長短の義有るが故に、所問は、應に四句を作りて答ふべし。

【本論】[一一]（一）、或は恚結の繫有るも、取結の繫無きあり。謂く、未だ欲染を離れ

【五】毘奈耶の清淨に二種ありとの說。

【六】**色・無色界見滅・道所斷の見結不相應法に就て**　見滅道所斷の見結の不相應法に關しては、前愛結と見結との繫事關係を述ぶるに際して詳論せし如し。但し、前は三界の見滅道所斷法に就きて論ぜしに對して、今は、上二界に就きてのみこれを述ぶるを以て、恚結を欠く點に、前所說との間に相違あり。

【七】こゝに說く相應法とは、見滅道所斷下の隨眠一般に關する相應法としての心々所を擧げたるものにして、これ等が、見結の相應繫に非ざること前說の如し。

【八】所有の四相とは、これ等心々所凡ての生・住・異・滅にして、彼の諸得とは、これ等隨眠の得をいひ、その能相は、即ち得自身にして、所相は、得せらるゝ法をいふ。

【九】**恚結と疑結との繫事關係。**

【一一】**恚結と取結との繫事關係に就きて、**異生及び具縛の聖者の場合は、兩者の長短なく、色・無色界に於ては、恚結なきを以て取結のみありて、問題は簡單なれど、不具縛者の場合は、恚結取結の長短しかく簡單ならず、

卷の第五十七　（第二編　結蘊）

（結蘊第二中一行納息第二之二　舊第三十一卷、大正、二八、二二六頁）

第四節[一]　恚結の繫事一行問答（續き）

【本論】　（四）[二]或は二、倶に不繫なるもの有り。謂く、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見苦・集所斷の法に於て、及び、色・無色界の見滅・道所斷の見結と相應せざる法に於て、幷に色・無色界の修所斷の法に於て、二結の繫無し。滅智已に生じ道智未だ生ぜざるとき、見苦・集・滅所斷の法に於て、及び、色・無色界の見道所斷の見結と相應せざる法に於て、幷に色・無色界の修所斷の法に於て、二結の繫無し。具見の世尊の弟子にして、未だ欲染を離れざるものは、見所斷の法に於て、及び色・無色界の修所斷の法に於て、二結の繫無く、已に欲染を離るるものは、欲界の法に於て二結の繫無く、已に色染を離るるものは、欲・色界の法に於て、二結の繫無く、已に無色の染を離るるものは、三界の法に於て、二結の繫無し。

此の中、諸法は、能繫・所繫倶に已斷なるが故に皆、二結を離る。謂く、恚結と見結とは倶に離繫するが故に。

[三]問ふ、欲界に恚有り。彼れ恚結に於て、離繫を得する時、不繫と說くべし。されど色・無色界には本より恚結無きに、云何が彼の恚結は不繫なりと言ふや。答ふ、[四]不繫に二種有り、一に繫より不繫を得すると、二に本性無繫なるが故に、不繫と名くるとなり。欲界の諸法は、恚結を有するが故に、解脫を得する時、彼は繫よりして不繫を得すと說き、上二界の法は本より結無きが故に、彼を

【一】　第三節に於ける恚結の、後の諸結との一行論の續きにして、恚結と見結との繫事關係に於ける四句分別中の第四句より初まる。
【二】　第四非句
恚結と見結との兩繫なきあり。これに三種の場合あり。
（一）集智已に生じ滅智未だ生ぜざるとき、
（二）滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、
（三）　具見の世尊の弟子の場合。
【三】　上界に恚結なきに、不繫といふ所以に就きて。
【四】　不繫の二種。

此の中、未だ欲染を離れざるものは、欲界の見滅・道所断の見結と相應する法に於て、各、一部の恚結の繫と一部の見結の繫と有り。爾の時、欲界の見滅・道所断の見結と相應せざる法及び修所斷の法に於ては恚結の繫有りと雖も、見結の繫無きが故に、此に說かず。復次に、

【本論】滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、欲界の見道所斷の見結と相應する法に於ては二結の繫有り。

此の中、未だ欲染を離れざるものは、欲界の見道所斷と相應する法に於て、一部の恚結の繫と、一部の見結の繫と有り。爾の時、欲界の見道所斷の見結と相應せざる法及び修所斷の法に於ては。恚結の繫有りと雖も、而も見結の繫無し。故に此に說かざるなり。

阿毘達磨大毘婆沙論巻第五十六

の有り、乃至、或は一地の見結の未斷なるもの有り。此の地中に於て、或は四部の見結の未斷なるもの有り、乃至或は一部の見結の未斷なるもの有り。未斷なるに由るが故に、見結の繫有り。恚結の繫無きは、彼に恚無きが故なり。

【本論】[七五]（三）或は二、倶に繫なるもの有り。謂く、具縛者は、欲界の見修所斷の法に於て、二結の繫有り。

此の具縛者は欲界の見苦所斷の法に於て、一部の恚結の繫と二部の見結の繫と有り、欲界の見集所斷の法に於ても亦、爾り。欲界の見滅所斷の見結と相應する法に於ては一部の恚結と三部の見結の繫あり。彼の見結と相應せざる法に於ては一部の恚結の繫と二部の見結の繫有り。欲界の見道所斷の法に於ても亦、爾り。欲界の修所斷の法に於て、一部の恚結の繫と二部の見結の繫と有り。復次に、

【本論】 未だ欲染を離れざるものにして、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、欲界の見集・滅・道。修所斷の法に於て、二結の繫有り。

此の中、欲界の見集所斷の法に於て、一部の恚結の繫と、一部の見結の繫と有り。欲界の見滅所斷の見結と相應する法に於ては、一部の恚結の繫と二部の見結の繫有り。彼の見結と相應せさる法に於ては一部の恚結の繫と、一部の見結の繫と有り。欲界の見道所斷の法に於ても亦、爾り。欲界の修所斷の法に於ては一部の恚結の繫と一部の見結の繫と有り。爾の時、欲界の見苦所斷の法に於て、見結の繫有りと雖も而も恚結の繫無し。故に此に說かず。復次に、

【本論】 集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、欲界の見滅・道所斷の見結と相應する法に於て、二結の繫有り。

【七五】 第三倶句――恚結と見結との二繫倶にある場合、これも亦、具縛者と不具縛縛者とに對して、分別すること、愛結と見結とに於けるが如し。

彼は欲界の修所斷の法に於て、恚、未斷なるが故に、恚結の繫有り、或は九品の恚結の未斷なるもの有り、乃至、或は一品の恚結の未斷なるもの有り。見結の繫無し、所以は何ん、遍行の見結にして、五部を緣ずるものは、彼れ已に斷ずるが故に修所斷の部には見結無きが故に。復次に、

【本論】滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、欲界の見道所斷の見結と相應せざる法に於て、及び欲界の修所斷の法に於て、恚結の未斷なるものあり。

此の中、見道所斷の見結と相應せざる法とは、前說の如し。此の諸法に於て、及び欲界の修所斷の法に於て、恚結の繫有り、見結の繫無きことは亦、前說の如し。復次に、

【本論】具見の世尊の弟子の未だ欲染を離れざるものは、欲界の修所斷の法に於て、恚結の未斷なるもの有り。

彼は、欲界の修所斷の法に於て、恚、未斷なるが故に、恚結の繫有り、見結の繫無きは、前の如く知るべし。

【本論】[七四](二)或は見結の繫有りて恚結の繫無きあり。謂く、未だ欲染を離れざるものにして、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、欲界の見苦所斷の法に於て、見集所斷の見結の未斷なるもの有ると、色・無色界の法に於て、見結の未斷なるもの有るとなり。

此の中、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、見苦所斷の恚結と見結との二は俱に已斷なり。見集所斷の見結は未斷なるが故に、見苦所斷の法に於て所緣繫となり、見集所斷の恚結は未斷なりと雖も、而も見苦所斷の法に於て所緣繫に非ざるは、非遍行なるが故にして、相應繫に非ざるは、是れ他聚なるが故なり。色・無色界の法に於て、見結の未斷なるもの有りとは、或は八地の見結の未斷なるも

【七四】第二單句―見結の繫あるも、恚結の繫なきあり。

るもの有り。未斷に由るが故に、無明結の繫有るも恚結の繫無しとは、彼に恚結無きが故なり。

【本論】[七二]若し此の事に於て、恚結の繫有れば、亦、見結の繫有りや。答ふ、應に四句を作すべし。

此の中、恚結は唯、欲界にして五部に通じ、唯、有漏緣にして非遍行なるも、見結は三界に通じ、唯、四部にして、有漏緣・無漏緣、遍行・非遍行に通ず。諸の具縛者は、欲界の五部の事に於て、若し恚結の繫有れば、亦、見結の繫も有り、若し見結の繫有れば亦、恚結の繫も有り。色・無色界の五部の事に於ては見結の繫有るも、恚結の繫無し。不具縛者の場合には、恚結は五事に通ずるが故に、長きも唯、欲界・有漏緣・非遍行なるが故に短し。見結は三界、有漏緣・無漏緣、遍行・非遍行に通ずるが故に長きも、唯、四部のみなるが故に短し。此の二に互に長短の義有るが故に、所問は、應に四句を作りて答ふべし。

【本論】[七三]（一）或は恚結の繫有りて、見結の繫無きあり。謂く、未だ欲染を離れざるものにして、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、欲界の見滅・道所斷の見結と相應せざる法に於て、及び欲界の修所斷の法に於て恚結の未斷なるもの有り。

此の中、見滅・道所斷の見結と相應せざる法とは、謂く、邪見の自性と、及び見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・不共無明等の聚と相應するものと、不相應法となり。此の諸法に於て、恚は未斷なるが故に、恚結の繫有り。彼は自聚に於て、所緣繫及び相應繫となり、若し他聚に於ては、所緣繫となるも相應繫に非ず。見結の繫は無し、所以は何ん、遍行の見結にして五部を緣ずるものは、彼れ已に斷ずるが故に。餘の未だ斷ぜざるもの見結は、此の見結と相應せざる法に於て、所緣繫に非ざるは、無漏緣なるが故にして、相應繫に非ざるは、是れ他聚なるが故と、自性は自性と相應せざるが故となり。

【七二】**恚結と見結の繫事關係。**恚結と見結とは、恚結が欲界のみを繫するは、見結の三界に通ずるよりも短く、見結が唯、四部なるに、恚結が五部に通ずる點見結より長ければ、四句分別を作ること、愛結、慢結の見結に對する場合の如し。

【七三】第一單句—恚結の繫ありて、見結の繫なきあり。これにも又、具縛者と不具縛者との二につきて論ずること、愛結と見結の所說の如し。

繫無し、謂く、(七)未だ欲染を離れざるものにして、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、欲界の見苦所斷の法に於て、見集所斷の無明結の未斷なるもの有ると、

此の中、恚結は唯、欲界にして五部に通じ、唯、有漏緣にして非遍行なり。無明結は、三界・五部、有漏緣・無漏緣、遍行・非遍行に通ず。諸の具縛者は、欲界の五部の事に於て、若し恚結の繫有れば、亦、無明結の繫も有り、若し無明結の繫有れば亦、恚結の繫も有り。色・無色界の五部の事に於て、無明結の繫有るも恚結の繫無し。不具縛者は、欲界の已斷の處に於て、或は遍行の無明結の繫有るも恚結の繫無し。色・無色界の未斷の處に於ても亦、爾り。恚結は短かく、無明結は長きに由るが故に。所問は、應に順前句を作りて答ふべし。「若し此の事に於て、恚結の繫有れば、必ず無明結の繫有り、謂く、欲界の五部の未だ斷盡せざる事に於て、或は無明結の繫有るも恚結の繫無し、謂く、未だ欲染を離れざるものにして、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、欲界の見苦所斷の法に於て、見集所斷の無明結の未斷なるもの有るなり。」と。此の中、未だ欲染を離れずとは、若し已に欲染を離るれば、欲界の法に於て、二結は倶に無きが故に、未だ彼を離れざるものを說くなり。苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、見苦所斷の恚と無明との二は、倶に已斷なるも、見集所斷の遍行の無明は猶、未斷なるが故に、見苦所斷の法に於て、所緣繫となる。見集所斷の恚結が、見苦所斷の法に於て所緣繫に非らざるは非遍行なるが故にして、相應繫に非ざるは、是れ他聚なるが故なり。復次に、

【本論】　色・無色界の法に於て、無明結の未斷なるもの有るとなり。

此の中、或は八地の無明結の未斷なるもの有り、乃至、或は一地の無明結の未斷なるもの有り。此の地中に於て、或は五部の無明結の未斷なるもの有り、乃至、或は一部の無明結の未斷なるもの有り。此の部中に於て、或は九品の無明結の未斷なるもの有り、乃至、或は一品の無明結の未斷な

【七】　恚結と慢結又は愛結と恚結との繫事關係を論ずるに際しては、未離欲染以下の論述を作さざるに、こゝにこれをなすは、無明結が、愛結、慢結よりも、廣く、後者が、有漏緣非遍行なるに對して、無明結が、有漏緣、無漏緣、遍行非遍行に通ずるが故に、即ち、こゝで遍行の惑としての特殊の場合を擧げたるなり。又、見結の如く、以下に於て、四句分別を作さずして、單に順前句のみによりたるは、見結が、三界四部にのみ通ずるに對して、無明結が、三界五部に通ずればなり。

要之、諸結中、無明結は、最も長にして、その繫事の範圍も最も廣大なるを證す。

第三節　恚結の繫事一行問答[68]

【本論】[69] 若し此の事に於て、恚結の繫有れば、亦、慢結の繫有りや。答ふ、若し此の事に於て、恚結の繫有れば、必ず慢結の繫有り。或は慢結の繫有るも恚結の繫無し、謂く、色・無色界の法に於て、慢結の、未斷なるもの有るなり。

此の中、恚結は唯、欲界にして五部に通じ、唯、有漏緣にして非遍行なるも、慢結は三界・五部に通じ、唯、有漏緣にして非遍行なり。諸の具縛者は、欲界の五部の事に於て、若し恚結の繫有れば、亦、慢結の繫有り、若し慢結の繫有れば、亦、恚結の繫有り。色・無色界の五部の事に於ては、慢結の繫有るも、恚結の繫無し。

不具縛者は、欲界の五部の事に於て、未斷の處に隨へば、恚結の繫有りて亦、慢結の繫有り、若し已斷の處なれば、恚結の繫も無く亦、慢結の繫も無し。色・無色界の五部の事に於て、未斷の處に隨へば、慢結の繫有るも恚結の繫無く、若し已斷の處なれば、慢結の繫も無く、亦、恚結の繫も無し。恚結は短かく、慢結は長きに由るが故なり。所問は、應に、順前句を作りて答ふべし。「若し此の事に於て、恚結の繫有れば、必ず慢結の繫有り。謂く、欲界の五部の未だ斷盡せざる事に於てなり。或は慢結の繫有るも、恚結の繫無し、謂く、色・無色界の法に於て、慢結の未斷なるもの有り」と。此の中、或は八地の未斷なるもの有り、乃至、一地の未斷なるもの有り。此の地中に於て、或は五部の未斷なるもの有り、乃至、或は一部の未斷なるもの有り。此の部中に於て、或は九品の未斷なるもの有り、乃至或は一品の未斷なるもの有り。

【本論】[70] 若し此の事に於て、恚結の繫有れば亦、無明結の繫有りや。答ふ、若し此の事に於て、恚結の繫有れば、必ず無明結の繫有り。或は無明結の繫有るも、恚結の

【六八】恚結は、唯、欲界繫のみなるを以て、その點は、愛結、慢結の一行論とは趣きを異にす。されど、大體の論法には變りなし。
【六九】恚結と慢結との繫事關係に就きて。
【七〇】恚結と無明結との繫事關係。

の事に於て、愛結の繫有りて、嫉結の繫無し。不具縛者は、若し未だ欲染を離れざれば、欲界の修所斷の事に於て、二結の繫を具し、三界の見所斷の四部の事に於て、未斷の處に隨へば、愛結の繫有りて、嫉結の繫無く、若し已斷の處なれば、二結の繫無し。色・無色界の修所斷の事に於て、愛結の繫有るも、嫉結の繫無し。已に欲染を離れしものは、欲界の五部の事に於て、二結の繫無く、色・無色界の五部の事に於て、未斷の處に隨へば、愛結の繫有るも嫉結の繫無く、若し已斷の處なれば、二結の繫無し。愛結は長く、嫉結は短かきに由るが故に、所問は、應に、順後句を作りて答ふべし。「若し此の事に於て、嫉結の繫有れば、必ず愛結の繫有り、謂く、欲界修所斷の未だ離繫せざる事に於てなり。或は、愛結の繫有るも、嫉結の繫無し。謂く、欲界の見所斷の法に於て、愛結の未斷なる有り」と。此の中、或は四部の愛結の未斷なる有り、乃至、或は、一部の愛結の未斷なるもの有り、色・無色界の法に於て、愛結の未斷なるもの有り。此の中、或は、八地の愛結の未斷なるもの有り。乃至、或は一地の愛結の未斷なるもの有り。此の地中に於て、或は五部の愛結の未斷なるもの有り、乃至、或は、一部の愛結の未斷なるもの有り。此の部中に於て、或は九品の愛結の未斷なるもの有り、乃至、或は一品の愛結の未斷なるもの有り。未斷なるに由るが故に、愛結の繫有り。嫉結の繫無き所以は何ん、見所斷の部には、嫉結無きが故に、色・無色界にも亦、嫉結無きが故なり。彼に嫉と慳と無きことは、前の恚の說の如し。

【本論】[六六] 嫉結に對するが如く、慳結に對しても亦、爾り。

謂く、嫉と慳とは倶に唯、欲界の修所斷、有漏緣にして、非遍行なるが故なり。

【本論】[六七] 愛結を後に對して一行を作すが如く、慢結を後に對して一行を作すことも亦、爾り。

謂く、愛と慢とは倶に三界・五部に通じ、唯、有漏緣にして、非遍行なるが故なり。

【六六】 愛結と慳結との繫事關係。

【六七】 慢結繫事一行問答。慢結は全く、愛結と長短相同じきを以て、愛結が他の八結に對して、一行分別をなせし如く、慢結に就きても說くべきとなり。

【本論】 滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、見道所斷の法に於て、二結の繫有り。

此の中、見道所斷の法に於て、一部の愛結の繫と一部の取結の繫有り、爾の時、修所斷の法に於て、愛結の繫有りと雖も、而も取結の繫無きが故に、此に說かず。

【本論】[六四](四)或は二、倶に不繫なるもの有り。謂く、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見苦所斷の法に於て、二結の繫無く、滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、見苦・集・滅所斷の法に於て、二結の繫無く、具見の世尊の弟子は、見所斷の法に於て、二結の繫無く、已に欲染を離るるものは、欲界の法に於て、二結の繫無く、已に色染を離るるものは、欲色界の法に於て、二結の繫無く、已に無色の染を離るるものは、三界の法に於て、二結の繫無し。

此の中、諸法は能繫所繫倶に已に斷ずるが故に、皆、二結を離る。謂く、愛結と取結とは、倶に離繫するが故に。

【本論】[六五] 若し此の事に於て、愛結の繫有れば、亦、嫉結の繫有りや。答ふ、若し此の事に於て、嫉結の繫有れば、必ず愛結の繫有り。或は、愛結の繫有るも、嫉結の繫無し、謂く、欲界の見所斷の法に於て、及び色・無色界の法に於て、愛結の未斷なるもの有り。

此の中、愛結は、三界五部に通じ、唯、有漏緣にして非遍行なるも、嫉結は唯、欲界の修所斷、有漏緣にして非遍行なり。諸の具縛者は、欲界の修所斷の事に於て、若し愛結の繫有れば、亦、嫉結の繫有り、若し嫉結の繫有れば亦、愛結の繫有り。欲界の見所斷の四部の事及び、色・無色の五部

【六四】 第四非句 こは全く、愛結繫と見結繫の關係を述べし際に說きしが如し。

【六五】 愛結と嫉結との繫事關係。

未だ生ぜざるとき、見苦所斷の法に於て、見集所斷の取結の未斷なるもの有り。

此の中、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、見苦所斷の愛結と取結とは二俱に已斷にして、見集所斷の取結は未斷なるが故に、見苦所斷の法に於て、所緣繫となり、見集所斷の愛結は、未斷なりと雖も、而も見苦所斷の法に於て、所緣繫に非ず。非遍行なるが故に。相應繫に非ざるは是れ他聚なるが故なり。

【本論】[六三](三)或は二、俱に繫なるもの有り。謂く、具縛者は、見修所斷の法に於て、二結の繫有り。

此の中、具縛者は、見苦所斷の法に於て、一部の愛結の繫と二部の取結の繫と有り、見集所斷の法に於ても亦、爾り。見滅所斷の法に於て、一部の愛結の繫と三部の取結の繫と有り。見道所斷の法に於ても亦、爾り。修所斷の法に於て一部の愛結の繫と二部の取結の繫と有り。復次に、

【本論】苦智已に生じ、集知未だ生ぜざるとき、見集・滅・道・修所斷の法に於て、二結の繫有り。

此の中、見集所斷の法に於て、一部の愛結の繫と一部の取結の繫有り。見滅・道所斷の法に於て、各、一部の愛結の繫と二部の取結の繫と有り、修所斷の法に於て、一部の愛結の繫と一部の取結の繫と有り。爾の時、見苦所斷の法に於て、取結の繫有りと雖も、而も愛結の繫無きが故に、此に說かず。復次に、

【本論】集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見滅・道所斷の法に於て、二結の繫有り。

此の中、見滅・道所斷の法に於て、各、一部の愛結の繫と一部の取結の繫と有り、爾の時、修所斷の法に於て、愛結の繫有りと雖も、而も取結の繫無きが故に、此に說かず。復次に。

【六三】第三俱句　これも、大體愛結繫に對する見結繫の如くなるも、只、見滅道所斷下に、不相應を說かざる點にのみ異りあり。

疑結も亦、爾り。是の故に、愛結の若し疑結に對するも、見結に對するが如し。

【本論】〔六〇〕若し此の事に於て、愛結の繫有れば、亦、取結の繫有りや。答ふ、應に四句を作すべし。

此の中、愛結は、三界・五部に通じ、唯、有漏緣にして、非遍行なるも、取結は、三界に通じ、唯、四部、有漏緣にして、遍行・非遍行に通ず。諸の具縛者は三界・五部の事に於て、若し愛結の繫有れば亦、取結の繫有り、若し取結の繫有れば亦、愛結の繫有り。不具縛者の場合には、愛結は五部に通ずるが故に長きも、唯、非遍行なるが故に短かし、取結は、遍行・非遍行に通ずるが故に長きも、唯、四部なるが故に短かし。此の二、互に長短の義有るが故に、所問は應に四句を作して答ふべし。

【本論】〔六一〕(一)或は愛結の繫有りて、取結の繫無し。謂く、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、修所斷の法に於て、愛結の未斷なるもの有ると、滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、修所斷の法に於て、愛結の未斷なるもの有ると、具見の世尊の弟子の、修所斷の法に於て、愛結の未斷なるもの有るとなり。

此の中、或は九地の愛結の未斷なるもの有り、或は一地の愛結の未斷なるもの有り、乃至、此の地中に於て、或は九品の愛結の未斷なるもの有り、乃至、或は一品の愛結の未斷なるもの有り。未斷に由るが故に、愛結の繫有り。取結の繫無き所以は何ん。遍行の取結にして五部を緣ずるものは、彼れ已に斷ずる故に。非遍行の取結は、未斷なると已斷なると、修所斷の法に於ては能繫に非ざるが故に。修所斷の部には取結無きが故なり。

【本論】〔六二〕(二)或は取結の繫有るも、愛結の繫無きあり。謂く、苦智已に生じ、集智

も無し。

されど、見隨眠は、見結の自性外に、戒取と見取とを合み、而も、共に有漏緣惑あるを以て、後三品の此れ等が、前六品を緣じて隨眠隨增しう。

【五九】愛結と疑結との繫事關係。

【六〇】愛結と取結との繫事關係。

これも亦、二互に長短あるを以て、應に四句分別をなすべきなり。

【六一】第一單句―この取結も、見結と同樣に、見隨眠なれば、その不相應の場合を列擧すべきが如けれど別にかゝる場合を擧げざるは、集智已生、滅智未生のとき、見滅道所斷下の見結が、無漏緣惑にして、唯、相應縛のみなるに、取結は、愛結と同樣、有漏緣にして自部に於ては、相應繫のみならず、所緣繫もありて、長短相同じきを以て、別に特殊の場合生ぜざればなり。その他は、愛結と見結との繫事關係に於て說きしが如し。

【六二】第二單句―

【本論】[五七]（四）或は、二、倶に不繫なる有り。謂く、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見苦・集所斷の法に於て、二結の繫無し。滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、見苦・集・滅所斷の法に於て、二結の繫無し。具見の世尊の弟子は、見所斷の法に於て、二結の繫無し。已に欲染を離れしものは、欲界の法に於て、二結の繫無く、已に色染を離れしものは、欲・色界の法に於て、二結の繫無く、已に無色の染を離れしものは、三界の法に於て、二結の繫無し。

此の中、諸法は、能繫、所繫倶に已斷なるが故に、皆、二結を離る。謂く、愛と見との結は倶に離繫するが故に。

此（ここ）に復た應に[五八]頗設の問答を作すべし。頗し見滅・道所斷の見結と相應する法にして、愛結の繫有りて見結の繫無きもの有りとせば、見隨眠の隨增する所に不（あら）ざるに非ずや。答ふ、有り。謂く、六品の結を斷じ已りて正性離生に入り、集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見滅・道所斷の前六品の見結と相應する法に愛結の繫有り、後三品の愛結が彼を緣じて未だ斷ぜざるが故に。見結の繫無きは、遍行の見結にして五部を緣ずるものは、彼れ已に斷ずるが故に。自部の前六品の無漏緣の見結は亦、已に斷ずるが故に。自部の後三品の無漏緣の見結は、未斷なりと雖も、而も前六品の已斷の見結と相應する法に於て、所緣繫に非ず、無漏緣なるが故に、相應繫に非ず、是れ他聚の故に。而も、見隨眠が隨增せざるに非ざるは、見取と戒禁取との自部の後三品は、前六品に於て、猶、隨增するが故なり。見隨眠は、五見に通じ、見結は唯、是れ三見のみなるが故に。

【本論】[五九]見結に對するが如く、疑結に對しても亦、爾り。

謂く、見結は、三界に通じ、唯、四部にして、有漏緣・無漏緣と遍行・非遍行とに通ずるが如く、

【五七】第四非句――愛結と見結と二繫なきものあり。

【五八】前に、愛結と見結との繫事の四句分別の第一單句に於て、戒禁・見取・貪・瞋・慢等の相應法も、これ他聚なるが故に、見結繫なしといへるを捉へて、これ等に於て見結繫なきを以て、見隨眠の隨增も無きやとは、此の假設的質問ある所以なり。

之に對して、これ等の法にも、見隨眠の隨增することありとの答意は次の如し。

今、異生時に見修惑の六品を斷じて、正性離生に入りたる聖者が、集智已生、滅智未生位に達したる場合を例して見よ。

抑〻異生が有漏智を以て斷惑するは、見修所斷の煩惱を一束として分斷するものなり。從つてこの聖者は、見愛兩結の前六品を斷盡せしものなり。さて愛結は、有漏緣なれば、所緣縛も、相應縛もあるに、前六品は已斷なるを以て、相應繫は無きも、後三品の愛結ありて、所緣繫をなす。然るに、集智已生後の見結は、無漏緣非遍行の惑にして、元來所緣繫なきが故に、已斷の前六品に於ては相應繫なきは勿論、後三品の見結の所緣繫

有り。見結と相應せざる法に於て、一部の愛結の繫と[五四]二部の見結の繫と有り。見道所斷の法に於て亦、爾り。修所斷の法に於て、一部の愛結の繫と二部の見結の繫と有り。復次に、

【本論】[五五]苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、見集・滅・道・修所斷の法に於て、二結の繫有り。

此の中、見集所斷の法に於て、一部の愛結の繫と一部の見結の繫と有り。見滅所斷の見結と相應する法に於て、一部の愛結の繫と二部の見結の繫有り。見結と相應せざる法に於て、一部の愛結の繫と一部の見結の繫と有り。見道所斷の法に於ても亦、爾り。修所斷の法に於て、一部の愛結の繫と一部の見結の繫と有り。爾の時、[五六]見苦所斷の法に於て、見結の繫有りと雖も、而も愛結の繫無きが故に、此に說かず、復次に、

【本論】集智已に生じ、滅智未だ生ぜざるとき、見滅・道所斷の見結と相應する法に於て、二結の繫有り。

此の中、見滅・道所斷の見結と相應する法に於て、各、一部の愛結の繫と一部の見結の繫と有り。爾の時、見滅・道所斷の見結と相應せざる法と及び修所斷の法とに於て、愛結の繫有りと雖も、而も見結の繫無きが故に、此に說かず、復次に、

【本論】滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、見道所斷の見結と相應する法に於て、二結の繫有り。

此の中、見道所斷の見結と相應する法に於て、一部の愛結の繫と一部の見結の繫と有り。爾の時、見道所斷の見結と相應せざる法及び修所斷の法に於て、愛結の繫は有りと雖も、而も見結の繫は無きが故に、此に說かず。

【四九】第一單句中第三の場合。
【五〇】第二單句――
【五一】第三俱句、――愛結・見結の二繫俱にあるにつきて、(一)具縛者の場合、(二)不具縛者の場合とあり。今は第一具縛者の場合を論ず。
【五二】(一)見苦所斷の法に於ては見苦所斷の見結は、相應繫と所緣繫とになり、(二)見集所斷の見結は所緣繫となる。
【五三】自部の無漏緣の見結の繫と前二部の遍行の見結の繫とをいふ。
【五四】大正本及び各本俱に三とあれど、舊譯に二とあり、見苦・集所斷の二部の、遍行の見結の繫のみをいふ。
【五五】第二不具縛者の場合に、三種あり、(一)苦智已に生ずるも、集智未生のとき。(二)集智已に生ずるも、滅智未生のときの見結と相應する法に於いてと、(三)滅智已に生ずるも、道智未生のときの見結と相應する法に於けるとなり。
【五六】苦智已に生じたるとき、見苦所斷の法に於ては、見集所斷の遍行の惑たる見結の所緣となるが故に、所緣繫のみあるをいふ。

【本論】[四九]具見の世尊の弟子の修所斷の法に於て、愛結の未斷なるもの有るとなり。

此の中、道類智已に生じ、具さに三界の四聖諦を見るが故に、名けて具見と爲す。彼は修所斷の法に於て、愛を未だ斷ぜざるが故に、愛結の繫有り。或は九地の愛結の未斷なるもの有り、乃至、一地の愛結の未斷なるもの有り。此の地中に於て、或は九品の愛結の未斷なるもの有り、乃至或は一品の愛結の未斷なるもの有り。見結の繫は無し、所以は何ん。一切の見結は、彼れ已に斷ぜるが故に。

【本論】[五〇]（二）或は見結の繫有りて愛結の繫無きものあり。謂く、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、見苦所斷の法に於て、見集所斷の見結の未斷なるもの有り。

此の中、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、見苦所斷の愛結と見結との二は俱に已斷なり。見集所斷の見結は未斷なるが故に、見苦所斷の法に於て、所緣繫と爲り、見集所斷の愛結は、未斷なりと雖も而も、見苦所斷の法に於て、所緣繫に非ず。非遍行なるが故に、相應繫に非ず、是れ他聚なるが故に。

【本論】[五一]（三）或は二、俱に繫なるもの有り、謂く、具縛者は見修所斷の法に於て、二結の繫有り。

問ふ、何が故に、具縛者と名くるや。答ふ、此の有情の一切の支分は皆、能縛なるに由るが故に、一切の支分は皆、被縛なるが故に、名けて具縛となす。一切の支分は皆、能縛なりとは、五部の煩惱は皆、能く縛と爲るなり。一切の支分は皆、被縛なりとは、五部の諸法は皆、繫縛せらるればなり。此の具縛者は、見苦所斷の法に於て、一部の愛結の繫と、[五二]二部の見結の繫と有り、見集所斷の法に於ても亦、爾り。見滅所斷の見結と相應する法に於て、一部の愛結の繫と、[五三]三部の見結の繫と

ど無漏緣、三界の見苦・集所斷の邪見は、有漏緣にして遍行なるを以て、見結は、有漏緣・無漏緣・遍行・非遍行に通ずといふ。

【四五】第一單句―これに三種の場合あり、こはその第一の場合として、集智已に生ずるも、滅智未だ生ぜざるをいふ。

以下、結繫有りといふときは、必ず、相應繫か又は所緣繫かの何れかその一あるか、又は、兩者を有する場合なることを注意すべし。

【四六】こゝに見結の不相應法とは、邪見の自性と見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・不共無明等の聚の一切の心々所法とその生住異滅の四相と又、かの諸得中の能相と所相とをいふ。

【四七】見結の繫なきにつきて。見結に二種あり。遍行の惑中の見結と非遍行中のそれとなり。集智已に生ずれば、凡ての遍行の惑は斷ずるが故に、非遍行の見結卽ち見滅道所斷下の無漏緣惑たる見結(邪見)のみ殘る。然るにこの見結は無漏緣なるを以つて有漏を緣ぜざるが故に有漏法たる見結不相應法に對して所緣繫にあらず。

【四八】第一單句中の、第二の場合。

は五部に通ずるが故に長きも、唯、有漏緣、非遍行なるが故に短し。見結は、唯、四部なるが故に、短かきも、有漏緣・無漏緣、遍行・非遍に通ずるが故に長し。此の二は、互に長短の義有るが故に、所問は、四句を作して答ふべし。

【本論】[四五]（一）或は愛結の繫有るも、見結の繫無し。謂く、集智已に生じ滅智未だ生ぜざるとき、見滅・道所斷の見結と相應せざる法に於て、及び修所斷の法に於て、愛結の未斷なるものあると。

此の中、[四六]見滅・道所斷の見結と相應せざる法とは、謂く、彼の邪見の自性と、及び、見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・不共無明等の聚と相應するものと、不相應法となり。此の諸法に於ては、愛は未だ斷ぜざるが故に、愛結の繫有り。彼は自聚に於て、所緣繫及び相應繫と爲り、若し他聚に於ては、所緣繫となるも、相應繫に非ず。[四七]見結の繫無し、所以は何ん、遍行の見結にして五部を緣ずるものは、彼れ已に斷ずるが故に。餘の未斷なる見結は、此の見結と相應せざる法に於て、所緣繫に非ざるは、無漏緣なるが故にして、相應繫に非ざるは是れ他聚なるが故と、自性は自性と相應せざるが故となり。彼は修所斷の法に於て、愛、未だ斷ぜざるが故に、愛結の繫有り。或は九地の愛結の未斷なるもの有り、乃至、或は、一地の愛結の未斷なるもの有り。此の地中に於て、或は九品の愛結の未斷なるもの有り、乃至、或は一品の愛結の未斷なるもの有り。見結の繫は無し、所以は何ん、遍行の見結にして五部を緣ずるものは、彼れ已に斷ずるが故に、修所斷の部には見結無きが故に。復次に、

【本論】[四八]滅智已に生じ、道智未だ生ぜざるとき、見道所斷の見結と相應せざる法に於て、及び、修所斷の法に於て、愛結の未斷なるもの有ると。

此の中、見道所斷の見結と相應せざる法は、前說の如し。此の諸法に於て、及び修所斷の法に於て、愛結の繫有りて、見結の繫無きことも、亦、前說の如し。復次に、

【三八】九惱事とは、即ち九退法をいふ。謂く人あり、（一）已に我を侵惱せり、（二）今我を侵惱し、（三）當に我を侵惱すべし、（四）我が愛する所の者を、已に侵惱せり、（五）今侵惱し、（六）當に侵惱すべし。（七）我が憎む所の者を、已に愛敬せり、（八）今愛敬し、（九）當に愛行すべしと。（長阿十上經參照）。

【三九】慈は四無量の一なる、慈無量なり。

【四〇】舊に、毘嵐摩風といふ。これ上方の局限にして、即ち日月を運轉する風なりといふ。

【四一】**愛結と慢結との繫事に就きて。**

【四二】**愛結と無明結との繫事關係。**

【四三】**愛結と見結と繫事に就き。**

【四四】之に四句分別あり。

【四五】愛結は、三界五部の十五事を以て自性とするも、これ貪隨眠なるを以て、有漏緣、非遍行なるに、見結は、三界見苦所斷の有身見と邊執見の六事と、三界四部の邪見の十二事とを以て自性とす。その中、有身見と邊執見とは、九十八隨眠中十一遍行惑の分類に依れば、こは唯、遍行にして有漏緣なるも、三界の見滅道所斷の邪見は、非遍行なれ

【本論】[四二] 若し此の事に於て、愛結の繫有れば、必ず無明結の繫有りや。答ふ、若し此の事に於て、愛結の繫有れば、亦、無明結の繫有り。或は、無明結の繫有るも、愛結の繫無きあり。謂く、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、見苦所斷の法に於て、見集所斷の無明結の未斷なるもの有り。

此の中、愛結は、三界・五部に通じ、唯、有漏緣にして非遍行なるも、無明結は、三界・五部に通じ、有漏緣・無漏緣にして、遍行・非遍行なればなり。諸の具縛者は、三界・五部の事に於て、若し愛結の繫有れば、亦、無明結の繫も有り、若し無明結の繫有れば亦、愛結の繫も有り。不具縛者は、已斷の處に於て、或は遍行の無明結の繫有るも、愛結の繫無し、無明結は長く、愛結は短かきが故に。所問は應に、順前句を作して答べし。謂く、三界・五部の事中に於て、若し愛結の繫有れば、必ず無明結の繫有り、或は無明結の繫有りて、愛結の繫無きあり。廣く說くこと前の如し。謂く、苦智已に生じ、集智未だ生ぜざるとき、見苦所斷の愛結と無明結とは、自部の事に於て、已に斷盡せるが故に、俱に繫すること能はず。見集所斷の遍行の無明結は、見苦所斷の事に於て、所緣繫となるも、見集所斷の愛結は、見苦所斷の事に於て、所緣繫に非ず、非遍行なるが故に。亦相應繫にも非ず、是れ他聚なるが故に。

【本論】[四三] 若し此の事に於て、愛結の繫有れば、亦、見結の繫有りや。答ふ、應に四句を作すべし。

此の中、[四四]愛結は、三界・五部に通じ、唯、有漏緣にして非遍行なるも、見結は、三界に通じ、唯、四部にして、有漏緣・無漏緣、遍行・非遍行に通ず。諸の具縛者は、三界五部の事に於て、若し愛結の繫有れば、亦、見結の繫も有り、若し見結の繫有れば、亦、愛結の繫も有り。不具縛者にては、愛結

上二界には、不善業なきが故に、異熟生の苦根無しとするにあり。

【三二】 恚結は不善なるが故に無慚無愧と常に相應す。然るに上二界には無慚無愧なきを以つて上二界には恚結なしとなり。

【三三】 嫉と慳とも不善なればなり。

【三四】 色界に女根、男根なしとする理由は、受用の必要なきと、若し二根あれば身醜陋となるが故なり。無色界にもなきは、理の如く思ふべし。從つて婬欲愛の無きも明かなり。

【三五】 段食(kavaḍīkāhāra)とは、段は分段の義なるを以て、部分部分に分けて攝取するものをいひ、四食の一なり。香、味等に攝するこの段食の欲は、初靜慮の近分定たる未至定によりて、斷ずるが故に、色、無色界にはなし。

【三六】 五重蓋は、五蓋のこと、煩惱の中にても、その行相微細にして、一切の善法卽ち、有漏及び無漏の善等を障へ、定及び定果を障へるその功能、他の煩惱の一切に勝るが故に、特に五重蓋といふ。

【三七】 五妙欲とは、眼・耳・鼻・舌・身の五識が、可愛・可憙・可樂とする色・聲・香・味・觸卽ち五境をいふ。

に恚結無し。復次に、若し此の界に於て、婬欲愛有れば則ち恚結有り、諸の有情類は婬欲愛に依り、他の相續に於て瞋恚を起すが故に。色・無色界には婬欲愛無きが故に、恚結無し。復次に、若し此の界に於て[三六]五重蓋有れば、則ち恚結有り諸の有情類は五重蓋に依り他の相續に於て瞋恚を起すが故に。色・無色界には五重蓋無きが故に、恚結無し。復次に、若し是の界に於て[三七]五妙欲有れば則ち恚結有り、諸の有情類は五妙欲に依りて瞋恚を起すが故に。色・無色界には五妙欲無きが故に恚結無し。復次に、若し此の界に於て怨憎相有れば、則ち恚結有り。怨憎相とは、謂く、[三八]九惱事なり。色・無色界には、怨憎相無きが故に、恚結無し。此に由りて、尊者妙音は說きて言く、「有情は、若し諸の怨憎相に遇へば便ち恚結を起す、諸の怨憎相は、上二界に無きが故に、恚結無し」と。復次に[三九]慈は是れ恚結の近對治道にして、色界には慈有るが故に、恚結無し。恰も處に若し[四〇]吠嵐婆風(Vairambha)有れば、是の處に、雲烟必ず住することを得ざるが如し。色界に無きが故に、無色にも亦、無し。諸の煩惱にして、下地の所に無ければ、上地にも有り得べきに非ず、漸次に斷ずるが故に。

【本論】[四一]若し此の事に於て、愛結の繫有れば、亦、慢結の繫有りや。答ふ、是くの如し。設し慢結の繫有れば、復た愛結の繫有りや。答ふ、是くの如し。

謂く、愛結と慢結とは、倶に三界、五部に通じ、唯、有漏緣、非遍行にして長短等しきが故に、所問は應に是くの如き句を作して答ふべし。若し具縛者なれば、三界五部の事は皆二結のために繫せられ、不具縛者なれば、已斷の處に隨へば、二結の繫無きも、若し未斷の處なれば、二結の繫有り。或は未斷中に、九地に有るものあり、乃至、或は一地に有るものあり。此の地中に於て、或は五部に有るものあり、乃至或は一部に有るものあり、此の部の中に於て、或は九品に有るものあり、乃至或は一品に有るものあり。故に是くの如しと言ふなり。

きては敢へて詳說せず。

【三五】 **愛結と恚結との繫事關係に就て。**

【三六】 愛結長く、恚結は短しとは、愛結は三界に遍きに恚結は欲界のみにあるを以て、かくいふ。從つて本論に、若し此の事に於て、愛結の繫あれば亦恚結の繫もありや？といふ所問は、順後句を作るべしといふ。順後句は、屢〻前に說けるが如し。

【三七】 八地とは色の四靜慮地と四無色地とをいふ。

【三八】 此の地中に、五部全體の未斷なるものとは卽ち異生。修所斷の未斷のものとは聖者をいふ。

【三九】 **上二界に恚結なき所以に就きて。**

【三〇】 舊には、所以者何、以二次第斷法一能生二究竟斷法一故とあるを以て、こゝに是れとは、漸次滅法をさすものなること明瞭なり。

【三一】 色界以上に憂根なき所以に二あり。(一)は、奢摩他の定力に依りて、相續する身が潤養さるが故にして、(二)には、心に憂ひを生じさすべき外緣なければなり。

又、苦根のなき理由にも二あり。(一)に、有情の身は淨妙なるを以て、觸惱より生ずる苦根なきこと、(二)には、

或は[二八]五部の未斷なるもの有り、乃至、或は修所斷の未斷なるもの有り。此の部中に於て、或は九品の未斷なるもの有り、乃至、或は下下品の未斷なるもの有り、此の中、總相によりて未斷の言を說くなり。

[二九]問ふ、何が故に、色・無色界の五部の法には、恚結の繫無きや。答ふ、上二界には、恚結無きを以ての故なり。問ふ、何が故に、上二界には、恚結無きや。答ふ、彼は恚結に於て、田と器とに非ざるが故なり。復次に、諸の瑜伽師は、恚結を厭患して上二界を求むるに、若し上二界に恚結有れば、諸の瑜伽師は彼を求めて加行を勤修すべからず。若し法の、下地に有るものにして上地にも亦、有りとせば、是れ則ち漸次の滅法無かるべけん。此れ若し無ければ、亦、應に究竟の滅法有ること無かるべけん。[三〇]是れ所引の故に。若し復た究竟の滅法を撥無せば、則ち亦、應に解脫出離を撥すべけん。斯の過、有ること勿からんがための故に、上二界には恚結有ること無し。復次に、恚結は、必ず、麁澁の相續に依るに、色・無色界の相續は細滑にして、勝れたる奢摩他に滋潤せらるるが故に、恚結有ること無し。復次に、若し此の界に於て、憂・苦の根有れば、則ち恚結有り。諸の有情類は、憂・苦の根に依り、他の相續に於て瞋恚を起すが故に。[三一]色・無色界には、憂・苦の根無きが故に恚結無し。復次に、若し欲界中、無慚無愧有れば、則ち恚結有り、有情は、無慚無愧に依止し、他の相續に於て瞋恚を起すが故に。[三二]上二界には、無慚無愧無きが故に、恚結無し。復次に、若し此の界に於て、嫉と慳と有れば、則ち恚結有り。諸の有情類は、[三三]嫉と慳とに依止して、他の相續に於て瞋恚を起すが故に。色・無色界には、嫉無く慳無きが故に、恚結無し。復次に、若し是の界に於て、女・男根有れば則ち恚結有り。諸の有情類は女・男根に依り、他の相續に於て瞋恚を起すが故に。[三四]色・無色界には、女・男根無きが故に恚結無し。復次に、若し此の界に於て[三五]段食の貪有れば、則ち恚結有り、諸の有情類は段食の貪に依り、他の相續に於て瞋恚を起すが故に。色・無色界には段食の貪無きが故に

境に制約さるることなく従つて煩惱としては、生ずることはなきも、その繫する可能性は、それが未斷なる限り恒に(三世に)存するを以て、こゝに、未來の不生法は、三世の事を繫すをいふ。但し緣欠不生といふとも、緣ぜらるべき境が存在せざるにあらず、繫事の法は三世實有にして、例へば恒に色法は未來世より現在世に入り、現在より過去世に落謝しつゝあるも、機緣を欠くが故に、眼と色境との觸なく、卽ちそこに眼識の生ずべき機なきをいふ。(倶舍、光記、寶疏第二十を見よ)

次に意識相應の煩惱は前五識の如く外の五境に制約さるることなきをもつて、煩惱が未斷なる限り、意識相應の煩惱の過去に在りしものも、現在、未來の法を繫し、現在に生ずるものも過去、未來の法を繫し、未來のものも、過去、現在の法を繫すること可能なりといふ。

【三四】所緣繫、相應繫に就ては、婆沙第二十二卷の所緣隨眠、相應隨眠の項を參照すべし。

※ 本節は愛結の後の八結に對する一行問答を詳說し、慢結は、その活動範圍、全く愛結と同じきを以つてこれに就

鼻識と相應する煩惱は、香處に於て所緣繫と作り、彼と相應する意處と法處とに於て相應繫と作る。舌識と相應する煩惱は、味處に於て所緣繫と作り、彼と相應する意處と法處とに於て相應繫と作る。身識と相應する煩惱は觸處に於て所緣繫と作り、彼と相應する意處と法處とに於て相應繫と作る。意識と相應する煩惱は、十二處に於て、所緣繫と作り、彼と相應する意處と法處とに於て、相應繫と作る。是れを一行の略毘婆沙と謂ふ。

*第二節　愛結の一行問答（附慢結の一行論）

【本論】[二五]若し此の事に於て、愛結の繫有れは亦、恚結の繫有りや。答ふ、若し此の事に於て、恚結の繫有れば、必ず愛結の繫有るも、或は、愛結の繫有るも恚結の繫無きあり、色・無色界の法に於て、愛結の未斷なるもの有るをいふ。

此の中、愛結は、三界五部に通じ、唯、有漏緣にして非遍行なり。恚結は唯、欲界にして五部に通じ唯、有漏緣にして非遍行なり。諸の具縛者は、欲界五部の事に於て、若し愛結の繫有れば、亦、恚結の繫有り、若し恚結の繫有れば、亦、愛結の繫有るも、色・無色界の五部の事に於ては、愛結の繫有るも恚結の繫無し。不具縛者は、欲界の五部の事に於て、未斷の處に隨へば、愛結の繫も有り亦、恚結の繫も有るも、若し已斷の處なれば、愛結の繫も無く、亦、恚結の繫も無し。色・無色界の五部の事に於て、未斷の處に隨へば、愛結の繫有るも恚結の繫無く、若し已斷の處なれば、愛結の繫も無く亦、恚結の繫も無し。

[二六]愛結は長く、恚結は短かきに由るが故に、所問は應に順後句を作して答ふべし「若し此の事に於て、恚結の繫有れば、必ず愛結の繫有り、謂く、欲界五部の未だ斷盡せざる事に於てなり。或は愛結の繫有るも恚結の繫無し、謂く、色・無色界の法に於て、愛結の未斷なるもの有り」と。此の中、或は[二七]八地の未斷なるもの有り、乃至、或は非想非非想處の未斷なるもの有り。此の地中に於て、

【一六】**攝受事に就きて。**
【一七】**別種の五事に就きて。**この中、界とは十八界、處とは十二處、蘊は五蘊、世とは三世分別をいふ。
【一八】前の五事とこの五事のこと。
【一九】所繫事とは、即ち、三界五部の法にして、能繫の結とは、三結乃至九十八隨眠を意味す。
【二〇】阿羅漢は心平等に住して、何物にも執着心を起さず、何物を見聞しても、心に動搖を感ずることなきを捨を生ずといふ。
【二一】所緣性實有なるを繫事の實有性の論據とす。
【二二】**六識相應の煩惱の三世の繫事に就きて。**
【二三】諸煩惱中前五識と相應して起るものは、即ち必ずその五識の對象(境)と倶なるべきものなるが故に煩惱が未斷なる限りその煩惱が過去にあれば、即ち唯、過去の事を繫し、現在なるは唯現在のみの事を繫し、未來の可生なるは、唯、未來の事のみを繫するなり。即ち、巳生、今生、當生のもの凡ては、そが五識相應のものたる限り境に制限さるゝを免れざればなり。されど、未來の不生法と稱せらるゝ法は、亦、緣欠不生ともいはれ、

阿毘達磨諸論師の言く、「[一九]所繫事は是れ實にして能繫の結も亦、實なるも、補特伽羅は是れ假なり」と。犢子部は說く『所繫の事は是れ實、能繫の結も亦、實にして、補特伽羅も亦、是れ實なり」と。譬喩者は說く、「能繫の結は是れ實なるも、所繫の事は是れ假、補特伽羅も亦、假なり」と。問ふ、彼は何が故に、所繫事は是れ假なりと說くや。答ふ、彼は『有染と無染との境は決定せざるが故に、境は實に非ずと知るなり。謂く、一の端正なる女人有り、種種莊嚴し、來りて衆會に入るとき、有るは見て敬を起し、有るは見て貪を起し、有るは見て瞋を起し、有るは見て嫉を起し、有るは見て厭を起し、有るは見て悲を起し、有るは見て捨を生ずるが如し。應に知るべし、此の中、子は見て敬を起し、諸の耽欲者は見て貪を起し、諸の怨憎者は見て瞋を起し、諸の同夫者は見て嫉を起し、諸有の不淨觀を修習せる者は見て厭を起し、諸の離欲仙は見て悲愍を起して、是くの如き念——「此の妙色相は久しからずして、無常のために滅せらるべし」——を作し、諸の阿羅漢は見て[二〇]捨を生ずることを。此に由るが故に、境に實の體無しと知る』と說くなり。評して曰く彼の說は、理に非ず、[二一]所以は何ん、若し境にして實に非ざれば、應に緣と作りて、心心所を生ぜざるべけん。若し爾らば、應に染淨品法は無かるべし。

補特伽羅の、定んで實有に非ざるは、佛が、無我、無我所と說くが故なり。

[二二]諸の煩惱にして、五識と相應するもの有り、意識と相應するもの有り。[二三]五識と相應するものは、若し過去に在れば、過去の事を繫し、若し現在に在れば、現在の事を繫し、若し未來に在りて生法なれば、未來の事を繫し、不生法なれば、三世の事を繫す。意識と相應するものは、若しくは過去に在り、若しくは未來に在り、若しくは現在に在るも皆、三世の事を繫し容べし。復次に、眼識と相應する煩惱は、色處に於て[二四]所緣繫と作り、彼と相應する意處と法處とに於て相應繫と作る。耳識と相應する煩惱は、聲處に於て所緣繫と作り、彼と相應する意處と法處とに於て相應繫と作る。

【二二】七十七智とは、十二有支に於て無明に緣たるものを除く十一句の一一に七智あるをいふ。先づ生は老死に緣たりといふに付きて、七智を示せば卽ち
(一)生は老死に緣たりと知る智。
(二)彼れにより生は老死に緣たらざるには非ずと知る智。
(三)過去の生は老死に緣たると知る智。
(四)彼により過去の生は老死に緣たらざるに非ずと知る智。
(五)未來の生は老死に緣たりと知る智。
(六)彼れにより未來の生は、老死に緣たらざるにあらずと知る智。
(七)法住智なり。
以上の七智は同樣に有は生に緣たり、乃至、無明は行に緣たりといふ凡ての句あるを以て、合して、七十七智を成ずるなり。

【二三】**繫事に就きて。**

【二四】**因事に就きて。**

【二五】品類足論、第五辯攝等品六の一に、有事法・無事法・有緣法・無緣法といふにつき、その解として、同第六卷に於て、「有事有緣云何、謂有爲法、無事無緣法云何、謂無爲法」とあるをさすならん。

と說けるものを、阿毘達磨諸論師の言く、「彼の經は自體事を說きしものにして、謂く、諸の忍・智の、有支を緣ずるものを、事の聲を以て說けるなり」と。尊者妙音は、是くの如き說を作す、「彼の經は所緣事を說けるものにして、謂く、諸の忍・智の所緣の有支を事の聲を以て說くなり」と。

[一三]繫事とは、此の中の說の如し。「若し此の事に於て、愛結の繫有れば、亦、恚結の繫有りや、乃至廣說」と。此の中、五部の法を事の聲を以て說くなり。謂く、見苦・集・滅・道・修所斷の法なり。是れ五部の惱惱の所繫事なるが故に、說きて繫事と名く。

[一四]因事とは、[一五]品類足論に說くが如し、「云何が有事の法なりや、云何が無事の法なりや」と。彼の意は、有因の法、無因の法を說くなり。又、伽他に說く、

苾芻よ、心、寂靜なれば、　能く諸事を永斷す、
彼は生死を盡すが故に、　後有を受けず。

と。彼の頌の意は、一切の生死は皆、因に依る。因有るが故に、生死有り、因斷ずるが故に、生死盡き、此れに出りて復た未來の三有の生を受けずと說くなり。

[一六]攝受事とは、契經に說くが如し、「應に、田事・宅事・財事を攝受するの心を捨すべし、應に田事・宅事・財事を攝受するの業を離るべし」と。又、伽他に說く。

若し、田事と財と　牛馬等と僮僕と
男女の親しきとに於て、別して欲せば、　是の人を極貪と名く。

と。又、在家者は、是くの如き言を作す、「我は此の事を攝し、我は此の事を持す」、と。諸の是の如き等を攝受事と名く。

復た[一七]五事有り、一に界事、二に處事、三に蘊事、四に世事、五に刹那事なり。此の[一八]十事に於て、此の中は但、繫事のみに依りて論を作し、餘の九に依らざるなり。

（六）道とは諸結の斷時と退時との道と結との關係。（七）遍知とは九遍知論なり。

【五】事の五種につき、自體事（svabhāva vastu）所緣事（alaṃbana vastu）繫事（saṃyojaniya-v.）因事（hetu-v.）攝受事（parigraha-v.）。

【六】自體事に就き。

【七】發智論第二十卷、見蘊第八智納息第四、婆沙第百九十六卷にあり。

【八】發智論第二十卷にして前と同じ、婆沙第百九十七卷にあり。

【九】所緣事に就きて。

【一〇】品類足論第六卷に「所知法云何、謂一切法、是智所知、隨其事、此復云何、謂苦智知苦、集智知集、滅智知滅、道智知道、復有善世俗智」とあり。

【一一】四十四智とは、十二緣起有支中、行以下の十一有支の一一に就き、四諦の理に約して槪じて得る智をいふ。即ち、老死の苦を知る智、老死の集を知る智、老死の滅を知る智、老死の滅に趣く行道を知る智……乃至、行の苦を知る智、行の集を知る智、行の滅を知る智、行の滅に趣く行道を知る智をいふなり。（婆沙第百十卷參照）。

巻の第五十六（第二編　結蘊）

（結蘊第二中一行納息第二之一　舊譯巻第三十二）

[一]第二章　諸煩惱の繫事關係乃至九遍知論

[二]第一節　九結の一行問答の略毘婆沙

【本論】九結有り、謂く、愛結乃至慳結なり。若し[三]此の事に於て、愛結の繫有れば亦、恚結の繫有りや。

[四]是くの如き等の章及び解章の義は既に領會し已るをもて、次に廣く釋すべし。

此の中、事とは、事に[五]五種有り、一に自體事、二に所緣事、三に繫事、四に因事、五に攝受事なり。

[六]自體事とは、[七]見蘊に說くが如し。「若し事にして能く通達するものなれば、彼の事は能く遍知するや、設し事にして能く遍知するものなれば、彼の事は、能く通達するや」と。彼の事は諸忍、諸智の自體に於て、事の聲を以て說くものにして、即ち、[八]彼の見蘊に復た說く、「若し事にして已得なれば、彼の事は成就なりや、設し事にして成就なれば、彼の事は已得なりや」と。此の中、有るが說く、「一切法の自體は、事の聲を以て說くなり」と。有るが是の說を作す、「若し法にして、得有れば、事の聲を以て說く」と。

[九]所緣事とは、[一〇]品類足論に說くが如し、「一切法にして皆、是れ智の所知なれば、其の事に隨ふ」と。云何が其の事に隨ふや。謂く、若し法にして、是れ此の智の所行の境なれば、彼は所緣に於て、事の聲を以て說くなり。然るに、契經に、「汝等の爲めに、[一一]四十四智事及び[一二]七十七智事を說くべし」

【一】本章は、一行納息と名くるも、其の內容を見るに必ずしも妥當ならず。こは第一章の諸煩惱の諸門分別の續きにして、附錄として九遍知論をなす。但し、最初に九結の一行の擊事關係を述ぶを以て、その最初の題目をとつて、本納見の名とせしものならん。

【二】本節は、九結相互の一行の繫事關係に就きての大綱論なり。因みに一行とは一通りといふ程の意。

【三】此の事に就きては次に精細に論及する通りなるも、簡單にこれをいへば、諸結に繫せらるゝ所の法（對象）即ち、三界五部の法をいふ。

【四】是の如き章及び解章の義とは、發智論の本納息の初めに揭ぐる「結一行歷六　小大七攝有　依繫道遍智　此章願具說」の頌を指す。右頌中の（一）結の一行・歷六・小大七とは九結相互の一行・歷六・小七・大七等の分別をいひ、（二）攝とは三結乃至九十八隨眠の相攝關係、（三）有とは三結乃至九十八隨眠と三有との關係、（四）依とは此等諸隨眠が何の定によりて滅するやの論說、（五）繫とは諸結の三世に於ける繫縛關係、

煩惱の現在前するをいひ、增上緣は前說の如し。因緣に非ざるは、不遍行の惑は、他部の染の與めに、因たるの義無きが故にして、所緣緣に非ざるは、彼の諸の煩惱は、不遍行なるが故に、他部を緣ぜざればなり。

見滅所斷の二種の煩惱は、九種の煩惱の與めに、緣となること多少なるが如く、[七二]見道所斷の二種の煩惱は、九煩惱の與めに、緣となることの多少なることも、應に知るべし、亦、爾ることを。

[七三]修所斷の煩惱は、修所斷の煩惱の與めに、四緣となる。因緣とは、三因有り、相應と俱有と同類とをいふ。等無間緣とは、修所斷の煩惱の無間に、修所斷の煩惱の現在前するをいひ、所緣緣とは、修所斷の煩惱は、修所斷の煩惱を緣じて生ずるをいひ、增上緣は前說の如し。[七四]修所斷の煩惱は、見苦・集所斷の遍行の煩惱の與めに、三緣となり、因緣を除く。等無間緣とは、修所斷の煩惱の無間に、見苦・集所斷の遍行の煩惱の現在前するをいひ、所緣緣とは、見苦・集所斷の遍行の煩惱は、修所斷の煩惱を緣じて生ずるをいひ、增上緣は、前說の如し。因緣に非ざるは、非遍行の法は、他部の染法の因とならざるが故なり。[七五]修所斷の煩惱は、見苦・集所斷の不遍行の煩惱及び、見滅・道所斷の一切煩惱の與めに、等無間緣と增上緣となり、因緣に非ず、所緣緣にも非ず。等無間緣とは、修所斷の煩惱の無間に、彼の諸の煩惱の現在前するをいひ、增上緣は前說の如し。因緣に非ざるは、非遍行の法は、他部の染法の因とならざるが故にして、所緣緣に非ざるは、不遍行の惑は、皆、他部の法を緣ずること能はざるが故なり。

又、[七六]諸の煩惱に、十五部有り、三界の各に見苦乃至修所斷の五部有るをいふ。中に於て、一一が十五部の與めに、緣となることの多少は、理の如く思ふべし。

又、一一の界の五部の煩惱を分ちて九種となし、合して二十七となる。中に於て、一一が、二十七の與めに、緣となることの多少は、理の如く、思ふべし。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第五十五

【七二】 見道の有漏無漏緣の惑が、他の一切に緣たるにつき。

【七三】 修惑が修惑に緣たるとき。

【七四】 修惑が、遍行惑に緣たる時。

【七五】 修惑が、不遍行惑に緣たるとき。

【七六】 十五部及び二十七種の煩惱に就きて。

因緣を除くなり。等無間緣とは、見滅所斷の有漏緣の煩惱の無間に、見苦、集所斷の遍行の煩惱の現在前するをいひ、所緣緣とは、見苦・集所斷の遍行の煩惱は、見滅所斷の有漏緣の煩惱を緣じて、生ずるをいひ、增上緣は前說の如し。因緣に非ざるは、非遍行の法は、他部の染に於て因の義無きが故なり。[六八]見滅所斷の有漏緣の煩惱は、見苦・集所斷の不遍行の煩惱及び、見道・修所斷の一切の煩惱の與めに、等無間緣と增上緣となり、因緣に非ず、所緣緣にも非ず。等無間緣とは、見滅所斷の有漏緣の煩惱の無間に、彼の諸の煩惱の現在前するをいひ、增上緣は前說の如し。因緣に非ざる義も亦、上に說くが如し。所緣緣に非ざるは、彼の諸の煩惱は、非遍行なるが故に、他部を緣ぜざればなり。

[六九]見滅所斷の無漏緣の煩惱は、見滅所斷の無漏緣の煩惱の與めに、三緣となる。所緣を除くなり。因緣とは、三因有り、相應と俱有と同類とをいふ。等無間緣とは、見滅所斷の無漏緣の煩惱の無間に、見滅所斷の無漏緣の煩惱の現在前するをいひ、增上緣は前說の如し。所緣緣に非ざるは、彼は擇滅を緣ずるも煩惱を緣ずるに非ざるが故なり。[七〇]見滅所斷の無漏緣の煩惱は、見滅所斷の有漏緣の煩惱の與めに、四緣となる。因緣とは、唯、一因にして、同類因をいひ、等無間緣とは、見滅所斷の無漏緣の煩惱の無間に、見滅所斷の有漏緣の煩惱の現在前するをいひ、所緣緣とは、見滅所斷の有漏緣の煩惱は、見滅所斷の無漏緣の煩惱を緣じて生ずるをいふ。增上緣は、前說の如し。[七一]見滅所斷の無漏緣の煩惱は、見苦・集所斷の遍行の煩惱の與めに、三緣となり、因緣を除く。等無間緣とは、見滅所斷の無漏緣の煩惱の無間に、見苦・集所斷の遍行の煩惱の現在前するをいひ、所緣緣とは、見苦集所斷の遍行の煩惱は、見滅所斷の無漏緣の煩惱を緣じて生ずるをいふ。增上緣は、前說の如し。因緣に非ざるは、不遍行の惑は他部の染の與めに、因とならざるが故なり。[七二]見滅所斷の無漏緣の煩惱は、見苦・集所斷の不遍行の煩惱及び見道・修所斷の一切の煩惱の與めに、等無間と增上との緣となり、因緣に非ず、所緣緣にも非ず。等無間緣とは、見滅所斷の無漏緣の煩惱の無間に、彼の諸の

【六七】見滅の有漏緣惑が、見苦集不遍行惑に緣たる時。

【六八】見滅の無漏緣の惑が、同無漏緣惑に緣たる時。

【六九】見滅の無漏緣惑が、見滅の有漏緣に緣たる時。

【七〇】見滅の無漏緣惑が、見苦集の遍行惑に緣たる時。

【七二】見滅の無漏緣惑が、一切の不遍行惑に緣たる時。

斷の不遍行の煩惱の無間に、見苦所斷の遍行の煩惱の現在前するをいひ、所緣緣とは、見苦所斷の遍行の煩惱は、見苦所斷の不遍行の煩惱を緣じて、生ずるをいひ、增上緣とは、前說の如し。[六二]見苦所斷の不遍行の煩惱は、見集所斷の遍行の煩惱の與めに、三緣と爲り、因緣を除く。等無間緣とは、見苦所斷の不遍行の煩惱の無間に、見集所斷の遍行の煩惱の現在前するをいひ、所緣緣とは、見集所斷の遍行の煩惱は、見苦所斷の不遍行の煩惱を緣じて生ずるをいひ、增上緣とは、前說の如し。因緣に非ずとは、非遍行の法は、他部の煩惱の與めに、因と爲らざればなり。[六三]見苦所斷の不遍行の煩惱は、見集所斷の不遍行の煩惱及び見滅・道・修所斷の一切の煩惱の與めに、等無間緣と增上緣となる。等無間緣とは、見苦所斷の不遍行の煩惱の無間に、彼の諸の煩惱の現在前するをいひ、增上緣とは、前說の如し。餘の二緣に非ざるは、不遍行の法は、定んで他部の染法の因に非ざるが故なると、不遍行の惑は定んで他部の法を緣ずること能はざるが故なるとなり。

見苦所斷の二種の煩惱が、九種の煩惱の與めに緣となることの多少の如く、[六四]見集所斷の二種の煩惱は、九煩惱の與めに、緣となることの多少なることも、應に知るべし、亦、爾りと。

[六五]見滅所斷の有漏緣の煩惱は、見滅所斷の有漏緣の煩惱の與めに四緣となる。因緣とは、三因有り、相應と俱有と同類とをいふ。等無間緣とは、見滅所斷の有漏緣の煩惱の無間に、見滅所斷の有漏緣の煩惱の現在前するをいひ、所緣緣とは、見滅所斷の有漏緣の煩惱は、見滅所斷の有漏緣の煩惱を緣じて生ずるをいひ、增上緣は、前說の如し。[六六]見滅所斷の有漏緣の煩惱は、見滅所斷の無漏緣の煩惱の與めに、三緣となり、所緣を除く。因緣とは、唯、一因にして、同類をいひ、等無間緣とは、見滅所斷の有漏緣の煩惱の無間に、見滅所斷の無漏緣の煩惱の現在前するをいひ、增上緣は、前說の如し。所緣緣に非ざるは、見滅所斷の無漏緣の煩惱は唯、擇滅をのみ緣じ、煩惱を緣ずるに非らざるが故なり。[六七]見滅所斷の有漏緣の煩惱は、見苦・集所斷の遍行の煩惱の與めに、三緣となる。

【六二】見苦の不遍行が見集の遍行に對するとき。
【六三】見苦の不遍行が見集不遍行惑等に對するとき。
【六四】見集所斷の遍行不遍行が九種煩惱に緣たる時。
【六五】見滅の有漏緣惑が、同有漏緣惑に緣たる時。
【六六】見滅の有漏緣惑見滅の無漏緣惑に緣たる時。
【六七】見滅の有漏緣惑が見苦集の遍行惑に緣たる時。

此の中、[五六]見苦所斷の遍行の煩惱は、見苦所斷の遍行の煩惱の與めに四緣となる。謂く、因と等無間と所緣と增上となり。因緣とは、四因有り、相應と俱有と同類と遍行とをいふ。等無間緣とは、見苦所斷の遍行の煩惱の無間に、見苦所斷の遍行の煩惱の現在前するをいひ、所緣緣とは、見苦所斷の遍行の煩惱は見苦所斷の遍行の煩惱を緣じて生ずるをいひ、增上緣とは、此は彼の與めに、唯、生を障ふること無きをいふ。[五七]見苦所斷の遍行の煩惱は、見苦所斷の不遍行の煩惱の與めに、四緣と爲る。因緣とは、二因有り、同類と遍行とをいふ。等無間緣とは、見苦所斷の遍行の煩惱の無間に、見苦所斷の不遍行の惱惱の現在前するをいひ、所緣緣とは、見苦所斷の不遍行の煩惱は、見苦所斷の遍行の煩惱を緣じて生ずるをいひ、增上緣とは、前說の如し。[五八]見苦所斷の遍行の煩惱は、見集所斷の遍行の煩惱の與めに、四緣と爲る。因緣とは唯、一因にして、遍行因をいふ。等無間緣とは、見苦所斷の遍行の煩惱の無間に、見集所斷の遍行の煩惱の現在前するをいひ、所緣緣とは、見集所斷の遍行の煩惱は、見苦所斷の遍行の煩惱を緣じて、生ずるをいひ、增上緣とは、前說の如し。[五九]見苦所斷の遍行の煩惱は、見集所斷の不遍行の煩惱及び見滅・道・修所斷の一切の煩惱の與めに三緣となる。所緣を除くなり。因緣とは、唯、一因にして、遍行をいひ、等無間緣とは、見苦所斷の遍行の煩惱の無間に、彼の諸の煩惱の現在前するをいひ、增上緣は、前說の如し。所緣緣に非ざるは、彼の諸の煩惱は、他部の非遍行を緣ずること能はざるが故なり。

[六〇]見苦所斷の不遍行の煩惱は、見苦所斷の不遍行の煩惱の與めに四緣となる。因緣とは、三因有り、相應と俱有と、同類とをいふ。等無間緣とは、見苦所斷の不遍行の煩惱の無間に、見苦所斷の不遍行の煩惱の現在前するをいひ、所緣緣とは、見苦所斷の不遍行の煩惱は、見苦所斷の不遍行の煩惱を緣じて生ずるをいひ、增上緣とは前說の如し。見苦所斷の不遍行の煩惱は、[六一]見苦所斷の遍行の煩惱の與めに四緣となる。因緣とは、唯、一因にして、同類因をいふなり。等無間緣とは、見苦所

に對して、今は、これも遍行の惑とするなり。卽ち七見、二疑二無明の十一遍行をいひ他は不遍行なり。(精しくは、婆沙第十八卷、倶舍第十九卷參照のこと)。

【五四】有漏緣無漏緣の惑。

【五五】見苦所斷遍行惑が同遍行惑に對するとき。

【五六】見苦所斷遍行惑が、同不遍行惑に對するとき。

【五七】見苦所斷遍行惑が見集所斷遍行惑に對するとき。

【五八】見苦の遍行惑が、見集の不遍行等に對する時。

【五九】見苦の不遍行が、見苦の不遍行に對するとき。

【六〇】見苦の不遍行が見苦の遍行に對するとき。

【本論】有身見は、戒禁取の與にの如く、應に知るべし、[49]有身見は、餘の一切の遍行の與に、一切の遍行は、一切の遍行の與めに、餘の一切の非遍行は、一切の遍行の與めにも亦、爾り。

有身見は、戒禁取の與めにの如く、應に知るべし、有身見は、餘の一切の遍行の與めにも亦、爾りとは、有身見が、戒禁取の與め縁となることに多少あるが如く、有身見は、邪見・見取・疑・無明の與めに、縁となることに多少あるも亦、爾るをいひ、一切の遍行は、一切の遍行の與めにも亦、爾りとは、有身見が、戒禁取の與め縁となることに多少あるが如く、邪見は邪見・見取・戒禁取・疑・無明の與めに、見取は見取・戒禁取・疑・無明・邪見の與めに、戒禁取は、戒禁取・疑・無明・邪見・見取の與めに、疑は疑・無明・邪見・見取・戒禁取の與めに、無明は無明・邪見・見取・戒禁取・疑の與めに縁となることに多少あることも亦、爾るをいふ。餘の一切の非遍行が、一切の遍行の與めにも亦、爾りとは、有身見が、戒禁取の與めに縁となることに多少あるが如く、邊執見・貪・瞋・慢の一一は、邪見・見取・戒禁取・疑・無明の與め縁となることに多少あるも亦、爾るをいふ。

第四十三節 [50]特に總じて五部九種煩惱各自の相縁關係に就きて

[51]諸法中に於て、若し攝を問へば、十八界分別に依るべく、若し智を問へば、四諦分別に依るべく、若し識を問へば、十二處分別に依るべく、若し煩惱を問へば、五部分別に依るべし。是くの如く諸法の相を分別する時は、則ち、示現し易く、施設すべきこと易ければなり。此の中にては、煩惱を問ふが故に、五部に依りて分別すべきなり。[52]五部とは、謂く、見苦所斷、見集・滅・道及び修所斷なり。[53]見苦所斷の煩惱に、二種有り、一には遍行、二には不遍行なり。見集所斷の煩惱も亦、爾り。[54]見滅所斷の煩惱に、二種有り、一には有漏縁、二には[55]無漏縁なり。見道所斷の煩惱も亦、爾り。修所斷の煩惱は唯、一種のみ有り、謂く、不遍行なり。

【四九】**遍行惑の與に縁たる、遍行非遍行の惑に就きて。** 戒禁取に縁たる有身見の場合の如く、一切の遍行非遍行の惑が一切の遍行の惑の與めに縁たる場合も、亦、刹那と、三世と、三界とに夫々分別すべしとなり。

【五〇】以上、已に三結乃至九十八隨眠の一一が、他の一一に對して、縁たるの關係を述べたるも、未だ九十八隨眠を總じて五部に分類し、更にこれを九種の煩惱に分ちたる一一に就きての相縁關係を述べざるを以て、以下、これを述べて、煩惱心一般の相互縁生の次第を明かにせんとする段なり。因みに、五部九種の煩惱とは、次の如し。
見苦所斷の遍行と不遍行、見集所斷の遍行と不遍行、見滅所斷の有漏縁と無漏縁、見道所斷の有漏縁と無漏縁、修所斷の煩惱となり。

【五一】**五部分別をなす所以に就きて。**

【五二】**五部に就きて。**

【五三】**遍行不遍行の煩惱。** この五部の惑に於ける遍行不遍行とは、前の五遍行五非遍行の分類と異なり、自部他部を縁ずるや否やに依れるものなるが故に、前者に於ては身見及び邊見を非遍行といひし

身見は、欲界の戒禁取の與めに、等無間縁と増上縁となる。因縁に非ずとは、義、前に說けるが如し。所縁縁に非ざるは、此れ彼を縁ぜざるが故なり。

【本論】 若し等無間及び所縁と作れば、等無間と所縁と増上と作る。

謂く、若し色・無色界の有身見と倶生する心に住して命終し、欲界の戒禁取と倶生する心を起して結生せば、此の欲界の戒禁取は、色・無色界の有身見を縁じて起るをもて、彼の色・無色界の有身見は、欲界の戒禁取の與めに、等無間と所縁と増上となる。因縁に非ざるは、義、前に說けるが如し。

【本論】 等無間及び所縁と作らざれば、一の増上となる。

謂く、若し色・無色界の有身見と倶生する心に住せずして命終し、欲界の戒禁取と倶生する心を起して結生し、此の欲界の戒禁取が、色・無色界の有見身を縁じて起らざるときには、彼の色・無色界の有身見は、欲界の戒禁取の與めに、但、一の増上縁となる。餘の三縁に非ざるは、義、前に說けるが如し。

【本論】 色界の有身見は、無色界の戒禁取の與めに一の増上となる。

義は前に說けるが如し。

【本論】[四八] 無色界の有身見は、色界の戒禁取の與めに、若し所縁と作るも、等無間に非ざれば、所縁と増上となり、若し等無間と作るも、所縁に非ざれば、等無間と増上と爲り、若し等無間及び、所縁と作らば、等無間と所縁と増上と爲り、等無間及び所縁と作らざれば、一の増上となり。

此の中、諸の義は、前に准じて知るべし。

【四八】 無色界の有身見が色界の有身見の等無間縁となることと欲界の有身見に對するときの如く、又、色界の戒禁取が、無色界の有身見を所縁とするは、欲界の戒禁取の場合の如し。

と増上となり、所緣と作らざれば、一の増上となる。未來・現在の有身見は、過去の戒禁取の與めに、若し所緣と作れば、所緣と増上となり、所緣と作らざれば、一の増上となる。

此の中、問答は、前の如く知るべし。

【本論】[四六]欲界の有身見は、色・無色界の戒禁取の與めに、一の増上となる。

謂く、欲界の有身見は、上二界の戒禁取に於て、或は唯、障無く、或は生ずることを礙えざるが故に、一の増上緣となる。因緣に非ざるは、謂く、界地別なるをもて因果斷ずるが故なり。等無間緣に非ざるは、謂く、下地の煩惱の無間に、上地の煩惱現在前すること無きが故なり。所緣緣に非ざるは、謂く、決定して上地の煩惱は、下を緣ずるの義無きが故なり。

【本論】色・無色界の有身見は、欲界の戒禁取の與めに、[四七]若し所緣と作るも、等無間に非ずんば、所緣と増上となる。

謂く、若し色・無色界の有身見の倶生心に住せずして、命終し、欲界の戒禁取の倶生心を起して、結生するとき、此の欲界の戒禁取は、色・無色界の有身見を緣じて起るとせば、彼の色・無色界の有身見は、欲界の戒禁取の與めに、所緣と増上との緣となる。因緣に非ざるは、義、前に說けるが如し。等無間緣に非ざるは、謂く、彼の欲界の戒禁取は、色・無色界の有身見の無間に生ずるに非ざるが故なり。

【本論】若し等無間と作るも、所緣となるに非ずんば、等無間と増上となる。

謂く、若し、色・無色界の有身見の倶生心に住して命終し、欲界の戒禁取の倶生心を起して、結生するも、此の欲界の戒禁取が、色・無色界の有身見を緣じて起らざるときは、彼の色・無色界の有

【四六】三界に於て身見が戒取の與めに緣たる場合。

【四七】こゝに所緣となるとは、身見と異なり戒取は遍行の惑なるが故に、よく他地地界の惑をも緣ずるを以てなり。等無間緣となる場合あるは已に前に說くが如く、色、無色界の有身見の無間に、欲界の有身見を生ずるが故なり。

し、此の後、方に戒禁取を起し、即ち前生の有身見を緣ずるとき、彼の前生の有身見は、後生の戒禁取の與めに、但、三緣と作る、謂く、因と所緣と增上との緣なり。此の三緣を釋すること、前に廣く說けるが如し。後生の戒禁取は、前生の有身見が三緣となるを攝受するに由るが故に、能く世に行じ、能く果を取り、能く業を作し、能く緣を知る。

此の中、二とは、

【本論】[四三]云何が二なりや。有身見の無間に、餘心を起して後、戒禁取を起し、彼を思惟せざるときの如し。前生は、後生の與めに二緣となる。謂く、因と增上となり。

謂く、有身見の刹那の無間に、戒禁取が刹那に現在前せず、或は有身見乃至、無覆無記心が現在前し、此の後、方に戒禁取を起して、前生の有身見を緣ぜざるときなり。謂く、この戒禁取が或は色・受・想・行・識を緣じ、或は有身見を除きて所餘の行蘊を緣ずるとき、彼の前生の有身見は、後生の戒禁取の與めに、但、二緣と作る、謂く、因緣と增上緣となり。此の二緣を釋すること、前に廣く說けるが如し。後生の戒禁取は、前生の有身見が二緣となるを攝受するに由るが故に、能く世に行じ、能く果を取り、能く業を作し能く緣を知るなり。

此の中、一とは、

【本論】[四四]云何が一なりや。後生の有身見は、前生の戒禁取の與めに、若し所緣と作れば、所緣と增上となり、所緣と作らざれば、一の增上となる。

後は前の與めに、因緣たること無く、等無間緣の義無きを以ての故に。此の中、問答は前の如く知るべし。

【本論】[四五]未來の有身見は、過去、現在の戒禁取の與めに、若し所緣と作れば、所緣

【四三】遍行惑の與めに遍行非遍行の諸惑が二緣となるの例。

【四四】遍行惑の與めに、遍行非遍行の惑が、一緣となる例。

【四五】三世に於て、身見が戒取の與めに緣たる場合。

見を緣じて起るとき、彼の前なるは後の與めに、具さに四緣と作る。謂く、因と等無間と所緣と增上との緣なり。因緣とは、前生の有身見は、後生の戒禁取の與めに、二因――謂く、同類因及び遍行因――となるをいひ、等無間緣とは、後生の戒禁取は前生の有身見より無間に生ずるをいふ。所緣緣とは、後生の戒禁取が、前生の有身見を緣じて生ずるをいひ、增上緣とは、前なるが後に於て、或は唯、障無く、或は生ずることを礙へざるをいふ。此の中、因緣は種子法の如く、等無間緣は、開避法の如く、所緣緣は任杖法の如く、增上緣は不障法の如し。後生の戒禁取は、前生の有身見が四緣となるを攝受するに由るが故に、能く世に行じ、能く果を取り、能く業を作し、能く緣を知る。

此の中、三とは、

【本論】[四二] 云何が三なりや。有身見の無間に戒禁取を起して、彼を思惟せざるときの如し。前生は後生の與めに三緣となる。所緣緣を除くなり。

謂く、有身見の刹那の無間に、戒禁取が刹那に現在前し、此の後の所生の戒禁取が、前の有身見を緣ぜずして起るときなり。謂く、この戒禁取が、或は色・受・想・行・識を緣じ、或は有身見を除きて所餘の行蘊を緣ずるとき、彼の前生の有身見は、後生の戒禁取の與めに、但、三緣と作る。謂く、因と等無間と增上との緣なり。此の三緣を釋すること、前に廣く說けるが如し。後生の戒禁取は、前生の有身見が三緣となるを攝受するに由るが故に、能く世に行じ、能く果を取り、能く業を作し、能く緣を知るなり。

【本論】 或は有身見の無間に、餘心を起して後、戒禁取を起して、卽ち彼の前の有身見を思惟するなり。前生は、後生の與めに、三緣となる、等無間をば除く。

謂く、有身見の刹那の無間に、戒禁取が刹那に現在前せず、或は有身見、或は邊執見、或は邪見、或は見取、或は疑、或は貪、或は瞋、或は慢、或は無明、或は有漏善、或は無覆無記心が現在前

遍行といふ場合の部を標準としての遍行の意と異なるを注意すべし。

【三九】 本節は五遍行惑の與めに三結乃至九十八隨眠の一一が緣となるに就きて、先づ、戒禁取の例を以て之れを示さんとするなり。これにも亦、刹那分別と、世分別と、界分別との三段あり。

【四〇】 **刹那に於て身見が戒取の與めに緣となる場合。**

【四一】 遍行惑の與めに遍行非遍行の諸惑が四緣となるの例。

【四二】 遍行の惑の與めに遍行非遍行の諸惑が三緣となる例。この三緣となる場合に二あること非遍行の惑の與めに諸惑が三緣となる場合の如し。

謂く、諸の隨眠を類別するに十有り、[三七]卽ち五見と五非見となり。五見とは、謂く、有身見・邊執見・邪見・見取・戒禁取にして、五非見とは、謂く、疑・貪・瞋・慢、無明なり。此の中、[三八]五を遍行と名く、謂く、有身見・邊執見・貪・瞋・慢く、謂く、邪見・見取・戒禁取・疑・無明にして、五を非遍行と名く、謂く、有身見と邊執見とは、遍く自地を緣ずるが故に、遍行と名くと雖ども、而も他地を緣ぜざるが故に、亦、非遍行とも名く。此に由りて、非遍行の中に攝在するなり。

有身見は有身見の與めにの如く、應に知るべし有身見は、餘の一切の非遍行の與にも亦、爾ることをとは、有身見は、有身見の與めに緣となること多少なるが如く、有身見は、餘の一切の邊執見・貪・瞋・慢の與めに、緣となること多少なることも亦、爾り。餘の一切の非遍行は、一切の非遍行の與めに、亦、爾りとは、有身見は、有身見の與めに緣となること多少なるが如く、邊執見は、邊執見・貪・瞋・慢・有身見の與めに、貪は、貪・瞋・慢・有身見・邊執見の與めに、瞋は、瞋・慢・有身見・邊執見・貪の與めに、慢は、慢・有身見・邊執見・貪・瞋の與めに、緣となることの多少も亦、爾るをいひ、一切の遍行は、一切の非遍行の與めなることも亦、爾りとは、有身見は、有身見の與めに緣となること多少なるが如く、邪見・見取・戒禁取・疑・無明の一一は、有身見・邊執見・貪・瞋・慢の與めに、緣と爲ることとの多少も亦、爾るをいふ。

第四十二節　特に、[三九]遍行の惑の與めに緣たる場合に就きて

【本論】[四〇]有身見は、戒禁取の與めに、緣となる、或は四・三・二・一緣なり。

此の中、四とは、

【本論】[四一]云何が四なりや。有身見の無間に、戒禁取を起して、卽ち彼を思惟するときの如し。前生は、後生の與めに、四緣と爲る。

謂く、有身見の刹那の無間に、戒禁取が刹那に現在前し、此の後の所生の戒禁取が卽ち前の有身

が故に、欲界の有覆無記心の與めに等無間たるを得るなり。

イ　有身見は、自地に於てのみ、遍行なれど、他地に於ては非遍行なるを以て、他地を緣ぜずといふ。

ロ　色界の染汚心たる有身見の無間に、無色界の何れの心をも生ずることなきが故に、等無間緣たることもなきなり。

ハ　無色界の有身見の無間には、欲界のは勿論、色界の有身見をも生ずるが故に、等無間緣たり。

【三六】**非遍行惑に緣たる、遍行非遍行惑一般につきて。**以上論じ來れる如く、有身見が有身見の與めに緣となるあらゆる場合、卽ち刹那分別、卅分別、界分別は、そのまゝ(一)有身見が、有身見以外の一切の非遍行の與めに緣となるをとくときも、又(二)有身見外の一切の非遍行が一切の非遍行に對して緣となるをとく時も、更に(三)一切の遍行の惑が一切非遍行の與めに緣となるをとくときも、遍く通ずるなり。

【三七】**五見と五非見に就きて。**

【三八】**五遍行と五非遍行につきて。**この遍行の分類は、他地他界をも緣ずる煩惱を特に遍行といひしものにして、一般十一

は、謂く、下地の煩惱の無間に、上地の煩惱の現在前すること無きが故なり。所緣緣に非ざるは、謂く、決定して上地の煩惱は下を緣ずるの義無きが故なり。

【本論】[三五]色・無色界の有身見は、欲界の有身見の與めに、若し等無間と作れば、等無間と增上となり、等無間と作らざれば、一の增上となる。

謂く、若し色・無色界の有身見の倶生心に住して、命終し、欲界の有身見の倶生心を起して、結生せば、彼の色・無色界の有身見は、欲界の有身見の與めに、等無間と增上との緣となる。因緣に非ざるは、義、前に說きしが如し。所緣緣に非ざるは、謂く、諸の有身見は、他地を緣ぜざるが故なり。若し色・無色界の有身見と倶生する心に住せずして、命終し、欲界の有身見と倶生する心を起して、結生せば、彼の色・無色界の有身見は、欲界の有身見の與めに、但、一の增上緣となる。等無間緣に非ざるは、謂く、彼の欲界の有身見は、色・無色界の有身見の無間に生ずるに非ざるが故なり。餘の二緣に非ざるの義は、前說の如し。

【本論】[ロ]色界の有身見は、無色界の有身見の與めに、一の增上となる。

義は前說の如し。

【本論】[ハ]無色界の有身見は、色界の有身見の與めに、若し等無間と作れば、等無間と增上となり、等無間と作らざれば、一の增上となる。

此の中、諸義は前に准じて知るべし。

【本論】[三六]有身見は有身見の與めにの如く、應に知るべし、有身見は餘の一切の非遍行の與めに、餘の一切の非遍行は一切の非遍行の與めに、一切の遍行は一切の非遍行の與めにも亦、爾ることを。

ち未巳生法が現在前位に至るとき、雜亂住位より無間にして生ずと主張するにあり、故にこゝに「未來世に別なく、前後無きが故に」と答へしなり。

【三二】 **三界の有身見と有身見との場合。**

界分別に於て、非遍行惑の與めに緣となるもの。

【三三】 有身見が有身見の與めに因緣となるとき、その因緣は、六因中の同類因と遍行因となること、前四緣となる場合に說けるが如し。然るに、同類と遍行との二因は、共に、自界・自地・自部の法が、自界・自地・自部の法の與めにのみ能く因たる(婆、十八、十九、倶舍六卷參照)ものなるを以てこゝに界地別なるが故に、因果斷ずといふ。他の非遍行の與めに緣となる一般の場合も亦是の如し。

【三四】 上界の諸心の等無間緣たり得る下地の諸心は、その善心に限ればなり。

以下有身見と他の染汚心との等無間に關しては、婆沙十一(毘曇部七、第二章第九節)及び倶舍の第七を參照すべし。

【三五】 色、無色界の有身見即ち有覆無記心は欲界の有覆無記心と異なり、その無間に欲界の四心即ち加行善・生得善・有覆無記及び不善をも生ずる

【本論】[二九]未來の有身見は、過去・現在の有身見の與めに、若し所緣と作れば、所緣と增上となり、所緣と作らざれば、一の增上となる。未來・現在の有身見は、過去の有身見の與めに、若し所緣と作れば、所緣と增上となり、所緣と作らざれば、一の增上となる。

問ふ、現在の有身見は正に作用有るをもて、能く境を緣ずべきも、過去の有身見は、作用已に息めるをもて、如何ぞ能く緣ぜんや。而も此の中、若し所緣と作れば、所緣と增上となると說くや。答ふ、過去の有身見は、曾て現在に在りし時、彼を緣じて、已に滅せり。今、過去なりと雖も彼の用を追談するが故に、是の說を作す。問ふ、此の中、前に、後生の有身見は、前生の有身見の與めに、若し所緣と作れば、所緣と增上緣となり、所緣緣と作らざれば、一の增上緣となると說き、過去の後生の有身見は、過去の前生の有身見の與めに、二・一緣となると說くに、何が故に、未來の有身見は、未來の有身見の與めに、二・一緣となると說かざるや。答ふ、說くべくして、而も說かざるは、當に知るべし、此の義有餘なることを。復次に、此の中、但、前後有るもののみを說くに、[三〇]彼の未來には前後なきが故に、略して說かず。問ふ、[三一]未來の生位と未生者とは、豈、前後無からんや。答ふ、世に別無きが故に、前後と名けず。問ふ、若し爾らば、過去の前生と後生とは、世既に別無きをもて、前後に非ざるべけん。答ふ、彼の法は、曾て現在等に在りし時、世に別の義有りしが故に、前後を成ずるも、未來は爾らざるが故に、略して說かざるなり。

【本論】[三二]欲界の有身見は、色・無色界の有身見の與めに一の增上緣となる。

謂く、欲界の有身見は、上二界の有身見に於て、或は唯、無障たり或は生を礙せざるが故に、一の增上緣となる。[三三]因緣に非ざるは、謂く、界地別なるをもて、因果斷ずるが故なり。[三四]等無間緣に非ざる

前の有身見を思惟せざる場合と、(二)後生の有身見が前生の有身見の與めに所緣となる場合となり。

【二九】**三世の有身見と有身見の場合。**三世分別に於て、非遍行惑の與めに緣となる例示。こは後生の有身見が前生の有身見の與めに、一緣となり、又は二緣となるものを、特に、未來、過去、現在の三世の語を冠して述したるのみ。されど同じ過去をいふ中にも、前後あるが如く未來にも亦前生後起あるべしとも考へらるるが故に、議論を生ずるなり。

【三〇】未來法は凡て前後の次第定まることなく雜亂住なるが故に、法に前後なきが故にといふ。(婆沙第十一卷、俱舍七卷參照せよ)。

【三一】問者のいふ未來の生位とは、今將に生ぜんとするものをさし、未生者とは、生位以外の未來法一般を指すを以て、この兩者の間に、前後の別を認むべしとはこの問意なり。

これに對して、有部の立場よりすれば、未來法は雜亂住にして、その中に、未來生位と未生者との別を認めず。卽

謂く、一剎那の有身見の無間に、第二剎那の有身見現在前せずして、或は邊執見乃至或は無覆無記心が現在前し、此の後に還、有身見を起すも、前生の有身見を緣ぜざるときなり。謂く、或は色・受・想・行・識を緣じ、或は有身見を除く所餘の行蘊を緣ずるときは、彼の前なるが後の有身見の與めに但、二緣と作る。謂く、因緣と增上緣となり、此の二緣を釋すること、前に廣く說けるが如し。後生の有身見は、前生の有身見が二緣となるを攝受するに由るが故に、能く世に行じ、能く果を取り、能く業を作し、能く緣を知る。

此の中、一とは、[二三]

【本論】 云何が一なりや。後生の有身見は、前生の有身見の與めに、若し所緣と作らば、所緣緣と增上緣となり、所緣とならざれば、一の增上緣となる。

後なるが。[二四]前の與めに、因緣となること無く、等無間緣となるの義無きを以ての故に。

[二五]問ふ、何が故に、此の中、一を問ひ、二を答ふるや。答ふ、[二六]論者の論を作し、法を立つること一に非ず。或は先に遮して後に答ふること有り、或は先に答へて後に遮すること有り。先に遮して後に答ふるとは、此の中に說くが如し。若し所緣と作れば、所緣と增上となるとは、是れ二緣たるを遮するなり。所緣と作らざれば、一の增上となるとは、是れ一緣たるを答ふるなり。先に答へて後に遮すとは、[二七]一行納息に說くが如し。若し前に生じて未だ斷ぜざれば則ち繫すとは、是れ繫なるを答へ、若し前に未だ生ぜず設ひ生ずるも已に斷ずれば、則ち繫せずとは、是れ不繫なるを遮するなり。[二八]復た說者有り、「此は倶に是れ答へなり。謂く、後は前の與めに、若し所緣と作らば、便ち二緣となるとは、前の二を問ふに答へ、所緣と作らざれば、但、一緣となるとは、此の一を問ふに答ふるなり。前の二を答ふる中、但、一分を答へて、未だ答へられざるものを、此の中に、之に答ふるなり」と。後は、此の釋に准ぜよ。

【二三】 剎那分別に於て、非遍行惑の與めに一緣となる場合の例なり。前出の四・三・二緣となる場合は凡て前生の有身見を後生の有身見に望めたるものなるに對して今は、後生の有身見が前生のそれの與めに緣となるものを擧ぐ。

【二四】 後生の法が、前生の法の與めに因緣とならざること、及び等無間緣の、前生の法に緣たらざる義に關しては婆沙第十卷（國譯毘曇部七、一八五頁以下を參照せよ。

【二五】 本論中に於て、有身見が有身見の與めに、一緣となる場合云何にと問ふに對して、一緣となるもののみを答ふれば足るに二緣となる場合をも答ふるを以て、この質問あり。

【二六】 **特に先遮後答、先答後遮論法に就きて。**簡單にいへば、先に異論を揭げて、その條件に契はざる所以を明かにし、後に結論を出すを先に遮して後に答ふといひ、之れと逆なるを先に答へ後に遮すといふ。

【二七】 婆沙第五十八卷の初めの發智本論參照。

【二八】 此の論者の說に依れば、有身見が有身見の與めに二緣となる場合に二あるべし。(一)有身見の無間に餘心を起し、その後に有身を起し而も、

【本論】[二] 云何が三なりや。有身見の無間に、有身見を起すとき彼を思惟せざるが如し。前生は、後生の與めに三緣と爲る。所緣をば除くなり。

謂く、一刹那の有身見の無間に、第二刹那の有身見の現在前し、此の後の所生が前を緣ぜずして起るときなり。謂く、或は色・受・想・行・識を緣じ、或は前の有身見を除きて、所餘の行蘊を緣ずるとき、彼の前なるは後の與めに但、三緣となる。謂く、因と等無間と增上との緣なり。此の三緣を釋すること、前に廣く說けるが如し。後生の有身見は、前生の有身見が、三緣となるを攝受するに由るが故に、能く世に行じ、能く果を取り、能く業を作し、能く緣を知るなり。

【本論】或は、有身見の無間に餘心を起し、後、有身見を起して、即ち彼を思惟するなり。前生は後生の與めに、三緣となる、等無間をば除くなり。

謂く、一刹那の有身見の無間に、第二刹那の有身見現在前せずして、或は邊執見、或は邪見或は見取、或は戒禁取、或は疑、或は貪、或は瞋、或は慢、或は無明、或は有漏善、或は無覆無記心が現在前し、此の後、還有身見を起して、即ち前生の有身見を緣ずるとき、彼の前なるは後の與めに但、三緣と作る。謂く、因と所緣と增上との緣なり。此の三緣を釋すること、前に廣く說くが如し。後生の有身見は、前生の有身見が三緣となるを攝受するに由るが故に、能く世に行じ、能く果を取り、能く業を作し、能く緣を知るなり。

此の中、二とは、

【本論】[三] 云何が二なりや。有身見の無間に、餘心を起し、後、有身見を起すも、彼を思惟せざるときの如し。前生は、後生の與めに、二緣となるなり、謂く、因と增上となり。

【二】刹那分別に於て、非遍行の惑の與めに三緣となる場合の例。この三緣となる場合に二あり即ち有身見を以て考ふれば次の如し。(一)有身見の無間に有身見を起して、前者を思惟せざるときと、(二)前刹那の有身見と後生の有身見との間に他心を起して、前生の有身見を思惟する場合となり。

【三】刹那分別に於て、非遍行の惑の與めに二緣となる例示。

を莊嚴して、雜亂せざらしめ、受持し易からしむるなり。復次に、二門、二略、二階、二隥、二炬、二明、二文、二影を顯示せんと欲するがためなり。此の所說の如く、彼も亦、應に然るべく、彼の所說の如く、此も亦、應に然るべきが故に、是の說を作す。復次に、此の說は、是れ了義にして、彼の說は不了義なり。此の說には別意無く、彼の說には別意有り、此の說には別の因無く、彼の說には別の因有り、此の說は是れ勝義にして、彼の說は是れ世俗なり。復次に、（一九）此に作さるる論は、四分別に依る、一に界を分別し、二に世を分別し、三に刹那を分別し、四に等無間緣を分別するなり。彼に作さるる論は、一分別に依る。謂く、但、等無間緣を分別するなり。故に此の所說と彼の所說とに、異り有るなり。

此の中四とは、

【本論】（二〇）**云何が四なりや。有身見の無間に有身見を起すとき、即ち彼を思惟するが如し。前生は後生の與めに、四緣と爲るなり。**

謂く、一刹那の有身見の無間に、第二刹那の有身見現在前し、此の後の所生が即ち前を緣じて起るとき、彼の前なるは後の與めに、具さに四緣と作る。謂く、因と等無間と所緣と增上との緣なり。因緣とは、前生の有見身の、後生の有身見の與めに、二因となるをいふ。謂く、同類因及び遍行因なり。等無間緣とは、後生の有身見の、前生の有身見より無間にして生ずるをいふ。所緣緣とは、後生の有身見は前生の有身見を緣じて生ずるをいふ。增上緣とは、前は後に於て、或は唯、無障なり、或は生を礙せざるをいふ。此の中、因緣とは、種子法の如く、等無間緣とは、開避法の如く、所緣緣とは、任杖法の如く、增上緣とは不障法の如し。後生の有身見は、前生の有身見が四緣となるを攝受するに由るが故に、能く世に行じ、能く果を取り、能く業を作し、能く緣を知るなり。

此の中、三とは、

【一九】諸法相緣關係の四種分別に就きて。こゝに四分別を擧ぐるも、第四等無間緣分別は、凡てに含まるるを以て以下本文中には形式上
（一）刹那を分別する場合（前出）
（二）世を分別する場合
（三）界を分別する場合
の三種を擧ぐるのみ。

【二〇】刹那の有身見と有身見との場合。刹那分別に於いて非遍行の惑の與めに四緣たるの例示。

と。羸劣に由るが故に、諸の有爲法は、或は四緣より生じ、或は三緣より生じ、或は二緣より生ずるも、倘、一緣の獨り能く生ずるもの無し。何ぞ況んや緣無くして生ぜんや。故に有爲法は自性羸劣なり。羸病者の如し、或は四人にて扶け、或は三人にて扶け、或は二人にて扶けて方に能く起住せしむ。倘、一人獨りにて起住せしむること無し、何ぞ況んや人無きをや」と。自在なることを得ずとは、謂く、諸の有爲法は、自力の用によりて生ずることを得べきもの無し。他に依怙すとは、謂く、諸の有爲法は必ず、他に依怙して方に能く用を起すなり。自の作用無しとは、謂く、諸の有爲法は、自から分別の作用を起すこと能はず、——誰が我を造るや、我は誰を造るとなすや——と。己れの欲に隨はずとは、謂く、諸の有爲法は、自から我をして生ぜしむること勿れ、我をして滅せしむること勿れと欲樂するも、而も遂ぐることを得ること無きものなり。[一四]復次に、緣起に迷ふ者に緣起の正理を開示せんと欲するがための故に、斯の論を作す。謂く、或は有るが執す、「唯、無明は行に緣たり、乃至、生は老死に緣たることのみ有り。是れ緣起の法なり」と。彼の迷をして開解を得せしめんがための故に、有爲法は皆、是れ緣起なることを顯はす。[一五]衆世(Saṅghavasu)の所言を、此の中に應に說くべし。復次に、他を止め己が宗義を顯さんがためのみに勿ず、但し緣起の正理を開示して他をして解を得せしめんと欲するが故に、斯の論を作す。

第四十一節　※特に非遍行惑の與めに緣たる場合に就きて

【本論】　[一六]有身見は、有身見の與に或は四・三・二・一緣と爲る。

[一七]問ふ、何が故に、此の中には、「有身見は、有身見の與めに幾緣となるやを問ひ、答へて或は四・三・二・一緣となる」と言ひ、後の[一八]智蘊中には、「法智は法智の與めに幾緣となるやを問ひ、答へて、因・等無間・所緣、增上の四緣となる」と言ふや、答ふ、是れ作論者の意欲爾るが故なり、乃至廣說。復次に、此と彼と同じかるべくして、而も異り有るは、是れ作論者が、種種の說を以て、種種の文を作り、義

【一四】　問題提起の理由としての緣起性の開示。

【一五】　衆世は、舊に僧伽婆修とあり、即ち玄奘は他の場所にては又僧伽筏蘇と音譯せるも凡て同一人なり。但し、緣起に關して、精しき衆世の所言は、この外婆沙中に見當らず更に研究を要する所なり。倘、舊には「僧伽婆修の喩を說くべし」とあり。

※　三結乃至九十八隨眠が相互に緣たるを說明するに大別三段に分つを便利とす。先づ、煩惱を遍行と非遍行に分別するに從ひて、第一段と第二段とをとき、次に總じて、五部の煩惱につきて論ず。今節は、その第一段をとく。「有身見の與め」の論はその例なり。

【一六】　有身見が非遍行の惑に緣たる場合一般。とは、刹那分別に於て、諸煩惱が非遍行の惑の與めに緣となる場合一般の例示として揭げたるものなり。但し、玆に云ふ非遍行の惑とは五非遍行を指し、有身見・邊執見・貪・瞋・慢の五を云ふ。

【一七】　諸法相緣關係に就きて智蘊所述との相違。

【一八】　發智論第九、婆沙第一〇七卷を見よ。

攝在して觀察せば、則ち甚深となること四大海に過ぎ、唯、佛の種智のみ能くこれを究竟して知るうるなり[一〇]。復次に、若し諸緣の性にして、實有に非ずんば、應に三種の菩提を施設すべからざらん。謂く、上智を以て緣性を觀察するを、佛菩提と名け、若し中智を以て緣性を觀察するを、獨覺菩提と名け、若し下智を以て緣性を觀察するを聲聞菩提と名く[一一]。復次に、若し諸緣の性にして、實有に非ざれば、覺慧に應に三品轉の義無かるべし。謂く、諸の覺慧にして、下なるものは常に下なるべく、中なるものは常に中なるべく、上なるものは常に上なるべけん。然るに諸の覺慧は、下なるものは中となるべく、中なるものは上となるべし。故に諸緣の性は定んで實に體有るなり、功能有るが故に。此に由りて、尊者妙音は說きて曰く、「若し諸緣の性にして、實有に非ずんば、師は弟子の慧をして初めは劣、後は勝とならしむこと能はざるべく、弟子は亦、常に弟子となりて轉じて師と成らざるべけん。然るに、諸緣の性は實有なるに由るが故に、師は弟子の慧をして、漸增することを得せしめ、弟子は時に師と成ることを得るの義有り。故に諸緣の性は決定して、實有なり」と。

[一二]問ふ、若し諸緣の性にして是れ實有なれば、云何が彼の所引の契經を通ずるや。答ふ、無明の自體には異相無しと雖も、而も所作の業には異相有ることを得、謂く、無量の門、無量の梯隥の功能の差別は、行の與めに緣と作る。譬へば、一人に五の[一三]技藝有るが如し。彼の體は一なりと雖も而も用に五有り。復次に、諸の有爲法は自性羸劣にして、自在なることを得ず、他に依怙し、自の作用無く、己の欲に隨はざることを顯示せんと欲するがための故に、斯の論を作す。自性羸劣とは、諸の有爲法は緣に從ひて生ずる性に自性の名を立つるをいふ。有るが說く、「有爲法には生滅有るが故に、自性羸劣なり」と。有るが說く、「有爲は緣より生ずるが故に、自性羸劣なり。契經に說くが如し、苾芻よ、當に知るべし色は是れ無常なり、諸因、諸緣の、能く色を生ずる者も亦、是れ無常なり。旣に是れ無常の因緣の起す所の色なるをもて云何が常ならんや。受・想・行・識も亦復た是くの如し

無數の法を生ずるを得んやとは譬喩者の主張。

【六】 大德は舊には、尊者佛陀提婆とあり。緣の名はあれども、實體あるに非ずとは彼の所說なり。

【七】 **四緣は一切法を攝す。**

【八】 阿羅漢は、已に後有を受けざるが故に、無餘涅槃に將に入らんとするその最後の心々所法の次に起るべき心々所法なく、從つて、この最後心が等無間緣となることなきなり。故にこれを除くといふ。

【九】 **諸法の深甚の義と緣性。**

【一〇】 **緣性と三種菩提。**

【一一】 **覺慧の開發と緣性實有との關係。**

【一二】 **諸の有爲法は緣より生ず。**以下の問答は、譬喩者の前所引の契經の意味を有部の立場より通じ、次に一切の有爲法即ち行は、自性羸劣なるを以て諸緣を俟たずんば生ずる能はず、故に無明も亦緣たるべしとなり。

【一三】 大正本に伎とあるも、明本には技とあり。

巻の第五十五（第二編　結蘊）

（結蘊第二中不善納息第一之十　舊譯第三十巻中頃）

第四十節[一]　三結乃至九十八隨眠各自の相縁關係に就きて

【本論】[二]有身見は、有身見の與(ため)に幾縁と爲り、有身見は、戒禁取乃至無色界の修所斷の無明隨眠の與に幾縁となり、乃至無色界の修所斷の無明隨眠は、無色界の修所斷の無明隨眠の與に幾縁となり、無色界の修所斷の無明隨眠は、有身見乃至無色界の修所斷の慢隨眠の與めに幾縁となるや、乃至廣說。

[三]問ふ、何が故に、此の論を作すや。[四]答ふ、他の宗を止め、己が義を顯さんがための故なり。謂く、或は有るが執す、「縁に實性無し」と。譬喩者の如し。問ふ、彼の師は、何が故に、此の執を作すや。答ふ、彼は契經に依るが故に、是の執を作す。謂く、契經に說く「無明は行に縁たり」と。彼れ是の言を作す、「[五]無明には異相無く、行には異相有るに、云何が異相無き法が異相有る法の與めに縁と作りて、而も實性有らんや」と。[六]大德說きて曰く、「諸師は、想に隨ひて、縁の名を施設するも、實有の性に非ず」と。彼の執を遮して、縁の實有なることを顯はさんがための故に、斯の論を作す。[七]若し諸の縁に實性無しと執せば、一切法は皆、實性無かるべけん。四縁は具さに、一切法を攝するが故に。謂く、因縁は一切の有爲法を攝し、等無間縁は過去と現在との[八]阿羅漢の最後の心心所法を除く、餘の過去と現在との一切の心心所法を攝し、所縁縁と增上縁とは、總じて一切法を攝す。[九]復次に、若し諸縁の性にして實有に非ずんば、則ち一切法に甚深の義、無からん。謂く、若し一切法を顯示する時、若し諸縁に攝在せずして觀察せば、則ち麁淺となりて了知すべきこと易く、若し縁に

【一】本節は三結乃至九十八隨眠の諸門分別として諸煩惱心の一一が夫々前生の煩惱心、又は後生の煩惱心に對して四縁中の幾縁をなすやといふ相縁關係を述べ、兼ねて諸煩惱心のみならず、諸の有爲法が凡て縁起生法たるを明にせる段なり。

【二】三結の最初は有身見にして、次は戒禁取なり。九十八隨眠中の第九十七隨眠は、無色界の修所斷の慢隨眠にして、最後の第九十八隨眠は、無色界修所斷の無明隨眠なり。今茲にその初と後とを表記して、三結乃至九十八隨眠の一一の相縁關係全體を論究するものなることを示すなり。

【三】**問題提起の理由としての縁性實有の論證**。本論證は三世實有思想の主張根據として注意すべし。

【四】答は、大正本に、客とあるも誤植なり。

【五】無明は三界の無知にして異相なきに對し、行には、三界の行の各々を三性分別するによりて、十一種あり（婆沙第二十五卷參照）といふが如く、諸種の意ありと雖も、こゝにては總じて一切有爲法を意味するなり。若し縁に實性ありとせば、何故に、かゝる一種法たる無明が縁となりて、

而も未だ阿羅漢果を得せざるなり。彼は或は是れ異生、或は是れ不還者なるが故に。評して曰く、「彼れ是の說を作すべからず、九十八隨眠は界に依りて建立し、地に依らざるが故に。此に由りて、彼の問は、應に答へて、無しと言ふべし」と。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第五十四

【本論】[九九]五見に於て、皆、成就せず。

見所斷に於て、久しく已に離れたるが故に。

【本論】[一〇〇]六愛身に於て、一を成就し、五を成就せず。

一を成就すとは、謂く、第六にして、五を成就せずとは、謂く、前の五なり。

【本論】七隨眠に於て、三を成就し、四を成就せず。

三を成就すとは、謂く、有貪と慢と無明とにして、四を成就せずとは、謂く、餘の四なり。

【本論】九結に於て、三を成就し、六を成就せず。

三を成就すとは、謂く、愛と慢と無明とにして、六を成就せずとは、謂く、餘の六なり。

【本論】[一〇一]九十八隨眠に於て、三を成就し、九十五を成就せず。

[一〇二]三を成就すとは、謂く、無色界の修所斷にして、九十五を成就せずとは、謂く、三界の見所斷及び欲・色界の修所斷なり。

[一〇三]問ふ、頗し聖者にして、九十八隨眠を成就するもの有りや。答ふ、有り、謂く、具縛者にして、正性離生に入り、苦法智忍に住する時なり。問ふ、頗し聖者にして、已に八十八隨眠を斷じ、未だ十隨眠を斷ぜずして、未だ得果せざるもの有りや、答ふ、有り、謂く、已に色染を離れて、正性離生に入り、滅類智に住する時なり。彼は、欲界の三十六隨眠と色界の三十一隨眠と・無色界の見苦、集・滅所斷の二十一隨眠とを已に斷じ、未だ無色界の見道所斷の七、及び修所斷の三隨眠を斷ぜず、未だ得果せずして向道に住するが故なり。問ふ、頗し已に九十八隨眠を斷じて、未だ阿羅漢果を得ざるもの有りや。答ふ、有り、謂く、已に無所有處の染を離れて、未だ非想非想處の染を離れざるものなり。彼は、已に欲界の三十六隨眠と色界の三十一隨眠と下三無色の三十一隨眠とを斷じて

【九九】五見は皆不成就。

【一〇〇】六愛身、七隨眠九結の成不成。

【一〇一】九十七隨眠の成不成。

【一〇二】無色界の修惑の三を成就するといふも精しくは、これ有頂の貪・慢・無明をさす。

【一〇三】**九十八隨眠の建立は、界に依りて地に依らず。**以下頗問に對する答は、九十隨眠を假りに地によりて建立せしものとして、凡て「有り」と答へしものなるも、最後の評にある通り、有部宗にては、九十八隨眠は、界によるも、地に依りて建立せしには非ざるを以て、この假説とその答は正しからず。

からざること無し。唯、根のみに異り有り、謂く、鈍根者は信勝解と名け、利根者は見至と名くるが故に。

【本論】[九三]身證は、[九四]三結と三不善根とに於て、皆成就せず。

三結は唯、見所斷のみなるを以ての故に、三不善根は唯、欲界繫のみなるが故なり。身證は必ず已に三界の見所斷及び下八地の修所斷を離るるが故に。

【本論】[九五]三漏に於て、二を成就し、一を成就せず。

二を成就すとは、謂く、有と無明との漏にして、一を成就せずとは、謂く、欲漏なり。

【本論】[九六]四瀑流・軛に於て、二を成就し、二を成就せず。

二を成就すとは、謂く、有と無明とにして、二を成就せずとは、謂く、欲と見となり。

【本論】四取に於て、一を成就し、三を成就せず。

一を成就すとは、謂く、我語取にして、三を成就せずとは、謂く、餘の三取なり。

【本論】四身繫及び五蓋に於て、皆、成就せず。

前の二身繫及び五蓋は唯、欲界繫のみなるが故に。後の二身繫は唯、見所斷のみなるが故なり。

【本論】[九七]五結に於て、二を成就し、三を成就せず。

二を成就すとは、謂く、貪と慢との結にして、三を成就せずとは、謂く、瞋と嫉と慳との結なり。

【本論】五順下分結に於て、皆、成就せず。

前の二は唯、欲界繫のみにして、後の三は唯、見所斷のみなるが故に。

【本論】[九八]五順上分結に於て、四を成就し、一を成就せず。

一を成就せずとは、謂く、色貪にして、四を成就すとは、謂く、餘の四なり。

【九三】第三、身證の諸結等の成就不成就。

【九四】三結と三不善根とは不成就。

【九五】三漏の成不成。身證に於ては三漏中の欲染たる欲漏は、不成就なるも、有漏、無明漏は、有頂の染たり得る爲めに、これを尙成就す。

【九六】四瀑流・軛・取身繫の成不成。

【九七】五結・順下分結は不成就。

【九八】五順上分結の成不成。

【本論】已に欲染を離るれば、三を成就し、四を成就せず。
三を成就すとは、謂く、有貪と慢と無明とにして、四を成就せずとは、謂く、餘の四なり。
【本論】九結に於て、未だ欲染を離れざれば、六を成就し、三を成就せず。
六を成就すとは、謂く、愛と恚と慢と無明と嫉と慳との結にして、三を成就せずとは、謂く、見と取と疑との結なり。
【本論】已に欲染を離るれば、三を成就し、六を成就せず。
三を成就すとは、謂く、愛と慢と無明とにして、六を成就せずとは、謂く、餘の六なり。
【本論】[九一]九十八隨眠に於て、未だ欲染を離れざれば、十を成就し、八十八を成就せず。
十を成就すとは、謂く、三界の修所斷にして、八十八を成就せずとは、謂く、三界の見所斷なり。
【本論】[九二]已に欲染を離るるも、未だ色染を離れざれば、六を成就し、九十二を成就せず。
六を成就すとは、謂く、色・無色界の修所斷にして、九十二を成就せずとは、謂く、三界の見所斷と、及び欲界の修所斷となり。
【本論】已に色染を離るれば、三を成就し、九十五を成就せず。
三を成就すとは、謂く、無色界の修所斷にして、九十五を成就せずとは、謂く、三界の見所斷と及び欲色界の修所斷となり。
【本論】信勝解の如く、見至も亦、爾り。
此の二は、地と道と離染と所依とは皆等しく若しくは定にても、若しくは生處にても、皆、等し

【九一】九十八隨眠の成不成。

【九二】六とは、卽ち、色・無色界の修惑としての、貪・慢・無明をいふ。

二を成就し、三を成就せず。

二を成就すとは、謂く、貪と慢との結にして、三を成就せずとは、謂く、瞋と嫉と慳となり。

【本論】五順下分結に於て、未だ欲染を離れざれば二を成就し、三を成就せず。

二を成就すとは、謂く、前の二にして、三を成就せずとは、謂く、後の三なり。

【本論】已に欲染を離るれば、皆、成就せず。

前の二は欲界繋にして、後の三は見所斷なるが故に。

【本論】[八七]五順上分結に於て、未だ色染を離れざれば、皆、成就し、已に色染を離るれば、四を成就し、一を成就せず。

四を成就すとは、謂く、色貪を除くものにして、一を成就せずとは、謂く、色貪なり。

【本論】[八八]五見に於て、皆、成就せず。

彼は唯、見所斷なるが故に。

【本論】[八九]六愛身に於て、未だ欲染を離れざれば、皆、成就し、已に欲染を離るるも、未だ梵世の染を離れざれば、四を成就し、二を成就せず。

四を成就すとは、謂く、初後の各の二にして、二を成就せずとは、謂く、中間の二なり。

【本論】已に梵世の染を離るれば、一を成就し、五を成就せず。

一を成就すとは、謂く、後の一にして、五を成就せずとは、謂く、前の五なり。

【本論】[九〇]七隨眠に於て、未だ欲染を離れざれば、五を成就し、二を成就せず。

五を成就すとは、謂く、欲貪と瞋恚と有貪と慢と無明とにして、二を成就せずとは謂く、見と疑となり。

【八七】五順上分結の成就不成就。五順上分結の中、色貪のみは、色界の惑なるを以て、色染を離るれば不成就となるも、無色貪は無色の惑なり、他の三は、色・無色に通ずる惑なるが故に、已に色染を離るるものも皆成就するなり。

【八八】五見は不成就。

【八九】六愛身の成就不成就。

【九〇】七隨眠九結の成就不成就。

【本論】[八五]四瀑流・軛に於て、未だ欲染を離れざれば三を就就し、一を成就せず。

三を成就すとは、謂く、欲と有と無明との瀑流・軛にして、一を成就せずとは、謂く、見瀑流・軛なり。

【本論】已に欲染を離るれば、二を成就し、二を成就せず。

二を成就すとは、謂く、有と無明との瀑流・軛にして、二を成就せずとは、謂く、欲と見との瀑流・軛なり。

【本論】四取に於て、未だ欲染を離れざれば、二を成就し、二を成就せず。

二を成就すとは、謂く、欲と我語との取にして、二を成就せずとは、謂く、見取と戒禁取となり。

【本論】已に欲染を離るれば、一を成就し、三を成就せず。

一を成就すとは、謂く、後の一にして、三を成就せずとは、謂く、前の三なり。

【本論】四身繫に於て、未だ欲染を離れざれば、二を成就し、二を成就せず。

二を成就すとは、謂く前の二にして、二を成就せずとは謂く、後の二なり。

【本論】已に欲染を離るれば、皆、成就せず。

前の二は唯、欲界繫にして、後の二は唯、見所斷なるが故に。

【本論】[八六]五蓋に於て、未だ欲染を離れざれば、四を成就し、一を成就せず。

四を成就すとは、謂く前の四にして、一を成就せずとは謂く、後の一なり。

【本論】已に欲染を離るれば、皆、成就せず。

前の四と後の一とは皆、欲界繫なるが故に。

【本論】五結に於て、未だ欲染を離れざれば、皆、成就し、已に欲染を離るれば、

【八五】四瀑流・軛・取・身繫の成就不成就。

【八六】五蓋・結・順下分結の成就不成就。

るも、餘は皆、成就す。集類智已に生じ、滅類智未だ已に生ぜざれば、欲・色界の一切及び無色界の見苦・集所斷は成就せざるも、餘は皆、成就す。滅類智已に生ぜば、欲・色界の一切及び無色界の見苦・集・滅所斷は成就せざるも、餘は皆、成就す。

問ふ、何が故に、道類智已に生ずと說かざるや。答ふ、彼れ若し已に生ぜば、隨信行に非ざるをもて、是の故に說かざるなり。

【本論】 隨信行の如く、隨法行も亦、爾り。

此の二は、[八一]地と道と離染と所依と皆等しく、亦、若しくは定にても若しくは生處にても皆、等しからざること無し。唯、根のみに異り有り、謂く、鈍根者を隨信行と名け、利根者を隨法行と名くるが故に。

【本論】 [八二]信勝解は、[八三]三結に於て皆、成就せず。

彼は唯、見所斷なるが故に。

【本論】 三不善根に於て、未だ欲染を離れざれば、皆、成就し、已に欲染を離るれば、皆、成就せず。

彼の三不善根は唯、欲界繫なるが故なり。未だ欲染を離れざるものとは、謂く、預流果・一來向・一來果・不還向にして、已に欲染を離れたるものとは、謂く、不還果・阿羅漢向なり。彼は或は異生位に已に欲染を離れ、或は聖位に至りて方に欲染を離れたればなり。後は准じて知るべし。

【本論】 [八四]三漏に於て、未だ欲染を離れざれば、皆、成就し、已に欲染を離るれば、二を成就し、一を成就せず。

二を成就すとは、謂く、有漏と無明漏とにして、一を成就せずとは、謂く、欲漏なり。

【八一】舊には、地等・道等・離欲等・所依身等・定等・生處等・唯根有差別とあり。

【八二】以下第二、信勝解、見至の成就不成就。

【八三】三結三不善根及び三漏。

【八四】三漏中の欲漏は、欲界の惑なれど修惑に通ずるを以て、未離欲染者はこれを成就す。有漏は色無色界の惑にして、無明漏は、三界五部の惑に通ずれば、欲染を離れたる丈にては、未だ不成就とならず。

くこと本論の如し。

【本論】[七九]苦法智已に生じ、苦類智未だ已に生ぜざれば、欲界の見苦所斷は皆、成就せざるも、餘は皆、成就す。苦類智已に生じ、集法智未だ已に生ぜざれば、三界の見苦所斷は皆、成就せざるも、餘は皆、成就す。集法智已に生じ、集類智未だ已に生ぜざれば、三界の見苦所斷及び欲界の見集所斷は皆、成就せざるも、餘は皆、成就す。集類智已に生じ、滅法智未だ已に生ぜざれば、三界の見苦・集所斷は皆、成就せざるも、餘は皆成就す。滅法智已に生じ、滅類智未だ已に生ぜざれば、三界の見苦・集所斷及び、欲界の見・滅所斷は皆、成就せざるも、餘は皆、成就す。滅類智已に生じ、道法智未だ已に生ぜざれば、三界の見苦・集・滅所斷は皆、成就せざるも、餘は皆、成就す。道法智已に生ぜば、三界の見苦・集・滅所斷及び、欲界の見道所斷は皆、成就せざるも、餘は皆、成就す。已に欲染を離るるも未だ色染を離れず、苦類智未だ已に生ぜざれば、欲界の一切は成就せざるも、餘は皆、成就す。苦類智已に生じ、集類智未だ已に生ぜざれば、欲界の一切及び色・無色界の見苦所斷は成就せざるも、餘は皆、成就す。集類智已に生じ、滅類智未だ已に生ぜざれば、欲界の一切及び色・無色界の見苦・集所斷は成就せざるも、餘は皆、成就す。滅類智已に生ぜば、欲界の一切と色・無色界の見苦・集・滅所斷とは、成就せざるも、餘は皆、成就す。已に色染を離れ、苦類智未だ已に生ぜざれば、欲・色界の一切は成就せざるも、餘は皆、成就す、[八〇]苦類智已に生じ、集類智未だ已に生ぜざれば、欲・色界の一切及び無色界の見苦所斷は成就せざ

【七九】婆沙論は、以下本論の文を略して掲げず、今、發智本文より之を補ひ譯出す、讀者諒之。

【八〇】大正本には滅類智とあるも苦類智の誤植か、八犍度論には、苦未智智とあり。

四を成就すとは、謂く、色貪を除くものなり。一を成就せずとは、謂く、色貪なり。

【本論】五見に於て、苦類智、未已生ならば、皆、成就し、苦類智、已生なれば、三を成就し、二を成就せず。

[七四]三を成就すとは、謂く、後の三にして、二を成就せずとは、謂く、初の二なり。

【本論】六愛身に於て、未だ欲染を離れざれば、皆、成就し、[七五]已に欲染を離るるも未だ梵世の染を離れざれば、四を成就し、二を成就せず。

四を成就すとは、謂く、初後の各の二にして、二を成就せずとは、謂く、鼻と舌との觸所生愛身なり。

【本論】已に梵世の染を離るれば、一を成就し、五を成就せず。

一を成就すとは、謂く、第六にして、五を成就せずとは、謂く、前五なり。

【本論】[七六]七隨眠に於て、未だ欲染を離れざれば、皆、成就し、已に欲染を離るれば、五を成就するも二を成就せず。

五を成就すとは、謂く、有貪等の五にして、二を成就せずとは、謂く、欲貪と瞋恚となり。

【本論】九結に於て、未だ欲染を離れざれば、皆、成就し、已に欲染を離るれば、六を成就し、三を成就せず。

六を成就すとは、謂く、愛等の六にして、[七七]三を成就せずとは、謂く、恚と嫉と慳となり。

【本論】[七八]九十八隨眠に於て、未だ欲染を離れず、苦法智未だ已に生ぜざれば、皆、成就す。

とは、謂く、具縛者の苦法智忍の時、一切の隨眠は成就せざること無ければなり。餘は、廣く説

【七四】已に苦類智生ずるも、見集滅所斷なる邪見と見取、見道所斷なる邪見と見取と戒禁取とは、未斷なれば、この三を成就す。

【七五】六愛身の成就不成就。六識中、前五識の生ずる爲めには、尋伺の心所と、その所緣とを必要とす。已に欲染を離るるも、未だ梵世(初靜慮)を離れざるときに於ては、鼻舌の二識は、尋伺あるも、所緣已に無きを以てこゝに起らず、從つて、鼻舌所生の二愛身は、この時成就せざるなり。次に梵世以上卽ち、第二靜慮以上には尋伺なきが故に、前五才生ぜず。從つてその所生の前五愛身も成就せざるなり。

【七六】七隨眠及び九結の成就不成就。

【七七】欲染を離るれば三を成就せざる所以は、恚も嫉も慳も共に欲界の煩惱なればなり。

【七八】九十八隨眠の成就不成就。

との身繫なり。

【本論】[六八]五蓋に於て、未だ欲染を離れず、道法智、未已生なれば、皆、成就し、道法智、已生なれば、四を成就し一を成就せず。已に欲染を離るれば、皆、成就せず。

五蓋は唯、是れ欲界繫の故なり。四を成就すとは、謂く、前四蓋にして、一を成就せずとは、謂く、疑蓋なり。道法智已に生ずれば、彼は已に斷ずるが故に。

【本論】五結に於て、未だ欲染を離れざれば、皆、成就し、已に欲染を離るれば、二を成就し、三を成就せず。

二を成就すとは、謂く、貪と慢との結にして、三界繫に通ずるが故なり。三を成就せずとは、謂く、瞋と嫉と慳との結にして、唯、欲界繫なるが故なり。

【本論】[六九]五順下分結に於て、未だ欲染を離れず、苦類智、未已生なれば、皆、成就し、苦類智、已生なれば、四を成就し一を成就せず。

四を成就すとは、謂く、[七〇]初と後との各の二にして、一を成就せずとは、謂く、有身見なり。

【本論】[七一]已に欲界の染を離るるも、苦類智未已生なれば、三を成就し、二を成就せず。

三を成就すとは、謂く、後の三にして、二を成就せずとは、謂く、初の二なり。

【本論】苦類智、已に生ずれば、二を成就し、三を成就せず。

[七二]二を成就すとは、謂く、後の二にして、三を成就せずとは、謂く、初の三なり。

【本論】[七三]五順上分結に於て、未だ色染を離れざれば、皆、成就し、已に色染を離るれば、四を成就し、一を成就せず。

漏の成就不成就。

【六七】四瀑流・軛・取・身繫の成就不成就。

【六八】五蓋五結の成就不成就。

【六九】五順下分結の成就不成就。

【七〇】初と後との各〻二とは、初の二卽ち貪欲・瞋恚と、後の二卽ち戒禁取と疑となり。有身見は、三界の見苦所斷なるを以て苦類智已に生ずれば成就せず。

【七一】已に欲染を離るれば、欲界の隨眠たる貪欲と瞋恚の二を成就せず。

【七二】已に欲染を離るれば、貪欲・瞋恚を成就せず、倘、苦類智已に生ずるが故に、三界の見苦所斷なる有身見をも成就せざるも、道類智未だ生ぜざるを以て、三界見道所斷なる、戒禁取と、疑結は、未だ斷ぜず、卽ち後の二を成就するなり。

【七三】五順上分結及び五見の成就不成就。

此の中、尊者は、補特伽羅を以て章をなし、諸の煩惱を以て門をなすが故に、斯の問を作す。

[64]【本論】答ふ、隨信行は[65]、三結に於て、苦類智[66]未已生なれば、皆、成就し、苦類智已生なれば二を成就し、一を成就せず。

二を成就すとは、謂く、戒禁取と疑とにして、彼は三界の二部と四部とに通ずるが故なり。一を成就せずとは、謂く、薩迦耶見にして、彼は唯、三界の見苦所斷にのみ通ずるが故なり。

【本論】三不善根に就て、未だ欲染を離れざれば、皆、成就し、已に欲染を離るれば、皆、成就せず。

此の三は唯、是れ欲界繫なるが故なり。已に欲染を離るる者は、彼れ異生位に先に三不善根を已に離るるが故なり。後は准じて知るべし。

【本論】三漏に於て、未だ欲染を離れざれば、皆、成就し、已に欲染を離るれば、二を成就するも一を成就せず。

二を成就すとは、謂く有漏と無明漏とにして、一を成就せずとは謂く、欲漏なり。

【本論】[67]四瀑流・軛・取に於て、未だ欲染を離れざれば、皆、成就し、已に欲染を離るれば、三を成就し、一を成就せず。

三を成就すとは、謂く有と見と無明との瀑流・軛、見と戒禁と我語との取にして、一を成就せずとは、謂く、欲瀑流・軛・取なり。

【本論】四身繫に於て、未だ欲染を離れざれば、皆、成就し、已に欲染を離るれば、二を成就し、二を成就せず。

二を成就すとは、謂く、戒禁取と此實執との身繫にして、二を成就せずとは、謂く、貪欲と瞋恚

ば、色界に生ず。故にかの依身は三界にあり。この三依身を更に離染に約せは、二十七となる。

【五九】身證にして、無色界中の下三無色に生ぜざるは、(一)この定を欲色二界の如くよく起し得べき所にも非ず、(二)又有頂の如く、この定の異熟を受くる所にも非ざればなり。(精しくは婆沙第百五十三卷參照すべし)。

【六〇】**慧解脫の數。**

【六一】**倶解脫の數。**

【六二】倶解說の下三無色に在らざるの理、身證に於けるが如し。

【六三】前卷以來の一切の煩惱卽ち三結乃至九十八隨眠の諸門分別の續きとして、本節は、何の補特伽羅が何れの煩惱を成就せるや、又は成就せざるやを論ぜんとするがその課題なり。

【六四】以下五補特伽羅の中、第一に、隨信行と隨法行との場合に於ける、三結乃至九十八隨眠の成就不成就に就きてのべ、第二に、信勝解、見至の場合、第三に、身證の場合に就きて述ぶ。

【六五】**第一隨信行隨法行者の場合。**

【六六】三結及び三不善根、三

は九と說くべし、謂く、離染に由るが故に、卽ち非想非非想處の具縛及び一品乃至八品の染を離るるとを九となす。復た說者有り「此は十と說くべし、謂く、卽ち前の九に第九を離るる無間道の時を加えて彼の第十となせばなり」と。或は[五八]二十七と說くべし、謂く、所依に由るが故に。卽ち、欲界の所依に九有り、色界の所依に九有り、無色界の所依に九有り。此は唯、非想非非想處にして[五九]三無色には非ず、滅定を得る者は彼等に生ぜざるが故に。有るが說く「此は三十と說くべし、三界の各に第九無間道の時を加ふるなり」と。此は三界の所依に依りて分別せるものなり。若し、地と處との所依に依りて分別せば、其の數の多少は理の如く思ふべし。根・種性・離染・所依の二・三・四を以て合せば、數更に增廣す。若し身に在ると、剎那とを以て分析せば、その數無量有り。身證とは、此の中、總じて說きて一身證と爲す。

[六〇]慧解脫は、或は一と說くべし、謂く、七種中の慧解脫を名く。或は三と說くべし、謂く、根に由るが故に。或は六と說くべし、謂く、種性に由るが故に。或は九と說くべし、謂く、所依に由るが故にして、卽ち欲界乃至非想非非想處の所依なり。此は九地の所依に依りて分別するものにして、若し二十九處の所依に依りて分別せば二十九を成ず。若し根・種性・所依の二・三を以て合せば、數は理の如く思ふべし。若し身に在ると剎那とを以て分析せば卽ち無量有り。慧解脫とは、此の中、總じて一慧解脫を說くなり。

[六一]慧解脫の數の如く、俱解脫も亦、爾り。差別有るは、謂く、彼の所依なり。

[六二]俱解脫は下三無色處に在らざるが故なり。

[六三]第三十九節　三結乃至九十八隨眠の成就不成就門

【本論】　此の五補特伽羅は、三結乃至九十八隨眠に於て、幾か成就し、幾か成就せざるや。

るまでに經過すべき段階は八十一段あり、初靜慮の具縛者の場合は七十二段あり、その一段づつを一所依と見んとするにあり。

【五三】　この有人の說は、前の種性に由るが故に信勝解の數に八十二ありとせる說に立脚し、卽ち九地の有頂の第九無間道の所依を前の四百〇五數說に加へたるもの。

【五四】　二十九處とは、人の三洲、(四大洲中北俱盧洲を除く。こゝには苦輕く、厭心淺く、且つ智も劣り、從つて聖道生ぜざればなり)と、六欲天と、色界の十六處(毘婆沙師の立場は俱舍論師の十七處說と異なる)無色界の四處となり。(俱舍第八卷參照せよ)。

【五五】　**見至の數に就きて。**

【五六】　**身證の數に就きて。**

【五七】　身證は旣に滅盡定を得たるものなるを以て、有頂地にのみありて、下の惑に縛せられず。故にこゝに非想非々想處の具縛と八品の離染のみを說けるなり。

【五八】　身證の初得は、唯、欲界の人中にのみありて、彼れ若し退せずんば、直ちに有頂地に生じ、亦、彼より退すれ

離染に由るが故にして、即ち、欲界の具縛と、一品乃至九品の染を離るるとを十となし、初靜慮乃至無所有處の各の一品乃至九品の染を離るるを六十三となし、非想非非想處の一品乃至八品の染を離るるを八となし、合して八十一なり。[五一]有るが說く「離染の故に、八十二と說くべし、謂く、前說の八十一に有頂の第九品の染を離るる無間道の時を加ふ」と。或は四百五と說くべし、謂く、所依に由るが故にして、即ち、[五二]欲界の所依に八十一有り、初靜慮の所依に七十二有り、第二靜慮の所依に六十三有り、第三靜慮の所依に五十四有り、第四靜慮の所依に四十五有り、空無邊處の所依に三十六有り、識無邊處の所依に二十七有り、無所有處の所依に十八有り、非想非非想處の所依に九有り、――謂く、彼の具縛と及び一品乃至八品の染を離るるを九となす――合して四百五なり。[五三]有るが說く「此は應に四百一十四と說くべし、謂く、欲界の所依に八十二有り、初靜慮の所依に七十三有り、第二靜慮の所依に六十四有り、第三靜慮の所依に五十五有り、第四靜慮の所依に四十六有り、空無邊處の所依に三十七有り、識無邊處の所依に二十八有り、無所有處の所依に十九有り、非想非非想處の所依に十有り。謂く、彼の具縛及び一品乃至八品の染を離るるを九となし、第九品を離るる無間道の時を彼の第十となす」と。此は九地に依りて所依を分別するなり。若し[五四]二十九處に依りて所依を分別せば、其の數の多少は理の如く思ふべし。根・種性・離染・所依の二・三・四を以て合せば、數は更に增廣す。若し身に在ると、刹那とを以つて分析せば、應に無量と說くべし。こゝに說く信勝解とは、此の中、總じて一信勝解を說くなり。

[五五]信勝解の如く見至も亦、爾り。根及び離染・所依等しきが故に。唯、種性の別なるは、諸の見至は唯、是れ不動種性の攝なるを以ての故なり。

[五六]身證は、或は一と說くべし、謂く、七種中の身證を名く。或は三と說くべし、謂く、根に由るが故に。或は六と說くべし、謂く、種性に由るが故に、即ち退法乃至不動法の六種性に由るなり。[五七]或

くが故に、初靜慮の具縛の言を說けり。即ち欲界の具縛を第一とせばその第十は欲界の九品全斷者にして、初靜慮の具縛者なり。而もこの修惑の未斷已斷に、異生と聖者との別あり、俱に具縛といふも、今は聖者の場合に就きていふ。隨信行のこの分別による數はかくして無所有處の九品全斷まで即ち已斷者七十二と欲の具縛者一を加へて七十三とす。以下の數へ方これに從ふべし。有頂の離染者を加へざるは、道類智を得ずんば、これを斷ずる能はず、若し之を得れば隨信行に非ざればなり。

【四八】隨法行の數。

【四九】信勝解の數に就きて。

【五〇】六種性中の前五に依ること隨法行者の場合の如し。

＊離染に依るを八十一とするは、信勝解と見至とは、共に修道位の聖者にして、修惑全體を斷ずべき可能性あるを以て、有頂九品の惑も亦斷ずべしとすればなり。

【五一】有人の說は、有頂の第九品染を離るゝ即ち第九無間道を、特に金剛喩定といふを以て、前八十一數說にこれを加ふべしとするものなるべし。

【五二】こゝに所依と說くは、欲界の具縛を第一所依とし、彼れが有頂の第八品染を離る

し、謂く、鈍及び利なり。或は六補特伽羅を立つべし。謂く、見・修・無學位に各、二種有り、卽ち、隨信行乃至第六不時解脫なり、[四三]如何ぞ七補特伽羅を立つるや。答ふ、五緣に由るが故に、七種を建立す、[四四]一には加行に由るが故に、二には根に由るが故に、三には定に由るが故に、四には解脫に由るが故に、五には、定及び解脫に由るが故なり。加行に由るが故にとは、隨信行及び隨法行を謂ひ、根に由るが故にとは、信勝解及び見至を謂ひ、定に由るが故にとは、身證を謂ひ、解脫に由るが故にとは、慧解脫を謂ひ、定及び解脫に由るが故にとは、俱解脫を謂ふ。

[四五]隨信行の數は、或は一と說くべし、謂く、七種中の隨信行を名く。或は三と說くべし、謂く、根に由るが故に、卽ち下・中・上根なり。或は五と說くべし、謂く種性に由るが故に、卽ち、[四六]退法乃至堪達なり。或は十五と說くべし、謂く、道に由るが故に、卽ち苦法智忍乃至、道類智忍位なり。或は七十三と說くべし、謂く、離染に由るが故に。卽ち[四七]欲界の具縛と、一品乃至九品の染を離るるとを十と爲し、初靜慮の一品乃至九品の染を離るるを九となし――欲界の第十は、卽ち初靜慮の具縛者なるが故に、別に說かず。後の類は知るべし――乃至無所有處の一品乃至九品の染を離るるを九となし、合して七十三なり。或は六百五十七と說くべし、謂く、所依に由るが故に。卽ち三洲、六欲天の所依に各、前說の七十三種有るに由るなり。若し根、種性・道・離染・所依の二合・三合・四合・五合を以てせば、其の數の增長すること理の如く思ふべし。若し身に在ると刹那とを以て、分拆せば、應に無量と說くべし。隨信行者とは、此の中、總じて一隨信行を說くなり。

[四八]隨信行の數の如く、隨法行も亦、爾り。根・道・離染・所依、等しきが故に。唯、種性のみは別なり、隨法行は唯、是れ不動種性の攝なるを以ての故に。

[四九]信勝解は、或は一と說くべし、謂く、七種中の信勝解を名く。或は三と說くべし、謂く、根に由るが故なり、或は[五〇]五と說くべし、謂く、種性に由るが故なり。或は *八十一と說くべし、謂く、

り。

【四三】七補特伽羅建立の五緣。

【四四】(一)加行に由るが故にとは、一は外より教をきゝてこれを信行し、一は内に能く如理作意するに由るをいひ、(二)根に由るとは、鈍利の二根に由り、(三)定に由るとは、特に滅盡定を修するに由るの謂にして、(四)解脫によるとは、慧を以て諸漏を盡すに由るをいひ、(五)定と解脫に由るとは、(三)と(四)とを兼ぬるの謂なり。

【四五】隨信行者の數に就きて。

【四六】こは聲聞の六種性中の前五にして(婆沙第七卷參照)最後の不動法種性は利根者なれば之を除く。

【四七】凡て具縛、不具縛といふは、修惑の未斷已斷に就きてその名を附するものなり。若し、修惑八十一品全體の立場よりすれば、具縛は、欲界修惑の一品すら斷ぜざるもののみをいふも、地の別によれば、欲と四靜慮地、四無色地に分ちて夫々九品づゝの斷ずべき惑あるを以て、欲界地の九品未斷者を具縛者といふが如く、初靜慮地の九品未斷者も乃至有頂地の九品未斷者も共に具縛と稱すべく、こゝに九人の具縛者あるべし。今はこの地の別による具縛者を說

ざるに由るが故に、身證と名く。

[三八]問ふ、何が故に、慧解脫と名くるや。答ふ、彼は慧を以て諸漏を盡し、未だ身を以て八解脫を證せざるに由るが故に、慧解脫と名く。

倶解脫の名は、前已に釋せるが如し。

[三九]問ふ、見道中、利鈍の別に依りて、二種の補特伽羅——謂く隨信行及び隨法行——を建立するが如く、修道中にも、亦、利鈍の別に依りて二種の補特伽羅——謂く、信勝解及び見至——を建立するに、何が故に、無學道中、利鈍の別に依りて、二種の補特伽羅を建立せずして、總じて一と說き、或は慧解脫、或は倶解脫となすや。答ふ、[四〇]欲界乃至無所有處は、或は有漏道を斷對治となし、或は無漏道を斷對治となす。若し非想非非想處なれば唯、無漏道をのみ斷對治となすが故に、總じて一補特伽羅を立つ。復次に、前位には、或は貪の多行する者有り、或は不ざる者有るも、若し非想非非想處の染を離るる時の身は、等しく無貪なるが故に、總じて一補特伽羅を立つ。復次に、前位には、或は癡の多行する者有り、或は不らざる者有るも、若し非想非非想處の染を離るる時の身は等しく無癡なるが故に、總じて一補特伽羅を立つ。復次に、前位には、或は慢の多行する者有り、或は不らざる者有るも、若し非想非非想處の染を離るる時の身は等しく無慢なるが故に、總じて一補特伽羅を立つ。復次に、無學位の解脫は平等なるを以ての故に、總じて一補特伽羅を立つ。契經に說くが如し、「如來の解脫と、阿羅漢苾芻の解脫とは、等しくして、差別無し」と。復次に、無學位は、同じく三界の煩惱の重髻を剪り、同じく有頂の煩惱の頸首を截ち、同じく三界の後有の[四一]關津を越へ、同じく三界所有の愛欲を棄つるを以ての故に、總じて一補特伽羅を立つ。

[四二]有るが是の說を作す、「無學位中にも亦、二種の補特伽羅有り、謂く、時解脫(samaya-vimukta)と不時解脫(asamaya-vimukta)となり」と。問ふ、若し爾らば、唯、二種の補特伽羅を建立すべ

【三八】慧解脫と名くる所以に就きて。

【三九】無學道の聖者に利鈍の別なき所以。

【四〇】欲界乃至無所有處の諸煩惱は、世俗道(世俗智)に依りても斷ぜられ、又、無漏智に依りても元より斷ぜらるゝが故に、有漏道或は無漏道を斷對治とするといひ、これに對して非想非々想處(有頂)の煩惱は、決して世俗智に依らず、只無漏智のみよくこれを斷ずるが故に有頂にては、唯、無漏道のみ斷對治となすといふ。

【四一】關津は舊に關要といふ。關所といふ程の意。

【四二】無學位の時解脫不時解脫建立說。

時解脫とは、要ず時節を待ちて解脫するものにして、これを亦、時愛心解脫ともいふ。已得の功德を失墜せざる樣恒に愛護し、心煩惱の繫縛を解脫すればなり。不時解脫とは、時節を俟たずして解脫するいひにして、又これを不動心解脫ともいふ。退動することなくして心、解脫するが故なり。

尙、兩者の相違をいへば、前者は暫時の解脫にして退墮すること有るに對し、後者は畢竟解脫にして、退無き點な

れば、隨法行と名く。復次に、契經に說くが如し、「人の、四法を有するものは、多くの所作有り、一に、善士に親近し、二に正法を聽聞し、三に如理に作意し、四に法隨法行なり」と。若し善士に親近し、正法を聽聞すること多き者なれば、隨信行と名け、若し如理に作意し、法隨法行すること多き者なれば、隨法行と名く。復次に、或は多く無貪善根に住するもの有り、或は多く無癡善根に住するもの有り。多く無貪善根に住する者は、隨信行と名け、多く無癡善根に住する者は、隨法行と名く。復次に、或は外に有情を信ずるもの有り、或は內に正法を思ふもの有り。外に有情を信ずるものは、隨信行と名け、內に正法を思ふものは、隨法行と名く。

[三三]問ふ、何が故に、信勝解と名くるや。答ふ、彼は信に依りて信勝解を得するに由るが故に、信勝解と名く。謂く、見道所攝の信に依りて、修道所攝の信に勝解を得し、[三四]向道所攝の信に依りて、果道所攝の信に勝解を得するなり。復次に、彼の補特伽羅は、信を以て先となすに由り、心は三結を脫するをもて、是の故に、信勝解と名く。

[三五]問ふ、何が故に、見至と名くるや。答ふ、彼は見に依りて、見に至ることを得るに由るが故に、見至と名く。謂く、見道所攝の見に依りて、修道所攝の見に至ることを得、向道所攝の見に依りて、果道所攝の見に至ることを得るなり。復次に、彼の補特伽羅は、見を以て先となすに由りて、心は三結を脫するをもて、是の故に見至と名く。

[三六]問ふ、信勝解は亦、信至と名くべく、見至は亦、見勝解と名くべきに、何が故に、一は信勝解と名け、一は見至と名くるや。答ふ、信勝解を信勝解と名くるが如く、見至も亦、見勝解と名くべく、見至を見至と名くるが如く、信勝解も亦、信至と名くべくして爾らざるは、異相・異門を現して法を說き、諸の智者をして愛樂し受持して、相雜亂せざらしめんと欲するなり。

[三七]問ふ、何が故に、身證と名くるや。答ふ、彼は身を以て八解脫を證し、未だ慧を以て諸漏を盡さ

[三三] 信勝解と名くる所以に就きて。 信勝解は、見道已學の人なれば、見道所得の信を以て所依となし、修道中に說かるゝ敎說に對する信を印可し信認す。見道所得の信は、卽ち無漏信にして、解脫の信、無繫の信ともいふを得。

[三四] 一般に向道所攝といへば、預流向、一來向、不還向、羅漢向の凡てを含むも、茲にては、主として、見道所攝のものを意味し、果道所攝とは、四沙門果道の凡てを内含するも、こゝにては主として、道類智已生位の果道を意味す。見至の場合も亦然り。

[三五] 見至と名くる所以に就きて。

[三六] 信勝解と見至との差別につきて。

[三七] 身證と名くる所以。

或は觀行に由りて、聖道に入るものあり。若し止行に由りて聖道に入るものなれば、隨信行と名け、若し觀行に由りて聖道に入るものなれば、隨法行と名く。復次に、或は奢摩他(śamatha)を樂しむものあり、或は毘鉢舍那(vipaśyanā)を樂しむものあり。奢摩他を樂しむものは、隨信行と名け、毘鉢舍那を樂むものは、隨法行と名く。樂しむが如く、憙ぶと欲するとも亦、爾り。復次に、或は止を先となすに由りて、聖道に入るものあり、或は觀を先となすに由りて、聖道に入るものあり。若し止を先となすに由りて聖道に入るものなれば、隨信行と名け、若し觀を先となすによりて、聖道に入るものなれば、隨法行と名く。復次に、或は奢摩他の增すもの有り、或は毘鉢舍那の增すもの有り。奢摩他の增すものは、隨信行と名け、毘鉢舍那の增すものは、隨法行と名く。復次に、或は止に由りて心を熏じ、觀に依りて解脫を得するものあり、或は觀に由りて心を熏じ、止に依りて解脫を得するものあり。若し止に由りて心を熏じ、止に依りて解脫を得するものなれば、隨信行と名け、若し觀に由りて心を熏じ、觀に依りて解脫を得するものなれば、隨法行と名く。復次に、或は鈍根なるもの有り、或は利根なるもの有り。若し鈍根なるものなれば、隨信行と名け、若し利根なるものなれば、隨法行と名く。復次に、或は說智を有するものあり、或は開智を有するものあり。說智を有する者を隨信行と名け、開智を有する者を隨法行と名く。復次に、或は緣力に由りて、聖道に入るものあり、或は因力に由りて聖道に入るも のあり。若し緣力に由りて聖道に入る者なれば、隨信行と名け、若し因力に由りて聖道に入る者なれば、隨法行と名く。復次に、或は增上心の奢摩他を得し、增上慧の毘鉢舍那に非ざるものあり、或は增上慧の毘鉢舍那を得し、增上心の奢摩他に非らざるものあり。前を隨信行と名け、後を隨法行と名く。復次に、世尊の說くが如し、「二因二緣により能く正見を生ず、一は、外に他の法音を聞き、二は內に如理に作意するなり」と。若し外に他の法音を聞くこと多きものなれば、隨信行と名け、若し內に如理に作意すること多きものな

止息を行ずる如きを止行といひ、觀行の觀は次の毘鉢舍那にして、觀達、貫穿の意あり、同じく煩惱止息のことをきくも、先づ、煩惱そのものを穿鑿し觀察して、これを殄滅するに至る如きを觀行といふ。舊には、止を定、觀を慧と譯せり。

は他が、阿練若(araṇya)に住することを勸むるを聞きて、亦、我は住すべしとせんや、住すべからずとせんや、我は住すること能ふとせんや、住すること能はずとせんや、宜便有りとせんや、宜便無しとせんやを思察せずして、聞き已りて便ちこれに住す。彼は漸次に聖道の加行を修し、展轉して世第一法を引起し、無間に苦法智忍を引生す、此れより見道の十五刹那を隨信行と名く。

問ふ、何が故に、[三〇]隨法行と名くるや。答ふ、彼は法に依り法に隨ひて行ずるに由るが故に、隨法行と名く。謂く、有漏法に依り無漏法に隨ひて行じ、有縛法に依り解脫法に隨ひて行じ、有繫法に依り離繫法に隨ひて行ず。慧を先となすによりて聖道に入ることを得。是くの如き種類の補特伽羅は本より以來、性、慧多きが故に、若し他が、汝は農を務め以て自から存活すべしと勸むるを聞けば、彼は便ち、我は作すべきとせんや、作すべからざるとせんや、我は作し能ふとせんや、作すこと能はずとせんや、宜便有りとせんや、宜便無しとせんやを思察し、審かに思察し已りて、然る後、之を作す、……餘は廣く、前の隨信行に說くが如し、……彼は漸次に、聖道の加行を修し、展轉して世第一法を引起し、無間に苦法智忍を引生す、此れより見道の十五刹那を隨法行と名くるなり。

[三一]問ふ、隨信行者に、爾所の信有るが如く亦、爾所の慧も有り、隨法行者に爾所の慧有るが如く亦、爾所の信も有るに、何が故に、一は隨信行と名け、一は隨法行と名くるや。答ふ、或は但、他をのみ信じ、展轉修行して聖道に入るあり。或は自から思察し、展轉修行して聖道に入るあり。若し但、他のみを信じ、展轉修行して聖道に入るものなれば、隨信行と名け、若し自から思察し、展轉修行して、聖道に入るものなれば、隨法行と名く。復次に、或は因力・加行力・不放逸力が皆、廣大ならざるに由りて聖道に入るあり、或は、三力、皆、悉く廣大なるに由りて聖道に入るあり。若し三力、皆、廣大ならざるに由りて聖道に入るものなれば、隨信行と名け、若し三力、皆悉く廣大なるに由りて聖道に入るものなれば、隨法行と名く。復次に、或は[三二]止行に由りて、聖道に入るものあり、

身に行ぜざらしむるものあるをいふ、(正理七十、光記二十五參照)。

【二五】**慧解脫の滅定を得するときの解脫心に就て。**

【二六】舊には「所以者何、身得解脫、世得解脫、若不レ得ニ滅定一時、出定入定心、於ニ彼身一不レ行、若於ニ彼身一不レ行、於レ世亦不レ行、若得ニ滅定一時、入定出定心、則於身中行、以下於ニ身中一行上故、於レ世亦行」とあり。

【二七】**隨信行と名くる所以。**

【二八】大正本には伎とあるも明本に技とあり。

【二九】僧事とは、僧中の事務・授戒・說戒等をいふ。

【三〇】**隨法行と名くる所以。**

【三一】**隨信行と隨法行との差別。**純粹に信仰のみを有する人といへども、その中には、四諦の理を知るが如き智慧あり、絕對に、智力のみの人といへども、確信を有する點に於て、心理上やはり信と稱すべきもの絕無に非ず。この間、如何にして、一は隨信行といひ、一は隨法行といふやとは、質問の起る所以なりとす。

【三二】止行の止は、次にとく奢摩他にして、停止・止息の意あり、煩惱斷滅の方法を聽けば、直ちに、その煩惱妄念の

とを得ず。世に行ぜざるが故に、身に在ることを得ざるなり。若し滅定を得せば、定に入出する心は、世に行じ、身に在るが故に、解脱と名く。是の故に有漏無漏の二心は倶に解脱を得す」と。倶解脱が義に依りて名を立つるが如く、前五の名を立つることも亦、義に依るべし。

[二七]問ふ、何が故に、隨信行と名くるや。答ふ、彼は信に依り、信に隨ひて行ずるに由るが故に、隨信行と名く。謂く、有漏の信に依り、無漏の信に隨ひて行じ、有縛信により、解脱の信に隨ひて行じ、有繫の信に依り、無繫の信に隨ひて行ずるをもて、即ち信を先とたすに由りて、聖道に入ることを得。是の如き種類の補特伽羅は本より以來(このかた)、性、多信なるが故に、若し他が、汝は農を務め以て自から存活すべしと勸むるを聞かば、彼は、我は作すべきとせんや、作すべからずとせんや、我は作し能ふとせんや、作し能はざるとせんや、宜便有りとせんや、宜便無しとせんやを思察せずして、聞き已りて便ち作す。或は他が、汝は商賈をすべし、或は王に事ふべし、或は書・算・印等の種種の[二八]技藝を習學し、以て自から存活すべしと勸むるを聞きて、亦、思察せず――廣說乃至――聞き已りて便ち作す。或は他が汝は出家すべしと勸むるを聞きて、亦、出家すべきとせんや、出家すべからざるや、出家し能ふとせんや、出家し能はざるや、能く持戒するとせんや、持戒し能はざるや、宜便有りとせんや、宜便無しとせんやを思察せず、他の勸むるを聞き已りて即便ち出家す。既に出家し已りて、若し他が、汝は誦習すべしと勸むるを聞きて、彼は誦習すべきとせんや、誦習すべからざるや。誦習し能ふとせんや、誦習し能はざるや、宜便有りとせんや、宜便無しとせんや。これ素怛纜(sūtra)なりとせんや、毘奈耶(vinaya)なりとせんや、阿毘達磨[二九](abhidharma)なりとせんやを思察せずして、他の勸むるを聞き已りて即便ち誦習す。或は他が、僧事を營理することを勸むるを聞きて、亦、我は作すべきとせんや、作すべからずとせんや、我は作し能ふとせんや、作し能はずとせんや、宜便有りとせんや、宜便無しとせんやを思察せずして聞き已りて便ち作す。或

【二九】**慧解脫に就きて。**

【三〇】**倶解脫に就きて。**倶解脫を得すべきものに、三類あり、(一)慧解脫より、(二)身證より、(三)見至より得すべきものこれ。されど一般には、(一)と(二)とより、これに達するを普通とし、見至よりの場合は、諸菩薩の如く、極く利根なる補特伽羅の場合にして、むしろ特例なり。從つて信勝解の如き鈍根者より直接に倶解脫を得するが如きことありと許さず。

【三一】**諸菩薩は皆、倶解脫を得す。**

【三二】諸菩薩は、菩提樹下に於て、三十四念、一坐斷結成道すといふ。即ち諸菩薩が、成道するときは、常に、先づ無所有處染を離れて後に、第四靜慮に依りて、正性離生に入り、四諦現觀の十六念を加行とし、是れと有頂九品の修惑を斷ずる九無間道、九解脫道の十八念とを併せて、三十四念とするなり。(倶舍、第五卷參照)。

【三三】**倶解脫と名くる所以。**

【三四】煩惱障とは、見惑修惑をいひ、解脫障とは、阿羅漢にして、心已に慧より解脫するも尙、更に解脫を求めんとする無覆無記性なる劣無知あり、解脫をして成就するも、

若し先に阿羅漢果を得して後、滅定を得するものなれば、彼は慧解脱を捨して倶解脱を得し、但、名を捨して名を得するのみにして、道を捨して道を得するに非ざること、信勝解等を捨して身證を得するに說けるが如し。若し先に滅定を得して後、阿羅漢果を得するものなれば、彼は身證を捨して倶解脱を得するをもて、名を捨して名を得し、道を捨して道を得するなり。名を捨すとは身證の名を捨し、名を得すとは倶解脱の名を得す。道を捨すとは修道を捨し、道を得すとは無學道を得す。

[二二]若し諸の菩薩にして無上正等菩提を證得するものなれば、彼は盡智の時、見至を捨し、倶解脱を得するをもて、名を捨して名を得し、道を捨して道を得す。名を捨すとは見至の名を捨することにして、菩薩の修位を見至と名くるが故なり。名を得すとは倶解脱の名を得することにして、諸佛は皆、是れ倶解脱なるが故なり。道を捨すとは修道を捨し、道を得すとは無學道を得するなり。西方師の說く、「菩薩の學位は先に滅定を起し、後に菩提を得するをもて、彼は身證を捨して倶解脱を得するなり」と。迦濕彌羅國の諸論師の言く、[二三]「三十四念に菩提を得するが故に、又、菩薩は學位には未だ滅定を起さざるが故に、盡智の時、定んで見至を捨して倶解脱を得す」と。必ず鈍根のものは、未だ滅定を得せずんば、盡智を得する時、倶解脱を成ずるもの無きが故に、信勝解を捨して倶解脱を得するもの無し。

[二三]問ふ、何が故に、倶解脱と名くるや。答ふ、障に二分有り、一は[二四]煩惱障にして、二は解脱障なり。二分の障に於て一心、解脱するが故に倶解脱と名く。[二五]問ふ、若し先に阿羅漢果を得し、後に滅定を得するものなれば、彼は解脱障に於て、何等の心が解脱するや、有漏なりや、無漏なりや。有るが說く、「有漏心なり。無漏心は盡智を得する時、已に解脱するを以ての故に」と。評して曰く、「應に是の說を作すべし、有漏・無漏の心は倶に解脱を得す」と。[二六]所以は何ん。解脱に二種有り、一は行世解脱にして、二は在身解脱なり。彼の未だ滅定を得せざる時、定に入出する心は世に行ずるこ

ら熟思し理解して實行に移る如き傾向の人をこゝに利根の人といふ。

【二二】 **信勝解に就きて。** 舊には、信解脱人といふ。

【二三】 **信勝解の種類につきて。**

【二四】 **見至に就て。** 舊には、見到人といふ。

【二五】 **身證に就て。**

【二六】 八解脱とは、一に、內に色想ありて、外色を觀ずる解脱、二に、內に色想なくして、外色を觀ずる解脱、三に、淨解脱を身に作證し具足して住す。第四―七は、四無色定をこの四解脱となす。最後に滅受想定を第八解脱となす。

【二七】 隨信行・隨法行と、信勝解・見至と、慧解脱・倶解脱は、夫々、見・修・無學の三道の上に、建立せらるゝを以て、身證も亦、身證道と稱すべきものありとせんや否とは、此の質問ある所以なり。これに對して、西方師は、別に身證道と稱すべきものありとするを以て、名と道との得捨ありと說き、迦濕彌羅國の論師は、見・修・無學の三道の外に別に道を建立せず、身證は、修道中に攝すと說くが故に、但、名のみの得捨を說くなり。

【二八】 滅定は卽ち第八解脱の滅盡定(nirodhasamāpattiḥ)なり。

に住して未だ勝進の來らざるを、不還果と名け、若し此れより勝進せば、阿羅漢向と名くるなり。

[一四]云何が見至補特伽羅なりや。謂く、隨法行の道類智を得し隨法行を捨して見至を得するなり。問ふ、彼は爾の時に於て、何をか捨し得する所なる。答ふ、名を捨して名を得し、道を捨して道を得す。名を捨すとは、隨法行の名を捨し、名を得すとは見至の名を得す。道を捨すとは見道を捨し、道を得すとは修道を得すなり。此の見至補特伽羅の、或は是れ預流果、乃至、或は是れ阿羅漢向あることは、信勝解の如く應に其の相を説くべし。

[一五]云何が身證補特伽羅なりや。謂く、信勝解、或は見至にして、身を以て具さに[一六]八解脱を證し、未だ慧を以て諸漏を盡さざるものは、彼は信勝解或は見至を捨して身證を得するなり。問ふ、[一七]彼は爾の時に於て何をか捨し得する所なる。外國の諸師は是くの如き説を作す「名を捨して名を得し、道を捨して道を得す。名を捨すとは信勝解或は見至の名を捨し、名を得すとは身證の名を得す。道を捨すとは信勝解或は見至の道を捨し、道を得すとは身證道を得す」と。迦濕彌羅國の諸論師の言く「此は名を捨して名を得するも、道を捨して道を得するには非ず。信勝解等は[一八]滅定を得する時、無漏道を捨せず亦、得せざるが故に」と。

[一九]云何が慧解脱補特伽羅なりや。謂く、信勝解或は見至にして、但、慧を以て諸漏を盡し、未だ身を以て具さに八解脱を證せざるものは、彼は信勝解、或は見至を捨して慧解脱を得す。問ふ、彼は爾の時に於て、何をか捨し得する所なる。答ふ、名を捨して名を得し、道を捨して道を得す。名を捨すとは信勝解或は見至の名を捨し、名を得すとは慧解脱の名を得す。道を捨すとは修道を捨し、道を得すとは無學道を得するなり。

[二〇]云何が倶解脱補特伽羅なりや。謂く、慧解脱或は見至、或は身證にして、身を以て具さに八解脱を證し亦、慧を以て諸漏を盡すものは、彼は慧解脱或は見至、或は身證を捨して、倶解脱を得す。

多思とあるも、三本は多思とし、又次の隨法行の記述にも多思とあれば、後者に從ふべきものとす。

【八】四聖諦十六行相等をいふ。

【九】世第一法を經て、正性離生に入り即ち苦法智忍已生より道類智忍に至る見道十五心の間をこゝに隨信行といふ。隨法行の場合も亦同じ。

【一〇】**隨信行の種類につき**有部宗の立場よりすれば、世俗智に依りても、斷惑することを得といふ。この立場より未得果（即ち未だ道類智を得ざる）者なりとも、修惑の已斷の程度によりて、三位を差別するなり。これ即ち已に正性離生に入りてより、見道十五心の間に、三種の隨信行者ありとする所以なり。こゝに阿羅漢向を説かざるは、阿羅漢は、前に何等の得果もなすことなくしてこれを成ずることとなし、換言せば、世俗智が有頂の惑を斷ずることもなく、見道が修惑を斷ずることもなくして、必ず不還果を得たるもののみ、阿羅漢向たり得べきが故に、此に之れを説かざるなり。

【一一】**隨法行者に就きて。**舊には、堅法人といふ。他の言をそのまゝ信ぜず。必ず自

して、此れより、見道十五刹那の項の、一切を皆、隨信行者と名く。[四] 此の隨信行補特伽羅には、或は是れ預流向、或は是れ一來向、或は是れ不還向なるあり。謂く、若しくは具縛、或は乃至欲界の前五品の結を斷じ已りて、正性離生に入れるものなれば、彼は見道十五心の頃に於て、預流向と名け、若し六品を斷じ、或は乃至八品の結を斷じ已りて正性離生に入れるものなれば、彼は見道十五心の頃に於て一來向と名け、若し欲染を離れ、或は乃至無所有處の染を離れ已りて正性離生に入れるものなれば、彼は見道十五心の頃に於て、不還向と名く。

二　云何が、隨法行補特伽羅なりや。謂く、一類有り、本來稟性は、多思・多量・多觀察・多簡擇にして、信・愛・思・樂・隨順と及び勝解とを好まず。彼の稟性の多思等に由るが故に、時有りて、佛或は佛弟子が、爲めに法要を說き、敎授、敎誡して廣く彼のために無常・苦・空・無我等の義を開闡するに遇へば、彼れ是の念を作す、「我がために說かるる所の無常・苦・空・無我等の義を、我れ應に實なりとせんや、虛なりとせんやを觀察すべし」と。審かに觀察し已りて、無顚倒なるを知り、復た是の念を作す、「甚だ善哉たり。我れをして是くの如き觀行を修せしめんと欲す、我れ應に無倒に精勤し修學すべし」と。所餘を廣說することは、隨信行の如し。

三　云何が信勝解補特伽羅なりや。謂く、隨信行の、道類智を得し隨信行を捨して、信勝解を得するなり。問ふ、彼は爾の時に於て、何をか捨し得する所なる。答ふ、名を捨し名を得し、道を捨し道を得す。名を捨すとは隨信行の名を捨し、名を得すとは信勝解の名を得す。道を捨すとは見道を捨し、道を得すとは修道を得するなり。[五] 此の信勝解補特伽羅の、或は是れ預流果、或は是れ一來向、或は是れ一來果、或は是れ不還向、或は是れ不還果、或は是れ阿羅漢向なるありとは謂く、預流果に住して未だ勝進の來らざるを預流果と名け、若し此れより勝進せば一來向と名け、若し一來果に住して未だ勝進の來らざるを、一來果と名け、若し此れより勝進せば、不還向と名け、若し不還果

修道・無學道の三位を土臺としつゝも、更にこの上に、根の利鈍と、滅定の得未得によりて、分類せしものにして、比較的具體的徵表によるものなりといふべし。卽ち、見道位を、根の利鈍によりて、隨法行と隨信行とに分け、修道位を同樣に、見至と信勝解と二分せし上に、更に、是れ等の中にて、滅盡定を得せしものを身證と稱し、最後に、無學位に於て、漏盡を得るも、未だ滅盡定を得ざるを慧解脫とし、漏盡と滅盡定とを得たるものとを、倶解脫とせしなり。

【三】 智蘊は、發智論第九卷、婆沙第百〇九卷。定蘊は、發智論第十八卷、婆沙第百六十八卷にあり。

【四】 **五補特伽羅にて作論する所以。**

【五】 此ゝに於ける補特伽羅論は、補特伽羅そのものを論ぜんが爲めに非ず、諸結を成就する補特伽羅を明かにするにあるを以つて、煩惱を斷盡したる、無結者、無煩惱者たる慧解脫及び倶解脫に關說する必要なしとは以下の所論の要旨なり。

【六】 **隨信行者に就きて** 舊には、堅信人とあり。

【七】 多思は、大正本には、

卷の第五十四（第二編　結蘊）

（結蘊第二中不善納息第一之九　舊三十卷初）

[一]第三十八節　五（又は七）補特伽羅に就きて

【本論】　[二]五補特伽羅有り、謂く、隨信行・隨法行・信勝解・見至・身證――乃至廣說。

問ふ、何が故に、尊者は此の結蘊中、五補特伽羅に依りて論を作し、後、[三]智蘊定蘊中、七補特伽羅――謂く、此の五に於て、慧解脫及び俱解脫を加ふるなり――に依りて、論を作すや。[四]答ふ、是は作論者の意欲爾るが故なり、乃至廣說。復次に、[五]此の結蘊中、有結者に依りて、論を作すが故に、後の二を說かざるも、智・定蘊中にては、智・定を有する者に依りて論を作するが故に、有結・無結者も俱に之を說くべきなり。復次に、此の結蘊中、有煩惱者に依りて論を作すが故に、後の二を說かざるも、智・定蘊中にては、智・定を有する者に依りて論を作すが故に、有煩惱・無煩惱者も俱に之を說くべきなり。復次に、此の結蘊中にては、補特伽羅を以て章を爲し、煩惱を以て門を爲すが故に、後の二を說かざるも、智・定蘊中にては、補特伽羅を以て章を爲し、智・定を以て門を作すが故に、亦、後の二を說く。是の故に、此と彼とは、五補特伽羅に依り、七補特伽羅に依りて、論を作すなり。

[六]云何が隨信行補特伽羅なりや。謂く、一類有り、本來稟性は多信・多愛・[七]多思・多樂・多隨順・多勝解にして、思・量・觀察・簡擇を好まず。彼の稟性の多信等に由るが故に、時有りて、佛或は佛弟子が、彼れの爲めに法要を說き、教授、教誡して、廣くために、[八]無常・苦・空・無我の義を開闡するに遇へば、彼れ是の念を作す、「我がために說かるる所の無常・苦・空・無我の義は、甚だ善哉たり、我をして是くの如き觀行を修せしめんと欲す。我れ應に無倒に精勤修學すべし」と。彼は勤めて無常・苦・空・無我等の觀を修學し、既に淳熟し已りて漸次に、世第一法を引起す。次に復た、[九]苦法智忍を引生

【一】　こゝに、五又は七補特伽羅といへるは、發智本論の關係よりせば、五補特伽羅のみを說けば可なるも、婆沙はその序いでに、七種補特伽羅をも詳說すればなり。

前來より三結乃至九十八隨眠の諸門分別をなせるがその續きとしては、直ちに、その成就不成就門を論ずべき筈なれども、さて何人が、これ等を成就するやに就きては、その成就する補特伽羅の煩惱の未斷已斷の程度によりて異りあるを以て、諸隨眠の成就不成就分別に先立ちて、先づこの補特伽羅につきて詳說せんとせし段なり。

【二】　五補特伽羅は隨信行(śraddhānusārī)・隨法行(dharmānusārī)・信勝解(śraddhādhimuktiḥ)・見至(dṛṣṭiprāptaḥ)・身證(Kāyasākṣī)にして、七補特伽羅の場合は、これに慧解脫(Prajñāvimuktiḥ)・俱解脫(ubhayatobhāgavimuktiḥ)の二を加ふるなり。

この補特伽羅の分類を最も一般的に知らるゝ四向四果に比較して見ると、後者の分類が預流向を除く外は、全々純粹に修惑の離染本位に立ち、稍ゝ理論的に傾けるに對して、本七補特伽羅の分類は、見道・

前に對して、達理の語を作すに、世尊は何が故に之を訶制せざるや。答ふ、佛は、彼の言の復た理に達ふと雖も而も道を障へざることを知るが故に訶制せず。後、法性に入れば、自から當に解了すべければ、今は彼の羞恥することを恐るるが故に之を訶せざるなりと。

有るが說く、欲界の經生の聖者は亦、色・無色界に生ずることを得ること有り」と。問ふ、若し爾らば、增壹經の說を云何に通ずべきや。說くが如し、「五補特伽羅有り、——乃至廣說——」と。答ふ、聖者に二種有り、一に雜亂有り移轉有るものと、二に雜亂無く移轉無きものとなり。雜亂有り移轉有るものとは、應に知るべし帝問經に說くが如きものなることを。雜亂無く移轉無きものとは、應に知るべし增壹經に說くが如きものなることを。斯の理趣に由りて二說は善く通ずと。

評して曰く、「[六三]若し欲界に在る經生の聖者は、定んで復た色・無色界に生ぜず。所以は何ん、若し欲界に在る經生の聖者なれば、必ず三事無し、一には不退、二には不轉根、三には色・無色界に生ぜざることなり。聖道は、久しく彼の相續中に住して極めて堅牢なるが故に、上二界に長時の苦の欲界に同ずるもの有ることを恐るるが故に。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第五十三

[六三] 欲に在る經生の聖者には三事なし——(一)不退、(二)不轉根、(三)上二界に生ぜず。

と。彼の帝問經の第二說を復た云何に通ずべきや。說くが如し、「大德よ、我は如理に行ず。若し敎誨有らば、我は常に奉行して卽ち此の間に於て苦の邊際を作すべし、若し敎誨無ければ、曾て殊妙の色究竟天ありと聞けるをもて我れ後に命終して當に彼に生ずべし」と。

答ふ、若し欲界に在る經生の聖者なれば、復た色・無色界に生ずることを得ず。問ふ、若し爾らば、帝問經の頌を云何に通ずべきや。答ふ、彼の二は梵世に昇ると雖ども、而も死生に非ず、謂く、釋女有り瞿比迦（Gopikā）と名く、三菩芻有りて常に其の舍に入り妙なる音聲を以て彼のために說法す。彼れ法を聞き已りて心に淨信を生じ、女身を厭患して、男子とならんことを願ひ、命終して三十三天に生在して、帝釋の兒となり、端嚴殊妙なり。天ために字を立てて瞿博迦（Gopaka）と稱す。時に三菩芻は自から聲を愛するが故に、命終して健達縛（gandharva）中に生在す。健達縛とは是れ天の樂神にして、晝夜、常に諸天のために樂を作す。時に瞿博迦は見已りて便ち識り告げて言く、我れ昔、汝の法音を聞き、女身を厭患し男子とならんことを願ひ、命終して此の三十三天に生れ、帝釋の兒となり、端嚴殊妙なり。汝等曾て無上の梵行を修せしに、寧んぞ卑賤の健達縛中に生るるやと。時に三樂神、彼の語を聞き已りて、二は極めて羞愧して、欲染を離るることを得、神通力を以つて、梵輔天に昇り、一は猶、此に住す。是の故に彼の二は梵世に昇ると雖ども而も死生に非ず。有るが說く「彼の二に、死生有りと雖も、而も理に違はず。謂く、彼等は昔、人中にて但、曾て順決擇分のみを修得し、命終して健達縛中に生在す。瞿博迦が彼を譏謂するに由るが故に、二は極めて羞愧し、見道に入ることを得、欲界の染を離れ、不還果を證し、命終して梵輔天中に生在するが故に、死生有りとするも亦、理に違はず」と。問ふ、彼の第二說を復た、云何に通ずべきや、說くが如し、「大德よ、我は如理に行じ――廣說すること前の如し」と。答ふ、帝釋は阿毘達磨を解せざるをもて、欲界の經生の聖者は上に生るることを得ざることを知らざるが故に、是の說を作すなり。問ふ。彼は佛

於諸梵中勝　威德最在前

とあり。

厭離して是の念言を作さん、「設し是の事有らば、能く怖れたる鳥の速かに空を飛ぶが如く、我も亦、今時、速かに滅度に趣かん」と。故に彼は能く欲界の衆同分を引く業を造らず。彼れ是の説を作す、「家家に二有、或は三有の業は、異生位に造りて、聖位に於てには非ず。三・四品の結は、或は異生位に或は聖位に斷ず。一間の一有の業は唯、異生位にのみ造り、七・八品の結は、或は異生位に或は聖位に斷ず」と。有るが說く、「聖者も亦、欲界の衆同分を引く業を造る。彼の業所引の衆同分の果は、勢力熾盛にして殊勝微妙なり、淸淨鮮白にして諸の過患無く、諸の災横無く、善品に隨順す」と。彼れ是の說を作す、「家家の二有或は三有の業は異生位に造り、或は聖位に於て造る。三・四品の結は、或は異生位に、或は聖位に斷ず。一間の一有の業は、或は異生位に或は聖位に造り、七・八品の結は、或は異生位に或は聖位に斷ず」と。

[五八]問ふ、若し欲界に在る經生の聖者なれば、復た上二界に生を得るとなすや不や。設し爾らば、何の失ありや。二倶に過有り。若し生を得るとせば、增壹經の說を云何が通ずべきや。說くが如し、「五種の補特伽羅有り、此の間に下種し、此の間に究竟す。一に[五九]極七返有、二に家家、三に一來、四に一間、五に現法般涅槃なり。此の間に下種すとは、欲界に在りて正性離生に入るを謂ひ、此の間に究竟すとは、欲界に在りて諸の漏盡を得するを謂ふ。五補特伽羅有り、此の間に下種し彼の間に究竟す、[六〇]一に中般涅槃、二に生般涅槃、三に有行般涅槃、四に無行般涅槃、五に上流般涅槃なり。此の間に下種すとは、欲界に在りて正性離生に入るを謂ひ、彼の間に究竟すとは、色・無色界に在りて諸の漏盡を得るを謂ふ」と。若し生ぜざれば、[六一]帝問經の頌を云何に通ずべきや、彼の頌に說くが如し。

[六二]三は此に於て法を知り、　二は彼に於て勝進す　既に勝進を得し已りて　倶に梵輔天に昇る。

【五八】 **欲の經生の聖者は上界に生を得るや否や**　經生の聖者とは、具見の聖者にして、多生を經しものをいひ、その中、今茲では特に欲界の經生の聖者が上界に生るるや否やを論究せるなり。

【五九】 極七返有とは、預流者をいひ、現法般涅槃 (dṛṣṭa-dharma-parinirvāyin)とは、上二界に往かずして能く般涅槃するものにして、七種不還中の一種なり。

【六〇】 中般涅槃(antarā-parinirvāyin)とは欲界より沒して色界の中有の間に般涅槃するものをいひ、生般涅槃 (upapadya-p.)とは、色界に生じ已りて間もなく般涅槃するをいひ、有行般涅槃(sābhisaṃskāra-p.)とは、色界に生じ已りて長時加行を設けて般涅槃するをいひ、無行般涅槃(anabhisaṃskāra-p.) とは、特別の加行を設けずして般涅槃するをいひ、上流般涅槃(ūrdhvasrota-p.)とは、上界の二の諸處に生じて般涅槃するをいふ。此等を五種不還と呼ぶ。

【六一】 帝問經とは、長阿含卷第十、釋提桓因問經のこと。

【六二】 舊には **若知於此法　倶生梵世中**

四大王衆天、或は三十三天、或は夜摩天、或は覩史多天、或は樂變化天、或は他化自在天に此の一生を受くるなり。人一間とは、謂く、人中に於て唯、一生を受く、或は贍部洲、或は東勝身洲、或は西牛貨洲に此の一生を受くるなり。

[五四]三縁に由るが故に、家家を建立す、一に業に由るが故に、二に根に由るが故に、三に結に由るが故なり。業に由るが故にとは、先に欲界の二有或は三有の業を造作し增長するを謂ひ、根に由るが故にとは、彼は已に欲界の三品或は四品の結を對治して、無漏の諸根を得するを謂ひ、結に由るが故にとは、彼は已に欲界の三品或は四品の結を斷ずるを謂ふ。此の三縁に於て隨一を具せざれば、家家と名けず。

三縁に由るが故に、一間を建立す、一に業に由るが故に、二に根に由るが故に、三に結に由るが故になり。業に由るが故にとは、先に欲界の一有の業を造作し增長するを謂ひ、根に由るが故にとは、彼は已に欲界の七品或は八品の結を對治して、無漏の諸根を得するを謂ひ、結に由るが故にとは、彼れ已に欲界の七品或は八品の結を斷ずるを謂ふ。此の三縁に於て、隨一を具せざれば、一間と名けず。

第三十七節[五五] 聖者と欲界の引業との關係、並に經生の聖者に就て

[五六]問ふ、聖者は欲界の衆同分を引く業を造ると爲すや不や。有るが說く『造らず、所以は何ん、欲界には諸の過患多く、諸の災横多きを以て、是の故に聖者は欲界の[五七]衆同分を引く業を造らず、但、欲界の衆同分を滿ずる業を造るなり」と。問ふ、若し爾らば契經の所說を云何が通ずべきや。契經に說くが如し、「佛、慈氏の佛事を成ずるを讚する時、會中の有學の未離欲者は聞き已りて發願す、我をして彼の勝妙の事を見已りて乃ち般涅槃せしめんことを」と。答ふ、彼は資縁に豐にして、未だ重苦に觸れざるをもて、暫らく此の願を發すなり。若し重苦に觸るれば、卽便ち一切の有の生を

【五四】　家家及び一間設定の三條件—(一)業に由る、(二)根に由る、(三)結に由る。此の中、異生位に三・四品を斷ぜる者が初果に住し未だ勝果道を起さざれば、第三縁あるも此の第二縁を缺くが故に、そは家家に非ず。之を簡擇せんがために特に根に由るの一條を加へたるなり。

【五五】　こは前節の終に於て家家等の欲界來生の事に觸れたるを以つて、その來生の原因たる引業と聖者との關係を茲に論究し、次いで經生の聖者の上二界に再生せずして、般涅槃することを明にせる段なり。

【五六】　聖者は欲の引業を造るや否や—(一)異生位に造り聖位に造らず、(二)二位倶に造るとの二說あり。

【五七】　衆同分を引く業とは、此の世に生を引起せしめる作用ある主なる業をいひ、衆同分を滿ずる業とは、生れしものの個々の性能形態等を具備せしむる作用ある業にして、いはば副次的業なり。

果證せば、決定して欲界に生ずるの義有ること無きは、自地所有の引衆同分の定んで熟すべき業に與果の義無くして、極めて障礙をなせばなり。第九品の結は性羸弱なりと雖も、而も能く彼を助けて不還果を障ゆるが故に、八を斷じて一間と名くる者有るなり。此に由るが故に、[五〇]有情の三位の定んで熟すべき業は極めて障礙を作すと説くなり『一は頂より將に忍に入らんとする位、二は將に不還果を證せんとする位、三は將に阿羅漢を得せんとする位なり。謂く、[五一]頂位より將に忍に入らんとする時、惡趣の所有の引衆同分の定んで熟すべき業は、極めて障礙を作す、義に言く、「汝、若し忍位に入ることを得て、決定して三惡趣の生を受けざれば、我は誰の身に於て當に異熟を受くべけんや」と。此に由りて、彼に於て極めて障礙を作すなり。聖者の將に欲界の染を離れんとする時、欲界所有の引衆同分の定んで熟すべき業は、極めて障礙を作す。義に言く、「汝、若し不還果を證して決定して復た欲界の生を受けざれば、我は誰の身に於て當に異熟を受くべけんや」と。此に由りて彼に於て極めて障礙を作すなり。聖者の將に有頂の染を離れんとする時、色・無色の二界所有の引衆同分の定んで熟すべき業は、極めて障礙を作す。義に言く、「汝若し阿羅漢と成りて決定して復た後有の生を受けざれば、我は誰の身に於て當に異熟を受くべけんや」と。此に由りて彼に於て極めて障礙を作すなり。故に、五を斷じて、名けて家家となすもの無く、第八を斷じて一間と名くるもの有るなり。

[五二]家家に二有り。謂く、天家家及び人家家なり。天家家とは、謂く、天上に於て、或は二生を受け、或は三生を受く。或は一天處、或は二天處、或は三天處に二三生を受け、或は一天家或は二天家、或は三天家に二三生を受くるなり。人家家とは、謂く、人中に於て、或は二生を受け、或は三生を受く。或は[五三]一洲處、或は二洲處、或は三洲處に二三生を受け、或は一人家、或は二人家、或は三人家に二三生を受く。

一間に二有り。謂く、天一間及び人一間なり。天一間とは、謂く、天上に於て唯、一生を受く、或は

【五〇】 **三時（位）の業障に就て**

【五一】 頂法に五失二德あり。五失とは、（一）退捨、（二）造無間業、（三）墮惡趣、（四）命終捨、（五）異生位、にして、二德とは、（一）不久而入涅槃、（二）畢竟不斷善根なり。忍法に二失五德あり、二失とは、（一）命終捨、（二）異生位にして、五德とは、（一）不久而入涅槃、（二）畢竟不斷善根、（三）無退捨、（四）不造無間業、（五）不墮惡趣なり。而して此の不墮惡趣が頂より進んで忍に入るときの極障となるなり。（倶舍二十三）

【五二】 **家家及び一間の種類に就て。**

【五三】 一洲處云云とは、南贍部洲・西牛貨洲・東勝身洲中の一或は二、或は三にして北倶盧洲を除くは、既に忍位に不生法を得せばなり。

〔四八〕第三十六節　特に家家一間等の聖者に就て

〔四九〕此の中、家家は是れ預流の差別にして、一間は是れ一來の差別なり。家家に二種有り、謂く、生二家と、生三家との別あるが故に。生二家とは、欲界の前四品の結を斷じ、餘に欲界の二有の種子を有するものを謂ひ、生三家とは、欲界の前三品の結を斷じ、餘に欲界の三有の種子を有るものを謂ふ。

問ふ、何が故に、五品の結を斷じて、家家と名くること有ること無きや。答ふ、若し第五を斷ずれば必ず、第六を斷じて一來と成るが故なり。第六品の結の性は羸劣なるが故に、獨り一來果を證することを障ふること能はざること、一縷絲の象を制すること能はざるが如し。

一間とは、欲界の前七品或は八品の結を斷じ、餘に欲界の一有の種子を有するものを謂ふ。問ふ、彼には猶、二品の結在ること有るに、何が故に、彼を說きて、一間となすや。答ふ、一品の煩惱在るを以ての故に名けて一間となすには非ずして、但、彼に一有の種子有るを以つて一間と名くるが故なり。有餘師の說く、「八品を斷じて一間と名くる者なし、所以は何ん、若し第八を斷ずれば、必ず第九を斷じて、不還と成るが故に。第九品の結の性は羸劣なるが故に、獨り、不還果を證することを障ふること能はざること、一縷絲の象を制すること能はざるが如く、五を斷ずるものを名けて家家となすこと無きが如し」と。如實義者は、八品を斷ずるものを名けて一間と爲すこと有るも、五品を斷じて家家と名くるもの無し。所以は何ん、五品を斷じ已り、若し第六を斷ずれば一來果を證するも、猶、欲界に生ずる自地所有の引衆同分の定んで熟すべき業に與果の義あるに對して、極めて障とならざればなり。第六品の結の性は羸劣なるが故に、獨り一來果を證することを障ゆることを能はざるが故に、五を斷じて家家と名くるもの無し。八品を斷じ已り若し第九を斷じて不還を

〔四八〕本節は前節に於て家家一間等の聖者の五蘊の繫離繫に就きて論及せしも、未だ此等の聖者に關して特に說明せざりしを以つて今、茲に之を明にせんとしたるなり。

〔四九〕以下特に家家と一間との意義に就て。

壞にして決定せるが故に說く。復次に、諸の預流者は、[四五]若し欲界の一二品の結を斷ずれば、死生の義無きが故に、之を說かず。五品を斷ずるが如し。謂く、瑜伽師は、初果を得し已れば欲界の修所斷の結を斷ぜんがために大加行を起し、必ず未だ[四六]一大品の結を斷ぜずんば、死生有ること無きが故なること、五品を斷ずるが如し、必ず未だ第六品の結を斷ぜずして死生の義有ること無し。家家等の三に死生有るが、故に此の中に偏に說くなり。

[四七]問ふ、色・無色界の八地の受等にも、亦已斷にして離繫に非ざるの義有り、及び、猶、繫にして未斷に非ざるの義有り、一品を斷ずるも八品は猶、繫し、乃至、八品を斷ずるも第九品は猶、繫するが如し。此の中、何が故に、但、欲界のみを說きて、色界、無色界を說かざるや。答ふ、說くべくして說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。復次に、此の中は且らく、初めて加行に入るものを顯す。已に欲界を說けば、即ち亦、彼を說くなり。復次に、欲界の修所斷の結を漸斷して多種の補特伽羅を建立す。謂く、三・四を斷ずるを說きて家家と名け、若し第六を斷ずれば、說きて一來と名け、若し七・八を斷ずれば說きて一間と名く。上界の修所斷の結を漸斷するも、是くの如き義無きをもて、是の故に說かざるなり。

問ふ、欲界の修所斷の下品の結を分斷する一間の如きものにも亦、已斷にして離繫に非ざるの義有り、及び猶、繫にして未斷に非ざるの義有るに、此の中、何が故に、但、欲界の修所斷の結の上と中との品を斷ずるもののみを說くや。又、彼と相應する受・想・行・識にも亦、上と中との品の結に繫せらるの義有り、上上を斷ずるも八品に猶、斷ぜらるるが如く、若しくは上中を斷ずるも七品に猶、繫せられ、若しくは三、四を斷ずるも六、五に猶、繫せらる。何が故に但、下品の結に繫せらるるもののみを說くや。答ふ、彼を說くべくして、而も說かざるは、應に知るべし、此は是れ有餘の略說にして、智者の思力をして增さしめんと欲するが故なり。

【四五】預流者は一品或は二品を斷じて、それに止まりて死すること無く必ず第三品を斷ずる迄は死せず、恰も五品を斷じたるものが必ず此の生に於て第六品を斷じて一來果となりその間に生死あること無きが如しとなり。

【四六】一大品とは、惑を上・中・下の三大品に分ちたる一にして、今はその上品を指す、之に上上・上中・上下の小の三品あり、此の小の三品を斷ずれば家家と名く。

【四七】上界の斷と離繫との關係を省略せし所以。

の染を離るるものは三界の見所斷及び八地の修所斷の受・想・行・識を已に斷じ離繫し、已に識無邊處の染を離るるも未だ無所有處の染を離れざるものは、三界の見所斷及び七地の修所斷の受・想・行・識を已に斷じ離繫し、乃至、未だ初靜慮の染を離れざるものは三界の見所斷、及び一地の修所斷の受・想・行・識を已に斷じ離繫す。預流と一來とは三界の見所斷の受・想・行・識を已に斷じ離繫せり。

【本論】[四三]有る受・想・行・識は已斷なるも離繫に非ず。謂く、家家、或は一來、或は一間は欲界の修所斷の上と中との品の結を已に斷じ遍知するも、彼と相應する受・想・行・識は下品の結に繫せらる。

此の中、家家は已に欲界の前三品或は四品の結を斷じ、亦已に彼と相應する受・想・行・識を斷ずるも、彼と相應する受・想・行・識は猶、欲界の後の六品或は五品の結のために所緣繫となり。一來は已に欲界の前六品の結を斷じ、亦已に彼と相應する受・想・行・識を斷ずるも、彼と相應する受・想・行・識は猶、欲界の後三品の結のために所緣繫となり、一間は已に欲界の前七品或は八品の結を斷じ、亦已に彼と相應する受・想・行・識を斷ずるも、彼と相應する受・想・行・識は猶、欲界の後の二品或は一品の結のために所緣繫となる。是を已斷にして離繫に非ずと謂ふ。

[四四]問ふ、諸の預流者は、若し欲界の上上品の結を斷じ亦、卽ち彼と相應する受等を斷ずれば、彼と相應する受等は猶、八品の結のために所緣繫となり、若し欲界の上中品の結を斷じ亦、卽ち彼と相應する受等を斷ずれば、彼と相應する受等は猶、七品の結のために所緣繫となるに、此の中、何が故に預流を說かずして、但、家家、一來、一間のみを說きて、繫にして未斷に非ざるもの及び斷にして離繫に非ざるものとなすや。答ふ、說くべくして而も說かざるは、當に知るべし此の義有餘なりと。復次に、諸の預流者は、壞相不定なるをもて、是の故に說かざるなり。謂く、具縛者には是くの如き義無きも、不具縛者には是くの如き義有り。家家等の三には皆、此の義有りて、其の相、不

【四三】家々・一來・一間の斷と離繫との關係。

【四四】**特に預流の一・二品斷位と斷離繫につきて。**

も、彼と相應する受・想・行・識は猶、欲界の後三品の結のために、所緣繫となる。一間（ekavicika）は已に欲界の前七品或は八品の結を斷じ、亦、已に彼と相應する受・想・行・識を斷ずるも、彼と相應する受・想・行・識は猶、欲界の後の二品或は一品の結のために、所緣繫となる。是を繫にして未斷に非ざるものと謂ふ。

【本論】[四一] 具見の世尊の弟子の諸色にして、已斷なるものは、彼の色は離繫なりや。答ふ、是くの如し。設し色にして離繫なれば、彼の色は已斷なりや。答ふ、是くの如し。

前已に、諸の色にして、若し時に斷と名けば、即時に離繫にして、若し時に離繫なれば即時に斷と名け。先に斷じて後に離繫するも、先に離繫して後に斷ずる是の事無きが故にと説けり。一切の色は最後の無間道の所斷なるを以ての故に。爾の時、即ち離繫を得すと名くるが故に。謂く、不還のものにして已に色染を離るるものは五地の諸色を已に斷じ離繫し、已に第三靜慮の染を離るるも未だ第四靜慮の染を離れざるものは、四地の諸色を已に斷じて離繫し、已に第二靜慮の染を離るるも未だ第三靜慮の染を離れざるものは三地の諸色を已に斷じ離繫し、已に初靜慮の染を離るるも未だ第二靜慮の染を離れざるものは二地の諸色を已に斷じ離繫し、未だ初靜慮の染を離れざるものは一地の諸色を已に斷じ離繫す。

【本論】[四二] 具見の世尊の弟子の諸の受・想・行・識にして已斷なるものは、彼の受・想・行・識は離繫なりや。答ふ、諸の受・想・行・識にして離繫なるものは、彼の受・想・行・識は已斷なり。

謂く、阿羅漢の三界の見修所斷の受・想・行・識は已斷にして離繫なり。不還にして已に無所有處

【四一】 以下色の已斷と離繫との關係に就て。

【四二】 以下受・想・行・識の已斷と離繫との關係に就て。

は、最後の無間道の所斷なるを以ての故に。爾の時、卽ち、離繫を得すと名くるが故に。[三七]預流と一來とは、五地の諸色を未だ斷ぜずして繫せられ。[三八]不還にして未だ初靜慮の染を離れざるものは、四地の諸色を未だ斷ぜずして繫せられ、已に初靜慮の染を離るるも、未だ第二靜慮の染を離れざるものは、三地の諸色を未だ斷ぜずして繫せられ、已に第二靜慮の染を離るるも、未だ第三靜慮の染を離れざるものは二地の諸色を未だ斷ぜずして繫せられ、已に第三靜慮の染を離るるも未だ第四靜慮の染を離れざるものは、一地の諸色を未だ斷ぜずして繫せらる。

【本論】[三九]具見の世尊の弟子は、諸の受・想・行・識を未だ斷ぜずんば、彼の受・想・行・識は繫するや。答ふ、是くの如し。

謂く、預流と一來とは、三界の[四〇]修所斷の受・想・行・識の未だ斷ぜざるもの有りて繫せられ。不還にして、未だ初靜慮の染を離れざるものは、八地の修所斷の受・想・行・識の、未斷なるもの有りて繫せられ、已に初靜慮の染を離るるも未だ第二靜慮の染を離れざるものは、七地の修所斷の受・想・行・識の未斷なるもの有りて繫せられ、乃至、已に無所有處の染を離るるものは、一地の修所斷の受・想・行・識の未斷なるもの有りて繫せらる。

【本論】有る受・想・行・識は、繫にして、彼の受・想・行・識は未斷に非ざるものあり。謂く、家家、或は一來、或は一間の欲界の修所斷の上中品の結は已に斷じ遍知するも、彼と相應する受・想・行・識は下品の結に繫せらる。

此の中、家家（kulaṃkula）は、已に欲界の前三品或は四品の結を斷じ、亦、已に彼と相應する受・想・行・識を斷ずるも、彼と相應する受・想・行・識は猶、欲界の後の六品或は五品の結のために、所緣繫となる。一來は已に欲界の前六品の結を斷じ、亦、已に彼と相應する受・想・行・識を斷ずる

【三七】預流は欲染の一品乃至前五品を未だ斷ぜず、一來は欲の七品乃至九品を未だ斷ぜざるを以て欲界の色を未だ斷ぜず、此に色界の四地を加へて五地となし此の五地の色の未斷なるに繫せらるるとなり。

【三八】不還は欲界九品を斷ぜるが故に欲の色に繫せらるることなし。故に初禪の染を離れざるものは、唯、色界の四地の色に繫せらる、他は推して知るべし。

【三九】以下受・想・行・識の未斷と繫との關係に就て。

【四〇】前には色（五根五境）は修所斷なるを以つて別に修所斷といはざるも、今、四蘊中には見・修・非所斷の三に通ずるものあるを以って特に修所斷といへるなり。これ、見所斷は既に斷盡し、非所斷と共に問題とならざるを以ってなり。而して修所斷の四蘊とは、八十八の見惑と彼の俱有の法と隨行を併せたる得（見所斷）とを除く有漏法をいふ。

次に、若し三寶に於て證淨を得するものなれば、世尊の弟子と名くるも、異生は爾らざるが故に、世尊の弟子と名けず。復次に、若し佛法に於て心、移動せざること門閫の如きものなれば、世尊の弟子と名くるも、異生は佛法に於て其の心輕動すること柳絮疊花の如きが故に、世尊の弟子と名けず。復次に、若し正法を聞き已りて、邪聞のために壞せられざるものなれば、世尊の弟子と名くるも、異生は正法を聞き已りて、或は邪聞のために壞せらるるが故に、世尊の弟子と名けず。

問ふ、此の中、何等を說きて、具見の世尊の弟子と名くるや。答ふ、此の中、預流・一來・不還・阿羅漢を說きて、具見の世尊の弟子と名く。

【本論】[三五]諸の色の、未斷なるものは、彼の色は繫するや、——乃至廣說。

此の中、[三六]諸の色を、若し時に斷と名けば、即時に離繫にして、若し時に離繫なれば、即時に斷と名く。先に斷じて後に離繫するも、先に離繫して後に斷ずる是の事無きが故なり。染汚の心心所法は、或は先に斷じ、後に離繫し、或は斷ずる時即ち離繫す。彼に九品有り、謂く、上上乃至下下なり。前八品は先に斷じて後に離繫し、下下品は斷ずる時、即ち離繫す、謂く、上上品斷じ已るも猶、後の八品のために、所緣繫となり、乃至、前八品斷じ已るも猶、下下品のために所緣繫となる。同地の九品は展轉して相ひ緣じ繫事をなすが故に。若し第九品斷ずる時は、九品皆、離繫を得す。前八品に於て、所緣繫盡き、彼の相應繫は先に已に盡きたるが故に、離繫を得すと名け、第九品に於て二繫俱に盡くるが故に、離繫を得す。是を此處に略毘婆沙と謂ふ。

【本論】具見の世尊の弟子は、諸の色を未だ斷ぜずんば、彼の色は繫するや、答ふ、是くの如し。設し色に繫せらるれば、彼の色は未斷なりや、答ふ、是くの如し。

前已に、諸の色を、若し時に斷ずと名くれば、即時に離繫し、若し時に離繫せば、即時に斷と名く、先に斷じて後に離繫するも、先に離繫して後に斷ずる是の事無きが故に と說けり。一切の色

【三五】以下色の未斷と繫との關係に就て。

【三六】色の斷ずるは必ず第九無間道のときなれば、斷即離繫、離繫即斷なり。之に反して、染汚の心心所は前八品を斷ずるも尙第九品のために所緣繫となるが故に、未だ離繫に非ず、故に斷即離繫とは云はれざるなり。

法の正理を顯示し、學者を開悟せしめんがための故に、斯の論を作す。

〔三二〕問ふ、何の事を簡ばんがために、〔三三〕具見の言を說き、世尊の弟子といふは復た、何の事を簡ぶや。答ふ、具見の言を說くは、隨信隨法行者を簡ばんためにして、世尊の弟子とは、異生を簡ばんがためなり。

問ふ、何が故に、隨信隨法行者を具見と名けざるや。答ふ、若し相續中、已に四諦を具見し已に〔三四〕四邪見を斷ずるものなれば、具見と名くることを得るも、隨信隨法行者は未だ已に四諦を具見せず、當に具見すべきが故に、未だ已に四邪見を斷ぜず、當に已に斷ずべきが故に、具見と名けず。復次に、若し相續中、已に四種の無知愚闇を斷じ、已に四種の無漏智を起せるものなれば、具見と名くることを得るも、隨信隨法行者は、未だ已に四種の無知愚闇を斷ぜず、當に已に斷ずべきが故に、未だ已に四種の無漏智を起さず、當に已に起すべきが故に、具見と名けず。復次に、若し相續中、已に四種の猶豫の疑網を破り、已に四種の決定聖智を起せる者なれば、具見と名け得るも、隨信隨法行者は未だ已に四種の猶豫の疑網を破らず、當に已に破るべきが故に、未だ已に四種の決定聖智を起さず、當に已に起すべきが故に、具見と名けず。復次に、若し相續中、霜雹及び餘の災害の如き、煩惱、惡行、顚倒の見の無きものなれば具見と名け得るも、隨信隨法行者には、猶、此の事有るをもて具見と名けず。諸の稼穡に災害有るものなれば、名けて具となさざるが如く、此も亦、是くの如し。復次に、若し已に四諦洲を降伏せるものなれば、具見と名くることを得るも、隨信隨法行者は未だ已に四諦洲を降伏せざるが故に、具見と名けざるなり。

問ふ、何が故に、異生を世尊の弟子と名けざるや。答ふ、若し佛の、三寶と四諦とを說くを聞き、決定して信受するものなれば、世尊の弟子と名くるも、異生は三寶と四諦とを說くを聞きて或は信じ或は信ぜざるが故に、世尊の弟子と名けず。復次に、若し唯、佛に事へて餘天に事へざるものなれば、世尊の弟子と名くるも、異生は佛に事へ或は餘天に事ふるが故に、世尊の弟子と名けず。復

〔三一〕能緣の煩惱斷ずるが故に所緣の色も斷ずといふ理なり。

〔三二〕**以下具見の世尊の弟子に就て。**

〔三三〕具見とは舊に見諦具足とあり、四諦に對する迷妄を斷盡せるものをいふ。

〔三四〕四邪見とは、四諦を撥無する四種の邪見なり。四種の無知・四種の猶豫も同じく四諦に關する無知及び猶豫をいふ。

くして相ひ違背せずと。復次に、或は非句と是句とに別有ること後の補特伽羅品中、是句に四、三、二、有り、非句に五、六、四有るが如し。今は則ち爾らざるが故に非句を立つるなり。

第三十五節　具見聖者の五蘊の斷と離繫とに就て[26]

【本論】　具見の世尊の弟子――乃至廣說。

[27]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、己が義を顯さんがための故なり。謂く、有るが執す、「色の九品を漸次に分分にして斷ず」と。外國師の如し、彼は是の說を作す、「諸の染汚の心心所法の九品を漸斷するが如く、色も亦、應に爾るべし」と。彼の意を遮せんがために、諸の染汚の心心所法の九品は漸斷するも、[28]色と有漏善と無覆無記との心心所法とは、要ず[29]第九無間道力に由りて一時に頓斷することを顯はす。

問ふ、何が故に、染汚の心心所法の九品を漸斷するに、色と有漏善と無覆無記との心心所法は、要ず第九無間道力に由りて、一時に斷ずるや。答ふ、明と無明と相違するが故なり。謂く、下下の明起りて、上上の無明を斷じ乃至、上上の明起りて下下の無明を斷ず。色・有漏善・無覆無記法と、明・無明とは倶に相違せずして、然も明と無明との與に依と安足處となる。燈と闇とは更互に相違するも、器及び油炷は、二に於て違はずして、然も依及び安足處となるが如し。復次に、染の心心所は是れ[30]自性斷にして、道と相違するをもて、何の品の道の現在前する時に隨ひて便ち、彼の品を斷じ、成就を失して不成就を得せしむるも、色と有漏善と無覆無記とは、自性斷にも非ず、正しく道にも違はず。諸染汚の色は加行道の時、已に成就を失するも、諸の有漏善と無覆無記とは多分に斷じ已るも猶、成就する有り、[31]地に隨ふ第九無間道の時正に染汚の心心所法を斷じ、色等の上の所緣縛をして盡きしむるが故に亦、說きて色等の法をも斷ずと名く。燈明起りて正に能く闇を破り、兼ねて能く器を熱し、炷を燒き、油を盡すが如し。復次に、他を止め、己が宗義を顯さんが爲にのみ勿ず、但し諸

【二六】本節は具見の聖弟子の色及び受・想・行・識の斷と離繫との關係を明にせる段なり。蓋し、斷とは煩惱の得（相應繫）を離るるに因るものにして、或る法が直接自身を縛する煩惱より脫する義なり、離繫とは能緣の煩惱（所線繫）をも斷ずるに因るものにして直接は勿論のこと間接に之を縛せる繫縛をも離るるなり。故に斷は狹く離は廣し。今・色は第九無間道のとき斷ずるをもつて斷卽離繫なるも、受等は然らざるが故に離繫卽斷なるも、必ずしも斷卽離繫ならず。以下之等の關係を詳說す。

【二七】論究の理由に就て。

【二八】色とは五根・五境にして、此は有漏なり、（色の中に無表色あるも今は之を除外す。）有漏善と無覆無記との心心所法は他の對象を直接繫縛する力なきも、他の煩惱のために所緣縛となる、然るに所緣縛の斷ずるは必ず第九無間道力に由るものなれば、茲に色と有漏善と無覆無記の心心所法は必ず第九無間道力によりて頓斷すといふなり。

【二九】第九無間道とは第九品の惑を斷ずる智をいふ。

【三〇】自性斷とはその當體を斷ずるをいひ、煩惱はその當體を斷ずるなり。

謂く、前の色界の初句を此の第二句と作し、前の第二句を此の初句と作し、前の第三句を此の第四句と作し、前の第四句を此の第三句となす。

【本論】[二四]諸の結の無色界に墮するに非らざるものにして、彼の結の無色界に在るに非らざるものありや。答ふ、是くの如し。

無色界に現在前する結は決定して欲・色界に墮するに非ざるを以ての故に。

【本論】有る結の、無色界に在るに非らざるものにして、彼の結の無色界に墮せざるに非らざるものあり。謂く、欲・色界に住して無色界の結を現在前するものなり。

謂く、下二界に住し死せず生ぜずして、無色界の結を現在前するものなり。彼は異生及び聖者に通ず。若し異生なれば、無色界の三十一隨眠の隨一を現在前す、謂く、愛と見と疑と慢との上靜慮のものなり。若し聖者なれば、無色界の修所斷の三隨眠の隨一を現在前す、愛と慢との上靜慮なるものなり。彼は定の後に煩惱を現在前し、煩惱の後に定を現在前す。是を有る結の無色界に在るに非ざるものにして、彼の結の無色界に墮せざるに非ざるものと謂ふ。無色界に在るに非ずとは、欲・色界に在りて現在前するが故なり。此に三在有り、自體在を除く、自界に在りて現在前せざるが故に。無色界に墮せざるに非ずとは、是れ界墮にして餘墮に非ず。此の結は無色界に墮するが故に。

[二五]問ふ、何が故に、此に於て非句を立つるや。答ふ、是れ作論者の意欲爾るが故なり。謂く、本論師は欲するに隨ひて論を造るも法相に違はざるが故に、責むべからず。復次に、言論に自在を得たることを顯さんと欲するが故なり。謂く、言論に於て自在を得たるものは、能く非句を立つるも、若し言論に於て自在ならざるものは、尚、是句に依てすら論を作すこと能はず、況んや非句を立つることをや。復次に、弟子をして覺意を生ぜしめんと欲するが故なり。謂く、非句に依りて論を作せば、則ち諸の弟子は能く覺意を生ず。謂く、諸法の性は、此れも亦、爾るべく、彼れも亦爾るべ

【二四】以下無色界所屬に非ざる結の所在に關する論究。

【二五】特に非句を設定する所以に就て。

應に知るべし。

【本論】[一九]諸の結にして、無色界に墮するものは、彼の結は無色界に在りや。答ふ、諸の結にして、無色界に在るものは、彼の結は無色界に墮す。

[二〇]無色界に現在前するものは、定んで欲色二界の結に非ざるを以ての故に。

【本論】有る結にして、無色界に墮するも、彼の結は無色界に在るに非らざるものあり、謂く、欲色界に、住して無色界の結を現在前するものなり。

謂く、下二界に住し死せず生ぜずして、無色界の結を現在前するものなり。彼は異生及び聖者に通ず。若し異生なれば、無色界の三十一隨眠の隨一を現前す、謂く、愛と見と疑と慢との上靜慮のものなり。若し聖者なれば、無色界の修所斷の三隨眠の隨一を現前す、謂く、愛と慢との上靜慮のものなり。彼は定の後に煩惱を現在前し、煩惱の後に、定を現在前す。是を有る結にして無色界に墮するも、彼の結は無色界に在るに非ずと謂ふ。無色界に墮すとは、是れ界墮にして餘墮に非ず。無色界に在るに非ずとは、欲・色界に在りて現在前するが故なり。此に三在有り、自體在を除く。自界に在りて現在前せざるが故に。

【本論】[二一]諸の結の欲界に墮するに非ざるものにして、彼の結は欲界に在るに非らざるものありや。答ふ、[二二]四句を作すべきこと、上に翻じて知るべし。

謂く、前の欲界の初句を此の第二句と作し、前の第二句を此の初句と作し、前の第三句を此の第四句と作し、前の第四句を此の第三句と作す。

【本論】[二三]諸の結の色界に墮するに非らざるものにして、彼の結の色界に在るに非らざるものありや。答ふ、四句を作すべきこと上に翻じて知るべし。

【一九】以下無色の所屬の結の所在に關する論究。

【二〇】下界に於ては上界の結を現在前することあるも上界に於ては下界の結を現在前せざればなり。之れ上地に在りては下地を望まざればなり。

【二一】以下欲界所屬に非ざる結の所在に關する四句分別。

【二二】四句とは、第一句、有る結の欲界に墮するに非ずして彼の結は欲界に在るに非ざるに非ざるものあり。第二句、有る結の欲界に在るに非ずして、彼の結は欲界に墮するに非ざるに非ざるものあり。第三句、有る結の欲界に墮するにも非ず亦、欲界に在るにも非ざるものあり。第四句、有る結の欲界に墮するに非ざるに非らず亦、欲界に在るに非ざるに非ざるものあり。

【二三】以下色界所屬に非ざる結の所在に關する四句分別。

沒して無色界に生ずるものと、無色界より沒して無色界に生ずるものと、無色界より沒して欲界に生ずるものと、及び欲界に住して欲界と無色界との結を現在前するものと、無色界に住して、無色界の結を現在前するものとなり。

然も欲界の四句と相ひ飜ず、謂く、前の初句を此の第二句と作し、前の第二句を此の初句と作し、前の第三句を此の第四句と作し、前の第四句を此の第三句と作す。麁には前に飜ずと雖も、細には異り有るが故に、復た廣く說くべし。謂く、前の初句に二種有り、一には色界より沒して欲界の中有を起すものと、二には魔の梵世に住して如來を訶拒するものとなり。今の第二句には三種有り、即ち前の二及び色界に住して無色界の結を現在前するものなり。前の第二句に三種有り、一には欲界より沒して色界の中有を起すものと、二には欲界に住して色界の結を現在前するものと、三には欲界に住して無色界の結を現在前するものとなり。今の初句には但、前の二のみ有り。前の第三句に二種有り、一には欲界より沒して欲界の中有と生有とを起すものと、二には欲界に住して欲界の結を現在前するものとなり。今の第四句に七種有り。謂く、即ち前の二と及び別に五有るとなり。一には欲界より沒して無色界に生ずるものと、二には無色界より沒して無色界に生ずるものと、三には無色界より沒して欲界に生ずるものと、四には欲界に住して無色界の結を現在前するものと、五には無色界に住して無色界の結を現在前するものとなり。前の第四句に七種有り、一に色界より沒して色界の中有と生有とを起すものと、二に色界より沒して無色界に生ずるものと、三に無色界より沒して無色界に生ずるものと、四に無色界より沒して色界に生ずるものと、五に色界に住して色界の結を現在前するものと、六に色界に住して無色界の結を現在前するものと、七に無色界に住して無色界の結を現在前するものとなり。今の第三句には但、二種のみ有り。謂く、前の第一及び前の第五なり。既に此の異り有るが故に、復た廣く說くなり。墮と在との多少は前に准じて

欲界に墮するに非ずとは、色・無色界に墮するが故なり、是れ界墮にして餘墮に非ず。欲界に在るに非ずとは、色・無色界に在りて現在前するが故なり。[一二]四在を具し容(うべ)きは亦、自界に在りて現在前するが故なり。

【本論】[一三]諸の結にして、色界に墮するものは、彼の結は色界に在りや。答ふ、應に四句を作すべし。

本文に廣く說けるが如し。

【本論】[一四] [一五](一)、有る結にして色界に墮するも、彼の結は色界に在るに非らざるものあり。謂く、纏のために纏せられて、欲界より沒して色界の中有を起すものと、及び欲界に住して色界の結を現在前するものなり。

(二)、[一六]有る結にして、色界に在るも彼の結は色界に墮するに非ざるものあり。謂く、纏のために纏せられて、色界より沒して欲界の中有を起すものと、及び惡魔の梵世に住して纏のために纏せらるが故に、如來を訶拒すると、及び、色界に住して無色界の結を現在前するものとなり。

(三)、[一七]有る結にして色界に墮し、彼の結は亦、色界に在るものあり。謂く、纏のために纏せられて、色界より沒して色界の中有と生有とを起すものと、及び色界に住して色界の結を現在前するものとなり。

(四)、[一八]有る結にして色界に墮するに非ず亦、色界に在るに非ざるものあり。謂く、纏のために纏せられて欲界より沒して欲界の中有と生有を起すものと、欲界より

【一二】四在を具し容べきとは茲では色界より沒して色界に生じ或は色界に住して、色界の結を現前するが如き場合をいひ、色界より沒して無色に生ずるが如き場合は三在なり。

【一三】以下色界所屬の結の所在に關する四句分別―四句は前の欲界の場合に徵して知るべし。

【一四】婆沙論には此の本文を略せるを以つて、今發智論によりて補充せり。

【一五】第一單句。

【一六】第二單句。

【一七】第三俱句。

【一八】第四非句。

彼も亦、異生及び聖者に通ず。[一〇]死有より生有に至る時、若し異生なれば、無色界の三十一隨眠の隨一を現前し、生をして相續せしめ、若し聖者なれば、無色界の修所斷の三隨眠の隨一を現前し、生をして相續せしむ。

【本論】無色界より沒して無色界に生ずるものと、

彼は亦、異生と聖者とに通ず。若し異生なれば、上に生じ亦、下に生じて、一一の處に多生有るも、若し聖者なれば、上に生じて下に生ぜず、一一の處に唯、一生のみなり。死有より生有に至る時、若し異生なれば、無色界の三十一隨眠の隨一を現前し、生をして相續せしめ、若し聖者なれば、無色界の修所斷の三隨眠の隨一を現前し、生をして相續せしむ。

【本論】無色界より沒して色界に生ずるものと、

彼は唯、異生なり。[一一]死有より中有に至る時、色界の三十一隨眠の隨一を現前し、生をして相續せしむ。

【本論】及び色界に住して色・無色界の結を現在前するものと、

謂く、色界に住し、死せず生ぜずして色・無色界の結を現在前するものなり。彼は異生及び聖者に通ず。若し異生なれば色・無色界の六十二隨眠の隨一を現前す、謂く、愛と見と疑と慢との上靜慮のものなり。若し聖者なれば色・無色界の修所斷の六隨眠の隨一を現前す、謂く、愛と慢との上靜慮のものなり。彼は定の後に煩惱を現在前し、煩惱の後に定を現在前す。

【本論】無色界に住して、無色界の結を現在前するものとなり。

謂く、無色界に住して死せず生ぜずして、無色界の結を現在前するものなり。彼は異生及び聖者に通ず。若し異生なれば、無色界の三十一隨眠の隨一を現前す。若し聖者なれば、無色界の修所斷の三隨眠の隨一を現前す。是を有る結にして欲界に墮するに非ず、亦、欲界に在るに非ずと謂ふ。

【一〇】死有より生有に至るとは、無色には色無く、從つて形なく、又中有を能起すべき結を凡べて斷盡し已りて初めて彼の界に生ずるものなれば無色界には中有無し、故に死有よりすぐ生有に到るなり。

【一一】無色界より沒して欲色界に生ずるときの中有の所在は無色界に非ずして當生の處なり。(婆沙六十八卷、頁三五四、c參照)

く、纏のために纏せられて欲界より沒して欲界の中有と生有とを起すものと。

欲界より沒して欲界に生ずるものとは、異生及び聖者に通ず。異生は五趣に於て生ずること無礙にして、[七]聖者は二趣に於て生ずること無礙なり。謂く、人と天となり。死有より中有に至る時、若し異生なれば、欲界の三十六隨眠の隨一を現前して生をして相續せしめ、若し聖者なれば、欲界の修所斷の四隨眠の隨一を現前して生を相續せしむ。中有より生有に至るも亦、爾り。

【本論】 及び欲界に住して、欲界の結を現在前するものなり。

謂く、欲界に住し、死せず生ぜずして欲界の結を現在前するものなり。彼は異生及び聖者に通ず。若し異生なれば欲界の三十六隨眠の隨一を現前し、若し聖者なれば、欲界の修所斷の四隨眠の隨一を現前す。是を有る結にして欲界に墮し彼の結は亦、欲界に在りと謂ふ。欲界に墮すとは是れ界墮にして餘墮に非ず。亦欲界に在りとは四在を具す、自界に在りて現在前するを以ての故に。

【本論】 [八](四)有る結にして欲界に墮するに非ず、彼の結は亦、欲界に在るにも非ざるものあり、謂く、纏のために纏せられて、色界より沒して色界の中有と生有とを起すものと、

色界より沒して色界に生ずるものとは、異生及び聖者に通ず。若し異生なれば、上に生じ亦、下に生じて、一一の處に多生有るも、若し[九]聖者なれば、上に生じて下に生ぜず、一一の處に唯、一生のみなり。死有より中有に至る時、若し異生なれば、色界の三十一隨眠の隨一を現前し、生をして相續せしめ、若し聖者なれば、色界の修所斷の三隨眠の隨一を現前し、生をして相續せしむ。中有より生有に至るも亦、爾り。

【本論】 色界より沒して無色界に生ずるものと。

【七】 既に下忍位に至れば、無間業を造らざるをもつて、惡趣に墮することなし、故に既に正性離生に入れる聖者は三惡趣に生ぜずして人天の二趣に生ずるなり。

【八】 第四非句―欲界に墮せず亦、欲界に在らざる結。之に七種あり。
(一) 色界より沒して色界の中有と生有を起すもの
(二) 色界より沒して無色に生ずるもの
(三) 無色より沒して無色に生ずるもの
(四) 無色より沒して色界に生ずるもの
(五)(六) 色界に住して、色と無色の結を現前するもの
(七) 無色に住して、無色の結を現前するもの

【九】 上界に生ずる聖者は不還果なれば、上處に生じて、亦一處に重生することなし、まして下に生ずること更に無ければなり、(婆沙論一七四巻、大正・頁八七七 n 參照)

（結蘊第二中不善納息第一之八　舊譯第二十九卷）

[一]第三十四節　煩惱の所屬とその所在との關係に就て（續き）

【本論】[二]（二）、有る結にして、欲界に在るも彼の結は欲界に墮するに非ざるものあり。謂く、纒のために纒せられて、欲界より沒して色界の中有を起すものと。欲界より沒して色界に生ずるものは、異生及び聖者に通ず。彼の色界の中有は欲界に在りて起るをもて、法應に是くの如くなるべし。死有の滅する處に中有の現前すること、種の滅する處に萌芽現前するが如し。彼は死有より中有に至る時、若し異生なれば、色界の三十一隨眠の隨一を現前して生をして相續せしめ、若し聖者なれば色界の修所斷の三隨眠の隨一を現前して生をして相續せしむ。

【本論】及び欲界に住して色・無色界の結を現在前するものなり。

謂く、欲界に住し、死せず生ぜずして色・無色界の結を現在前するものなり。彼は異生及び聖者に通ず。若し異生なれば、色・無色界の六十二隨眠の隨一を現前す、謂く、[三]愛、見、疑、慢の上靜慮のものなり。若し聖者なれば、色・無色界の修所斷の六隨眠の隨一を現前す、謂く、愛と慢との上靜慮のものなり。彼は定の後に煩惱を現在前し、煩惱の後に定を現在前す。是を有る結にして欲界に在るも欲界に墮するに非ずと謂ふ。欲界に在りとは、[四]三在に有り自體在を除く。自界に在りては現前せざるが故に。欲界に墮するに非ずとは、色・無色界に墮するが故にして、是は[五]界墮にして餘墮に非ず。

【本論】[六]（三）、有る結にして欲界に墮し、彼の結は亦、欲界に在るものあり。謂

【一】本節は前節の續きにして、欲界所屬の結の所在に關する四句分別中の第二單句より始まる。

【二】第二單句――欲界に在りて欲界に墮せざる結。之に二種あり、（一）欲界より沒して色界の中有を起すもの。色界の中有を起すは色界の惑によるをもてそは欲界墮に非ず、而るに欲界より沒するが故に中有は欲界に在るをもて惑も又欲界に在るなり。（二）欲界に住して色・無色界の結を現在前するもの。

【三】通例愛とは貪を指すも茲では貪以外に癡をも含む、蓋し愛の過去なるものを無明と云へばなり。

【四】三在とは器在・現行在・處在の三在にして、之に自體在を加へて四種在となすこと前節の如し。

【五】界墮とは六墮の一にして說明は前節にあり徃いて見るべし。

【六】第三俱句――欲界に墮し、亦、欲界に在る結。――（一）欲界より沒して欲界の中有と生有とを起すもの（二）欲界に住して欲界の結を現前するもの

ち、魔は如來と恒に怨對となり、必ず能く抗敵することを憶ひ、即ち神力を以て梵世に引置し、欲地を化作して之に安處せしむ。爾の時、彼の梵は復た佛に白して言く、此の處は是れ常――乃至廣說――なりと。世尊の告げて曰く、此の處は常に非す廣說すること上の如しと。魔は便ち佛に白す。大仙よ、梵天の所說に隨ふべし。復た違拒すること勿く、之を奉行すべし。若し違拒せば、譬へば、人有り、吉祥天神の來りて其の舍を過ぐるを、刀杖等を以て驅逐して出せしむるが如く、亦、人有り高き所より轉墮するとき手足を放捨せば便ち深坑に墜つるが如く、又人有り樹端より落つるに手足を放捨せば、墮ちて必ず地に至るが如し。故に梵天の所說を奉順すべしと。復た佛に白して言く、仁、豈に見ずや我等梵衆の梵天を圍繞し、其の言を敬順して敢へて違逆せざることをと。佛、時に告げて曰く、汝は梵王に非ず亦、梵衆に非ず。乃ち是れ惡魔なり。恥愧有ること無く、横に來して相ひ擾すと。爾の時、惡魔は佛の己が所念を覺れることを知り已りて、心に愧惱を懷き、自から退すること能はざるをもて、梵は神力を以つて彼をして宮に還らしむ」と。彼の契經に因りて、此の論を作す。

是を有る結にして欲界に墮するも、彼の結は欲界に在るに非ずと謂ふ欲界に墮すとは、是れ界墮にして餘墮に非ず。欲界に在るに非ずとは、色界に得べきが故なり。此に三在有り、自體在を除く。自界に在りて現在前せざるが故なり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第五十二

の慳が心を纏するをもて佛を訶拒するが故に」と。評して曰く、「應に是の說を作すべし、[八四]九纏中に於て隨一現前して佛を訶拒するなり。眠を除く。語業を發すこと能はざるが故なり」と。

[八五]問ふ、何が故に魔と名くるや。答ふ、慧命を斷ずるが故なり。或は常に放逸にして自を害するが故なり。問ふ、何が故に惡と名くるや。答ふ、惡意樂を懷いて惡法及び惡慧を成就するが故なり。尊者妙音は是くの如き說を作す、「勃惡者は死して彼處に生ずるが故に、說きて名けて惡となす」と。

問ふ、魔は梵世に住して、何の所爲ありや。答ふ、佛を訶拒するが故なり。問ふ、彼に何の力有りて能く梵世に住するや。答ふ、梵に引かるるが故なり。契經に說くが如し、「一時、薄伽梵は室羅筏(Śrāvastī舍衞城)に在りて誓多林(Jetavana)給孤獨園(Anāthapiṇḍadasyārāma)に住せり、爾の時、一梵天有りて梵世に住在し、惡見趣を起せり。此の處は是れ常恒不變易、純永出離にして、更に常恒不變易、純永出離なることの此の處に過ぐるもの有ること無しと。爾の時、世尊は彼の心を知り已りて、譬へば、壯士の臂を屈伸するが如き頃に、此の處より沒して梵世に至りて出で、彼の梵天を去ること遠からずして住す。時に彼の梵天は遙かに佛を見、已りて卽ち佛に命じて曰く、善く來れるかな大仙よ、此の處は是れ常恒不變易、純永出離にして、更に常恒不變易、純永出離なることの此の處に過ぐるもの有ること無しと。仁、能く災患の欲界を厭捨して此に來至す、甚だ善哉たり。宜しく此の間に於て安樂に常住すべしと。世尊、告げて曰く、此の處は常恒不變易、純永出離に非ざるに、而も汝は常恒不變易、純永出離なりと謂へるは、重き無明の、汝の心を蔽ふに由るが故なり。汝は應に、過去の諸梵の欲界に墮せしものは、花果の落ちるが如くなりしを省察すべし。云何ぞ、妄りに此を計して常等となすやと。是くの如く、梵天は再三自讚し、佛も亦、再三彼の所說を訶せり。爾の時、彼の梵は、佛の威光の抗敵し難く、又、寂靜にして離欲地中に住するを見て、言論することを樂しまず、便ち是の念を作す、誰か能く佛と敵論をせんやと。念じ已りて便

【八四】舊譯にに十纏とあり。

【八五】以下惡魔が梵世にて佛を訶拒せし話。

類足論に說くが如し、「云何が色蘊なりや、謂く十色處及び法處に墮する色なり」と。有漏墮とは、品類足論に說くが如し、「云何が墮法なりや、謂く有漏法なり」と。自體墮とは、大種蘊に說くが如し、「有執受は是れ何の義なりや。答ふ、此は增語の所顯にして自體に墮する法なり」と。六墮中に於て、此の中は唯、界墮に依りて論を作す。

[七九]此の中、在とは、在に四種有り。一に自體在、二に器在、三に現行在、四に處在なり。自體在とは、一切法の、各、自體、自我、自物、自相、自分にして、自の本性中に住するを謂ひ、器在とは、菓等の、盆中に在り、[八〇]天授等の、舍中に在るが如し。現行在とは、若し法の、此の現行に於て得べきものなり。處在とは、若し法の、此の處に於て得べきものなり。此の中、總じて四在に依りて論を作す。或は具するもの、或は具せざるものは、應の如くに知るべし。

【本論】[八一]諸の結にして、欲界に墮するもの、彼の結は欲界に在りや。答ふ、應に四句を作すべし。[八二](一)有る結にして欲界に墮するも、彼の結は欲界に在らざるものあり。謂く、纏のために纏ぜられて、色界より沒して、欲界の中有を起すものと、

色界より沒して欲界に生ずとは、唯、是れ[八三]異生なり。彼の欲界の中有は色界に在りて起るをもて、法、應に是くの如くなるべし。死有滅する處に中有現前すること、種の滅する處、萌芽現前するが如し。彼は死有より中有に至る時、欲界の三十六隨眠の隨一を現前して生をして相續せしむ。

【本論】及び、惡魔の梵世に住し、纏のために纏ぜらるるが故に如來を訶拒するものとなり。

纏のために纏ぜらるるとは、有るが說く、「忿纏なり、彼の忿が心を纏するをもて、佛を訶拒するが故に」と。有るが說く、「覆纏なり。彼の覆が心を纏するをもて佛を訶拒するが故に」と。有るが說く、「嫉纏なり。彼の嫉が心を纏するをもて佛を訶拒するが故に」と。有るが說く、「慳纏なり、彼

【七九】在の種類と意義に就いて―
(一)自體在、(二)器在、(三)現行在、(四)處在。

【八〇】天授(Devadatta)とは、太郎次郎といふ程の義。

【八一】以下欲界所屬の結の所在に關する四句分別。

【八二】第一單句―欲界に墮するも欲界に在らざる結、之に(一)色界より沒して欲界の中有を起すものと、(二)惡魔の梵世に住して佛を訶するものとの二種あり、前者は欲界の隨眠を起すを以てそは欲界に墮するも、色界に中有あるを以て、欲界に在らざることとなる。後者は、惡魔は梵天により結は色界に上げられしにより梵世に引き在り、されど起せし結は纏なるを以てこは欲界に墮す。

【八三】聖者の色界に生れたるものは不還者なれば下に生ずることなければなり。

が故に無色界繫と名く。復次に、欲界の樂欲に堅著せらるるが故に、欲界繫と名け、色界の樂欲に堅著せらるるが故に色界繫と名け、無色界の樂欲に堅著せらるるが故に無色界繫と名く。樂とは愛を謂ひ、欲とは見を謂ふ。復次に、欲界の生死に繫縛せらるるが故に欲界繫と名け、色界の生死に繫縛せらるるが故に色繫界と名け、無色界の生死に繫縛せらるるが故に無色界繫と名く。復次に、欲界の垢のために汚さるるが故に、毒のために害せらるるが故に、穢のために染せらるるが故に、欲界繫と名け、色界の垢のために汚さるるが故に、毒のために害せらるるが故に、穢のために染せらるるが故に、色界繫と名け、無色界の垢のために汚さるるが故に、毒のために害せらるるが故に、穢のために染せらるるが故に、無色界繫と名く。一切の煩惱は皆、名けて穢となす――唯、是の瞋のみは非ず――が故に三界に通ずるなり。復次に、欲界の煩惱のために繫縛せらるるが故に欲界繫と名け、色界の煩惱のために繫縛せらるるが故に色界繫と名け、無色界の煩惱のために繫縛せらるるが故に、無色界繫と名く。

七六 第三十三節　煩惱の所屬とその所在との關係に就て（一）

【本論】　諸の結にして欲界に墮するものは、彼の結は欲界に在りや、乃至廣說。

七七 此の中、墮するとは、墮に六種有り、一に界墮、二に趣墮、三に補特伽羅墮、四に處墮、五に有漏墮、六に自體墮なり。界墮とは、此の中、諸の結にして欲界に墮するもの彼の結は欲界に在り等と說けるが如し。此の中の意に說く、若し是れ此の界の法なれば卽ち、此の界に墮すと名くと。若し欲界の法なれば欲界に墮すと名け、若し色界の法なれば色界に墮すと名け、若し無色界の法なれば無色界に墮すと名くるなり。趣墮とは、說法者の、法施を行ずる時、是の願を發して言ふが如し、「此の法施を以て諸趣に墮せる有情をして速かに生老病死を出離せしめん」と。補特伽羅墮とは、毘奈耶に說くが如し、七八「二補特伽羅有りて、僧數中に墮し、僧をして和合せしむ」と。處墮とは、品

【七六】 先に諸煩惱の界繫を明にせしを以て、本節はそれに引き續き諸煩惱の所屬（界墮）とその所在（界在）との關係を論究せんとしたる段なり。先づ墮と在との意義を究め次いで欲界の結に就いて墮と在との關係を四句分別により論じ、更に、色・無色のそれに及べり。

【七七】 **墮の種類及びその意義に就いて**――（一）界墮、（二）趣墮、（三）補特伽羅墮、（四）處墮、（五）有漏墮、（六）自體墮。

【七八】 嘗て提婆が教團を去つて別派を樹立せんと企てしとき、五百の比丘は此に隨はんとせしも佛弟子中の長老舍利弗、目連の二人が之を說得せしにより遂にそのこと無かりし事實を指す。大正本には三とあるも、舊譯及び三本には二とあるをもて、之に隨ふ。

は二種にして或は欲界繫、或は色界繫、[七一]鼻・舌觸所生愛身は欲界繫なり。七隨眠中、欲貪と瞋恚とは欲界繫、有貪は二種にして或は色界繫、或は無色界繫、餘の隨眠は三種なり。九結中、恚・嫉・慳結は欲界繫にして、餘結は三種なり。九十八隨眠中、三十六は欲界繫、三十一は色界繫、三十一は無色界繫なり。

[七二]問ふ、何が故に、欲界繫、色界繫、無色界繫と名くるや。答ふ、繫して欲に在らしむるが故に欲界繫と名け、繫して色に在らしむるが故に色界繫と名け、繫して無色に在らしむるが故に無色界繫と名くること、牛馬等を繫して柱に在らしめ、或は[七三]橛に在らしむるを、柱等の界と名くるが如し。復次に、欲界の足に繫縛せらるる所となるが故に欲界繫と名け、色界の足に繫縛せらるる所となるが故に色界繫と名け、無色界の足に繫縛せらるゝ所となるが故に無色界繫と名く。足とは謂く煩惱なり。伽他に言ふが如し。

[七四]佛の所行は無邊なるも　無足なるをもて、誰か將ひ去らんや。

人の、足有れば則ち自在に八方に遊渉することを得るも、足無ければ爾らざるが如く、是の如く、有情は、煩惱の足有れば則ち能く諸の[七五]界と趣と生とに遊渉するも、煩惱の足無ければ則ち是くの如くならず。諸佛は永く煩惱の足を斷ずるが故に、界と趣と生とに於て復た流轉すること無きも、然かも定慧に由るをもて所行無邊なり。復次に、欲界の窟宅に攝藏せらるるが故に、欲界の我執に執著せらるるが故に、欲界繫と名け、色界の窟宅に攝藏せらるるが故に、色界の我執に執著せらるるが故に、色界繫と名け、無色界の窟宅に攝藏せらるるが故に、無色界の我執に執著せらるるが故に、無色界繫と名く。窟宅とは愛を謂ひ、我執とは見を謂ふ。復次に、欲界の愛のために滋潤せられ、我・我所の見に執著せらるるが故に欲界繫と名け、色界の愛のために滋潤せられ、我・我所の見に執著せらるるが故に色界繫と名け、無色界の愛のために滋潤せられ、我・我所の見に執著せらるる

【七一】鼻・舌の二識は唯、欲界に限るを以てなり。詳しくは第五十卷六愛身の三性分別の處を參照すべし。

【七二】**以下、欲・色・無色界繫の意義に就いて。**

【七三】大正本には栓とあるも三本及び宮本によりて橛とせり。橛とは杭のこと。

【七四】舊には佛有二無量行一無足誰將去とあり。

【七五】欲・色・無色の三界と地獄・傍生・鬼・人・天の五趣と胎・卵・濕・化の四生のこと。

す、「嫉慳の二纒は梵世にも亦有り」と。分別論者の如し。問ふ、彼は何が故に此の執を作すや。答ふ、契經に依るが故なり。謂く、契經に説く、「大梵天王は諸の梵衆に告ぐ、我等は沙門喬答摩の所に往詣して禮敬して法を聽くことを須ひず、卽ち、此處に住して、當に汝等をして生老死を度し、永く寂滅を證せしむべし」と。彼の分別論者は、梵王は嫉と慳との結の爲めに心を纒繞さるるが故に是くの如き語を作すと説く。彼の意を遮せんがために、嫉と慳との結は唯、欲界にのみ有ることを顯はす。或は復た有るが執す、「梵世に覆纒有り」と。問ふ、彼は何が故に此の執を作すや。答ふ、[六八]契經に依るが故なり。謂く、契經に説く、「大梵天王は尊者馬勝(Aśvajit)の所問を了せず、梵衆の知らんことを恐れて、方便して引出し、言を軟げて愧謝せり」と。彼は、梵王の、覆纒に由るが故に衆外に引出して方に了せざることを申べたるなりと説く。彼の意を遮せんがために、覆纒は唯、欲界にのみ有ること顯示す。然るに大梵王は慢・諂・誑のために、心を覆蔽さるるが故に、便ち是の語を作す。此の因縁に由るが故に斯の論を作すなり。

【本論】[六九] 答ふ、三結は三種なり。

或は欲界繫、或は色界繫、或は無色界繫なり。餘を、廣く説くこと本論の如し。

【本論】[七〇] 三不善根及び欲漏は欲界繫、有漏は二種にして、或は色界繫、或は無色界繫なり。無明漏は三種にして、欲瀑流・欲軛及び欲取は欲界繫なり。有瀑流・有軛及び我語取は二種にして或は色界繫、或は無色界繫なり。餘の瀑流、餘の軛及び餘の二取は三種なり。四身繫中の貪欲・瞋恚及び五蓋は欲界繫にして餘の二身繫は三種なり。五結中の貪・慢及び三順下分結は三種にして、餘の三結及び貪欲・瞋恚順下分結は欲界繫なり。五順上分結中、色貪は色界繫にして無色貪は無色界繫、餘の三結は二種にして或は色界繫、或は無色界繫なり。五見及び第六愛身は三種なり。眼・耳身觸所生愛身

【六八】長阿含、卷第十六堅固經を參照。(大正・一・頁一〇一)

【六九】以下三結等の界繫分別。

【七〇】婆沙論は以下の本文を略せるを以て今、發智論によりて補足せり。

と相應す。

問ふ、欲界の邪見の何ものは喜根と相應し、何ものは憂根と相應するや。答ふ、或は本來、施與を好まず、愛樂を好まず、祠祀を好まざるもの有り。彼れ後に若し邪見外道に遇ひて、施與無く、愛樂無く、祠祀無く、妙行無く、惡行無く、妙惡行の業果の異熟無しと說くを聞き、聞き已りて歡喜して是の念言を作す、「我れ本より來た施與乃至祠祀を好まざりしは、甚だ好事たり。彼には果無く、異熟無きを以ての故に」と。是の如き邪見は喜根と相應す。或は本來、施與を行ずることを好み、愛樂を行ずることを好み、祠祀を行ずることを好むもの有り。彼れ後に若し邪見外道に遇ひて、施與無く、愛樂無く、祠祀無く、妙行無く、惡行無く、妙惡行の業果の異熟無しと說くを聞き、聞き已りて憂感して是の念言を作す、「我は本より來た、施與乃至祠祀を行ずることを好み極めて唐捐せり。彼には果無く異熟無きを以ての故に」と。是の如き邪見は憂根と相應す。

[六四]廣く相應の義を釋すること、六因中に已に說けり。

第三十二節　三結乃至九十八隨眠の界繫分別[六五]

【本論】三結乃至九十八隨眠は、幾か欲界繫、幾か色界繫、幾か無色界繫なりや。

[六六]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す、「欲界所有の煩惱及び隨煩惱の名數は色・無色界にも亦有り」と。彼の意を止めんがために、欲界は是れ不定地なれば、諸の煩惱及び隨煩惱多く、色・無色界は是れ定地なるが故に、諸の煩惱及び隨煩惱少きことを顯はす。瞋隨眠及び[六七]惡作等の如きは彼の界に無きが故に。或は復た有るが執す、「有漏、有瀑流、有軛、我語取は、欲界にも亦、有り。內を緣じて諸の煩惱等を生じ、彼の名を得るが故に」と。彼の意を止めんがために、有漏等は、欲界に通ぜず、上二界の惑にして、定に攝藏せらるることを顯はす。多く內を緣じて起すをもて彼の名を得るが故に。或は復た有るが執

【六四】毘曇部七、第二章第二十八節(相應因に就いて)を參照すべし。

【六五】本節は諸煩惱とその界繫との關係を明かにせる段なり。先づ例によりて論究の由來を明にし、次で諸煩惱の界繫を分別し進んで欲・色・無色界繫の意義を說明せり。

【六六】論題提起の因由に就いて。

【六七】惡作等とは、惡作・慳・嫉・忿・覆等を指す。

の根を除く。五順上分結中、無色の貪結は一根相應にして謂く捨根なり。餘の四結及び四見は三根相應にして苦と憂との根を除く。邪見は四根相應にして苦根を除く。六愛身中、前五愛身は二根相應にして、謂く樂と捨との根なり。第六愛身及び欲貪と有貪と慢との隨眠は、三根相應にして苦と憂との根を除く。瞋恚隨眠は三根相應にして樂と喜との根を除き、見と疑との隨眠は四根相應にして苦根を除き、無明隨眠は五根相應なり。九結中、愛と慢と取との結は三根相應にして苦と憂との根を除き、恚結は三根相應にして樂と喜との根を除き、無明結は五根相應なり。見と疑との結は四根相應にして苦根を除き、嫉結は二根相應にして謂く憂と捨との根なり。慳結は二根相應にして謂く喜と捨との根なり。九十八隨眠中、欲界の四見と慢及び見所斷の貪は二根相應にして謂く喜と捨との根なり。疑及び見所斷の瞋は二根相應にして謂く憂と捨との根なり。邪見及び見所斷の無明は三根相應にして、樂と苦との根を除く。修所斷の貪は三根相應にして苦と憂との根を除く。瞋は三根相應にして樂と喜との根を除き、無明は五根相應なり。色界の三十一隨眠は三根相應にして苦と憂との根を除き、無色界の三十一隨眠は一捨根と相應す。

邪見を除き餘は廣く說くこと本論の如し。

〔六三〕邪見は四根と相應し苦根を除くは、苦根は五識に在るに邪見は意地に在るを以ての故に相應せざるなり。總じて說けば、邪見は四根と相應するも別して分別せば、若し欲界に在るものなれば、三根相應にして樂と苦との根を除き、若し初二靜慮に在るものなれば喜と捨との根と相應し、若し第三靜慮に在るものなれば、樂と捨との根と相應し、若し第四靜慮及び無色界に在るものなれば捨根

〔六三〕特に邪見と五受根との關係に就いて。

苦と憂との根は感行相轉なるに、貪不善根は歡行相轉なるを以ての故に相應せず。

【本論】　瞋不善根は、三根相應にして樂と喜との根を除く。

樂と喜との根は歡行相轉なるに、瞋不善根は感行相轉なるを以ての故に相應せず。

【本論】　癡不善根及び欲漏と無明漏とは五根相應なり。

彼は皆、六識身に通じ、歡と感との行相轉なるを以ての故に。

【本論】　有漏は三根相應にして苦と憂との根を除く。

色・無色界には憂と苦との根無きを以ての故に。彼に憂と苦との因無きこと、[六一]根蘊に廣く說くべし。

【本論】[六二]　四瀑流・軛中、欲と無明との瀑流・軛は五根相應なり。有瀑流・軛は三根相應にして苦と憂との根を除き、見瀑流・軛は四根相應にして苦根を除く。四取中、欲取は五根相應、見取は四根相應にして苦根を除き、戒禁取と我語取とは、三根相應にして苦と憂との根を除く。瞋恚身繫は、三根相應にして樂と喜との根を除き、餘の三身繫及び貪欲蓋は三根相應にして苦と憂との根を除く。瞋恚蓋は三根相應にして樂と喜との根を除き、惛沈蓋と掉擧蓋とは五根相應なり。睡眠蓋は三根相應にして樂と苦との根を除き、惡作蓋と疑蓋とは二根相應にして謂く、憂と捨との根なり。五結中、貪と慢との結は、三根相應にして苦と憂との根を除き、瞋結は三根相應にして、樂と喜との根を除き、嫉結は二根相應にして謂く、憂と捨との根なり。慳結は二根相應にして謂く、喜と捨との根なり。五順下分結中、瞋恚結は三根相應にして樂と喜との根を除き、疑結は四根相應にして苦根を除く。餘の三結は三根相應にして苦と憂と

(sparśa)・欲(chanda)・慧(prajñā)・念(smṛti)・作意(manaskāra)・解脫(adhimukti)・三摩地(samādhi)の十大地法が存するに若し受無しとせば十大地法の心所の相應法則に違ふとなり。

【六〇】　以下三不善根等と五受根との關係。

【六一】　婆沙論第百四十五卷終を參照すべし。

【六二】　婆沙論は以下の本文を略せるにより發智論によりて之を補足せり。

[五五]問ふ、何が故に、疑結は、若し欲界に在るものなれば、喜根と相應せず、若し初二靜慮に在るものなれば、則ち喜根と相應するや。答ふ、歡と慼との行相は相應せざるが故なり。謂く、欲界の疑は慼行相轉なるに、喜根は歡行相轉にして、行相既に別なるをもて相應の義無し。初二靜慮の疑は、喜根と倶に歡行相轉なるが故に、相應することを得。*等の義、是れ相應の義なるを以ての故なり。復次に、欲界の喜は麁なるに、疑は細なるが故に相應せず。問ふ、何が故に、欲界の事に於ても亦、起すべからざるに而も起すや。答ふ、欲界の有情は起すべからざるに而も起すが故なり。云何が欲界の有情は起すべからざるに而も起すや。謂く[五六]、欲界の有情の本性は是れ苦なるに、復た餘の苦を加ふるをもて、應に厭離を生ずべきに而も更に踴躍す、豈に是れ麁ならずや。云何が欲界の事に於て、起すべからずして而も起すや。謂く若し他の顚蹶し迷謬するを見ば、慈愍を生ずべきに而も更に歡笑す。豈に是れ麁ならずや。欲界の疑結は沈思の故に細なり。麁細既に別なるをもて相應の義無し。初二靜慮の疑と喜とは、倶に細なるが故に、相應することを得るなり。復次に、欲界の疑結は敦重なるに、喜根は輕躁なるが故に、相應せず[五七]。初二靜慮の二は倶に敦重なるが故に、相應することを得。復次に、欲界の[五八]疑結は、內門に於て轉じ、欲界の喜根は外門に於て轉ずるが故に、相應せず。初二靜慮は、倶に內門轉なるが故に相應することを得。復次に、欲界の疑結は主の如く、喜根は客の如きが故に相應せず。初二靜慮の二は皆、主の如きが故に、相應することを得。復次に、欲界の疑結は、喜受と相應せずと雖も、而も憂受と相應す、初二靜慮の疑結は、若し喜受と相應せざれば、便ち、無受とならん。喜は是れ彼の地の自性受なるが故に。若し疑心聚に、全く受無ければ、便ち[五九]相依及び相應法に違はん、斯の過有ること勿れ。是の故に疑結は[六〇]初二靜慮の喜根と相應す。

【本論】 三不善根中、貪不善根は三根相應にして苦と憂との根を除く。

【五五】 特に疑が欲界に於て喜根と相應せず初二禪に於て相應する理由。

※等とは、疑も喜も共に行相同じきを指す。

【五六】 欲界の有情は生も苦なり老も苦なり、死も苦なるをもつて本性は苦なるに、その外、諸煩惱業を起して種々の苦を招くをいふ。

【五七】 大正本には初靜慮の二とあるも舊には初禪二禪地の二とあり。又、前後の關係よりするもこは初二靜慮の二とするを妥當とするをもつて訂正す。

【五八】 疑は具象的事物を對象とする猶豫に非ずして抽象的なるものに對するの猶豫なれば內門轉なり。然るに欲界の喜は外界の事物を對象として心悅を感ずるものなるを以て外門轉なり。故に兩者は相應せずとなり。

【五九】 相依に違はんとは、初二禪は喜根の自性地なるに疑が喜根と相應せずとせば、喜根が初二禪に無きことゝなるか、然らざれば疑が無きことゝなりて、何れにするも不合理ならん又、相應法に違はん、とは有部の立場よりすれば如何なる心作用が起るときもその根底としては必ず受(vedanā)・想(saṃjñā)・思(cetanā)・觸

便ち非理とならん、相應せざるが故に。若し[五一]信等の五と三無漏との相應を問はば、亦非理とならん。唯、是れ善なるが故に。若し餘の染及び想思等の心所との相應を問はば亦非理とならん。根の相無きが故に、或は有るは卽ち是れ煩惱性なるが故なり。若し念、定及び慧との相應を問はば、亦非理とならん。煩惱と相應するも根の相無きが故に、或は有るは卽ち是れ煩惱性なるが故なり。若し意根を問はば、亦、理に應ぜず、心に依りて相應法を建立するが故に、又、心と相應するは無差別なるが故なり。受は根の相有り、煩惱の體に非ずして能く煩惱を生ずるが故に、相應を問ふなり。

【本論】[五二]答ふ、三結中、有身見と戒禁取との結は、三根相應にして、苦と憂との根を除く。

問ふ、此は何が故に苦根を除くや。答ふ、[五三]苦根は五識に在るも、此の二結は意地に在るが故に、相應せざるなり。問ふ、此に何が故に、憂根を除くや。答ふ、憂は感行相轉なるに、此の二結は觀行相轉なるが故に相應せず。總じて說けば、此の二は三根相應なるも、[五四]別に分別せば、若し欲界と初二靜慮に在るものなれば喜と捨との相應にして、若し第三靜慮に在るものなれば、樂と捨との相應、若し第四靜慮及び無色界に在るものなれば、唯、捨とのみ相應なり。是の故に、總じて三根相應と說くなり。

【本論】疑結は四根相應にして、苦根を除く。

問ふ、此は何が故に、苦根を除くや。答ふ、苦根は五識に在るに、疑は意地に在るが故に、相應せざればなり。總じて說けば、疑結は四根相應なるも、別に分別せば、若し欲界に在るものなれば、憂と捨との相應にして、若し初二靜慮に在るものなれば、喜と捨との相應、若し第三靜慮に在るものなれば、樂と捨との相應、若し第四靜慮及び無色界に在るものなれば、唯、捨とのみの相應なり。是の故に總じて四根相應と說く。

【五一】信等の五根とは、信・勤・念・定・慧の五根をいひ、三無漏根とは、未知當知・已知・具知の三根をいふ、是等は唯善なるを以て不善及び有覆無記なる煩惱とは相應せずとなり。

【五二】以下三結の五受根相應關係に就いて。

【五三】苦根は肉體的感覺に於て損惱するものなる故五識に在るも、身見・戒禁取の二見は唯、推理判斷の純精神的作用なる故、唯意地にのみあるを以て相應せず又、憂根は意地にあるも心の悅ばざることなれば感行相轉にして觀行相轉なる二見と相應せずとなり。

【五四】欲界には樂根あるもそは身受なるを以て二見と相應せず、故に心受なる喜と、心受に通ずる捨との二と相應す。初二禪には樂根なし、第三禪に於ては樂根は心受にして喜根は無きを以て樂と捨との二と相應し、第四禪以上には唯、捨根のみなれば捨と相應するなり。

故に、心所と心所と相應すと說くことを得、心所力に由りて心は生ずることを得ざるが故に、心と心所とは相應すと說くべからざるが如し」と。彼の意を遮せんがために、心と心所と相應し、心所も亦、心所と相應し、心所は又、心と相應することを得ることを顯示す。唯、心は心と相應するの義のみは無し、一身に二心は倶起せざるが故に。或は復た有るが執す、「諸法は各、自性と相應するも、他性と相應せず」と。彼は是の說を作す、「相ひ愛重するの義、是れ相應の義にして、法の、法と極めて相ひ愛重すること自性に如もの無きをもて、是の故に、唯、自性とのみ相應す」と。彼の意を遮せんがために、唯、他性とのみ相應することを顯示す。相應の名義は異體相望して建立するが故に。心・心所は展轉相望し、[四八]同一所依、同一所緣等互に相ひ捨てざるが如きを相應と名くるが故に。或は復た有るが執す、「諸法は自性と相應の義無く、亦、不相應にも非ず。相應の義無しとは、諸法は自性を待たずして生ずるが故に。不相應に非ずとは、極めて相ひ愛重するの義、是れ相應の義なるが故なり」と。彼の意を遮して、諸法は相應を亂さざることを顯示せんがための故に、斯の論を作す。

[四九]問ふ、何が故に但、受と相應すのみを問ふや。答ふ、是れ作論者の意欲爾るが故なり。謂く、作論者は欲するに隨つて論を造るも、法相に違はざるが故に責むべからず。復次に、受と受とは行相各別し、成就に違はざるも、而も現行に違ふを以つて是の故に偏へに問ふなり。成就に違はずとは、一身は五受根を成就し容きが故なり。現行に違ふとは、必ず二受倶時に現行すること無きが故なり。復次に、受は根に隨つて轉變して起るを以て、一受體に於て五根を建立するも、餘法は爾らざるが故に、偏に受を問ふなり。復次に、受は十二緣起輪中に居すること、猶、車轂の如きをもて、是の故に偏へに問ふなり。復次に、一切法は皆、受に歸趣するを以つて是の故に偏に問ふなり。復次に、受を除きて更に、何の根と相應することを問はんや。若し[五〇]命等の八根との相應を問はば、

二章第二十八節を參照すべし。

【四八】　同一所依とは、所依平等(āśraya-samatā)の謂にして、心・心所が等しく同一根に依止すること、同一所緣とは、所緣平等(ālambana-s.)の謂にして心・心所が同一の對象に向つて作用することなり。此の二と行相平等(ākāra-s.)時平等(kāla-s.)事平等(dravya-s.)の三との五を心心所相應の五條件とす。

【四九】　**特に受との相應をのみ問ふ理由に就いて。**

【五〇】　命等の八根とは、眼・耳・鼻・舌・身の五根と男女の二根と命根をいひ、こは心所に非ざるが故に相應せず。

と名け、若し種種の尋求無く、亦、種種の伺察無きものなれば、無尋無伺と名く。復次に、若し數數尋求し數數伺察すること有るものなれば有尋有伺と名け、若し數數尋求すること無く、數數伺察することと有るものなれば、無尋唯伺と名く。若し數數尋求すること無く亦、數數伺察することも無きものなれば、無尋無伺と名く。

第三十一節　三結乃至九十八隨眠の五受根相應分別[四二]

【本論】三結乃至九十八隨眠は、幾か樂根相應にして、幾か、苦・喜・憂・捨根相應なりや。

[四三]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め正義を顯さんがための故なり。謂く、或は有るが執す、「諸法の生ずる時は、漸次にして頓に非ず」と。譬喩者の如し。[四四]大德說きて曰く、「諸法の生ずる時は、次第にして生じ、並記の義無し。狹路を經る多くの商侶有るが如し、一一過ぐるも、尙、二人一時に過ぐるの義すらなし。況んや、多有ることを得んや。諸の有爲法も亦復た、是くの如く、一つ一つは、自の生相より生じ、[四五]別和合生にして、理として俱起せず」と。阿毘達磨諸論師の言く、「因緣有るが故に、有爲法は、別和合生なりと說く、一一は自の生相より生ずるが故なり。因緣有るが故に、有爲法は[四六]一和合生なりと說く、相ひ離れざるものは一時に生ずるが故なり。謂く、生相に依りて有爲法は別和合生なりと說くも、若し刹那に依らば有爲法は一和合生なりと說く、相ひ離れざるものは、必ず俱起するが故なり」と。[四七]或は復た有るが執す、「力・無力の義、是れを相應・不相應の義と名く。謂く、若し此の法にして彼の力に由りて生ぜば、卽ち、此の法は彼と相應すと說くも、若し法にして、彼の力に由りて生ぜざるものなれば、俱時に起ると雖も、相應の義無し。彼の心力に由りて此の心生ずるが故に、此の心と彼の心と相應すと說くことを得、又、心力に由りて心所生ずるが故に、心所と心と相應すと說くことを得、又、心所力に由りて心所生ずるが

【四二】本節は快・不快等の感情と諸煩惱との相應關係を明かにせんとしたる段なり。感官的感情(身受 kāik. vedanā)の快なるものを樂根(sukha-indriya)といひ不快なるものを苦根(duḥkha-i.)といふ。更に知能的感情(心受)の快なるものを喜根(saumanasya-i.)と名け不快なるものを憂根(daurmanasya-i.)と名く、更に又身・心受を通じて快・不快に非ざるものを捨根(upekṣā-i.)といふ。而して是等五根は欲界には全部あるも色界には苦・憂の二根なく(初・二禪は喜・捨第三禪は樂・捨)第四禪以上は唯捨根のみなれば諸煩惱との相應關係も推して知るべし。

【四三】以下論題提起の理由。

【四四】大德は舊には佛陀提婆とあり。

【四五】別和合生とは、諸の有爲法は一つ、一つ、別々に自の生等の四相と和合して起ることなり。(毘曇部七、第二章第二十八節〔相應因に就いて〕を參照せよ)。

【四六】一和合生とは、心と相應俱起する諸心聚が同一刹那に生ずるが如き場合をいふ。

【四七】特に相應、不相應に就いて—説明に關しては毘曇部七、第

謂く、或は有尋有伺、或は無尋唯伺、或は無尋無伺なり。云何が有尋有伺なりや。謂く、欲界及び初靜慮に在るものなり。云何が無尋唯伺なりや。謂く、靜慮中間に在るものなり。云何が無尋無伺なりや。謂く、上三靜慮及び四無色に在るものなり。

餘を廣く說くこと本論の如し。

【本論】[四〇]三不善根及び欲漏は、有尋有伺なり。有漏と無明漏と、欲瀑流・軛・取を除く餘の瀑流・軛・取とは三種にして、欲瀑流・軛及び欲取は有尋有伺なり。貪欲、瞋恚の二身繫は有尋有伺にして、餘の二身繫は三種なり。五蓋及び三結は有尋有伺にして、餘の二結及び三順下分結は三種、餘の二順下分結は有尋有伺なり。五順上分結中、無色の貪は無尋無伺にして、餘の四及び五見は三種なり。前五愛身及び欲貪・瞋恚隨眠は有尋有伺にして、第六愛身、及び餘の五隨眠は三種なり。九結中、瞋と嫉と慳との結は有尋有伺にして餘の六は三種なり。九十八隨眠中、欲界の三十六は有尋有伺、色界の三十一は三種にして、無色界の三十一は無尋無伺なり。

[四一]問ふ、此の中、何ものをか有尋有伺と名け、何ものをか無尋唯伺と名け、何ものをか無尋無伺と名くるや。答ふ、若し尋伺と俱にして、尋伺と相應し、是れ尋伺の等起にして、尋伺の轉ずる所のものなれば、有尋有伺と名け、若し尋と俱ならずして唯、伺とのみ俱なり、尋と相應せずして唯、伺とのみ相應し、尋の等起に非ずして唯、伺のみの等起なり、尋は已に寂靜にして唯、伺のみの轉ずる所のものを、無尋唯伺と名け、若し、尋伺と俱に非ず、尋伺と相應するに非ず、尋伺の等起に非ず、尋伺の轉ずる所に非ざるものなれば、無尋無伺と名く。復次に、若し種種の尋求と種種の伺察と有るものなれば、有尋有伺と名け、若し種種の尋求無く、種種の伺察有るものなれば無尋唯伺

【四〇】婆沙論は此の本文を略するも今は、發智論によりて補へり。（發智論第三卷）。

【四一】以下有尋有伺等の意義に就いて。

に非ず、行蘊の攝なるが故なり。或は有る處に、欲界は是れ麁にして、初靜慮は是れ細なりと說くも、此の中、尋伺は、俱に麁細に通ず、二地に皆、尋及び伺有るが故なり。或は有る處に、初靜慮は是れ麁にして、第二靜慮は是れ細なりと說くも、此の中、尋伺は、是れ麁なるも細に非ず、初靜慮の上には尋伺無きが故なり。是くの如き等の處に、麁細を施設し、多くの品類有るをもて、定めて、麁性を尋と名け、細性を伺と名くと執するべからず。亦、尋伺の二種は三界に皆有りと執するべからず。然して契經に、尋伺は是れ心の麁細の性なりと說くは、下二地の能く心を擾動する麁細の性に依りて說くものにして、第二靜慮乃至有頂の心は擾動を離るるが故に、尋伺無し」と。又、彼大德は既に二定以上の有尋有伺を說くなり。云何が有尋有伺等の三地に異り有ることを建立するや。彼は是の說を作す「欲界と初靜慮との一切の善と染と無覆無記と及び靜慮中間乃至有頂の染汚との心等を有尋有伺地と名け、靜慮中間の善及び無覆無記心等を無尋唯伺地と名け、第二靜慮乃至有頂の善及び無覆無記心等を無尋無伺地と名く。」と。若し爾らば、經の說を云何が通ずべきや。契經に說くが如し、「尋伺寂靜にして無尋無伺なれば、定生喜樂にして、第二靜慮に入り具足して住す」と。彼れ是の說を作す、「此の經は、善と無覆無記とに依りてとき、染に依りて尋伺寂靜なりとは、說かず」と。彼の說は理に非ず、所以は何ん、何の因緣有りて第二定に入るは唯、善と無記との尋伺寂靜にして染汚に非ずとなすや。寧ろ、染汚の尋伺寂靜にして、善と無記とに非ずと說くべし。所以は何ん。諸の染汚法は離染の時、捨するも、善と無記との法は、界地を越ゆる時、方に捨盡するが故なり。然るに譬喩者は是れ無知の果、黑闇の果、不勤加行の果なるが故に、尋伺は三界に皆、有りと說く。而も、尋と伺とは、下二地に有りて上七地に無し。是を正說となす。是くの如く、他宗の所說を止め、正理を顯示せんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

【本論】 答ふ、[三九]三結は三種なり。

て麁性＝尋、細性＝伺とするに對して阿毘達磨論師は尋は麁性、伺は細性なることは認むるも麁細の意義は多種多含なるを以て麁性＝尋、細性＝伺とは言はれざるなりとなり。

【三九】以下三結の尋伺分別。

二は非見なり。五蓋と五結とは倶に非見なり。五順下分結中、二は見にして三は非見なり。五順上分結は非見にして、五見は是れ見なり。六愛身は非見なり。七隨眠中、一は見にして、六は非見なり。九結中、[三二]二は見にして、七は非見なり。九十八隨眠中、[三三]三十六は是れ見にして、六十二は非見なり。

廣く見の義を釋すること、前已に說けるが如し、謂く、[三四]五見の處なり。

[三五]第三十節　三結乃至九十八隨眠の尋伺分別

【本論】　三結乃至九十八隨眠は、幾か有尋有伺、幾か無尋唯伺、幾か無尋無伺なりや。

[三六]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す、「欲界より乃至有頂には皆、尋伺有り」と。譬喩者の如し。彼は何が故に、此の執を作すや。契經に依るが故なり。謂く、契經に說く、「心の麁性を尋と名け、心の細性を伺と名く。然も麁細の性は欲界より乃至有頂に皆、得べし」と。故に知る三界に皆、尋伺有ることを。[三七]大德說きて曰く、「對法諸師の所說は、理に非ず。所以は何ん。心の麁細の性は三界に皆、有りて、契經に此は卽ち是れ尋伺なりと說けばなり。而も尋伺は唯、二地にのみ有り――謂く、欲界及び梵世なり――と言ふが故に、對法者の所說は理に非ず。亦、惡說惡受持者と名け、善說善受持者と名けず」と。[三八]阿毘達磨諸論師の言く、「我等の說く所と及び受持する所とは、是れ善にして惡に非ず。所以は何ん。麁細を施設するに多種有るが故なり。謂く、有る處に、纒は是れ麁にして隨眠は是れ細なりと說くも、此の中、尋伺は、麁にも非ず細にも非ず、此の二は、纒に非ず隨眠に非ざるが故なり。或は有る處に、色蘊は是れ麁にして、四蘊は是れ細なりと說くも、此の中、尋伺は、是れ細にして麁

欲取・我語取（又は貪欲・瞋恚身繫）をいふ。

【三二】　二とは、見結と取結とをいふ。

【三三】　三十六とは、苦諦下の身見一、邊見一、四諦下の邪見四見取四、見苦道諦下の戒禁取の二の十二、此れが三界にあるを以て三十六となる。

【三四】　婆沙四十九卷。

【三五】　尋（vitarka）とは、心の麁性にして心をして外物に向はしむる作用をいひ、伺（vicāra）とは、心の細性にして外物を心の中にて觀察する作用をいふ。

本節は諸煩惱中、如何なるものが此の尋伺と相應するやを明かにせんとしたる段なり。而して有尋有伺なるは、その心作用の粗なる欲界と初禪にして無尋唯伺はやゝ心作用の細となれる靜慮中間、無尋無伺なるは全く外物に關して心を惹かれざる第二禪以上なり。從て諸煩惱を此れに嵌めて考ふれば容易にその關係を了解し得べし。

【三六】　以下論究の所以に就いて。

【三七】　大德とは、舊に佛陀提婆とあり。

【三八】　譬喩者及び大德が經の「心の麁性を尋と名け心の細性を伺と名く」といふを解し

[二五]第二十九節　三結乃至九十八隨眠の見非見分別

【本論】 三結乃至九十八隨眠は幾か見にして、幾か非見なりや。

[二六]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め正義を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す、「一切の煩惱は皆、是れ見性なり。所以は何ん。行相猛利なるを說きて名けて見となすに、一切の煩惱は各、自業に於て行相猛利なればなり。有身見の、我我所を執する行相は猛利なり、邊執見の斷を執し常を執する行相は猛行なり、邪見の無を執する行相は猛利なり、見取の最勝を執する行相は猛利なり、戒禁取の能淨を執する行相は猛利なり、疑の猶豫する行相は猛利なり、貪の染著する行相は猛利なり、瞋の憎惡する行相は猛利なり、慢の高擧する行相は猛利なり、無明の不了の行相は猛利なるが如し。故に諸の煩惱は皆、是れ見性なり」と。或は復た有るが執す、「一切の煩惱は皆、見性に非ず。所以は何ん、諸法を了達するを說きて名けて見となすも、一切の煩惱は自の所緣に於て皆、了達せざるが故に見性に非ず」と。彼等の意を止め、諸の煩惱に、是れ見性なるもの有り、見性に非ざるもの有ることを顯さんがための故に、斯の論を作す。

【本論】 [二七]答ふ、三結中、二は見にして、一は非見なり。

二は見なりとは、[二八]有身見と戒禁取とを謂ひ、一は非見なりとは、疑を謂ふ。

餘を廣說すること本論の如し。

【本論】 [二九]三不善根は非見なり。三漏中、一は非見にして、二は應分別なり、謂く、欲漏は或は見、或は非見にして、欲界の五見は是れ見なるも、餘は非見なり。有漏は、或は見、或は非見にして、色・無色界の五見は是れ見なるも、餘は非見なり。四瀑流・四軛中、[三〇]一は見にして、三は非見なり。四取と四身繫との中、倶に、[三一]二は見にして、

【二五】 今、茲に見と稱せらるゝものは、身見・邊見・邪見・見取、戒禁戒の五見なり、本節は諸煩惱中此の五見に攝するものを見となし、然らざるものを非見(adṛṣṭi)となして分類せるなり。

【二六】 **論究の因由に就いて**―(一)見とは、行相猛利なるの意にして、一切煩惱は自業に於て行相猛利なるが故に一切を見となす異說。(二)見とは、諸法を了達するの謂なるに一切煩惱はその對象を了達せざるが故に一切煩惱は非見なりとする異說。此の兩者を破して諸煩中、見なるもの又は非見なるもののあることを現す。

【二七】 **以下三結等の見・非見分別。**

【二八】 有身見と戒禁取とは、推理判斷の一作用なれば之れ見なるも、疑は此に反して猶豫するものなれば見に非ず。

【二九】 婆沙論は此の本文を缺くも今は發智論によりて之を補へり。(發智論第三卷、大正・二六・頁九三〇c)、

【三〇】 一とは、見瀑流(軛)にして三とは、欲・有・無明瀑流(軛)をいふ。

【三一】 二は見にしてとは、見取・戒取(又は戒取・此實執身繫)にして二は非見なりとは、

集處に轉ずるが故に。

【本論】[20] 十九は見滅所斷、
滅處に轉ずるが故に。

【本論】[21] 二十二は見道所斷にして、
道處に轉ずるが故に。

【本論】[22] 十は修所斷なり。
事に依りて轉ずるが故なり。

[23] 問ふ、此の中、何者をか見苦所斷と名け、乃至、何者をか修所斷と名くるや。答ふ、若し[24]對治決定し、對治の所緣決定せるものなれば見苦乃至見道所斷と名け、若し對治、決定せず、對治の所緣も決定せざるものなれば修所斷と名く。復次に、若し處所決定し、對治の所緣、決定せるものなれば、見苦乃至見道所斷と名け、若し處所決定せず、對治の所緣も決定せざるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し苦忍、苦智が對治を爲すものなれば、見苦所斷と名け、乃至、若し道忍、道智が對治をなすものなれば、見道所斷と名け、若し苦・集・滅・道の智及び世俗智が對治をなすものなれば、修所斷と名く。復次に、若し苦法・類忍の斷ずるものなれば、見苦所斷と名け、乃至若し道法類忍の斷ずるものなれば、見道所斷と名け、若し四法・類智及び世俗智が斷ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し苦諦を觀じて斷ずるものなれば、見苦所斷と名け、乃至、若し道諦を觀じて斷ずるものなれば、見道所斷と名け、若し或は苦諦を觀じ、乃至、或は道諦を觀じ、或は餘事を觀じて斷ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し苦諦觀に違ふものなれば、見苦所斷と名け、乃至若し道諦觀に違ふものなれば、見道所斷と名け、若し四諦觀に違ひ、及び餘事の觀に違ふものなれば、修所斷と名く。

【二〇】 見集所斷の十九に同じ。

【二一】 二十二とは、三界各の貪・癡・慢・疑・邪見・見取・戒禁取の二十一と欲界の瞋との二十二をいふ。

【二二】 十とは、三界各の貪・癡・慢の九と欲界の瞋との十をいふ。

【二三】 以下見苦・集・滅・道・修所斷の定義に就いて。

【二四】 對治決定とは、能對治の智の定まれることにして、例へば苦諦下の惑に對しては、必ず苦忍智に限る場合を指し、所緣決定とは、能對治の智によりて斷ぜらるる對象が若し能對治の智が苦忍智ならば必ず苦諦下の惑と決定せるをいひ、之に對して決定せざるものとは苦・集・滅・道の智及び世俗智が能對治となる場合及びその對象も一定せざる場合をいふ。

【本論】[一五]三不善根に五種有り、或は見苦所斷乃至或は、修所斷なり。

五部に皆、貪、瞋、癡有るが故に。

【本論】三不善根の如く、三漏、四瀑流・四軛中の見を除く餘の瀑流・軛、四取中の欲取と我語取、四身繫中の貪欲と瞋恚との身繫、五蓋中、惡作と疑とを除く餘の蓋、五結中の貪と瞋と慢との結、五順下分結中の貪欲と瞋恚との結、六愛身中の意觸所生愛身、七隨眠中、見と疑とを除く餘の隨眠、九結中の愛と恚と慢と無明との結も亦、爾り。

體類、同じきが故に、[一六]總じて此は皆、五部に通ずと說くと雖も、而も別に分別せば、一有り、二有り、四有り、五有り。欲漏等の中の、有身見、邊執見、惡作、嫉、慳、忿、覆は唯、一部のみにして、戒禁取は唯、二部、邪見と見取と疑とは唯、四部にして、貪、瞋、慢等は五部に通ずるが故に。

【本論】惡作蓋は修所斷なり。

智の所斷なるが故に。

【本論】惡作蓋の如く、五結中の嫉と慳との結、五順上分結、六愛身中の前五愛身、九結中の嫉と慳との結も亦、爾り。

同じく事に依りて轉じて品類等しきが故なり。

【本論】[一七]九十八隨眠中、[一八]二十八は見苦所斷、

苦處に轉ずるが故に、

【本論】[一九]十九は見集所斷、

【一四】**特に疑の修所斷なき理由**――疑は抽象的なるもの丶判斷に對する猶豫にして、具象的事物に直面しては猶豫なければ迷事の惑たる修所斷無しとなり。

【一五】**以下三不善根等の五部分別。**

【一六】總括的に言へば五部に通ずといひ得るも、嚴密に言へば必ずしも皆、五部全體に通ずるに非ず。例へば欲漏と言ふもその欲漏は貪五・瞋五・慢五・見十二・疑四・纏十の四十一事を自性となすをもつてその中には一部なるものあり乃至五部に通ずるものあり。又、同じ一部といふも、有身見・邊執見の如きは、見苦所斷にして、惡作・嫉・慳・忿・覆の如きは修所斷なり、更に戒禁取の如き見苦道所斷の二部のもの、邪見・見・取・疑の如き四部のもの及び貪・瞋・慢の如き、五部全體に通ずるものあり。

【一七】**以下九十八隨眠の五部分別**

【一八】二十八とは、欲界の貪・瞋・癡・慢・疑・五見の十と上二界の瞋を除く他の各の九とを合して二十八といふ。

【一九】十九とは、三界の貪・癡・慢・疑・邪見・見取の十八と欲界の瞋との十九をいふ。

苦行を發起し、如是如是に煩惱垢を增して身心を染汚するをもて、涅槃を去ること遠し。人の身體の垢を除かんがための故に、穢水をもて澡浴するが如し。如如に澡浴して、如是如是に更に垢穢を增す。故に戒禁取は唯、二部のみに通ず。復次に、此の戒禁取は唯、苦と道との二處に於てのみ轉ずるが故に、苦處に轉ずるものは見苦所斷にして、道處に轉ずるものは見道所斷なり。復次に、此の戒禁取は唯、穢淨の二處に於てのみ轉ずるが故に、穢處に轉ずるものは見苦所斷にして、淨處に轉ずるものは見道所斷なり。復次に、此の戒禁取に唯、二種のみ有り。謂く、內・外道所起の差別なり。[二]內道の起すものは見苦所斷にして、外道の起すものは見道所斷なり。復次に、此の戒禁取に唯、二種のみ有り、謂く、[三]非因を因と計すると、及び非道を道と計するとなり。非因を因と計するものは見苦所斷にして、非道を道と計するものは見道所斷なり。

【本論】 戒禁取結の如く、四取中の戒禁取、四身繫中の戒禁取身繫、五順下分結中の戒禁取結、五見中の戒禁取も亦、爾り。

【本論】 疑結に四種有り、或は見苦所斷乃至或は、見道所斷なり。

自性同じきが故に。

[四]問ふ、何が故に、修所斷に疑有ること無きや。答ふ、未だ事を見ざる時、心に猶豫有るも、彼の事を見れば、已に猶豫、卽ち除くが故に、疑は是れ修所斷に有ることなし。

【本論】 疑結の如く、四瀑流・四軛中の見瀑流・見軛、四取中の見取、四身繫中の此實執身繫、五蓋中の疑蓋、五順下分結中の疑結、五見中の邪見と見取、七隨眠中の見と疑との隨眠、九結中の見と取と疑との結も亦、爾り。

體類、同じきが故に。

外道所起・非道計道は見道所斷なればなり。
　然るに婆沙百九十九卷には非道計道の中に二種を分ち、一、執ニ有漏戒等一爲レ道を見苦所斷とし、二、執下謗ニ道諦一邪見等上爲レ道を見道所斷とし非道計道を見道所斷とのみする說と相違せり、更に世親は戒禁取を見苦道所斷斷となすことに不贊を唱へ、一、太過失の難、二、無別相難、三、執見疑難、四、集滅邪見難（光記の命名による）の四過失を數へて大いに論難せり。（倶舍十九卷參照）。

【二】 內道者は三寶に歸依して聖道を無用と執するが如きこと無きを以つて見道所斷の戒禁取を起さざるも外道は然らざるが故に見道所斷の戒禁取をも起すなり。

【三】 非因を因と計すとは、大自在天（Maheśvara）・生主（Prajāpati）等の如き世界の原理に非ざるものを原理と立てゝ常一なりとし、或は水火等に投じて種々の苦行をなして以て生天の因なりと思考するをいひ、非道を道と計すとは狗戒、牛戒等を受持して淸淨解脫を得と執し、又外道の智（例へば數論派・瑜伽派の如き智）を眞の解脫道なりと執するをいふ。

とを得るが如く、亦、瓦器に膩、深入せざれば、水にて盪(あら)へば便ち淨まるも、膩の深く入るものは、或は湯を以て煮、或は火を以て燒きて、然る後、淨まることを得るが如し。尊者妙音は亦、是の說を作す、「此の見は麁なるが故に、初無間道の現在前する時、即便ち、永斷す、——衣器の二喩は亦、前說の如し」と。復次に、此の見の根は深く境地に入るに非らず。深く入らざるが故に、其の性、羸劣にして初無間道の苦法・類忍の現在前する時、即便ち、永斷す。若し煩惱の根、深く境地に入るものなれば、後無間道の金剛喩定の現在前する時、方に能く斷盡す。譬へば、樹根の、深く地に入らざるば、小風、之を吹けば即便ち摧倒するも、根の深く入るものは、大風、之を吹かば乃ち摧倒す可きが如し。尊者世友は是くの如き說を作す、「此の有身見は、五蘊を緣じて起るをもて、如實に五取蘊を觀見する時、此の見は便ち斷ず」と。復次に、此の有身見は、常樂淨我の想よりして生ずるをもて、四想斷ずる時、此の見は便ち斷ず。[一〇]大德說きて曰く、「此の有身見は有身(satkāya)を緣じて生ずるをもて、有身見と名け、若し有身に我我所無しと觀ずれば、此の見は便ち斷ずるが故に、有身見結は唯、見苦所斷なり」と。

【本論】 有身見結の如く、五順下分結中の有身見結、五見中の有身見と邊執見も亦、爾り。

自性同じきが故に、俱に苦に迷ふが故に。

【本論】 戒禁取結に二種有り、或は見苦所斷、或は見道所斷なり。

[一一]問ふ、何が故に、戒禁取は見集・滅所斷に非ざるや。答ふ、外道は唯、苦と道とに於てのみ此の戒禁取を起すが故なり。謂く、諸の外道は亦、能く、集は垢穢處の如しと謂ひ、亦、能く滅は洗浴處の如しと謂ふ。彼は集は是れ垢穢處なりと謂ふが故に、悕求を生ぜず。彼は滅は是れ洗浴處なりと謂ふが故に、妄に悕求を生ず。妄りに悕求するが故に、種種の無利の苦行を發起す、如如(かく)に無利の

身見結は是れ、倒の自性なりといひしなり。而して此等の顚倒が見苦所斷なるは、苦諦を緣じて、苦・空・非淨・非我の行相をなすとき、樂・常・淨・我の四顚倒は滅すればなり。

【八】煩惱にして細なるものとは、有頂の第九品の惑を指し、こは三界最後の惑にして若し、之を斷ずれば三界を越度するが故に、極めて細なり。上上品の智に非ざれば能く之を斷ずることを得ず即ち、第九無間道なる金剛喩定の起るとき永斷するなり。

【九】淨灰とは、洗粉の一種なり。

【一〇】大德とは、舊に尊者佛陀提婆とあり。

【一一】**戒禁取の見集滅所斷に非ざる理由に關する諸說**——
（一）外道は集を垢穢處なりとして悕求せず、滅を洗浴處なりとして、妄に悕求して無益の苦行をなし、反つて煩惱を增すが故に見集滅所斷に非ず。
（二）（a）唯、苦處と道處に轉ずるが故に、（b）唯、穢淨の二處に轉ずるが故に、（c）內外道所起の二種あるが故に、（d）非因計因・非道計道の二種あるが故にして、而して苦處・穢處・內道所起・非因計因は見苦所斷にして、道處・淨處・

巻の第五十二（第二編　結蘊）

（結蘊第二中、不善納息第一之七　舊譯第二十八――九巻）

[一]第二十八節　三結乃至九十八隨眠の見苦集滅道修所斷分別

【本論】三結乃至九十八隨眠は、幾か見苦所斷乃至幾か修所斷なりや。

[二]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、[三]前門已に頓斷沙門の意を止むと雖も而も、未だ頓[四]現觀者の意を遮せず、亦、未だ漸現觀の義を顯はさざるをもて、今、頓漸現觀を遮顯せんと欲するなり。有るが是の說を作す「前門に已に頓現觀者の意を遮し、亦、已に漸現觀の義を顯はせりと雖も、而も麁顯明了現見ならざるをもて、今、麁顯明了現見せしむるなり」と。或は說者有り、「今、五部の煩惱及び五對治を顯示せんと欲す、五部の煩惱とは、見苦所斷乃至修所斷を謂ひ、五部の對治とは、苦忍、苦智は是れ見苦所斷對治、乃至道忍・道智は是れ見道所斷對治にして、苦集滅道及び世俗智は是れ修所斷對治なるを謂ふ、此の因緣に由るが故に、此の論を作す」と。

【本論】[五]答ふ、三結中、有身見結は見苦所斷なり。

[六]問ふ、何が故に、有身見は唯、見苦所斷なりや。答ふ、此の見は唯、苦處に於てのみ轉ずるが故に、苦を觀察する時、此の見は便ち斷ず。復次に、此の見は唯、果處に於てのみ轉ずるが故に、果を觀察する時、此の見は便ち斷ず。復次に、[七]有身見結は是れ倒の自性なり。一切顛倒は皆、見苦斷にして、顛倒の斷ずる時、此の見も亦、斷ず。對治同じきが故に。復次に、此の煩惱は麁にして、初無間道の苦法・類忍の現在前する時、卽便ち、永斷す。若し[八]煩惱にして細なるものなれば、後無間道の金剛喩定の現在前する時、方に能く斷盡す。衣に垢有るに、堅著ならざるものは、纔かに洗ふに便ち淨まるも、若し堅著するものは、[九]淳灰等を以て、功を用ひて之を浣(あら)ひて然る後、淨まるこ

【一】前節に見所斷・修所斷の意義を明かにせるを以て、此節に於ては、更に見所斷中に、苦諦に迷ふ見苦所斷の惑、集諦に迷ふ見集所斷惑、滅諦に迷ふ見滅所斷惑、道諦に迷ふ見道所斷の惑の四を分ち、修所斷の惑と合して五部となし、之れによりて三結乃至九十八隨眠を分類せんとしたるものなり。

【二】論究の因由に就いて。

【三】前五十一卷第二十六節を參照せよ。

【四】現觀とは、正しくは聖諦現觀(āryasatya-abhisamaya)の謂にして、之に見現觀(darśana-a.)・緣現觀(ālambana-a.)・事現觀(kāryā-a.)の三種あり、更に見現觀中に頓現觀說と漸現觀說との二種あり、前者を主張せしは、稱友によれば法密部にして光記は之を大衆部と判ぜり、漸現觀の主張は有部の立場なり。(俱舍論二十三卷參照)。

【五】以下、三結の五部分別。

【六】特に有身見の見苦所斷なる所以に就いて。

【七】常・樂・我・淨の四顛倒中、邊見中には常見を取りて以て常倒となし、見取中には樂と淨とを取りて樂淨倒となし、有身見中には唯我見を取りて我倒となすが故に茲に有

先に非擇滅を得し、後に擇滅を得するものなれば、見所斷と名け、若し法の、或は先に非擇滅を得し後に擇滅を得し、或は先に擇滅を得し後に非擇滅を得し、或は一時に二滅を得するものなれば、修所斷と名く。復次に、若し彼を斷ずる時、一諦を緣ずる道を修するものなれば、見所斷と名け、若し彼を斷ずる時、四諦を緣ずる道を修するものなれば、修所斷と名く。復次に、若し彼を斷ずる時、〔八二〕四行相道を修するものなれば、見所斷と名け、若し彼を斷ずる時、十六行相道を修するものなれば、修所斷と名く。復次に、若し彼を斷ずる時、唯、相似道を修するものなれば、見所斷と名け、若し彼を斷ずる時、相似、不相似道を修するものなれば、修所斷と名く。復次に、若し彼を斷ずる時、〔八三〕二或は一三摩地を修するものなれば、見所斷と名け、若し彼を斷ずる時、三三摩地を修するものなれば、修所斷と名く。復次に、若し彼を斷ずる時、不起にて斷ずるものなれば、見所斷と名け、若し彼を斷ずる時、或は起にて或は不起にて斷ずるものなれば、修所斷と名くるなり。

阿毘達磨大毘婆沙論巻第五十一

【八〇】　忍位には惑の最後の刹那の得が現在に在り、未來生相位には擇滅の離繫得有り、爲めに、惑の得は現在に在りと雖も續起すること能はず、此れ忍の力にして、この作用を障礙するもの無く、次念には必ず無間に擇滅を得するが故に無間道と名け、十六心中八忍は無間道なり。此れに對して智は忍の次刹那に擇滅を得するが故に解脫道といふ。而して此の智の中見道の攝なるは前七智にして、第十六位の道類智は修道なり。（俱舍論二十三卷）

【八一】　智が無間道となるとは、修道に於ける無間道にして見道には非ず。

【八二】　四行相道とは、一諦に就いて四行相を修するをいひ、十六行相道とは四諦各の四行相を合して修するをいふ。

【八三】　空三摩地は空と非我の行相と相應する等持にして、無相三摩地は滅の四行相と相應する等持、無願三摩地は、非常と苦の二及び集・道の二諦を緣ずる八との十種の行相と相應する等持なり、故に三三摩地を合すれば十六行相となるを以て三三摩地を修して斷ずるものは修所斷なり、他の二或は一三摩地を修して斷ずるは修所斷に非ずして見所斷となる。

して斷ずるものなれば、見所斷と名け、[七三]尫疾人の驢車を禦するが如くにして斷ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し彼を斷ずる時、唯、自の所觀の諦の諸の行相を修するものなれば、見所斷と名け、若し彼を斷ずる時、亦、他の所觀の諦の諸の行相をも修するものなれば、修所斷と名く。復次に、若し[七四]向道を以て未だ果を成就せずして斷ずるものなれば、見所斷と名け、若し向道を以て已に果を成就して斷ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、[七五]若し無分齊の品類道を以て斷ずるものなれば、見所斷と名け、若し有分齊の品類道を以て斷ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し[七六]隨信隨法行道を以て斷ずるものなれば、見所斷と名け、若し信勝解、見至、身證道を以て斷ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し初頓起道を以て斷ずるものなれば、見所斷と名け、若し後數起道を以て斷ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、[七七]若し彼が離繫にして四沙門果の攝なれば、見所斷と名け、若し彼が[七八]離繫にして或は三、或は二、或は一沙門果の攝なれば、修所斷と名く。復次に、若し所斷の法が無事を緣ずるものなれば、見所斷と名け、若し所斷の法が有事を緣ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し彼れ斷じ已りて永く退せざるものなれば、見所斷と名け、若し彼れ斷じ已りて或は退し或は退せざるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し解脫し已りて復た縛せざるものなれば、見所斷と名け、若し解脫し已りて或は復た縛し、或は復た縛せざるものなれば、修所斷と名く。復次に、[七九]若し離繫し已りて復た繫せざるものなれば、見所斷と名け、若し離繫し已りて、或は復た繫し、或は復た繫せざるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し彼を斷ずる時、[八〇]忍は無間道となり智は解脫道となるものなれば、見所斷と名け、若し彼を斷ずる時、[八一]智は無間道となり、智は解脫道となるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し彼を斷ずる時、智は加行道となり、忍は無間道となり、智は解脫道となるものなれば、見所斷と名け、若し彼を斷ずる時、智は加行、無間、解脫道となるものなれば、修所斷となる。復次に、若し法の、

【七二】一因道とは無漏道をいひ、二因道とは無漏道と世俗道との二道とをいふ。

【七三】尫疾人とは舊に無足人とあり。

【七四】向道には、預流・一來・不還・羅漢の四種あるも、未だ果を成就せざるは見道位のみ。

【七五】見所斷の惑は之を九品に分ちて斷ずること無く一時に斷ずるも修所斷の惑は上中下に各上中下を分ちて九品となして一品一品と漸斷するなり。

【七六】隨信隨法行者は見道十五心中の聖者信勝解(śraddhādhimupta)・見至(dṛṣṭiprāpta)は、右の二の道類智已得のもの、身證(kāyasākṣin)とは信勝解と見至との中滅定を得せしもの。

【七七】沙門果を證するには、必ず見惑を斷盡せざるべからざるが故に見所斷法の離繫は四沙門果の攝なり。

【七八】修惑は、前六品斷は三(羅漢・不還・一來)沙門果の攝・欲の九品全斷は二沙門果の攝・色・無色の修惑の全斷は一沙門果即ち羅漢の攝なるをいふ。

*【七九】離繫し已りて復た繫せずとは見道の不退なるをいひ、離繫し已りて或は復た繫し或は繫せずとは修道に於ては退と不退とあるをいふ。

の中に於ては、若し見力に由りて斷じ棄し吐するものなれば、見所斷と名け、已得道にして、若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作して、分齊品類、漸く微薄乃至究竟ならしめて、皆、斷盡する如きものなれば修所斷と名く」と。問ふ、此は何の義を說くや。答ふ、此は、見道は是れ猛利道にして暫ち現在前せば一時に能く九品の煩惱を斷じ、修道は是れ不猛利道にして、數數、修習し、久時に方に九品の煩惱を斷ずること、利鈍二刀の同じく一物を截つに、利なるものは頓斷し、鈍なるものは漸斷するが如く、暫見して斷ずるものを見所斷と名け、數、修して斷ずるものを、修所斷と名くることを說くなり。復次に、若し見の增上道を以て斷ずるものなれば、見所斷と名け、若し修の增上道を以て斷ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し[六八]見・慧の二相の道を以て斷ずるものなれば、見所斷と名け、若し見・智・慧の三相の道を以て斷ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し眼(caksus)・明(vidyā)・覺(buddhi)・慧(prajñā)の四相の道を以て斷ずるものなれば、見所斷と名け、若し眼・明・覺・智・慧の五相の道を以つて斷ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し諸忍を以て斷ずるものなれば、見所斷と名け、若し諸智を以て斷ずるものなれば修所斷と名く。復次に、若し九品を一品を以て斷ずるものなれば、見所斷と名け、若し九品を九品を以て斷ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し[六九]未知當知根を以て斷ずるものなれば見所斷と名け、若し已知根を以て斷ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し石を析くが如くして斷ずるものなれば、見所斷と名け、若し藕絲を絕つが如くして斷ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し[七〇]勇決に違ふものなれば、見所斷と名け、若し加行に違ふものなれば、修所斷と名く。復次に、[七一]未だ見諦せずして、而も諦を觀じて斷ずるものなれば、見所斷と名け、若し已に見諦し、重ねて諦を觀ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、若し[七二]一因道を以て斷ずるものなれば、見所斷と名け、若し二因道を以て斷ずるものなれば、修所斷と名く。復次に、大力士の甲冑を擐るが如くに

【六八】　見(dṛṣṭi)・忍(kṣānti)・智(jñāna)は共に慧(prajñā)の異作用なれど其の間に區別ありて、見とは推理等の作用をいひ、忍とは忍可にして諦理の眞相を認め乍らも未だ決斷に至らざるをいひ、智とは、確かに相違なしと決斷する作用をいふ。尙、是等の廣狹關係に就きては、婆沙論第九十五卷を參照すべし。

【六九】　未知當知根(anājñātamājñāsyāmi-indriyam)とは、見道に在ては未だ曾て知らざりし所の四諦の理を知らんとして行動する意根・樂根・喜根・捨根・及び信・勤・念・定・慧の九根をいひ、已知根(ājñā-i.)とは、彼の九根は修道位に在りては已に四諦の理を知り了れども更に餘の煩惱を斷ぜんがために彼の四諦の境に於て數々了知するを以つて已知と名く。

【七〇】　勇決とは舊に發意とあり。

【七二】　見道は未だ曾て一度も四諦を現觀せず、今始めて現觀して四諦の理を知るも、修道は已に見道によりて四諦を現觀し、更に、後、その理を修習して斷ずべき迷事の惑を斷ずるために四諦の理を重ねて觀ずるなり。

の離染、聖道と世俗との作用に依りて說く。復次に。此の論は是れ決定の說なるも、彼の論は異門に依る說なり。謂く、[六六]先に欲乃至無所有處の染を離れて正性離生に入るものは、彼れは見道中に亦、下八地の見所斷法の無漏の離繫得をも證するが故に、是の說を作す、「八十八は見所斷にして、十は修所斷なり」と。尊者妙音は、亦、是の說を作す、「此の論の所說は決定の理に依り、品類足論の八十八は見所斷なりと說くは、無漏の離脫得を證するに依りて說き、或は、漸次得果者に依りて說くなり」と。

[六七]第二十七節　特に見修斷の意義に就て

問ふ、何が故に見所斷と名け、何が故に修所斷と名くるや。見は修を離れず、修は見を離れざるに、如何が二所斷の名を建立するや。答ふ、見道中にも亦、如實の修の得べきもの有り、修道中にも亦、如實の見の得べきもの有りと雖も、而も見は是れ慧にして、修は是れ不放逸なり。如實とは、是れ增廣の義、或は猛利の義なり。見道中、慧は多くして不放逸は少なく、修道中、不放逸は多くして慧は少なし。故に彼の所斷の名に差別あるなり。復次に、如實とは是れ平等の義、或は相似の義なり。見道中、爾所の慧有り亦、爾所の不放逸有り、修道中、爾所の不放逸有り亦、爾所の慧有りと雖も、而も見道中、慧の用は增勝なるも不放逸の用は劣弱にして、修道中、不放逸の用は增勝なるも慧の用は劣弱なり。故に彼の所斷の名に差別有り。尊者世友は是くの如き說を作す、「四諦を觀じて諸の煩惱を斷ずるに、此は見所斷にして、此は修所斷なりと分別する可からずと雖も、而も見力に由りて斷じ棄し吐するものを、見所斷と名け、已得道にして、若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作して、分齊品類、漸く、微薄乃至究竟ならしめて、皆、斷盡する如きものを、修所斷と名く」と。有るが是の說を作す、「見所斷のものは亦、修所斷と名く、見道中にも亦、如實の修有るが故に。修所斷のものは亦、見所斷と名く、修道中にも亦、如實の見有るが故に、此の義

【六六】世俗道によりて下八地の染を離れしものが正性離生に入れば既に下八地の見所斷法の離繫得を證せるも、再び、見道中に無漏の離繫得を證するを以て八十八は見所斷なりといふなり。

【六七】先に諸煩惱の見修所斷を分別し以つてその因みに見所斷、修所斷の意義を明かにせんとしたる段なり。

九結中の嫉と慳との結も亦、爾り。

同じく是れ九品の智の所斷なるが故に。

【本論】疑蓋は、若し異生が斷ずれば修所斷にして、世尊の弟子が斷ずれば見所斷なり。

此は唯、欲界の前四部なるが故に。

【本論】[六二]九十八隨眠中、二十八は見所斷にして、

謂く、有頂の前四部なり。

【本論】十は修所斷なり。

謂く、三界の修所斷の部なり。

【本論】餘は、若し異生が斷ずれば修所斷にして、世尊の弟子が斷ずれば見所斷なり。

謂く、下八地の前四部なり。

[六三]問ふ、若し[六四]二十八は見所斷、十は修所斷にして、餘は不定なれば、品類足論は、何が故に、九十八隨眠中、八十八は見所斷にして、十は修所斷なりと說くや。答ふ、此の文は是れ了義なるも、彼の文は是れ不了義、此の文には別の意趣なきも、彼の文には別の意趣有り、此の文には別の因緣なきも、彼の文には別の因緣有り、此の文は勝義諦に依りて說くも、彼の文は世俗諦に依りて說くなり。復次に、彼の論は、漸次者、[六五]具縛者、非超越者に依りて說くも、此の論は、非漸次者、不具縛者、超越者に依りて說く。復次に、彼の論は唯、聖者の離染に依りて說き異生に依りて說くに非らず、聖道の作用に依りて說き世俗道の作用に依りて說くに非ず。此の論は、通じて、聖者と異生と

【六二】九十八隨眠の見修所斷分別。

【六三】八十八使を見所斷とする品類足論の說に對する批評

【六四】二十八とは、有頂の苦諦下の九、集滅諦下の各〻六、道諦下の七をいひ、十とは欲界の貪・瞋・癡・慢と、上二界の貪、癡・慢を指す。

【六五】具縛者とは九品の惑を一品も斷ぜざるものをいひ、非超越者とは見道を經て修道の一品より順次に斷じて行くもの。

とにして、異生身中の五部、聖者身中の四部なり。彼れは、若し異生が斷ずれば修道を以て斷じ、聖者が斷ずれば見道を以て斷ず。異生が斷ずれば世俗道を以て斷じ、聖者が斷ずれば無漏道を以て斷ず。異生が斷ずれば智を以て斷じ、聖者が斷ずれば忍を以て斷ず。異生が斷ずれば九品を以て九品を斷じ、聖者が斷ずれば一品を以て九品を斷ず。異生が斷ずれば、數、起して斷じ、聖者が斷ずれば、不起にして斷ず。異生が斷ずれば諦を觀ぜずして斷じ、聖者が斷ずれば、諦を觀じて斷ずればなり。

【本論】 有漏と無明漏との如く、四暴流と軛との中の無明暴流と無明軛、四取中の我語取、五結中の貪と慢との結、六愛身中の意觸所生愛身、七隨眠中の有貪と慢と無明との隨眠、九結中の愛と慢と無明との結も亦、爾り。

自性同じきが故に、俱に[五九]八と九との地に通じ、及び五部に通ずるが故に。

[六〇]前行に三種有り、一に不共前行、二に畢竟前行、三に最初前行なり。不共前行とは三結等の如く、畢竟前行とは三不善根等の如く、最初前行とは、有漏無明漏等の如し。若し諸の煩惱にして三界繫に通じ、唯、見所斷のものならば、彼は見を前行となして二句有り。三結等の如し。若し諸の煩惱にして、唯、欲界繫にして五部に通ずるものならば、彼は修を前行となして、二句有り。三不善根等の如し。若し諸の煩惱にして三界繫に通じ亦、五部に通ずるものならば、彼は見を前行となして三句有り。有漏無明漏等の如し。是を此處に略毘婆沙と謂ふ。

【本論】[六一] 惡作蓋は修所斷なり。

異生と聖者とは俱に九品の智を以て彼を斷ずるが故に。

【本論】 惡作蓋の如く、五結中の嫉と慳との結、五順上分結、六愛身中の前五愛身、

【五九】 八地に通ずとは有漏、有貪等が欲界を除く上八地に在るをいひ、九地に通ずとは無明漏等の如き三界九地に在るをいふ。

【六〇】 前行の三種に就いて。

【六一】 惡作・疑蓋等の見修所斷分別。

謂く、有漏は初靜慮より乃至非想非非想處に得べく、無明漏は欲界乃至非想非非想處に得べし。世俗道起らば、能く初靜慮乃至無所有處の有漏と欲界乃至無所有處の無明漏とを斷ずるも、非想非非想處に於ける有漏と無明漏とは、此の世俗道に能く斷ずるの力無し。便ち住して進まざればなり。後、若し見道現在前する時、方に能く彼の見所斷のものを斷ず。此の中、有漏、無明漏とは彼の自性を定め、非想非非想處の繫とは彼の地を定め、隨信隨法行とは彼の能斷の補特伽羅を定め、現觀邊の諸忍とは、彼の對治道を定め、斷とは彼の道の所作を定む。若し有漏、無明漏にして、不雜對治、決定對治、不共對治有らば、聖者は斷ずるも異生は非らず。聖道は斷ずるも世俗は非らず。見道は斷ずるも修道は非らず。忍は斷ずるも智は非らずとは是れ此の所說なり。

云何が修所斷なりや。

【本論】若し有漏、無明漏にして學見迹が諸智をもて斷ずるものなれば、是れ修所斷なり。

謂く、彼の有漏と無明漏とに五部有るをもて見道現在前する時、前四部を斷ずるも、修所斷に於ける有漏と無明漏とは、此の見道に能く斷ずるの力無し。便ち住して進まざればなり。後、勝修道現在前する時、方に能く彼を斷ず。此の中、有漏、無明漏とは彼の自性を定め、學見迹とは彼の能斷の補特伽羅を定め、諸智とは彼の能斷の對治道を定め、斷とは彼の道の所作を定む。若し有漏、無明漏にして、不雜對治、決定對治、不共對治有らば、聖者は斷ずるも異生は非らず、修道は斷ずるも見道は非らず、智は斷ずるも忍は非らずとは是れ此の所說なり。

【本論】餘は、若し異生が斷ずれば修所斷にして、世尊の弟子が斷ずれば見所斷なり。

何者か是れ餘なりや。謂く、初靜慮より乃至無所有處の有漏と、欲界より乃至無所有處の無明漏

し。聖者は見道現在前する時、見所斷を斷じ、後、若し修道現在前する時は修所斷を斷ず。異生は、修道現在前する時、總じて五部を斷ず。諸の異生は五部の差別を分別すること能はざるを以て、唯、能く總じて斷ず。異生の、修所斷を斷ずるの言を說かば、卽ち已に彼を說くが故に、別說せざるなり。復次に、學見迹の諸智が斷ずとの言を說けば、卽ち已に彼を顯はすが故に別說せず。異生身中の修所斷とは、卽ち學見迹の智の所斷なるが故に。

【本論】 貪不善根の如く、瞋と癡との不善根、三漏中の欲漏、四暴流と四軛との中の欲暴流と欲軛、四取中の欲取、四身繫中の貪欲と瞋恚との身繫、五蓋中の惡作と疑とを除く餘の蓋、五結中の瞋結、五順下分結中の貪欲と瞋恚との結、七隨眠中の欲貪と瞋恚との隨眠、九結中の恚結も亦、爾り。

自性同じきが故に、倶に唯、欲界にして五部に通ずるが故に。

【本論】[五八] 有漏と無明漏とは、見を前行となして、三句有り、或は見所斷、或は修所斷、或は見修所斷なり。

問ふ、前行とは是れ何の義なりや。答ふ、先立の義、先答の義、是れ前行の義なり。先立の義、是れ前行の義なりとは、先に見所斷の句を立て、次に修所斷の句を立て、後に不定の句を立つるなり。先答の義、是れ前行の義なりとは、先に見所斷の句を以て答へ、次に修所斷の句を以て答へ、後に不定の句を以て答ふるなり。

云何が見所斷なりや。

【本論】 若し有漏、無明漏の、非想非非想處の繫にして、隨信隨法行が現觀邊の諸忍をもて斷ずるものなれば、是れ見所斷なり。

は、見修を分たざるが故に唯、修所斷といはゞ、五部全體を包括す。若し、假に、見修に分ちて、論ずとせば、異生の修所斷なるは「既に學見迹の斷ずるは修所斷なり」と言ひし中に含まれゐるを以て不擇の過なしとなり。

【五八】以下、有漏、無明漏等の見修所斷分別。

の貪不善根を斷ずるも、修所斷に於ける貪不善根は、此の見道に能く斷ずるの力無し、便ち住して進まざればなり。後、勝修道の現在前する時、方に能く彼を斷ずるなり。此の中、貪不善根とは、彼の自性を定め、學見迹とは彼の能斷の補特伽羅を定め、諸智とは、彼の對治道を定め、斷とは彼の道の所作を定むるなり。若し貪不善根にして、不雜對治、決定對治、不共對治有らば、聖者は斷ずるも異生は非らず、修道は斷ずるも見道は非らず、智は斷ずるも忍は非ずとは、是れ此の所說なり。

【本論】 餘は、若し異生が斷ずれば、修所斷にして、世尊の弟子が斷ずれば、見所斷なり。

何ものか是れ餘なりや。謂く前四部の貪不善根にして、即ち、見苦乃至見道所斷なり。彼れにして、若し異生が斷ずれば修道を以て斷じ、聖者が斷ずれば、見道を以て斷ず。異生が斷ずれば世俗道を以て斷じ、聖者が斷ずれば無漏道を以て斷ず。異生が斷ずれば智を以て斷じ、聖者が斷ずれば忍を以て斷ず。異生が斷ずれば九品を以て九品を斷じ、聖者が斷ずれば、一品を以て九品を斷ず。異生が斷ずれば數、起して斷じ、聖者が斷ずれば不起にして斷ず。異生が斷ずれば諦を觀ぜずして斷じ、聖者が斷ずれば諦を觀じて斷ず。

[五七] 問ふ、此の中、所說の、若し貪不善根にして、學見迹の諸智の斷ずるものなれば是れ修所斷なりとは、聖者の身中の修所斷の貪不善根を顯はし。◎餘は、若し異生が斷ずれば、修所斷にして、世尊の弟子が斷ずれば見所斷なりとは、異生と聖者との身中の見所斷の貪不善根を顯はすなり。餘に異生の身中には修所斷の貪不善根有るに、此の中、何が故に說かざるや。答ふ、說くべくして而も說かざるは、當に知るべし、此の義、有餘なることを。復次に、彼は已に說きて前所說中に在り。所以は何ん。部の差別を以て、煩惱を建立し、在身の諸煩惱を以てせざればなり。部に五有りて六無

【五七】「學見迹が斷ずるは聖者身中の修所斷にして、餘は異生が斷ずれば修所斷、聖者が斷ずれば見所斷とは異生と聖者との身中の見所斷の貪を現す」とせば、異生身中の修所斷の貪が論ぜられざることゝなるにあらずやとは問者の意、此れに對する答は見修の二を分つは聖者に於てのみ言はれることにして異生にて

り。

何ものか是れ餘なりや。謂く、欲界より乃至無所有處の戒禁取と疑となり。彼れにして若し異生が斷ずれば、修道を以て斷じ、聖者が斷ずれば見道を以て斷ず。異生が斷ずれば世俗道を以て斷じ、聖者が斷ずれば無漏道を以て斷ず。異生が斷ずれば智を以て斷じ、聖者が斷ずれば、忍を以て斷ず。異生が斷ずれば、九品を以て九品を斷じ、聖者が斷ずれば、一品を以て九品を斷ず。異生が斷ずれば數・起して斷じ、聖者が斷ずれば、不起にして斷ず。異生が斷ずれば諦を觀ぜずして斷じ、聖者が斷ずれば諦を觀じて斷ず。

【本論】 戒禁取と疑との結の如く、四瀑流と四軛との中の見暴流と見軛と、四取中の見取と戒禁取と、四身繫中の戒禁取と此實執取との身繫と、五順下分結中の戒禁取と疑との結と、五見中の邪見と見取と戒禁取と、七隨眠中の見と疑との隨眠と、九結中の見と取と疑との結も亦、爾り。

自性同じきが故に、倶に九地に通じ、唯、[五四]四部の故なり。

【本論】[五五] 貪不善根は修を前行となして二句有り、或は修所斷、或は見修所斷なり。

問ふ、前行は是れ何の義なりや。答ふ、先立の義、先答の義、是れ前行の義なり。先立の義、是れ前行の義なりとは、先に修所斷の句を立て、後に不定の句を立つるなり。先答の義、是れ前行の義なりとは、先に修所斷の句を以て答へ、後に不定の句を立てて答ふるなり。

云何が修所斷なりや。

【本論】 若し貪不善根にして、[五六]學見迹の諸智が斷ずるものならば、是れ修所斷なり。

謂く、貪不善根は五部に得べし。即ち見苦乃至修所斷なり。見道起らば、能く見苦乃至見道所斷

惑は、無漏道及び世俗道の兩者に依りて斷じ得れば、此れを雜對治といひ、有頂のそれは唯無漏道に限るを以て、不雜對治といふ。決定對治、不共對治も例して知るべし。

【五一】 異生が斷ずるときは世俗道に由るを以て、下下品の智で上上品の惑を斷ずる故、九品を以つて九品を斷ずといひ、聖者の場合は、無漏道斷なるが故に忍を起すとき九品一時に斷ずるなり。

【五二】 一部とは見苦所斷を指す。

【五三】 戒禁取・疑等の見修所斷分別。

【五四】 四部とは四諦四部のこと。

【五五】 以下、三不善根等の見修所斷分別。

【五六】 學見迹とは、道類智已に生じたる有學位の聖者をいひ、既に具に四聖諦の跡を見るが故に此の名を得。

諦を觀じて斷ずるなり。

【本論】 有身見結の如く、五順下分結中の有身見結と、五見中の有身見と邊執見とも亦、爾り。

自性同じきが故に、倶に九地に通じ、唯、[五二]一部なるが故なり。

【本論】 [五三]戒禁取と疑との結は、見を前行となして、二句有り、或は見所斷、或は見修所斷なり。

前行の義は上に說けるが如し。

云何が見所斷なりや。

【本論】 若し戒禁取と疑とが、非想非非想處の繫にして、隨信隨法行が現觀邊の諸忍をもて斷ずるものなれば、是れ見所斷なり。

謂く、戒禁取と疑とは、欲界より乃ち非想非非想處に至るまで之を得べし。世俗道起らば能く欲界乃至無所有處の戒禁取と疑とを斷ずるも、非想非非想處に於ける戒禁取と疑とは、此の世俗道に能く斷ずるの力無し。便ち住して進まざればなり。後、若し見道現在前する時、方に能く彼を斷ず。此の中、「戒禁取と疑と」とは、彼の自性を定め、非想非非想處の繫とは、彼の地を定め、隨信隨法行とは、彼の能斷の補特伽羅を定め、現觀邊の諸忍とは、彼の對治道を定め、斷ずとは、彼の道の所作を定む。若し戒禁取と疑とにして、不雜對治、決定對治、不共對治有らば、聖者は斷ずるも異生は非らず。聖道は斷ずるも世俗は非らず、見道は斷ずるも修道は非らず、忍は斷ずるも智は非らずとは、是れ此の所說なり。

【本論】 餘は、若し異生が斷ずれば修所斷にして、世尊の弟子が斷ずれば見所斷な

說。

【四四】 四聖諦に於て現觀を得するは、漸にして頓に非ずとは、四聖諦を現觀するに十六段楷あればなり、即ち四諦を上下二界の苦集滅道に分ち、それに忍と、智とを配すれば十六となるなり。即ち苦諦に關して苦法智忍、苦法智（欲界）・苦類智忍・苦類智（上界）あるが如く、集滅道に就いても、亦然るをもて、十六刹那を要するが故に頓に非ざるなり。

【四五】 **見修所斷の區別なしとする異說。**

【四六】 但は大正本に倶とあるも、誤植なり。

【四七】 **以下、有身見結の見修所斷分別。**

【四八】 註三十九參照すべし。

【四九】 隨信隨法行（śraddhānusārin, dharmānusārin）とは見道十五心中に於ける聖者なり。未だ見道に入らざるものは有頂の見惑を斷ずるに由なく、道類智を起して果に住すれば已にこれを斷盡せるを以て再び斷ずることなし、故に、若し、有頂の見惑を斷じ得るものありとせば見道十五心中にある隨信隨法行者のみなり、然るに有身見は、苦諦下の惑なれば有聖者が苦類智忍を起すときに斷盡し得るのみなり。

【五〇】 **不雜對治**とは下八地の

問ふ、前行とは是れ何の義なりや。答ふ、先立の義、先答の義、是れ前行の義なり。先立の義、是れ前行の義なりとは、先に見所斷の句を立て、後に不定の句を立つるなり。先答の義、是れ前行の義なりとは、先づ見所斷の句を以て答へ、後、不定の句を以て答ふるなり。

云何が見所斷なりや。

【本論】 **若し有身見の非想非非想處の繫にして、隨信隨法行が現觀邊の苦忍をもて斷ずるものなれば、是れ見所斷なり。**

謂く、有身見は欲界より乃ち非想非非想處に至るまで之を得べし。[四八]世俗道起らば能く、欲界乃至無處有處の有身見を斷ずるも、非想非非想處に於ける有身見は、此の世俗道に、能く斷ずる力無し。便ち住して進まざればなり。後、若し見道現在前する時、方に能く彼を斷ずるなり。此の中、有身見とは彼の自性を定め、非想非非想處の繫とは、彼の地を定め、[四九]隨信隨法行とは、彼の能斷の補特伽羅を定め、現觀邊の苦忍とは、彼の對治道を定め、斷とは、彼の道の所作を定む。若し有身見にして、[五〇]不雜對治、決定對治、不共對治有らば、聖者は斷ずるも異生は非ず。聖道は斷ずるも世俗は非ず、見道は斷ずるも修道は非ず、忍は斷ずるも智に非ずとは、是れ此の所說なり。

【本論】 **餘は、若し異生が斷ずれば修所斷にして、世尊の弟子が斷ずれば見所斷なり。**

何ものか是れ餘なりや。謂く、欲界より乃至、無所有處の有身見なり。彼れにして、若し異生が斷ずれば修道を以て斷じ、聖者が斷ずれば見道を以て斷ず。異生が斷ずれば世俗道を以て斷じ、聖者が斷ずれば無漏道を以て斷ず。異生が斷ずれば智を以て斷じ聖者が斷ずれば忍を以て斷ず、[五一]異生が斷ずれば九品を以て九品を斷じ、聖者が斷ずれば一品を以て九品を斷ず。異生が斷ずれば、數起して斷じ、聖者が斷ずれば不起にして斷ず。異生が斷ずれば諦を觀ぜずして斷じ、聖者が斷ずれば

【三七】 **聖慧とは苦法智忍等をいふ。**

【三八】 見法とは見所斷法のこと。

【三九】 凡夫外道等は世俗道なる有漏の六行觀を修して、上地は淨妙離、下地は粗苦障の觀をなし上地の近分定により て次の下地の煩惱を斷ずるも非想非非想處には上の定地無きが故に有漏道の斷無しとなり。

【四〇】 **聖者は世俗道を以て煩惱を斷ぜずとする異說。**

【四一】 **一切煩惱を頓斷なりとする異說。**

【四二】 金剛喩定(vajropama-samādhi)とは有頂の惑を斷ずる第九無間道をいひ、こは一切の隨眠を皆、能く破するが故に、此の名を得たるなり。頓斷者の意は、金剛喩定は一切の隨眠を破すといふ意味を、金剛喩定に非ざれば隨眠は永斷せられずして唯、伏せらるるのみといふに對して毘婆沙師は、しからずして、他の無漏智及び世俗智によりても破せらるゝものありといふなり。從つて頓斷者の立場よりすれば四沙門果あるも煩惱を斷ずるは第四果に至る金剛喩定のときのみにして前三果は煩惱を伏せるに過ぎずとなす。

【四三】 **四諦現觀を頓となす異**

て金剛喩定と名くるなり。猶し、金剛の能く、鐵石、牙骨、貝玉、末尼(maṇi)等を破するが如し。故に彼は、四沙門果有ることを許すと雖も、然も、煩惱を斷ずるは要ず金剛定なり」と。問ふ、前の三果は未だ惑を斷ずること能ざるに、何ぞ立つることを用ふるとせん。彼れ是の答を作す、「前の三果は諸の煩惱を伏し、金剛定を引きて現在前せしめ、方に能く永斷するが故に無用に非ず。譬へば、農夫の左手に草を握り、右手に利鎌を執りて一時に刈斷するが如し」と。彼の意を遮せんがために、諸の煩惱に二對治有ることを顯はす。謂く、見及び修の二道の差別なり。一一、現前するとき、皆、能く永斷す。

〔四三〕或は復た有るが執す、「四聖諦に於て現觀を得する時、頓にして漸に非ず」と。彼の執を斷ぜんがために、〔四四〕四諦に於て現觀を得する時は、漸にして頓に非ざることを顯はす、見所斷の惑も修所斷の如く、一時に一切を斷ずべからざるが故に。若し四諦に於て現觀を得る時、頓にして漸に非ずとせば、便ち聖教に違はん。契經に說くが如し、「給孤獨長者(Anāthapiṇḍikag̣hapati)、佛所に來詣して、佛に白して言はく、世尊よ、四諦に於て現觀を得る時は、頓となすや、漸となすやと。世尊の告げて曰く、四桄梯は漸に登るも頓に非ざるが如し」と。

〔四五〕或は復た有るが執す、「一切の煩惱には見修所斷の差別有ることなし」と。彼の意を遮せんがために、諸の煩惱は定んで見修所斷の差別有ることを顯はす。

此等種種の異執を止め、己が所宗を顯はさんがための故に、斯の論を作す。復次に、他を止め己が義を顯示せんが爲めのみに勿ず。〔四六〕但じ諸法の實性を開發して、正解を生ぜしめんが爲めの故に斯の論を作す。

〔四七〕【本論】答ふ、三結中、有身見結は見を前行となして、二句有り。或は見所斷、或は見修所斷なり。

り無記を生ずるが如き因と果との性質が異なるもの卽ち異熟果をいふ。

【三二】毘曇部七第十九―二十卷の異熟因一般に就いて、及び種々の業とその果類との兩節を參照すべし。

【三三】前節に有異熟、無異熟を分別せるに引續いて諸煩惱の見所斷(darśana heya)か修所斷(bhāvanā heya)かを分別せんとしたる段なり。見所斷とは、無漏智によりて頓に斷ぜらるゝ、謂はゞ主として理智的惑をいひ、修所斷とは數ゝ修行して斷ずる謂はゞ慣習的惑をいふ。尙、此の見修二道の區別に關しては、次節に詳說されあるを以て往見すべし。

【三四】以下論究の所以に就いて。異生は煩惱を斷ぜずとする譬喩者の說。聖者に世俗道斷の義なしとする異說、頓斷說並に四諦を頓現觀する等の異說を論破して、有部の正義たる異生も煩惱を斷じ、聖者にも世俗道斷あり漸次斷にして、四諦を觀ずるは十六刹那なることを明かにせんが爲めなり。

【三五】異生は煩惱を斷ぜずとする異說。

【三六】大德は舊に佛陀提婆とあり。

くこと、餘の契經の、不斷を斷と說き、不離を離と說くが如し。何等の契經に不斷を斷と說くや。
經に說くが如し、

愚は、我我所を執するも　死時、皆、永斷す。
智者は旣に此を知るをもて、　我我所を執せず。

何等の契經に、不離を離と說くや。契經に說くが如し、「村邑中に童男童女有り、灰土を戲弄して以て、舍宅を造るに、此の舍宅に於て、未だ染を離れざる時は、修營擁衞するも、若し時に染を離るれば、毀壞して捨去す」と。此の二經の、不斷を斷と說き、不離を離と說くが如く、所引の契經の義も亦、爾るべし。然れば、諸の異生は、諸の煩惱に於て、實に未だ永斷せざるも、但、能く暫らく伏するなり。謂く、染を離るる時、世俗道を以て初靜慮に攀り欲界の染を離れ、漸次乃至、非想非非想處に攀りて、無所有處の染を離る。[三九]非想非非想處は上に攀るべきものなきが故に、離るること能はず。猶し、蚇蠖の、草木に緣る時、上に攀りて下を捨し、若し極處に至れば、上に攀るべきもの無きをもて、卽便ち退下するが如く、人の樹に上るが如きも、應に知るべし亦、然ることを。野干（sṛgāla）等の、廝蘆を踐暴するに、但、苗莖のみを損して、根栽を除かざるが如く、異生の染を離るることも、知るべし亦、然ることを。唯、能く暫らく伏して、永斷すること能はず』。彼の意を遮せんが爲めに、諸の異生は、世俗道を以て亦、能く結を斷ずることを顯はす。

[四〇]或は復た有るが執す、「必ず、聖者は、世俗道を以て煩惱を斷ずるの義無し」と。彼れ是の說を作す、「聖者は何に緣りて無漏道を捨てて、而も世俗道を用ふるや」と。彼の意を遮せんがために、聖者は、世俗道を以て煩惱を斷ずるの義有ることを顯はす。

[四一]或は復た有るが執す、「一切の煩惱は皆、悉く頓斷して漸斷の義無し」と。彼れ是の說を作す、[四二]「金剛喩定の現在前するとき、煩惱は頓斷す、卽ち、彼の定が一切の惑を斷ずるに由る。是の故に說き

あり。

【二七】 俱胝（koṭi）とは洛叉（lakṣa 十万）の百倍にして又普通億と譯す。百億劫とは殆ど無限の年數を顯はすなり。

【二八】 合俱は舊に不相離俱とあり。

【二九】 玆に近俱とは前の並俱或は合俱と同じ意味に用ひられ、遠俱とは有俱の意味に用ひらる、更に之れに近遠具を加へて三俱としたるが此の說の特色にして、こは前兩者の意味を一法に含む場合を擧げたるものなり。例へば有漏（sāsrava）は一面漏と相應せる法なると同時に又他面、漏を所緣とすることもありて、並俱（漏相應）と有俱（漏所緣）の兩義を有するが故に近遠俱と名けられたるなり。

【三〇】 事に（一）自性事、（二）所緣事、（三）所繫事、（四）所因事、（五）所攝事の五種あり、中に就いて所因事とは、有爲法をいひ、所繫事とは煩惱によりて繫縛せらるゝ對象をいふ。これ並俱と有俱の兩義あるを以つてかく云へり。

【三一】 **異熟の意義に就いて**——熟（pāka）に同類のものと異類のものとの二種ある中、前者は善より善を生ずるが如き因と果が同じ性質のもの卽ち等流果をいひ、後者は善惡よ

ことを。復次に、倶に[◎]三種有り、一は近倶、二は遠倶、三は近遠倶なり。近倶とは、有尋・有伺・有喜・有警覺の如く、[二九]遠倶とは、有因・有果・有所緣・有異熟の如く、近遠倶とは、有漏・有隨眠・有緣・有事の如し。有漏とは、謂く、漏相應法及び漏所緣法にして、有隨眠も亦、爾り。有緣とは、謂く、彼の緣の近なると遠なると與なる諸法にして、[三〇]有事も亦、爾り。事とは因事或は所繫事を謂ふ。應に知るべし、此の中、有異熟とは、遠倶に依りて說きて、餘の二に依らざることを。

[三一]問ふ、何が故に、異熟（vipāka）と名くるや。答ふ、異類にして熟するが故に異熟と名く。熟に二種有り、一に同類、二に異類なり。同類にして熟すとは、謂く、等流果にして、卽ち、善は善を生じ、不善は不善を生じ、無記は無記を生ず。異類にして熟すとは、謂く、異熟果にして卽ち、善・不善法が無記果を招くなり。餘の問答の義は[三二]雜蘊に說けるが如し。

第二十六節　三結乃至九十八隨眠の見修所斷分別[三三]

【本論】　三結乃至、九十八隨眠は、幾か見所斷にして、幾か修所斷なりや。

[三四]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め己のが義を顯さんが爲めの故なり。謂く、[三五]譬喩者は是くの如き說を作す、「異生は、諸の煩惱を斷ずること能はず」と。[三六]大德說きて曰く、「異生は隨眠を斷ずるの義、有ること無きも但、能く纏を伏すなり」と。若し、是の說を作すも、理に於て、損すること無しと。問ふ、彼は何が故に此の執を作すや。答ふ、契經に依るが故なり。謂く、契經に說く、「若し[三七]聖慧を以て[三八]見法を斷ずるものは、是れを眞の斷と名くるも、諸の異生には已に聖慧有るに非ざるが故に、未だ斷ずること能はず」と。問ふ、若し爾らば、經の說を復た、云何に通ずべきや。經に說くが如し、「苾芻よ、彼の猛喜子（Udrako Rāmaputra）は、已に欲染を斷じ、已に色染を斷じ、已に空無邊處・識無邊處・無所有處の染を斷じ、非想非非想處に生る」と。又、「外仙は已に欲染を離る」と說く。彼れ是の答を作す、『所引の契經は、不斷を斷と說き、不離を離と說

說となすも、その異譯たる寂志果經及び大毘婆沙論は之をプラーナカッサパ（Pūraṇakassapa）の說となせり。（婆沙卷一九九―二〇〇）

【三三】　前の三結乃至九十八隨眠の三性分別の際に、一切の煩惱を不善と無記とに分類せるを以て茲ではそを略し直ちに不善の煩惱は皆有異熟にして、無記の煩惱は無異熟なりと云へり。

【三四】　以下有異熟の意義に就いて。―問者の意は若し、有異熟が因たる自と異熟果と倶なりとの意なりとせば、因果並立することゝなり、業果は直ちに受けずとする經說に反し、若し他と異熟果と倶なりとの意なりとせば聖道も亦、有異熟なりといふ不都合を來さんとなり。之に對する答は自と異熟と倶なるを有異熟といふといふにあり。從つて、因果並立の難と、經說の難とは、倶の意味に種々の意義ありと云ふを以て會通せり。卽ち、倶に（一）有倶と並倶、（二）有倶と合倶、（三）近・遠・近遠倶の別ある中、茲に說く倶は、有倶遠倶の意なりとす。

【三五】　舊に、作レ惡不ニ卽熟一。如ニ薩遮投ッ乳、不ニ卽燒ニ愚小一、猶如ニ灰底火一とあり。

【三六】　薩闍尼とは舊に薩遮と

[二四]問ふ、有異熟とは、義何の謂なりや、自と異熟法と倶なるを有異熟と名くとなすや。他と異熟法と倶なるを有異熟と名くとたすや。設し爾らば何の失ありや。若し自と異熟法と倶なるを有異熟と名けば、則ち因果は並ぶべけん。伽他の所説を復た云何に通ずるや。說くが如し。

[二五]惡を作して、卽に受けざるは　乳の酪と成るが如きには非ずして

猶、灰の火上を覆ふを　愚は蹈むこと久しくして方に燒かるるがごとし。

[二六]薩闍草有り、磨して乳中に置けば、卽便ち、酪を成ず。業果は爾らず。灰の、火を覆ふに愚夫、輕蹈して初めは覺らずと雖ども、後ち便ち燒かるるが如く、惡を作すことも亦、爾り。因の時、樂ありと雖も、果の熟する時に至りて、惡趣の苦有り。若し他と異熟法と倶なるを有異熟と名けば則ち、聖道も亦、有異熟なるべけん。他と異熟と倶時に起るが故に。答ふ、自と異熟と倶なるを有異熟と名く。問ふ、若し爾らば、因と果と並ぶべけん。伽他の所説を復た云何に通ずべきや。答ふ、倶に二種有り、一は有倶にして、二は並倶なり。有倶とは、有因、有果、有所緣、有異熟の如し。有因有果とは、因謝し已りて百[二七]倶胝劫に果乃ち現前するが如く、相ひ去ること遠しと雖も、而も後を有因と名け、前を有果と名く。有所緣とは、人の此に住して日月輪を觀るとき、眼識を發生するが如し。此彼相ひ去ること四十千踰繕那(yojana)量なりと雖も、而も此の眼識を有所緣と名く。有異熟とは、業を造り已りて百倶胝劫に異熟方に起るが如し、相ひ去ること遠しと雖も、而も前の業因を有異熟と名くるなり。並倶とは、有尋・有伺・有喜・有警覺の如し。有尋とは尋相應法を謂ひ、有伺とは伺相應法を謂ひ、有喜とは喜根相應法を謂ひ、有警覺とは作意相應法を謂ふ。應に知るべし、此の中、有異熟とは、有倶に依りて說き、並倶に依らざることを。復次に、倶に二種有り。一は有倶にして、二は[二八]合倶なり。有倶とは、有因・有果・有所緣・有異熟の如く、合倶とは、有尋・有伺・有喜・有警覺の如し。應に知るべし、此の中、有異熟とは、有倶に依りて說き、合倶に依らざる

ゝやとの問に對して何れに比らぶる所なりや、若し天に比ぶといはゞ人は劣なりと記すべく、地獄等に比ぶれば人は勝ると反詰して記するが如きをいひ、捨置記とは五蘊と有情とは一なりとなすや、異なりとなすやの問に對して有情卽ち我は實無なるを以て、一異の性成ぜざれば、此の問は不可記なり、捨て置くべしといふが如きなり。

【二九】　大毘婆沙論第十五卷參照。

【三〇】　本節は諸門分別中の有異熟無異熟分別をなせる段なり、而して本節の狙へる所は異熟(一)思及び受を離れては異熟因及び異熟果無しと主張する譬喩師の說、(二)異熟果の熟せるときは因滅すとする飮光部の說、(三)善惡業に異熟果無しとする外道の說を破して有部の正義を明かにするところにありて之れ又、道德の因果關係に關する重要なる問題なり。

【三一】　論究の由來。

【三二】　大正本には牙とあるも宋・元・宮本には芽とあるをもつて之に從ふ。

※此の說の主張者に關しては異說あり、巴利沙門果經は之をアヂタ(Ajita)の說となし、漢譯沙門果經はマッカリゴーサーラ(Makkhali gosāla)の

るものを、說きて無記となすなり。復次に、佛は、善法には可愛の果有りと記し、不善法には非愛の果有りと記し、若し法にして、彼の二果の記すべきもの無ければ、說きて無記となすなり。復次に、二事に由るが故に、善法は記すべし、一に自性に由り、二に異熟に由る。不善法も亦、爾り。無記には自性の記すべきもの有りと雖も、而も[一七]異熟無きが故に、無記と名く。或は不說有るが故に、無記と名く。諸經中の[一八]應捨置記の如し。四種記の論は[一九]雜蘊に已に說けり。

[二〇]第二十五節　三結乃至九十八隨眠の有異熟無異熟分別

【本論】　三結乃至、九十八隨眠は、幾か有異熟、幾か無異熟なりや。

[二一]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他宗を止め己義を顯さんがための故なり。謂く、或は有るが執す、「思を離れて、異熟因無く、受を離れて、異熟果無し」と。譬喩者の如し。彼の意を止めんが爲めに、異熟因及び異熟果は倶に五蘊に通ずること顯はす。或は復た有るが執す、「諸の異熟因にして、果若し熟し已れば、因の體は便ち無し」と。飮光部(Kāśyapīya)の如し。彼れ是の說を作す、「諸の異熟因にして、果未だ熟せざる位には、其の體猶、有るも、果若し熟し已れば、其の體便ち無きこと、外の種子の、芽未だ生ぜざる位には其の體猶、有るも[二二]芽若し生じ已れば、其の體、便ち無きが如し」と。彼の意を遮せんがための故に、異熟因にして、果已に熟せる位にも其の體、猶、有ることを顯はすなり。或は復た、有るが執す、「善・不善業には、異熟果無し」と。*諸の外道の如し。彼の義を破せんがために、善・惡業に異熟果有ることを顯はす。此等種種の異執を止め、己のが所宗を顯さんがための故に、斯の論を作す。復次に、他を止め、己が義を顯示せんがために勿(あら)ず、但し諸法の實性を開發して正解を生ぜしめんがための故に、斯の論を作す。

【本論】　答ふ、諸の不善は有異熟にして、諸の無記は無異熟なり。

[二三]此を廣く分別すること、前門に準ずべし。

の定義。

【一六】　以下特に無記に就いて茲に言ふ記(vyākaraṇa)とは諸法を顯說開示するの意に非ずして或は、こは善なり、こは不善なりとの斷定を與ふることをいひ、從つて無記とは、こは善なり、こは不善なりと判定し得ざるものをいふ。

【一七】　異熟とは異熟果(vipākaphala)を指し、こは善惡業よりそれに異る無記の果を生ずるが故に異熟果の名を得たるなり。然るに、有記の善業に非ざれば異熟因たり得ざるを以て、無記は異熟因に非ず、從つて異熟果なし、故に自性と異熟との二事中一を缺くことゝなるを以て無記と名づく。

【一八】　應捨置記(sthāpanīya-vyākaraṇam)とは一向記(ekāṃśa-v.)・分別記(vibhajya-v.)・反詰記(paripṛcchā-v.)と共に四種記と稱せらるゝものなり。中に就いて一向記とは一切有情は死すべきものなりやの問に對して一向に一切有情は死すべきものなりと記するが如きをいひ、分別記とは一切死するものは皆生ずべきや否やの問に對して、煩惱あるものは、生ずべく、餘は非らずと分別して記するが如きをいひ、反詰記とは人は勝る

果かなれば、故に不善と名け、若し法にして、彼の二種と相違せるものなれば、故に無記と名く。復次に、若し法にして、是れ[一三]三善根の自性なるか三善根と相應せるものか、三善根より等起せるものか、是れ三善根の等流・離繋果かなれば、故に善と名け、若し法にして、是れ三不善根の自性なるか、三不善根と相應せるものか、三不善根より等起せるものか、是れ三不善根の等流果かなれば、故に不善と名け、若し法にして、彼の二種と相違せるものなれば、故に無記と名く。復次に、若し法にして、是れ[一四]信等の五根の自性なるか、信等の五根と相應せるものか、信等の五根より等起せるのか、是れ信等の五根の等流・離繋果かなれば、故に善と名け、若し法にして、是れ五蓋の自性なるか、五蓋と相應せるものか、五蓋より等起せるものか、是れ五蓋の等流果かなれば、故に不善と名け、若し法にして、彼の二種と相違せるものなれば、故に無記と名く。

[一五]集異門足論に説く、「何が故に、善と名くるや。答ふ、此に由りて能く、可愛、可憙、可樂、悅意、如意の果を引くが故に善と名く、此は等流果を顯はす。復次に、此に由りて能く、可愛、可喜、可樂、悅意、如意の異熟を招くが故に善と名く。此は異熟果を顯はすなり。何が故に不善と名くるや。答ふ、此に由りて能く、不可愛、不可憙、不可樂、不悅意、不如意の果を引くが故に不善と名く。此は等流果を顯はす。復次に、此に由りて能く、不可愛、不可憙、不可樂、不悅意、不如意の異熟を招くが故に不善と名く。此は異熟果を顯はす。若し法にして彼の二種と相違せるものなれば、故に無記と名く」と。

[一六]問ふ、世尊は定んで、苦は眞に是れ苦、集は眞に是れ集、滅は眞に是れ滅、道は眞に是れ道、一切法とは謂く十二處なりと記す。是くの如く、諸法を世尊は顯說し、施設し、開示するに云何が立てて無記となすべきや。答ふ、說かざるがための故に、無記と名くるに非ずして、然も、諸の善法を佛は記して善となし、諸の不善法を記して不善となし、若し法にして、善、不善と記すべからざ

(一)如理作意或は、(二)慚愧或は、(三)三善根或は、(四)五根の自性か、相應か、等流・離繋果かなれば之を善といひ、(一)非理作意或は、(二)無慚愧或は、(三)三不善根或は、(四)五蓋の自性か、相應か、等起か、等流果かなれば之を不善といひ、此の二種に相違するものなれは無記といふなり。

【一二】　如理作意の等流・離繋果とは正しき思惟より等流せる慧及びそれによりて得たる擇滅をいふ。

【一三】　三善根とは無貪(alobha)・無瞋(adveṣa)・無癡(amoha)をいひ、三不善根とは貪(lobha)・瞋(dveṣa)・癡(moha)を指す。

【一四】　信等の五根とは、これ三十七菩提分法の一部分にして信(śraddhendriyam)・精進(viryendriyam)・念(smṛtīndriyam)・定(samādhindriyam)・慧(prajñendriyam)をいふ。中に就いて信は因果の道理に於て先づ信じ、信ずるに由りてその果を求め果を要望して精進を起し、その精進によりて念力が對象に住しそを明記し之によりて心を任持して定に入り、法の性相を如實に知るなり。

【一五】　集異門足論の善惡無記

に、四に勝義の故なり。自性の故にとは、謂く、自性善なり。有るが說く、是れ慚愧なりと。有るが說く、是れ三善根なりと。相應の故にとは謂く、相應善にして、卽ち彼れと相應する心心所法なり。等起の故にとは、謂く、等起善にして、卽ち彼の所起の身語の二業と不相應行となり。勝義の故にとは、謂く、勝義善なり、卽ち是れ涅槃にして、安隱なるが故に善と名く」と。〔八〕分別論者は亦、是の說を作す「自性善とは智を謂ひ、相應善とは識を謂ひ、等起善とは身語業を謂ひ、勝義善とは涅槃を謂ふ」と。

〔九〕四事に由るが故に、不善と名く。一に自性の故に、二に相應の故に、三に等起の故に、四に勝義の故になり。自性の故にとは、謂く、自性不善なり。有るが說く、是れ無慚無愧なりと。有るが說く、是れ三不善根なりと。相應の故にとは、謂く、相應不善にして、卽ち彼れと相應する心心所法なり。等起の故にとは、謂く、等起不善にして、卽ち彼の所起の身語二業と不相應行となり。勝義の故にとは、謂く、勝義不善にして卽ち是れ生死なり。安隱ならざるが故に不善と名く。〔一〇〕分別論者は亦、是の說を作す「自性不善とは癡を謂ひ、相應不善とは識を謂ひ、等起不善とは身語業を謂ひ、勝義不善とは生死を謂ふ」と。

〔一一〕脇(Pārśva)尊者の言はく、「若し法にして、是れ如理作意の自性なるか、如理作意と相應せるものか、如理作意より等起せるものか、是れ〔一二〕如理作意の等流、離繫果かなれば、故に善と名け、若し法にして、是れ非理作意の自性なるか非理作意と相應せるものか、非理作意より等起せるものか、是れ非理作意の等流果かなれば、故に不善と名け、若し法にして、彼の二種と相違せるものなれば、故に無記と名く」と。復次に、若し法にして、是れ慚愧の自性なるか慚愧と相應せるものか、慚愧より等起せるものか、是れ慚愧の等流・離繫果かなれば、故に善と名け、若し法にして、是れ無慚無愧の自性なるか無慚無愧と相應せるものか、無慚無愧より等起せるものか、是れ無慚無愧の等流

(二)　相應善とは、自體は、善惡に非ざるもそれが相應俱起する所の本法卽ち自性善に準じて評價せらるゝものにして慚愧或は三善根と相應する十大地法等をいひ、
(三)　等起善とは、自性善・相應善の引起する身語業及び不相應行をいひ、
(四)　勝義善とは、最高善卽ち涅槃をいふ。

【八】四種の善に對する分別論者の異說。—
(一)自性善は智、(二)相應善は識、(三)等起善は身語業、勝義善は涅槃をいふなり。

【九】四種の不善に就いて。—
(一)　自性不善とは、無慚・無愧或は三不善根をいひ、
(二)　相應不善とは、自性不善と相應する心、心所法にして、
(三)　等起不善とは、自性・相應不善に引起せらるゝ身語業及び不相應行をいひ、
(四)　勝義不善とは生死をいふ。
因みに俱舍論は此の脇尊者の說を依用せり。(俱舍論第十三卷)

【一〇】四種不善に關する分別論者の異說。—

【一一】以下、善・不善・無記を規定するの標準に關する諸說に就いて。—

卷の第五十一（第二編　結蘊）

（結蘊第二中不善納息第一之六　舊譯第二十八卷）

[一] 第二十四節　善・不善・及び無記に關する論究

[二] 問ふ、何が故に、善、不善、無記と名くるや。答ふ、若し法にして、巧便に持せられるか、能く愛果を招くか、性安隱なるかなれば、故に善と名く。巧便に持せらるるとは、道諦を顯はし、能く愛果を招くとは、[三] 苦集諦の少分卽ち有漏善を顯はし、性安隱なりとは、滅諦を顯はす。若し法にして、巧便に持せらるるに非ざるか、能く不愛の果を招くか、性安隱ならざるかなれば、故に不善と名く。此は總じて、苦集諦の少分卽ち諸の惡法を顯はす。若し法にして、彼の二種と相違せば、故に無記と名く。

復次に、若し法にして、能く可愛の果、樂受の果を招かば、故に善と名け、若し法にして、能く不愛の果、苦受の果を招かば、故に不善と名け、若し法にして、彼の二種と相違せば、故に無記と名く。

復次に、若し法にして、能く可愛の有の芽及び解脫の芽を引かば、故に善と名け、若し法にして、能く非愛の有の芽を引かば、故に不善と名け、若し法にして彼の二種と相違せば、故に無記と名く。

復次に、若し法にして、能く [四] 善趣に生ぜしめば、故に善と名け、若し法にして、能く惡趣に生ぜしめば、故に不善と名け、若し法にして、彼の二種と相違せば、故に無記と名く。

復次に、若し法にして、[五] 還滅品に墮せば、性輕昇なるが故に善と名け、若し法にして流轉品に墮せば、性沈重なるが故に、不善と名け、若し法にして、彼の二種と相違せば、故に無記と名く。

[六] 霧尊者の言はく、[七]「四事に由るが故に善と名く。一に自性の故に、二に相應の故に。三に等起の故

【一】 こは先に三結乃至九十八隨眠の三性分別をなしたるに引續いてその三性分別の標準となるべき善(kuśala)・不善(akuśala)・無記(avyākarana)とは如何なる內容規定を有するものなるやを論究せんとしたる段なり。こは道德の根本問題たる善惡の意義內容を種々の立場より、或は又種々の異說を擧げて究明せるものなれば佛教道德觀を知る上に於ても重要なる一資料なり。

【二】 **以下善・不善・無記の意義に就いて。**

【三】 苦集の少分卽ち有漏善とは施戒修の三福業事並に有漏の六行觀等を云ひ、此等は三界內の可愛の果を招くなり。因みに有漏善が苦集の少分なるは一切を四諦分別するに有漏は苦集諦下にのみあればなり。

【四】 善趣とは、人・天の二趣をいひ、惡趣とは、地獄・餓鬼・傍生(畜生)の三趣をいふ。

【五】 還滅とは涅槃に趣くをいひ、流轉(pravṛtti)とは三界に流轉するをいふ。

【六】 霧尊者とは、舊に尊者婆多(Bhaṭṭa)とあり。

【七】 **四種の善に就いて。**——

(一) 自性善とは、それ自身善なる心、心所法にして慚愧か或は無貪・瞋・癡をいひ、

【本論】見結は或は不善、或は無記にして、欲界の一見は是れ不善なるも、

謂く、邪見なり。

【本論】欲界の二見と、

謂く、有身見と邊執見となり。

【本論】色・無色界の三見は是れ無記なり。

九十八隨眠中、[七二]三十三は不善、六十四は無記、一は應分別なり。謂く、欲界の見苦所斷の無明隨眠は、或は不善、或は無記にして、無慚無愧と相應するものは、是れ不善なるも、

謂く、有身見、邊執見と相應せざる無明なり。

【本論】餘は無れ無記なり。

謂く、有身見、邊執見と相應する無明なり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第五十

【七二】三十三とは欲界の三十六隨眠中、有身見・邊執見と見苦所斷の無明とを除く三十三をいふ。

謂く、欲貪と瞋恚との隨眠なり。

【本論】 一は無記。

謂く、有貪隨眠なり。

【本論】 四は應分別なり。謂く、慢と疑との隨眠は、或は不善、或は無記にして、欲界は是れ不善なるも、色・無色界は是れ無記なり。無明隨眠は或は不善、或は無記にして、無慚無愧と相應するは是れ不善なるも。

謂く、欲界の見集・滅・道と及び修所斷との無明と、見苦所斷の有身見・邊執見と相應せざる無明となり。

【本論】 餘は是れ無記なり。

謂く、欲界の有身見、邊執見と相應する無明と及び色・無色界の一切の無明となり。

【本論】 見隨眠は、或は不善、或は無記にして、欲界の三見は是れ不善なるも、

謂く、邪見と見取と戒禁取となり。

【本論】 欲界の二見と色・無色界の五見とは、是れ無記なり。

九結中、三は不善にして、

謂く、恚と嫉と慳との結なり。

【本論】 六は應分別なり。謂く、愛と慢と取と疑との結は、或は不善、或は無記にして、欲界は是れ不善なるも、色・無色界は是れ無記なり。無明結は、或は不善、或は無記にして、無慚無愧と相應するものは是れ不善なるも、餘は是れ無記なり。

義は前說の如し。

【七〇】 二禪以上五識皆無なれば梵世にのみ三識（鼻・舌の二識は色界になし）あるも、梵世は色界の初禪處所なればこの三愛身は無記なりとなり。

【七一】 以下、七隨眠乃至九十八隨眠の三性分別。

無慚無愧と相應せざるが故に。

【本論】[六七]五順下分結中、二は不善なり。

謂く、貪欲と瞋恚となり。

【本論】一は無記なり。

謂く、有身見なり。

【本論】二は應分別なり。謂く、戒禁取と疑との結は、或は不善、或は無記なり。欲界は是れ不善なるも、色・無色界は是れ無記なり。

五順上分結は唯、無記なり。

無慚無愧と相應せざるが故に。

【本論】[六八]五見中、二は無記なり。

謂く、有身見と邊執見となり。

【本論】三は應分別なり。謂く、邪見と見取と戒禁取とは、或は不善、或は無記なり。欲界は是れ不善にして、色・無色界は是れ無記なり。

六愛身中、二は不善なり。

謂く、[六九]鼻と舌との觸所生愛身なり。

【本論】四は應分別なり。謂く、眼、耳、身觸所生愛身は、或は不善、或は無記なり。欲界は是れ不善にして、[七〇]梵世は是れ無記なり。意觸所生愛身は、或は不善、或は無記にして、欲界は是れ不善なるも、色・無色界は是れ無記なり。

[七一]七隨眠中、二は不善。

【六七】五順上下分結の三性分別。

【六八】五見及び六愛身の三性分別。

【六九】鼻・舌の二識はその對象とする香・味が上二界に無く、唯・欲界に限るにより鼻・舌二愛身も欲界に限るを以て不善なり。而して上界に香味なき所以は、香味は段食(kavaḍīkārāhāra)の性なるに段食の欲は未至定に依りて欲染を斷ずるとき離れたればなり。

【本論】戒禁取は、或は不善、或は無記なり。欲界は是れ不善にして、
無慚無愧と相應するが故なり。
【本論】色・無色界は是れ無記なり。
無慚無愧と相應せざるが故なり。
【本論】[六四]四身繋中、二は不善なり。
謂く、貪欲と瞋恚となり。
【本論】二は應分別なり。謂く、戒禁取と此實執身との繫にして、欲界は是れ不善なるも、
【本論】色・無色界は是れ無記なり。
無慚無愧と相應せざるが故なり。
無慚無愧と相應するが故なり。
【本論】[六五]五蓋は唯、不善なり。
皆、無慚無愧と相應するが故なり。
【本論】[六六]五結中、三は不善なり。
謂く、瞋と嫉と慳との結なり。
【本論】二は應分別なり。謂く、貪と慢との結は或は不善、或は無記なり。欲界は是れ不善にして、
無慚無愧と相應するが故なり。
【本論】色・無色界は是れ無記なり。

【六四】以下四身繫の三性分別—欲貪と瞋恚は不善・戒取と此實執とは不善或は無記なり。

【六五】五蓋の三性分別—唯、不善。

【六六】五結の三性分別—瞋・嫉・慳は不善、（唯欲界なるが故に）貪・慢は應分別。

謂く、欲界の二見と相應する無明と及び色・無色界の一切の無明とは、無慚無愧と相應せざるが故に、皆、是れ無記なり。

【本論】四瀑流の如く、四軛も亦、爾り。

瀑流と軛とは名の體等しきが故なり。[六一]

【本論】[六二]四取中、一は無記なり。

謂く、我語取なり。義は前說の如し。

【本論】三は應分別なり。謂く、欲取は或は不善、或は無記にして、無慚無愧及び彼と相應するものは、是れ不善なるも。

無慚無愧とは、彼の自性は唯、是れ不善なることを顯はし、及び彼と相應するものとは、欲取中の[六三]二十八事と及び四の少分とは亦、是れ不善なることを顯す。四の少分とは謂く、彼と相應する惛沈と睡眠と掉擧と無明との少分なり。

【本論】餘は是れ無記なり。

謂く、欲取中、有身見、邊執見と相應する惛沈と睡眠と掉擧と無明との少分は、無慚無愧と相應せざるが故に、皆、是れ無記なり。

【本論】見取は或は不善、或は無記なり。欲界の二見は是れ不善にして。

謂く、邪見と見取となり。

【本論】欲界の二見と色・無色界の四見とは是れ無記なり。

欲界の二見とは、有身見と邊執見とを謂ひ、色・無色界の四見とは、五見中、戒禁取を除くものを謂ふ。

【六一】四瀑流と四軛とは瀑流と軛と名稱は異るも、その所攝の自體が同じければ、三性分別も又同じとなり。

【六二】以下四取の三性分別―我語取は無記。他は應分別。

【六三】二十八事とは欲界の貪五・瞋五・慢五・無明四（見苦所斷の無明を除く）疑四・嫉・慳・悔・忿・覆の二十八事なり。因に見苦所斷の無明を除くとはその中の有身見・邊執見と相應する無明は無記なるを以つてなり。

【本論】[59]四瀑流中、一は無記なり。
謂く、有瀑流にして、義は前説の如し。
【本論】三は應分別なり。謂く、欲瀑流は或は不善、或は無記にして、無慚無愧及び彼と相應するものは是れ不善なるも、
無慚無愧とは、彼の自性は唯、是れ不善なることを顯はし、及び彼と相應するものとは、欲瀑流中、[60]二十四事及び三の少分は亦、是れ不善なることを顯はす。三の少分とは、謂く、彼れと相應する惛沈と睡眠と掉擧との少分なり。
【本論】餘は是れ無記なり。
謂く、欲瀑流中、有身見・邊執見と相應する惛沈と睡眠と掉擧との少分は無慚無愧と相應せざるが故に、皆、是れ無記なり。
【本論】見瀑流は或は不善、或は無記にして、欲界の三見は是れ不善なるも、
謂く、邪見と見取と戒禁取とは無慚無愧と相應するが故なり。
【本論】欲界の二見と色・無色界の五見とは是れ無記なり。
無慚無愧と相應せざるが故なり。
【本論】無明瀑流は或は不善、或は無記なり。無慚無愧と相應するものは、是れ不善なるも、
謂く、欲界の見集・滅・道及び修所斷の無明は唯、是れ不善にして、見苦所斷の三見と疑と慢と貪と瞋と相應する無明と及び不共無明とは亦、是れ不善なり。
【本論】餘は是れ無記なり。

ればなり。
【五九】以下四瀑流(軛)の三性分別—有瀑流は無記・三は不善或は無記。
【六〇】二十四事とは、欲界の貪五・瞋五・慢五・疑四・嫉・慳・悔・忿・覆の二十四事をいふ。

謂く、欲漏中、有見見と邊執見及び三の少分は皆、是れ無記なり。三の少分とは、謂く、有身見邊執見と相應する惛沈と睡眠と掉擧との少分なり。是くの如き五法は、無慚無愧と相應せざるが故に皆、不善に非ず。問ふ、無慚は無慚と相應せず、無愧は無愧と相應せざるをもて、豈に是れ無記ならんや。答ふ、無慚は無慚と相應せずと雖も、無愧と相應し、無愧は無愧と相應せずと雖も無慚と相應す。俱に相應せざるものは方に是れ無記なり。

【本論】無明漏は、或は不善、或は無記なり。無慚無愧と相應するものは、是れ不善にして、

謂く、欲界の見集・滅・道及び修所斷の無明は唯、是れ不善にして、見苦所斷の[五六]三見と疑と慢と貪と瞋と相應する無明と及び不共無明とも亦、是れ不善なり。

【本論】餘は是れ無記なり。

謂く、欲界の身・邊二見と相應する無明及び色・無色界の一切の無明は無慚無愧と相應せざるが故に皆、是れ無記なり。

[五七]問ふ、何が故に、十纏中、唯、無慚無愧と相應するもののみを說くや。答ふ、是れ作論者の意欲爾るが故なり。謂く、作論者は欲するに隨つて論を作りしも法相に違はざるが故、責むべからず。復次に、此の二は唯、是れ不善にして、遍く一切不善心と相應するをもて、是の故に偏へに說くも、忿と覆と嫉と慳とは唯、是れ不善なりと雖も、而も遍く一切の不善心と相應せず。惛沈と掉擧とは、遍く一切の不善心と相應すと雖も、而も唯、是れ不善のみに非ず。睡眠と惡作とは[五八]二義俱に無し。是の故に說かざるなり。隨眠と垢とは此に准じて知るべし。無慚無愧には二義俱に有りて、不善の義と多少の量の等しきこと、函と蓋と相ひ稱ふが如し。故に、偏へに無慚無愧と相應するものを說くなり。

【五六】三見とは邪見・見取・戒禁取の三見を指す。

【五七】上來煩惱の不善性なることを規定するに際して常に無慚無愧と相應するが故にとのみ說きて、何が故に十纏中の他のものと相應することを說かざるやとは問の意、之に對して無慚無愧は自性が不善にして一切の不善心と相應するに他のものは然らざる旨をその一一に就いて明せるが答。

【五八】睡眠と惡作とは一切の不善心と相應せず又睡眠は三性に通じ惡作は善不善に通ずるが故に唯、不善のみに非ざ

若し後有を起すこと一刹那なれば、則ち爲めに苦を增す。苦は卽ち是れ非愛の果の攝なることを」と。答ふ、此の中、所說の非愛の果とは、是れ苦苦の類なり、契經所說の非愛の果とは、三苦の類に通ず。上界の煩惱の、有をして相續せしむるものは、苦苦の類に非ざるが故に、相違せず。

[五二]大德說きて曰く「上界の煩惱にして若し是れ無記なりとせば、更に何の法有りてか不善と名くべきや。世尊の說くが如し、若し諸の煩惱にして能く業を發起するものは皆、是れ不善なり」」と。評して曰く彼の說は理に非ず。若し彼の煩惱にして是れ不善なりとせば、色・無色界に應に苦苦有るべけん。然も世尊の、若し諸の煩惱にして能く業を發起するものは皆、不善なりと說きしは、惡業に依りて說く。故に相違せざるなり。

【本論】[五三]三不善根は唯、不善のみなり。

彼の自性は是れ不善にして、復た一切不善法の與めに因となり、本となり、道路となり、由序となり、能作となり、生となり、緣となり、有となり、集となり、等起となるを以ての故なり。

【本論】[五四]三漏中、一は無記なり。

謂く、有漏なり。上所說の諸の因緣に由るが故に、色・無色界の一切の煩惱は皆、是れ無記なり。

【本論】 二は應分別なり、謂く、欲漏は或は不善、或は無記なり。無慚無愧及び彼と相應するものは是れ不善にして、

*無慚無愧とは、彼の自性は唯、是れ不善なることを顯し、及び彼と相應するものとは、欲漏中、[五五]三十四事及び三の少分も亦、是れ不善なることを顯す。三の少分とは、謂く、彼れと相應する惛沈と睡眠と掉擧との少分なり。

【本論】 餘は是れ無記なり。

【五二】 上界の煩惱を不善となす異說―大德とは舊に尊者佛陀提婆とあり。

【五三】 三不善根は不善。

【五四】 以下三漏の三性分別

* 無慚無愧は欲漏の自性なる四十一事中の二なり。

【五五】 三十四とは貪五・瞋五・慢五・見十（十二見中身・邊二見を除く）疑四・嫉・慳・悔・忿・覆の三十四を指す。

定に伏せらるるが故なり。毒蛇等の、呪術に伏せられて害をなすこと能はざるが如く、此も亦、是くの如し。復次に、上界には彼の異熟の器無きが故なり。若し彼の煩惱にして有異熟ならば、應に是れ苦受なるべし。苦受は必ず是れ欲界の所繫なるに、上界の煩惱の異熟は是れ欲界繫なるべからざるが故に、彼の煩惱は定んで無異熟なり。

復次に、彼の邪見等は、極顚倒に非らず。少分相似する處所に於て起るが故に、他を惱さざるが故に、但、是れ無記なり。謂く、彼の邪見は謗じて無苦なりと言ふ。然も上二界には相似の樂有り。上界の見取は彼の諸蘊を執して以て第一のものとなす、然も彼れに亦、相似の第一なるもの有り。彼の戒禁取は彼の諸蘊を執して以て能淨となす、然も彼には亦、相似の能淨なるもの有り。謂く、色界道は能く欲界を淨め、無色界道は能く色界を淨む。故に彼の煩惱は定んで不善に非ず。

尊者世友は是くの如き說を作す、「上界の煩惱は麁の身語業を發起すること能はざるが故に、是れ無記なり」と。問ふ、不善の煩惱にして亦、麁の身語業を起すこと能はざるもの有り、應に是れ無記なるべけんや。答ふ、不善の煩惱は、若し增盛なる時は必ず能く麁の身語業を發起するも、上界の煩惱は設ひ增盛なる時も亦、麁の身語業を起すこと能はず。故に是れ無記なり。

復次に、上界の煩惱は、有情をして諸の惡趣に墮せしめざるが故に是れ無記なり。問ふ、不善の煩惱も亦、惡趣に墮せしめざるもの有り、應に是れ無記なるべけんや。答ふ、不善の煩惱は若し增盛なる時は必ず有情をして、諸の惡趣に墮せしむるに、上界の煩惱は設ひ增盛なる時も亦、終に諸の惡趣に墮せしめざるが故に、是れ無記なり。

復次に、彼の惑は非愛の果を感ずること能はざるが故に、是れ無記なり。問ふ、彼の惑は既に後有をして相續せしむ、後有は卽ち是れ非愛の果の攝なるに、如何ぞ非愛の果を感ずること能はざるや。契經に說くが如し、「苾芻よ、當に知るべし、我れ終に後有を起すものを讃めず、所以は何ん、

與めに異熟因とならざるが故に、是れ無記なり。

四九 大德說きて曰く、「此の有身見は是れ顚倒の執、是れ不安隱、是れ愚癡の類なるが故に是れ不善なり。若し有身見にして不善に非ずんば、更に何の法有りてか不善と名くべき。世尊の說くが如し、乃至愚癡は皆、是れ不善なりと」と。評して曰く彼の說は理に應ぜず。有身見は異熟因に非ざるが故に。若し有身見にして皆、是れ不善ならば、色無色界に應に苦苦有るべけん。然かも世尊の、乃至愚癡は皆不善なりと說くは、巧便に非ざるが故に、說きて不善となすなり。能く不愛の果を感ずと言はざるが故に。

【本論】五〇 二は應分別なり。謂く、戒禁取と疑との結は、或は不善、或は無記なり。

問ふ、應分別とは、義、何の謂なりや。答ふ、應に分析すべきが故に、應分別と名く。謂く、後の二結は、一分は是れ不善にして、一分は是れ無記なるが故に、應分別なり。分別論者（Vibhajyavādin）は是くの如き言を作す、「所問の二結は應分別記にして、一向等に非ず。此に由るが故に、二は應分別なりと言ふなり」と。

謂く、彼の二結にして、

【本論】欲界なるは是れ不善なるも、色・無色界なるは是れ無記なり。

五一 問ふ、何が故に、色・無色界の煩惱は、是れ無記なりや。答ふ、若し法にして是れ無慚無愧の自性なるか無慚無愧と相應するものなるか、是れ無慚無愧の等起にして、等流果かなれば、是れ不善なるも、色・無色界の煩惱は爾らざるが故に、是れ無記なり。復次に、色・無色界の煩惱は、一向に意樂を壞するに非ざるが故に不善に非ず。無慚無愧と相應せざるが故に、一向に意樂を壞するに非ざるなり。復次に、色・無色界の煩惱には異熟果無きが故に、是れ無記なり。

問ふ、論に因りて論を生ぜん。何が故に色・無色界の煩惱には異熟果無きや。答ふ、四支五支の

壞滅するが故に苦なる壞苦（viparin ma-d.）とを合せて三苦といふ。而して茲に有身見は非愛の果を感ずること能はずといふ。その非愛の果とは苦苦を指すものにして、汝所引の契經の非愛の果とは三苦の類に通ずるものなれば假令、有身見が後有を引くとも、そは、苦苦の類に非ざれば、有身見を無記となすことに相違せずとなり。

＊ 有身見は後有そのものを起す原因とはなるもその後有の果報上に於ける差別（貧・富・醜・美等）の直接因に非ざるが故に異類にして熟するといふいわれなし、故に後有のための異熟因とは云れず、從つて無記なり。

【四九】 **有身見を不善となす異說**——大德とは舊に佛陀提婆とあり。

【五〇】 戒取と疑の二結は欲界なるは不善、上二界なるは無記。

【五一】 **上二界の煩惱の無記なる所以に就いて。**

に是れ無記なり。復次に、此の有身見は唯、自體にのみ迷ひて、他を逼惱せざるが故に、是れ無記なり。謂く、我を執する者は、眼の、色を見る時、我れは色を見、色は是れ我所なりと言ひ――廣說乃至――意の、法を了する時、我れは法を了し、法は是れ我所なりと言ふ。自體に於て此の倒執有りと雖も、而も他を惱まさざるが故に、是れ無記なり。復次に、此の有身見には異熟果無きが故に是れ無記なり。

尊者世友は是くの如き說を作す「此の有身見は麁の身語業を發起すること能はざるが故に、是れ無記なり」と。問ふ、不善の煩惱にも亦、麁の身語業を起すこと能はざるものあり、應に是れ無記なるべけんや。答ふ、貪瞋癡慢は、若し增盛なる時は、必ず能く麁の身語業を發起するも、此の有身見は、設ひ增盛なる時も亦、麁の身語業を起すこと能はざるが故に、是れ無記なり。

復次に、此の有身見は、有情をして、諸の惡趣に墮せしめざるが故に、是れ無記なり。問ふ、不善の煩惱にして亦、惡趣に墮せしめざるもの有り、應に是れ無記なるべけんや。答ふ、不善の煩惱は、若し增盛なる時は必ず有情をして諸の惡趣に墮せしむるに、此の有身見は設ひ增盛なる時も亦、終に諸の惡趣に墮せしめざるが故に是れ無記なり。

復次に、此の見は非愛の果を感ずること能はざるが故に、是れ無記なり。問ふ、此の見は既に後有をして相續せしむ。後有は卽ち是れ非愛の果の攝なるに、如何が非愛の果を感ずること能はざるや。契經に說くが如し「苾芻よ、當に知るべし、我れは終に後有を起す者を讚めず。所以は何ん、若し後有を起すこと一刹那なれば、則ち爲めに苦を增さん。苦は卽ち是れ非愛の果の攝なることを」と。答ふ、此の中、所說の非愛の果とは是れ[四八]苦苦の類にして、契經所說の非愛の果とは三苦の類に通ず。此の有身見は有をして相續せしむるも、苦苦の類に非らざるが故に、相違せず。

復次に、*此の有身見は、後有を起して苦苦の本となり、爲めに苦を增すと說くと雖も、而も彼の

不善なりと主張せるも婆沙評家は彼の說を理に適應せずと破せり。尙、茲に注目すべきは有身見の無記なることを明す中に無記の性質が自から明白にされゐることなり。

【四八】苦苦(duḥkha-duḥkhatā)とは、それ自體苦なるものにして、之れと體、無常なるが故に苦なる行苦(saṃskāra-d.)と今は樂なるも遂には

るが說く、「一切の煩惱は皆、是れ不善なり。不巧便に由りて攝持せらるるが故に」と。譬喩者（Dārṣṭāntikācārya）の如し、彼の意を遮して諸の煩惱の、是れ不善なるもの有り、是れ無記なるもの有ることを顯さんが爲めなり。※若し諸の煩惱にして、不巧便に由りて攝持せらるるが故に是れ不善なりと言はば、此の不巧便は應に不善に非ざるべけん。不巧便に攝持せらるるに非ざるが故に。不巧便とは卽ち是れ無知にして、攝持せらるるとは是れ相應の義なり。自體は自體と相應せざるが故に、不巧便は不善に非ざるべけん。復た欲界の煩惱は皆、是れ不善にして色・無色界の一切の煩惱は皆、是れ無記ならしめんと欲するもの有り。彼の意を遮し、欲界の有身見と邊執見と及び彼れと相應する無明も亦、是れ無記なることを顯示せんがためなり。復た說者有り、『門の義を現さんと欲するが故に、斯の論を作す。謂く、前已に、[45]「問ふ何が故に此に於て先づ章を立つるや。答ふ諸門の義を顯示せんと欲するがための故なり。若し章門を立てざれば、義の顯はることを得るに由なきこと、彩畫者の虛空に彩畫すること能はざるが如し」と說けり。既に章を立て已るをもて、應に門の義を顯すべし』と。

【本論】[46]三結中、一は無記なり。

謂く、有身見なり。問ふ、何が故に、[47]有身見は是れ無記なりや。答ふ、若し法にして是れ無慚無愧の自性か無慚無愧と相應するものか、是れ無慚無愧の等起か、其の等流果かなれば是れ不善なるも、有身見は無慚無愧の自性に非ず、無慚無愧と相應せず、無慚無愧の等起・等流果に非ざるが故に、是れ無記なり。復次に、此の有身見は、一向に意樂を壞せざるが故に、不善に非ず。無慚無愧と相應せざるが故に、一向に意樂を壞せざるなり。復次に、此の見は施と戒と修とに違はざるが故なり。謂く、我を執するものは、是くの如き說を作す、「布施に由るが故に我は當に富樂なるべく、持戒に由るが故に、我れは當に天に生るべく、修定に由るが故に、我れは當に解脫すべけん」と。故

をなすものは善(kuśala)・不善(akuśala)・無記(avyākṛta)の三種なるも苟も煩惱にして善なるものなければ不善か無記かの何れかに屬することになる。然るに無記も嚴密にいへばそれ自體は善惡に非ざるも煩惱と相應する染汚の有覆無記(nivṛta)と然らざる無覆無記(anivṛta)とに分る。然し、今茲で無記といへるは有覆無記を意味することは云ふ迄もなし。因みに以下は解章に當る。

【四四】 **論題提起の理由。**

※若し不巧便に攝持せらるるが故に不善なりといはゞ、無知(不巧便)は無知と相應(攝持)せざるが故に、無知は不善に非ずといふこととなり、一切の煩惱は皆不善なりとの汝の所宗に反せんとなり。

【四五】 第四十六卷初を參照すべし。

【四六】 **以下三結の三性分別に就いて。**

【四七】 **特に有身見の無記なる所以に就いて**―有身見は不善の根本たる無慚無愧との關係(自性・相應等起・等流果)なきこと。自我中心の見なるが故に、他人を惱まさざること。異熟因に非ざること。惡趣の因に非ざること等なり。然るに大德は之を

【本論】 九十八隨眠有り。謂く、欲界繫の三十六隨眠と色・無色界繫の各の三十一隨眠となり。

四一 第二十二節　九十八隨眠に就て

此は卽ち九十八事を以て自性となす。隨眠の名義は、前已に釋せるが如し。

四二 問ふ、何が故に、此に九十八隨眠を說くや。答ふ、是れ作論者の意欲爾るが故なり。謂く、本論師は欲するに隨ひて論を作りしも、法相に違はざるが故に責むべからず。復次に、著文沙門の意を止めんがための故なり。謂く、沙門にして文字に執著するをもて、經の所說を離れては終に敢えて言ざるもの有り。彼れ是の說を作す、「誰か智慧の佛に過ぐるもの有らんや。佛は唯、七種の隨眠有りと說くに、如何が强ちに增して九十八となすや」と。彼の意を遮せんがために、七隨眠を廣げて九十八となすなり。謂く、行相と界と部との別なるに依るが故なり。七隨眠中、欲貪隨眠は部別なるが故に五となり、瞋恚隨眠も亦、爾り。有貪隨眠は界別なるが故に二となり、部別なるが故に五となり、界と部と別なるが故に十となる。慢隨眠は界別なるが故に三となり、部別なるが故に五となり、界と部と別なるが故に十五となる。無明隨眠も亦、爾り。見隨眠は界別なるが故に三となり、行相別なるが故に五となり、部別なるが故に十二となり、行相と界と部と別なるが故に三十六となる。疑隨眠は界別なるが故に三となり、部別なるが故に四となり、界と部と別なるが故に十二となる。是の故に、七隨眠は行相と界と部と別なるに依るが故に、九十八隨眠となる。廣略異ると雖も、而も體に差別無し。

四三 第二十三節　三結乃至九十八隨眠の三性分別に就て

【本論】 三結、乃至、九十八隨眠は幾か不善にして、幾か無記なりや。

四四 問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他宗を止め正義を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有

【四二】 こは先に七隨眠を說きしを以て、それを、行相と界と部とに依りて區別し、九十八とせるものにしてその體には何等の相違もなきものなり。中に就いて八十八は見道所斷の惑（見惑）にして十は修道所斷の惑（修惑）、更に見惑中、三十二は欲界にして上二界は各、二十八なり。その配列關係は既に毘曇部七、頁三四四に掲げあるを以つて今は之を略す。往見すべし。

【四三】 以下論題提起の因由

【四三】 上來、三結乃至九十八隨眠の自性・定義・並びにその性質を明かにせるを以て玆にそれ等の倫理的價値判斷をなせる段なり。その判斷の標準

人天及び龍・阿素洛等は屢、戰鬪を興すや。世尊の告げて曰く、「嫉と慳とに由るなり」と。問ふ、諸の有情類は、或は九結を具し、或は六結を有し、或は三結を有し、或は全く結無し。[三九]九結を具するものとは具縛の異生を謂ひ、六結を有するものとは、已離欲染の異生及び未離欲染の聖者を謂ひ、三結を有するものとは、已離欲染の聖者を謂ひ、全く結無きものとは、阿羅漢を謂ふ。二結と及び一結とを成ずるもの無きに、佛は何が故に、嫉と慳とに由りて、人、天、龍等は、屢、戰鬪を興すと說くや。答ふ、彼の經は但、諸の富貴者の數、現行する結のみを說きて、成就の結を說かざるなり。謂く、天帝釋は二天中の尊にして、嫉と慳とに由りて非天衆と數、戰鬪するが故に但、二結のみを說くなり。復次に、佛は天帝釋を呵責せんがための故に、彼の契經に於て二結を說くなり。謂く、諸天中、蘇陀 (sudhā) の味の、阿素洛に勝るもの有り。阿素洛宮に端正なる女の、彼の諸天に勝るものあり。天は自から味を慳み、他の美女を嫉むに、非天は女を慳み、他の美味を嫉む。天は美女のために非天の處に往き、非天は味のために復た天宮に往く。是の故に諸天は阿素洛と嫉と慳との結に由りて數、戰鬪を興す。爾の時、天帝は阿素洛と適、鬪戰し已りて、心猶、恐怖するをもて、佛所に來詣して、是くの如き問を作す、「何の結に由るが故に、人天及び龍・阿素洛等は、屢、戰鬪を興すや」と。彼の意は問ふて言はく、何の結に由るが故に天と非天とは數、戰鬪を興すや」と。故に佛、告げて曰く、「嫉と慳とに由る」と。佛の意は告げて言はく、「汝等天衆及び阿素洛は嫉と慳との結に由りて數、戰鬪を興する故に、嫉と慳とは是れ汝等の患にして亦、是れ重擔なり。汝等を傷害するをもて、速かに捨離すべし」と。

[四〇] 問ふ、六煩惱垢は何が故に結に非ざるや。答ふ、相、麁動なるが故なり。若し相、微細にして繫縛すること堅牢なれば、立てて結となすべきも、垢は、相麁動にして、繫の義堅ならざるが故に、結と立てざるなり。

の戰鬪の因緣譚—嫉と慳との立場より見て。

[三九] 具縛の異生は無漏智によりて見惑を斷ぜず世俗智によりて修惑をも斷ぜざるが故に九結全部を具し、已離欲染の異生は欲界の惑なる恚結と慳結と嫉結を除く他の六結を具し（恚結は欲界五部に通ずるを以て見惑なることあるも下八地の見惑は世俗智にても斷じ得ることあるをもて異生といへども斷じ得る）未離欲染の聖者は欲界の修惑の愛・恚・慢・無明・嫉・慳の六結を具し、已離欲染の聖者は上界の修惑たる愛・慢・無明の三結を具し、阿羅漢は見修二惑の全部を永斷せるが故に結を具せず。

[四〇] **六煩惱垢を結と立てざる理由。**

能く獨立し、亦復た二を離ると雖も、而も隨眠に似るをもて、隨眠の相の映奪する所となりて其の相、顯はれざるが故に、結と立てず。此の義に由るが故に、外國の諸師は此の二種は卽ち隨眠の性なりと說く。惛沈と掉擧とは獨立すること能はず。他力により起るが故に、亦、二をも離れず、或は是れ不善、或は是れ無記なるが故に。睡眠と惡作とは、亦、獨立すと雖も而も二を離れず。睡眠は善と不善と無記とに通じ、惡作は善と不善との性に通ずるが故に。無慚と無愧とは、是れ二を離ると雖も而も獨立に非ず。唯、嫉と慳とのみは獨立し、二を離れ、隨眠の相と異るが故に、立てて結となすなり。復次に、嫉と慳とは、最も鄙賤にして深く厭毀すべしとなすを以ての故に、立てて結となす。復次に、嫉と慳とは性、甚だ猥弊にして、正理に違背するを以ての故に、立てて結となす。謂く、他の榮勝するは自に於て損すること無きに何に緣りて他に於て横(ほしいまゝ)に妬忌を生ずるや。復た百千の珍財を積聚すと雖も、一錢を持して後世に往至すること能はざるに、何に緣りて固情慳護にして他に施さざるや。復次に、二法に由るが故に、諸の有情をして生死の中に於て多く毀辱を受けしむ。一には無威德にして、二には極貧窮なり。無威德なるものは、嫉妬多きに由り、極貧窮なるものは、慳悋多きに由る。若し無威德にして極貧窮ならば、父母・兄弟・妻子・僮僕すら尙、之を輕蔑す、況んや非親のものをや。故に十纒中、二を立てて結となす。復次に、嫉と慳とは、彼の欲界の有情に於て猶し獄卒及び防捍者の如し。罪人有り、繫れて囹圄に在るに二卒禁守して出ずることを得せしめず。復た、淸潔莊嚴なる園林有り、二人防捍して入ることを得せしめざるが如し。囹圄とは惡趣に喩え、園林とは人天に喩え、獄卒と防捍とは嫉と慳とに喩ふ。欲界の有情の、繫れて惡趣の囹圄に在りて出ずることを得ること能はず、復た、人天の園に入ることを得ざる所以は、嫉と慳との[三八]結の障ゆるを以ての故なり。

契經に說くが如し、「時に天帝釋、佛の所に往詣して是くの如き問を作す、何の結に由るが故に、

事となるを以て兩者同じく十八事となるなり。

【三三】疑結― 四諦に於て疑を生ずるなり。

【三四】嫉結― 妬忌なり。

【三五】慳結― 悋護なり。

【三六】特に嫉・慳二結の二相を說く所以に就いて。

【三七】十纒中、慳嫉のみを立つる理由― 慳嫉は(一)獨行し、(二)一向不善にして、(三)隨眠の相と異るが故なり。

【三八】特に人天及び龍阿素洛

や。答ふ、疑者をして決定を得せしめんと欲するが故なり。謂く、人有るが如し、遠くに竪てる物を見て、便ち猶豫を生ず、「杌なりや、人なりや」と。設ひ彼は是れ人なりとするも、男となすや、女となすや」と。或は二道を見て、便ち猶豫を生ず、「是は所往の路なりや、復た非らずとなすや」と。二衣鉢を見て亦、猶豫を生ず、「是は我が所有なりや、他の所有なりや」と。或は此等は是れ實の疑結なりやと疑ふ。彼の疑をして決定を得せしめんと欲するが故に、今、此の疑は但、是れ欲界の無覆無記の邪智を體となし、眞の疑結に非ざることを顯す。眞の疑結とは、謂く、苦等の四諦に於て猶預するなり。

三四 云何が嫉結なりや。謂く、心の妬忌なり。

三五 云何が慳結なりや。謂く、心の悋護なり。

三六 問ふ、何が故に、此の二の相の別なることを説くや。答ふ、疑者をして決定を得せしめんと欲するが故なり。謂く、世間の人は嫉に於て慳と謂ひ、慳に於て嫉と謂ふ。嫉に於て慳と謂ふとは、有るが他の所得の好事を見て、心に妬忌を生じ便ち、謂ひて慳となすが如し。然も實に、妬忌は、是れ嫉にして、慳に非らず。慳に於て嫉と謂ふとは、有るが他の妻等を悋護するを見て、便ち謂ひて嫉となすが如し、然も實に悋護は是れ慳にして嫉に非らず。彼の疑をして決定を得せしめんが爲めの故に、嫉と慳との二相の差別を説くなり。

三七 問ふ、何が故に、十纒中に於て、唯、慳と嫉とを立てて結となすや。答ふ、唯、此の二纒にのみ結の相有るも、餘には結の相無きが故に、結と立てず。復次に、後を以て初を顯すが故に、但、二のみを説く。謂く、十纒中、嫉と慳とは後に居するをもて、後を説きて結となさば則ち已に初を顯はす。復次に、嫉と慳とは獨立し、二を離るるを以ての故に立てて結となすも、餘の纒は爾らず。獨立とは自力にして現行するを謂ひ、二を離るとは、一向に不善なるを謂ふ。忿と覆との二纒は、

として、その對觀する所とその對者に對する自己の態度とにより九慢を成ずることあり卽ち我勝(śreyān ahamasmiti)・我等(sadṛśo-sadṛśmi)我劣(hīn›'smiti)・有勝我(asti me śreyāniti)・有等我(asti me sadṛśa iti)・有劣我(asti me hīna iti)・無勝我(nāsti me śreyāniti)・無等我(nāsti me sadṛśaiti)・無劣我(nāsti me hīna iti)にして之を九種の慢類(mānavidhā)といふ、發智第二十卷、婆沙論百九十九卷參照)

【二七】 無明結—三界の無知なり。

【二八】 見結—身・邊・邪の三見なり。

【二九】 取結—見取・戒取なり。

【三〇】 五見を見・取二結に分つ所以に就いて。

【三一】 見の原語 dṛṣṭi は女性名詞なるに、取の原語 parāmarśa は男性名詞なるを以つてなり。

【三二】 身・邊二見は三界の見苦所斷にて六事となり、邪見は三界の四部にて十二事となり合して十八事となる。見取は三界の四部にて十二事となり、戒取は三界の見苦・道所斷にて六事となり合して十八

慢(mithyāmāna)なり。慢とは、謂く、劣に於て已れ勝ると謂ひ、等に於て已れ等しと謂ひて、心をして高擧せしむるなり。過慢とは、謂く、等に於て已れ勝ると謂ひ、勝に於て已れ等しと謂ひて、心をして、高擧せしむるなり。慢過慢とは、謂く、勝に於て已れ勝ると謂ひて、心をして高擧せしむるなり。我慢とは、謂く、五取蘊に於て我我所と謂ひて、心をして高擧せしむるなり。增上慢とは、謂く、未だ勝徳を得ざるに、已れ已に得たりと謂ひて、心をして高擧せしむるなり。卑慢とは、謂く、他の多く勝れるに於て、已れ少しく劣ると謂ひて、心をして高擧せしむるなり。邪慢とは、謂く、實に全く無徳なるに、已れ有徳なりと謂ふなり。是くの如き七慢を總じて慢結と名く。

[二七]云何が無明結なりや。謂く、三界の無知なり。此の說を善となす。若し是の說――三界を緣ずる無知――を作せば卽ち無漏緣の無明を攝せざるべけん。

[二八]云何が見結なりや。謂く三見なり。卽ち有身見、邊執見、邪見を總じて見結と名く。

[二九]云何が取結なりや。謂く、二取なり。卽ち、見取と戒禁取とを總じて取結と名く。

[三〇]問ふ、何が故に、五見中の三見を見結と立て、二見を取結と立つるや。答ふ、苦と合する時に於て、名、等しきに由るが故なり。謂く、前の三見は同じく是れ女名にして、後の二見は同じく是れ男名なり。[三一]見は是れ女聲、取は是れ男聲なるを以ての故に。復次に、苦と合する時に於て事、等しきに由るが故なり。謂く、見結と取結とは各[三二]十八事を攝するなり。復次に、隨眠を攝することも亦、等しきが故なり。謂く、見結と取結とは、九十八隨眠中に於て、各、十八を攝す。復次に、前の三見は是れ推度なるも執受に非ざるが故に、合して見結と立て、後の二見は是れ推度にして亦、執受なるが故に、合して取結と立つ。復次に、前の三見は等しく境を推度するが故に、合して見結と立て、後の二見は等しく見を推度するが故に、合して取結と立つ。

[三三]云何が疑結なりや。謂く、諦に於て猶豫するなり。問ふ、何が故に此は諦に於て猶豫すと說く

て更に他の三見を含めて內容的にも擴張したるが玆に明せる九結なり。因みに九結とは愛結(anunaya-saṃyojana)・恚結(pratigha-s.)・慢結(māna-s.)・無明結(avidyā-s.)・見結(dṛṣṭi-s.)・取結(parāmarśa-s.)・疑結(vicikitsā-s.)・嫉結(īrṣyā-s.)・慳結(mātsarya-s.)の九種をいふ。

【一九】 **以下九結の自性に就いて。**

【二〇】 **結の定義に就いて。**

【二一】 **以下九結の細相に就いて。**

【二二】 **愛結**―三界の貪なり。

【二三】 初習業者とは修行の初期に屬して未熟なるもの、已熟修者とは修行の進めるものにして超作意者とはその自在を得たるものをいふ、此等の具體的例證に關しては毘曇部八、頁七八五を參照すべし。

【二四】 外門隨增とは欲界の貪は主として外界を對象として隨順增長するをいひ、內門隨增とは上二界の貪は主として精神的のものを對象として隨順增長するをいふ。

【二五】 **恚結** 有情を損害せんと欲するなり。

【二六】 **慢結**― 七慢なり。更に又、此中、慢・過慢・卑慢の三が我見を根本

經の中に於ては立てて三愛となす、謂く、欲愛、色愛、無色愛なり。問ふ、此の三は何が別なりや。答ふ、世尊は、所化の根に三品有るをもて、利根者のために一愛結を說き、中根者のために二隨眠を說き、鈍根者のために、三界の愛を說くなり。復次に、世尊は、所化の修位に三種有るをもて、[二三]初習業者のために一愛結を說き、已熟修者のために二隨眠を說き、超作意者のために三界の愛を說けり。復次に、世尊は、所化の樂に三種有るをもて、略を樂ふ者のために一愛結を說き、廣を樂ふ者のために三界の愛を說き、略と廣とを樂ふ者のために二隨眠を說くなり。復次に、合苦の義、是れ結の義なりとは、三界の貪は倶に有情をして苦と合せしめて樂に非ざらしむるを以ての故に一愛結を立つ。隨增の義、是れ隨眠の義なりとは、欲界の貪は[二四]外門隨增にして、色・無色界の貪は內門隨增なるを以ての故に、二隨眠を立つ。染境の義、是れ愛の義なりとは、染著せらるる欲・色・無色の境に差別有るを以ての故に、三界の愛を立つるなり。

[二五]云何が恚結なりや。謂く、有情を、損害せんと欲するなり。問ふ、若し非情を損害せんと欲するも亦、是れ恚なるべきに、何が故に說かざるや。答ふ、多によりて說くが故なり。謂く、此の恚結は有情に於て損害をなさんと欲すること多く、非情に於てすること少きをもて、是の故に說かざるなり。復次に、重によりて說くが故なり。謂く、有情に於て損害をなさんと欲するは其の罪甚だ重きも、非情に於ては非らざるをもて是の故に說かず。復次に、本によりて說くが故なり。謂く、此の恚結は要ず、有情に於て損害をなさんと欲し、然る後方に非情に於ても亦、起すをもて、是の故に說かず。復次に、想に依りて說くが故なり。謂く、非情に於て若し恚結を起さば、亦、彼の處に於て有情の想を起すをもて、是の故に但、有情に於て起すとのみ說くなり。

[二六]云何が慢結なりや。謂く、七種の慢なり。謂く、一に慢(māna)、二に過慢(atimāna)、三に慢過慢(mānātimāna)、四に我慢(asmimāna)、五に增上慢(abhimāna)、六に卑慢(ūnamāna)、七に邪

慢の人にして他人を卑下せしを佛之を敎化せり。鄔盧頻螺迦葉波は三迦葉波の一人にして愚癡偏多にして智慧なかりしを佛陀敎化せり。(撰集百緣經、卷第三)善星は、佛の太子のときの子なり惡友に近きて涅槃の法なしとして因果撥無の邪見を起し、佛に對して惡心を起せしかば無間地獄に墮せりといはる。(涅槃經、三十三)摩洛迦子(鬘童子)は佛に對して、世は常なりや無常なりや、如來は有終なりや無終なりや等の疑を發せし人なり。(中阿卷第六十、箭喩經第十等)。

【一六】 **嫉と慳とを隨眠と立てざる理由に就いて。**

【一七】 擔山木とは舊に佉陀羅(khadira)と音譯し刺ある非常に堅き木にして藥用に供せらる。

【一八】 最初に身見・戒禁取・疑の三結を明にし、次に貪・瞋・慢・嫉・慳の五結を說き、更に貪欲・瞋恚・身見・戒禁取・疑の五順下分結及び色貪・無色貪・掉擧・慢・無明の五順上分結を述せり、三結が何れかといへば理智的迷なるに對して五結は主として情意的惑を集め、その兩者を合せて之を欲界と上二界とに分けたるが五順上・下分結であり。是尊を一括し

等流なり。復次に、隨眠は習氣堅固なること、此の地に於て[一七]擔山木を燒くに、火滅して久しくすと雖も其の地、猶、熱するが如くなるに、彼の二は習氣堅固ならざること、此の地に於て草樺皮を燒くに、火、纔に滅し已りて其の地便ち冷ゆるが如し。復次に、隨眠は伏し難きに、彼の二は伏し易し。是の故に、彼の二は隨眠と立てず。

餘の纒及び垢は、二に準じて說くべきなり。

[一八]第二十一節　九結に就て

【本論】九結有り。謂く、愛結、恚結、慢結、無明結、見結、取結、疑結、嫉結、慳結なり。

[一九]問ふ、此の九結は、何を以て自性となすや。答ふ、百事を以て自性となす。謂く、愛と慢と無明との結は、各、三界の五部にて四十五事となり、恚結は唯、欲界の五部にて五事となり、見結には十八事有り。謂く、有身見と邊執見とは各、三界の見苦所斷にて六事となり、邪見は三界の各の四部にて十二事となる。取結に十八事有り、謂く、見取は三界の各の四部にて十二事となり、戒禁取は三界の各の見苦・道所斷にて六事となる。疑結は三界の各の四部にて十二事となり、嫉と慳との結は、各、欲界の修所斷にて二事となる。此に由りて、九結は百事を以て自性となす。

[二〇]已に自性を說けるをもて、所以を今、當に說くべし。問ふ、何が故に結と名くるや。結とは是れ何の義なりや。答ふ、繫縛の義、合苦の義、雜毒の義、是れ結の義なり。所餘を廣釋すること三結の處に已に諸結の總の義を釋せるが如し。

[二一]一一の自性は今、當に廣說すべし。

[二二]云何が愛結なりや。謂く、三界の貪なり。然るに、三界の貪は、九結中に於て總じて愛結と立て、七隨眠中、二隨眠と立つ。謂く、欲界の貪を欲貪隨眠と名け、色無色界の貪を有貪隨眠と名く。餘

國師の異說。

【一三】隨入の義とは舊に遍の義とあり。

【一四】以下、**七隨眠の特徵に就いて**即ち七隨眠の自性とは如何なる性質のものなりや又、それを數起せば死後如何なる果報を受くるや論じ、更に復た欲貪等隨眠を起せし人の實例を掲げて七隨眠の特徵を明せり。

【一五】難陀は孫陀羅難陀(Su-ndara-nanda)の略稱にして、彼れその妻に溺れて出家を樂はず、爲めに佛方便して此を化して阿羅漢果を得せしむ。氣嘘の傳不明可尋、指鬘(央掘摩羅)は佛の在世、舍衞城に住し、瞋恚心を起して九百九十九人を殺害しその指を切取り首にかけて鬘となす。千人目に母を殺さんとして佛に逢ひて敎化さる。過聖多(阿私多)は釋尊降誕のとき之を占ひし人にして、時正に年百二十才なりき、久しからずして命終して無想天に生る(過去現在因果經)。阿羅茶は佛出家して修行せしとき、空無邊處定を、嗢達洛迦は非想非非想處定を敎へたりといはる人なり、故に此等三人は有貪隨眠の例として引用せらる。

傲士(摩那答陀)は極めて大慢

なりとは、彼の得に依りて說くなり」と。

[一四]應に三事を以て、諸の隨眠を知るべし。一に自性を以ての故に、二に果を以ての故に、三に補特伽羅を以ての故になり。自性を以ての故にとは、欲貪隨眠の、興渠を食ふが如き、瞋恚隨眠の辛辣を食ふが如き、有愛隨眠の、乳母の染汚の衣の如き、慢隨眠の、憍傲人の如き、無明隨眠の、盲瞽者の如き、見隨眠の、失道者の如き、疑隨眠の、岐路に臨むが如きなり。果を以ての故にとは、欲貪隨眠を若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作せば、當に鴿雀鴛鴦等の中に生るべく、瞋恚隨眠を若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作せば、當に蜂蝎毒蛇中に生るべく、有貪隨眠を若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作せば、當に色・無色界に生るべく、慢隨眠を若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作せば、當に卑賤の種族に生るべく、無明隨眠を若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作せば、當に愚盲の種族に生るべく、見隨眠を若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作せば、當に外道の種族に生るべく、疑隨眠を若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作せば、當に邊鄙の種族に生るべきをいふ。補特伽羅を以ての故にとは、欲貪隨眠は[一五]難陀(Nanda)等の如く、瞋恚隨眠は、氣噓・指鬘(Aṅglimālya)等の如く、有貪隨眠は、遏壟多(Asita)阿邏荼(Ārāḍa Kālāma)嗢達洛加(Udraka Rāmaputra)等の如く、慢隨眠は傲士(Mānastabdha)等の如く、無明隨眠は鄔盧頻螺婆迦葉波(Urubilbākāśyapa)等の如く、見隨眠は善星等の如く、疑隨眠は摩洛迦子(Māluṅkyā-putta)等の如きを言ふ。

[一六]問ふ、嫉と慳とは、何が故に隨眠と立てざるや。答ふ、彼の二には隨眠の相有ること無きが故なり。復次に、隨眠は微細なるに彼の二は麁動なればなり。復次に、隨眠は輕微なるに、彼の二は尤重なればなり。復次に、隨眠は猛利なるに、彼の二は數行ずればなり。復次に、隨眠は是れ根本煩惱なるに、彼の二は是れ煩惱の等流なればなり。謂く、嫉は是れ瞋の等流にして、慳は是れ欲貪の

sente）之によりて縛せらるるをいふ。（毘曇部七卷の第十九、第三十四節參照）

【一二】隨眠は皆、心心所と相應して起るを以て心不相應の隨眠はあるべからずとの難詰なり。之に對する答へは隨眠を得と見て得は心不相應行なるが故に不相應隨眠あり得るとなり。

蓋し隨眠とは何ぞやの問題は部派佛教中、かなりに議論ある題目にして大體之に三通の解釋あり。光記等に依れば、大衆部は隨眠を煩惱の起れる位に自己の身中に引發せらるる一種の勢用の義なりと解して、之を心不相應法の一類と見、經部は隨眠を煩惱の種子の義なりと解し煩惱の眠れる位を隨眠といひ、その覺めたる位を纏と名くと主張す、更に有部は隨眠を現行の煩惱の義と解すと云ひ、又、稱友に依れば、毘婆沙宗にては纏のみを隨眠と云ひ、經部にては種子を隨眠といひ、犢子部は得を隨眠といふと云へるも、茲に得に於て隨眠の名を立つとの一種の解釋は大衆部或は犢子部の立場と一致せることを注意し置く。（倶舍十九、異部宗輪論參照）

【一三】隨眠の意義に關する外

る時は、卽ち等流或は異熟の果を受くるなり。復次に、微細の義、是れ隨眠の義なりとは、自性に依りて說き、隨增の義、是れ隨眠の義なりとは、作用に依りて說き、隨縛の義、是れ隨眠の義なりとは、彼の得に依りて說く。復次に、微細の義、是れ隨眠の義なりとは、自性に依りて說き、隨增の義、是れ隨眠の義なりとは、[九]相續に依りて說き、隨縛の義、是れ隨眠の義なりとは、習氣の堅牢なるに依りて說く。復次に、微細の義、是れ隨眠の義なりとは、過去の隨眠に依りて說き、隨增の義、是れ隨眠の義なりとは、現在の隨眠に依りて說き、隨縛の義、是れ隨眠の義なりとは、未來の隨眠に依りて說く。復次に、微細の義、是れ隨眠の義なりとは、行相に依りて說き、隨增の義、是れ隨眠の義なりとは、[一〇]所緣縛に依りて說き、隨縛の義、是れ隨眠の義なりとは、相應縛に依りて說く。復次に、微細の義、隨增の義、是れ隨眠の義なりとは、相應隨眠に依りて說き、隨縛の義、是れ隨眠の義なりとは、不相應隨眠に依りて說くなり。

二　問ふ、隨眠は皆、心等と相應するに、如何が、不相應に依りて說くといふや。答ふ、此の中、得に於て隨眠の名を立て、隨眠を得するが故に說きて隨眠と名く。

三　外國の諸師は是くの如き說を作す「四種の義に由るが故に、隨眠と名く。謂く、[一三]微細の義、隨入の義、隨增の義、隨縛の義、是れ隨眠の義なり。微細の義、是れ隨眠の義なりとは、欲貪等の自性と行相と、倶に極めて微細なるを謂ひ、隨入の義、是れ隨眠の義なりとば、欲貪等の、隨入し相續して周遍せざること無きこと、油の麻に在り、膩の團中に在りて周遍せざること無きが如きを謂ひ、隨增の義、是れ隨眠の義なりとは、欲貪等の、相續中に於て展轉隨增すること、孩と乳母との如きを謂ひ、隨縛の義、是れ隨眠の義なりとは、空行の影に、水行の隨逐するが如きを謂ふ。復次に、微細の義、是れ隨眠の義なりとは、自性に依りて說き、隨入の義、是れ隨眠の義なりとは、相應に依りて說き、隨增の義、是れ隨眠の義なりとは、行相に依りて說き、隨縛の義、是れ隨眠の義

せる狀態に名けたるものにして有部に從へばそは散在的存在には非ずして、必ず七極微が合して一細色を形造る（散在的存在を許すは佛教に於ては正量部のみ）斯の如く欲貪等の隨眠もその一々としては行相極めて微細なるが故に知り難しとなり。

【七】　大正本には乏とあるも宮本に之とあり、今は之に隨ふ。

【八】　隨眠は一切時に常に身中に隨眠の得を現起し假令、善心或は無記心を起せる際にも隨眠の得を起す。若し然らずとせば凡夫と聖者との區別、無くなればなり。而して非理の作意が現在前するとき、卽ちその等流果及び異熟果を受くるとなり。

【九】　相續とは茲では煩惱の後念の相續のこと。

【一〇】　所緣縛とは或る煩惱がその對象として自己と密接なるもの（遍行惑なれば自他の五部、非遍行惑なれば自部）を緣ずるときその對象も煩惱境としての價値を增大し（所緣隨增（ālambanato' nuśera-te）之によりて縛せらるゝを言ひ相應縛とは、煩惱と之と相應する心心所とが相互に隨順してその煩惱力を增長し（相應隨增saṃprayogato' nu-

（結蘊第二中不善納息第一之五　舊譯第二十七――八卷）

[1]第二十節　七隨眠に就て

【本論】[2]七隨眠有り。謂く、欲貪隨眠、瞋恚隨眠、有貪隨眠、慢隨眠、無明隨眠、見隨眠、疑隨眠なり。

[3]問ふ、此の七隨眠は、何を以て自性となすや。答ふ、九十八事を以て自性となす。謂く、欲貪と瞋恚との隨眠は、各、欲界の五部にて十事となり、有貪隨眠は、色・無色界の各の五部にて十事となり、慢と無明との隨眠は、各、三界の五部にて三十事となり、見隨眠は、三界の各の十二にて三十六事となり、疑隨眠は、三界の各の四部にて十二事となる。此に由りて、此の七隨眠は九十八事を以て自性となす。

[4]已に自性を說けるをもて、所以を今、當に說くべし。問ふ、何が故に、隨眠と名くるや。隨眠は是れ何の義なりや。答ふ、[5]微細の義、隨增の義、隨縛の義、是れ隨眠の義なり。微細の義、是れ隨眠の義なりとは、欲貪等の七は行相、微細なること、[6]七極微の一細色を成ずるが如し。隨增の義、是れ隨眠の義なりとは、欲貪等の七は普く一切の微細なる有漏に於て皆、悉く隨增す、乃至、一極微、或は、一刹那の頃に欲貪等の七は皆、隨增するが故に。隨縛の義、是れ隨眠の義なりとは、空行の影に、水行の隨ふが如きが故なり。空行とは鳥を謂ひ、水行とは魚を謂ふ。鳥の、翅力を以て大海を度らんと欲するに、水中に魚有りて善く其の相を取りて、是の念を作す、「飛鳥にして能く大海を過ぐるもの有ること無し、唯、勇迅妙翅鳥王をば除く」と。即ち其の影を逐ひて鳥[7]之水に墮つるや、魚、便ち之を呑む。是くの如く、[8]隨眠は一切位に於て、恒に隨眠の得を現起し、非理作意が若し現前す

【一】隨眠（anuśaya）とは、根本煩惱の謂にして、之を離れては三界の有を感ずること能はず、之に欲貪隨眠（kāmarāga-a.）瞋恚隨眠（dveṣa-a.）有貪隨眠（bhavarāga-a.）慢隨眠（māna-a.）無明隨眠（avidyā-a.）見隨眠（dṛṣṭi-a.）疑隨眠（vicikitsā-a.）の七種あれど欲貪と有貪とは欲界と上界との差別こそあれ、同じく貪なれば全體は六種なり。而して、此の六種中、見を開いて五見を出せば所謂十大煩惱たる十隨眠となるなり。

【二】大正本に隨眼とあるは隨眠の誤植なり。

【三】**以下七隨眠の自性に就て。**

【四】**以下隨眠の定義に就て。**

【五】微細の義とは舊に微の義とあり、隨眠の行相の微細なるを示し、隨增の義とは舊に堅著の義と譯じ隨順增長の意にして一切の煩惱は皆有漏法を對象としては必ず增長することを現し、隨縛の義とは舊に相逐と譯し、他のものに隨つて繫縛することを顯すなり。

【六】有部に於て極微（paramāṇu）を說きしは文献としては大毘婆沙が最初なり。こは物質を分析してその極限に達

乃ち象軍と名くるが如し。馬軍、步軍も知るべし亦、爾ることを。是の故に、多愛を方に愛身と名く。問ふ、有身見等も亦、多積集なるをもて名けて身となすべきに、何ぞ獨り愛のみを身と說くや。答ふ、有身見等も亦、身と名くべくして而かも說かざるは、是は有餘の說なり。復次に、有身見等は唯、意地にのみ在りて五識に在らざるが故に、身と名けず。問ふ、無慚と無愧と惛沈と掉擧とは亦、六識に通ずるに何が故に、身と名けざるや。答ふ、亦、身と名くべくして而も說かざるは當に知るべし、此は是れ有餘の說なることを。復次に、前に、三界に通じ、獨行して六識に遍ずるものは、之を說きて身となすと說きしに、惛沈と掉擧とは三界に通ずと雖も而も獨行して六識に遍ずるに非ざるが故に、身と名くることを得ず。無慚と無愧とは二義倶に闕ぐるが故に、身と名けず。復次に、隨眠は微細にして勢用增强なるをもて、名けて身となすべきも、纏と垢とは麁動にして勢用羸劣なるが故に、身と名けず。復次に、前に、愛は能く、諸界、諸地、諸部を分別するが故に、說きて身となすと說けり。有身見等には、是くの如き義無きをもて尚、身と名けざるに何ぞ況んや、纏垢をや。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第四十九

くべし、謂く、見苦・集・滅・道及び修所斷の愛なり、或は九と說くべし、謂く、上上品乃至下下品の愛なり。或は十八と說くべし、[八六]十八愛行の如し。或は三十六と說くべし、三十六愛行の如し。或は百八と說くべし、百八愛行の如し。若し身に在ると刹那とを以て分別せば、無量の愛有り。

[八七]問ふ、世尊は何が故に、一愛等を廣げ、無量愛等を略して、六愛身を說くや。答ふ、所依に約するが故なり。謂く、一愛より無量愛に至るものは、皆、六根、六門、六階、六隥、六跡、六路、六衆に依りて出で六識と相應せざるもの無きが故に、但、六と說くなり。問ふ、瞋恚と無明とも亦、六根――廣說乃至――六識相應に依るに、世尊は何が故に、六愛身を說きて、六瞋恚と六無明との身を說かざるや。答ふ、說くべくして而も說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。復次に、已に愛身を說きしをもて、當に知るべし則ち亦、瞋恚と無明との身を說くことを、所依等しきが故に。復次に、愛は三界に通じ、獨行して六識に遍ずるが故に說きて身となすも、[八八]瞋恚は亦、獨行して六識に遍ずと雖も、而も三界に通ぜず、無明は亦、三界に通ずと雖も而も獨行して六識に遍ずるに非ざるが故に、說きて身となさず。復次に、愛は三界に通じ、獨行して六識に遍じ、異生と聖者と倶に現行することを得るが故に、說きて身となすも、瞋恚は亦、獨行して六識に遍じ、異生と聖者と倶に現行することを得と雖も而も三界に通ぜず、無明は亦、三界に通じ、異生と聖者と倶に現行することを得と雖も而も、獨行して六識に遍ずるに非ざるが故に說きて身となさず。復次に、愛は能く、諸界、諸地、諸部を分別して亦、能く一切の煩惱を生長せしむるが故に立てて身となすも、瞋恚と無明とには是くの如き事無きが故に、說きて身と爲さず。

[八九]問ふ、何が故に、身(kāya)と名くるや。答ふ、多愛積集するが故に名けて身となす、謂く、一刹那の眼觸所生の愛を眼觸所生の愛身と名くるに非ずして、要ず多刹那の眼觸所生の愛を乃ち眼觸所生の愛身と名く。乃至、意觸所生の愛身も亦、爾り。獨一の象を象軍と名けずして、要ず多象の集を

【八四】**以下愛の數的分類に就て。**

【八五】大集法門經卷上(大正・一・頁二二九c)は此の四愛生を說けり。

【八六】十八愛行(Tṛṣṇā-vicarita)とは、光記によれば、六境を緣じて起すところの愛行の各を曾・當・現の三世に配せば十八を得といふ、三十六及び百八愛行の分類の仕方に關しては不明の點あり、右十八愛行を欲と上二界とに分別して三十六愛行を得、更にこれを三世に配して、百八愛行となせしものか。尙可考。

【八七】**特に六愛身のみを說く所以に就いて。**

【八八】瞋恚は唯、欲界なれば三界に通ぜず、無明に就ては不共無明は獨行なれど相應無明は獨行に非ず又、唯、意地のみに在るが故に六識に遍ぜざるなり。

【八九】**特に愛のみを身と名くる所以に就て**――身とは、積集の義なり。

取し、或は餘蘊を取して最勝なりと執するものは、見取の名を立つ。復次に、此は見[八〇]等の取と名くべきに、等の言を略去して但、見取と名く。復次に、此は多く見を取するが故に見取と名くるなり。

[八一]問ふ、何が故に、戒禁取と名くるや。答ふ、此は諸の戒禁を取するが故に戒禁取と名く。問ふ、此は通じて五取蘊を取するに、何が故に但、戒禁取と名くるや。答ふ、此は戒禁に因りて通じて五蘊を取するが故に、但、戒禁取と名く。復次に、行相を以ての故に戒禁取と名く。謂く、戒禁を取し、或は餘蘊を取して能淨なりと執するものを戒禁取と名く。復次に、此の見は戒禁等の取と名くべきに、等の言を略去せるが故に但、戒禁取と名く。復次に、此は多く戒禁を取するが故に、戒禁取と名く。

[八二]問ふ、何が故に二見は倶に名けて取となすや。答ふ、此の二見に由りて取の行相轉ずるが故に倶に取と名く。謂く、有身見は我・我所と執し、邊執見は斷常と執し、邪見は無と執し、此の諸見を取して以て最勝となすが故に見取と名け、諸の戒禁は能く淨を得すと取するが故に戒禁取と名く。復次に前の三見は所緣を推度する勢用、猛利なるが故に名けて見となし、後の二見は能緣を執受する勢用、猛利なるが故に名けて取となす。

[八三]第十九節　六愛身に就て

【本論】　六愛身有り、謂く、眼觸所生の愛身と耳・鼻・舌・身・意觸所生の愛身となり。

[八四]是くの如き愛身は、一種と說くべし。九結中、三界の諸愛を總じて愛結と立つるが如し。或は、二と說くべし。七隨眠中、欲界の愛を欲貪隨眠と立て、色・無色界の愛を有貪隨眠と立つるが如し。或は三と說くべし、契經に說くが如し「苾芻よ、當に知るべし、三愛河とは卽ち三界の愛なりと」と。或は四と說くべし、[八五]契經に說くが如し「諸の苾芻、苾芻尼等有り、衣服に因り、飮食に因り、臥具に因り、有と無有とに因りて愛生ずる時生じ、住する時住し、著する時著す」と。或は五と說

【八〇】見等の取とは、此の見取は單に諸見をのみ勝と見るものに非ずして、例へば外道が無想天の有情を眞の涅槃と計するが如く、五蘊をも勝と執するが故に、單に見取とのみ言ひしにては、闕減の譏あるをもつて見等の取といふべきとなり。

【八一】**戒禁取と名くる所以に就て**―戒禁取を取するが故なり。

【八二】**特に見取・戒禁取の二見を取と名くる所以に就て**―前三見は主として對象を推度する作用に就きいふに對して後二見は主としてその推度する主觀を執受するが故なり。

【八三】本節は愛を認識器官に配して分類し、愛の性質特徵を明にせんとしたる段なり。卽ち認識器官たる六根がその對象となるべき六境を緣として六識を生じ、この三が和合して觸を生じ、觸あるが故に受を生じ、受を緣として愛起る故に觸所生の愛といふ。この愛を一刹那の愛とのみに非ずして多刹那に渉りて積集するとき、愛身といひ得るなり。〔長阿含卷第八衆集經（大正・一・頁五一c）、中阿含第二十一卷說處經（大正・一・頁五六二）、集異門足論第十五卷等を參照せよ〕

過去未來現在と正等菩提と三寶に歸するものゝを謗ずるものは說きて邪見と名くるも、餘の見は爾らざるが故に別に名を立つ。復次に、若し邪に推度して二恩を壞するものは說きて邪見と名くるも餘の見は爾らざるが故に別に名を立つ。二恩とは、法恩と生恩とを謂ふ。法恩を壞するとは、謂く、施與無く、愛樂無く、祠祀無く、妙行無く、惡行無く、妙行惡行の業果の異熟無く、此世無く、他世無しと言ふなり。生恩を壞するとは、謂く、父無く、母無く、化生有情無く、世間に眞の阿羅漢と正至と正行と――乃至廣說――有ること無しと言ふなり。復次に、若し邪に推度して二怨を起すものは、說きて邪見と名くるも、餘の見は爾らざるが故に、別に名を立つ。二怨を起すとは、一に法怨を起し、二に生怨を起すなり。法怨を起すとは、謂く、施與――乃至廣說――無しと言ふなり。生怨を起すとは、謂く、父母――乃至廣說――無しと言ふなり。復次に、若し邪に推度して現量を壞するものは、說きて邪見と名くるも、餘の見は爾らざるが故に、別に名を立つ。人の、熾ゆる火坑中に陷墜せるに、世間を誑かさんが爲めに、我れは樂を受くと言ふが如く、邪見の有情も亦復た、是くの如く、種々の苦の蘊界處中に居するも、邪見に心を纒ぜられて、我れには苦無しと言ふ。是くの如く說くものを、現量を壞すと名く。復次に、若し邪推度して暴惡と名くるものなれば、說きて邪見と名く。契經に說くが如し、「苾芻よ、當に知るべし、諸の邪見の者は彼の見力に隨ふ所有の身業と語業と思求の願行と及び彼の種類の一切とによりて能く不可愛、不可喜、不可樂、不可意の果を招く。所以は何ん、彼の邪見は是れ暴惡見なるが故なり」と。所餘の四見は邪推度なりと雖も而も暴惡に非ざるが故に、別に名を立つるなり。

問ふ、何が故に、見取と名くるや。答ふ、此は諸見を取するが故に見取と名く。問ふ、此は通じて五取蘊を取するに、何が故に但、見取とのみ名くるや。答ふ、此は諸見に因りて通じて五蘊を取するが故に、但、見取と名く。復次に、何の相を以ての故に見取の名を立つるや。謂く、若し見を

【七六】因果を否定する結果として三世・正覺・歸三寶をも否定することゝなるとなり。

【七七】正至とは、涅槃をいひ、正行とは、苦遲通行・苦速通行・樂遲通行・樂速通行の四種通行をいふ。尙、詳しくは婆沙論一九八卷を參照せよ。(大正二七・頁九八八c)。

【七八】現量(pratyakṣa-pramāṇa)とは、直接經驗による知識をいふ。

【七九】以下見取と名くる所以に就て――諸見を取するが故なり。

にして無果なるを以ての故に、當來は斷滅すと說くに遇へば、世尊の告げて曰く、汝は有因と言ひ我も亦、有因と說くも。汝の無果と言ふは是れ愚癡の論なりと。佛は二論に於て各、一邊を許し、斷を離れ常を離れて中道を說くが故に、是の說を作す、『我れは世間と諍はざるに、世間は我れと諍ふ』」と。復次に、世尊は是れ如法論者なり。諸の外道等は是れ非法論者なり。如法論者には法爾に諍ひ無く、非法論者には法爾に諍ひ有り。復次に、佛は世俗に於て世間に隨順し、彼れは勝義に於て佛に隨順せず。復次に、世尊は、善く二諍根を斷ずるが故なり、二諍根とは愛及び見を謂ふ。佛は已に此を永斷せるが故に無諍と說くも、世間は未だ斷ぜざるが故に有諍と說く。[七二]大德說きて曰く、「世尊は是れ如理論者にして、諸の外道等は是れ非理論者なり。如理論者には法爾に諍ひ無く、非理論者には法爾に諍ひ有り。馬の、險を涉れば步に低昂有るも、若し平路に遊べば行に差逸無きが如し」と。復次に、佛は是れ義を見、法を見、善を見、調柔を見るものなるが故に、無諍と說くも、世間は爾らざるが故に、有諍と說くなり。

[七三]問ふ、何が故に、邪見と名くるや。答ふ、邪に推度するが故に、說きて邪見と名く。問ふ、若し爾らば、五見は皆、邪に推度するに、何ぞ獨り此を說きて邪見となすや。答ふ、別の行相に依りて此の名を立つるが故なり。別の行相とは[七四]無の行相を謂ふ。若し此に依らずして名を立てば、則ち應に五種皆、邪見と名くべけん。五見は皆、是れ邪に推度するが故に。然るに無の行相の過患尤も重きが故に、唯、此に依りてのみ邪見の名を立つ。復次に、若し邪に推度して亦、事を壞するものは、說きて邪見と名くるも、所餘の四見は邪に推度すと雖も而も事を壞せざるが故に、別に名を立つ。復次に、若し邪に推度して因果を謗ずるものは、說きて邪見と名くるも、所餘の四見は邪に推度すと雖も因果を謗ぜざるが故に別に名を立つ。[七五]復次に、若し邪に推度して施戒修と極めて相違するものは說きて邪見と名くるも、餘の見は爾らざるが故に別に名を立つ。復次に、若し邪に推度し亦、

【七二】大德とは、舊に尊者佛陀提婆とあり。

【七三】以下邪見と名くる理由に就て―邪に推度するが故なり。

【七四】無の行相とは、舊に無所有行とあり、詳しくは毘曇部七・第一章第三十八―九節の邪見に關する諸說を見よ。

【七五】例へば有身見が我を執して、施戒等をなすも、そは施戒等に順ず、而し邪見は因果を否定するを以つて、施戒修をなさざるが故に、茲に極めて相違すといへるなり。

名くるや。答ふ、自の因緣力の所作なるが故に、自の業煩惱の所得の果なるが故に。[六九]邊執見に對する問答は前の如し。

[七〇]問ふ、何が故に、邊執見と名くるや。答ふ、此の見は、二邊を執するが故に、邊執見と名く。謂く、斷常の二邊に於て轉ずるが故なり。契經に說くが如し、「迦多衍那(Kātyāyana)よ、若し正慧を以て如實に、世間の集を知見するものなれば、則ち世間を執して無となさず。執して無となすは、卽ち是れ斷見なり、謂く、彼は若し後身の生ずるを見る時、便ち是の念を作す、是くの如く、有情は、此に死し彼に生ずるをもて必定して、斷に非ずと、若し正慧を以て如實に世間の滅を知見するものなれば、執して有となさず。執して有となすは、卽ち是れ常見なり、謂く、彼れ若し諸の蘊界處の別別に相續するを見ば、便ち是の念を作す、是くの如く、有情には生有り滅有るをもて、必定して常に非ずと」と。復次に、此の見の所執は極めて邊鄙なるが故に、邊執見と名く。謂く、諸の外道は實我有りと執して已に愚猥となるに、況んや復た我を執して斷となし常と爲すに而も邊鄙に非ざらんや。復次に、此の見の所執は、極めて邊遠なるが故に、邊執見と名く。謂く、諸の外道は實我有りと執するをもて無我の理に於て已に邊遠なり。況んや復た、我を執して斷となし常となして而も邊遠に非ざらんや。復次に、此は二邊を執する行相轉ずるが故に、邊執見と名く。謂く、斷常を執する二行相轉ずるなり。

[七一]契經に說くが如し、「苾芻よ、當に知るべし、我は世間と諍はざるに、世間は我れと諍ふことを」と。問ふ、此の經の所說の其の義、云何ん。尊者世友は是くの如き說を作す「世尊は定んで、因果有ることを說きしが故なり。謂く、佛、若し常見外道にして彼れ諸法は有果無因にして、無因なるを以ての故に自性常有なりと說くに遇へば、世尊の告げて曰く、汝は有果と言ひ、我も亦、有果と說くも、汝の、無因と言ふは是れ愚癡の論なりと。世尊、若し斷見外道にして、彼れ、諸法は有因無果

【六九】自身に於てのみ轉ずるが故に有身見といはゞ邊執見も亦、自身に於て斷常を執するが故に有身見ならん。然るに邊執見を有身見と名けざるは前述の如く、餘の義卽ち斷常の二邊を執するが故に此の義に隨ひて邊執見と名くればなり。

【七〇】以下邊執見と名くる理由に就て――斷常の二邊を執するが故なり。

【七一】以下世尊の無諍に就て。

[六三]問ふ、何が故に、有身見と名くるや。答ふ、此の見は、有身に於て轉ずるが故に有身見と名く。問ふ、餘の見にして亦、有身に於て轉ずるもの有り、彼は應に有身見と名くべきや。答ふ、此の見は、自身に於て轉じ他身には非らず。有身に於て轉じ無身には非らざるが故に、有身見と名くるも、餘見は、自身に於て轉じ或は他身に於て轉ず、有身に於て轉じ或は無身に於て轉ずるが故に、有身見と名けず。自身に於て轉ずとは、[六四]自界地緣を謂ひ、他身に於て轉ずとは、他界地緣を謂ふ。有身に於て轉ずとは、[六五]有漏緣或は有爲緣を謂ひ、無身に於て轉ずとは、無漏緣或は無爲緣を謂ふ。問ふ、邊執見も亦、自身に於て轉じ他身には非らず、有身に於て轉じ無身には非らざるをもて、彼は應に有身見と名くべきや。答ふ、義は俱に有りと雖も、而も初は名を得、後の所立の名は更に餘の義に隨ふ。謂く、彼は別して斷常の二邊を執するが故に、此の義に隨ひて邊執見と名くるなり。復次に、此の見は有身に於て轉じて我我所と執するが故に、有身見と名くるも、餘の見は、亦、有身に於て轉ずること有りと雖も而も我我所と執せざるが故に、有身見と名けず。復次に、此の見は、有身に於て轉じて我我所の行相と作るが故に、有身見と名くるも、餘の見は、亦、有身に於て轉ずること有りと雖も而も我我所の行相と作らざるが故に、有身見と名けず。復次に、此の見は、有身に於て轉じ、我れ作し我れ受くと計するが故に有身見と名くるも、餘の見は、亦、有身に於て轉ずること有りと雖も而も我れ作し我れ受くと計せざるが故に有身見と名けず。復次に、此の見は有身に於て轉じ、[六六]施・戒・修に順ずるが故に、有身見と名くるも、餘の見は、亦、有身に於て轉ずること有りと雖も而も施・戒・修に順ぜざるが故に、有身見と名けず。復次に、此の見は有身に於て轉じ、[六七]業果に違はざるが故に有身見と名くるも、餘の見は亦、有身に於て轉ずること有りと雖も、而も業果に違するが故に、有身見と名けず。尊者世友は是くの如き說を作す「此の見は但、自身に於てのみ轉ずるが故に有身見と名く。[六八]卽ち五取蘊を名けて自身となすなり」と。問ふ、何に緣りて取蘊を自身と

【六三】**以下、有身見と名くる理由に就て**——自身に於てのみ轉ずるが故なり。

【六四】自界地緣とは、十一遍行惑中九上緣の惑を除く有身見・邊執見が自の界地を遍く緣ずるをいひ、他界地緣とは九上緣の惑の自他の界地を、遍く緣ずるをいふ。

【六五】有漏緣とは、有漏法を對象として起る煩惱をいひ、こは見　道所斷の邪見・疑・無明の所謂六無漏緣を除く餘他の隨眠を指す。

【六六】施・戒・修とは、布施持戒修定にして我の未來の樂等のために現在に施等を勤修するも、そは此等の三福業事に順ずるとなり。

【六七】業果に違はずとは、業に對して果のあることを信じて例へば生天等のために布施するが如きをいひ、此に反して邪見等は因果を否定するが故に業果を信ぜざるなり。

【六八】五取蘊(pañca upādāna-skandāḥ)とは、色(rūpa)・受(vedanā)・想(saṃjñā)・行(saṃskāra)・識(vijñānam)の五種にして卽ち我々の身體を指す。

が如し、若しくは明、若しくは昧なるも倶に視と名くるが故に。推度の故にとは、謂く、能く推度するが故に、名けて見となす。問ふ、一刹那の頃に如何にして推度するや。答ふ、性、猛利なるが故に亦、能く推度す。堅執の故にとは、謂く、能く堅執するが故に名けて見と爲す。此の見は、境に於て僻執すること堅牢にして、聖の慧刀に非ずんば捨てしむるに由無きをもて、佛と佛弟子とが聖の慧刀を執りて彼の見の牙[五五]を截ちて方に捨てしむるが故に。海獸の室首魔羅[五六]（śiśumāra）と名くるもの有りて、彼の、嚙む所のものは、刀に非ざれば解すること能はざるが如し。謂く、彼れ若し諸の草木等を嚙めば、要ず其の牙を截りて方に捨てしむるが故に。有る頌に言ふが如し、

[五七]愚人の受持する所、　鱣魚(うみへび)の銜む所の物、　室首魔羅の嚙むところは　刀に非ざれば解くこと能はず、

と。深く所緣に入るが故にとは、謂く、性、猛利にして深く所緣に入ること針の泥に墮するが如きが故に、名けて見となす。

復次に、二事を以ての故に、見と名く。[五八]一に觀視の故に、二に決度の故になり。復次に、三事を以ての故に、見と名く、[五九]一に見相有るが故に、二に所作を成ずるが故に、三、境に於て無礙なるが故になり。復次に、三事を以ての故に見と名く、[六〇]一に意樂の故に、二に執著の故に、三に推究の故になり。復次に三事を以ての故に、見と名く、[六一]一に意樂の故に、二に加行の故に、三に無知の故になり。意樂の故にとは、意樂を壞するものを謂ひ、加行の故にとは、加行を壞するものを謂ひ、無知の故にとは、倶(意樂・加行)を壞するものを謂ふ。復次に、意樂の故にとは、邪修定者を謂ひ、加行の故にとは、邪推求者を謂ひ、無知の故にとは、邪聞法者を謂ふ。

[六二]第十八節　五見各自の細相に就て

已に諸見の總義を釋せるをもて一一の別義を今、當に釋すべし。

轉行、三、所取堅牢、四、入緣中猛利とあり。

【五五】大正本には芽とあるも三本及び宮本には牙とあるをもて之に從ふ、以下同じ。

【五六】室首魔羅は舊に失獸摩羅と音譯し鰐魚をいふ。

【五七】舊に愚人所㆓受持㆒鱣魚所銜物、失獸摩羅嚙非㆑斧不㆑能㆑解。とあり。

【五八】舊には一、以能觀、二、以轉行とあり。

【五九】舊には一、與㆑相相應、二、成㆓其事㆒三、不㆑害㆓所緣㆒とあり。

【六〇】舊には一、有期心、二、堅著、三、轉行とあり。

【六一】舊には一、以㆓期心㆒二、以㆓方便㆒三、以㆓無知㆒とあり。

【六二】以下五見各自の得名の所以を論じ以つて五見の各の性質を明にせる段なり。

速なり。[四九]五支四支の定慧を擾亂するが故に、佛は立てて順上分結となすも、惛沈の行相は闇昧遲鈍にして定と相似し能く定に隨順するが故に、惛沈なるものは能く速かに定を發するが故に、立てて順上分結となさず。復次に、惛沈は既に是れ無明の等流なり。無明は復た、是れ順上分結にして惛沈を覆障して明了ならざらしむるをもて、是の故に惛沈は順上分に非ず。

[五〇]問ふ、上界にも亦、諂と誑と憍との三有るに　何ぞ立てて順上分結となさざるや。答ふ、諸の煩惱垢は麁動にして息み易く、繫縛の用、劣るが故なり。立てて諸結聚中に在らざるは卽ち此の義に由る。脇尊者の言はく、「佛は諸法の性相勢用を知るをもて、結と立つるに堪ゆるものは、便ち立てて結となすも、若し爾らざるものは、則ち之を立てざるが故に責むべからず」と。尊者妙音は亦、是の說を作す、「諂、誑、憍等は麁動にして息み易きをもて、結の義に順ぜざるが故に、結と立てざるも、一切の隨眠纒中少分の立つ可きものは結となす」と。

[五一]第十七節　五見論一般に就て

【本論】 五見有り、謂く、有身見、邊執見、邪見、見取、戒禁取なり。

[五二]問ふ、此の五見は何を以て自性なすや。答ふ、三十六事を以て自性となす。謂く、有身見と邊執見とは各、三界の見苦所斷にて六事となり、邪見と見取とは各、三界の四部にて二十四事となり、戒禁取は三界の各の見苦・道所斷にて六事となる。此に由りて五見は三十六事を以て自性となす。

[五三]已に自性を說けるをもて、所以を今、當に說くべし。問ふ、何が故に、見と名くるや。見は是れ何の義なりや。答ふ、四事を以ての故に見と名く、[五四]一に徹視の故に、二に推度の故に、三に堅執の故に、四に深く所緣に入るが故になり。徹視の故にとは、謂く、能く徹視するが故に名けて見となするなり。問ふ、此の見は既に邪にして又、是れ顚倒なり、云何が視と名くるや。答ふ、邪にして顚倒なりと雖も、而も性は是れ慧なるをもて、能く所緣を見るが故に亦、視と名く。人の境を見る

【四九】 五支、四支(aṅga)とは、初禪の尋・伺・喜・樂・定の五支、第二禪の內淨・喜・樂・定の四支、第三禪の捨・念・慧・樂・定の五支、第四禪の捨・念・中受・定の四支を言ひ、こは淨と無漏との四禪のみにありて染靜慮にはなし。

【五〇】 **諂・誑・憍を結と立てざる理由に就て。**

【五一】 本節は前の五順上分結が純情意的惑なるに對して慧を自性とする純智的惑なる五見を明にせんとしたる段なり。中に就いて有身見(satkāya-dṛṣṭi)とは、有漏の五蘊を執して常一の我あり、我所ありと計するをいひ、邊執見(antagrāha-dṛṣṭi)とは、此の如き我・我所は或は常住不斷なり、或は死時に際し斷滅に歸すと執するをいひ、實有なる四諦の道理を撥無するを邪見(mithyā-d.)と名け、有漏の劣法を最勝なりと執するを見取見(dṛṣṭi parāmarśa)と說き大自在天・生主等を世界の第一原因と思ひ、解脫道に非ざるを解脫道と執するを戒禁取見(śīlavrataparāmarśa)といふ。

【五二】 **以下五見の自性に就て。**

【五三】 **見の定義に就て。**

【五四】 舊には一、能視、二、

聖所起のものをいひ、或は有るは結に非ず、即ち異生の起すものをいふ。有る位にては是れ結、即ち已に欲染を離るる聖者の所起にして、有る位にては結に非ず即ち未だ欲染を離れざる聖者の所起なり。問ふ、何が故に掉擧の上二界のものは是れ結なるに、欲界のものは結に非ざるや。答ふ、欲界は定界に非ず、修地に非ず、離染地に非ざるをもて、勝れたる定慧の、能く掉擧が擾亂の事をなすことを覺すること無きを以ての故に結と立てざるも、色・無色界は是れ定界、是れ修地、是れ離染地なるをもて、勝れたる定慧の、能く掉擧が擾亂の事をなすことを覺すること有るが故に、立てて結となす。村邑の近くにて大聲を發すと雖も亦、患とならざるに、阿練若處(araṇyaṃ)にては小聲を發すと雖も亦、患となるが如し。復次に、欲界には多く非法煩惱の忿恨等の如きもの有りて、掉擧を覆障して明了ならざらしむるが故に結と立てざるに、色・無色界には多く此くの如き非法煩惱の掉擧を覆障すること無きをもて、彼は明了なるが故に之を立てて結となす。村邑の近くにては、惡行の苾芻は多しと雖も覺られざるに、阿練若處にては、惡行の苾芻、少しと雖も覺られ易きが如し。

[四五]問ふ、惛沈と掉擧とは倶に三界に通じ、倶に六識に遍じ、倶に五部に通じ、並に一切の染汚心と倶なるに、何に緣りて掉擧を順上分と立て、惛沈は非ざるや。答ふ、彼の掉擧は、過を爲すこと猛利にして、過重く過多きを以ての故に、佛は立てて順上分結となす。亦、此に由るが故に、[四六]十煩惱大地法中に立つ。又此に由るが故に外國所誦の品類足論に說く、「云何が結法なりや、謂く、九結及び順上分結中の掉擧なり」と。又此に由るが故に[四七]雜蘊に已に說けり。「云何が不共無明の隨眠なりや、云何が不共掉擧纒なりや」と。又、此に由るが故に、施設論に說く、「異生の、欲貪隨眠を起す時、五法の起ることあり、一に欲貪隨眠、二に欲貪隨眠の[四八]隨生、*有る誦には之を欲貪隨眠の增益といふ。三に無明隨眠、四に無明隨眠の隨生有る誦には之を無明隨眠の增益といふ。五に掉擧なり」と。惛沈は爾らざるが故に、立てて順上分結となさざるなり。復次に、掉擧纒の行相は明利にして所作捷

【四五】　以下惛沈を順上分結となさゞる所以に就て。

【四六】　十煩惱大地法とは、
(一)不信(āśraddhya)、
(二)懈怠(kausīdya)、
(三)失念(muṣitasmṛtitā)、
(四)心亂(vikṣepa)、
(五)無明(avidyā)、
(六)不正知(asaṃprajanya)、
(七)非理作意(ayoniśo-manaskāra)、
(八)邪勝解(mithyādhimokṣa)
(九)掉擧(auddhatya)、
(十)放逸(pramāda)、
の十種をいひ、如何なる煩惱心の起るときにも必ず倶起するものなり。此は品類足論卷第二(大正・二六・頁六九八c)に始まる說にして、惛沈(styāna)を數へざる點に注意すべし。倶舍論は此の說を依用せずして、癡・逸・怠・不信・惛・掉の六大煩惱地法のみを說く。(倶舍卷四)。

【四七】　毘曇部八、第五章第十五、六節參見すべし。

【四八】　隨生とは、舊に生相とあり。

＊　有る誦云々とは施設論の異本を指す、以つて原典批判に資すべし。

順上分に非ず。云何にして、彼は異生に似たる業を起すや、謂く、雜綵に樂著し、香花を塗飾し、金銀を受畜し、寶物を珍玩し、作使[三八]を驅役し、猶、捶罰を行す。亦、男女と一床に同處し、屍骸を摩觸して細滑の想を生じ、又、慚恥無く非梵行を行ず。此等を名けて異生に似たる業となす。復次に、若し復た血滴[三九]より生じ、羯吒私[四〇](kaṭasī)を增し、母胎に入りて生熟二藏[四一]の中間に住せざるもの有らば、彼の所起の結は順上分と名くるも、預流と一來とには此の事有り容べきが故に所起の結は順上分に非ず。彼の契經に說くが如し、「質怛羅(Citra)居士の、諸の親友に告ぐ、汝等よ當に知るべし、我は定んで復た血滴より生じ、羯吒私を增し、母胎に入りて生熟二藏の中間に止住せず。我は已に五順下分を永斷し、復た還退して欲界の生を受けざることを」と。尊者妙音は亦、是の說を作す、「貪欲と瞋恚との結を解脫するものは、我れは母胎に入ることを解脫するものなりと說く」と。

[四二]問ふ、順上分中、掉擧の自性は是れ結なりとなすや不や。設し爾らば何の失ありや。若し是れ結なりとせば、[四三]品類足論の說を云何が通ずべきや、彼の論に說くが如し、「云何が結法なりや、謂く、九結なり、云何が結法に非ざるや、謂く、九結を除く諸餘の法なり」と。若し結に非ずとせば[四四]此の經の所說を云何が通ずべきや。此の經に說くが如し、「云何が五順上分結なりや、謂く、色の貪と無色の貪と掉擧と慢と無明となり」と。答ふ、應に是れ結なりと言ふべし。問ふ、品類足論の說は云何が通ずべきや。答ふ、外國の諸師の誦する所は此に異なる、謂く、彼は誦して言く、「云何が結法なりや、謂く、九結及び順上分結中の掉擧なり。云何が結法に非ざるや。謂く、九結及び順上分結中の掉擧を除く諸餘の法なり」と。問ふ、迦濕彌羅(Kaśmīra)國の諸師は、何が故に彼の誦の如くならざるや。答ふ、此も亦、彼の誦の如くなるべくして而も誦せざるは、別の意趣あるなり。彼の掉擧は、是れ結なりや、結に非ざるや、決定せざるを以ての故に。謂く、掉擧の性の少分は是れ結なり、即ち上二界のものなり。少分は結に非らず、即ち欲界のものなり。或は有るは是れ結、即ち

【三八】 作使とは、奴婢僮僕のこと。

【三九】 血滴とは、精血のこと。

【四〇】 羯吒私とは、漢に貪愛又は血鏁と譯するも稱友(Yaśomitra)は墓の義に解す。墓を増すとは死を重ねるが故なり。

【四一】 生熟二藏の中間とは、生藏(āmāśaya)即ち胃と、熟藏(pakvāśaya)即ち大腸との中間にして子宮のことなり。而して不還は欲貪と瞋恚とを斷ぜるが故に胎生することなし。

【四二】 **掉擧の自性は結か**——結なり。以下品類足論の異説並に異本の說を擧げて之を會釋し、且つ掉擧の性質を明にせり。尚、品類足論に異本ありしことは原典批判の一資料なり。

【四三】 阿毘達磨品類足論巻第六(大正二六・頁七一五c)。

【四四】 長阿含經巻第九、衆集經(大正一・頁五一b)。

に、愛は界別、地別、部別の愛をして能く一切煩惱を增長せしめ、愛は愛處に說く所の多くの過を有するが故に、界に依りて別に立てて二結となすも、掉擧等の三には是くの如き事なきが故に、上二界を合して立てて一となす。

[三〇]問ふ、何が故に唯、修所斷のみを立てて順上分結となすや。答ふ、上生に趣かしむるを順上分と名くるに、[三一]見所斷の結は亦、下にも墮せしむるが故に、立てて順上分結となさず。復次に、[三二]上人(uttara-manuṣya)の所行を順上分と名く、上人は是れ聖にして諸の異生に非ず、見所斷の結は唯、異生のみ起すが故に立てて順上分結となさず。聖者中に於ては唯、不還者の起す所の諸の結のみを順上分と立つ。

[三三]問ふ、論に因りて論を生ぜん。何が故に、預流及び一來のものの所起の諸結は、順上分に非ざるや。答ふ、順上分とは、謂く、上生に趣くものなるに、[三四]預流及び一來所起の諸結は亦、下に生ぜしむるが故に立てて順上分結となさず。復次に、若し界を[三五]越度し亦、得果するものならば、彼の所起の結を順上分と立つるも、預流と一來とは復た得果すと雖も、界を越度するものに非ざるが故に、彼の所起の結は順上分に非ず。復次に、若し界を越度し亦、[三六]不善の煩惱を斷じて盡くせるものならば、所起の諸結は順上分と立つるも、[三七]預流と一來とには二事倶に闕ぐるが故に、所起の結は順上分に非ず。復次に、若し界を越度し順下分結をも亦、斷盡せるものならば、彼の所起の結は順上分と名くるも、預流と一來とには二事倶に闕ぐるが故に所起の結は順上分に非ず。復次に、順上分結と順下分とは、所依、各、異なる。若し身中に順上分結を起さば、彼は必ず順下分結を起さず、若し身中に順下分結を起さば、彼は必ず順上分結を起さざるに、預流と一來との身中には順下分結を起し容べきが故に、必ず順上分結を起さず。復次に、若し復た異生に似たる業を起さざれば、彼の所起の結は順上分と立つるも、預流と一來とは猶、復た異生に似たる業を現起するが故に、所起の結は

【三〇】以下順上分結を修所斷に局る所以に就て——聖者特に不還者所起の結なり。

【三一】例へば不淨觀・慈觀によりて貪・瞋を滅して上界に生るゝも有身見・戒禁取見・疑等の見所斷の煩惱は還た欲界に墮せしむるをいふ。尙、前の五下分結の項を往見すべし。

【三二】上人とは、上德ある人の意にして、茲では聖者を指す。

【三三】順上分結を不還所起に局る所以。

【三四】預流果は欲の修惑を斷ぜざるが故に極は七返來生し一來果は欲の前六品を斷ずるも、未だ三品を斷ぜざるが故に一返往來するなり。

【三五】不還は欲の修惑を斷ずるが故に欲界を越度し及び得果するも、預流と一來は得果すと雖も欲界を離れざればなり。

【三六】不善の煩惱は欲界の煩惱に限るを以て不善の煩惱を斷盡せば欲界の煩惱を斷盡することとなり、從って欲界に來生することなければなり。

【三七】大正本には順流とあるも預流の誤植なり。

【本論】五順上分結有り。謂く、色貪順上分結と無色貪順上分結と掉擧順上分結と慢順上分結と無明順上分結となり。

[二六] 問ふ、此の五順上分結は、何を以て自性となすや。答ふ、八事を以て自性となす。謂く、色貪は卽ち色界の修所斷の愛にて一事となり、無色貪は卽ち、無色界の修所斷の愛にて一事となり、掉擧と慢と無明とは、卽ち色・無色界の各の修所斷の掉擧と慢と無明にて六事となる。此に由りて五順上分結は、八事を以て自性となす。

[二七] 已に自性を說きしをもて、所以を今、當に說くべし。問ふ、何が故に順上分結と名くるや。順上分結は是れ何の義なりや。答ふ、上に趣かしむるの義、上に向はしむるの義、上生をして相續せしむるの義、是れ順上分結の義なり。

[二八] 問ふ、若し上に趣かしむる等の義、是れ順上分結の義ならば、順上分結は瀑流に非ざるべけん。墜溺の義、是れ瀑流の義なるが故に。答ふ、瀑流の義は順上分の義に異る。謂く、界地に依りて順上分を立つ、彼は有情をして上生に趣かしむるが故に。されど解脫道に依りて立て、瀑流となす、有頂に生ずと雖も而も有情をして生死に沈沒せしめ、解脫及び聖道に至らざらしむるが故に。

[二九] 問ふ、何が故に色界と無色界との貪を各、別に立てて順上分結となし、餘の三は二界合して一と立つるや。答ふ、餘の三も亦、界に依りて別立すべきに而も爾らざるは當に知るべし有餘なることを。復次に、所說の義をして解し易からしめんと欲するが故に、種々の語、種種の文を以て說くなり。復次に、世尊は二門、二略、二階、二蹬、二明、二炬、二文、二影を現さんと欲するをもて、愛を界に依りて別に二結と立つるが如く、掉擧と慢と無明とも亦、應に各、二と立つべく、掉擧等を二界合して立つるが如く、愛も亦、應に爾るべし。是くの如くして便ち、順上分結は或は八、或は四となるべし。二門乃至二影を現さんが爲めに、互に相ひ顯照するが故に、是の說を作す。復次

【二六】**以下五順上分結の自性に就て**——色・無色界の愛・掉擧、慢・無明の八事。

【二七】**五順上分結の定義に就て。**

【二八】**順上分と瀑流との異同**——五順上分中、掉擧を除く、他の四は有及び無明瀑流中のものなるが故に、同じものに、上に趣かしむるの義と墜溺の義との相反する二義あることとなるを以つて、その矛盾を如何に解すべきかは此の問ある所以なり。順上分は界地に依り、瀑流は解脫道によるを以つてその立場を異するが故に矛盾せずとは答。尙、四十八卷四瀑流の部を參照すべし。

【二九】**前二結を界によりて別立し、後三結を合立する理由に就て。**

下分と立つるも、諸の隨煩惱は、生を結すること能はざるが故に、立てて順下分結となさざるなり」と。[二三]契經に說くが如し、「汝等よ、我れ前に、顯せし所の五順下分結を受持すべしと。爾の時、會中の摩洛迦子(Māluṅkyā-putta)は卽ち座より起ちて偏へに一肩を袒し、右膝を地に著け、薄伽梵に向ひ、躬を曲げ、合掌して白して言はく、世尊よ、我は已に世尊の所說の五順下分結を受持すと、世尊の告げて曰く、云何が受持するやと。彼れ言はく、貪欲は卽ち是れ欲貪隨眠にして心を纒ず。是れ順下分なり。世尊は已に顯し、我れは已に受持す。乃至疑結を廣說することも亦、爾りと。佛の言はく、癡人よ、外道・異學は汝の所說を聞きて、當に汝を訶詰すべし。病める嬰兒の、床上に仰臥せるが如し。彼は尙、色等の欲塵をすら了せざるに、況んや能く貪欲を現起して心を纒ぜんや。然も彼に猶、欲貪隨眠有り、乃至疑結を廣說することも亦、爾り」と。問ふ、佛の所說の如く、五順下分を彼は具に受持するに寧ぞ訶責せらるるや。答ふ、所取の義を訶して所取の名は非らず、所解の義を訶して所解の名は非らず。所說の義を遮して其の名を遮せざるなり。謂く、彼の具壽(āyusma)は、煩惱を起すを順下分と名くるも、起さざるものは非らずと說くに、佛は、煩惱にして若し未だ斷ぜざる時、順下分と名け、必ずしも現起するものを順下分と名くるには非ずと說くなり。復次に、[二四]彼の說は、煩惱の要ず現行する時に順下分と名くるものなるに、佛の說は、成就するものも亦、名けて順下分結となすことを得るものなり。復次に、彼の說は、煩惱の要ず現在時を、順下分と名くるものなるに、佛の說は、三世を皆、名けて順下分結となすことを得るものなり。復次に、彼の說は、煩惱の要ず心を纒ずる時、順下分と名くるものなるに、佛の說は、若しくは纒位、若しくは隨眠位を、皆名けて順下分結となすことを得るものなり。貪欲の纒及び隨眠にして、正に善く斷ぜざる時を、順下分結と名く、乃至疑結を廣說することも亦、爾り。

[二五]第十六節　五順上分結に就て

は隨轉卽ち派生的なり。

【二三】特に隨煩惱を順下分結と立てざる理由に就て。　以下中阿含卷第五十六五下分結經(大正・一・頁七七八)の文句を引きて、五順下分結は單に現行しつゝある欲貪隨眠等のみを指すに非ずして成就卽ち未斷位にあるもの一切をも含めて結と稱することを顯せるなり。

【二四】現行とは、今現に作用しつゝある狀態を指し、成就とは現在化し了りて未だ斷ぜざる間をいふ。

【二五】前節の五順下分結の續きとして五順上分結を明したる段なり。順上分結とは上界に有情を結びつくるを以てその名を得たるなり。この結の特色とする所は、こは、皆、修所斷にして、聖者中、不還所起の結のみなる點にあり。

以下例の如く、自性及び定義より始め、後に、掉擧の自性並に惛沈・諂・誑・憍をも亦、順上分結と立てざる所以を明せり。

て將來し、欲界に置在す。尊者妙音は亦、是の說を作す、「二結を未だ斷ぜず、未だ遍知せざるが故に、欲界を出でず。三結を未だ斷ぜず、未だ遍知せざるが故に還、欲界に生ず。故に偏へに此の五を說きて順下分結となす」と。尊者左受(Vāmalabdha)は亦、是の說を作す、「二に縛せらるるが故に、欲界を越へず。三を未だ斷ぜざるが故に、還、欲界に墮す。故に偏へに此の五を立てて順下分結となす」と。

*復次に、此の中、門を現し、略を現し、入を現すが故に偏に此の五を說きて順下分結と名く。謂く、諸の煩惱にして、或は唯、一部なるものあり。或は二部に通ずるものあり、或は四部に通ずるものあり、或は五部に通ずるものあり、若し[一六]有身見を說けば、總じて唯、一部のものを說くと知るべく、若し戒禁取を說けば、總じて二部に通ずるものを說くと知るべく、若し疑を說けば、總じて四部に通ずるものを說くと知るべく、若し貪欲と瞋恚とを說けば、總じて五部に通ずるものを說くと知るべし。是くの如く、唯、見所斷のものと見修所斷に通ずるもの、[一七]是遍行と非遍行、唯、[一八]異生にのみ現行するものと異生と聖者とに通じて現行するもの、[一九]歡行相轉と戚行相轉も應に知るべし亦、爾ることを。復次に、[二〇]見修所斷に通ずる諸の煩惱中、唯、貪と瞋とのみ有りて獨立して六識に遍じ、[二一]唯、見所斷の諸の煩惱中、唯、身見等の三のみ、轉となり上首となるが故に、偏へに此の五を立てて順下分結となす。復次に、若し何が故に初の二を順下分と立つるやと問へば、不善根中に廣く答ふるが如しと應じ、若し何が故に後の三結を順下分と立つるやと問へば、三結中に廣く答ふるが如しと應ず、此の二問答に由りて、總じて餘の煩惱を遮するなり。

[二二]問ふ、何が故に隨煩惱は順下分結に非ざるや。答ふ、彼れも亦、是れ順下分結なるべきに、而も說かざるは、當に知るべし有餘なることを。有るが是の說を作す、「此は是れ世尊の、所化者の爲めの簡略の說なり」と。復た、說者有り、「若し下界及び下の有情の生をして相續せしむるものは、順

---

* **五順下分結の諸門分別**――こは順下分結の諸門分別に立脚して、順下分結を五に限る所以を明にせんとせること、前の五結の場合と同じ。

【一六】 有身見は苦諦の一部、戒禁取は苦・道二諦の二部、疑は四諦の四部、貪欲と瞋恚とは見修所斷の五部に通ず。

【一七】 是遍行なるものは、後の三結(身見・戒禁取・疑)にして非遍行なるものとは、前の二結(貪・瞋)をいふ。

【一八】 異生にのみ現行するものとは、後の三結をいひ、異生と聖者とに通ずるものとは前の二結をいふ。

【一九】 歡行相轉とは、瞋と疑を除く他の三結を指し、戚行相轉とは、瞋疑の二結を指す。

【二〇】 見修所斷に通ずる煩惱に貪・瞋・癡・慢の四種あれど、慢は純精神的作用なれば唯、意地なり他の三は六識に通ずるも獨行するは貪と瞋とのみにして無明は第六識にては不共なるも前五識に於ては共なればなり。

【二一】 唯、見所斷の煩惱とは疑と五見なり、中に就て、邊見は、身見に從つて起り、見取は、戒禁取に從つて起り、邪見は、疑によりて起る、故に身見・戒取・疑は、轉、卽ち根本的にして、邊見・見取・邪見

くの如く一切の煩惱は皆、應に順下分結と名くべきに、世尊は何が故に、唯、此の五のみを說きて、順下分結と名け、餘の煩惱は非ざるや。答ふ、亦、應に餘を說くべくして說かざるは、當に知るべし此は是れ有餘の說なることを。有るが是の說を作す、「此は是れ世尊の、所化者の爲めに簡略して說きしものなり」と。脇尊者の言はく、「佛は諸法の性相勢用を知るをもて、若し法にして順下分結と立つるに堪ゆるものは則ち之を建立するも、若し堪へざるものは、便ち建立せざるが故に、責むべからず」と。尊者妙音は是くの如き說を作す、「佛は、此の五は下界に現行し、下界の所斷にして、下界の生を結し、下界の果を取るに勢用捷速にして尤重親近なること餘の煩惱に過ぐることを知るが故に、偏へに立てて順下分結となす」と。復次に、下に二種有り、謂く、界下と有情下となり。界下とは、欲界を謂ひ、有情下とは異生を謂ふ。[一五]初の二結の過患、重きに由るが故に、欲界を越へず。後の三結の過患、重きに由るが故に、異生を越へず。故に唯、此の五のみを立てて順下分結となす。復次に、下に二種有り、謂く、地下と有情下となり。地下とは欲界を謂ひ、有情下とは異生を謂ふ。初の二結の過患、重きに由るが故に下地を出でず。後の三結の過患、重きに由るが故に下の有情を出でず。故に但、此の五のみを說きて順下分結と名く。復次に、此の五の、彼の欲界の有情に於けること、猶し獄卒及び防邏者の如くなるが故に、偏へに立てて順下分結となす。謂く、初の二結は猶し獄卒の如く、後の三結は防邏者の如し。罪人有りて牢獄に禁在さるるに、二獄卒有りて恒に之を守禦して輒く出でしめず。復た、三人有りて常に防邏となる。彼の人設ひ親友財力を以て獄卒を傷害し、走出して遠くへ去るも、三防邏者は還、執へて將來して牢獄に閉置するが如し。此の中、牢獄は卽ち欲界に喩へ、罪人は卽ち愚夫異生に喩へ、二の獄卒は初の二結に喩へ、三防邏人は後の三結に喩ふ。若し異生有りて、不淨觀を以て、貪欲を傷害し、復た慈觀を以て瞋恚を傷害して、欲界乃至無所有處を離れ、初靜慮乃至有頂に生ずるも、彼の有身見と戒禁取と疑とは還執へ

無色界にては起し得ざるを以つて必ず欲界にて起す、故に六十四隨眠は下界の所斷なりといふ。倘、正性離生に入るは欲界に限るといふことに就きては婆沙卷七を參照すべし。

【一四】欲界三十六隨眠とは、三十六隨眠中より無記性なる有身見・邊執見を除ける不善の隨眠を指す。

【一五】初の二結とは、貪欲と瞋恚をいひ、後の三とは、有身見・戒禁取・疑の三を指す。

なり」と。尊者妙音は亦、是の說を作す、「此の五は、事に於て心を結して過重きが故に、立てて結と爲す」と。尊者覺天は是くの如き說を作す、「此の五は事に於て、數數、現行し、自他を惱亂して過患、尤も重きが故に立てて結となすも、餘の煩惱等には是くの如き事なきが故に結と立てざるなり」と。

第十五節[八]　五順下分結に就て

【本論】五順下分結有り。謂く、貪欲順下分結と瞋恚順下分結と有身見順下分結と戒禁取順下分結と疑順下分結となり。

問ふ[九]、此の五順下分結は、何を以て自性となすや。答ふ、三十一事を以て自性となす。謂く、貪欲と瞋恚との順下分結は各、欲界の五部にて十事となり、有身見順下分結は三界の見苦所斷にて三事となり、戒禁取順下分結は三界の各の見苦道所斷にて六事となり、疑順下分結は三界の各の四部にて十二事となる。此に由りて此の五順下分結は三十一事を以て自性となす。

[一〇]已に自性を說けるをもて、所以を今、當に說くべし。問ふ、何が故に、順下分結と名くるや。順下分結は是れ何の義なりや。答ふ、是くの如き五結は、下界に現行し、下界の所斷にして、下界の生を結し、下界の等流[一一]と異熟との果を取るが故に、順下分結と名く。下界とは謂く、欲界なり。

[一二]問ふ、若し爾らば、一切の煩惱は皆、是れ下界に現行す、身は欲界に在りて一切の煩惱を皆、起し容べきが故に。六十四隨眠は是れ下界の所斷なり。[一三]欲界の三十六と非想非非想處の二十八とは唯、欲界に在りて方に能く斷ずるが故に。三十六隨眠は下界の生を結す、欲界の三十六隨眠は一一、現在前するとき、皆、欲界の生をして相續せしむるが故に。[一四]三十四隨眠は能く下界の等流と異熟との果を取る、欲界の三十四隨眠は是れ不善にして、能く異熟因となるが故に。二隨眠は唯、能く下界の等流果を取る、欲界の有身見と邊執見とは、是れ無記なるが故に、異熟果を取ること能はず。是

【八】こは結の一部類としての五下分結を明にせる段なり。こは次節の五上分結と共に有情を三界に結びつける煩惱にして就中、五下分結は欲界に結びつくる作用あるが故に下分結の名を得たるなり。

【九】以下五順下分結の自性に就いて。

【一〇】以下五順下分結の定義に就いて。

【一一】等流果(nigyandaphala)とは、因の性質と果の性質とが相似したる時その果を等流果と名く、同類因と遍行因とは、自己に相似する果を引生ずるが故にその果は等流果と稱せらる。異熟果(vipāka-phala)とは、因が善惡なるに對して常に無記性にして因と異類にして熟するによりて此の名を得、こは異熟因の果なり。

【一二】特に順下分結を五に局る所以に就いて。

【一三】欲界の惑は上界のものが之を緣ぜざるが故に、欲界の惑を斷ずるは必ず欲界にて斷ず、又、見惑の下八地のものは、凡夫の有漏智によりても亦斷ずることを得れど有頂のそれは、絕對に聖者の起す見道無漏智に屬する所謂、四類智忍以外には斷ずること能はず。然るに苦類智忍は色・

巻の第四十九（第二編　結蘊）

（結蘊第二中、不善納息第一之四　舊譯第二十七巻）

第十四節　五結に就て[一]

【本論】五結有り、謂く、貪結、瞋結、慢結、嫉結、慳結なり。

[二]問ふ、此の五結は、何を以て自性となすや。答ふ、三十七事を以て自性となす。謂く、貪結と慢結とは、各、三界五部にて三十事となり、瞋結は、欲界の五部にて五事となり、嫉結と慳結とは、各、欲界の修所斷にて二事となる。此に由りて、五結は三十七事を以て自性となす。

[三]已に自性を說きしをもて、所以を今、當に說くべし。

問ふ、何が故に、結と名くるや、結は是れ何の義なりや。答ふ、繫縛の義、合苦の義、雜毒の義、是れ結の義なり。此は廣く上[四]の三結の中に說けるが如し。

[五]問ふ、何が故に但、此れのみを立てて結となすや。答ふ、亦、餘を說くべくして而も說かざるは、當に知るべし此は是れ有餘の說なることを。有るが是の說を作す「此は是れ世尊の、所化者の爲めに簡略して說きしものなり」と。脇尊者の言はく、「佛は諸法の性相勢用を知るをもて、結と立つるに堪ゆるものは則ち之を建立するも、立つるに堪へざるものは、便ち建立せざるが故に、責むべからず」と。尊者、世友は是くの如き說を作す「此の中、但、色等の事の自相に迷ふ煩惱の、心を繫するを說きて結となす。貪瞋慢の三[六]は唯、是れ事の自相に迷ふ煩惱なるが故に立てて結となし、五見及び疑は唯、是れ理の共相に迷ふ煩惱なり。無明は復た通じて理事に迷ふと雖も、而も多く理に迷ふが故に結と立てず。嫉と慳との二纏は亦、但、事に迷ひて、二部[七]及び二趣を惱亂するが故に、過患多きが故に、亦、立てて結となすも、餘の纏及び垢には是くの如き事なきが故に結と立てざる

【一】 こは貪結(rāga-saṃyojana)・瞋結(pratigha-s.)・慢結(māna-s.)・嫉結(īrṣyā-s.)・慳結(mātsarya-s.) の五結を論究せる段にして前三結が唯、迷理の惑なるに對してこは唯、迷事の惑のみを攝せるなり、因みに、結の意義に關しては既に三結の所に說けるを以つて本文は之を略せり。

【二】 **以下五結の自性に就いて。**

【三】 **以下五結の定義に就いて。**

【四】 第四十六巻三結の定義の項參照すべし。

【五】 **結を五に限る理由に就いて。**

【六】 貪・瞋・慢が事の自相に迷ふ煩惱(svalakṣaṇa-kleśa)たるは、その對象が一定せるが故にして卽ち貪は可意の境に起るも不可意のそれには起らず、瞋は不可意に起りて可意のそれを緣ぜざるが如きをいふ。而して事(vastu)とは、情意的方面を意味する。之に對して五見・疑は唯、理の共相に迷ふ煩惱(sāmānya-kleśa)にして樂受・苦受等を緣じて起る理智的惑なり。

【七】 二部とは、出家・在家をいひ、二趣とは、人・天の二趣を指す。(倶舍第二十一巻)。

路に在りて、若し人を捉得せば、一は其の眼を盲し一は手足を縛す。彼の人、既に盲し、復た繫縛せられて、逃避すること能はず。有情も亦、爾り、無明に盲せられ、愛結に縛せられて、究竟の涅槃に趣入すること能はずして、生死に流轉し、恒に苦惱を受く。尊者妙音は亦、是の說を作す「無明に盲せられ、愛結に縛せられて、便ち惡不善業を造作し容べし」と。復次に、增上の義に依るが故に、是の說を作す、謂く、無明は覆の用、增上にして、愛結は縛の用、增上なりと。復次に、多分の義に依るが故に、是の說を作す、謂く、無明は多分に能く覆ひ、愛結は多分に能く縛するなりと。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第四十八

知るべし此は是れ有餘の說なることを。有るが是の說を作す「此は是れ如來の、所度の衆生の爲めの簡略の說なり」と。脇尊者の言はく「佛は諸法の性相勢用を知るをもて、蓋と立つるに堪ゆるものは則便ち之を立つるも、立つるに堪へざるものは、便ち蓋と立てざるが故に、責むべからず」と。尊者世友は是くの如き言を作す「六煩惱垢の行相は麁動にして蓋の義に順ぜざるが故に蓋と立てざるなり」と。尊者妙音は亦、是の說を作す「六煩惱垢は蓋の相に順ぜざるが故に、蓋と立てざるなり、微細にして數行ずるは是れ蓋の相なるが故に」と。尊者覺天は、是くの如き說を作す「六煩惱垢の、戒定慧を障ゆる勢用は、貪欲蓋等に及ばざるが故に、蓋と立てざるなり」と。

第十三節 無明を覆と說き愛結を縛と說く所以に就て[九四]

契經に說くが如し「無明の蓋に覆はれ、愛結に繫縛せられて、愚智は倶に是くの如き有識身[九五]を感得す」と。問ふ、無明は能覆にして亦、能縛、愛結は能縛にして亦、能覆なるに、何が故に但、無明に覆はれると、愛結に縛せらるるとのみを說くや。答ふ、倶に二を說くべくして說かざるは、當に知るべし、是は有餘の說なることを。復次に、所說の義をして解し易すからしめんと欲するが故に、種々の語、種種の文を以て說くなり。復次に、彼の經は、二門、二略、二階、二蹬、二明、二炬、二文、二影を現はさんと欲するなり。無明に覆はる、と說くが如く、愛結も亦、爾るべし愛結に縛せらると說くが如く、無明も亦、爾るべし。二門乃至二影を現して、互に相ひ顯照せんと欲するが故に、是の說を作すなり。復次に、先に是の說を作せり「覆は是れ蓋の義にして、餘の煩惱の慧眼を覆障すること、無明に如くもの無し」と。是の故に但、無明に覆はるると說き「縛は是れ結の義にして、餘の煩惱の有情を繫縛して生死に流轉せしむること、愛結に如くもの無し」と。是の故に但、愛結に縛せらるるとのみ言ふなり。諸の有情類は、無明に盲せられ、愛結に縛せられて、究竟の涅槃に趣入すること能はざるなり。此の中、應に二狂賊の喩を說くべし。昔、二賊有り恒に喩

法は無我なりと觀ずるなり。

【八七】**特に無慚無愧を蓋と立てざる所以に就いて。**

【八八】**嫉・慳二結の蓋に非らざる理由に就いて。**

【八九】二趣とは、天趣と人趣との二趣なり。

【九〇】出家と在家との二衆を惱亂すとは、出家は教行の中に嫉及び慳に由りて極めて惱亂し、在家の衆は、財位の中に於て嫉及び慳に由りて極めて惱亂をなすなり。

【九一】**忿覆二纏の蓋に非らざる理由に就いて。**

【九二】西方の諸師(Pāścātyāḥ)とは健馱羅の有部の諸師を指す。

【九三】**六煩惱垢を蓋と立てざる理由に就いて。**

【九四】五蓋を說きしついでにその餘論として覆の義、之れ蓋の義なるを以て覆の作用ある無明と愛結とを擧げ、而も、無明に就いては覆を說きて蓋となし、愛に關しては覆を說かずして縛のみを說く所以を明にせんとしたるなり。

【九五】有識身とは意識的肉體を有するものの義にして有情類を指す。

眠とを以てするに及ばざるが故に、蓋と立てざるなり」と。

[八八]問ふ、嫉と慳との二結は、何が故に蓋に非ざるや。答ふ、亦、蓋と名くべくして而も說かざるは、當に知るべし此は是れ有餘の說なることを。有るが是の說を作す「此は是れ世尊の、受化者の爲めに簡略して說きしものなり」と。脇尊者の言く、「佛は諸法の性相勢用を知るをもて、蓋と立つるに堪ゆるものは則便ち之を立つるも、若し爾らざるものは、立てて蓋となさざるが故に、責むべからず」と。尊者世友は是くの如き言を作す「嫉慳の二種は、[八九]二趣と及び[九〇]出家と在家との二衆を惱亂するが故に、立てて結となすも、然も障覆の義に於て、增强ならざるが故に蓋と立てざるなり」と。尊者妙音は亦、是の說を作す「嫉慳の二結は、蓋の義顯れざるが故に、蓋と立てざるなり」と。尊者覺天は是くの如き說を作す「嫉慳の二結は、戒定慧を障ゆる勢用、貪欲蓋等に及ばざるが故に、蓋と立てざるなり」と。

[九一]問ふ、忿と覆との二纏は、何が故に蓋に非ざるや。答ふ、亦、蓋と名くべくして而かも說かざるは、當に知るべし此は是れ有餘の說なることを。有るが是の說を作す「此は是れ如來の所度の衆生の爲めの簡略の說なり」と。脇尊者の言はく、「佛は諸法の性相勢用を知るをもて、蓋と立つるに堪ゆるものは則便ち之を立つるも、立つるに堪へざるものは便ち蓋と立てざるが故に、責むべからず」と。尊者世友は是くの如き說を作す「忿と覆との二纏は、心を障覆するに於て、義、顯了ならざるが故に、蓋と立てざるなり」と。尊者妙音は亦、是の說を作す「忿と覆との二纏は、障覆の義に於て增上に非ざるが故に、立てて蓋となさざるなり」と。尊者覺天は是くの如き說を作す「忿と覆との二纏は戒蘊等を障ゆる勢用、貪欲蓋等に及ばざるが故に、蓋と立てざるなり」と。[九二]西方の諸師は是くの如き說を作す「忿と覆との二種には、別體無きが故に、別して蓋と立てざるなり」と。

[九三]問ふ、六煩惱垢は何が故に蓋に非ざるや。答ふ、亦、蓋と名くべくして而かも說かざるは、當に

具知根（ājñātāvin）とは一切の煩惱を斷じたる無學位の無漏智を指す。

【八三】　別解脫律義（pratimokṣa-saṃvara）とは一定の師に就いて誓約して一定の戒法を受くるとき、その一々の戒法に應じて無表を發得するをいひ、別解脫といふは戒法の一々に應じて別々に解脫するが爲めなり。靜慮律義（dhyāna-saṃvara）とは定俱戒にして色界の靜慮を修するとき自から防非止惡の力を生ずるをいひ、無漏律義（anāsrava-saṃvara）とは道俱戒にして、無漏道を得るとき、自ら防非止惡の力を生ずるをいふ。（俱舍、十四卷參照）

【八四】　聞所成慧とは、文句に依りつゝ之を通してその表詮する意義を緣ずる慧にして、思所成慧とは文句と意義とを緣ずる慧及び思惟して得たる慧にして修所成慧とは、唯意義のみを緣ずる慧にして、謂はば直感智なり。

【八五】　**不善のみを蓋と立つる所以に就いて。**

【八六】　四念住とは身念住（kāya-smṛty-upasthānam）・受念住（vedanā-s.）・心念住（citta-s.）・法念住（dharma-s.）の四を言ひ、身は不淨なり、受は苦なり。心は無常なり。諸

謂ひ、[八二]三根とは、未知當知根と、已知根と具知根とを謂ひ、[八三]三種律儀とは、別解脫律儀と靜慮律儀と無漏律儀とを謂ひ、三種菩提とは、聲聞菩提と獨學菩提と無上菩提とを謂ひ、[八四]三慧とは、聞所成慧と思所成慧と修所成慧とを謂ひ、三蘊とは、戒蘊と定蘊と慧蘊とを謂ふ。三學と三修と三淨とも亦、爾り。復次に、蓋は唯、不善なるに、色・無色界の諸の煩惱等は皆、是れ無記なるが故に蓋と立てざるなり。

[八五]問ふ、論に因りて論を生ぜん。何が故に、唯、不善のみを立てて蓋となし、無記は非ざるや。答ふ、善法聚を障ゆるが故に、名けて蓋となすをもて、此れに由りて、蓋は唯、是れ不善のみなり。契經に說くが如し、「善法聚とは、[八六]四念住を謂ひ、近く此を障ゆるものとは、惡法聚を謂ふ。惡法聚とは、卽ち是れ五蓋なり」と。尊者妙音は亦、是の說を作す「諸の煩惱は、聖道を障ゆるが故に皆、蓋と名くべしと雖も、有情が深く厭離せんがための故に、唯、不善のみを說くなり。

[八七]問ふ、無慚と無愧とは既に唯、不善にして、遍く一切不善心と俱なるに、何が故に蓋に非ざるや。有るが是の說を作す「此は是れ世尊の、受化者の爲めの有餘の略說なり」と。脇尊者の言はく「佛は諸法の性相勢力を知るをもて、若し法にして立てて蓋となすに堪任するものは、則便ち、之を立つるも、若し爾らざるものは、立てて蓋となさざるが故に、責むべからず」と。尊者世友は、是くの如き說をなす「無慚と無愧とは、一切の不善心と俱にして唯、是不善なりと雖も、造惡の時、無羞無恥にして、所造の惡に於て諸の巧便多く、障覆の義に於て顯了ならざるが故に、立てて蓋となさざるなり」と。尊者妙音は、亦、是の說を作す「無慚と無愧とは、所作の不善業中に於て勢用增上なりと雖も、障覆の義に於て顯了ならざるが故に、蓋と立てざるなり」と。尊者佛陀提婆の說きて曰く「無慚と無愧とは、戒蘊を障ゆると雖も、彼の勢用は貪瞋に及ばず、定蘊を障ゆると雖も、彼の勢用は掉擧と及び惡作とを以てするに及ばず、慧蘊を障ゆると雖も、彼の勢用は惛沈と及び睡

巻參照）

【七七】本節は主として諸煩惱中五蓋とその性質の相似せるものを（慢・無明・見・上界煩惱・無慚・無愧・嫉・忿・覆・六煩惱垢）擧げ來りてそを蓋と立てざる理由を明にし乍ら消極的に五蓋の性質を明にせんとしたる段なり。

【七八】慢・無明・見を蓋と立てざる理由に就いて。―慢は心を隱覆せざるが故に、無明は等荷擔に非ざるが故に、見は慧を滅せざるが故になり。

【七九】無明蓋と五蓋との關係に就いては國譯毘曇部八第五章第十四節、五蓋及び無明蓋に就いての項を往見すべし。

【八〇】上二界の煩惱を蓋と立てざる理由。

【八一】見道（dassana-mārga）とは無漏智によりて知識的迷執を破るの道をいひ、修道（bhāvanāmārga）とは實際的習熟によりて情意的迷執を破するの道、無學道（aśaikṣa mārga）とは三界の諸惑を斷盡し眞諦の理を證し、更に學習を要せざる圓滿の智慧卽ち、阿羅漢の四無漏智なり。

【八二】未知當知根（anājñātaṃājñasyāmi）とは迷理の惑を斷ずる見道位の無漏智をいひ、已知根（ājñā）とは迷事の惑を斷ずる修道位の無漏智にして

にとは謂く、有る惛沈蓋と有る睡眠蓋と有る掉擧蓋と有る惡作蓋とが、二分して四を成ずるなり。善惡の故にとは謂く、疑の善惡に於て分れて二蓋を成ずるなり。故に三事に由りて五を分ちて十となす。此の十は一一、能く通じて、慧と菩提と涅槃とを障ゆるが故に名けて蓋となす。

[七七]第十二節　五蓋と諸煩惱との關係に就て

[七八]問ふ、七隨眠中、慢と無明と見とを世尊は、何が故に蓋と立てざるや。答ふ、慢は蓋に非ずとは、能く心を隱覆するが故に名けて蓋となすに、慢は能く心を策し、心をして高擧せしむるが故に、蓋と立てざるなり。[七九]無明を蓋と立てざる所以は、等荷擔するが故に、說きて名けて蓋となすに、無明は隱覆の行相轉ずるが故に、荷擔すること偏重にして順等ならざるの義の故に立てざるなり。此の蓋類中に在りて、見は蓋に非ずとは、能く慧を滅するが故に、說きて名けて蓋となすに、見は即ち是れ慧なるをもて、自性は還つて自性を滅するべからざるが故に慧は蓋に非ず。

問ふ、論に因りて論を生ぜん。蓋は能く總じて有爲の善法を滅するに、何が故に但、蓋は慧を滅すとのみ說くや。答ふ、慧は勝るを以ての故に、但、慧を滅すとのみ說く。即ち總じて說けば、有爲の善法を滅するなり。勝るものをすら尙、能く滅す、況んや餘の劣れるものをや。人の能く千人の敵を伏するものの如し、諸の餘の劣るものを豈に伏すること能はざらんや。

[八〇]問ふ、色・無色界の諸の煩惱等は、何が故に蓋に非ざるや。答ふ、彼には蓋の相無きが故に蓋と立てざるなり。復次に、蓋は能く三界の離染と四沙門果と九遍知道とを障礙するに、色無色界の諸の煩惱等には是くの如き能無きが故に蓋と立てざるなり。復次に、蓋は能く定と及び定果とを障礙するに、色・無色界の諸の煩惱等には、是くの如き能無きが故に、蓋と立てざるなり。復次に、蓋は能く三道と三根と三種律儀と三種菩提と三慧と三蘊と三學と三修と三淨とを障礙するに、色・無色界の諸の煩惱等には是くの如き能無きが故に、蓋と立てざるなり。[八一]三道とは、見道と修道と無學道とを

【七一】とは舊には心悶と譯じ明了の感知なきことなり。侚、雜阿含には微弱・不樂・欠呿・多食・懈怠とあり。

【七二】毘鉢舍那（vipaśyanā）とは觀又は正見の意にして、舊には慧とあり、雜阿含には之を明照思惟と言ひ、俱舍（二十一卷）には光明の想とあり。

【七三】（一）親里尋とは親屬のことを尋思すること。

（二）國土尋とは、故鄕等の所愛の國土を尋思すること。

（三）不死尋とは、若し、死せずんば斯々のことをなさん等と尋思するをいひ、

（四）念昔樂事とは、昔なせし種々の戲笑・歡樂等の事を憶念するなり。舊には、一念親屬、二念國土、三念不欲、四念曾所更喜笑遊戲種々樂事とあり。又雜阿含には親屬覺・人衆覺・天覺・本所經娛樂覺とあり。

【七四】奢摩他（śamatha）とは止又は寂靜の意にして舊には定となし、雜阿含には寂止思惟とあり。

【七五】以下五蓋の序列に就いて。

【七六】五蓋を十蓋となす理由に就いて。

（一）內外故。

（二）自他故。

（三）善惡故。（雜阿、二十七

食一對治に由るが故に別に一蓋と立つ。疑蓋は三世の相を以て食となし、緣起觀を對治となす。此の一食一對治に由るが故に別に一蓋と立つ。惛沈睡眠蓋は五法を以て食となす、一に[七一]瞢憒、二に不樂、三に頻欠、四に食不平性、五に心羸劣性なり、[七二]毘鉢舍那を以て對治となす。此の同食同對治に由るが故に、共せて一蓋と立つ。掉擧惡作蓋は、四法を以て食となす、一に[七三]親里尋、二に國土尋、三に不死尋、四に念昔樂事なり。[七四]奢摩他を以て對治となす。此の同食同對治に由るが故に共せて一蓋と立つ。等荷擔とは、貪欲と瞋恚と疑とは、一一能く一蓋の重擔を荷ふが故に、別に蓋と立つるも、惛沈睡眠は二二能く一蓋の重擔を荷ふが故に共に蓋と立つ。城邑中、一人にして能く一所作を辦ずる者は則ち別に辦ぜしむるも、若し二にして能く一所作を辦ずる者は則ち共に辦ぜしむるが如し。又、椽梁の强きものは一を用ひ、弱きものは二を用ふるが如く、此も亦、是くの如し。

[七五]問ふ、何に緣りて五蓋の次第は是くの如くなりや。答ふ、是くの如き次第は、文に於けると、說に於けると倶に隨順するが故なり。復次に、是くの如き次第は授者と受者と倶に隨順するが故なり。復次に、五蓋は是くの如き次第にして生ずるが故なり。世尊は是くの如き次第にて說きしをもて、是の故に、尊者世友は說きて曰く、「可愛の境を得れば、便ち貪欲を生じ、可愛の境を失へば、次に瞋恚を生じ、此の境を失ひ已りて心は便ち羸弱となり、次に惛沈を生ず、惛沈に由るが故に心は便ち憒悶し、次に睡眠を生ず。彼れより覺め已りて次に掉擧を生じ、既に掉擧し已りて次に惡作を生ず。惡作より後復た疑を引生す。此に由りて五蓋は次第すること是くの如し」と。

[七六]問ふ、佛は、五蓋の差別に十有りと說けり、云何が五を分ちて十蓋となすや。答ふ、三事を以ての故に五を分ちて十となす。一に內外の故に、二に自體の故に、三に善惡の故になり。內外の故にとは、謂く、有る貪欲蓋は內を緣じて起り、有る貪欲蓋は外を緣じて起るが故に二蓋を成じ、有る瞋恚蓋は是れ瞋の自體にして、有る瞋恚蓋は是れ瞋の因緣なるが故に二蓋を成ずるなり。自體の故

くる食の義にして助くるといふところよりこれを資糧といふこともあり。對治(pratipa-kṣa)とは蓋を退治するものにして、食の反對なるが故に非食といふことあり。(倶舍第二十一卷參照)

【六七】淨妙の相とは雜阿含(第二十七卷)には觸相とあり。(大正藏二・頁一九二)

【六八】不淨觀(aśubha-bhāvanāḥ)とは貪を治せんが爲めに修する觀法にして、例へば美人の如く心を繫礙するものより離脫せんために、その內臟等を觀じて不淨の觀法をなすをいふ。

【六九】可憎の相とは雜阿含には障礙相とあり。

【七〇】慈觀とは慈(maitri)の體は無瞋なるを以て之を修せば能く瞋を對治するなり。

【七一】(一) 瞢憒(tantri)とは舊に瞪瞢と譯じ、又倦と譯す、眼の明かならざること。
(二) 不樂(arati)とは舊に愁憒と譯ず。
(三) 頻欠(vijrimbhapa)とは舊に欠呿と譯じ「アクビ」のことなり。倦怠より生ずるものにして、因に果の名を與へたるなり。
(四) 食不平性(bhaksīsama-tā)とは舊に食不消化と譯ず。
(五) 心羸劣性 (cetasolīna-

復次に、諸の煩惱等にして、或は歡行相轉なるものあり、或は慼行相轉なるものあり、或は二種に通ずるものあり。若し貪欲*を說けば、總じて歡行相轉なるものを說くと知るべく、若し瞋恚と惡作と疑との蓋を說けば、總じて慼行相轉なるものを說くと知るべく、若し惛沈と睡眠と掉擧とを說けば、總じて二種に通ずるものを說くと知るべし。故に門を現し、略を現し、入を現さんが爲めに、契經は但、此の五を立てて蓋と爲す。

[六四]問ふ、蓋の名に五有るも體に幾ありや。答ふ、體に七種有り。謂く、貪欲蓋は名と體と倶に一なり。瞋恚と疑との蓋も亦爾りと知るべし。惛沈睡眠蓋は名は一にして體は二なり。掉擧惡作蓋も亦、爾りと知るべし。名を體に對するが如く、名の施設を體の施設に對すると、名の異相を體の異相に對すると、名の異性を體の異性に對すると、名の分別を體の分別に對すると、名の覺慧を體の覺慧に對するとも亦、爾りと知るべし。

[六五]問ふ、何が故に貪欲と瞋恚と疑とは一一、別に蓋と立つるに、惛沈睡眠と掉擧惡作とは、二二合して蓋と立つるや。脇尊者の言く、「佛は諸法の性相勢用を知るをもて、若し法にして別に蓋と立つるに堪任なるものは、則ち別に之を立つるも、若し爾らざるものは、便ち共に蓋と立つるが故に、責むべからず」と。復次に、*若し是れ隨眠にして亦、纏の性なるものは各、別に蓋と立つるも、若し是れ纏の性にして隨眠に非ざるものは、二を共て蓋と立つ。復次に、若し是れ圓滿なる煩惱性のものならば各、別に蓋と立つるも、若し圓滿に非ざる煩惱性のものならば、二を共せて蓋と立つ。結*と縛と隨眠と隨煩惱と纏との五義を具足するものを、圓滿なる煩惱と名く。復次に、三事を以ての故に、各別と共とに蓋と立つ。謂く、[六六]一食の故にと、一對治の故にと、等荷擔の故にとなり。此の中、一食、一對治とは、謂く、貪欲蓋は、[六七]淨妙の相を以て食と爲し、[六八]不淨觀を對治となす。此の一食一對治に出るが故に別に一蓋と立つ。瞋恚蓋は[六九]可憎の相を以て食と爲し、[七〇]慈觀を對治となす。此の一

が故に此の二は異生にのみ現行すとの意ならん。他は五部に通ずるが故に、異生と聖者に通じて現行すといへるなり。

※貪欲は喜・樂と相應するが故に歡行相轉。瞋は憂・苦と相應し疑及び惡作は憂と相應するが故に慼行相轉にして、睡眠は憂と喜とに相應し惛沈と掉擧は、大煩惱地法なるが故、五受根と相應するを以つて、歡慼行相轉なり。

【六四】 **以下蓋の名と體との關係に就て。**

【六五】 **特に惛沈と睡眠、掉擧と惡作を合立する所以に就て**

※貪・瞋・疑は隨眠にして、貪は掉擧等の三を、瞋は忿・嫉を、疑は悔を派生するが故に隨眠にして纏の性なりといひ、眠・惛・掉・惡作は纏の性なるも隨眠に非らず。隨眠によりて派生せらるるが故に。

※結(samyojana)とは三結・五結・九結等をいひ、縛(bandhana)とは貪・瞋・癡の三縛にして、隨眠(anuśaya)とは、七隨眠・九十八隨眠等を指す、隨煩惱(upakleśa)とは、根本煩惱に隨ひて起る染汚の心心所の行蘊に攝せらるるものをいひ、纏(paryavasthāna)とは無慚愧等の十纏をいふ。

【六六】 食(āhāra)とは蓋を助

壞し障礙することも亦、爾り。
〔六三〕復た說者有り、此の中、門を現し、略を現し、入を現すをもて、是の故に但、此の五のみを立てて蓋と爲す。謂く、煩惱等にして、或は唯*一部なるものあり、或は四部に通ずるものあり、或は五部に通ずるものあり。若し惡作を說けば、總じて唯、一部のもののみを說くと知るべく、若し疑蓋を說けば、總じて四部に通ずるものを說くと知るべく、若し餘蓋を說けば、總じて五部に通ずるものを說くと知るべし。

復次に、諸の煩惱等にして、或は唯、見所斷たるものあり、或は唯、修所斷なるものあり、或は見修所斷に通ずるものあり。若し疑蓋を說けば、總じて唯、見所斷のもののみを說くと知るべく、若し惡作を說けば、總じて唯、修所斷のもののみを說くと知るべく、若し餘蓋を說けば、總じて見修所斷に通ずるものを說くと知るべし。

復次に、諸の煩惱等にして、或は是れ隨眠なるものあり、或は隨眠に非ざるものあり。若し貪欲と瞋恚と疑との蓋を說けば、總じて是れ隨眠なるものを說くと知るべく、若し惛沈*と睡眠と掉擧と惡作とを說けば、總じて隨眠に非ざるものを說くと知るべし。

復次に、諸の煩惱等にして、或は是遍行なるものあり、或は非遍行なるものあり、或は二種に通ずるものあり。若し疑△蓋を說けば、總じて是遍行なるものを說くと知るべく、若し貪欲と瞋恚と惡作とを說けば、總じて非遍行なるものを說くと知るべく、若し惛沈と掉擧と睡眠とを說けば、總じて二種に通ずるものを說くと知るべし。

復次に、諸の煩惱等にして、或は唯、異生の現行するものあり。或は異生と聖者とに通じて現行するものあり。若し疑*と惡作との蓋を說けば、總じて唯、異生に現行するもののみを說くと知るべく、若し餘蓋を說けば、總じて異生と聖者とに通じて現行するものを說くと知るべし。

【六三】**特に五蓋の諸門分別。**
これは前の一餘他の煩惱を蓋と名けざる理由一の續きなるも特に五蓋の諸門分別に立脚してこの五のみを蓋と立つる所以を明せるなり。
※茲に一部とは修所斷の一部を意味し、惡作によりて此を代表せしむ、惡作の修所斷なるは智の所斷の故なり。
四部に通ずるものとは、見所斷の四部にして疑によりて代表せしめ、五部とは見修所斷の五部にして之に他の蓋を攝す、中に就て、睡眠・惛沈・掉擧の見修所斷に通ずるは此等が二部の煩惱と相應して起るが故なり。
※惛沈・睡眠・掉擧は纒なるを以つて隨眠に非ず、惡作は、追悔性にして之れ又、隨眠に非らず。
△茲に疑は遍行惑なるが故に是遍行といひ、貪欲と瞋恚とは非遍行惑なるが故に非遍行といひ、惡作の遍行惑に非ざるは唯修所斷にして他部を緣ぜざるが故なり、惛沈と掉擧と睡眠が二種に通ずるは、遍行非遍惑と相應することあるを以つてなり。
※疑は見惑なれば見道にて之を斷じ聖者は之を起さず、惡作は修惑なれど疑の等流なれば、疑の斷ずるとき斷ずべき

の惡趣に墮し、便ち總じて一切の功德を障礙するなり。復次に、是くの如き五蓋は、欲界の有情の多數、現起するものにして行相微細なるに、餘の煩惱等は則ち是くの如くならざるが故に偏に蓋と立つ。謂く、慢・見等は、欲界の有情にして、之を起すもの甚だ少し。地獄等の如きは、豈に能く慢を起して我が受くる所の苦は他に勝るとせんや。傍生趣中、蝦蟇等の如きは、愚癡闇劣なるをもて豈に能く諸の惡見趣を發起せんや。是の故に、尊者妙音は說きて曰く、「諸餘の煩惱は、聖道を障ゆると雖も、而も此の五種は數數、現行して行相微細なり、是の故に偏へに立つ」と。復次に、此の五の、定を障ゆることと及び定果を障ゆることとは餘の煩惱に勝るが故に偏へに蓋と立つ。復次に、此の五の、能く三界の離染と九遍知[六〇]道と四沙門果とを障ゆること、餘の煩惱に勝るが故に、偏へに蓋と立つ。復次に、貪欲は、諸欲を離るる法を遠ざからしめ、瞋恚は、諸惡を離るる法を遠ざからしめ、惛沈睡眠は、毘鉢舍那(vipaśyanā)を遠ざからしめ、掉擧惡作は、奢摩他(śamatha)を遠ざからしむ。彼は此の諸の欲惡を離るる法と及び毘鉢舍那・奢摩他とを遠ざくるに由るが故に、便ち疑の箭となりて、其の心を惱壞す。謂く「諸の惡不善業の果有りと爲んや、有るに非ずと爲んや[六一]」と斯に因りて種々の惡業を造作するをもて、是の故に偏へに此の五を立てて蓋となす。復次に、[六二]「貪欲と瞋恚とは戒蘊を破壞し、惛沈と睡眠とは慧蘊を破壞し、掉擧と惡作とは定蘊を破壞す。彼は此の三蘊を破壞するに由るが故に、便ち疑の箭となりて其の心を惱壞す「諸の惡不善業の果は有りとせんや、有るに非ずとせんや」と斯に因りて種種の惡業を造作するをもて、是の故に偏へに此の五を立てて蓋となす。復次に、貪欲と瞋恚とは戒蘊を障礙し、惛沈と睡眠とは慧蘊を障礙し、掉擧と惡作とは定蘊を障礙す。彼は此の三蘊を障礙するに由るが故に、便ち疑の箭と爲りて其の心を惱壞す、「諸の惡不善業の果有りとせんや、有るに非ずとせんや」と。斯に因りて種種の惡業を造作するをもて是の故に偏へに此の五を立てて蓋となす。三蘊を破壞し障礙することを說くが如く、三學、三修、三淨を破

【六〇】九遍知とは、三界の見惑を斷ずる所に於て六遍知を立て、その修惑の斷に於て三遍知を立て、合して九種となす、然るに五蓋は見修所斷に通ずるが故に九遍知を障ゆるなり、尙九遍知に關しては、毘曇部八、第四章第十七節及び本論六十二卷を參照すべし。

【六一】大正本には邪とあるも、三本及び宮本に耶とあるをもて、今は後者に從ふ。

【六二】貪瞋等は、身三口四の性罪を犯す原因となるもの故、こは戒蘊を破壞し、惛沈睡眠は觀を障ゆるが故に慧蘊を破し、掉擧惡作は止を障るが故に定蘊を壞するなり。

心の行相をして猶豫して決せざらしむるは、是れ疑の相なり。
[五四]已に蓋の自性及び相を說けるをもて、所以を今、當に說くべし。問ふ、何が故に蓋(nivaraṇa)と名くるや、蓋は是れ何の義なりや。答ふ、障の義、[五五]覆の義、破の義、壞の義、墮の義、臥の義、是れ蓋の義なり。此の中、障の義、是れ蓋の義とは、謂く、聖道を障ゆると及び[五六]聖道の加行の善根を障ゆるとの故に名けて蓋となす。覆の義、乃至、臥の義、是れ蓋の義とは、[五七]契經に說くが如し、「五大樹有り、種子は小なりと雖も、而も枝體は大にして餘の小樹を覆ひ、その枝體等を破り、壞し、墮し、臥せしめて花果を生ぜらしむ。云何が五大樹となすや、一には建折那(kāñcana)と名け、二には劫臂怛羅(kapitthaka)と名け、三には阿濕縛健陀(aśvattha)と名け、四には鄔曇跋羅(udumbara)と名け、五には諾瞿陀(Nyagrodha)と名く。是の如く、有情の欲界の心樹は、此の五蓋の爲めに覆はるるが故に、破し、壞し、墮し臥して、[五八]七覺支の花、四沙門の果を生長すること能はず」と。故に覆等の義、是れ蓋の義なり。
[五九]問ふ、若し聖道を障ゆることと及び聖道の加行の善根を障ゆることとが、是れ蓋の義ならば、餘の煩惱等にも亦、此の義有るに、世尊は何が故に、蓋と說かざるや。有るが是の說を作す、「此は是れ世尊の所化者の爲の有餘の略說なり」と。脇尊者の言く、「佛は、諸法の性相勢用を知るをもて、蓋相有るものは便ち、立てて蓋となし、蓋相無きものは則ち、之を立てざるが故に、責むべからず」と。尊者妙音は、是くの如き說を作す、「佛は、此の五蓋の、能く聖道を障ゆることと及び聖道の加行の善根を障ゆることとの勢用は、捷速にして尤重親近なること、所餘の法に過ぐるを知るが故に、偏に蓋を立つ」と。復次に、是くの如き五蓋は、因たる時と果たる時と倶に能く、障となるが故に偏に蓋と立つ。因たる時、障となるとは、此の五の隨一の、現在前する時、心は尙、有漏善と無記*とをすら起すこと能はず。何ぞ況んや聖道をや。果たる時、障となるとは、此の五蓋に由りて、諸

下推して知るべし。
【五三】**五蓋各自の相狀に就て。**
【五四】**以下蓋の定義に就て。**
【五五】舊には覆の義を缺く。
【五六】聖道の加行の善根とは煖・頂・忍・世第一法の四善根のこと、詳しくは國譯毘曇部七を往見すべし。
【五七】雜阿含第二十六卷の文なり。(大正藏第二卷頁一九〇a參照)。
【五八】七覺支(bodhy-aṅga)とは、念(smṛti)・擇法(dharmapravicaya)・精進(virya)・喜(piti)・輕安(prasrabdhi)・定(samādhi)・捨(upekṣā)の七を謂ひ、四沙門果(śramaṇa-phala)・預流(srotāpanna)・一來(sakṛdāgāmi)・不還(anāgāmi)・阿羅漢(arhat)の四果を指す。
【五九】**特に餘他の煩惱を蓋と名けざる理由に就て。**——以下他の煩惱を蓋と名けざる理由を述べ乍ら、五蓋と餘他の煩惱との相違を記して五蓋の性質を明にせり。

*舊には、有漏の善心と及び不隱沒無記心とを生ずることを得ずとあり。蓋し、五蓋は唯不善なるを以つて、それと相應倶起するものは、不善或は有覆無記のみなればなり。

聖者とに現行するものを說くと知るべし。復次に、諸の煩惱にして、或は歡行相轉なるものあり、或は感行相轉なるものあり。若し瞋恚身繫を說けば、當に總じて感行相轉のものを說くと知るべく、若し餘の三身繫を說けば、當に總じて、歡行相轉のものを說くと知るべし。復次に、諸の煩惱にして、或は唯、欲界繫なるものあり、或は三界繫に通ずるものあり。若し初の二身繫を說けば、當に總じて唯、欲界繫のもののみを說くと知るべく、若し後の二身繫を說けば、當に總じて三界繫に通ずるものを說くと知るべし。故に、門を現し、略を現し、入を現さんが爲めに、契經は但、四種の身繫を說くなり」と。

第十一節　五蓋に就て[五〇]

【本論】　五蓋有り、謂く、貪欲蓋、瞋恚蓋、惛沈睡眠蓋、掉擧惡作蓋、疑蓋なり。

[五一]問ふ、此の五蓋は、何を以て自性となすや。答ふ、欲界の三十事を以て自性となす。謂く、貪欲と瞋恚とは、各、欲界の五部にて十事となり、[五二]惛沈と掉擧とは各、三界五部の不善と無記とに通ずるも、唯、不善のもののみを蓋と立つるをもて十事と爲り、睡眠は唯、欲界の五部の善と不善と無記とに通ずるも、唯、不善のもののみを蓋と立つるをもて五事と爲り、惡作は唯、欲界の修所斷の善と不善とに通ずるも、唯、不善のもののみを蓋と立つるをもて一事と爲り、疑は、三界の四部に通じて不善と無記とに通ずるも、唯不善のもののみを蓋と立つるをもて四事と爲る。此に由りて五蓋は欲界の三十事を以て自性となす。

[五三]問ふ、蓋は何の相を有するや。尊者世友は、是くの如き說を作す、「自性は卽ち相なり、相は卽ち自性なり。一切の法の自性と相とは相ひ離れざるが故に」と。復次に、諸欲を耽求するは、是れ貪欲の相、有情を憎恚するは、是れ瞋恚の相、身心沈沒するは、是れ惛沈の相、身心躁動するは、是れ掉擧の相、心をして昧略せしむるは、是れ睡眠の相、心をして變悔せしむるは、是れ惡作の相、

なるをもて、聖者は旣にこの見所斷の惑を斷ぜるが故に、異生のみに現行するものなりとなり。

【五〇】　先に四瀑流・軛・身繫を明したるを以つてそれに引續いて五蓋を明にせんとしたる段なり、例によりて五蓋の自性及び定義より始めて次第に五蓋の性質を積極的に說明し或は又、他の煩惱と五蓋とを比較して種々の方面より消極的に五蓋の性質を論究せり。尙五蓋の說明に當つては雜阿含第二十六―七卷の文と深き關係あることを注意し置く。因みに五蓋とは欲貪蓋（kāmacchanda-nivaraṇa.）・瞋恚蓋（vyāpāda-n.）・惛眠蓋（styānamiddha-n.）・掉悔蓋（auddhatya-kaukṛtya-n.）・疑蓋（Vicikitsā-n.）をいふ。（毘曇部八・七三八頁及び俱舍二十一卷參照）。

【五一】　以下五蓋の自性に就て。

【五二】　雜阿含、第二十七卷（大正藏第二卷一九五頁b）に純一不善聚者謂五蓋故とあるが如く五蓋は不善とされるを以て必ず欲界ならざるべからず。從つて惛沈と掉擧は各三界五部の不善と無記とに通ずるも蓋の性質上、上二界の無記なるものを除て不善のもののみを取る故に十となるなり。以

は、欲界の身を縛すること餘の煩惱に過ぎ、後の二身繫は色・無色界の身を縛すること餘の煩惱に過ぐ。復次に、此の四身繫は、[四四]二諍根を起すこと餘の煩惱に過ぐるをもて、是の故に偏へに立つ。謂く、初の二身繫は愛諍根を起し、後の二身繫は見諍根を起す。契經に説くが如し、「[四五]執瓶持杖梵志は大迦多衍那(Mahākātyāyana)の所に詣でて、是の問を作して言はく、何を因とし何を緣として、刹帝利(Kṣatriya)は刹帝利と諍ひ、婆羅門(Brāhmaṇa)は婆羅門と諍ひ、吠舍(Vaiśya)は吠舍と諍ひ、戌達羅(Śūdra)は戌達羅と諍ふやと。尊者の答へて言はく、彼は貪と瞋との愛諍根に由るが故に、互に鬪諍を興すと。梵志の復た言はく、何を因とし何を緣として、諸の出家者は室宅と攝受と積聚とを有すること無くして[四六]而も相ひ鬪諍するやと。尊者の答へて言はく、彼は戒禁取と及び此實執との見諍根に由るが故に、互に鬪諍を興すと」と。二諍根の如く、[四七]二邊と二箭と[四八]二戲論と二我執とも應に知るべし亦、爾ることを。復た説者有り、「此の中、門を現し、略を現し、入を現すが故に、但、四のみを説くなり。謂く、諸の煩惱にして、或は唯、見所斷なるものあり、或は見修所斷に通ずるものあり。若し後の二身繫を説けば、當に總じて唯、見所斷のものを説くと知るべく、若し初の二身繫を説けば、當に總じて見修所斷に通ずるものを説くと知るべし。復次に、諸の煩惱にして、或は是遍行なるものあり、或は非遍行なるものあり。若し後の二身繫を説けば、當に總じて是遍行のものを説くと知るべく、若し初の二身繫を説けば、當に總じて非遍行のものを説くと知るべし。復次に、諸の煩惱にして、或は是れ見性なるものあり、或は見性に非ざるものあり。若し後の二身繫を説けば、當に總じて是れ見性なるものを説くと知るべく、若し初の二身繫を説けば、當に總じて見性に非ざるものを説くと知るべし。復次に、諸の煩惱にして、或は唯、異生のみに現行するものあり、或は通じて異生と聖者とに現行するものあり。[四九]若し後の二身繫を説けば、當に總じて唯、異生のみに現行するものを説くと知るべく、若し初の二身繫を説けば、當に總じて、通じて異生と

は倒心を生ぜずして結生す。(婆沙論七十卷參照)

【四三】 特に餘他の煩惱を身繫となさざる理由に就いて。

【四三】 玆に室宅を有するもの、攝受を有するもの、積聚を有するもの……とは在家者の特色を種々の方面より眺めたるものにして、要するに之れ在家者のこと、此等を有せざるものとは、卽ち出家者を指す。

【四四】 二諍根(vivāda-mūla)とは五欲の境に貪著すると、諸の妄見を執着するとの區別より來る愛諍根と見諍根の二種を指す、前者は受の心所有りて五欲の境を領受するにより、後者は想の心所ありて倒想を起すに因る。此は生死流轉の果を引起する最勝の因たり。

【四五】 執瓶持杖梵志とは舊に執杖持澡灌婆羅門とあり。

【四六】 大正本には面とあるも而の誤植なり。

【四七】 二邊とは斷常の二見、二箭とは見修の二惑、二戲論とは、愛論見論(舊には二道と翻ず)二我執とは我、我所の二執を指す。

【四八】 大正本には戲諍とあるも舊譯及び三本宮本俱に戲論とあるをもて、今は後者に從ふ。

【四九】 後の二身繫、卽戒禁取身繫と此實執身繫とは見所斷

彼彼の所得に於て、自體が、因と爲り、緣と爲り、縛と爲り、等縛と爲り、遍縛と爲り、結と爲りて相續すること、恰も結鬘師或は彼の弟子の、種種の花を取りて一處に集置し、縷を以て結びて種々の花鬘を作るに、縷は花鬘の與めに因と爲り、緣と爲り、縛と爲り、等、縛と爲り、遍縛と爲り、結と爲りて相續するが如し。餘の三身の繫を廣說することも亦、爾り」と。結生の義とは、契經に說くが如し、「三事合するが故に、母胎に入ることを得、一には父母の俱に染心を有すること。二には、其の母に病無くして値ふ時、三には健達縛の正に現在前することなり。爾の時、[四一]健達縛の愛と恚との二心は展轉して現在前し、方に結生を得るが故に、結生の義、是れ身繫の義なり。

[四二]問ふ、若し縛身等の義、是れ身繫の義ならば、餘の煩惱等も亦、此の義有るに、何が故に、立てて身繫と爲さざるや、有るが是の說を作す、「此は是れ、世尊の、所化者を觀じての有餘の略說なり」と。脇尊者の言く、「佛は諸法の性・相・勢用を知るをもて、若し法にして身繫と立つるに堪任なるものは、則便ち之を立つるも、若し爾らざるものは、則ち建立せざるが故に、責むべからず」と。尊者妙音は、是くの如き說を作す、「佛は、此の四の、有情身を縛し、等縛し、遍縛することの勢有、速疾にして尤重親近なること、餘の煩惱に過ぐることを知るをもて、是の故に偏へに立つ」と。復次に、此の四身繫の、二部の身を縛すること、餘の煩惱に過ぐるをもて、是の故に、偏へに立つ。謂く、初の二身繫は、在家者の身を縛すること、餘の煩惱に過ぎ、後の二身繫は、出家者の身を縛すること、餘の煩惱に過ぎたり。在家と出家との如く、[四三]室宅を有するものと室宅無きものと、攝受を有するものと攝受無きものと、積聚を有するものと積聚無きものと、眷屬を有するものと眷屬無きものと、遠離無きものと遠離を有するものとも、應に知るべし亦、爾ることを。復次に、此の四身繫の三界の身を縛すること、餘の煩惱に過ぐるをもて、是の故に偏へに立つ。謂く、初の二身繫

み實にして餘は癡妄なりと執じ、或は我及び世間は無常なり有邊なり、無邊なり、或は如來の死後は有なり、非有なり、此れのみ實にして餘は癡妄なり」と執するをいふ。

【三六】 以下四身繫の自性に就て。

【三七】 以下身繫の定義。

【三八】 舊には、繫義是縛義、相續義是縛義とあり。

【三九】 集異門足論第八卷（大正・二六・頁三九九）。

【四〇】 遍知す(prajñā)とは舊に永斷と譯し、無漏智を以て煩惱を斷ずること。

【四一】 健達縛(gandharva)は舊には香陰と譯じ新には尋香或は食香と譯す。中有（antarābhava）が香氣を食するに依りて此の名を得たり。健達縛は、業力所起の眼根により て遠方に住すと雖も、父母の交會するを見て、若し男ならば母を緣じて愛欲を起し父を緣じて瞋心を生ず、若し女ならば父を緣じて愛欲を起し、母を緣じて瞋心を起す、此の二種の倒心に由つて已が身と所愛とが合すと思ひ、所遺の不淨(精液)が胎に至ると き已が有(ウ)なりと思ひて喜慰を生ず、此の蘊が生成し、中有が沒して生有が生ずるを結生と名づくるなり。但し菩薩

と、現前せざると、[三二]此の衆同分と餘の衆同分とも應に知るべし亦、爾ることを。[三三]復次に、同類因に依るが故に、愛は取の緣と爲ると說き、同類因と遍行因とに依るが故に、無明は取の因と爲る等と說くなり。復次に、外道の虛妄の僻執を破らんが爲めの故に、無明は取の因と爲る等と說く。謂く、諸の外道は、居家を捨てて、取ること無く、積むこと無くして苦行（tapas）を勤修すと雖も、而も無智にして諸の見趣に著するに由り、險惡道に墮して出期あること無きが故に無明は取の因と爲る等と說くなり。

[三四]問ふ、愛は卽ち、欲取等の中に攝在するに、何が故に、乃ち愛は取の緣と爲ると說くや。答ふ、卽ち貪隨眠の初めて起るを愛と名け、後、增すを取と名くるが故に相違せず。復次に、卽ち貪隨眠の下品を、愛と名け、中上品を取と名くるが故に、相違せざるなり。

[三五]第十節　四身繫に就て

【本論】　四身繫有り。謂く、貪欲身繫と、瞋恚身繫と、戒禁取身繫と此實執身繫となり。

[三六]問ふ、此の四身繫は何を以て自性となすや。答ふ、二十八事を以て自性となす。謂く、貪欲と瞋恚との身繫は、各、欲界の五部にて十事と爲り、戒禁取身繫は、三界の各、二部にて六事と爲り、此實執身繫は、三界の各、四部にて十二事と爲る、此に由りて、四身繫は、二十八事を以て自性と爲す。

[三七]已に自性を說きしをもて、所以を今、當に說くべし。問ふ、何が故に、身繫（kāya-grantha）と名くるや、身繫とは是れ何の義なりや。答ふ、[三八]縛身の義、結生の義、是れ身繫の義なり。縛身の義、是れ身繫の義なりとは、謂く、此の四種は、生死の中に於て有情身を縛し、等縛し、遍縛すること、[三九]集異門足論に說けるが如し、「貪欲身繫を未だ斷ぜず、未だ[四〇]遍知せざるが故に、彼彼の身、彼彼の形、

答へは、愛は取の緣となると說く場合は十二因緣の系列よりすれば愛取・有の順となるにより直接に原因（近因）となるといふ立場より言ひしものにして若し、間接原因（遠因）の立場からすれば無明は十二因緣の首班たるが故に又因となり、集となり得となり。

【三二】此の衆同分（nikāya-sabhāga）とは現在の我々の身體をいひ、餘の衆同分とは過去のそれを指す、卽ち現在の取の原因は愛なるも之を三世兩重の因果よりすれば過去の無明が因となるが故なり。舊には此身他身とあり。

【三三】唯、同類因關係のみから云へば愛は取の緣となると說き得るも單に同類因のみならず、遍行因關係（無明は遍行惑なるを以つて）をも顧慮して云へば無明は取の因となることになる。

【三四】**愛と取との關係に就て。**

【三五】身繫（[kāya]-grantha）とは舊に縛と飜じ縛身結生の義にして之に貪(abhidhyā)・瞋(vyāpāda)・戒禁取(śīlavrataparāmarśa)・此實執(idaṃ-satyābhiniveśa)の四身繫あり。之れ倶舍論には說かれざるところのものなり。

中に就いて此實執身繫とは、「我及び世間は常なり、此れの

煩惱は、廣大なる身形と長久の壽量とを感得すること能はざるが故に、欲取と立て、色・無色界の煩惱は、能く廣大なる身形を感得すること、色究竟天(Akaniṣṭha deva)の身長萬六千踰繕那(yojana)の如く、亦、能く長久の壽量を感得すること、非想非非想處(Naivasaṃjñānāsaṃjñāyatanaṃ)の壽八萬大劫(kalpa)の如きが故に、彼の煩惱を我語取と立つ。

[二八]問ふ、何が故に、欲漏と、欲瀑流と、欲軛と、欲取とは亦、諸纒を攝するに、有漏等の中に全く彼等を攝せざるや。有るが是の說を作す、「有漏乃至我語取中にも亦、諸纒を攝す。品類足論に說けり、云何が有漏なりや、謂く、色・無色界の無明を除く諸餘の結と縛と隨眠と隨煩惱と纒とを、是れを有漏と名く。有瀑流と有軛と及び我語取とも亦、應に纒を攝すべし」と。評して曰く、「應に是の說を作すべし、上界の纒は少にして自在ならざるが故に說きて有漏乃至我語取と爲さず。欲界の纒は、多にして見所斷なりと雖も、具足せざるが故に、自在ならざるが故に、但、總じて十纒と說きて、五部を別說せざるなり」と。

問ふ、諸の煩惱の垢[二九]は、何が故に說きて漏等と爲さざるや。有るが是の說を作す、「彼も亦、說きて、欲漏等の中に在り。品類足論に說けり、云何が欲漏なりや。謂く、欲界の無明を除く諸餘の結と縛と隨眠と隨煩惱と纒とを是れを欲漏と名く、乃至廣說、隨煩惱とは卽ち、煩惱の垢なり」と。評して曰く、應に是の說を作すべし「煩惱の垢は麁にして堅住ならざるが故に漏等と說かず、不信と懈怠と放逸とも亦、過の輕微なるに由るが故に漏等と說かざるなり」と。

[三〇]契經に說くが如し、「是くの如き四取は無明を因(hetu)となし、無明を集(samudaya)となす、是れ無明の類にして、無明より生ず」と。問ふ[三一]、餘の經は皆、愛は取の緣と爲ると說くに、此の經は何が故に、是くの如き說を作すや。答ふ、近因に依るが故に、愛は取の緣と爲ると說き、遠因に依るが故に、無明は取の因と爲る等と說く。近因と遠因との如く、此に在ると彼に在ると、現前する

より倍增して第六天は万六千歲なり。色界の初天は半踰繕那(Yojana 三十里)にして、色究竟天は万六千踰繕那、壽量は身量の數と等しき數の劫なり。無色の四天の壽量は二・四・六・八万劫なり。(俱舍論第十一卷參照)

【二八】有漏・有瀑流・有軛・我語取に纒を攝せざる理由に就て。 前來欲漏等の自性中に十纒を說けるも有漏等の自性中に之を說かざりしを以てその理由を論究せんとするなり。品類足論は、有漏等の中に纒を包含せしむるも婆沙評家は纒は上界に於ては少にして自在ならざるが故に有漏等の中に入れずとなり。

【二九】煩惱垢を漏等に攝せざる理由に就て。 品類足論は之を攝するも婆沙評家は、垢はその性質が麁にして堅住ならず、又、過、輕微なるが故に漏等に攝せずとなり。

【三〇】無明と四取との關係に就て

【三一】 十二因緣の立場よりすれば愛は取の緣となると說くに契經は無明は取の因なり、集なりと說く、その理由如何とは問者の意。之れに對する

りて眞の聖道を捨し、種種の非理の苦行が能く清淨を得すと妄計す。卽ち飲食を斷じ、灰に臥し、杵に臥し、面は日に隨ひて轉じ、氣を服し、水を服し、或は唯、果のみを噉み、或は但、菜のみを食し、或は弊衣を著し、或は全く體を露はす。是くの如き等が能く清淨を得すと執するが如きをいふ。解脫を遠離すとは、如如(しかぐ)に苦行と邪道とを修行するは、如是如是(それぐ)に解脫を遠離することとなるをいふ。復次に、戒禁取は內外の二道を欺誑するを以ての故に別に取と立つ。內道を欺誑すとは、洗淨と十二杜多を受持することとの功德は、能く清淨を證すと執するが如きをいひ、外道を欺誑すとは、種種卽ち前所說の非理の苦行は能く清淨を得すと執するが如きをいふ。尊者妙音は亦、是の說を作す、「此の戒禁取は、現見するに苦を生ずること炎熾火の如く、二道を欺誑すること嬰兒を惑すが如きが故に別に取と立つ」と。

[二一] 問ふ、何が故に、我語取(ātmavādopādāna)と名くるや。行相を以てとなすや、所緣を以てとなすや。若し行相を以てすとせば[二二] 薩迦耶見は我語取と名くべけん、我の行相轉ずるが故に。若し所緣を以てすとせば、諸法は無我なるをもて如何にして我語取と說くべきや。答ふ、行相を以て我語取と名けず、所緣を以て我語取と名けざるは、前失有るが故なり。然るに欲界の煩惱は、見を除きて欲取と立て、色・無色界の煩惱は、見を除きて我語取と立つ。問ふ、何が故に爾るや。答ふ、欲界の煩惱は、婬欲に依りて轉じ、境界に依りて轉じ、衆具に依りて轉じ、他身に依りて轉ずるが故に欲取と立て、色・無色界の煩惱は彼と相違し、[二三] 內に依りて起るが故に我語取と立つ。復次に、欲界の煩惱は[二四] 內身を感ずる時、婬欲を須ひ、境界を須ひ、衆具を須ひ、[二五] 第二を須ふるが故に欲取と立て、色・無色界の煩惱は內身を感ずる時、彼れと相違するが故に我語取と立つ。復次に、欲界の煩惱の內身を感ずる時、唯、[二六] 非定に依り、多く外門と外事とに因るが故に、欲取と立て、色・無色界の煩惱は、自身を感ずる時、唯、定に依り、多く內門と內事とに因るが故に、我語取と立つ。[二七] 復次に、欲界の

【二一】 以下我語取と名くる理由に就て。

【二二】 薩迦耶見(satkāya dṛ-ṣṭi)卽ち有身見は我・我所を執するものなるを以て行相よりいへば有身見こそ我語取なりとの意。

【二三】 內に依るとは自身のこと。

【二四】 內身を感ずとは舊に自身を造るとありて之れ卽ち異熟果として自身を感得すること。

【二五】 第二を須ふるが故にとは舊に因レ他故生レ樂とありて他人によりて歡樂を受けること。

【二六】 非定とは定地に非ざるの意。

【二七】 有部に從へば有情の身量及び壽量に關して種々の相違あり、而もそは煩惱業の結果とされてゐる。試にその主なるものを擧ぐれば贍部洲の人は身量三肘半乃至四肘(肘は一尺八寸に當る)。他の三洲は倍倍增にして壽量は北洲は千歲、西牛貨洲は五百歲、東勝身洲は二百五十歲、此の洲は不定なり。欲天の最下は四分の一俱盧舍(Krośa=1/8由旬)にして次第に1/4づゝ增して第六天は一俱盧舍半、壽量は五百歲(人の五十歲を天の一日と計算して)

是れ取の義なり。蠶の繭を作りて、自から纒ひ自から裹み、乃至、中に於て而も自から死を取るが如く、有情も亦、爾り。諸の煩惱を起して、自から纒ひ、自から裹みて而も其の中に於て、慧命を傷失し、展轉乃至、諸惡趣に墮す。復次に、傷害の義、是れ取の義なり。利き毒刺の數、其の身を刺すに、身便ち損壞するが如く、有情も亦、爾り。煩惱の毒刺、數、[一六]法身を刺すに法身便ち壞す。

[一七]問ふ、何が故に、無明は別に、漏、瀑流、軛と立つるに、而も別に取と立てざるや。脇尊者の言く「佛は諸法の性・相・勢用を知るをもて、若し此の中に於て別に立つるに堪ゆるものは、則ち別に之を立つるも、若し爾らざるものは、便ち總じて[一八]建立するが故に責むべからず」と。復次に、前に三事を以ての故に、取と名くと說けり。謂く、執持と收採と撰擇となり。無明は前の二有りと雖も、而も第三無きが故に、別に取と立てず。無明は愚暗にして、法を撰擇すること能はざるを以ての故に。復次に、前に二事を以ての故に取と名くと說けり。謂く、能く業を熾然ならしむことと及び行相猛利なることとなり。無明は能く業を熾然ならしむと雖も而も、行相猛利なるに非ざるが故に、別に取と立てず。無明は遲鈍にして法を決了すること能はざるを以ての故に。

[一九]問ふ、何が故に、五見中、四見を合して立てて見取と爲すに、一見を別に立てて戒禁取と爲すや。脇尊者の言く「佛は諸法の性・相・勢用を知るをもて、若し見中に於て、別に立つるに堪ゆるものは、則ち別に之を立つるも、若し爾らざるものは、便ち總じて建立するが故に責むべからず」と。復次に、前に二事を以ての故に取と名くと說けり。謂く、能く業を熾然ならしむことと及び行相猛利なることとなり。五趣の有情は戒禁取に由りて諸業を熾然ならしむこと、餘の四見と等しきが故に、別に取と立つ。尊者妙音は、是くの如き說を作す、「五趣の有情は戒禁取に由りて諸業を熾然し、勢用速疾にして尤重親近ならしむること餘の四見に過ぐるが故に、別に取と立つ」と。復次に、戒禁取は[二〇]聖道に違逆し解脫を遠離するを以ての故に、別に取と立つ。聖道に違逆すとは、戒禁取に由

【一六】法身(Dharmakāya)とは戒(śīla)・定(samādhi)・慧(prajñā)・解脫(vimukti)・解脫智見(vimukti-jñāna-darśana)の五分法身を指す。

【一七】無明取を別立せざる理由に就て

【一八】大正本には推とあれど三本及び宮本には建とあるをもて之に隨ふ。

【一九】戒禁取を別立する所以に就て。

【二〇】聖道(āryamārga)とは正見(samyag-dṛṣṭi)・正思惟(samyak-saṃkalpa)・正語(samyag-vāc)・正業(samyak-karmānta)・正命(samyag-ājīva)・正精進(samyag-vyāyāma)・正念(samyak-smṛti)・正定(samyak-samādhi)の八正道のこと。

此の軛の自性は瀑流の說の如きも、而も義に異り有り。謂く、漂溺の義は是れ瀑流の義にして、[九]和合の義は是れ軛(yoga)の義なればなり。謂く、諸の有情は四瀑流の爲めに漂溺せられ已りて、復た四軛の爲めに和合繫*縛せられ、便ち能く生死の重苦を荷擔す。牛を索搥して之を轅軛に置き、勒するに鞦鞅を以てし、能く重載を挽くが如し。故に一切處に瀑流を說き已りて即ち軛を說くは、義の相ひ隣るが故なり。

[一〇]第九節　四取に就て

[一一]**【本論】**　四取有り。謂く、欲取と見取と戒禁取と我語取となり。

問ふ、此の四取は何を以て自性となすや。答ふ、百八事を以て自性となす。謂く、欲取は欲界の三十四事を以て自性となす。即ち貪の五、瞋の五、慢の五、無明の五、疑の四、纏の十なり。見取は三界の三十事を以て自性となす。即ち、欲・色・無色界の見に各、[一二]十有り。戒禁取は三界の六事を以て自性と爲す。即ち欲・色・無色界の戒禁取に各、二あり。我語取は色・無色界の三十八事を以て自性となす、即ち、貪の十、慢の十、無明の十、疑の八なり。此に由りて四取は百八事を以て自性となす。

[一三]已に自性を說けるをもて、所以を今、當に說くべし。問ふ、何が故に取(upādāna)と名くるや、答ふ、三事を以ての故に、說きて名けて取と爲す。一には[一四]執持の故に、二には收採の故に、三には撰擇の故になり。又、二事を以ての故に名けて取と爲す。一には能く業を熾然ならしむることと、二には行相猛利なることとなり。能く業を燃然ならしむることとは、取は五趣の有情の業火をして恒に熾然ならしむるが故なり。行相猛利なることとは、諸取の行相は極めて勇捷なるが故なり。

[一五]問ふ、取は是れ何の義なりや。答ふ、薪の義、是れ取の義なり。薪に緣るが故に火は熾然なることを得るが如く、有情も亦、爾り。煩惱を緣と爲して業は熾盛なることを得。復次に、纏裹の義、

【九】　和合の義とは舊に繫とあり。

※和合は大正本に和命とあるも、これ誤殖なり。

【一〇】　取(upādāna)は漏、瀑流・軛と共に隨眠の異名とされおるが故に、それ等に引續いて茲に論ぜられたるものなれど、四取と四軛とはその分類法に於て多少の相違あり。即ち欲取は欲軛の二十九に欲界の五の無明を加へたる三十四を自性となし、我語取は有軛の二十八に十の無明を合したる三十八を自性となし、更に見軛を見取と戒禁取とに分けたる點をいふ。我語取(ātmavāda-u.)に關しては倶舍論九を參照すべし。

【一一】　**以下四取の自性に就て。**

【一二】　五見中戒禁取を除くを以って苦諦下の四と集・滅・道諦下の各の二とで十見となる。

【一三】　**以下取と名くる所以に就て。**

【一四】　舊には一以ㇾ屬故。二以ㇾ掴持ㇾ故。三以ㇾ選擇ㇾ故とあり。

【一五】　**以下取の意義に就て。**

び聖道に至らざらしむるが故に。尊者妙音(Ghoṣa)は亦、是の如き說を作す、「久しく上に生ずと雖も而も瀑流の漂溺する所となり、善品を退するが故に」と。尊者左受(Vāmalabdha)は是の如き說を作す、「此の中、增上し數行する煩惱は、瀑流の如きが故に說きて瀑流と名く」と。

[六]問ふ、何が故に、別に見を立てて、瀑流・軛(yoga)・取(upādāna)と爲し、而も別に立てて見漏と爲さざるや。脇(Pārśva)尊者の言く、「佛は諸法の性・相・勢用を知るをもて、若し法にして別に建立するに堪任なるものは、則ち別に之を立て、若し爾らざれば、便ち總じて建立す」と。復次に、諸見は、輕躁にして行相猛利なるをもて、留住の義に於て隨順せざるが故に、餘の遲鈍の煩惱と與に合して立てて、欲漏有漏と爲すも、漂激等と與に義、相隨順するをもて、是の故に別に、瀑流・軛・取と立つ。一車等を駕するに、二牛の性、俱に躁急なるを以てせば、車等は必ず壞するも、若し彼の二牛にして一遲一疾にして互ひに相制御せば便ち損する所無きが如し。故に別に見を立てて見漏と爲さざるなり。復次に、見は性、躁動なるをもて離染法に順じ、留住に順ぜず、是の故に餘の遲鈍の煩惱と與に合して立てて漏と爲すも、漂激等に於て其の義、相ひ順ずるが故に別に立てて、瀑流、軛、取となす。問ふ、若し見は躁動にして離染法に順とせば、立てて瀑流、軛、取と爲すべからざらん。瀑流等は、沈溺に順ずるが故に。答ふ、外道の、諸見に著することを呵せんが爲めの故に、別に諸見等を立てて瀑流等と爲す。謂く、諸の外道は、見趣を起して邪に境を推求するに隨つて、便ち生死に於て轉じ、復た沈溺して出期有ること無し。譬へば、老象の淤泥に陷溺し、其の身を動かすに隨つて轉じて復た沈溺するが如し。

[七]分別論者は四漏有りと說く。謂く、欲漏と有漏と見漏と無明漏となり。彼の論の宗に於ては、問答すべからず。

【本論】[八]四軛有り、謂く、欲軛と有軛と見軛と無明軛となり。

解脫道の立場よりしたるものなれば相違せずとなり。

【六】特に見漏を立てざる理由に就いて。こは、四瀑流中、欲・有・無明瀑流は三漏の名稱と全同なるにより見瀑流(軛、取)を別立する必要なからんとの疑問を設けて瀑流と漏との區別及び見の性質を明にせるなり。

【七】分別論者(Vibhajyavādin)の四漏說。

【八】以下四軛に就いて。

卷の第四十八（第二編　結蘊）

（結蘊第二中、不善納息第一之三　舊譯第二十六卷中）

[一]第八節　四瀑流及び四軛に就て

【本論】 四瀑流有り。謂く欲瀑流と有瀑流と見瀑流と無明瀑流となり。

[二]問ふ、此の四瀑流は、何を以て自性となすや。答ふ、百八事を以て自性となす。謂く、欲瀑流は欲界の二十九事を以て自性となす。卽ち、貪の五、瞋の五、慢の五、疑の四、纒の十なり。有瀑流は、色・無色界の二十八事を以て自性となす。卽ち、貪の十、慢の十、疑の八なり。見瀑流は、三界の三十六事を以て自性となす。卽ち欲・色・無色界の各の十二見なり。無明瀑流は、三界の十五事を以て自性となす。卽ち欲・色・無色界の各の五部の無明なり。此に由りて、四瀑流は百八事を以て自性となす。

[三]已に自性を說けるをもて所以を今、當に說くべし。問ふ、何が故に瀑流(ogha)と名くるや、瀑流は是れ何の義なりや。答ふ、[四]漂激の義、騰注の義、墜溺の義、是れ瀑流の義なり。漂激の義是れ瀑流の義なりとは、諸の煩惱等の、有情を漂激して諸界・諸趣・諸生に於て生死に流轉せしむるを謂ひ、騰注の義是れ瀑流の義なりとは、諸の惱煩等の、有情を騰注して諸界・諸趣・諸生に於て生死に流轉せしむるを謂ひ、墜溺の義是れ瀑流の義なりとは、諸の煩惱等の、有情を墜溺して諸界・諸趣・諸生に於て生死に流轉せしむるを謂ふなり。[五]問ふ、若し墜溺等の義是れ瀑流の義ならば、順上分結は應に瀑流に非ざるべけん。彼は有情をして上生に趣かしむるが故に。答ふ、順上分の義は瀑流の義に異る。謂く、界地に依りて順上分結を立つ、彼は有情をして上界地に趣かしむるが故に。されど解脫道に依りて立てて瀑流と爲すなり。有頂に生ずと雖も而も有情をして生死に沈沒せしめ、解脫及

【一】前節に三漏を述べたるに引續いて四瀑流・四軛を明にせんとしたる段なり。四軛は四瀑流と自性を同じくし唯、その義を異にするのみなれば恆に四瀑流と並記されるを通例とす、以下例の如く、自性・定義より始めて種々その性質を明にせるも解し易し。因みに四瀑流とは欲瀑流（Kāma-ogha）・有瀑流(Bhava-o)・見瀑流（Dṛṣṭy-o）・無明瀑流(avidyā-o)を言ひ、四軛(yoga)とは欲・有・見・無明軛をいふ。(倶舍第二十卷參照)

【二】**以下四瀑流の自性に就て。**

【三】**以下四瀑流の定義に就て**

【四】舊には漂義是流義・流下義是流義・墮義是流義とあり。

【五】若し、墜溺の義を瀑流の義とせば、五順上分結中の色・無色の貪と慢との自體は有瀑流中の貪慢の修所斷のそれ等と同じく、無明結も無明瀑流中の上二界の修所斷なると同じ、然るに、五順上分結は、有情をして上界に趣かしむるが故に墜溺の義と相反するを以て瀑流に非ざるべけんとは問者の意。之に對して、答へは順上分結の名は界地によつて立てたるも瀑流の名は

る時、欲等の三漏より心は解脱することを得と說くや。答ふ、此の中、已解脱に於ても亦、今解脱の聲を說く。此は卽ち近に於て遠の聲を以て說くなり。[七九]「今者、何所より來るや」と說くが如く、又、餘處に已斷を斷と說き、已入を入と說き、已受を受と說くが如く、此も亦、是の如し。[八〇]復次に、欲漏と有漏とは雙び究竟して滅するに依るが故に是の說を作す。復次に、三漏は一味の斷得を證するに依るが故に是の說を作す。復次に、[八一]集漏の斷ずるに依るが故に、是の說を作す。復次に、滅を作證するに依るが故に是の說を作す。阿羅漢果を得する時、九十八隨眠の滅を作證すと說くが如し。[八二]復次に、無學は、彼の法を治する智を得するに依るが故に、是の說を作す。復次に、無學は、彼の繫を離るる性を得るに依るが故に、是の說を作す。復次に、相續の斷ずるに依るが故に是の說を作す、謂く、無始來、數、欲漏を斷ずるも、二漏は續起せり。今、二漏を斷ずるをもて復た相續することと無し。復次に、彼(欲漏)の緣を斷ずるに依るが故に、是の說を作す、謂く、無始來、二漏は彼(欲漏)の與めに[八三]三種の緣と作りしに、今、二漏を斷ずるをもて、彼の緣は永斷す。復次に、[八四]厭對治に依るが故に是の說を作す。謂く、彼れ第四果を證得する時、總じて三漏を厭ふ。我れ無始來、彼の爲めに誑惑せられて心、解脱せざりき。今、解脱を得て、深く厭離を生ず。

[八五]問ふ、爾の時、五蘊は皆、解脱を得するに、何が故に但、心解脱のみを說くや。答ふ、心は五蘊に於て最も勝るが故に說くなり。謂く、若し勝を說けば亦、已に餘をも說くこと、王にして脫走することを得ば眷屬も亦、爾るが如し。復次に、心を以て首と爲すをもて、總じて五蘊は皆、解脱を得と說くなり。復次に、心に依るを以ての故に、心所法と名け、心の大なるを以ての故に、大地法と名く。故に、但、心のみを說くなり。復次に、[八六]他心智を修する無間道の時、但、心のみを緣ずるが故に是の說を作す。心の諸の勝事は、餘に廣說せるが如し。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第四十七

故にとは、舊に通證の故にとあり、卽ち非想非非想處の欲を離るるとき三漏の斷を通證するなり。

【八二】　有學は欲染を離るるとき彼の欲漏等を治する智を得し、無學は有頂の染を離るるとき欲漏等を永斷する智を得するに依るとなり。

【八三】　三種の緣とは、等無間緣・所緣緣・増上緣の三を指す。(舊譯參照)。

【八四】　厭對治(Vidūṣaṇa-pratipakṣa)とは、四種對治(斷・持・遠分・厭患)の一にして、苦集を緣じて、加行道を起し、三界の過失を見て深く厭患するをいふ。

【八五】　**羅漢果を得するを心解脱と名くる所以。**

【八六】　他心智(Paracetaḥ-paryāya-jñāna)の加行位には、色・心・心所を緣ずるも、その成滿位には必ず唯他の心のみを緣ずるが故に他心智と稱せらるるが如く、阿羅漢は五蘊より解脱するも最後に唯、心より解脱するが故に心解脱と名けらるるとなり。(他心智に關しては婆沙九十九卷參照)。

く、下の煩惱生じ已りて復た、非理作意を起し、對治に依らざるをもて、便ち中品を生じ、復た上品を生じて展轉增盛するが故に、是の說を作す。復次に、境に隨つて轉ずるに依るが故に是の說を作す、謂く、一の色等の境界を緣ずるに隨つて煩惱生じ已る。彼に由りて復た、非理作意を起し、對治に依らざるをもて、更に聲等を緣じて、諸の煩惱を生ずるが故に是の說を作す。[七四]大德說きて曰く、「一有中、纔多く行ずるに依るが故に、倍復增廣すとを說く。謂く、[七五]具縛者の無間獄より乃ち有頂に至るまでの惱煩は、皆自地の煩惱に等し、增減無きが故に。然も現行するものと現行せざるものと有りて、若し非理作意を起し、對治に依らざるものは、便ち數(しばしば)現行し、若し如理作意を起し、對治に依るものは、便ち現行せず、故に是の說を作すなり」と。

[七六]契經に說くが如し、「漏に七種有り、害・熱・惱を爲す。謂く、或は漏の是れ見所斷なる有り乃至廣說」と。問ふ、勝義の漏に三種有り、謂く、欲漏・有漏・無明漏なるに、何が故に此に於て、七漏と說くや。答ふ、此の中、漏具も亦漏の聲を說くなり。諸經中、彼彼の具に於て亦、彼彼と說くが如きは、[七七]前に廣說せしが如し。脇尊者の曰く、「佛の說法已りしとき、異所化の會中に來至するもの有り。如來、憐愍して、別の文句を以て復た七漏を說きて彼をして解を得せしめしなり」と。復次に、佛、三漏を說けば、利根は已に解するをもて、鈍根者の爲めに復た七漏を說く。利根と鈍根との如く、因力と緣力、內力と外力、內思惟力と外聞法力、開智と說智も應に知るべし亦、爾ることを。尊者望滿(Pūrṇāśa)は是の如き說を作す、「佛、此の中、二の勝義漏を說く。謂く、見所斷と及び修所斷となり。見所斷の漏は自名を以て說き、修所斷の漏は對治に依りて說く。彼の對治に二種有り。謂く、伏對治と及び斷對治となり。中に於て前の五は伏對治に依り、最後の一種は斷對治に依るが故に七漏と說くなり」と。

[七八]契經に說くが如し、「正知見あり、彼れ阿羅漢果を得する時、欲漏有漏無明漏より心は解脫することを得」と。問ふ、欲界の染を離るる時、欲漏より心は解脫することを得、有頂の染を離るる時、有漏と無明漏とより心は解脫することを得るに、佛は何が故に、正知見あり、彼れ阿羅漢果を得す

七漏とは、(一)見(Dassana)によりて斷ぜらるもの、(二)護(Saṃvara)、(三)離(Parivajjana)、(四)用(Patisevana)、(五)忍(Adhivāsana)、(六)除(Vinodana)、(七)思惟(Bhāvana)によりて斷ぜらるるものを云ふ、詳しくは、中阿含第二卷、漏盡經第十を參照すべし。

【七七】大毘婆沙論第一卷、(國譯毘曇部七、頁十八)を指す。

【七八】**以下阿羅漢果の得と三漏よりの解脫との關係に就て。**

【七九】「今、何所より來るや」と尋ぬるとき、相手はその問を發する以前に已に其所に來てゐなければならぬ、それにもかかはらず「今」といふが如く、已に欲界の染を離るるとき欲漏より心は解脫しおるも、然も有頂の染を離るるとき、有漏無明漏と同じく今解脫すといへるなりとの義。

【八〇】欲漏は欲染を離るるとき既に斷ずれど、そは永斷に非ず、有頂の染を離るるとき有漏と倶に永斷するとの義なり。舊には、此二法是倶一時滅故更不復現而作二是說一倶者謂欲漏無明漏・有漏無明漏・離二欲愛一時雖レ斷二其倶一而未二永滅一離二非想非非想處愛一時其倶永滅とあり。

【八一】集漏の斷ずるに依るが

きて遍行と名くるなり。謂く、遍行隨眠と俱起するを卽ち遍行と名け、不遍行隨眠と俱起するを、不遍行と名く。自界他界、自地他地、有漏緣無漏緣、有爲緣無爲緣も亦、是の說の如し。諸の煩惱と俱起和合すること、團中の膩の如く、麻中の油の如きが故に、遍行と名く。此の無明は、上の三義を具するに由るが故に、獨り漏と立つるなり。

(七〇)契經に說くが如し、「彼は(七一)非理作意を起すに由るが故に、欲漏、有漏、無明漏の未生のものをば、便ち生ぜしめ、已生のものをば、倍復、增廣せしむ」と。

問ふ、爾所の煩惱生じて還た、爾所の煩惱の滅する有り、一刹那の後、必ず住せざるが故に。云何が而も三漏は、生じ已りて倍(ますます)、增廣すと說くや。答ふ、下中上の漸增に依りて說くが故なり。謂く、下品生じ已りて中品の緣と爲り、中品生じ已りて上品の緣となるが故に、是の說を作す。復次に、(七二)等無間緣に依りて、倍復、增廣することを說くなり。謂く、下品の煩惱は生じ已りて、中品の與めに等無間緣と爲り、中品の煩惱は生じ已りて上品の與めに等無間緣と爲るが故に、是の說を作す。復次に、(七三)同類因と遍行因とに依りて、倍復、增廣を說くなり。謂く、下品の煩惱は、生じ已りて中品の與めに二因と爲り、中品の煩惱は生じ已りて上品の與めに二因と爲るが故に、是の說を作す。復次に、取果與果に依りて倍復增廣を說くなり。謂く、下品の煩惱は生じ已りて中品の果を能く取り能く與へ、中品の煩惱は生じ已りて上品の果を能く取り能く與ふが故に、是の說を作す。尊者世友は是の如き說を作す、「煩惱の多きを倍復增廣と說くには非ずして、彼れ生じ已りて復た、還び未生位中に墮せざるが故に、是の說を作すなり」と。復次に、彼れ生じ已りて復た還び未來世中に墮せざるに依るが故に是の說を作す。復次に、數數(しばしば)生ずるに依るが故に是の說を作す、謂く、一煩惱は生じ已りて復た、非理作意を起し、對治に依らざるをもて、便ち第二を生じ、復た第三乃至百千を生ずるが故に是の說を作す。復次に、漸く猛利なるに依るが故に是の說を作す、謂

【六九】 **特に無明の遍行なるに就て。** 三條件中の第三。
【七〇】 **以下三漏の增廣に就て。**
【七一】 非理作意(Ayoniśo-manaskāra)とは、染汚の作意のこと。
【七二】 等無間緣(Samantara-pratyaya)とは、前刹那の心心所が過去に沒して、その地位を後刹那の心心所に無間に讓るとき前刹那の心心所を等無間緣といふ、詳しくは國譯毘曇部七の等無間緣の節を往見すべし。
【七三】 同類因(Sabhāga-hetu)とは、同じ性質のものが因となりて同じ性質の結果(等流果)を引くの關係を指し、遍行因(Sarvatraga-hetu)とは、專ら煩惱の等起關係を明にしたるものにして見惑中、特に苦集二諦下の十一種を指す。
【七四】 大德とは、舊に佛陀提婆とあり。
【七五】 具縛者とは、修惑の一品を斷ぜざる凡夫のこと。
【七六】 **以下七漏を說く理由に就て。**

生す。彼、是の念を作す「若し四諦無ければ、決定して我有り及び我所有り」と、是の如く、邪見は身見を引生す。復た、是の念を作す「此の我と我所とは斷なりとせんや、常なりとせんや。若し所執の相似して相續するを見れば、便ち謂ひて常なりと爲す」、卽ち是れ常見なり。「若し所執の變壞して續かざるを見れば、便ち謂ひて斷なりと爲す、卽ち是れ斷見なり」と。是の如く、身見は邊見を引生す。彼は三見に於て、隨つて一種を能く清淨解脫出離を得と計す、卽ち是れ戒取なり。是の如く邊見は、戒取を引生す。復た是の念を作す「是の如き三見は旣に、清淨解脫出離を得るをもて、便ち最勝と爲す」と、卽ち是れ見取なり。是の如く、戒取は見取を引生す。彼は自の見を愛し、他の見を憎恚し、自他の見に於て稱量して、慢を起す。是の如く、無明は、隨眠を引くことに於て、最も上首と爲る。[六五]隨眠に由るが故に、十纏を引起す、謂く、忿と嫉との纏は是れ瞋の等流にして、覆纏は、有るは是れ貪の等流なりと說き、有餘師は是れ癡の等流なりと說く、評して曰く應に是の說を作すべし、是は二の等流なりと。或は名利を貪りて、自罪を覆藏し、或は無知に由りて罪を覆藏するが故に。惛沈と睡眠と及び無愧との纏は、是れ癡の等流なり。掉擧と慳と及び無慚との纏は、是れ貪の等流なり。惡作纏は、是れ疑の等流なり。[六六]隨眠は亦、六煩惱垢を引く。謂く、害と恨との垢は、是れ瞋の等流、惱垢は是れ見取の等流、誑と憍との垢は是れ貪の等流にして、諂垢は是れ五見の等流なり。是の如く、無明は復た上首と爲りて纏と垢とを引生するなり。

[六七]周普とは、無明が、無間地獄（avīci-naraka）より乃ち有頂に至るまで、皆得べきが故に。又、[六八]異生位と見道位と修道位とに皆、成就するが故に。又、諸法の自相（svalakṣaṇa）共相（sāmānya-lakṣaṇa）に於て、皆迷を起すが故なり。

[六九]遍行とは、無明の、一剎那に起れば能く五部を緣じ、五部の因と爲り、五部を隨增するを以つて、說きて遍行と名くるには非ずして、但、無明の、一切處の同類に遍じて、起るに由るが故に、說

【六五】 **纏は隨眠の等流なり。**
【六六】 **垢も亦隨眠の等流なり。**
【六七】 **特に無明の周普なるに就て。**
三條件中の第二。
【六八】 異生位（Pṛthag-jana-sthiti）とは、未だ苦法智忍を起さざる位を云ひ、見道位（Darśana mārga-a）とは、見道十五心の間をいひ、修道位（Bhāvanā-mārga-a）とは道類智を得してより羅漢果を得するに至る迄の間をいふ。

と爲す。」

と。復次に、經に、無明を名けて、五九浪者と爲すが故に、獨り漏と立つと說く。契經に說くが如し、「苾芻よ、當に知るべし眞實の浪者は卽ち無明是れなることを」と。謂く、毒蟲有り、名けて浪者と爲す。自身既に盲なれば、生れたる子も亦、盲なり。彼れ若し他を螫さば、亦、他をして盲ならしむ。無明も亦、爾り、自ら既に盲暗なるをもて、相應法をも亦、盲暗と成らしめ、若し有情相續中に在りて起らば亦、盲暗ならしむ。復次に、無明は三界に在り、一界を緣じて愚を生ず、謂く、無色界の四蘊なり。九地に在り、一地を緣じて愚を生ず、謂く、非想非非想處の四蘊なり。九品有り、一品を緣じて愚を生ず、謂く、非想非非想處の下下品の四蘊なり。故に獨り漏と立つるなり。六〇問ふ、餘の他界地遍行隨眠は、應に無明の如きをもて、各、獨り漏と立つべけん。答ふ、無明は偏に多きが故に、獨り漏と立つ、謂く、六一九種の他界地緣の遍行無明有り、卽ち、邪見等の七種と相應すると及び二の不共となり。邪見と見取と疑とは但、二有るも、戒禁取は唯、一のみなるが故に、難ずべからず。

六二復次に、無明は是れ諸の煩惱の上首にして、周普し、遍行するが故に、獨り漏と立つ。

六三上首とは、謂く、無明、覆ふが故に、四聖諦に於て樂しまず、六四忍せず、昏迷にして了せざるなり。飢餓の人の、先に麁食に遇ひて飽くまで餐噉し已れるをもて、後に於て種々の餚饌を得と雖も、而も甘樂せざるが如く、是の如く、有情は無明の麁食久しく心中に蘊るるをもて、後時、四諦の美食に遇ふと雖も甘樂せず。樂しまざるに由るが故に、卽ち猶豫を生ず。謂く、此は是れ苦なりや、苦に非すと爲や。乃至是れ道なりや道に非ずと爲やと。是の如く、無明は猶豫を引生す。一切の猶豫は能く決定を引く。若し正說に遇へば、正決定を得、便ち、苦有り乃至道有りと知るも若し邪說に遇へば、邪決定を得。便ち、苦無く乃至道無しと謂ふなり。是の如くして、猶豫は邪見を引

【五九】　浪者は舊に慢祇と譯し毒蛇の一種なり。原語可尋。

【六〇】　問者の意は餘の他界地遍行隨眠卽ち十一遍行中の邪見・見取・戒禁取の三見と疑とは三界にあり、一界・一地・一品を緣ずるをもて又、無明と同じく單獨に漏と立つべきとなり。之に對して無明は餘の他界地遍行隨眠よりも數多ければ單獨に漏と立つるなりとは答なり。

【六一】　九上緣の惑の中、自性は自性と相應せざるを以つて、二無明を除く、他の二邪見・二見取・二疑と戒禁取との七は無明と相應す、故に他界地緣の相應無明は七種となり、それに不共無明の二を加へて九種となるなり。

【六二】　本文は無明漏を獨立する所以として上首・周普・遍行の三條件を先づ提示し次いでその一一に就いて詳說せんとする仕組なり。

【六三】　**特に無明を上首として諸煩惱生起の次第を明す。**

【六四】　忍すとは、眞理を忍得することなり。

若し獨り漏と立つるに堪任せざるものは、便ち共に漏と立つるが故に、責むべからず」と。復次に、前已に漏は是れ留住の義なりと說けり。餘の煩惱の諸の、有情を留めて久しく生死に住せしむること無明に如くもの無きが故に、獨り漏と立つるなり。尊者妙音、是の如き說を作す、「佛は無明の、諸の有情を留めて、久しく生死に住せしめ、勢力速疾にして尤重親近なること餘の煩惱に過ぐることを知るが故に、獨り漏と立つるなり」と。復次に、無明に因るが故に、諸の有情をして、所知の境に於て、愛、恚、癡有り。故に獨り漏と立つるなり。復次に、[五二]無明に由るが故に、前際を知らず、後際を知らず、前後際を知らず、內を知らず、外を知らず、內外を知らず、業を知らず、果を知らず、業果を知らず、善行を知らず、惡行を知らず、因を知らず、因より法の生ずることを知らず、佛・法・僧寶を知らず、苦集滅道を知らず・善・不善法を知らず、有罪・無罪を知らず、[五三]應修・不應修を知らず、勝劣を知らず、[五四]黑白を知らず。[五五]總別と緣起緣生の諸法と及び六觸處とに於て、實の智見無く、黑闇癡有らしむ。是の故に獨り無明を立てて漏と爲すなり。復次に、無明は離るること難く、大過患有るが故に、獨り漏と立つ。貪は離るること難しと雖も而も大過患無く、瞋は大過患有りと雖も而も離るること難きに非ず、慢等は俱に無きが故に、共に漏と立つるなり。復次に經に說く、「無明は諸惡の首たるが故に、獨り漏と立つ」と。說くが如し、「無明を、上首と爲し前相となすが故に、無量種の惡不善法を生ず。復た、其の中に於て無慚無愧あり」と。復次に、無明の自體は尤も重く、その作業は尤も重きが故に、獨り漏と立つ。自體尤も重しとは、[五六]一切の煩惱と相應することと亦、不共なることと有るを謂ひ、作業尤も重しとは、共に一切の煩惱と作業し亦、獨り作業するを謂ふ。餘の煩惱等は則ち是の如くならず。復次に、經に、無明は[五七]惡趣の本と爲るが故に、獨り漏と立つと說けり頌に說くが如し。

[五八]「諸(もろびと)にして、此の世と他世とに、惡趣に顚墜するものは、皆、無明を本と爲し、亦、貪欲を因

【五二】 以下雜阿含第十二卷(大正藏第二卷頁八五)の緣起法を說明せる文を揭げて無明の解說に資せり。

【五三】 應修・不應修とは、舊に親近處・不親近處とあり。

【五四】 黑白とは、染汚と清淨との義。

【五五】 總別とは、法の總相別相をいひ、緣起緣生の諸法とは、緣起法と緣已生法のことにして舊に因緣生法とあり。(俱舍第九卷參照)。

【五六】 無明に相應無明(Samprayuktāvidyā)と不共無明(Āvenikāvidyā)とあり、前者は貪恚等の他の煩惱と相應して起るを云ひ、後者は獨立して起る無明にして、卽ち貪・瞋・癡の隨一として起る癡を指す。尙不共無明の異釋として貪等の本惑と相應せざるものを指すとの一義あり。

【五七】 惡趣とは、地獄・餓鬼・傍生の三惡趣のこと。

【五八】 舊には、今世若後世　所三以墮二惡趣一　無明爲二根本一　亦因二於貪欲一とあり。

有りて壞無ければ、是の界所生の煩惱は無明を除きて有漏と立つ。三靜慮地は、亦、成有り壞有りと雖も而も第四靜慮及び無色界は成有りて壞無きが故に多に從つて說くなり。若し界に成有り壞有り、及び界に成有りて壞無きとに拘らず、界に、有情の住することは無知の力に由る。是の故に三界の無明を無明漏と立つるなり。

有餘は但、有漏を立つるの因のみを釋して、謂く、此に於て住せば彼の有を求むること有るも、若し彼に於て住せば此の有を求むること無し。故に彼の煩惱は無明を除きて有漏と立つるなり。

[四九]譬喩論師は但、二漏のみを立つ。謂く、無明漏と及び有愛漏となり。[五〇]二際緣起の根本なるが故に。謂く、無明は是れ前際緣起の根本にして、有愛は是れ後際緣起の根本なり。問ふ、彼は云何に經の三漏を釋するや。答ふ、彼は有愛に二種有りと說く、謂く、不善なる有り、無記なる有り、有異熟なる有り無異熟なる有り、二果を感ずる有り一果を感ずる有り、無慚無愧と相應する有り無慚無愧と相應せざる有り。諸の不善、有異熟にして、二果を感じ、無慚無愧と相應するものは、欲漏と立つ。此の愛に由るが故に、欲界の餘の煩惱等は無明を除きて亦、欲漏と名く。諸の無記、無異熟にして、一果を感じ、無慚無愧と相應せざるものは、有漏と立つ。此の愛に由るが故に、色・無色界の餘の煩惱は、無明を除きて亦、有漏と名く。問ふ、何が故に、愛に由る、餘の煩惱等を、無明を除きて、欲漏及び有漏と名くるや。答ふ、愛は斷じ難く、破り難く、越へ難くして、過ち重く、過ち多く、過ち盛なるを以て、能く界を別ち、地を別ち、部を別なしむ。愛の勢力に由りて諸の煩惱——乃至廣說愛の過患を生ず。是の故に、愛に由る餘の煩惱等は、二漏の名を得るなり。

[五一]第七節　特に無明漏を獨立する所以並に三漏附帶の雜論

問ふ、何が故に、三界の無明は別に無明漏と立つるや、脇尊者の曰く、「佛は諸法の性・相・勢用を知りて錯謬有ること無し。若し法にして、獨り漏と立つるに堪任するものは、便ち獨り漏と立て、

【四九】特に二漏のみを立つる譬喩師の異說に就て。

【五〇】二際緣起とは十二因緣中之を分つて二となし、無明より受迄を前際といひ、愛(有愛)より老病死迄を後際といふ。(國譯毘曇部七、三四一頁參照)。

【五一】欲漏は無明を除く欲界の一切の煩惱を指し、有漏は無明を除く上二界の一切の煩惱を指すに無明漏は單り三界の無明のみを指すを以て、その理由を論究せんとする段なり。以下諸說を擧げて以つて種々に之を論ずるも、その狙へるところは、それによつて無明そのものの性質を明にせんとするにあり。尙、次に三漏附帶の雜問題として諸經中に顯れたる三漏關係の諸文を解說せり。

爲す。復次に、業は煩惱の勢力の引くに由るが故に但、煩惱は是れ漏なりと說くも、業は非ず。煩惱の盡くるも而も壽の住すること有りとは、亦、煩惱の餘の勢力に由るが故なり。泥團を以て壁に擲げるに乾くと雖も而も墮ちざるが如きものは、應に知るべし此は是れ濕時の餘力なり。復次に、煩惱盡きるが故に而も般涅槃し、業盡きるに由るに非ず。故に業は漏に非ず。諸の阿羅漢は業の積れること山の如くなるに、後蘊、續かずして般涅槃するが故に。

問ふ[四七]、何が故に、欲界の諸の煩惱等は、無明を除きて欲漏と立て、色無色界の諸の煩惱は、無明を除きて有漏と立て、三界の無明を無明漏と立つるや。答ふ、先に是の說を作せり。留住の義、是れ漏の義なりと。欲界の有情の、欲界に住する所以は、彼が、欲に於て期心し、欲に於て憙樂し、欲に於て欽羨し、欲に於て希望し、欲に於て思求し、欲に於て尋訪し、欲に於て耽湎するに由る。是の故に、欲界の煩惱等は無明を除きて欲漏と立つなり。色無色界の有情の、色無色界に住する所以は、彼が有に於て期心し、有に於て憙樂し、有に於て欽羨し、有に於て希望し、有に於て思求し、有に於て尋訪し、有に於て耽湎するに由る。是の故に、色無色界の煩惱は、無明を除きて有漏と立つなり。三界の有情の、欲と有とを期心し、乃至、欲と有とを耽湎して三界に住する所以は、皆、無知の力に由る。是の故に、三界の無明を無明漏と立つるなり。

復次に、欲界の有情は、有を求むと雖も多く欲を求む。是の故に、欲界の煩惱等は無明を除きて欲漏と立つるなり。色・無色界の有情は、全く欲を求めずして但、有のみに於て求む。有るが是の說を作す、「亦、欲を求むと雖も而も多く有を求む」と。是の故に、色・無色界の煩惱は無明を除きて、有漏と立つるなり。三界の有情の、多く欲及び有を求む所以は、無知の力に由る。是の故に三界の無明を無明漏と立つるなり。

復次に、若し[四八]界に成有り壞有らば、是の界所生の煩惱等は無明を除きて欲漏と立て、若し界に成

【四七】三漏別立の根據に就て。 有情が欲界に住するは、欲に著するが故なれば無明を除きて欲界の煩惱を欲漏と名け、上二界に住するは有に著するが故なるをもて、無明を除きて上二界の煩惱を有漏と立つ、而も、三界の有情が欲と有とに著するは無明によるが故なれば、無明漏を別立するなり。尙、上二界の煩惱を合說して唯、有漏となすは共に無記、內門轉にして、定地なるが故なり。（倶舍第二十巻參照）。

【四八】 有部の法相に隨へば、有情・物器二世間に生滅の變化ありて之を成・住・壞・空の四劫に分つ。成劫とは、風の起るより地獄に初めて有情の生ずる迄を云ひ、壞劫とは、地獄の有情が生ぜざるときより始まり外器のすべてが滅する迄を云ふ。壞劫の際、欲界の全と色界の一分（第四禪を除く）とを壞するを界壞（dhātu-saṃvartanī）といふ。（倶舍論第十二巻參照）。

義、是れ漏の義なりとは、人、他の爲めに禁持せらるるが故に隨意に四方に遊適すること能はざるが如く、是くの如く、有情は諸の煩惱の爲めに禁持せらるるが故に、諸界・諸趣・諸生に循環して、自在に涅槃界に趣くことを得ず。魍惑の義、是れ漏の義なりとは、人の、鬼の爲めに魍惑せらるるをもて、說くべからざるを而も說き、作すべからざるを而も作し、思ふべからざるを、而も思ふが如く、是の如く、有情は諸の煩惱の爲めに魍惑せらるるが故に、身語意の三種の惡行を起す。醉亂の義、是れ漏の義なりとは、人、多く根、莖、枝、葉、花、果等の酒を飮まば、卽便、醉亂して、應作と不應作との事を了ぜず。無慚、無愧、顚倒、放逸なるが如く、是の如く有情にして煩惱の酒を飮まば、應作と不應作との事を了ぜず、無慚、無愧、顚倒、放逸す。[四四]聲論者の說く、「阿薩臘縛(āsrava)とは、薩臘縛(srava)は是れ流の義にして、阿(ā)は是れ分齊の義なり。[四五]天雨ふること阿波吒梨(Āpāṭali)、或は財食を施すこと阿旃荼羅(Ācaṇḍāla)と言ふが如く、阿の言は此乃至彼の義を顯す、是くの如く、煩惱は有情乃至有頂に流轉するが故に名けて漏と爲す」と。

[四六]問ふ、若し留住の義、是れ漏の義ならば、諸業にも亦、留住の功能有り。契經に說くが如し、「二因二緣は、諸の有情を留めて久しく生死に住せしむ。謂く、煩惱と業となり」と。煩惱と業とは種子と爲るに由るが故に、生死は斷じ難く、破り難く、滅し難し。人有り、八歲或は十歲の時、煩惱を斷じ盡して阿羅漢を得するに、但、業力に由りて仍ち生死に住すること、或は九十歲、或は百年に至るもの有り。何が故に、唯、煩惱のみを說きて漏となし、業を說かざるや。答ふ、說くべくして說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。復次に、業は不定なるが故なり。謂く、或は有る業は、諸の有情を留めて久しく生死に住せしめ、或は復た有る業は諸の有情をして生死を對治せしむるも、煩惱は爾らざるが故に、獨り漏と名く。復次に、業は煩惱を以て根本と爲すが故なり。謂く、定んで煩惱を斷ぜずして、而も諸の業を捨すること有ること無し。是の故に唯、煩惱のみを說きて漏と

【四四】聲論者とは、文典家のこと。

【四五】天雨ふること阿波吒梨とは、雨が波吒梨(Pāṭaliputra 摩竭陀國の都)に到るまで降るといふ意にして、財食を施すこと阿旃荼羅とは、旃荼羅(Caṇḍāla)の如き四姓以外の賤民に迄布施が及ぶといふ義。尚、原語は、āpāṭaliputram vṛṣṭo devaḥ; ācaṇḍālam dānam. に當るか。

【四六】**煩惱を漏と名け業は然らざる所以**。これによつて煩惱と業との異同を明にせんとしたるなり。

說けり。身語の悪行は、是れ隨煩惱なりと雖も、而も纒に非ざるが故に、此の中、說かざるなり。復た、說者有り「身語の悪行は隨煩惱に非ず」と。問ふ、識身足論を當に云何が通ずべきや。答ふ、識身足論は應に是の說に作るべし、「身語の悪行は是れ不善にして結に非ず、縛に非ず、隨眠に非ず、煩惱に非ず、纒に非ず、乃至廣說」と。而も彼の論に[三九]是れ隨煩惱なりと說くは、身語の悪行は、隨煩惱の爲めに擾惱さるるを以ての故に亦、隨煩惱と名くるなり。問ふ、若し爾らば、彼は亦、結の爲めに繫せられ、乃至、纒の爲めに纒ぜらるるをもて、亦、結と名くべく、乃至、纒と名くべけん。答ふ、理は亦、然るべし、而も說かざるは、知るべし彼は是れ有餘の說なることを。復次に、彼の論は、異聞異說を現さんが爲めなり。異說に由るが故に義は則ち解し易し。復次に、彼の論は、二門二略、二階、二隥、二炬、二明、二文、二影を現さんが爲めなり。斯の門等に由りて、二義倶に通ず。彼の自性は結等に非ざるが故に、結等に非ずと名くるが如く、亦、隨煩惱の自性に非ざるが故に、應に隨煩惱に非ずと名くべく、彼は隨煩惱の爲めに、擾惱さるるが故に、隨煩惱と名くるが如く、亦、結の爲めに繫せられ、乃至、纒の爲めに纒ぜらるるが故に、應に名けて結と爲し、乃至、纒と名くべし。彼は但、二門等を現さんが爲めの故に、各、一說を彰して、二義倶に通ずるなり。是の故に三漏は百八事を以て、其の自性と爲す。

[四〇] 已に自性を說けり。所以を今、當に說くべし。問ふ、何が故に漏と名くるや。漏は是れ何の義なりや。答ふ[四一]留住の義、淹貯の義、流派の義、禁持の義、[四二]魡惑の義、醉亂の義、是れ漏の義なり。留住の義、是れ漏の義なりとは、誰が有情をして、欲界、色・無色界に留住せしむるや。所謂、諸漏なり。淹貯の義、是れ漏の義なりとは、濕器中、種子を淹貯せば、便ち能く芽を生ずるが如く、是の如く、有情にして煩惱器中に業種を淹貯せば、能く後有を生ず。流派の義、是れ漏の義なりとは、泉の水を出し、乳房の乳を出すが如く、是の如く、有情は[四三]六處門より諸漏を流派す。禁持の

が故に除外されることとならんとは評家の意なり。

[三八] 特に身語の悪行と隨煩惱との關係に就て。因みに隨煩惱(upakleśa)とは、根本煩惱に對する派生的第二義の隨眠をいひ、放逸・懈怠・不信・惛沈・掉擧・諂・誑・憍等を指す。

[三九] 大正本には隨眠煩惱とあるも三本及び宮本には隨煩惱とあり、今は後者に隨ふ。

[四〇] 以下漏の意義に就て。

[四一] こは āsrava(漏)が動詞 ā-√sru より來たものと見てそれと形が類似する種々の動詞より(例へば ās(坐す)より留住の義を導き出す)種々の意義を導き出したるものなり、舊には、留住義・浸漬義・流出の義・持義・在內義・醉義・放逸義とあり。

[四二] 大正本には魅惑とあるも三本・宮本には魡惑とあり、今は後者に從ふ、舊の在內義にあたる。

[四三] 六處門とは、六根のこと。

說きて自性と爲す處(こゝはり) 無きが故に」と。

第六節　三漏に就て[三三]

【本論】　三漏有り。謂く、欲漏と有漏と無明漏となり。

[三四]問ふ、此の三漏は何を以て自性と爲すや、答ふ、百八事を以て自性となす。謂く、欲漏は欲界の四十一事を以て自性となす、則ち[三五]貪の五、瞋の五、慢の五、見の十二、疑の四、纏の十なり。有漏は、色・無色界の五十二事を以て自性となす、即ち貪の十、慢の十、見の二十四、疑の八なり。無明漏は三界の十五事を以て自性と爲す、即ち欲・色・無色界の各、五部の無明なり。此れに由りて三漏は、百八事を以て自性となすなり。

[三六]品類足論に說く、「云何が欲漏なりや。謂く、欲界の無明を除く諸餘の結と縛と隨眠と隨煩惱と纏となり。是を欲漏と名く。云何が有漏なりや。謂く、色・無色界の無明を除く諸餘の結と『縛と隨眠と隨煩惱と纏となり。是を有漏と名く。云何が無明漏なりや。謂く、三界の無知、是を無明漏と名く」と。彼の言は理に應ず。[三七]若し是の說を作して、「三界を緣ずる無知、是を無明漏と名く」といはば則ち無漏緣の無明を攝せざるべし。

[三八]問ふ、身語の惡行は、是れ隨煩惱を爲すや、隨煩惱に非ざるや。設し爾らば何の失ありや。若し是れ隨煩惱ならば、此の中に何が故に說かざるや。若し隨煩惱に非ざれば、識身足論は當に云何が通ずべきや。彼に說くが如し、「身語の惡行は、是れ不善にして、結に非ず、縛に非ず、隨眠に非ず是れ隨煩惱にして、纏に非ず。應に棄つべく、應に捨すべく、應に斷ずべく、應に遍知すべきものにして能く後の苦の異熟を生ず」と。有るが是の說を作す「身語の惡行は是れ隨煩惱なり」と。問ふ、若し爾らば此の中、何が故に說かざるや。答ふ、說くべくして、而も說かざるは當に知るべし此の義有餘なることを。復次に、若し法の是れ隨煩惱にして亦、是れ纏なるものは、此の中、之を

爲法は、同類因となることと無ければ有根に非ずとは答なり。

【三三】　本節は三不善根に引き續いて、三漏(欲漏(Kāmāsrava)、有漏(Bhavāsrava)、無明漏(Avidyāsrava))を論究せる段なり。

例によつて先づ三漏の自性を明し、そのついでに識身足論の身語の惡業に關する異說を會釋し、次いで三漏の定義に移り、業と煩惱との異同を究明し、更に轉じて、三漏を別立する理由を明し、その因みに二漏を立つる譬喩師の異說を談ぜり。

【三四】　以下三漏の自性に就て。

【三五】　貪の五、瞋の五、慢の五とは各、欲界の五部にして、見の十二とは、欲界の苦諦下の五、集滅諦下の各の二、道諦下の三。疑の四とは、欲界の四部なり。以下之に順じて知るべし。

【三六】　品類足論第六卷、(大正・二六・頁七一七c)。

【三七】　苟しくも煩惱にして三界繫に非ざるものなきをもて、三界の無知といはば、無知全體を包含する、然るに三界を緣ずる無知といへる場合には、例へば無漏は三界繫に非ざるを以つて、無漏を緣ずる無知は三界を緣ずる無知に非ざる

(二九) 若し貪にして諸の不善心と倶起せば、二根に由るが故に說きて有根と名く。謂く、貪と及び彼と相應する無明となり。若し瞋にして諸の不善心と倶起せば、二根に由るが故に、說きて有根と名く。謂く、瞋と及び彼と相應する無明となり。餘惑にして諸の不善心と倶起するは、一根に由るが故に說きて有根と名く。謂く、唯、無明なり。

(三〇) 問ふ、多處に根を說けり。謂く、有る處には有身見を說きて根と爲し、或は有る處には世尊を說きて根と爲し、或は有る處には欲を說きて根と爲し、或は有る處には不放逸を說きて根と爲し、或は有る處には自性を說きて根と爲す。此の諸の根の名義に何の差別ありや。答ふ、有身見を說きて根と爲すは、諸の見趣に依る。謂く、我と我所とを執するが故に、六十二見趣は生長するなり。世尊を說きて根と爲すとは所說の法に依る。謂く、唯、佛は能く雜染、清淨、繫縛、解脫、流轉、還滅等の諸の妙法門を說くなり。欲を說きて根と爲すとは、善法を集むるに依る。謂く、要ず欲有れば能く諸善を集むるなり。不放逸を說きて根と爲すとは、善法を守るに依る。謂く、不放逸の故に能く諸善を守護す。諸の放逸なる者は、善法有りと雖も、而も復た退壞するなり。(三一)自性を說きて根と爲すとは、自體を捨せざるに依る。謂く、一切法は自性を以て根と爲して自體を失はざるなり。問ふ、若し爾らば、無爲法も亦、應に有根と名くべけん。答ふ、若し此の義に依れば、諸の無爲法をも說きて有根と名くるも亦、過有ること無し。有るが說く、「有る處に自性を說きて根と爲すは、同類因に依るなり。謂く、同類因は後生と未生との自性の類法に與めに同類因と爲るが故に」と。

(三二) 問ふ、苦法智忍と及び苦法智忍と倶起する法とは、應に無根と名くべきや。答ふ、此は同類因無しと雖も、而も他のために同類因と爲る。諸の無爲法は則ち是の如くならず。有るが是の說を作す、「苦法智忍と及び倶起する法とには、同類因無しと雖も、而も相應因、倶有因有るが故に、無根の法と名けず」と。評して曰く、「應に是の說を作すべし、此の中、自體を說きて自性と名く、因を

【二九】 **貪・瞋及び餘惑が諸の不善心と倶起するとき有根と名く所以に就て。**

【三〇】 **諸根の名義の區別に就て。**有身見・世尊・欲・不放逸・自性等を根と說くことあり、今それ等を解說して隱に三不善根との同異關係を論ずる段なり。

【三一】 「自性を說きて根となす」の句の解釋に、自體を捨せざるに依ると、因に依るとの二種あり、中に就て第二の因に依るの說に又、同類因に依るとなす說と相應、倶有因に依るとなす說との二あるも婆沙評家は因を說きて自性となす理なきが故に、因に依るの說を取らずして、自體を捨せざるに依るの說を正義となす、從つて此の立場よりせば無爲法をも有根と名くることを許容せり。

【三二】 若し自性を根と名くるは同類因に依るといはば、苦法智忍及びそれと倶起する生等の四相は無始以來最初に發起するものなれば、それ等に同類因有る筈なきをもて無根ならんとは問者の意。之に對して、同類因無しと雖も前生の苦法智忍は後生の苦法智忍のために同類因となるが故に苦法智忍は有根なりされど無

ざるなり。復次に、若し增上の退の因緣となると說くものならば、不善根と立つるも、餘法は爾らず。苾芻、苾芻尼等にして、若し自から、貪瞋癡の增すことを觀見せば、應に自から諸の善法を退すと了知すべしと說くが如し。復次に、若し佛、煩惱障と爲ると說くものならば、不善根と立つるも、餘法は爾らず。云何が煩惱障と名くるや。謂く、一類有り、貪瞋癡の三、數數現行し增上猛利なるものなりと說くが如し。復次に、若し世尊が彼は塵となるものなりと說くものならば、不善根と立つるも、餘法は爾らず。契經に說くが如し、「塵に三種有り、謂く、貪瞋癡なり、塵と爲ると說くが如く、根栽・垢穢・熱惱・毒箭・火・刺刀・毒・癰病も亦、爾り」と。是の故に、三不善根と立つるなり。

二七 問ふ、三不善根は、云何が現起するや。答ふ、若し心に貪起らば、瞋は則ち起らず、若し心に瞋起らば、貪は則ち起らざるも、此の二心の起るには、決定して癡有り。所以は何ん、貪瞋の行相は更互に相違するも、癡は爾らざるが故なり。貪の行相は歡、瞋の行相は慼にして、無明の行相は倶に相違せざるなり。復次に、貪の現起する時は、身をして增益せしむ、身を攝持するが故に。瞋の現起する時は、身をして損減せしむ、身を毀壞するが故に。癡は此の二に於て倶に相違せず。復次に、貪起らば、身をして柔軟調適ならしめ、所緣を欣樂す、若し前境を愛せば晝夜に之を觀て厭足すること無きが故に。瞋起らば身をして麁澁剛强ならしめ、所緣を憎背す、若し前境を憎めば、乃至、眼を擧げて看ることを欲せざるが故に。癡は二事に於て倶に相違せざるなり。

二八 三不善根は皆、五部に通じ亦、六識に遍ず、所以は何ん。若し不善根にして唯、見所斷のみならば、則ち修所斷の不善は、應に無根にして生ずべく、若し不善根にして唯、修所斷のみならば、則ち、見所斷の不善は應に無根にして生ずべけん。故に、不善根は定んで五部に通ず。若し不善根にして唯、意地にのみ在らば則ち、五識中の不善は應に無根にして生ずべく、若し不善根にして唯、五識にのみ在らば、則ち意地の不善は無根にして生ずべけん。故に不善根は定んで六識に遍ず。

【二七】三不善根現起の相狀に就て。 貪は歡行相にして瞋は慼行相なるを以て相ひ反するが故に同時に起らざるも、此の二の起るには必ず癡あり。

【二八】三不善根の五部に通じ六識に遍ずる所以に就て。

は自から眞實の淨法を有し畢竟淨を得たりと執すと雖も、而も惡趣に墮して下賤の身を受く」と。大德法救(Dharmatrāta)は、彼の經中に於て、諸の煩惱を攝して皆、三品に入る。謂く、貪瞋癡の三品なり。[二四]差別して一を說けば、則ち、彼の品の一切を說く。貪品・瞋品・癡品を說くが如く、是の如く、親品・怨品・[二五]中品、有恩品・有怨品・無二品、適意品・不適意品・非二品も知るべし亦、爾ることを。

[二六]復次に、三不善根に由りて十惡業道を起し、十惡處に墮す。是の故に偏に說くなり。云何が三不善根は十惡業道を起すや。契經に說くが如し、「殺生に三種有り、貪瞋癡の生なり、乃至邪見も知るべし亦、爾ることを」と。施設論も亦、「三不善根は是れ十惡業道生長の因・本なり」と說くなり。云何が彼に由りて、十惡處に墮するや。契經に說くが如し、「殺生業道は、これを若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作せば、能く衆生をして、當に地獄・傍生・鬼界に墮せしむ。廣說乃至、邪見も亦、爾り」と。施設論も亦、殺生業道を說きて、若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作せば、最上品の者は無間地獄(Avici-naraka)に墮し、次いで微劣の者は大炎熱地獄(Pratāpana-n.)に墮し次で微劣の者は炎熱地獄(Tapana-n.)に墮し、次で微劣の者は、大號叫地獄(Mahāraurava-n.)に墮し、次で微劣の者は號叫地獄(Raurava-n.)に墮し、次で微劣の者は衆合地獄(Saṅghāta-n.)に墮し、次で微劣の者は黑繩地獄(Kālasūtra-n.)に墮し、次で微劣の者は、等活地獄(Saṁjīva-n.)に墮し、次で微劣の者は傍生趣(Tiryañcāḥ)に墮し、最微劣の者は餓鬼界(Pretāḥ)に墮す。廣說乃至、邪見も亦、爾りといへり。復次に、若し世尊が內垢と爲ると說くものならば不善根と立つるも餘法は爾らず。契經に說くが如し、「內垢に三有り。謂く、貪瞋癡なり。內垢を說くが如く、內怨と內嫌と內賊とも亦、爾り」と。復次に、若し世尊が、增減有りと說くものならば、不善根と立つるも、餘法は爾らず。契經に說くが如し、「云何が、貪增・瞋增・癡增なりや。云何が貪減・瞋減・癡減なりや」と。餘の煩惱に於ては增減を說かず、是の故に立てて不善根と爲さ

【二四】 一切の煩惱を貪・瞋・癡の三部類に分ち、中に於て貪といはば貪の部類に屬する全體を指すとの意、瞋・癡の場合も又同じ。

【二五】 中品とは、茲では、不親不怨品の義。

【二六】 **三不善根と十惡業道及び十惡處との關係。**

相ひ助くるが故に立てて根と爲す。契經に說くが如し、「貪は能く瞋を起し、瞋は能く貪を起す、無明は二を助け、應に知るべし亦、貪瞋よりも起ることを」と。復次に、此は三受に於て、多く隨增(anuśerate)するが故に不善根と立つるも、餘法は爾らず。樂受に於て貪、隨增し、苦受に於て瞋、隨增し、不苦不樂受に於て癡、隨增すと說けるが如し。問ふ、一一の受に於て一切、隨增するに、何が故に此の中、是の如き說を作すや。答ふ、多分に從ふが故に、是の如き說を作すなり。謂く、樂受に於ては貪、多く隨增し、苦受に於ては瞋、多く隨增し、不苦不樂受に於ては癡、多く隨增す。復次に、貪は樂受に依りて起り、樂受を以て根本と爲し、多くの惡行を造りて、多くの苦果を引く。瞋は苦受に依りて起り、苦受を以て根本と爲し、多くの惡行を造りて、多くの苦果を引く。癡は不苦不樂受に依りて起り、不苦不樂を以て根本と爲し、多くの惡行を造りて、多くの苦果を引く、故に是の說を作すなり。復次に、此の三は佛、是れ違順なりと說くが故に、不善根と立つるも、餘法は爾らず。謂く、契經に說く、「諸の有情類は違順力に由るが故に、多く鬪諍を興す。諸天衆の、阿素洛(Asura)と違順力に由りて數(しばしば)、鬪諍を起すが如く、[二二]亦、邏摩(Rāma)・邏伐拏(Rāvaṇa)等の、私多(Sītā)等の爲めに諸の鬪諍を起すが如し。斯に因りて無量の有情を殺害す」と。當に知るべし皆、是れ違順力に由るなり。違とは瞋を謂ひ、貪を名けて順と爲す。問ふ、此の中、何が故に癡を說かざるや。答ふ、癡は卽ち此の二分中に攝せられて在り、已に違順を說けば、則ち已に癡を說けばなり。若し諸の有情にして愚癡ならざるものは、天の妙境の爲めにすら尙、惡を造らず、況んや人間及び惡趣の境の爲めに、鬪諍を興して諸の惡業を造り、斯に因りて流轉して苦を受くること窮無きことあらんや。復次に、略して煩惱の梯・隥・門を現ずるが故に、不善根は唯、三種有りと說くなり。謂く、諸の煩惱は三品の所攝にして、貪品と瞋品と癡品とを三と爲す。[二三]契經に說くが如し「佛、梵志に告ぐ、若し諸の有情にして、二十一煩惱の爲めに心を染するもの

【二二】こはラーマーヤナ(Rāmāyaṇa)中の物語にして、詳しくは四十六卷の註十一を見よ。

【二三】契經とは、中阿含卷第二十三、水淨梵志經(大正・一・頁五七五)參照。二十一煩惱(心穢)とは、邪見・非法欲・惡貪・邪法・貪・恚、睡眠・調悔・疑惑・瞋纏・不語結・慳・嫉・欺誑・諛諂・無慚・無愧・慢・大慢・慢傲・放逸をいふ。

を斷ずる所以は、知るべし皆、貪瞋癡の力に由ることを。是の故に但、貪等をのみ立てて根と爲す。謂く、不善根は善法を摧伏して、勢力無く羸劣衰損せしめ、然る後、邪見は能く善根を斷ずるなり。復次に、先に五義を具するものを說きて、不善根を立つるも邪見は爾らず。謂く、唯、四部にして意識相應なり。是れ隨眠の性なりと雖も而も麁惡の身語業を發すること能はず。見所斷の心は身語業に於て、近の[一七]因等起、刹那等起に非ざるが故なり。斷善の時、强加行と爲るに非ず。是の故に邪見は不善根に非ず。

[一八]前五義に由りて、總じて諸の餘の不善の五蘊を簡べり。謂く、不善の色蘊には五義皆無く、不善の受想識蘊と及び隨眠に非ざる纏と垢と相應する行蘊は、五部に通じ、六識に遍じ、能く麁惡の身語業を發すと雖も、而も餘の二義を闕ぎ、不善の不相應行蘊は五部に通ずと雖も而も餘の四義を闕き、慢は五部に通じ、是れ隨眠の性にして能く麁惡の身語業を發すと雖も而も餘の二義を闕き、十纏中、惛沈・掉擧・無慚・無愧は五部に通じ、六識に遍じ、能く麁惡の身語業を發すと雖も而も餘の二義を闕き、睡眠は五部に通ずと雖も而も餘の四義を闕き、忿・覆・惡作・嫉・慳は亦、能く麁惡の身語業を發すと雖も而も餘の四義を闕き、諂・誑・憍・害・恨・惱は是れ煩惱の等流の故に、煩惱の垢と名け、亦、能く麁惡の身語業を發すと雖も而も餘の四義を闕き。故に皆、立てて不善根と爲さざるなり。

[一九]復次に、貪瞋癡の三は是れ業增上の根本の[二〇]集なるが故に、不善根と立つ。契經に說くが如し、[二一]「迦邏摩よ、當に知るべし貪瞋癡の三は是れ業の根本の集なることを」と。知るべし此の經は增上に依りて說くことを。餘は增上に非ざるが故に根と立てず。復次に、貪瞋癡の三、盡くるが故に業も盡く。故に立てて根と爲す。契經に說くが如し、「貪瞋癡、盡るが故に諸業も亦、隨つて盡く」と。此の經は亦、增上の義に依つて說くなり。復次に、貪瞋癡の三は展轉して相ひ引き、展轉して

【一七】因等起とは、引起の原因を指し、刹那等起とは、その原因と同時に轉ずるをいふ。

【一八】**特に不善根の五條件と不善の五蘊との關係。**

【一九】**特に貪・瞋・癡を不善根と立つ　理由に就て。**此の三は業の根本原因にして且つ、業を盡きざらしめ、又三は展轉相引くを以ってなり。

【二〇】集(Samudya)とは、原因の義。

【二一】迦邏摩(kālaka)は、舊に迦藍摩とあり。

くるが故に、等起とは能く發生するが故に、能作とは能く長養するが故に、主とは能く攝受するが故に、本とは能く依と爲るが故なり。[一一]復次に、此の三法は五義を具するを以ての故に、不善根と立つるも、餘法は爾らず。謂く、此の三法は五部に通じ、六識に遍じ、是れ隨眠の性にして、能く麁惡の身語業を發し、斷善根の時は、強加行と爲るなり。五部に通ずとは、謂く、見苦乃至修所斷に通じ、此は[一二]五見と及び疑とを簡ぶ。六識に遍ずとは、謂く、眼識乃至意識相應にして、此は[一三]慢を簡ぶ。是れ隨眠の性とは、謂く、貪不善根は是れ欲貪隨眠の性、瞋不善根は是れ瞋恚隨眠の性、癡不善根は是れ無明隨眠の性にして、此は[一四]諸纏と煩惱垢等とを簡ぶ。能く麁惡の身語業を發すとは、契經に說くが如し「貪瞋癡は一切麁惡の身語意業を生ず」と。斷善根の時、強加行と爲るとは、施設論に說くが如し、「諸の斷善根は云何にして斷じ、云何なる相を以て斷ずるや。謂く一有るが如し、是れ極めて猛利なる貪瞋癡の類は能く善根を斷ず乃至廣說」と。[一五]此の二は倶に不善根の義を釋す。

[一六]問ふ、增上の邪見は能く善根を斷ずるに何が故に不善根と立てざるや。答ふ、斷善の加行と及び正斷の時、此の三は皆、勝るが故に立てて根と爲すも、邪見は唯、斷善の時に於て勝るも加行位には非るが故に根と立てず、謂く、諸の內外染淨の事業は、加行時には難くして究竟時には易し。諸の菩薩の、老病死の世間を逼惱せるを見て、救濟せんが爲めの故に、初めに無上正等覺心を發し、此の心に由るが故に、三無數劫、百千の難行苦行を修習して、留礙有ること無く、常に退轉せざるが如し。初めの菩提心は甚だ得難きと爲すも、後の盡智無生智の時に修する所の未來の三界の善法は非ず。是の故に邪見は不善根に非ず。復次に、斷善根の時、此の三は轉と爲り亦、隨轉と爲るが故に立てて根と爲すも、邪見は轉に非ず亦、隨轉にも非ざるが故に根と立てず。有るが是の說を作す、「斷善根の時、貪と瞋とは但、轉と爲り、癡は亦、隨轉と爲るが故に立てて根と爲すも、邪見は但、隨轉と爲りて轉に非ず、究竟時に易きが故に根と立てず」と。復次に、邪見の、能く善根

【一一】**不善根たるの五條件。**

【一二】五見と疑とは、修所斷に非ざるをもて五部に通ぜざるが故なり。

【一三】慢は純精神的作用なれば、感覺的認識に關係する前五識に依るべき理由なく、從つて唯意地相應なればなり。

【一四】諸纏とは、無慚・無愧・嫉・慳・悔・眠・掉擧・惛沈・忿・覆の十種をいふ。中に就て、無慚・慳・掉擧は貪の等流、無愧・眠・惛沈は無明の等流、嫉・忿は瞋の等流、悔は疑の等流にして覆は貪或は無明の等流なり。煩惱垢とは、惱・害・恨・諂・誑・憍の六種にして、誑・憍は貪の等流、害・恨は瞋の、惱は見取の、諂は諸見の等流なり。故に纏と垢とは根本隨眠より派生したるものなれば隨眠の性に非ずとなり。

【一五】此の二とは、麁惡の身語意業を生ずると、斷善根の強加行との二なり。

【一六】**特に邪見を不善根と立てざる理由に就て。**

善法に於て、本と爲り、能植と爲り、轉と爲り、隨轉と爲り、能く攝益するの義、是れ不善根の義なり」と。

[六] 問ふ、若し不善の因の義、是れ不善根の義ならば、前生の[七]不善の五蘊は、後生と未生との不善の五蘊の與めに因と爲り、前生の[八]十不善業道は、後生と未生との十不善業道の與めに因と爲り、前生の[九]不善の三十四隨眠は、後生と未生との不善の三十四隨眠の與めに、因と爲る。是の如き等の不善法は、皆、應に不善根と立つべきに、何が故に但、三不善根のみを說くや。尊者世友は、是の如き說を作す、「此は是れ世尊の、所化者の宜しく法を聞くべきを觀ずるが故にして、有餘の略說なり」と。脇(Pārśva)尊者の言く、「佛は、諸法の性・相・勢用を知るも、餘は知ること能はず、若し法にして、應に不善根と立つべきものは、則便ち、之を立つるが故に、責むべからず」と。尊者妙音(Ghoṣa)は、是の如き說を作す、「大師は、此の貪・瞋・癡の三は諸の不善に於て因と爲りて、勢用偏に重く偏に近しと知るが故に、立てて根と爲す」と。復次に、不善法中、此の三は最も勝れ、名義勝るが故に、偏に立てて根と爲す。復次に、不善法中、此の三は斷じ難く、破り難く、越へ難きが故に、偏に根と立つるなり。復次に、不善法中、此の三は過重く、過多く、過盛なるが故に、偏に根と立つ。復次に、此の三は近く[一〇]三種の善根を障へ、是れ三善根の增上の怨敵なるをもて是の故に偏に立てて不善根と爲す。復次に、欲染を離るる時、此の三は極めて留難障礙と作ること、獄を守る卒の如し。是の故に偏に立てて不善根と爲す。復次に、諸の不善法は此を上首と爲すこと、猶、猛將の軍前に在りて行くが如く、此の勢力に由りて諸の餘の不善は皆、生長することを得るが故に偏に根と立つ。復次に、諸の不善法は此の三を因と爲し、根と爲し、導と爲し、集と爲し、緣と爲し、等起と爲し、能作と爲し、主と爲し、本と爲すが故に立てて根と爲す。因とは種の如きが故に、根とは堅牢の故に、導とは能く引くが故に、集とは能く生ずるが故に、緣とは能く助

【六】 以下不善根を三に限る所以に就て。

【七】 不善の五蘊とは、斷善根者の五蘊の如きものをいふ。

【八】 十不善業道とは、殺生(Prāṇātipāta)、偸盜(Adattādāna)、邪淫(Kāmamithyācāra)、兩舌(Paiśunya)、妄語(Mṛṣā-vāda)、惡口(Pāruṣya)、綺語(Saṃbhinnapralāpa)、貪欲(Abhidhyā)、瞋恚(Vyāpāda)、邪見(Mithyā-dṛṣṭi)の身口意の三業の十種を指す。

【九】 不善の三十四隨眠とは、欲界の三十六隨眠中の身邊二見を除ける三十四隨眠を指す。(婆沙論五十卷參照)。

【一〇】 三種の善根とは、順福分(Puṇyabhāgīyaṃ kuśalam)、順解脫分(Mokṣabhāgīyaṃ k.)、順決擇分(Nirvedhabhāgīyaṃ k.)の三にして、詳しくは、國譯毘曇部七、第一章第三十五節を參照せよ。

卷の第四十七（第二編　結蘊）

（結蘊第二中不善納息第一之二　舊譯第二十五——二十六卷）

[一]第五節　三不善根に就て

【本論】三不善根有り、謂く、貪不善根と瞋不善根と癡不善根となり。

[二]問ふ、此の三不善根は何を以て自性と爲すや。答ふ、十五事を以て自性と爲す。謂く、貪と瞋との不善根は、各、欲界の五部にして、十事と爲り、癡不善根は、欲界の四部と及び見苦所斷の一分とにして、五事と爲る。謂く、欲界繫の見集・滅・道と、修との所斷の癡は、全く是れ不善なるをもて、不善根と立つ。見苦所斷の癡に十種有り。卽ち五見と疑と貪と瞋と慢と倶なる無明と、不共無明を以て第十と爲す。中に於て八種は是れ不善なるが故に不善根と立て、[三]身邊二見と相應する無明は、是れ無記なるが故に不善根に非ず。

問ふ、根は是れ因の義にして、身邊二見と相應する無明は、既に是れ一切不善法の因なるに、何が故に、不善根と立てざるや。答ふ、若し法體の、是れ不善にして、能く一切不善法の因と爲るものは、不善根と立つるも、身邊二見と相應する無明は、是れ一切不善法の因なりと雖も、體は是れ無記なるが故に、不善根に非ず。此れに由りて、三不善根は十五事を以て、自性と爲すなり。

[四]已に自性を說けるをもて、所以を今、當に說くべし。

問ふ、何が故に、不善根と名け、不善根とは是れ何の義なりや。答ふ、諸の不善法に於て、能く生じ・能く養ひ・能く增し・能く益し・能く攝し・能く持し・能く滋長するの義是れ不善根の義なり。尊者世友（Vasumitra）は、是の如き說を作す、「諸の不善法に於て、因と爲り、種子と爲り、轉と爲り、隨轉と爲り、等起と爲り、攝益と爲るの義、是れ不善根の義なり」と。[五]大德、說きて曰く、「諸の不

【一】前卷に三結を說きたるをもつて次に三不善根を明にせんとしたる段なり。三不善根は、あらゆる煩惱の根本原因たると同時に又、そをして斷盡せざらしむるものなり、以下（一）三不善根の自性、（二）意義、（三）三に限定する所以、（四）不善根の五條件、（五）邪見を不善根となさざる理由、（六）不善根の五條件と不善の五蘊との關係、（七）特に貪・瞋・癡を不善根と立つる所以、（八）十惡業道と十惡處と不善根との關係等を論究せり。

【二】**三不善根の自性に就て。**

【三】身見と相應する無明が無記なりとは、例へば我を執し常を執するものが、その我に未來人天の樂あれかしとて現在に布施し戒を勤修するもそは施戒と相違せざるが故なり。邊見の中、斷見とと相應する無明の無記なるは、我我所を未來世に於て畢竟して生ぜずと執するが故にして、消極的なりと雖もそは涅槃に順ずるが故に不善に非ざればなり。尙、此の二を無記とする理由に就ては、婆沙論五十卷、三性分別の處に種々の說あり往いて見るべし。

【四】**不善根の意義に就て。**

【五】大德とは、舊に佛陀提婆(Buddhadeva)とあり。

く」の說明。
【七八】盡智(Kṣaya-jñāna)とは、無學位に正しく我れ已に苦を知り、集を斷じ、滅を證し、道を修すと知る智慧を云ひ、無生智(Anutpāda-jñāna)とは、正しく自から我れ已に苦を知る更に知るべからず乃至道を修す更に修すべからずと證知する智慧を指す。卽ち、四諦に對する自覺の謂なり。
【七九】本節の目標は前節に預流果の命名等を論じたるに引き續いて、預流果の特色たる極七反有に就いて究明せんとするにあり。
【八〇】中有(antarābhava)とは、死有(死の刹那)と生有(生の刹那)との中間の五蘊をいふ。
【八一】餘經とは、雜阿含卷第十五(大正・二・No. 379)を指す。
【八二】三轉十二行相(Tri-parivartaṃ dvādaśākāram)とは、此は苦聖諦なり(見道)、此は應に徧知すべし(修道)、此は已に徧知せり(無學道)と、是を三轉と名け是の如く一一に轉ずるとき別々に眼(cakṣus)、智(Jñāna)、明(Vidyā)、覺(Buddhi)を發生するを十二行相といふ。
【八三】七處善(Sapta-sthāna-kauśala)とは、苦・集・滅・道・愛味・過患・出離の七見地より五蘊を觀ずるをいひ、三義觀とは、蘊・處・界を觀察思惟するをいふ。
【八四】二法とは、根と境と合して十二處あれど略して、相對する二法に對して二法といひしなり。
【八五】**七有を增滅せざる理由に就て。**
【八六】增上忍位に至れば、趣と生と處と身と有と惑との中に於て少分の不生法を得す、中に就て有とは欲界の第八等の有にして第七有には必ず般涅槃して第八有を受けざることを示す。又、色界の十六と無色の四とに一生をつづ受くることあるが故に、之を茲で色・無色處別の一生といふ、之れ卽ち、上流般涅槃の場合をいへるなり。
【八七】六欲天とは、四大王衆天・忉利天・夜摩天・都史陀天・樂變化天・他化自在天の六天をいふ。
【八八】欲界九品の修惑は七生を潤す力あり、本註二十九を照見せよ。
【八九】七覺支とは、(一)擇法、(二)精進、(三)喜、(四)輕安、(五)念、(六)定、(七)行捨の七をいふ。
【九〇】七依定とは、四根本下三無色をいふ。
【九一】七種の聖道とは、(一)四念住、(二)四正斷、(三)四神足、(四)五根、(五)五力、(六)七覺支、(七)八聖道の所謂三十七菩提分法のこと。
【九二】**人・天受生の種々の場合。**
こは經文の「七たび天上に生れ七たび人中に生る」の解釋なり。
【九三】圓滿なる預流とは、七返有にして入涅槃するものなり。
【九四】**七生を滿ずるは人處か天處か。**
此の生に於て預流を得せし場合此の生を七有中に數へるや否やによつて二說を生ずるも婆沙評家は、施設論の說を引用して此の生を七有中に數へざる說を正當と判ぜり。
【九五】かくのごとくんばとは、初說の此の生を七有中に入る數へ方によればといふ義。
【九六】**七有の中間に於ける聖道の起不起に就て。**
【九七】**無佛の世に於ける羅漢果の獲得に就て。**
【九八】餘の法服とは外道の法服をいふ。
【九九】以下經文の「流轉往來」の解釋。
【一〇〇】**苦の邊際は苦中に在りや苦外に在りや。**
苦中に在りと見るものは、此の生は苦中に在るを以てその點よりせば苦の邊際とは云はれざるも、此の生を限りとして、後に苦の相續すること無き點よりして此の生を苦の邊際と名くるなり。次に苦の外に在りと見るものは、苦の邊際を苦滅の當體卽ち涅槃と解するものなり、而して若し、後者の立場よりせば「苦の邊際を作す」の作の言は穩當ならず、何となれば涅槃を所作と見らるる恐れあるが故なり然るに婆沙は之を證すの義と解し、俱舍は之を、涅槃の得を障ふる煩惱を除くの義と解す。(俱舍二十三)。尙、此は經文の「苦の邊際をなす」の解釋なり。

や、苦の外に在りと爲すや。若し苦中に在らば、邊際に非らざるべし。若し苦の外に在らば、世間の現喩を云何が通ずべきや。世の金譬の初中後際の是れ金に非ざること無きが如く、苦の邊際も亦是れ苦なるべし。有るが是の說を作す、「苦の邊際とは、謂く、苦中に在り。卽ち、阿羅漢の最後の諸蘊の體は、是れ苦なりと雖も、後の苦の因に非ず、後の苦を生ぜず、後の苦は續かざるをもて、苦の邊際と名く」と。有餘師の說く、「苦の邊際とは、謂く、苦の外に在り、卽ち是れ涅槃にして、永く苦を出ずるが故に、苦の邊際と名く。世間の現喩は必ずしも通ずることを須ひず。三藏の攝に非ざれば、釋することを須ひざるが故に。世法と聖法とは、理、各、別なるが故なり」と。

かいふが如き何等かの特色なり効果なりの顯現せるものなれば預流と名くるも第八聖者はたとひ見道に入りて苦法智忍等を起すといへども、それは極めて表面的には知り難きものなるが故に外形的には何等の特色もなきが故に預流と名けずとなり。

【六四】第八聖者は已に聖者なれば、正性離生に入れるを以つて、見道十五刹那中には死生し得べき容なしとなり。

【六五】以下初得果の故に預流と名くる說。

初得果の故に預流と名くとせば六品、或は九品を斷じて道類智を得たるもの迄も含むこととなるを以つて此れを簡別せざるべからず。以下此の爲めに種々の規定を設定せり。

【六六】初めて得果して後、勝進道を起して、修惑の一品・二品と漸次に斷じ行くものにして、七品より斷じ始めるもの（一來）、或は初禪の一品乃至有頂の八品等より斷じ始めるもの（不還）に非ざるを預流と名くとなり。

【六七】得果するには必ず見惑を斷ぜざるべからず、故に得果以前に修惑を斷ぜるものなれば、見惑を斷ずるとき初めて解脫を證し初めて得度するものに非ず。故に初めて解脫を證し初めて得度し初果に住すとは、未だ修惑を斷ぜずして得果せしものなるを以て之れ預流なりとなり。

【六八】世俗道とは、有漏の六行觀をいひ、下地を緣じては麁・苦・障と觀じ、上地を緣じては靜・妙・離と觀ずるなり。

【六九】四雙八隻の補特伽羅とは、四向四果の聖者をいふ。

【七〇】一來果は、無漏道を起すときは必ず未至地に依るが故に地定まる、而も今は初得果の一來果なるが故に有漏道によりて欲の修惑の六品を斷じ無漏道によりて道類智位に達せるをもて之を道定まらずといふ、不還果は欲の九品を斷ぜるを以て、未至・中間・四根本の六地により無漏道を起し得るが故に地定まらず、道の不定なることは前の一來果の如し。阿羅漢果は、有頂の第九品の惑を斷ずるは必ず無間道（金剛喩定）によるを以つて道定まる、而もそは、未至・中間・四根本・下三無色の九地によりて起すが故に地は不定なり、預流果は、未離欲染の故に必ず未至地により、見惑は唯無漏道斷のみなれば地と道と倶に定まることとなり。

【七一】預流果を成就するが故に預流と名くる說。

【七二】預流果の定義に就て。

【七三】預流のみ不墮法と名くる所以に就て。

【七四】以下經文の「定んで」の解釋。

【七五】正性定聚（samyaktva-niyatarāśi）とは、三聚の一にして學無學法をいふ。一切の煩惱を皆、餘すこと無く斷ぜるを正性と名け、定とは、聖をいひ、已に無漏道の生ずるによりて諸の惡法を遠ざけるが故に聖と名け、畢竟して離繫得を獲得し、定んで煩惱を盡すが故に正定と名くるなり。

【七六】預流は如何に遲くとも七反生には必ず涅槃に入ることを得るが故に定といふ、已に有の因緣滅して般涅槃の因緣有るが故なり。

【七七】以下經文の「菩提に趣

此の生を七有の數に入ると說く」と。彼は、是の說を作す、「若し人中にて、果を得せば、則ち天上にて、七を滿して般涅槃し、若し天上にて、果を得せば、則ち人中にて七を滿して般涅槃す」と。有るが是の說を作す、「若し此の生に依りて、預流果を得せば、此の生は、七有の數に入ると說かず」と。彼れは、是の說を作す、「若し人中にて、得果せば、還、人中にて、七を滿して般涅槃し、若し天上にて得果せば、還、天上にて七を滿して、般涅槃す」と。評して曰く、此の中、初說は、理に非ずと知るべし。得果生中の有は、全く是れ異生の攝なるを以つての故に。[95]是の則、預流は、唯、二十七有を受くと說くべけん。而も、施設論に、預流者は、二十八有、流轉し往來して、苦の邊際を作すと說くが故に、初めて、得果する生は、七有の數に入ると說くべからず。

[96]問ふ、七有を受くる者は、前の六生中、聖道を起すや不や。有るが說く、「起さず、若し起すべきならば、般涅槃すべきなり」と。有るが說く、「亦、起すも業力が持するが故に、般涅槃せず」と。

[97]問ふ、若し七有に滿つるとき、佛の世に出ずること無くんば、彼は在家にして、阿羅漢を得するや。有るが說く、「得せず、彼は、要ず出家し、[98]餘の法服を受けて、阿羅漢を得す」と。有るが說く、「彼は、在家にて、阿羅漢を得し已りて、後に必ず出家し餘の法服を受く」と。如是說者はいふ「彼は、法爾に、佛弟子の相を成じて、乃ち、極果を得するなり。五百仙人の如し、伊師迦（Iṣika）山中に在りて、修道せしことには本と是れ聲聞なりき。無佛の世に出でしも、獼猴は爲めに佛弟子の相を現ぜしかば彼れ等は皆、之れを學びて、獨覺の果を證せり。無學は、外道の相を受けざるが故なり」と。

[99]流轉し往來すとは、天上の壽盡きなば、人中に來生し、人中の壽盡きなば天上に往生すること、富貴者の、林苑に遊觀するが如し。流とは、中有を謂ひ、轉とは本有を謂ふ。

[100]苦の邊際を作すとは、是れ苦の邊際を證する義なり。問ふ、此の苦の邊際は、苦中に有りと爲す

の四法智と、苦・集・滅・道の四と類智との八をいひ、十六行相とは、苦諦下の非常（anitya）、苦（duḥkha）、空（śūnyatā）、非我（anātmaka）、集諦下の因（hetu）、集（samudaya）、生（prabhava）、緣（pratyaya）、滅諦下の滅（nirodha）、靜（śānta）、妙（paṇita）、離（niḥsaraṇa）、道諦下の道（mārga）、如（nyāya）、行（pratipad）、出（nairyāṇika）の十六をいふ。此等は道類智位に至らざれば一時に修すること無きを以つて道類智位に達せざる第八聖者には無しとなり。因みに此等を漸時に修することは四善根位等にあり。

【六〇】無事の煩惱とは所緣事卽ち對象の無き煩惱といふ意味にして顚倒の煩惱を指し、その自體は身・邊・見取の三見に隨ふを以つて一切の顚倒の煩惱の滅は道類智位なり。

【六一】忍所斷の惑とは、八十八使の見惑にして之れ忍の所害なればなり。

【六二】見の邪性とは、舊に邪見とあり、こは廣くいへば顚倒の妄見なるを以つて四諦に通ずる惑なり。

【六三】初めて得道して、而かもその上に一切の見惑を斷じたとか、或は果位に住したと

りて、還つて果を得せず、現觀に入り已りて、還つて現觀せず、聖者と成り已りて、還つて異生と作るべけん。斯の過有ること勿れの故に、唯、七有なり。復次に、若し八有を受けば、便ち三世の殑伽沙を過ぐる應正等覺の法と毘奈耶とを越ゆるをもて、則ち如來に於て、內眷屬に非らず。七族に過ぐるを、名けて親類と爲さざるが如し。復次に、[八六]增上忍の時、已に欲界の人天の七生と、色・無色界處別の一生とを除く、諸餘の生に於て、非擇滅を得するをもて、若し法の、已に非擇滅を得せば、必ず現前せざるが故に、唯、七有のみなり。復次に、彼は、欲界の上下の七處に於て、受生の義有り。七處とは、人及び[八七]六欲天を謂ひ、中に於て、人天の相間に、往來するが故に、七有を受く。復次に、[八八]欲界九品の煩惱の勢力に差別有るが故に、彼は七有を受く。復次に、彼は、七有に於て、[八九]七覺支を修して、圓滿することを得るが故に、唯、七有を受く。復次に、彼は、七有に於て、

[九〇]七依の定と、[九一]七種の聖道とを修して圓滿することを得るが故に唯、七有を受く。復次に、彼は、七有に於いて、七隨眠の能對治道を修して、圓滿することを得るが故に、唯、七有を受けて、增さず、減ぜざるなり。[九二]七たび天上に生れ、七たび人中に生るとは、此は、[九三]圓滿なる預流に依りて說くが故なり。人天の有等に七生を受くるも、然かも、預流の、人と天との生に別有り。謂く、或は天は七にして、人は六、或は人は七にして、天は六、或は天は六にして、人は五、或は人は六にして、天は五、或は天は五にして、人は四、或は人は五にして、天は四、或は天は四にして、人は三、或は人は四にして天は三、或は天は三にして人は二、或は人は三にして天は二、或は天は二にして人は一、或は人は二にして天は一なり。此の中、且らく、極めて多生なるものを說くが故に、預流の人と天とに各七ありと說く。

[九四]問ふ、圓滿なる預流は、何處にて七を滿ずるや。天上に在りてと爲すや。人中に在りて、第七有を受けて般涅槃すと爲すや。此の中、有るが說く、「若し此の生に依りて、預流果を得せば、即ち、

---

rin)、隨法行(dharmānusārin)とは、見道位中、根の利鈍によりて分ちたる二種の聖者にして、之に修惑の具と斷との異によりて三向の區別あり具縛と。欲の一品乃至五品を斷じて此の位に至るものを預流向といひ、六品或は七・八品を斷じて此の位に至るものを一來向といひ、欲の九品を離れ、或は初定の一品乃至無所有處の染を離れしものを、不還向と名く。然るに四向四果中阿羅漢果より逆算すれば、預流向は第八に當るを以つて、第八の聖者といふ。

【五七】倍離欲染とは、欲界修惑の六品を斷ずるをいひ、全離欲染とは、九品を全斷するをいふ。

【五八】**初得道の故に預流と名くる說**　此の立場よりすれば、第八の聖者を簡別せざるべからざるにより、その簡別の規準として、(一)緣道智を得せず、(二)修道の果道所攝に非ず、(三)三緣を具せず、(四)五緣を具せず、(五)一切の見所斷の惑を斷ぜず、(六)相と施設の共に談論すべきなし、(七)死生し得べからずの七理由を數へて預流果と第八聖者とを區別せり。

【五九】八智とは、苦・集・滅・道

――若し此は、唯、本有に依りて說くとせば、十四有なりと言ふべし、天上人中各七有なるが故に。若し本有と中有とに依りて說くとせば、則ち二十八有なり、天と人とに各、十四有有るが故に。七の本有及び七の〔八〇〕中有をいふ――。何故に、但、極は、七有なりと說くや。答ふ、七葉樹の如く、七を過ぎざるが故に、極は七有なりと說くなり。謂く、天と人とに、本有と中有と各、七有るが故なり。〔八一〕餘經に「佛の轉法輪の四諦に〔八二〕三轉十二行相あり」と說くが如きは、唯、三轉十二行相のみに非らずして、十二轉四十八行相なりと說くべし。謂く、四諦に於て、各三轉十二行相有ればなり。然るに、一一の諦には、各、三轉十二行相有りて、三轉十二行相に過ぎざるが故に、此の言を說くなり。餘經に亦、〔八三〕「七處善及び三義觀を有せば、速かに、聖法毘奈耶中に於て、能く諸の漏を盡す」と說くも、但、七處善のみ有りと說くべからずして、彼は、三十五處善、或は無量處善有りと說くべきに、七を過ぎざるが故に、是の如き說を作すなり。謂く、五蘊に於て、或は餘の法に於て、一一に各七處善有るが故に。此れも亦、是の如し。又、餘經に「苾芻よ、我は、今、〔八四〕二法を說くべし、二とは眼と色と乃至、意と法とを謂ふ」と說くも、彼は、二と言ふべからずして、十二有りと說くべきに、二を過ぎざるが故に、二法の言を說く。此れも亦、是の如きなり。

〔八五〕問ふ、何ぞ、預流は、唯、七有のみを經て、流轉し往來して、增さず減せざるや。脇尊者の曰く、「若しくは增し、若しくは減ずるも、亦、俱に疑を生ぜん。唯、七有を受くとのみいふは、法相に違はざるが故に、責むべからず」と。復次に、彼の異熟因は、但、爾所の異熟果を感ずる勢力の在る有るが故なり。復次に、彼の業力の故に、能く七有を受け、聖道力の故に、第八に至らざることは、七步毒蛇の爲めに、螫さるるが如し。大種力の故に、能く七步を行(あゆ)むも、毒の勢力の故に第八に至らず。復次に、若し八有を受けば、彼の第八生には、聖道無かるべし。聖道は、法爾に欲界の第八身に依らざるが故に。彼の第八生に、若し聖道無ければ、諦を見已りて、還つて諦を見ず、聖果を得し已

三修とは、修戒・修定・修慧の三修にして、諸の善戒・善定・善慧に親近し絕えず勤修するを云ひ、三清淨とは、身・語・意の三清淨にして三妙行のこと。

【五四】本節は、預流果(srota-āpanna)命名の三說――(一)初めて無漏道を得するが故に預流果と名く、(二)初めて得果するが故に預流果と名く、(三)或は得道にも得果にも非ずして預流果を得するが故に預流と名く――を揭げて、預流命名の所以を論究し、併せて、預流と預流向・一來・不還との相違を明にせる段なり。

【五五】問の意は、若し初めて無漏道を得するを名けて預流となすとせば、見道の初念より初めて無漏の聖道を得るが故に、第八の預流向の位に名くべく、若し又初めて得果するが故に名くとせば、欲界の修惑の六品を斷じて道類智の位に一來果を得せしものも、又九品を全斷して道類智の位に至るとき初めて不還果を得するものも、共に初めて得果するが故に、預流と名くべし。故にその何れにも過失あるを以つて果してその何れによりて預流と名くべきやといふにあり。

【五六】隨信行(śraddhānusāri-

謂ふ。彼は聖道に入るが故に、預流と名くるなり。問ふ、一來と不還と及び阿羅漢とも亦、聖道に入るをもて、預流と名くべきや。答ふ、若し此の義に依らば亦、彼れを遮せざるも、然かも預流果は、初めなるが故に名を受け、餘は別德に依りて更に異稱を立つるなり。

[73]問ふ、一來と不還と阿羅漢とは、亦、不墮法を得するに、何故に、唯、預流果のみを、不墮法を得すと說くや。答ふ、亦、餘をも說くべくして說かざるは、應に知るべし、此の經は是れ有餘の說なることを。復次に、諸の果に、各、勝義と顯義と有るなり。謂く、預流果は、不墮法勝れ、不墮法顯るるが故に、不墮と說く、惡趣に墮せざるが故なり。一來果は、一來法勝れ、一來法顯るるが故に、一來と說く、唯、一往來するが故なり。不還果は、不還法勝れ、不還法顯るるが故に、不還と說く、欲界に還らざるが故なり。阿羅漢果は、無生法勝れ、無生法顯るるが故に、無生と說く、後有を受けざるが故なり。是の故に、預流を、獨り不墮と說くなり。問ふ、異生も亦、不墮法を得すること有るに、何故に、此に於て異生を說かざるや。答ふ、說くべくして、說かざるは、應に知るべし此の義有餘なることを。復次に、彼れは、不定なるが故にして、謂く、諸の異生は、不墮法に於て、得と不得と有るも、諸の預流は、定んで不墮を得するが故に、偏へに之れを說くなり。

[74]定んでとは、[75]正性定聚に住するを謂ふ。諸の[76]預流の者は、定んで般涅槃するが故に、說きて定と爲す、緣は、已に變ずるが故なり。猶、坏器、三層閣上より、之れを地に投ずるに、未だ地に至らざる頃は、未だ破せずと曰ふと雖へども、必ず破すべきが故に、亦、名けて破と爲すが如し。

[77]菩提に趣くとは、[78]盡智無生智を名けて、菩提と曰ひ、彼が、菩提に於て、願樂忍可し、敬重愛欲し、隨順趣向し臨至するを、趣くと名く。

[79]第四節　極七反有に就て

極七返有なりとは、謂く唯、七有を受くるなり。問ふ、應に十四有或は二十八有なりと言ふべきに

代表せしむるなり。

【五〇】諸隨眠中上二界の隨眠と欲界の身邊二見と及びそれと相應する無明とは無記にして、他は皆不善なり、從つて欲界の戒禁取と疑とは不善なるものを代表し有身見は無記なるものを代表す。

【五一】有異熟とは、その果報として異熟果を取るものの義にして無異熟は之に反す、二果を感ずるものとは、不善のものが異熟果と增上果を感ずるをいひ、一果を感ずるものとは、無記のものが唯、一の增上果を感ずるをいふ。無慚無愧と相應するものとは、無慚無愧の自體は不善なるが故に、それと相應するものとは即ち不善なるものを指し、相應せざるものとは茲では無記を指す。而して有異熟・感二果・無慚無愧相應とは、戒禁取と疑とに代表さるるものをいひ、無異熟・感一果・無慚無愧不相應とは有身見に代表さるるものをいふ。

【五二】猶豫を懷くものは、決定して知らんことを求めて心に愁感する故に、疑は憂と相應して感行相轉なれど邪見を除く餘の四見は喜と相應するが故に歡行相轉なり。

【五三】三學とは、戒・定・慧の三學をいひ、(本註三十四參照)

生し容べきならば、乃ち預流と名くるも、第八は爾らず。

[六五]有餘師の說く、「初めて得果するを以つての故に、預流と名く」と。問ふ、倍離欲染及び全離欲染の者の正性離生に入りて、道類智の位に至るものは、預流と名くべきや。答ふ、[六六]若し初めて得果し是れ漸次にして超越に非らざれば、乃ち預流と名くるも、餘は則ち爾らず。復次に、若し[六七]初めて得果して、初めて解脫を證し、是れ初めて得度して初果に住せば、乃ち預流と名くるも、餘は則ち爾らず。復次に若し初めて得果し、先に未だ[六八]世俗道を以つて倍離欲染及び全離欲染せずして得果する者は乃ち預流と名くるも、餘は則ち爾らず。復次に、若し初めて得果し、先に未だ世俗道を以つて、欲界の法の六品斷、或は九品斷を證せずして、得果せば乃ち預流と名くるも餘は則ち爾らず。復次に、若し初めて得果し、是れが四果中の最初の果なれば、乃ち、預流と名くるも、餘は則ち爾らず。復次に、若し初めて得果して、是れが四向四果中の最初の果なれば、乃ち、預流と名くるも、餘は則ち爾らず。復次に、若し初めて得果して、是れが[六九]四雙八隻の補特伽羅中の最初の果なれば、乃ち、預流と名くるも、餘は、則ち爾らず。復次に、若し初めて得果して、地と道とが倶に定れば、乃ち、預流と名く。謂く、[七〇]一來果は、地定まると雖も、道定まらず、有漏と無漏との道、倶に能く得するが故なり、不還果は、地と道と倶に定まらず、六地に依りて有漏と無漏との道、皆、能く、得するが故なり。阿羅漢果は、道は定まると雖も、地は定まらず、九地に依りて、皆、能く得するが故なるに、預流果の地と道とは倶に定まる。唯、未至定に依り無漏道得するが故なり。

[七一]復た說者有り、「初めて得道するを以ての故に、預流と名けず、亦、初めて得果するを以つての故に、預流と名けずして、然かも、預流果を成就するを以つての故に、預流と名く。補特伽羅の名は、法に依りて、立つること酥瓶・油瓶・藥水等の如くなるが故に。

[七二]問ふ、何の義を以つての故に、預流と名くるや。答ふ、流とは、聖道を謂ひ、預とは入ることを

つて無漏法を對象として起る隨眠は滅道二諦下のそれに限る、されど二諦下の隨眠が凡て無漏を緣ずるには非ずして、その中の邪見・疑・無明のみ無漏を緣ずるなり。此を六無漏緣の惑と稱し、此の六を除く五部の惑を有漏緣惑と云ふ。他界遍行中に有漏緣と無漏緣との二種あるを以つて、今、戒禁取によりて有漏緣の惑を代表せしめ、疑によりて無漏緣の惑を代表せしむとの意。

【四七】　本註四五と四六とより解し易し。

【四八】　有諍緣とは、有諍([illegible])は有漏の別名なれば有漏緣と同じ義をいひ、無諍緣は無漏緣の義なり。以下種々異れる名目を連らぬるもこれ皆、大體に於て、有漏緣・無漏緣の義と等し。

【四九】　見性([illegible])とは、見る作用あるものとの義にして、之に外界認識作用のある眼根と、推理判斷によりてものを觀察する作用ある五見と世間の正見・有學・無學の正見とあり、此れ以外は皆非見([illegible])に屬す。故に見所斷內の見性とは五見をいひ、非見性とは五見以外のものを指す、從つて身見と戒禁取によりて見性なるものを代表せしめ、疑によりて非見性なるものを

五四 第三節　預流の命名に關する論究

五五 問ふ、初めて得道するが爲めの故に、預流と名くるや、初めて得果するが爲めの故に、預流と名くるや。設し爾らば、何の失ありや。兩者は俱に、過、有り。若し初めて得道するが故に、預流と名けば、則ち、第八の聖も、預流と名くべし。第八の聖者とは、謂く、五六隨信行及び隨法行にして勝れたるものより之を數へて、是れ第八なるが故なり。彼は、最初に無漏道を得するが故なり。若し初めて得果するが故に、預流と名けば、則ち、五七倍離欲染及び全離欲染の者の、正性離生に入りて、道類智位に至るものも預流と名くべし。爾の時は、四聖果中、最初に果を證得するが故なり。

五八 有るが是の說を作す、「初めて得道するを以つての故に、預流と名く」と。問ふ、第八の聖者を預流と名くべきや。答ふ、若し初めて得道して、緣道智を具せば、乃ち、預流と名くるも、第八の聖者は、初めて得道すと雖ども、未だ具さに、緣道智を得せざるが故に、預流と名けず。復次に、若し初めて得道して、是れが道類智を得たるときの修道の果道所攝の道ならば、乃ち預流と名くるも、第八は爾らず。復次に、若し初めて得道して、三緣を具せば、乃ち、預流と名く。一には捨し已りて得道し、二には、未得道を得し、三には、結斷の一味得を得するなり。捨し已りて得道すとは、見道を捨するを謂ひ、未得道を得すとは、修道を得するを謂ひ、結斷一味得を得すとは、三界見所斷の結の、一味斷の得を得するを謂ふ。第八聖者は爾らず。復次に、若し初めて得道して五緣を具せば、乃ち預流と名く。一には、捨し已りて得道し、二には、未得道を得し、三には、結斷の一味得を得し、四には、頓みに五九八智を得し、五には、一時に十六行相を修するなり。第八は爾らず。復次に、若し初めて得道し已りて一切の見所斷の結と、六〇無事の煩惱と、六一忍所斷の惑と、六二見の邪性とを斷ぜば、乃ち、預流と名くるも、第八は爾らず。復次に、六三若し初めて得道し、相有り、施設有りて、共に談論す可きならば、乃ち、預流と名くるも、第八は爾らず。復次に、若し初めて得道して、六四死

る三結が斷ずればその枝葉たるものも從つて斷ずること當然なりとの意。

【四四】 見所斷中唯、一部なるは苦諦下の一部にして之に身・邊の二見あるも今は身見によりて之を代表せしめ、二部に通ずるものとは、苦道の二部にして、之には唯、戒禁取あるのみなり。更に四部に通ずるものとは四諦の四部にして、之に疑・邪見・見取の三あれど疑によりてそれ等を代表せしむとなり。

【四五】 七見・二疑・二無明の十一は、三界九地の各界地に渉りて少くも自界の五部に對しては(一)その何れの法をも遍く緣ずること、(二)緣ずるによりてその對象たる五部の法を汚すこと、(三)之によつて五部の染法を生ずることの三條件を具するが故に遍行と稱せらるるなり、此の中、身邊二見を除く他の九は自界自地のみならず他界他地を緣ずるが故に他界遍行と名け、之に對して身邊二見を自界遍行と名く。今は有身見によりて自界遍行のものを代表せしめ、戒取と疑とによりて他界遍行のものを代表せしめんとするなり。

【四六】 五部中無漏法に屬するは滅道の二諦の外になきを以

總じて非見性の結を說くと知るべし。是見性の結に二を說く所以は、前の如く知るべし。見性非見性の如く、諸の視性と非視性、推求性と非推求性、樂尋覓性と非樂尋覓性、樂迴轉性と不樂迴轉性、堅執性と不堅執性、數取境性と不數取境性とも知るべし亦、爾ることを。[五〇]復次に、見所斷の結に、是れ不善なるもの有り、是れ無記なるもの有り。若し戒禁取と疑とを說けば、總じて諸の不善の結を說くと知るべく、若し有身見を說けば、總じて諸の無記の結を說くと知るべし。諸の不善の結に二を說く所以は、前の如く知るべし。不善と無記との如く、[五一]有異熟と無異熟、二果を感ずるものと、一果を感ずるもの、無慚無愧と相應するものと無慚無愧と相應せざるものとも知るべし亦、爾ることを。[五二]復次に、見所斷の結に、歡行相の轉ずるもの有り、慼行相の轉ずるもの有り。若し有身見及び戒禁取を說けば、總じて歡行相の轉ずものを說くと知るべく、若し疑を說けば慼行相の轉ずるものを說くと知るべし。歡行相の轉ずるものに二を說く所以は、前の如く知るべし。復次に、是の如き三結は、三淨蘊を障ふをもて、是の故に偏へに說くなり。謂く、有身見は、淨戒蘊を障ふるなり。有るが說く、「淨定蘊を障ふ」と。戒禁取は、淨定蘊を障ふるなり。有るが說く、「淨戒蘊を障ふ」と。疑は、淨慧蘊を障ふるなり。三淨蘊を障ふるが如く、[五三]三學、三修、三清淨を障ふることも、知るべし亦、爾ることを。復次に、是の如き三結は、八支の聖道を障ふるをもて、是の故に、偏へに說くなり。謂く、有身見は、正語と正業と正命とを障ふ。有るが說く、「正念と正定とを障ふ」と。戒禁取は、正念と正定とを障ふ。有るが說く、「正語と正業と正命とを障ふ」と。疑は、正見と正思惟と正精進とを障ふるなり。復次に、疑者をして決定を得せしめんと欲するが故に、預流果は、三結を永斷すと說くなり。謂く、世間は、已に聖を得する者の、猶、有我を執し、猶、吉凶を執し、猶、疑惑を懷くものありと、疑ふが故に、世尊は、此の三を永斷せば、預流果を證すと說く。預流果は、初聖果なるを以つての故なり。

九、樹下坐、十、露地坐、十一、隨坐、十二、常坐不臥を謂ふ。

【四〇】 稗には韓摩脊恒者迦とあり。

【四一】 大正本には二とあれど三本及び宮本には三とあり、三衣とは、安陀會(Antarvāsaka 五條)、鬱多羅僧(Uttarāsaṅga 七條)、僧伽梨(Saṅghāṭi 九條以上)をいふ。

※ 預流果の特色は八十八使の見惑を斷じ未だ欲染を離れざるにあり、今、貪欲と瞋恚を斷ずるこは唯欲界に限るを以つて上二界の見惑を斷ずるの意とならず、又邊見・邪見・見取・慢・無明等は三界に通ずと雖もこは必ずしも欲界に止まらしむる結に非らず。然るに三結は三界に通じ順下分結なるが故にその斷を說き、他の貪欲並に邊見等の斷を說かずとなり。

【四二】 十一遍行中、身・邊の二見を除く他を九上緣の惑といひ、自地の五部のみならず上地の五部をも緣ず、中に就て七見中、身見は自地を緣ずるものの上首にして戒禁取は上地を緣ずるものの中の上首なれば、かくいへるなり。

【四三】 邊見は身見の、見取は戒禁取の、邪見は疑の派生的煩惱なるが故に、その根本た

通ずる隨眠無しと雖も、而も戒禁取は則ち二部に通ずと名くるは、或は復た彼の相應と倶有とを說くなり。若し疑を說けば、總じて四部に通ずるものを說くと知るべし。復次に、見所斷の結には、是れ[四五]自界遍行なるもの有り、是れ他界遍行なるもの有り。若し有身見を說けば、總じて自界遍行を說くと知るべく、若し、戒禁取と疑とを說けば、總じて他界遍行を說くと知るべし。問ふ、何故に、自界遍行に、但、一結のみを說きて、他界遍行に二結を說くや。[四六]答ふ、他界遍行は、有漏緣と無漏緣とに通ずるが故にして、若し戒禁取を說けば、總じて有漏緣の結を說くと知るべく、若し疑を說けば、總じて無漏緣の結を說くと知るべし。自界遍行と他界遍行との如く、諸の自地遍行と他地遍行も知るべし亦、爾ることを。復次に、見所斷の結は、是れ有漏緣なるもの有り、是れ無漏緣なるもの有り。若し有身見及び戒禁取を說けば、總じて有漏緣の結を說くと知るべく、若し疑を說けば、總じて無漏緣の結を說くと知るべし。問ふ、何故に、二の有漏緣の結を說き、無漏緣の結は但、一なりと說くや、答ふ、有漏緣の結に、是れ自界自地緣なるもの有り、是れ他界他地緣なるもの有り。若し[四七]有身見を說けば、總じて自界自地緣なるものを說くと知るべく、若し戒禁取を說けば、總じて他界他地緣なるものを說くと知るべし。有漏緣と無漏緣との如く諸の[四八]有諍緣と無諍緣、世間緣と出世間緣、有愛味緣と無愛味緣、耽嗜依緣と出離依緣、墮界緣と不墮界緣、順結緣と不順結緣、順取緣と不順取緣、順纒緣と不順纒緣とも知るべし、亦、爾ることを。復次に、見所斷の結に、有爲緣なるもの有り、無爲緣なるもの有り、若し有身見及び戒禁取を說けば、總じて有爲緣の結を說くと知るべく、若し疑を說けば、總じて無爲緣の結を說くと知るべし。有爲緣の結に二を說く所以は、前の如く知るべし。有爲緣と無爲緣との如く、諸の常緣と無常緣、恒緣と非恒緣、有變易緣と無變易緣も知るべし亦、爾ることを。復次に、見所斷の結に、是[四九]見性なるもの有り、非見性なるもの有り。若し有身見及び戒禁取を說けば、總じて是見性の結を說くと知るべく、若し疑を說けば、

るなり。

※ 有身見は我の行相をなすを以つて空三摩地の非我の行相を障へ、戒禁取は非道を道と計して期心あるを以つて無願三摩地を障へ、疑は對象を猶豫するを以つて所緣の十相を離るる無相三摩地を障るなり。(婆沙一〇四卷參照)。

【三六】 六十二見 (dvāṣaṣṭi dṛṣṭayaḥ) とは、六十二種の異論にして、凡て有身見を本とし前際の見に十八、後際の見に四十四、合して六十二あり、前際の十八とは四遍常論・四一分常論・二無因生論・四有邊等論・四不死矯亂論をいひ、後際の四十四とは、十六有想論・八無想論・八非有想非無想論・七斷滅論・五法涅槃論をいふ、詳しくは婆沙百九十九—二百卷を參照すべし。

【三七】 無義の苦行に關しては毘曇部八、第七章第一節を往見すべし。

【三八】 遍知(prajñā)とは、舊に永斷と翻じ、完全に知るの義にして茲では無漏の智を以つて煩惱を照破するの義なり。

【三九】 十二杜多(dhūta)とは、頭陀行者の守るべき十二種の條項にして、一、納衣、二、三衣、三、乞食、四、不作餘食、五、一坐食、六、一揣食、七、阿蘭若處、八、塚間坐、

[四一]三衣と鉢とを見て亦、是は我が所有なりや、他の所有なりやの猶豫を懷く、是の如き一切なり。

復次に、諸の瑜伽師は、三結を斷ずるを以つて、其の上首と爲す。總じて一切見所斷の結の諸の擇滅を證するが故なり。復次に、諸の瑜伽師は、三結を斷ずるを以つて、其の上首と爲す。總じて、一切見所斷の結の諸の擇滅を覺するが故なり。*復次に、是の如き三結は、是れ順下分にして、三界に通ずるが故なり。貪欲・瞋恚は、是れ順下分なりと雖も、三界に通ぜず、邊執見・邪見・見取・慢・無明等は、三界に通ずると雖も、順下分に非らざるが故に、斷を說かず。復、次に、七隨眠中、諸の預流果の、已に永斷せるものを、此の中に說くが故なり。謂く、預流果は、七隨眠中、已に二を永斷せり。謂く、見及び疑なり。見に二種有り。[四二]謂く、自地と他地とを緣ずるの差別なり。中に於て各、一の上首なるものを說く。復次に、九結中に於て、諸の預流果の、已に永斷せるものを、此の中に說くが故なり。謂く、預流果は、九結中に於て、已に三結を斷ず、謂く見と取と疑となり。是の故に、尊者妙音は、說きて曰く、「此の經は、三結を永斷して、預流果を證すと言ふべし、謂く、見と取ゝ疑となり」と。復次に、十隨眠中、諸の預流果の、已に永斷せるものを、此の中に說くが故なり。十隨眠とは、謂く、五見と疑と貪と恚と慢と癡にして、預流は、此の十隨眠中に於て、已に六を永斷す。謂く、五見と疑となり。[四三]此の中、唯、三結を永斷することを說きて、六を說かざるは、但、轉のみを說くが故なり。謂く此の六の中の、有身見は是れ轉にして、邊執見は是れ隨轉、戒禁取は是れ轉にして、見取は是れ隨轉、疑は是れ轉にして、邪見は是れ隨轉なり。已に轉を說けば、應に知るべし亦、隨轉をも說くことを。是の故に、但、三結を永斷すとのみ說くなり。復次に、此の經は、略して、門・梯・隥を現ずるが故なり。謂く、見所斷の諸煩惱中、唯、一部なるもの有り、二部に通ずるもの有り、四部に通ずるもの有りて、[四四]若し有身見を說けば、總じて唯、一部のものを說くと知るべく、若し戒禁取を說けば、總じて二部に通ずるものを說くと知るべし。更に別に二部に

末及び倶舍二十三)。

【三一】他人の手を索きてそをして起たしむるをいふ。

【三二】舊には跛者子とあり。

【三三】二百五十學處とは、戒の項目にして、比丘の具足戒に(一)四波羅夷、(二)十三僧殘、(三)二不定、(四)三十捨墮、(五)九十單提、(六)四提舍尼、(七)百衆學、(八)六滅諍、の二百五十あるをいふ。

【三四】増上戒學(adhiśīla śikṣā)とは、戒を自體とし、具戒に住し、別解脱律儀を守り、微罪を怖畏し、學處を受學するをいひ、増上心學(adhicitta-śikṣā)とは、定を自體とし欲惡不善法を離れ、四定に具足して住するをいひ、増上慧學(adhiprajñā-śikṣā)とは、慧を自體とし四諦を了知するをいふ。

【三五】見に因りて貪・瞋、慢等を生ずとは、自見の中に於て情に深く愛するが故に見より貪を引生し、更に自見の中に深く己れを愛著して、情に高擧を生じて他人を凌懱するにより て貪より慢を生じ、更に復た、自見の中に於て深く愛して己を恃みて他の起す所の見の己と相違するを見て情に忍ぶこと能はずして必ず憎嫉するが故に慢より瞋を引生す

(animittam) の近障なり。復次に。是の如き三結は見道に近くものに數、現行するが故なり。雜蘊(第四十三卷)に說くが如し、「忍の作意を持せば、見疑行ぜず、設ひ行ずるとも覺せざるは煩惱微細にして覺慧、劣るが故なり」と。見とは、謂く有身見と及び戒禁取とにして、疑とは、卽ち是れ疑なり。復次に、此の三結は、斷じ難く、破り難く、越度すべきこと難きに由りて、是の故に偏へに說く。復次に、此の三結は、過患增盛し、堅固にして衆多なるに由りて、是の故に偏へに說く。謂く、有身見結は、是れ[36]六十二見趣の根本にして、諸の見趣は是れ餘の煩惱の根本なり。餘の煩惱は是れ業の根本にして、諸の業は、是れ異熟果の根本なり。異熟果に依りて、一切の善と不善と無記との法は、皆、生長することを得、戒禁取結は、能く種種の[37]無義の苦行を起し、疑結は能く有情をして、前際を疑ひ、後際を疑ひ、前後際を疑はしめ、內に於て、此は何物なりや。云何が此の物なりや。誰れが現有にして、誰れが當有なりや、是の如き有情の生は、何より來り、死は何所に往くやを猶預せしむ。復次に、是の如き三結は、已に斷じ、已に[38]遍知し、乃至、阿羅漢となるも猶、相似して轉ず。謂く、有身見結は、苦類智忍の時、已に斷じ、已に遍知するも、諸の阿羅漢には猶、相似して轉ず。謂く、是の說を作す、「我が鉢、我が衣、我が同住、我が弟子、我が房舍、我が資具なり」と、無我の中に於て、有我を說くなり。戒禁取結は、道類智忍の時、已に斷じ、已に遍知するも、諸の阿羅漢には猶、相似して轉ず。手足を洗ひ、阿練若に住し、但、三衣のみを畜へて、常に乞食を行じ、乃至、具足して[39]十二杜多の功德を受持するを、清淨を得すと謂ふが如し。曾て聞く、[40]「尊者路摩倘祇迦は、是れ阿羅漢なりと雖も、每日洗浴して、清淨を得たりと謂へり」と。此の類は極めて多し。疑結は、道類智忍の時、已に斷じ已に遍知するも、諸の阿羅漢には、猶、相似して轉ず。謂く、阿羅漢の、遠くに竪てる物を見て、便ち、杌なりや、人なりや、男なりや、女なりやの猶預を生じ、若し二路を見るとき、亦、此は是れ正道なりや、正道に非らざるやの疑惑を懷き、

倘、以下「三結を永斷せば預流果を證し、不墮法を得して定んで菩提に趣き極七返有なり、七たび天上に生れ七たび人中に生れて流轉往來し、苦の邊際を作す」の經文を本卷の終に至る迄に隨所に說明せり。

【二八】 不墮法(Avinipata-dharma)とは、三惡趣に退墮せざる功能あるものの謂にして、預流果に名く、退墮の業を生長せず、曾て作れる惡趣の業の與果するに相違し、强盛の善根は彼の身を鎭め、加行と意樂と倶に清淨なるを以つてかく名くるなり。(倶舍二十三)。

【二九】 極七返有(Sapta-krtva-bhava-parama)とは、欲界九品の修惑は七生を潤す力あり、卽ち上上品の惑は二生を、上中・上下・中上の三品は各、一生を、中中・中下の二品は合して一生を下の上・中・下の三品は合して一生を潤し、總じて七生となる、從つて欲の修惑の一品を斷ぜざる預流者は最高限度として、天上と人間中に七度往來するとなり。(倶舍二十三)。

【三〇】 苦の邊際とは、唯、此の生を限りとして苦を受けて、未來には苦を受けざるの義なり。倘、異說として苦の邊際を涅槃となす說あり。(本卷の

ち怯弱を生じ、誰れか能く、此の衆多の學處に於て具足し奉行するやとて、便ち、佛所に詣でて、雙足を頂禮し、世尊に白して言はく、「我は今、是の如き衆多の學處を守護すること能はざれば、請ふ、退きて家に還つて本の俗業を修せん」と。世尊は、哀愍して、言を軟らげて訶擯し、復、勸諭して曰く、「善哉、善哉、佛栗氏子よ、汝は能く三學處を修學するや不や」と。謂く、[三四]増上戒學と増上心學と増上慧學となり。彼は、數の少きを聞き、歡喜踊躍して、即ち佛に白して言く、「我は、能く彼の學を修學す」と。是の如き三種を學する時は、便ち已に、一切の學處を學すと爲す。是の如く、世尊は若し、八十八隨眠を永斷せば預流果を證すと說き、或は無量の苦を永斷せば、預流果を證すと說かば、則ち所化の有情は、心に怯弱を生ず、「誰れか能く此の八十八種の大煩惱の樹を拔き、誰れか能く此の八十八種の大煩惱の河を越え、誰れか能く此の八十八種の大煩惱海を竭し、誰れか能く此の八十八種の大煩惱の山を碎き、誰れか能く此の八十八種の煩惱の對治を修せんや」と。世尊の、三結を永斷せば、預流果を證すと說くに由り、彼れは、數の少きを聞きて、便ち、歡喜踊躍し、便ち勸めて、三結の對治を修學す。三結を斷ずる時に、諸の見所斷の、皆、永斷することを得るは、同對治の故なり。復次に、世尊は、此に於て勝事を說くが故に。謂く、見所斷の諸の煩惱中、三結は最勝なればなり。是の故に、尊者妙音は、說きて曰く、「見所斷の諸の煩惱中に於て、三結は最勝なり、餘は皆、此れに屬す、[三五]見に因りて、貪・瞋・慢等を生ずるが如し」と。復次に、世尊は、此に於て上首を說くが故なり。謂く、此の三結は、是れ見所斷の煩惱の上首にして、勇健なる將の常に、軍の前に在るが如く、此の三結の勢力に由りて、諸の見所斷の煩惱は生長して、制伏すべきこと難し。復次に、世尊は、此に於て勝功德と勝怨敵とを說くが故なり。勝功德とは、預流果を謂ひ、勝怨敵とは、此の三結を謂ふ。復次に、佛は、此に於いて、三の三摩地の近障法を說くが故なり。謂く、*有身見は是れ空(Sūnyatā)の近障、戒禁取は、是れ無願(apraṇihitaṃ)の近障、疑は、是れ無相

の意義を明にし、更に三結を斷じて預流果を得すと說く所以に論及し以つてその間三結の性質を明にせる段なり。

【三三】 三結の自性に就て。

【三四】 結の意義に就て。結に繫縛・合苦・雜毒の三義あることを明す。

【三五】 舊には摩訶拘絺羅(Mahākauṣṭhila)とありて佛の十大弟子中の一人なり。

【三六】 勝妙の生は勝れたりと雖も生たる限り輪廻の範圍に屬し、又有漏定は淨等至にして少分淨ありと雖も、尙、垢有り、濁有り、毒有り、刺有り、漏有り、過失有るにより四無量・八解脫・八勝處・十遍處の如く、煩惱を雜ゆるが故に之を厭離すべきとなり。(婆沙一六二卷參照)。

【三七】 三結を斷じて預流果を得すと說く所以。阿毘達磨によれば八十八使の見惑を斷盡して預流果を得すと說き、池喩經は無量の苦を斷じて預流果を證すと說くに、一方に又、三結を永斷せば預流果を證すとの經說あるを以つて此の間の相違を如何に會通すべきかを論究せんとしたるなり、而もその狙える所は、以下記するが如き種々の說をあげて以つて三結の性質を明にせんとするにあり。

斷ぜば、預流果を證すと說くに、何故に、此には、三結を永斷せば、預流果を證すと說くや。答ふ、是の說を作すべし、「此は、是れ世尊の所化の衆生の爲めの有餘の略說なり」と。復次に、世尊は、所化の有情の意樂と隨眠とを觀察して、爲めに法要を說きしなり。意樂とは善根を謂ひ、隨眠とは煩惱を謂ふ。是の如き意樂と隨眠とを觀察して、法要を略說し、彼の煩惱を斷ぜしむるは、所說が量に稱ひて、少ならず、多ならざればなり。少說すれば彼の煩惱を斷ずること能はず、多說すれば、彼に於て則ち唐捐と爲ること、譬へば良醫の、病者の病と及び病因とを觀察して、授くるに方藥を以つてし、授くる所は、量に稱ひて少ならず、多ならず。少なれば、則ち其の病苦を除くこと能はず、多なれば則ち彼れに於て、亦、唐捐と爲るが如し。復次に、所說の法要に略有り、廣有り。略とは、三結を永斷せば、預流果を證すと說くを謂ひ、廣とは、八十八隨眠を永斷せば、預流果を證すと說くと、及び、無量の苦を斷ぜば、預流果を證すと說くとを謂ふ。略說と廣說との如く、諸の不分別說と分別說、總說と別說、無異說と有異說、不遍說と遍說、頓說と漸說とも、知るべし亦、爾ることを。復次に、利根者の爲めに、三結を永斷せば、預流果を證すと說き、鈍根者の爲めに、八十八隨眠を永斷せば、預流果を證すと說き及び無量の苦を永斷せば、預流果を證すと說くなり。利根者と鈍根者との爲めに說くが如く、諸の因力と緣力、內力と外力、自思惟力と他說法力、開智者と說智者の爲めに說くも知るべし、亦、爾ることを。復次に、怯弱の所化の有情を誘はんが爲めに易行を顯示すること、[三一]手を牽くが如きが故なり。謂く、怯弱者は、多の所行を怖るるをもて、之れを誘進せんが爲めに、多に於て少と說く。此の中、[三二]佛栗氏子(Vṛjjiputra)の、多に於て少を聞きて便ち奉行せし喩を說くべし。謂く、苾芻有り、佛栗氏子と名け、如來の在世に佛法に於て出家す。是の時、已に制過の[三三]二百五十學處(sikṣapada)あり。半月の夜に於て、別解脫戒經(Pratimokṣa)を說く時、自らを愛する諸の善男子にして、學戒を樂ふ者は、是の如く學すべしと說くを聞きて、便

を代表せしむ、故に此の三をいへば他の見惑を含み得るが故に此の三を斷じて初果を得すといへるなり。然して貪・瞋・癡・慢等をいはざるはこれ等は修惑に通ずるを以つてなり。

尙、此れには種々の異說あることを附記して置く(俱舍、二十一參照)。

次に、三不善根と欲漏を倍斷して第二果を得し、彼を全斷して第三果を得すとは、前の初果の場合は專ら見惑の立場より論じたるに對して、今は修惑の立場より論ぜるものなり。三不善根と欲漏とは見惑に通ずるも欲界の修惑たる點に重心を置いて、之を倍斷(六品斷)せば第二果を得し全斷(九品)せば第三果を得すといひたるならん。更に、有漏と無明漏を斷じて第四果を得すとは、此の二は上二界の煩惱の全體を含むを以て、此れを斷ぜは第四果を得すといふ意ならん。

【三二】本節は、五蘊を執して常住の我體なりと誤認する有身見(satkāya dṛṣṭi)と出離の道に非ざるを眞の道なりと計する戒禁取見(śīlavrata-parāmarśa)と四諦の道理を疑ふ疑(vicikitsā)との三結(saṃyojana)の自性、並に結

[二四] 已に自性を說けるをもて、所以を今、說くべし。

問ふ、何が故に、結(Saṃyojana)と名くるや。結は是れ何の義なりや。答ふ、繫縛の義は、是れ結の義、合苦の義は是れ結の義、雜毒の義は是れ結の義なり。此の中、繫縛の義是れ結の義なりとは、謂く、結とは、卽ち是れ繫なり。云何が、然るを知るや。契經に說くが如し、[二五]「尊者執大藏は、尊者舍利子の所に往きて、問ふて言く、大德よ、眼は色を結すと爲すや、色は眼を結するや。乃至、意と法とに問を爲すことも亦、爾り。舍利子の曰く、眼は色を結せず、色は眼を結せず。此の中、欲貪を說きて能結と名く。乃至、意と法とも亦復、是の如し。黑白の牛を同一の靷の、繫ぐが如し。若し有るが問ひて、黑牛は白牛を繫ぐと爲すや、白牛は黑牛を繫ぐやと言はば、正に答へて、黑は白を繫がず、白は黑を繫がず、此の中靷有り、說きて能繫と名くと言ふべし」と。此れに由るが故に、結は、卽ち是れ繫なりと知るなり。合苦の義是れ結の義なりとは、謂く、欲界の結は、欲界の有情をして、欲界の苦と合して樂に非らざらしめ、色界の結は、色界の有情をして、色界の苦と合して樂に非らざらしめ、無色界の結は、無色界の有情をして、無色界の苦と合して樂に非らざらしむるなり。雜毒の義、是れ結の義なりとは、謂く、[二六]勝妙の生及び有漏の定は、四無量(apramāṇa)、八解脫(vimokṣa)、八勝處(abhibhāyatana)、十遍處(kṛtsnāyatana)等の如く、煩惱を雜ゆるを以つての故に、聖者は、厭離すること雜毒食の如く、復た美妙なりと雖も、智者は之れを遠ざく。

[二七] 世尊の說くが如し、「三結を永斷せば、預流果を證し、[二八]不墮法(avinipāta-dhrman)を得して、定んで菩提に趣き、[二九]極七反有なり、七たび天上に生れ、七たび人中に生れて、流轉往來し、[三〇]苦の邊際を作す」と。

問ふ、阿毘達磨の如きは、八十八隨眠を永斷せば、預流果を證すと說き、池喩經は、無量の苦を

とは、經の名句文を正しく理解するに自在を得たるを指す、これ四無礙解の中の二なり。

【一八】 **以下三結乃至九十八隨眠の次第に關する說明。**

【一九】 三不善根とは、貪(rāga)・瞋(dveṣa)・癡(moha)の三をいふ。

【二〇】 有餘師の說は斷惑と四沙門果の證得との關係よりして此の三結乃至九十八隨眠の次第を說明せんとしたるなり。卽ち三結を斷じて初果を得し、三不善根と欲漏を倍斷並びに全斷して第二・第三果を得し、有漏無明漏を斷じて第四果を證するが如し。然るに瀑流・軛・取・身・繫・蓋等には別の斷證なきもこれ三漏の內容(九十八隨眠及び十纏の百八事は三漏の內容なり)をなすものなるを以て次にそを開顯せるに過ぎずとなり。

【二一】 三結を斷じて初果を得すとは、初果は八十八使の見惑を全斷せる位なり。然して三結は八十八使中の一部分に過ぎざるに、之を斷じて初果を得すとは、見所斷中、苦一部の惑は身邊二見あるも身見によりて之を代表せしめ、苦・道二部に通ずるものは唯、戒禁取一あるのみにして、四部に通ずるものに、疑・邪見・見取の三あるも、疑を以つて之

は、乃至、先に九十八隨眠を說かば、亦、皆に疑ひ有り、「何に緣りて章を立つるに、先に彼れに依るやと。故に但、所說にして、法相に違はざれば、若しくは先、若しくは後なるも、俱に失有ること無し」と。復、說者有り、「阿毘達磨は、相を以つて求むべく、其の先後の次第を責むべからず」と。或は、說者有り、「此の中亦、少因緣に隨ひて、其の次第を釋すべきも然も阿毘達磨は、義理深廣なるをもて、若し復た此の次第を釋せば、便ち爲めに、繁亂して、受持す可きこと難きが故に、復た釋せず」と。有るが是の說を作す、「此の中、漸增の法を顯さんと欲するが故なり、謂く、先に三を說き、次に四、次に五、乃至、最後に九十八を說く」と。復次に、煩惱の樹の漸く增長することを顯さんがための故に、先に三結を說き、乃至、後に九十八隨眠を說くなり。[二〇] 有餘師の說く、「彼を斷じて、漸次に沙門果を證得することを顯さんと欲するが故なり。謂く、[二一] 三結を斷じて初果を證得す、是れを以て先に說き、三不善根と欲漏を倍斷して、第二果を得し、卽ち彼を盡斷して第三果を得するをもて、是の故に次に說き、餘の二漏を斷じて第四果を得するをもて、是の故に後に說く。瀑流(Ogha)・軛(yoga)・取(upādāna)・身繫([kāya]grantha)・蓋(nivāraṇa)等は別の斷證なきも皆、重ねて三漏を顯示せんがための故に說く。是の故に此の中、先に三結を說き乃至、後に九十八隨眠を說くなり」と。

[二二] 第二節　三結に就て(特に三結を斷じて預流果を得すと說く所以に就て)

【本論】　三結有り、謂く、有身見結と戒禁取結と疑結となり。

[二三] 問ふ、此の三結は、何を以つて自性と爲すや。答ふ、二十一事を以つて自性と爲す。謂く、有身見結は、三界の見苦所斷にして三事有り、戒禁取結は、三界の見苦、道所斷にして六事有り、疑結は、三界の見苦・集・滅・道所斷にして十二事有り。此の二十一事は、是れ三結の自性、我物、相分、自體、本性なり。

立つる所以に就て。

【一四】　大正本には問とあるも門の誤植なり、依つて訂正す。

【一五】　瑜伽師(yogācārya)とは禪定修行者にして、彼は觀法に際して最初に地水火風の四大種とその所造色とを觀じ次に此等を極微と刹那とに分析して觀ずるが如くものを解釋するに當つても、先づその對象となるべきものの輪廓を定め(章を立つ)次にその細相を述ぶ(門を立つ)べきとなり。

【一六】　六界(dhātu)とは、地・水・火・風・空・識をいひ、六觸處(sparśāyatana)とは眼・耳・鼻・舌・身・意の六根をいひ、十八意近行(upavicāra)とは心受の一を十八に分つものにして、心受に喜・憂・捨の三有り、各六境を緣じて六の近行を起すが故に三六、十八となる。四依處(adhiṣṭhāna)とは、舊に四處と譯し、又、四安住と飜ずることあり、慧處・諦處・捨處・寂靜處の四をいふ。

【一七】　章を立つるは、義の力を顯し、義無礙解及び義無礙解究竟を顯し、門を立つるは、文の力、法無礙解及び法無礙解究竟を顯すとなり。因みに義無礙解(artha-pratisaṃvid)とは、義理を正しく理解するに自在なるをいひ、法無礙解(dharma-pratisaṃvid)

ば、必ず先づ、模を作り、後に衆彩を塡むるが如く、是の如く尊者は法像を畫かんと欲し作模法に如とるが故に先に章を立て、塡彩法に如とるが故に、後に門を作る。復次に、刻鏤法に如とるが故なり。刻鏤せんと欲せば、必ず先づ朴を作り、後に支體を刻するが如く、是の如く尊者は法像を鏤せんと欲し、作朴法に如とるが故に先に章を立て、刻支體法に如とるが故に、後に門を作る。復次に、觀行法に如とるが故なり。[15]瑜伽師は、先に大種と及び所造色とを立て、後に極微と、刹那とを以て分析するが如く、尊者も亦、爾り、大種と及び所造色とを立つるに如とるが故に先に章を立て、極微と刹那とを以て分析するに如とるが故に、後に門を作る。復次に、佛の說法に如とるが故なり。佛の說法は、先に標して後に釋するが如し。謂く、先に標すとは、「[16]六界、六觸處、十八意近行及び四依處を說きて、有情と名く。」を言ひ、後に復た釋すとは「是の如きを六界と名け、乃至、是の如きを四依處と名く」を言ふ。尊者も亦、爾り。先標法に如とるが故に、先に章を立て、後釋法に如とるが故に、後に門を作る。復次に、二種の善巧の法を現さんと欲するがための故なり。謂く、先に章を立つるは、義に於ける善巧を顯し、後に門を作すは、文に於ける善巧を顯す。義善巧と文善巧との如く、應に知るべし、[17]義力と文力、義無礙解と法無礙解、義無礙解究竟と法無礙解究竟とも亦、爾り。復次に、己の智見に錯亂無きことを顯さんがための故なり。謂く、若し智見に錯亂有らば、其の所造の論も亦、錯亂して、蘊と納息と章門とを立つること能はざるも、若し彼の智見に錯亂無ければ、其の所造の論も亦、錯亂せずして、能善く、蘊と納息と章門とを立つ。尊者は、己の智見に謬り無きことを顯さんがための故に、先に章を立て、然る後に門を作るなり。

[18]問ふ、何故に、章を立つるに、先づ三結に依り後に、乃至、九十八隨眠に依るや。答ふ、是れ作論者の意欲爾るが故なり。謂く、作論者は、己の意欲に隨つて此の論を作す。法相に違はざるが故に、責むべからず。脇尊者の曰く、「一切に疑を生ずればなり。謂く若し先に[19]三不善根を說き、或

漏乃至九十八隨眠を說くをいひ門とはそれ等の諸門分別をなすをいふ。

【一一】 邏摩衍拏書とは、Rāmacandra 王子の事蹟を骨子として作りたる印度最古の叙事詩なり。今、その筋書を示せば次の如し、憍薩羅國に十輪王あり三妃を入れて四子を生む、第一妃の長子ラーマはジャナカ王の女、私多(Sītā)を娶る。時に第三妃はその子バラタを太子に策立せんとしてラーマを十四年間謫居せしむ、玆に於て、ラーマ南行してパンチャバテイー(Pañcavatī)に居をトすときに鬼王邏伐拏(Rāvaṇa)の妹、スールパナカー(Sūrpaṇakhā)はラーマに戀心を懷けるもラーマ之を近くることを欲せざりしかば、鬼女は遂に私多を襲へり。玆に於てラーマの弟、鬼女の耳鼻を剔去す、鬼王怒りて、ラーマの不在中私多を奪去せしかばラーマ之を求めて、楞伽山に到り鬼王を殺して、私多を救出し故鄉に歸りて聖化を布けり。今玆には私多を中心としての爭奪關係にのみついて述べたるなり。

【一二】 還は大正本に邏とあるも舊譯の三本には還とあるを以つて還と訂正せり。

【一三】 先に章を立て後に門を

次に、契經は、問難に堪ゆることを顯さんと欲するが故なり。外典の問難に堪へずして、若し問難する時は、轉た無義を增すが如きには非ず。獼猴(Vānara)の子は、打觸に耐へざるをもて、若し打觸する時は、便ち糞穢を失するが如し。佛の經は、爾らずして、問難に堪任し、若し問難する時は、淨戒の色と善根の妙觸とを生ずること、婆羅痆斯(Bārāṇasī)の出す所の疊衣は、打觸に堪耐し、若し打觸する時は、鮮淨の色と及び勝妙の觸を發するが如し。復次に、契經は、發けば則ち妙なることを顯さんと欲するが故なり。謂く、三事の、覆へば則ち妙なるも、發けば則ち妙ならざるもの有り、一には愚人、二には女人、三には外道の書論なり。復た三事の、發けば則ち妙なるも、覆へば則ち妙ならざるもの有り、一には智人、二には日月、三には佛法の經論なり。復次に、契經は思擇に堪ゆることを顯さんと欲するがための故にして、外典の、思擇に堪へざるが如きには非ず。外典は若し思擇する時は、能く有情の慧眼をして損減せしむること、人の、日を觀れば、眼根を損減するが如し。佛法は、爾らず、思擇に堪任し、若し思擇する時は、慧眼を增益すること、人の、月を觀れば、眼根を增長するが如し。

[一三]問ふ、何故に、此に於て先に章を立てて、後に[一四]門を作すや。答ふ、造舍法に如るが故なり。舍を造らんと欲せば、先に基址を立てて、後方に結構するが如く、是の如く、尊者は、法の舍を造らんと欲して、基址法に如るが故に、先づ章を立て、結構法に如るが故に後に門を作る。復次に、種樹法に如とるが故なり。樹を種ゑんと欲せば、先づ其の地を治めて然る後に、種殖するが如く、是の如く、尊者は、法樹を種ゑんと欲し、治地法に如とるが故に先に章を立て、種殖法に如とるが故に後に門を作る。復次に、結鬘法に如とるが故なり。鬘を結ばんと欲せば、先づ其の縷を綖し、然る後に、花を結ぶが如く、是の如く、尊者は法鬘を結ばんと欲し、經縷法に如とるが故に先に章を立て、結花法に如とるが故に、後に門を作る。復次に、彩畫法に如とるが故なり。彩畫せんと欲せ

修道の五部に行き渉るをもつて遍行と名けらる。今茲でいふ遍行の結・非遍行結・遍行非遍行結とは、有身見・戒禁取・疑の三結は十一遍行中にあるを以て遍行結と名け、貪・瞋・慢・嫉・慳の五結は、十一遍行中に在らざるを以て非遍行結といひ、九結中、無明・見・取・疑の四結は、十一遍行中にあるも、他の愛・恚・慢・嫉・慳の五結は、十一遍行中に在らざるを以て遍行非遍行の結といひしなり。

【八】　九結とは、愛結(anunaya-saṃyojana)・恚結(pratigha-s.)・慢結(māna-s.)・無明結(avidyā-s.)・見結(dṛṣṭi-s.)・取結(parāmarśa-s.)・疑結(vicikitsā-s.)・嫉結(īrṣyā-s.)・慳結(mātsarya-s.)の九を指す。

【九】　七隨眠とは、欲貪隨眠(kāmarāga-anuśaya)・瞋隨眠(dveṣa-a.)・有貪隨眠(bhava-rāga-a.)・慢隨眠(māna-a.)・無明隨眠(avidyā-a.)・見隨眠(dṛṣṭi-a.)・疑隨眠(vicikitsā-a.)をいひ、中に就て、欲貪と有貪とを合して一となし、見を開いて五見となせば所謂十種の根本煩惱となる(行相)。更に之を三界五部に配すれば九十八隨眠を得るなり。

【一〇】　章門建立の所以に就て。茲に章とは三結・三不善根・三

結を説くとは、五結の如く、遍行非遍行の結を説くとは、[八]九結の如し。此れに由りて、五結は、經説に非らずと雖も、除くべからず。問ふ、九十八隨眠は、既に經説に非らざるに、何故に、除かざるや。答ふ、阿毘達磨は、皆、經を釋せんが爲めなり。[九]七種の隨眠は、是れ經の所説なれば、今、作論者は、廣く、行相と界と部との差別を以つて、之れを分別するに、九十八隨眠を得。是の故に、此の論は亦、除くべからず。

[一〇]問ふ、何故に、此に於て、先に章を立つるや。答ふ、諸門の義を顯示せんと欲するが爲めの故なり。若し章門を立てざれば、義の顯るることを得るに由無きこと、彩畫者の虚空に彩畫すること能はざるが如し。復次に、此の論をして、久しく世に住せしめんと欲するがための故なり。謂く、此の論の中には、善く、蘊と納息と章門とを立つと雖も、而も百千の衆中に乃一人有りて能く具さに誦持す。況んや、善く章門を立てざれば、誰か能く是の如き、雜亂の文句を、誦持するもの有るべけんや。誦持するもの無くんば、便ち速かに隱沒せん。復次に、若し章を立てざれば、則ち空にして所問無からん。必ず所依有りて、問を發するが故なり。問ふ、何故に、論者は、經に依りて章を立つるや。答ふ、諸の所造の論は、皆、經を釋せんが爲めの故なり。諸經中の所有の種種不相似の義を今、此に解釋し、立てて雜蘊と爲し、乃至、見の義を立てて見蘊と爲す。然も、一一の蘊は一切の義を具す。復次に、契經の義の無量なることを顯さんが爲めの故なり。外典の、文多くして、義、少なく、或は、全く義、無きが如きには非らず。[二]邏摩衍拏書(Rāmāyaṇa)に、一萬二千頌有るも、唯、二事を明すが如し。一には、邏伐拏(Rāvaṇa)が私多(Sītā)を劫め去ることを明し、二には、邏摩(Rāma)が私多を將ひて[三]還ることを明すなり。佛の經は、爾らず、若しくは文にしても、若しくは義にしても、無量無邊なり。無量とは、義の測り難きが故にして、無邊とは、文の知り難きが故なり。譬へば、大海の無量無邊なるが如し。無量とは深にして、無邊とは廣なるをいふ。復

有根繫、是在具成緣、此章願具説」の頌を指す。中に就て、三結等とは、三結三不善根三漏乃至九十八隨眠をいひ、之れ章に當る。性とは三性分別、熟とは有異熟無異熟分別、斷とは見修所斷及び五部所斷分別、見とは見非見分別、有とは尋伺分別、根とは五受根相應分別、繫とは界繫分別、是在とは界墮、界在分別、具とは具見の聖弟子の離斷、成とは成就不成就分別、緣とは相緣關係をいひ、こは倂章に相當す。

【四】 **以下五結及び九十八隨眠を説く理由に就て。**五結とは貪、瞋、慢、嫉慳の五をいふ。

【五】 舊には、茲に、一阿羅漢の耆婆迦と名くるものの死せしによりて、七萬七千の本生經と一萬の阿毘曇論の亡失せる物語を記載せり。(舊卷第二十五初參照)。

【六】 本論師とは、迦旃延子(Kātyāyanī putra)を指し、願智力(Praṇidhi-jñāna-bala)とは、願の如く知る智力にして、過去或は、未來を知らんと欲せば、第四禪に入りて願を起して知るなり。

【七】 遍行(sarvatraga)とは、苦諦下の身見・邊見・邪見・見取見・戒禁取見・疑・無明の七と、集諦下の邪見・見取見・疑・無明の四との十一は四諦

巻の第四十六（第二編　結蘊）

（結蘊第二中不善納息第一之一　舊譯第二十五巻初）

[一]第一章　煩惱論一般及びその諸門分別

[二]第一節　煩惱の範圍とその說述の次第

【本論】　三結　乃至　九十八隨眠

是の如き[三]章及び解章の義は、既に領會し已るをもて、次に廣く釋すべし。

[四]此の三結等は皆、是れ契經の所說なるも、唯、五結及び九十八隨眠を除くをもて此の中、是の如き二論を除くべし。所以は何ん、一切の阿毘達磨は、皆、契經を解釋せんが爲めなるに、此の二論は、既に、契經の所說に非らざるをもて、是の故に、除くべし。此れに出り、尊者妙音は、是の如き說を作す、「一切の阿毘達磨は、皆、經を釋せんが爲めなるをもて、如是如是の經に因りて、如是如是の論を作すべく、經說に非らざるものは、之れを除くべきなり」と。有るが說く、「此の二論を除くべからず。所以は何ん。彼の二も、亦、是れ契經の說なるが故なり。謂く、増一阿笈摩（Ekottara-āgama）に於て、五法中に、五結を說き、九十八法中に、九十八隨眠を說けるも、時を經ること久遠にして、倶に[五]亡失せり。此の[六]本論師は願智力を以つて、憶念觀察するをもて、此に於て重ねて敍して、之れを解釋するなり」と。有るが說く、「此の二は、經說に非らずと雖も、除くべからず」と。問ふ、五結は、既に契經の所說に非らざるに、何故に、除かざるや。答ふ、諸の論は、皆、作者の意樂に隨ふをもて、法相に違はざれば、造らんと欲して便ち造るなり。謂く、此の中に於て、[七]遍行の結と非遍行の結と遍行非遍行の結とを說く。遍行の結を說くとは、三結の如く、非遍行の

【一】本章は一切の煩惱の種類の解說より始めその名稱、本質並に屬性等を論究せるものにして、之を特に不善納息と名くる所以は、煩惱に不善と有覆無記との二種あるもその特色とする所は、不善にあるに由るならん。この章は新譯巻第五十五に及び四十三節に分れる程の長編に屬す。

【二】煩惱論を研究するに當つて先づその對象となるべき煩惱の範圍を定むる必要あり、而して一般に煩惱と稱せらるるものの中に三結・三不善根・三漏・四瀑流・四軛・四取・四身繫・五蓋・五結・五順下分結・五順上分結・五見・六愛身・七隨眠・九結・九十八隨眠等あるも、此の中五結及び九十八隨眠は經說に無きを以つて、經說の解釋を本義とする阿毘達磨に於ては之れを如何に取扱ふべきかが先づ問題となり、次いで章及び門を建立することの必要を說き、更に煩惱說述の順序に迄論究せるが本節の内容なり。

尙、一般に煩惱といひし場合には、以上の外十纏・六垢をも含めど此等は從屬的煩惱なるが故に、茲に於ては之を略說せり。

【三】茲に章及び解章とは、發智論の「三結等性熟、斷見

此の中、二つの小の四句を作すべし。皆、遍く、一切地と一切の染汚心とに有るが故なり。此の中に邪語等の三を說かざるは、相應法に非らざるが故なり。

[六五]問ふ、此の八邪支は、幾か欲界繫、幾か色界繫、幾か無色界繫なりや。答ふ、邪見と邪精進と邪念と邪定とは、三界繫に通じ、[六六]邪思惟と邪語と邪業と邪命とは、唯、欲・色界繫にして、而も色界中にて、唯、初靜慮のみなるは、上地には無きが故なり。有るが說く、「色界には、亦、邪命無し。彼れは、活命の爲めに、身語業を起さざるが故に」と。評して曰く、「此の中、前說を善と爲す。彼の貪の起す所の身語の二業を邪命と名くるが故に」と。

[六七]問ふ、此の八邪支は、幾か見所斷にして、幾か修所斷なりや。答ふ、一は見所斷にして、邪見を謂ひ、二は修所斷にして、邪語と邪業と邪命とを謂ひ、餘の四は、見修所斷に通ず。

[六八]問ふ、此の雜蘊中に、何故に、先に清淨の法を說きて、後に雜染の法を說くや。答ふ、世第一法の士用果を顯示せんと欲するが爲めの故なり。謂く、世第一法は、能く、見道を引きて、永く、邪見を斷ずるをもて是れ彼れの士用果なり。清淨とは、卽ち是れ世第一法等にして、雜染とは、卽ち是れ邪見等の八支なり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第四十五

【六五】八邪支と三界繫。

【六六】邪思惟は初禪以上に及ばず（初禪に邪思惟ありとする理由は例の梵天が自らを創造者と思惟すと傳へらるゝ所にある）又、邪語と邪業と邪命とは、前五識に關係するに、二禪以上には五識皆無なれば是等もなしと立つるなり。

【六七】八邪支と二斷門。

【六八】第一篇雜蘊終末に際し、その結構に就て一言す。

念なり。

此の中、邪念は必ず邪精進と相應するも、邪念と恒に倶有に非らざるが故なり。自性は自性と相應せざるが故に。

【本論】(二)法にして邪念と相應するも、邪精進とに非らざるもの有り。謂く、邪精進なり。

此の中、邪精進は、必ず邪念と相應するも、邪精進と恒に倶有に非らざるが故なり。自性は自性と相應せざるが故に。

【本論】(三)法にして邪精進と相應し亦、邪念とも相應するもの有り。謂く、邪精進と邪念とに相應する法なり。

此の中、邪精進と、及び邪念との體を除きて、餘の染汚の心心所法を取る。卽ち九大地法と八大煩惱地法と十小煩惱地法と無慚と無愧と貪と瞋と慢と疑と惛沈と睡眠と惡作と怖と尋と伺と及び心とにして、是の如き諸法は、是れ染汚なれば、二は倶に相應し恒に倶有なるが故なり。

【本論】(四)法にして邪精進と相應するにも非ず亦、邪念とにも非らざるもの有り。謂く、諸の餘の心心所法と色と無爲と心不相應行となり。

此の中、諸の餘の心心所法とは、謂く、一切の善と無覆無記との心心所法にして、染汚有るに非らざればなり。餘は前説の如し。

【本論】[六四]邪精進を以つて、邪念に對するが如く、邪精進を以つて、邪定に對するも亦、爾り。邪精進を以つて邪念と邪定とに對するが如く、邪念を以つて邪定に對するも亦、爾り。

【六四】邪精進と邪定・邪念と邪定との關係。

有り。謂く、邪見と相應せざる邪精進と及び諸の餘の心心所法と、色と無爲と心不相應行なり。

此の中、邪見と相應せざる邪精進とは、謂く、有身見等と相應する邪精進にして、彼れの、倶に相應せざるは、彼の聚中には、邪見無きが故と、自性は自性と相應せざるが故となり。及び諸の餘の心心所法とは、謂く、一切の善と無覆無記との心心所法にして、染汚有るに非らざればなり。色と無爲と、心不相應行とは、謂く、一切の色と無爲と、心不相應行にして、是の如き諸法の、倶に相應せざるは、不染汚なるが故と、相應法に非らざるが故となり。

【本論】[六二]邪見を以って邪精進に對するが如く、邪見を以って邪念と邪定とに對するも亦、爾り。

此の中、二つの中の四句を作すべし。邪念と邪定とは、邪精進の如く、遍く一切地と一切の染汚心とに皆、有ることを得るが故なり。邪見を以って、邪精進と邪念と邪定とに對するが如く、邪思惟を以って、邪精進と邪念と邪定とに對するも、亦、爾り。此の中に、三つの中の四句を作すべし、邪思惟の一切地に遍からざるは、邪見の、一切の染汚心に遍からざるが如きを以っての故なり。

【本論】[六三]諸法にして邪精進と相應するものは、彼の法は、邪念と相應するや。答ふ、四句を作すべし。

此の中の二法は、倶に遍く一切地と、一切の染汚心とに有るをもて、此れに由り相望して、小の四句を作す。

【本論】（一）法にして邪精進と相應するも、邪念とに非らざるもの有り、謂く、邪

【六二】邪見と邪念、邪見と邪定との四句關係― 前に例して知るべきこと。

【六三】邪精進相應法と邪念相應法との四句關係― 了解し易し。

四句を作すべし。

此の中邪見は一切地に有るも、一切の染汚心にあるに非ざるに、邪精進は、一切地及び一切染汚心に俱に有るをもて、此れに由り相望して、中の四句を作す。

【本論】[五七](一)法にして邪見と相應するも邪精進とに非ざるもの有り。謂く、邪見相應の邪精進なり。

此の中の邪見相應の邪精進とは、謂く、邪見聚中の懈怠なり。但、邪見と相應するも、邪精進とに非ざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。

【本論】[五八](二)法にして邪精進と相應するも、邪見とに非ざるもの有り。謂く、邪見と、及び餘の、邪見と相應せざる邪精進相應の法なり。

此の中、邪見とは、謂く、諸の邪見は皆、邪精進と相應するも、邪見とには非らず。彼の聚には、定んで邪精進有るが故と、自性は自性と相應せざるが故となり。及び餘の邪見と相應せざる邪精進相應の法とは、謂く、一切地の邪見聚を除きて、餘の染汚聚中、邪精進相應の法を取るなり。

【本論】[五九](三)法にして邪見と相應し亦、邪精進とも相應するもの有り。謂く、邪見相應の邪精進を除きて、諸の餘の邪見相應の法なり。

此の中、邪見相應の邪精進を除くとは、邪精進の體の數は、極めて多きを以つて、此の中、但、邪見と相應するもののみを除き、餘は、濫ること無きが故に、此に除かるるに非ず。諸の邪見相應の法とは、謂く、邪見聚中の邪精進と及び邪見の自體を除きて、餘の心心所法の彼れと俱に相應するものを取る。即ち[六〇]九大地法と、八大煩惱地法と無慚と無愧と惛沈と睡眠と尋と伺と及び心なり。

【本論】[六一](四)法にして邪見と相應するにも非らず亦、邪精進とにも非らざるもの

【五七】第一句。邪見のみに相應し邪精進に相應せざる場合。—邪見に相應する邪精進は、邪見には相應するも、自性と自性と相應することなきを以て邪精進とは相應せず。

【五八】邪精進と相應するも邪見には相應せざるもの。—(イ)邪精進と相應する邪見(ロ)邪精進と相應する有身見等。

【五九】第三句。邪見とも邪精進とも相應するもの。—邪見相應の邪精進と、邪精進相應の邪見と、有身見等を除く、餘の染汚法は凡て兩者に相應す。(有身見は邪進に相應するも邪見には、古來の性質上相應せず)。

【六〇】九大地法とは、十大地法中より慧(邪見の體)を除ける以後を指し八大煩惱地法とは、大煩惱地法中より懈怠と不正知を除けるを指す。

【六一】第四句。兩者に相應せざるもの。—推知すべし。

ざるが故なり。及び餘の邪見と相應せざる邪思惟相應の法とは、謂く、欲界と未至定と初靜慮との邪見聚を除きて、餘の染汚聚中の邪思惟相應の法を取るなり。卽ち有身見・邊執見・戒禁取・見取・疑・貪・瞋・慢・不共無明相應聚中の邪思惟相應の法なり。謂く、[五三]十大地法等は、理の如く知るべし。

【本論】[五四]（三）法にして邪見と相應し亦、邪思惟とも相應する有り。謂く、邪見相應の邪思惟を除くと、及び邪思惟相應の邪見を除く諸の餘の邪見・邪思惟相應の法なり。

謂く、欲界と未至定と初靜慮との邪見聚中の邪見邪思惟相應の法にして、卽ち九大地法と九大煩惱地法と無慚と無愧と惛沈と睡眠と伺と心となり。

【本論】[五五]（四）法にして邪見と相應するにも非ず、亦、邪思惟とにも非らざるもの有り。謂く、邪見と相應せざる邪思惟と、邪思惟と相應せざる邪見と、及び諸の餘の心心所法と色と無爲と心不相應行となり。

此の中の邪見と相應せざる邪思惟とは、謂く、欲界と未至定と初靜慮との邪見聚を除きて、餘の染汚聚中の邪思惟を取る。彼れの、倶に不相應なることは、彼の聚には邪見無きが故と、自性は自性と相應せざる故となり。邪思惟と相應せざる邪見とは、謂く、靜慮中間、乃至、有頂の邪見にして、彼れの、倶に不相應なることは、自性は自性と相應せざるが故と、彼の地には思惟無きが故となり。及び諸の餘の心心所法とは、謂く、靜慮中間乃至、有頂の邪見聚を除きて、餘の染汚の心心所法と幷びに一切の善と無覆無記とを取る。色と無爲と心不相應行とは、謂く、一切の色と無爲と心不相應行とにして、是の如き諸法の倶に不相應なることは、彼の聚には、邪見無きが故と、彼の地には思惟無きが故と、不染汚なるが故と、相應法に非らざるが故となり。

【本論】[五六]諸法にして邪見と相應するもの、彼の法は、邪精進と相應するや。答ふ、

相應の邪見（ロ）邪思の起り得る範圍に於て而も邪見と兩立し得ざる有身見・戒禁取と相應する場合。

【五三】邪思惟の體は尋にして而も婆沙にては尋を大地法中にも大煩惱地法中にも數へざるを以て、邪思惟には大地法及び大煩惱地法の全部が相應すと解せざるべからず。

【五四】第三倶句。邪見にも邪思惟にも相應するもの。邪思惟の起り得る欲・未至・初禪に於て起れる煩惱心。但し邪見と邪思と相互に相應するを除く。

【五五】第四非句。兩方共に相應せざるもの、—前三句に基いて推知すべし。

【五六】邪見相應法と邪思惟相應法との四句。

異生性は、邪支を扶持し、此の邪支は、復た能く、異生性を扶持するを謂ふ。復次に、行者は、異生性及び八邪支を厭ひて、聖道を修するが故に、異生性の後に復た、邪支を分別するなり。

【本論】[四七]**諸法にして邪見と相應するもの、彼の法は、邪思惟と相應するや。答ふ、四句を作すべし。**

此の中、邪見は、一切地に有るも、一切の染汚心にあるには非らず。有身見等の聚中に無きが故に。邪思惟は、一切の染汚心に有るも、一切地にあるに非らず。靜慮中間以上には、無きが故に。此れに由りて相望して、大の四句を作すなり。

【本論】[四八]**(一)法にして邪見と相應するも邪思惟とに非らざる有り。謂く、邪見相應の邪思惟と、及び餘の、邪思惟と相應せざる邪見相應の法なり。**

此の中、邪見相應の邪思惟とは、謂く、欲界と未至定と初靜慮との邪見と倶なる尋にして、彼が、唯、邪見と相應するも、邪思惟とに非らざるは、自性と自性とは三因縁に由りて相應せざるが故なり。一には、二の思惟は、倶時に起ること無きが故に、二には、[四九]前後の思惟は和合せざるが故に、三には、諸法の自性は、自を觀ぜざるが故に。即ち、[五〇]他生に待するも自性に待せざるを謂ふ。及び、餘の邪思惟と相應せざる邪見相應の法とは、謂く、靜慮中間、乃至、有頂の邪見相應の法にして、即ち、[五一]九大地法と九大煩惱地法と惛沈と伺と心となり。

【本論】[五二]**(二)法にして邪思惟と相應するも、邪見とに非らざるもの有り、謂く、邪思惟相應の邪見と、及び餘の邪見と相應せざる邪思惟相應の法**[五三]**なり。**

此の中の邪思惟相應の邪見とは、謂く、欲界と未至定と初靜慮との邪見にして、彼れは、唯、邪思惟と相應するも、邪見とに非らざるは、自性は、自性と、前所說の三種の因緣に由りて、相應せ

【四七】以下邪見相應法と邪思惟相應法との四句。—邪見は一切地にあるも必ずしも一切の染汚に通ぜず、邪思惟は必ずしも一切地にあらざるも一切の染汚に通ずる點に於て相互の範圍に廣狹を異にするものありて四句を成ずるものとす。

【四八】第一單句。邪見とのみ相應するもの—(イ)邪見相應の邪思惟には更に邪思惟の相應することなし。(ロ)邪思惟は初と二との間に於ける中間定以上になきを以て、中間以上の地に於ける邪見と相應する法。

【四九】前後は時間にて分段され、その間に和合相應の義なしとの義。

【五〇】他生の生は性の誤寫か。

【五一】邪見の體は慧なれば、十大地法にありては、之を除いて他の九(作意・觸・受・想・思・欲・勝解・念・定)。十煩惱地法にありては不正知を除いで、他の不信・怠・失念・心亂・無明・非理作意・邪勝解・掉・逸とが邪見と相應す。之に大有覆無記地法の惛沈、並びに伺と心とを加へたれど、この中、伺は中間定に限り、有頂地までに及ばざるは勿論なりとす。

【五二】第二單句。邪思惟とのみ相應するもの。—(イ)邪思

るをもて、今、之れを說かんと欲するが故に、斯の論を作す」と。有餘師の說く、「前は已に異生性の體を顯すと雖も、未だ其の相を辨ぜざるをもて、今、之れを說かんと欲するが故に、斯の論を作す」と。或は、說者有り、「前は、異生性の對治を顯すをもて、今、異生性の體を說かんと欲するが故に、斯の論を作す」と。

三界と言ふは、異生性の、唯、欲界繫なることを遮し、不染汚とは、異生性の、是れ染汚の法たること、及び見所斷なることを遮し、心不相應とは、異生性の、是れ心所法なることを遮し、行とは、異生性の實有の法に非らざることを遮するなり。假法は、理として行蘊の攝に非らざるが故に。此は卽ち、異執を遮して、異生性の體を顯すなり。尊者妙音は、說く、「異生性は、卽ち衆同分にして、牛羊等の諸の衆同分を、卽ち說きて名けて、牛羊等の性と爲すが如く、是の如く異生の衆同分の體を、異生性と名く」と。有餘師の說く、「別に、一法の是れ不染汚にして、心不相應行蘊の所攝なるもの有りて—命根等の如し—異生性と名く」と。彼の執を遮せんが爲めに、前に異生性とは、聖法を得せざるを名け、得せずとは、卽ち是れ不成就性なりと說けり。問ふ、何に緣りて、卽ち異生の衆同分と及び別法の異生性と名くるもの有り許さずして、聖法の不成就性を異生性と名くることを許すや。答ふ、異生の衆同分は、親しく聖法に違ふに非らざるが故に、又別に一法の有ることは知るべからざるが故に、聖法の不成就性の、親しく聖法に違ひ、相の知るべきもの有るをもて、異生性と名くるの理、善く成立するが如きには非されぱなり。

第十六節　邪見を中心として八邪支に對する相應法の種々相[四五]

【本論】諸法にして邪見と相應するもの、彼の法は、邪思惟と相應するや。乃至廣說。

[四六] 問ふ、何故に、異生性の後に邪支を說くや。答ふ、此の二は、展轉して、相扶持するが故なり。

【四五】八聖道支の反對を八邪支と言ひ、卽ち邪見乃至邪定を指す。然るにこの八邪支をその關係する地及び染汚の立場よりするに、その範圍は必ずしも一致せず。或は九地の一切に涉るも必ずしも染汚の一切に涉らざるものあり、反對に一切の染汚に通ずるも一切地に通ぜざるあり乃至一切地一切染に通ずるものあるなど、その勢力範圍の交錯するもの多し。今節は是等八邪支の性質を明かにし、其等と相應する心所法を地と染とに關聯して分別せんとしたるものにして、問題の性質上凡て四句分別を以てせり。

【四六】問題提出の所以。

の染を離れざるものの、[四二]彼の初靜慮の異生性は、未斷にも非らず、亦、成就にも非らず、乃至、已に無所有處の染を離るるものの、彼の初靜慮乃至、無所有處の異生性は、未斷にも非らず亦、成就にも非らず。若し初靜慮に生じて、未だ第二靜慮の染を離れざるものの、彼の欲界の異生性は、未斷にも非ず亦、成就にも非らず。已に第二靜慮の染を離るるも未だ第三靜慮の染を離れざるものの、彼の欲界と第二靜慮との異生性は、未斷にも非らず亦、成就にも非らず。乃至、已に無所有處の染を離るるものの、彼の欲界と第二靜慮と、乃至、無所有處との異生性は、未斷にも非らず亦、成就にも非らず。乃至、若し非想非非想處に生ずるものの、彼の欲界乃至、無所有處の異生性は、未斷にも非らず亦成就にも非らず。若し諸の聖者ならば、已に欲界の染を離るるも未だ初靜慮の染を離れざるものの、彼の欲界の異生性は、未斷にも非らず、亦、成就にも非らず。已に初靜慮の染を離るるも、未だ第二靜慮の染を離れざるものの、彼の欲界と初靜慮との異生性は、未斷にも非らず亦、成就にも非らず。乃至、已に非想非非想處の染を離るるものの、彼の三界九地の異生性は未斷にも非らず亦、成就にも非らざるなり。[四三]頗し異生性の已斷にして成就なるもの有りや。答ふ、四句を作すべし。謂く、前の第二句を此の初句と作し、前の初句を此の第二句と作し、前の第四句を此の第三句と作し、前の第三句を此の第四句と作す。前の所說に准じて、其の相を知るべし。

【本論】[四四]異生性を、何の法と名くるや。答ふ、三界の不染汚の心不相應行なり。

問ふ、何が故に、復た此の論を作すや。答ふ、疑者をして、決定を得せしめんと欲するが故なり。謂く、前に、聖法を得せざるものを異生性と名くと說けるをもて、或は、有るが疑を生ず、「聖法を得せざるは、實有の體に非らざること、未だ財を得ざるが如し」と。此の疑をして決定を得せしめんと欲するが故に、異生性は、是れ實有の法にして、行蘊の所攝なることを顯さんがための故に、斯の論を作す。有るが是の說を作す、「前は、已に異生性の相を顯すと雖も、未だ體を辨ぜざ

就にもあらざる場合（卽ち已に或る地の染を斷ずることによりて、その地の異生性を身に成就することなき場合）。之にも種々の場合あるも、大約、前三句の精神を應用することによりて、之を理解し得べしと思ふが故に記せず。

【四二】彼に對して、欲界の異生性は未斷にあらずして成就。第二禪以上は未斷にして而も成就にあらず。かくて初禪の異生性は未斷にもあらず成就にもあらず。

【四三】已斷と成就との四句分別――本文の通り前に準じて推知すべし。

【四四】異生性の法相的地位に就て。――聖法の不得を體となし、無覆無記にして心不相行法の攝。(前に註せし如く倶舍は之を不相應行中に數へず瑜伽派に到りて之を數へたり。蓋し本文にもある如く毘婆沙師は之を「聖法の不成就」以外の別法と認めざるを倶舍論は繼承し、唯識派は總じて不相應法を假法と見做したるの關係上、便宜論に從つて之を不相應行蘊中に攝せるがためならん)。

るもの有りや。答ふ、四句を作すべし。(一)或は、異生性の未斷にして、不成就なるもの有り。謂く、(イ)諸の異生の欲界に生じて、未だ初靜慮の染を離れざるもの、そは、彼の上八地の異生性は未斷なるも成就せざればなり。已に初靜慮染を離るるも、未だ第二靜慮染を離れざるもの、そは、彼の上七地の異生性は未斷なるも成就せざればなり。乃至、已に無所有處染を離るるものの彼の上一地の異生性は、未斷にして不成就なり。若し初靜慮に生ぜば、未だ第二靜慮の染を離れざるものの、彼の上七地の異生性は、未斷にして不成就なり。已に第二靜慮染を離るるも、未だ第三靜慮染を離れざるものの、彼の上六地の異生性は、未斷にして不成就なり。乃至、已に無所有處染を離るるものの彼の上一地の異生性は、未斷にして不成就なり。乃至、若し無所有處に生ぜば、彼の上一地の異生性は、未斷にして不成就なり。(ロ)若し諸の聖者ならば、未だ欲界の染を離れざるものの、彼の九地の異生性は、未斷にして不成就なり。已に欲界の染を離るるも、未だ初靜慮の染を離れざるものの、彼の上八地の異生性は、未斷にして不成就なり。乃至、已に無所有處染を離るるも、未だ非想非非想處の染を離れざるものの彼の上一地の異生性は、未斷にして不成就なり。(二)或は、異生性の成就にして未斷に非ざるもの有り。謂く、諸の異生の欲界に生じて、已に欲界の染を離るるもの、そは、彼の欲界の異生性は成就するも未斷に非ざればなり。乃至、無所有處に生じて、已に無所有處の染を離るるものの、彼の無所有處の異生性は、成就にして未斷に非らず。(三)或は、異生性の未斷にして、亦、成就なるもの有り。謂く、諸の異生の、未だ欲界の染を離れざるものの、彼の欲界の異生性は、未斷にして亦成就なり。乃至、無所有處に生じて、未だ無所有處の染を離れざるものの、彼の無所有處の異生性は、未斷にして亦、成就なり。若し非想非非想處に生ぜば、彼の非想非非想處の異生性は、未斷にして亦、成就なり。(四)或は、異生性の未斷にも非らず亦、成就にも非らざる有り。謂く、諸の異生の欲界に生じて、已に初靜慮の染を離るるも、未だ第二靜慮

【四二】異生性の未斷と成就との四句。——

第一單句、未斷なれど成就せざる場合。—之に種々の場合あるも、

(イ)異生にありては、若し一切未斷の時は、その生地の異生性のみは未斷にして亦成就なるも、上地の異生性は未斷ながらもその身に成就し居らざる意味に於て不成就なり。若し有漏智によりて或地の染を離るゝ時は、それだけは已捨にして不成就なるも上地の異性は未斷にして不成就。

(ロ)之に對して聖者にありては欲染を離れざる場合にても、未斷ながらも不成就(異生の際には未斷にして成就)の點に於て異生よりも一地數だけ多きも他は異生の離染の場合と同じ。

第二單句、成就して未斷にあらざる場合。(已に染を斷しながら尙ほ異生たる場合)。—異生が有漏智にてその生地の染を離るゝ時は、その限り染斷(未斷にあらず)なるも、無漏啓發生せざる點に於て、未だ異生たるを免れざるはこの句に相當す。

第三俱句。未斷にして成就する場合。その生地の染を斷ぜざる異生之なり。

第四非句。未斷にもあらず成

を捨して、彼の不成就性を得すと說くべきに、三界の異生性を捨すと言ふは、三數を滿さんが爲めの故に、是の說を作すのみ。謂く、上二界の異生性は、先に不成就にして、今復、欲界の異生性を捨せば、三數、便ち滿つるが故に、是の說を作すなり。有るが說く、「上二界の異生性は、先に不成就なりと雖も、今復、不成就なるが故に、亦、捨と說く。云何が先に不成就にして、今復、不成就なりやといふに、轉た遠きが故なりと謂ふべし」と。有るが說く、「欲界の異生性は、上二界の異生性を、能く資け、能く引きて、彼れの與めに、門と爲り加行と爲るが故に、若し欲界の異生性を捨する時は、亦、彼れを捨すと說くなり」と。有るが說く、「欲界の異生性を成就する時は、色・無色界の諸の異生性も、當に現起し容べし。彼れの與めに、依となり、安足處と爲り容べきが故なり。若し欲界の異生性を捨す時は、彼の生路を斷ずるが故に、亦、捨すと說くなり」と。有るが說く、「爾の時は、三界の諸の異生性は非擇滅を得するが故に、是の說を作せしなり」と。爾の時、頓みに、三界九地の諸の異生性の非擇滅を得するが故に、是の義を以つての故に、問の言有り。頗し法にして一時に捨して、九時に斷ずるもの有りや。答ふ、有り。謂く、異生性なり。一時に捨すとは、苦法智忍の生ずる時を謂ひ、九時に斷ずとは、欲界、乃至、非想非非想處染を、離るるに、各、第九無間道の時に於てするを謂ふ。頗し異生性に於て、已に擇滅を得して、未だ非擇滅を得せざる有りや。答ふ、[40]四句を作すべし。(一)或は、異生性に於て、已に擇滅を得して、未だ非擇滅を得せざる有り。謂く、諸の異生の已に欲界、乃至、無所有處の染を離るるもの。(二)或は、異生性に於て、已に非擇滅を得して、未だ擇滅を得せざる有り。謂く、諸の聖者の未だ欲界の染を離れざるもの。(三)或は、異生性に於て、已に擇滅と及び非擇滅とを得するもの有り。謂く、諸の聖者の已に欲界、乃至、非想非非想處の染を離るるもの。(四)或は、異生性に於て未だ擇滅と及び非擇滅とを得せざるもの有り。謂く諸の異生の未だ欲界の染を離れざるものなり。頗し異生性の未斷にして不成就な

【四〇】異生性に於ける擇滅と非擇滅の四句關係。
第一單句。擇滅のみあり！無所有處までの擇滅を得するも有頂殘りゐる限り非擇滅にあらず。
第二單句。非擇滅のみあり。已に聖なる限り、異生性に於て非擇滅を得するも欲染を離れぬ限り、未だ擇滅を得せず。
第三倶句。無學の聖者。
第四非句。欲染を離れざる異生。

現觀し、又、聖道起るとき、先に爲めに、異生性を對治するが故に、是の如き說を作す。問ふ、若し爾らば、異生性は、唯、欲界繫なるべきや。答ふ、唯、欲界繫ならば、前の過失有るが故に、此は三界繫に通ずと言ふべし。

【本論】[三四]此の異生性は、見所斷なりと言ふべきや。修所斷なりや。答ふ、[三五]修所斷なりと言ふべし。

直に語言するも、其の義便ち成立するに非らざるが故に、問答し重ねて、斯の義を顯すべし。

【本論】 何故に、異生性は、見所斷に非らざる耶。答ふ、見所斷の法は、皆、染汚なるに、異生性は、不染汚なるが故なり。

諸の染汚の法は、[三六]部に隨ひ、品に隨ひて、漸漸に、之を斷じて、不成就を得するに、諸の異生性は、[三七]苦法智忍のとき、一時に頓に捨し、地に隨ひて第九無間道力によつて、一時に頓に斷ずるが故に、染汚に非らず。

【本論】 又、世第一法の、正に滅して、苦法智忍の、正に生せんとする爾の時、三界の異生性を捨して、彼の不成就性を得するに、爾の時は未だ見所斷の法に於て、捨有るに非ざるが故なり。

若し異生性にして是れ見所斷ならば、[三八]此の位の中には、未だ彼の性を捨せざるべけん。則ち具縛者の、苦法智忍に住する時は、異生性を成就すべけん。見所斷の法は、具さに成就するが故に。此の位に住する者を、名けて[三九]聖と爲すべく、亦、異生と名くべく、便ち雜亂を成ずるが故に、異生性は、見所斷に非ずとなす。問ふ、爾の時は、唯、欲界のみを異生性を捨すべし、上二界の異生性は、先に不成就なるが故に、如何が乃ち三界を捨すと說くや。答ふ、爾の時は、三界中の隨一の異生性

【三四】**異生性と三斷門**
【三五】異生性の修所斷なる理由に就て倶舍第一卷參照のこと。
【三六】部とは四諦修道の五部、品とは上々乃至下下の九品。
【三七】苦法智忍の時に到りて頓に巳に異生位を捨し、有頂地第九品の無間道卽ち金剛喩定の時、頓にその得を斷ずるをいふ。
【三八】此位とは苦法智忍位のこと。卽ち若し見斷なりとすれば苦法智忍位には尙ほ十四心に相當するだけの見惑あるを以て、異生とせざるべからずと。
【三九】苦法智忍位は所斷の惑と能斷の智忍と併存する位なれば、若し異生性を見所斷とするならば同一人を忍の點よりは聖者といひ得べく、異生性の點よりは異生と名くべきことになり、法相の混亂を來たさんとなり。

色界に生ずる時は、欲界の法を皆、捨し、欲界の法の不成就性を得するをもて、若し異生性にして、唯、欲界繋ならば、諸の異生の欲界より沒して、無色界に生ずるものは、異生に非ざるべければなり。

若し異生に非ずとすれば、則ち彼れに生ずるものは、退墮する者無かるべけん。聖者は上に生ずれば、必ず退して下地の生を受くること無きが故に。欲界より沒して、色界に生ずる者は、亦、欲界の法を捨すと雖も、全捨に非ざるは、彼れ、猶ほ、欲界の變化心等を成ずるが故なり。此に由りて、但、無色界に生ずるもののみを說けり。

【本論】 何が故に、異生性は、唯、色界繋に非ざるや。答ふ、色界より沒して、無色界に生ずる時は、色界の法を皆、捨し、色界の法の不成就性を得するをもて、若し異生性にして、唯、色界繋ならば、諸の異生の色界より沒して、無色界に生ずるものは、異生に非らざるべければなり。

若し異生に非らずとすれば、[三]猛憙子等は、下に生ぜざるべけん。聖は、爾らざるが故に。色界より沒して、欲界に生ずるものは、亦、色界の法を捨すと雖も、全捨に非らざるは、彼れ、猶、色界の煩惱等の法を成ずるが故なり。此に由りて、但、無色界に生ずるもののみを說けり。

【本論】 何が故に、異生性は、唯、無色界繋に非らざるや。答ふ、正性離生に入るとき、先に欲界の苦を現觀し、後に合して、色・無色界の苦を現觀す。聖道起りて、先に欲界の事を辨じ、後に合して色・無色界の事を辨ず。是の故に、異生性は、唯、無色界繋に非らず。

[三]法として是の如くなるべし。卽ち、若し此の地の異生性を成就せば、必ず先に、此の地の苦諦を

【三】舊には、阿私陀(Asita)阿羅茶(Ālāḍa kālāma)鬱陀迦(Udraka Rāmaputra)とあり。傳に從へば阿私陀は無想天に生ずることを理想とし、阿羅茶と鬱陀迦とは、無所有處及び非想非々想處に生ずることを以て最終理想とせり。若し異生性にして更に色界繋ならば、彼等は已に聖者たるべき筈なれど佛陀は、之を退轉の道として捨てられたるは、無色界より再び下界に生ずることを認めたればなり。

【三】法として云ふ。自己の實際屬しゐる異生性を退治するために、先づ欲の苦諦を觀じ、次いで實際的には屬し居らざるも屬し得べき可能態としての上界に及びてその苦諦を觀じて是を對治するは、(卽ち近きより遠きに及ぶは)自然の理法として然るなりといふ意味。

脫・勝處・遍處等の如し。(四)或は、善法の加行に由るが故に得するにも非ず、亦、餘緣に由るにも非ざるものの有りやといへば、無きなり。

加行を設けて、異生を求作すること無しとは、異生性は、加行得の善に非ざることを顯す。謂く、必ず先に異生に非ずして、後に求めて、彼の下賤を證得すること有ること無きが故に、無始時より來た是れ異生なるが故なり。又、斷善の時は、善法を皆、捨す等とは、異生性は、生得善に非ざることを顯す。謂く、斷善の時は、正に生得を斷ずるも、加行得に非ざるが故なり。若し斷善根のものにして異生に非ずとすれば、甚だ正理に違ふ。そは彼れ斷善根者は極惡なるが故に。斯の如き所說の過失有らしむること勿らんがための故に、異生性は決定して、善に非ずとす。

【本論】[三〇] 何故に、異生性は、不善に非ざるや。答ふ、離欲染の時に、不善を皆、捨し、不善法の不成就性を得するをもて、若し異生性にして是れ不善ならば、諸の異生は、欲染を離るれば、異生に非らざるべければなり。

若し離欲染者にして異生に非ずとすれば、彼れは、後に還つて欲界に生ずべからず。聖者は欲染を離るれば、必ず更に欲界の生を受けざるが故になり。又、若し爾らば、色・無色界には、異生無かるべけん。便ち大失有るが故に、異生性は、定んで不善に非ず。故に彼れは、唯、是れ無覆無記なり。

【本論】[三一] 此の異生性は、欲界繫と言ふべきや。色界繫なりや。無色界繫なりや。答ふ、或は欲界繫、或は色界繫或は無色界繫と言ふべし。

直に語言するも、其の義便ち成立するに非ざるが故に、問答し重ねて、斯の義を顯すべし。

【本論】 何故に、異生性は、唯、欲界繫に非らざるや。答ふ、欲界より沒して、無

【三〇】異生性の不善ならざる理由。― 欲界を離るる時は凡ての不善を捨するを以て、異生性を不善とすれば上二界に生るゝ時、已に聖者なりとせざるべからざるの不都合を來たさんとなり。

【三一】異生性と三界繫。三界に通ず。

得し、或は餘縁に由るが故に得するも、加行を設けて異生を求作すること無し。又、斷善の時は、善法を皆、捨して、諸の善法の不成就性を得するをもて、若し異生性にして是れ善性ならば、斷善根者は、異生に非ざるべければなり。

直ちに語言するも、其の義便ち成立するに非ざるが故に、復た問答して、善に非ざること等を顯すなり。此の中、有るが説く、「善法は、或は加行に由るが故に得すとは、加行に由りて起す所の諸の善を顯し、或は餘縁に由るが故に得すとは、彼れの修する所の未來の諸善を顯すなり」と。復次に、善法は、或は加行に由るが故に得すとは、加行得の善を顯し、或は餘縁に由るが故に得すとは、離染得の善を顯す。復次に、善法は、或は加行に由るが故に得すとは、加行得の善の中の順勝進分と順決擇分とを顯し、或は餘縁に由るが故に得すとは、加行得の善の中の順退分と順住分とを顯すなり。問ふ、若し爾らば、此の中、何故に、生得善を説かざるや。答ふ、説くべくして説かざるは、知るべし此の義、有餘なることを。復次に、此の中には、但、得し難き勝れたる善を説くも、諸の生得善は、得し易くして下劣なるが故に之れを説かざるなり。復次に、諸の異生性は、皆是れ生得なれば、若し此の中に生得善を説かば、便ち彼れに異ならざるが故に、之れを説かず。復、説者有り、「善法は、或は加行に由るが故に得すとは、加行得の善を顯し、或は餘縁に由るが故に得すとは、生得善を顯す」と。復次に、善法は、或は加行に由るが故に得すとは、勝進の時に得する所の諸善を顯し、或は餘縁に由るが故に得すとは、退等の時に得する所の諸善を顯すなり」と。

二九 此の中に、四句分別を作すべし。(一)或は善法の加行に由るが故に得し、餘縁に由るに非ざるもの有り、暖・頂・忍・世第一法・見道・現觀邊の世俗智・道類智・不動心解脱・無諍願智・邊際定等の如し。(二)或は、善法の餘縁に由るが故に得するも、加行に由るに非ざるもの有り、生得善の如し。(三)或は、善法の加行に由るが故に得し、亦、餘縁に由るもの有り。四沙門果・靜慮・無色・無量・解

【二九】 加行による善と餘縁による善との間に於ける四句分別。― 大約解し易きを以て註せず。

を愛樂するが故に、聖欲と名け、諦理を覺了するが故に、聖慧と名く。有るが説く、[二三]「六地の苦法智忍は、即ち是れ此の中の六句の所顯なり」と。有るが說く、[二四]「六姓の苦法智忍は、即ち是れ此の中の六句の所顯なり」と。復、説者有り、「此の中の六句は、皆、共に一切の聖法を顯示す」と。謂く、諸の聖法の義に總と別と有り初めの一は是れ總にして、後の五は是れ別なり。五の中の二の釋は、前の如く知るべし。有るが說く、「六姓の一切の聖法は、即ち是れ此の中の六句の所顯なり」と。有るが說く、「三乘の學、無學の法は、即ち是れ此の中の六句の所顯なり」と。有餘師の說く、「此の中には、眞實と相似との二種の聖法を顯示す。相似の聖法とは、即ち暖等の四の順決擇分にして、聖法とは、謂く眞實の聖法、即ち無漏道なり。聖暖とは、暖法を謂ひ、聖見とは、頂法を謂ひ、聖忍とは、下中忍法を謂ひ、聖欲とは、增上忍法を謂ひ、聖慧とは、世第一法を謂ふ。若し未だ暖法等の四を修得せざるものは、知るべし彼れは是れ全分の異生にして、若し暖等を得するものならば亦、聖者と名くることを。世尊の說くが如し、『若し暖等の善根を成就するもの有らば、我れは、彼れを說きて相似の聖者と名けん』」と。評して曰く然も異生性は、唯是れ眞實の聖法の非得にして、餘を得せざるに非ず。故に彼れは、所謂聖暖等を暖頂等の謂なりとは言ふべからず。

【本論】[二五]此の異生性は、善なりと言ふべきや。不善なりや。無記なりや。答ふ、無記なりと言ふべし。

謂く、[二六]無覆無記なり。非得の性なる故に。一切の非得は皆、是れ無覆無記性の攝なり。問ふ、異熟生等の[二七]四無記の中にて、此は何の所攝なりや。答ふ、四の所攝に非ずして、但、是れ等流の無覆無記なり。問ふ、此は何故に、有覆無記に非ざるや。答ふ、離染の時に、此の性を捨するに非ざるが故なり。

【本論】[二八]何故に、異生性は、善に非ざるや。答ふ、善法は、或は加行に由るが故に

【二三】六地とは未至、中間四根本定のこと。

【二四】六姓とは退法種姓以下不動種姓に到る六種根を指す。

【二五】**異生性の三性分別に就て。**

【二六】無覆無記は善にも惡にも染にもあらざる點に於て、之を一面よりすれば三性中、善と染汚の非得を特質と見得るを非得の性と言へるなり。

【二七】異熟、威儀路、工巧、通果の四を指す。

【二八】**異生性の善にあらざる所以。**

ものとす。復次に、道類智、已に生ずれば、苦法智忍は成就せずと雖も、彼の等流果を成就するが故に、異生と名けず。復、說者有り、「一切の聖法を得せざるは、是れ異生性なり」と。問ふ、若し爾らば、則ち一切の有情を皆、異生と名くべけん。聖者といへども、一切の聖法を成就すること無きが故に。答ふ、聖者も、一切の聖法を具足し成就すること無しと雖も、異生に非ざるは、[一八]彼の非得に聖の得を雜ゆるを以ての故なり。謂く、若し身中に聖法の非得のみありて聖の得を雜えざるは、是れ異生性なるも、聖者身中の聖法の非得は、聖の得を雜ゆるが故に、異生性に非ず。[一九]彼の得と非得とは、恒に倶生するが故なり。復次に、彼の非得に二種有り、一は共にして、二は不共なり、[二〇]不共なるは、是れ異生性にして、共なるは、是れ異生性に非ず。聖者の身中の聖法の非得は、一向に是れ共なるが故に、前の失無し。復次に、彼（聖法）の非得に二種有り、一は未被害にして、二は已被害なり。未被害なるは、是れ異生性にして、已被害なるは、異生性に非ず。聖者の身中の聖法の非得は、皆、已被害なるが故に、前の失無し。復次に、一切の聖法の非得に二有り、一は異生の相續に依りて現起し、二は聖者の相續に依りて現起す。前は是れ異生性にして、後は異生性に非ざるが故に、聖者を異生と名くるの失無し。

[二一]問ふ、本論に說ける聖法と聖暖と聖見と聖忍と聖欲と聖慧とに何の差別有りや。有るが是の說を作す、「此の中の六句は皆、共に苦法智忍を顯示す。初の一は是れ總にして、後の五は是れ別。初めの一は是れ略にして、後の五は是れ廣。初めの一は是れ不分別にして、後の五は是れ分別なり。謂く、苦法智忍は、蘊の種子をして、皆、悉く萎悴せしむるが故に、聖暖と名け、諦理を推求するが故に、聖見と名け、諦理を忍可するが故に、聖忍と名け、諦理を愛樂するが故に、聖欲と名け、諦理を決擇するが故に聖慧と名く。復次に、苦法智忍は、有の種子をして皆悉く、萎悴せしむるが故に、聖暖と名け、[二二]行轉を推求するが故に、聖見と名づけ、行轉を忍可するが故に、聖忍と名づけ、解脫

【一八】彼の非得とは聖法の非得を指す。

【一九】或る聖法の得と他の聖法の非得と倶起し得ること恰も數學の得（數學を知りゐること）と實語の非得（實語を知らざること）と兩立し得るが如しとなり。

【二〇】聖法に於て一向に非得なるを不共と言ひ、一聖法に於て得なるも他聖法に於て非得なるを共といふ。

【二一】**本論に於ける聖法—聖暖等の區別。**

【二二】四諦十六行相の回轉を指す。

故に、同生と名くるも、異生は爾らずして、厭賤すべきが故に、異生の名を立つるも、難と爲すべからず。尊者世友は、是の如き說を作す、「異見と、異類の煩惱とを起し容べく、異業を造り容べく、異界に墮し、異趣等に往きて、生を受け容べきが故に、異生地と名く」と。復次に、異師を信じ、廣說乃至、異果を求め容べきが故に、異生地と名く。大德說きて曰く、「正法と及び毘奈耶とに異りて受生するが故に、名けて異生と爲し、是の諸の異生の生長の依處を異生地と名く」と。

【本論】[一六]云何が、異生性なりや。答ふ、若し、聖法・聖煖・聖見・聖忍・聖欲・聖慧に於て、諸の非得、已非得、當非得なるを是れを異生性と謂ふ。

問ふ、苦法智忍を得せざるを、是れ異生性なりと爲すや。一切の聖法を得せざるを、是れ異生性なりと爲すや。設し爾らば、何の失ありや。若し、苦法智忍を得せざるを、是れ異生性なりとせば、道類智已に生じて、苦法智忍を捨する爾の時の苦法智忍の非得は、是れ異生性なるべく、是れ則ち、修道と無學道とに住する者をも、亦、異生と名くべけん。若し、一切の聖法を得せざるを、是れ異生性なりとせば、則ち一切の有情は皆、異生と名くべけん。聖者といへども一切の聖法を成就すること無きが故に。謂く、乃至、佛も亦、二乘の聖法と及び自乘の學法とを、成就せざるをもて、亦、異生と名くべけん。有るが是の說を作す、「苦法智忍を得せざるは、是れ異生性なり」と。問ふ、若し爾らば、道類智、已に生じて、苦法智忍を捨する爾の時の苦法智忍の非得は、是れ異生性なるべく、是則、修道と無學道とに住する者をも、亦、異生と名くべきや。[一七]答ふ、苦法智忍の生ずる時は、彼の非得を害し、自の相續に於て、永く復た生ぜざらしむるが故に、修道と無學道とに住する者は、苦法智忍を成就せずと雖も、不得と名けず、亦、得とも名けず。眼根の生ずる時は、彼の非得を害し、自の相續に於て、永く復た生ぜざらしむるをもて、眼根の滅し已りて、成就せずと雖も、不得と名けず、亦、得とも名けざるが如く、此れも亦、是の如きなるが故に、前の過無き

【一六】異生性の本質に就て——聖法の非得なり。

【一七】苦法智忍を得する時、苦法智忍をして起らざらしむる非得を打破し終るを以て、後位の修道や無學道に到りて、亦苦法智忍を成就せざるに到るも、已に之を通過し終れることなれば、之を現得とは言ひ得ざるも、不得とも言はれじとなり。

彼の法を成就すと雖も、爾らざるが故に、聖法と名けず。復次に、異生性は是れ有漏にして、彼の法も亦、有漏なるが故に、異生法と名くるも、聖性は是れ無漏なるに、彼の異生法は無漏に非ざるが故に、聖法と名けず。復次に、異生は、彼れの爲めに、覆蔽せらるるが故に、纏縛せらるるが故に、誑惑せらるるが故に、異生法と名くるも、聖は、爾らざるが故に彼の法を聖法と名けず。復次に、諸の異生の類は、彼の法に隨順し、彼の法を生長せしむるが故に、異生法と名くるも、聖は、爾らざるが故に、聖法と名けず。

[二]問ふ、異生性と異生法とに、何の差別ありや。答ふ、異生性は、唯、非色なるも、異生法は、色・非色に通じ、異生性は、唯、無見なるも、異生法は、有見・無見に通じ、異生性は、唯、無對なるも、異生法は、有對・無對に通じ、異生性は、唯、不相應なるも、異生法は、相應・不相應に通じ、異生性は、唯、無所依・無所緣・無行相なるも、異生法は、皆、二種に通じ、異生性は、唯、不染汚・無罪・無異熟なるも、異生法は、皆、二種に通ず。復次に、異生性は唯、無記なるも、異生法は、善と不善と無記とに通じ、異生性は、三界繫に通ずるも、異生法は唯、[三]欲・色界繫なり、異生性は唯、修所斷なるも、異生法は、見修所斷に通ず。復次に、異生性は、是れ因なるに、異生法は、是れ果なり。因果の如く、能作所作も亦、爾り。復次に、異生性は、法界・法處・行蘊の所攝なるに、異生法は、十八界・十二處・五蘊の所攝なり。復次に、異生性は、苦法智忍の時に捨するも、異生法は、餘時に捨す。是の如き等の門を、是れを差別と謂ふ。

[四]世尊の說くが如し、「隨信行・隨法行は、異生地を超へ[五]未だ預流果を得せずんば、定んで命終せず」と。問ふ、何故に、異生地と名くるや。答ふ、一切の聖者は皆、同生と名くるも、此は彼れに異なるが故に、異生と名け、異生を受け容べきをもて異生地と名く。問ふ、若し爾らば、聖者は、異生に異なるが故に、異生と名くべきや。答ふ、一切の聖者は、同じく眞理を會し、同見、同欲の

【二】**異生性と異生法との區別。**―異生性とは凡夫たることを抽象化した原理なれば非色非心の不相應なるも、異生法はこの異生性が具體化せる種々相を指すを以て色にも心にも通ずとなり。

【三】品類足論には異生法を地獄乃至無想天における彼の業と生となりとのみいひ、無色界を擧げず。

【四】**異生地の意義。**

【五】見道卽ち預流向を得たるのみにて死するものなしとの義。

作す、「彼の論は、已に異生法を說きしが故に此に重ねて說かざるも、彼の論は未だ異生性を說かざるが故に此の論は之を說くなり。此は彼の論が此の先に在りて造らるることを顯すなり」と。

〔八〕問ふ、何故に、異生性と名くるや。尊者世友は、是の如き說を作す、「能く、有情をして、異類の見と、異類の煩惱とを起さしめ、異類の業を造りて、異類の果と異類の生とを受けしむるが故に、異生性と名く」と。復次に、能く、有情をして、異界に墮せしむるが故に、異趣に往かしむるが故に、異生を受けしむるが故に、異生性と名く。復次に、能く、有情をして、異師を信ぜしむるが故に、異相を作さしむるが故に、異法を受けしむるが故に、異行を行ぜしむるが故に、異果を求めしむるが故に、異生性と名く。〔九〕大德、說きて曰く、「能く、有情をして、異類の界と趣と生と有とに依止して、種種の顚倒煩惱を發起し、後有を感ずる業を造作し增長して、生死に輪廻し、分限無からしむるが故に、異生性と名く」と。阿毘達磨諸論師の言く、「異生の分の故に、異生の體の故に、異生性と名く」と。尊者妙音は、是の如き說を作す、「異生の類の故に、異生性と名く」と。脇尊者の言く、「異生の依の故に、聖性を障ゆるが故に、異生性と名く」と。

〔一〇〕問ふ、何故に、異生法と名くるや。答ふ、諸の異生者は此の法を有するが故に、異生法と名く。譬へば、世間の王法、臣法の如し。問ふ、諸の異生法は、〔一一〕聖者も亦、これを有するに、何故に、但、異生法の名を立つるや。答ふ、諸の異生法は、聖者には多く無く、設ひ有るも、少なければ、聖法と名けず。聖者は、彼れに於て得するも身に在らず、成就するも現前せざるが故なり。唯、異生は、彼れに於て得して亦、身に在り、成就して亦、現前するが故に、異生法と名く。復次に、異生は、彼の法を成就し、能く彼の法をして、取果與果せしむるが故に、異生法と名くるも、聖者は、彼の法を成就し、能く彼の法を成就すと雖も、爾らざるが故に、聖法と名けず。復次に、異生は、彼の法をして異趣・異界・異處・異生に往かしめて、異果を受けしむるが故に、異生法と名くるも、聖者は、

〔八〕異生性の名義。

〔九〕舊には尊者佛陀提婆。

〔一〇〕異生法の名義。

〔一一〕聖者にも異生法あり。異生法は前に述べたるが如く、それ自體は無覆無記性なるを以て自性斷にあらずしてたゞ緣縛斷（彼を緣ずる心の斷ずる時に斷ぜらるゝをいふ）なり。かくて異生たることは苦法智忍位に捨せらるゝも緣縛斷の立場よりすれば修道第九品に到るまでは、聖者と雖も尙ほこの異生性を緣ずる煩惱のある意味に於て、聖者にも異生法ありと稱せらる。

巻の第四十五（第一編　雜蘊）

（雜蘊第一中思納息第八之四　舊第廿四巻中頃）

[一]第十五節　異生性論

【本論】　云何が、異生性。乃至廣說。

[二]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、他の宗を止め正義を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す、「欲界の見苦所斷の十隨眠は是れ異生性なり」と。犢子部の如し。彼れは、異生性を、是れ欲界繫、是れ染汚の性、是れ見所斷、是れ相應行蘊の攝なりと說く。彼の執を遮して、異生性は、是れ三界繫、是れ修所斷、是れ不染汚、是れ[三]不相應行蘊の所攝なることを顯さんが爲めなり。或は復、有るが執す、「異生性には、實の體無し」と。譬喩者の如し。彼の執を遮して、異生性の自體は、實有なることを顯さんが爲めなり。此等諸部の異執を遮して正理を顯示せんが爲めの故に、斯の論を作す。

[四]此の本論中には、異生性を說くも、品類足論には、異生法を說く。說くが如し、「云何が、異生法なりや。謂く、地獄・傍生・鬼界・[五]北俱盧洲・無想天の彼の業と彼の生となり。是れを異生法と謂ふ」と。問ふ、何故に、此の本論中には、異生性を說きて、異生法に非ず、品類足論には、異生法を說きて、異生性には非らざるや。答ふ、是れ作論者の意欲爾るが故なり。復次に、[六]此と彼とは皆、是れ有餘の說なるが故なり。復次に、此彼の二論は、各一種を說きて、互に相顯すが故なり。復次に、異生性は勝るも、異生法は非らざるをもて、此の本論中には、且らく、勝に就きて說く。此の論は已に異生性を說けるが故に、品類足論は、重ねて之を說かず、此の論は未だ異生法を說かざるが故に、品類足論は、異生法を說く、[七]此は彼の論が此の後に在りて造らるることを顯すなり。有るが是の說を

【一】　異生性（prthagjanatva）は舊に凡夫性と翻じ、凡夫をして凡夫たらじむるの原理を指す。その自性に關して種々の異論あるも、要するに聖法の非得を性となすといふに歸結す。從つて之を五位の分類よりすればこの異生性は不相應行中に攝せらるゝ非得を體とする點に於て一種の實體なるも、聖法の非得以外に特殊の體あるにあらず。この點は卽ち異生性の取扱方に關して種々の異見を生ずべき主なる理由なるが、本節はこの問題を初めとしてその他、種々の方面より異生性のいかなるものなるかを明にせんとしたるものなり。その項目は脚註の科段にゆづる。

【二】　**論題提起の理由**。

【三】　俱舍論は異生法を不相應法中に數へず、唯識派に到りて之を不相應中に攝す。

【四】　**異生性と異生法**。

【五】　大正本には比とあれど三本及び宮本には北とあり、今は之による。

【六】　品類論にては異生法と共に異生性を說くべく、發智論にては異生性と共に異生法性を說くべき筈なるも―となり。

【七】　品類足論と發智論との前後に關する異論。

儀と爲し、識無邊處の修所斷の法は、前七地と及び識無邊處とを以つて、能く、識無邊處を離る八地の無漏の九無間道中の念慧の二法を斷律儀と爲し、無所有處と及び非想非非想處との修所斷の法は、前の八地及び無所有處を以つて、能く二地を離る九地の無漏の九無間道中の念慧の二法を斷律儀と爲すなり。

就て。―無漏智の際は、下地のそれも上地を斷ずるの力あるを以て、有漏の場合の如く必ずしも階段的ならず。

き兄弟、父を難提と名け婆羅門種なりき。倶に是の說を作す、[七六]「根律儀は、皆、無覆無記不相應行蘊中の律儀不律儀を以つて、自性と爲す」と。問ふ、若し此れは、倶に是れ無覆無記の心不相應行蘊の攝ならば、此の二の自性に何の差別有りや。答ふ、染汚に隨順するものを不律儀と名け、淸淨に隨順するものを律儀と名く。是れを差別と謂ふと。評して曰く、「此の諸說の中にては、[七七]初說を善と爲す。經に念慧は能く根を護ると說くが故に」と。

[七八]復次に、卽ち此の念慧は、有る位に亦、斷律儀の名をも得するをもて、位の差別に隨ひて多種を建立す。[七九]且らく有漏の斷律儀を說かば、謂く欲界の見修所斷の法は、未至地を以て能く欲界を離るる有漏の九無間道中の念慧の二法を斷律儀と爲し、若し初靜慮の見修所斷の法ならば、第二靜慮の近分地を以て、能く初靜慮を離るる九無間道中の念慧の二法を斷律儀と爲し、乃至、無所有處の見修所斷の法は、非想非非想處の近分地を以て、能く無所有處を離るる九無間道中の念慧の二法を斷律儀と爲す。

[八〇]若し無漏の斷律儀を說かば、謂く、欲界の見修所斷の法は、未至地を以つて、能く欲界を離るる無漏の諸の無間道中の念慧の二法を斷律儀と爲し、若し初靜慮の見修所斷の法ならば、未至、靜慮中間、及び初靜慮によるを以つて能く初靜慮を離るる三地の無漏の諸無間道中の念慧の二法を斷律儀と爲し、第二靜慮の見修所斷の法は、前三地及び第二靜慮を以つて、能く第二靜慮を離るる四地の無漏の諸の無間道中の念慧の二法を斷律儀と爲し、第三靜慮の見修所斷の法は、前四地及び第三靜慮を以つて能く第三靜慮を離るる五地の無漏の諸の無間道中の念慧の二法を斷律儀と爲し、第四靜慮の見修所斷の法と及び無色界の見所斷の法とは、前五地と及び第四靜慮とを以つて、能く第四靜慮等を離るる六地の無漏の諸無間道中の念慧の二法を斷律儀と爲し、空無邊處の修所斷の法は、前六地と及び空無邊處とを以て、能く空無邊處を離るる七地の無漏の九無間道中の念慧の二法を斷律

【七六】此說は不相應行蘊中に、特別に律儀性、不律儀性なるものあり、不相應行蘊の性質として無覆無記を性とするものにして、とは、後に述ぶるが如くに、異生性が異生の自性なるが如くに、律儀不律儀の自性なりといふにあり。

【七七】正念、正知、失念不正知を自性とする說を指す。

【七八】**以下念慧が斷律儀の名を得る場合に就て。**—斷律儀とは正念正知によりて有漏法を斷離するその力を指せど、之に種々の階段と種類の相違あるによりて種々の場合を生ず。之を性質の上よりすれば有漏智による場合と無漏智による場合とに分れ、階段の上よりすれば三界九地に涉りて次第に下地を斷じて上地に進む間に、之を斷ずる無間道に種々あるに應じて、この無間道に相應する正念、正知の作用にも種々ありて、斷律儀の名を得する場合に種々あることゝなる。以下、有漏無漏に分けて右のことを明かにせるなり。

【七九】**以下有漏の斷律儀に就て**—有漏智による際は、必ず上地の近分定に依りて下地の有漏を斷ずるを以て斷律儀も全く階段的なり。

【八〇】**以下、無漏の斷律儀に**

圓滿の故に、根律儀圓滿なり」と。[七三] 豈に自性圓滿なるが故に、自性圓滿と說かんや。[七四] 答ふ、念慧に二種有り、一には因性、二には果性なり。因性とは、念慧を名け、果性とは根律儀を名く。復次に、念慧に二種有り、一には生得善、二には加行善なり。生得善とは念慧を名け、加行善とは根律儀を名く。復次に、念慧に二種有り、一には不定善、二には定善なり。不定善とは、念慧を名け、定善とは根律儀を名く。復次に、念慧に二種有り、一には世間善、二には出世間善なり。世間善とは、念慧を名け、出世間善とは、根律儀を名く。復次に、念慧に二種有り、一には學、二には無學なり。學とは念慧を名け、無學とは根律儀を名く。復次に、念慧に二種有り、一には鈍根種性、二には利根種性なり。鈍根種性とは念慧を名け、利根種性とは根律儀を名く。故に契經と相ひ違害せず。有るが是の說を作す、「根律儀は、不放逸を以つて自性と爲し、根不律儀は放逸を以つて自性と爲す」と。有餘師の說く、「根律儀は、[七五] 六恒住法を以つて自性と爲し、根不律儀は、此の所對治の諸の煩惱業を以つて自性と爲す」と。或は說者有り、「根律儀は、六根に於て、已に斷じ、已に遍知せる法の不成就性と及び彼の對治道の成就性とを以つて自性と爲し、根不律儀は、六根に於て未だ斷ぜず、未だ遍知せざる法の成就性と及び彼の對治道の不成就性とを以つて自性と爲す」と。復、說者有り、「根律儀は、六根に於て已に斷じ、已に遍知せる時、所有の妙行の善根の生長廣大なるを以つて自性と爲し、根不律儀は、六根に於て未だ斷ぜず未だ遍知せざる時、所有の惡行の不善根の生長廣大なるを以つて自性と爲す」と。有るが是の言を作す、「根律儀は、一切の善法を以つて自性と爲し、根不律儀は、一切の染汚法を以つて自性と爲す」と。復、說言有り、「根律儀は、一切の善法及び善に順ずる無覆無記法を以つて自性と爲し、根不律儀は、一切の染汚法と及び染に順ずる無覆無記法とを以つて自性と爲す」と。昔、此の迦濕羅國中に、毘訶羅有りて、吉祥胤と名く。二(ふたり)の阿羅漢あり。曾て、其の中に住し、倶に三明を證し、八解脫を具し、無礙解を得す。是れ說法師にして是れ親し

【七三】正念正知が、そのまゝ律儀の自性なりとせば、經句は「律儀圓滿なるが故に律儀圓滿なり」と置き換え得べし、遂に無意味とならんとなり。

【七四】右に對する會通法は念慧に二面又は二段を設け、その高き方を根律儀の自性とし、その低き方をその方便道とするにあり。

【七五】六恒住法のことは前を見るべし。

避けて安隱の處に至るが如く、淨戒を有する者は、能く惡趣を越へ、天人中に生れ、或は生死を超え涅槃の岸に到るが故に名けて足と爲す。契經に戒を說きて名けて篋と爲すは、一切功德の法を任持するが故なり。謂く、持戒の者は、功德を任持して退散せしめざること、篋の寶を持するが如し。尊者妙音は、是の如き說を作す、「戒を不壞と名く。所以は何ん、足、壞れざれば、則ち能く自在に安隱處に往くが如く、淨戒を具する者は、亦復、是の如く能く涅槃に至る」と。此の中に無學の身語の淨戒を、行圓滿と名くるは、行の中の極なるが故なり。

第十四節　護圓滿、並びに斷律儀に就て[六九]

【本論】云何が護圓滿なりや。答ふ、無學の根律儀なり。

知るべし、此の中の根とは是れ所護なることを。念慧の力に由りて眼等の根を護り、境に於て、諸の過患を起さしめざること、鉤の象を制して、奔逸ならしめざるが如し。是の故に、無學の正念正知を護圓滿と名く。伽他に說くが如し。

[七〇]世間の諸の瀑流を、　正念は能く防護す。若し畢竟して斷ぜしむる　其の功は唯、正知なり。

[七一]問ふ、根律儀と根不律儀とは、各、何を以つて自性と爲すや。答ふ、根律儀は、正念と正知とを以つて自性と爲し、根不律儀は、失念と不正知とを以つて自性と爲す。云何が然るを知るや。經を量と爲すが故なり。契經に說くが如し、「天、苾芻に告ぐ、汝は、今、自から瘡漏を開くべからずと。苾芻の答へて曰く、我は之を[七二]覆ふべしと。天、復た語りて言く、瘡漏は小に非ざるに、何を以つて能く覆ふやと。苾芻の答へて曰く、我れは正念と正知とを以つて覆ふべしと。天の曰く、善哉、此れを眞の覆と爲す。」と。故に知る此の二は、是れ根律儀なることを。覆と護との律儀の義、相似するが故なり。根不律儀は、前に翻じて立つるが故に、是れ失念と及び不正知となり。問ふ、若し正念と正知とが、是れ根律儀ならば　契經の所說を云何が通ずべき。說くが如し、「念と慧との

【六九】五圓滿中、特に護圓滿の意義と自性とを明かにせんとする段なり。護圓滿とは五根を防禦することの完全圓滿せるの義にして、本文にある通り、羅漢の根律儀之れなり。而してこの根律儀の自性に關しては、種々の異論あるも結局する所、之を正念、正知とするが婆沙の正義說とす。本節はこの事を論究し、特に正念正知及び反對の失念、不正知を種々に分けて說明し、かねてこの正念正知が斷律儀となる場合に就て例を擧げて說くをその課題とせるもの。(根律儀、斷律儀に就て、俱第十三參照)

【七〇】舊には、
諸世所有流
正念能除斷
亦因念慧力
亭住而不行
とあり。

【七一】根律儀、及び不律儀の自性＝正念正知、失念不正知

【七二】覆とは律儀の原語Saṃvaraには「完全に覆ふこと」の意味ある所よりして、覆と律儀とを同視し、正念正知を以て覆ふべしとある所より、正念正知を律儀の自性と判定せるなり。

む者無し。

又、尸羅は、是れ明鏡の義にして、鏡、明淨なれば像、其の中に現ずるが如く、尸羅に住せば、無我の像、現はる。又、尸羅は、是れ階陛の義にして、尊者無滅の「我れ尸羅の階を蹈みて、無上の慧殿に升る」と言ふが如し。又、尸羅は、是れ增上の義にして、佛の三千大千世界に於て、威勢有るは、皆、尸羅の力なり。昔し、此の迦濕彌羅國の中に一毒龍有りて無怯懼と名く。稟性（うまれつき）暴惡にして、多く損害を作す。彼を去ること遠からずして、[六六]毘訶羅（Vihāra）有り。數ば彼の龍の嬈惱する所と爲るをもて、寺に五百の大阿羅漢有りて、共に議して、入定し、彼の龍を逐はんと欲し、其の神力を盡すも、遣ること能はず。阿羅漢の外より來るもの有り。諸の舊住の僧は爲めに上の事を說く。時に外來の者は、龍の住處に至り、彈指して語りて言く、賢面よ遠くへ去れと。龍は其の聲を聞きて、卽便ち遠くへ去れり。諸の阿羅漢は怪みて問ふて言く、汝の此の龍を遣るは是れ何の定力なりやと。彼れ衆に答へて曰く、「我れは定に入らず亦、通を起さず、但、尸羅を護るが故に、此の力有り。我れは輕罪を護ること重禁を妨（ふせ）ぐが如きが故に惡龍をして驚怖して去らしむ」と。此れに由り尸羅は是れ增上の義なり。又、尸羅は、是れ[六七]頭首の義にして、頭首有るものは、卽ち能く色を見、聲を聞き、香を嗅ぎ、味を嘗め、觸を覺し、法を知るが如く、尸羅有る者は、卽ち能く四聖諦の色を見、未會有の名身等の聲を聞き、三十七覺分の花香を嗅ぎ、出家遠離の三菩提寂靜の味を嘗め、靜慮・解脫・等持・等至の觸を覺し、蘊處界の自相共相の法を知るをもて、是の故に尸羅は是れ頭首の義なり。契經に戒を說きて名けて行と爲す所以は、諸の世間にて戒を說きて行と名くるを以つて故なり。諸の世間は、持戒の者を見て、彼れを有行と言ひ、破戒の者を見ては、彼れを無行と言ふ。又、[六八]淨戒を持つは、是れ衆行の本にして、能く涅槃に至るが故に、名けて行と爲す。契經に戒を說きて名けて足と爲す所以は、能く善趣に往き、涅槃に至るが故なり。足を有する者は、能く險惡を

とあり。

【六四】 śilpa（かざり）の適用（?）

【六五】 舊には、戒終老安、信善安止、慧爲人寶、福無能盜、とあり。

【六六】 毘訶羅とは寺院といふ位の義。

【六七】 頭の梵語 śiras or śirṣa の音がシーラに稍ゝ似たる爲めか。

【六八】 大正本には淨持戒とあれど三本及び宮本には持淨戒とあるに依り持淨戒と訂正。

ば、彼れに說かざるもの、今、之れを說かんと欲するが故に、斯の論を作す。

【本論】[六〇]云何が、行圓滿なりや。答ふ、無學の身律儀、語律儀、命清淨なり。

問ふ、學、及び非學非無學も亦、律儀を有するに、何故に、此の中には、唯、無學をのみ說くや。答ふ、勝に依りて說くが故なり。謂く、若しくは法にありても、若しくは補特伽羅にありても、倶に、無學は勝るをもて、是の故に偏へに說くなり。復次に、若し律儀を有し、不律儀の損壞する所とならざるは、此の中に之を說くも、學等は爾らざればなり。無學の身業を身律儀と名け、無學の語業を語律儀と名く。無學の身語業を總じて、命清淨と名く。卽ち是れ正業正語正命なり。

契經に[六一]戒を說きて、或は尸羅(śīla)と名け、或は名けて行と爲し、或は名けて、足と爲し、或は名けて篋と爲す。尸羅と言ふは、是れ清涼の義にして、謂く、惡は能く身心をして熱惱ならしむるも、戒は能く安適ならしむるが故に清涼と曰ふ。又、惡は能く惡趣の熱惱を招くも、戒は善趣を招くが故に清涼と曰ふ。又、尸羅とは是れ安眠の義にして、謂く、持戒の者は、安隱の眠を得て常に善き夢を得るが故に尸羅と曰ふ。又、尸羅とは、是れ數習の義にして、常に善法を習ふが故に、尸羅と曰ふ。又、尸羅とは是れ得定の義にして、謂く、持戒の者の心は定を得ること易きが故に尸羅と曰ふ。又、尸羅とは、是れ[六二]璲蹬の義にして、伽他に說くが如し。

[六三]佛法の池は、清涼にして、尸羅を璲蹬と爲す。聖は浴するも身を濡さず、彼岸に逮ぶの功德あり。

又、尸羅とは是れ[六四]嚴具の義なり。莊嚴の具の幼に於て好みと爲るも壯老年に非らざる有り。莊嚴の具の壯に於て好みと爲るも幼老年に非らざる有り。莊嚴の具の老に於て好みと爲るも幼壯年に非らざる有るも、尸羅の身を嚴るは三時常に好し、伽他に說くが如し。

[六五]尸羅は身を嚴る具にして、幼壯老に咸、宜しく、信に住し慧を珍寶と爲して、福、能く盜

【六〇】行圓滿の意義。

【六一】尸羅(śīla)の字義に關して、——本文に種々の解釋あれど、概ね文字の轉化によるものなれば、言語學的には可なりに無理多し。中に就て śīla を戒、德行、習慣、など〻譯ずるは普通の字義通りなれど、之を數習と解せるは śīla と śīlana とを同視せるため、清涼と解せるは śīta (凉) と混同したる爲にして亦之を安眠と釋せるは śī (眠る) の過去分詞として śīta を得て之を śīla の代用とせる結果ならん。其他、或は明鏡と言ひ或は階陛といひ或は嚴具といひ、或は頭首といへるなどに關しても、推定的理由を附せるものもあれど、中には差當り思ひ付き難きは、そのま〻にし置けり。(可考)。

【六二】璲蹬とは石段の義。蓋し「降るの語根」śī より śīta (下降したるもの)を得、之に遂に śīla (石) の義をも加味して、śīla を石段と釋するに到れるものならん。(可考)

【六三】舊には、

法泉戒水池　清淨無瑕穢　聖浴身不濕　必到於彼岸

攝の一刹那の色は、定んで四種の無漏慧の緣と爲るが如し。一には苦法智忍、二には苦法智、三には集法智忍、四には集法智なり。餘の色と餘の法とも理の如く知るべし。復、此の餘に諸の無漏法有るが故に、無漏の行を決定して多と爲す」と。有餘師の說く、「有漏の行は多し、所以は何ん。一の無漏の行は、[五六]四の有漏の緣と爲る、一には、邪見、二には疑、三には、無明、四には善の世俗智なり。餘の無漏の行は理の如く知るべし。復た、此の餘に諸の有漏法有るが故に、有漏の行を決定して多と爲す」と。評して曰く、是の說を作すべし、「有漏と無漏との行は、倶に無邊なりと雖ども、此に、本論師は、且らく處の攝に約して、有漏は多くして、無漏の行は非らずと說く」と。

[五七] 復次に、此に、本論師は、有爲無爲の諸法の多少を問答せずと雖も、義としてその問答有るべし。卽ち問ふ、有爲法、多きや、無爲法、多きや。答ふ、有爲法は多くして無爲法は非らず。所以は何ん、有爲法は、十一處と一處の少分とを攝するも、無爲法は、唯、一處の少分のみを攝するが故なり。評して曰く、是の說を作すべし「無爲法は多くして、有爲法は非らず、所以は何ん、有漏法の爾所の體有るに隨ひて、擇滅無爲の數量も亦た爾り、無漏道の爾所の體有るに隨ひて非擇滅無爲の數量も亦、爾り。復た此の餘に、有漏法の體の量の多少に隨つて、諸の非擇滅、及び虛空無爲有るが故に、無爲法は多くして、有爲法は非らず。然るに、前門に准じて、且らく、處に依りて說くが故に、無爲は其の數是れ少しと說くなり」と。

[五八] 第十三節　行圓滿とは何ぞや（特に尸羅の字義に就て）

【本論】 云何んが、行圓滿なりや。乃至廣說。

[五九] 問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが故なり。謂く、契經に說く、「佛弟子衆は尸羅圓滿・等持圓滿・般若圓滿・行圓滿・護圓滿なり」と。契經は是の說を作すと雖も、其の義を分別せざるをもて、云何が行護圓滿なるやをも說かず。經は是れ此の論の所依の根本なれ

は聖者の意處法處の一部を占むるのみ。

【五六】 この四中、邪見、疑、無明を欲と上界とに涉りて數ふれば總じて六となり之を六無漏緣の惑といふ。

【五七】 **以下、有爲無爲の廣狹に就て。**―有爲多し。

【五八】 今節は經にある五圓滿（戒、定、慧、行、護の圓滿）中、特にその行圓滿に就て說明せんとしたるものなり。本節に從へば行圓滿とは要するに羅漢の律儀（戒）を指すものなれば行とは所詮、戒の異名に外ならず。かくて本節は戒卽ち尸羅の意義を例の俗說字源論によりて種々に解釋し、以て尸羅に含まる內容なり功德なりを高調せるが本節の主なる內容となれるもの。

【五九】 **論題提起の所以。**

が故に、染汚と說くも、世間の八法は、如來に隨順するも、佛は之に順ぜざるが故に、不染と說く。復次に、如來の生身は、是れ有漏なりと雖も、而かも八法を超ゆるが故に不染と說くなり。問ふ、利等の八法は、如來に亦、有るに何故に、超ゆと言ふや。利とは、勇長者を哀愍するが故に、一日に彼の三億の具衣を受くるを謂ひ、衰とは、彼の[五二]大婆羅村に入り、乞食して得ず、空鉢にして返るを謂ひ、毀とは、[五三]戰遮(サンチャー)婆羅門女及び孫陀利(スンダリー)が佛を謗ずる聲の十六大國に遍くを謂ひ、譽とは、如來の生るる時の聲が他化自在に徹し、成佛の聲が色究竟天に至り、轉法輪の時の聲が梵世に至るを謂ひ、稱とは、跋羅墮闍(Bharadvāja)梵志が五百頌を以つて現前に佛を讃へ、論力外道、塢波離(ウパリ)等の諸大論師が、百千頌を以て、瞻仰して佛を讃へ、具壽阿難は、合掌して、佛の諸の希有の法を讃へ、尊者舍利子は、恭敬して、佛の諸の無上法を讃ふ、是の如き一切を謂ひ、譏とは、跋羅墮闍梵志が先に五百頌にて現前に佛を罵るを謂ひ、苦とは、如來有る時は、背を痛み、礫石毒刺の足指を傷つくる等を謂ひ、樂とは、如來に輕安の樂、及び生死の中の最勝の受樂有るを謂ふ。如何が、世尊は、世の八法を超ゆるや。答ふ、如來は、利等の四法に遇ふと雖も、高歡喜愛を生ぜず、如來は、衰等の四法に遇ふと雖も、下感憂恚を生ぜず。此れに由りて超と名くるが故に不染と稱するも、無漏を謂ひて不染の名を立つるに非ず。妙高山は金輪上に住し、八方の猛風も傾動すること能はざるが如く、諸佛も亦、爾り。淨尸羅に住するをもて、世間の八法は傾動すること能はず。是の故に、他宗の異執を遮して正理を顯示せんが爲めの故に、斯の論を作す。

【本論】[五四]有漏の行多きや。無漏の行多きや。答ふ、有漏の行は多くして無漏の行は非(しか)らず。所以は何ん、[五五]有漏の行は、十處と二處の少分とを攝するに、無漏の行は、唯、二處の少分をのみ攝するが故なり。

有るが是の說を作す、「無漏の行は多くして、有漏の行は非らず、所以は何ん、欲界繫の下下品の

【四九】無比女は佛陀に戀愛心を起し、鴦崛摩羅は佛陀を害せんとし、優留頻螺迦葉は佛陀を正當に認識し得ず、傲士が佛陀を輕視したることは、何れも經典に說ける所、是等は何れも後に歸佛したるも、ともかく一時なりとも佛身を緣じて煩惱心を隨増したる所より判ずれば、佛も身體に關する限り、有漏と言はざるべからずと。

【五〇】傲士は摩那答陀と音譯し、舊には憍慢婆羅門といふ。大憍慢の人なりしなり。

【五一】八法とは、利、衰、毀、譽、稱、譏、苦、樂を謂ふ。說明は以下に――。

【五二】大正本には婆とあれど三本及び宮本には婆とあり。

【五三】戰遮(Sañcā)も孫陀利(Sundarī)も共に美人にて、外道は之を利用して、佛陀と醜關係ありとて吹聽せる事實を指す。卽ち戰遮女をして佛陀によりて妊娠せりと吹聽せしめ、孫陀利の殺害されたるはその醜關係の發覺を恐れて佛陀が然らしめたる結果なりと吹聽せるなり。

【五四】以下、有漏多き所以を辨ず。

【五五】五根處五境所は凡て有漏にして、意處、法處の大部分も有漏なり。之に對して無漏

を觀ずるに非ざること無きが故に、有漏の慧は、皆、智の所攝なり。復次に、忍は聖諦に於て、推度忍可するも、未だ究竟ならざるが故に、智の所攝に非ず。復次に、忍は、所斷の疑と倶なることを得るが故に、智の所攝に非ず。設ひ所斷の疑と倶ならざるも而かも是は彼の類なり。[四五]有漏の無間道は、眞の對治に非ざるが故に、疑と倶なることを得と雖も、亦、是れ智なり。無漏の忍は、智の所攝に非ざるに由るが故に、識は多しと說くなり。復次に、[四六]識は、七界・一處・一蘊を攝するも、智は唯、一界・一處・一蘊の少分の所攝なり、是の故に智は少し。

第十二節[四七] 有漏行と無漏行及び有爲法と無爲法との廣狹に就て（附、佛身有漏說）

【本論】 有漏行多きや、無漏行多きや、乃至廣說。

[四八]問ふ、何故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す、「佛の生身は是れ無漏なり」と。大衆部の如し。彼れは是の說を作す、「經に言く、如來は世間に生在し、世間に長在して、若しくは行き、若しくは住するも、世法の染汚する所と爲らずと。此れに由るが故に、如來の生身は、亦、是れ無漏なることを知る」と。彼の執を遮して、佛の生身は、定んで是れ有漏なることを顯さんが爲めなり。若し佛の生身が是れ無漏ならば則ち佛身に於て、[四九]無比女人(Anupamā)は愛を起すべからず、指鬘(Aṅgulimāla)は瞋を起すべからず、[五〇]傲士Mānastabdha は慢を起すべからず、鄔盧頻螺(Urubilbā)は癡を起すべからざるに既に緣じて愛及び瞋、慢、癡を起すが故に佛の生身は定んで無漏に非ず。問ふ、若し爾らば彼の部に引く所の契經の義を云何が釋すべきや。答ふ、彼れは、法身に依るが故に是の說を作すものにして、經に言ふところの「如來は世間に生在し、世間に長在す」とは、生身に依りて說き、「若しくは行き、若しくは住すとも、世法の染汚する所と爲らず」とは、法身に依りて說くが故に相違せず。復次に、隨順せざるに依るが故に不染と說くなり。謂く、世の[五一]八法は、世間に隨順し、諸の有情類は亦、彼れに隨順する

【四五】智の作用に無間道と解脫道とあり、無間道は惑を斷ずるを特相とし解脫は斷惑の結果としての決定、卽ち擇滅を得するを特相とす。然るに今之を無漏智に配するに忍は無間道にして智は解脫道、而して忍は智にあらずとすれば有漏智(六行觀の際の如き)にありても無間道は智にあらざるべしとの疑起らんも、この際は然らずして無間道をも亦智に攝す。

【四六】識は十八界にては六識意根の七界、十二處にては意處、五蘊にては識蘊。智は前に述べし如く法界、法處、行蘊の一部分。

【四七】一切法を分類して有爲法、無爲法となし、更にその有爲法を有漏行と無漏行とに分類し得べし。本節は右の分類を預想して、第一、有漏無漏の二行中、その何れが多きかを論じ、更に第二に有爲法無爲法中、何れを多とすべきかを論じたる段なり。結論は無漏行よりも有漏行多く、無爲法よりも有爲法多しといふにあり。尙ほ今節に於て有名なる佛身有漏說がその序引として論ぜられたるは大に注意すべき點なりとす。

【四八】**論題提起の理由として特に佛身の有漏無漏說を辨ず。**

りや。答ふ、能知は是れ智にして、所知は是れ境なり。復次に、智は唯、非色・無見・無對・有爲・相應・有所依・有所緣・有行相なるに、境は、色・非色、有見・無見、有對・無對、有爲・無爲、相應・不相應、有所依・無所依、有所緣・無所緣、有行相・無行相に通ず。復次に、智は唯、[四〇]三世にして、三諦の所攝なるに、境は三世と非世とに通じ、四諦の所攝なり。此等を名けて、境と智との別と爲す。

【本論】[四一]智、多きや。識、多きや。乃至廣說。

[四二]問ふ、何故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め正義を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す、「識と智との二法は、展轉相應す。忍は即ち智なるが故なり」と。彼の執を遮して、一切の智は識と相應するも、一切の識は、智と相應するに非ず、諸の無漏の忍は、智の性に非ざるが故なることを顯さんが爲めなり。或は復た執するもの有り「智は唯、無漏にして、識は唯有漏なれば互に相應せず」と。彼の執を遮して識と智とは俱に二種に通じ相應の義あることを顯さんが爲めなり。有餘師の執す、「智は即ち是れ識の分位の差別なるが故に、智と識とには相應の義無し」と。彼の執を遮し、識と智とは、體用、各別なるをもて、相應の義有ることを顯さんが爲めなり。此の因緣に由るが故に、斯の論を作す。

【本論】智、多きや。識、多きや。答ふ、識は多くして、智は非らず。所以は何ん。諸の智は、皆、識相應なるも、諸の識は、皆、智相應には非ず。忍相應の識は、智相應に非ざるが故に。

[四三]問ふ、諸の無漏の忍は、何故に、智に非ざるや。答ふ、所見の境に於て、未だ重ねて觀ぜざるが故なり。謂く、無始より來た、四聖諦に於て、未だ無漏の眞實の慧を以つて見ずして、今、創めて見ると雖も、未だ重ねて觀ぜざるが故に、智と名けず。要ず同類の慧が境に於て、重ねて觀じて、方に智を成ずるが故なり。[四四]一有情として一切法に於て、無始時より來た、有漏の慧をもて、數ば之

【四〇】智は有爲法なれば過現未に墮し、四諦中滅諦を除ける三諦に攝せらるゝも、境はこの外に無爲法を含む點に於て離世(三世に涉らぬこと)に通じ滅諦にも涉る點に於て四諦の全部に及ぶ。

【四一】**智と識との廣狹に就て。**—智よりも識の範圍廣し、蓋し一切の智は必ず識と相應する點に於て識を預想するも、識は忍と相應する際には智と相應せざる意味に於て、必ずしも常に智を預想すと言ひ得ざればなり。

【四二】**問題提出の理由。**—

【四三】**忍(kṣānti)と智(jñāna)との區別**　智は決斷を相とすれど忍は推度を相とし、未決斷なるをその特質とす。(本文に重ねて觀ぜずといふは推度の進行を意味すと解すべし)。

【四四】一有情云々。無始輪廻中、全有情は有漏慧にて必ず一切法を度し觀察し重觀せざるなき意味に於て有漏の慧は智なるも無漏の忍は、無始以來、初めて發得するものなれば重觀決定の義なき點に於て智の攝にあらずと。

皆、有境を緣ずることを顯さんが爲めなり。或は復た、有るが執す、「智にして境を緣ぜざるもの有り、境にして智の緣に非ざるもの有り」と。彼の執を遮して、一切の智は皆、能く境を緣ずることを顯し、一切の境は皆、智の所緣なることを顯さんが爲めなり。復次に、外道には、顚倒有るが故に、境と智と相違することを顯し、及び內道には、顚倒無きが故に、境と智と相ひ順ずることを顯さんが爲めなり。復次に、有るが說く、「智は多くして、境は非らず。一境の上に、多くの智有るを以つての故に」と。今、境は多くして、智は非らざることを顯示せんと欲す。此の因緣に由るが故に、斯の論を作す。

【本論】[三四] **智、多きや。境、多きや。答ふ、境、多くして、智は非らず。所以は何ん。智も亦、境なるが故なり。**

謂く、[三五] 智は、唯、一界・一處・一蘊の少分の攝なるに、境は、[三六] 十八界・十二處・五蘊の攝なり。有るが是の說を作す、「智は多くして、境は非らず。所以は何ん、非想非非想處の下下品の一刹那の受は、欲界[三七] 十智の知るところと爲るが如し。謂く、九の不同分界の遍行隨眠の相應品の智と、及び善の世俗智となり。右、一刹那の受は欲界十智の知るところと爲るが[三八]◎ 如く、乃至、無所有處の十智の知るところと爲ることも亦、爾り。しかのみならず非想非非想處の十六智の知るところと爲る。謂く、十一遍行の隨眠の相應品の智と、及び修所斷の貪・慢・無明と相應する智と無覆無記と善の世俗との智となり。是の如く、總じて、右の九十六智に、無漏智を倂せて九十七智有りて、彼の一受を知る。餘の受と餘の法とも理の如く知るべし。是の故に、智は多くして、境は非らずと知るべし」、と。評して曰く彼の說は、理に非ず、所以は何ん、彼の智の相應と倶有等の法と、及び智の自性とは皆、[三九] 是れ境なるが故なり。設ひ智は境に非ずとなすも、其の境は、尙ほ多し、況んや、智も亦、境なりとせば、境は智よりも多に非ざらんや。問ふ、若し智が亦、境ならば、智と境とに何の別あ

【三四】 **境は智より廣し。**

【三五】 智は慧の心所なれば十八界よりすれば法界、十二處よりすれば法處、五蘊よりすれば行蘊の一部分たり。

【三六】 舊には、十七界と一界の少分、十一入と一入の少分、四陰と一陰の少分とあり。蓋し右の智的要素を除ける以後を意味するものならん。

【三七】 十智とは十一遍行中の身邊を除ける所謂九上緣惑と相應する智と欲界の善の世俗智とを指す。

【三八】 諸本皆「知◎爲欲界十智知乃至無所有處亦爾」とあれどそれにては如何に讀むも意味通ぜず、然るに若し知◎を如◎の誤寫とすれば法相上、文意上、意味の明了たるものある上に舊の譯意にも通ずるを以て今は此の見解に隨つて本文の如く譯出せり。(尙可考)

【三九】 智(相應と倶有との法を含めて)は一面よりすれば能觀なれど、他面よりすれば所觀ともなる點に於て境とも言はるとなり。

と。復次に、安隱尋は慈悲と相應し、遠離尋は喜捨と相應す。有るが說く、「此れに翻ず」と。復次に、安隱尋は苦集智と相應し、遠離尋は滅道智と相應す。有るが說く、「此れに翻ず」と。復次に、安隱尋は、空及び[二八]苦・集無願三摩地と倶にして、遠離尋は、無相及び道無願三摩地と倶なり。有るが說く、「此れに翻ず」と。尊者妙音、說きて曰く、「流轉の過失を見る心と相應する尋を安隱尋と名け、還滅の功德を見る心と相應する尋を、遠離尋と名く」と。尊者覺天、說きて曰く、「還滅の功德を見ると相應する尋を安隱尋と名け、流轉の過失を見ると相應する尋を遠離尋と名く」と。[二九]大德說きて曰く、「無邊利益の意と相應する尋を安隱尋と名け、無邊安樂の意と相應する尋を遠離尋と名く」と。脇尊者の曰く、「無邊安樂の意と相應する尋を安隱尋と名け、無邊利益の意と相應する尋を遠離尋と名く」と。尊者世友、說きて曰く、「無邊の憐愍の意樂の起す所を安隱尋と名け、無邊の調善の意樂の起す所を遠離尋と名く」と。

問ふ　何故に、初め成佛し已りて、多分に、此の二尋を起すや。答ふ、此の二尋は、是れ阿耨多羅三藐三菩提の前行者なると及び淨道なるとに由るが故なり。復次に、昔、家に在りし時、受けし欲樂を對治せんが爲めの故に、初め成佛し已りて、多く遠離尋を起し、苦行を修せし時の利すこと無き苦を對治せんが爲めの故に、初め成佛し已りて、安隱尋を起す。復次に、初め成佛し已りて、自德を慶ぶが故に、多く安隱尋を起し、他を度せんと欲するが故に、多く遠離尋を起すなり。

[三〇]第十一節　智と境及び智と識との廣狹に關して

【本論】　智、多きや。境、多きや。乃至廣說。

[三一]問ふ、何故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め正義を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す、「無を緣ずる智有り」と。譬喩者の如し。彼れは、是の說を作す、「若し、幻事、[三二]健達縛城、及び旋火輪、[三三]鹿愛等を緣ずる、智は、皆、無境を緣ずるなり」と。彼の執を遮して、一切の智は

【二八】苦・集無願三摩地とは苦集を願はざる三昧をいひ、次ぎの道無願三摩地とは道も船筏の如く遂に捨つべきものとして之にも執せざる三昧を意味す。

【二九】舊には佛陀提婆の說として「如來に無量の大悲心、憐愍心、利益心、淳淨心あり、是の如き等の相續の善心、是を安穩覺と名く。見の增長は是れ過患なりとして止息するは、是れ寂靜覺なり」とあり。

【三〇】智は認識判斷作用、境はその對象、識は智の持主。本節は第一に智と境とに於てその範圍何れが廣きやを論じ第二に智と識とに關して同じ問題を論究せんとしたるものなり。種々の議論あれど、結論は智よりも境廣く智よりも識廣しといふにあり。理由は下文に註す。

【三一】論題提起の所以。

【三二】健達縛城とは蜃氣樓のこと。

【三三】鹿愛(mrgatrsnā)とは陽炎のこと。

即ち、總じて、此の二を名けて俱害と爲す。復次に、惡尋の起る時は、自の相續を染するが故に、自害と名け、他の相續を染するが故に、害他と名け、即ち總じて此の二を名けて俱害と爲す。復次に、惡尋の起る時、自の相續をして、賢聖の樂をして離れしむるが故に、自害と名け、亦、他をして離れしむるが故に、害他と名け、即ち總じて此の二を名けて、俱を害すと爲す。尊者世友、說きて曰く、「惡尋の起る時、自の相續をして、離繫果を遠ざからしむるが故に、自害と名け、所化者をして、離繫果を、遠ざからしむるが故に、害他と名け、即ち總じて、此の二を名けて、俱を害すと爲す」と。尊者妙音、說きて曰く、「惡尋の起る時、自の相續をして、勝功德を遠ざからしむるが故に、自害と名け、所化の者の勝功德を遠ざからしむるが故に、害他と名け、即ち總じて、此の二を名けて、俱害と爲す」と。[二四]大德說きて曰く、「惡尋の起る時は、一切智・一切種智をして、速かに證すこと能はざらしむるが故に、自害と名け、所化の者をして、疾かに得益せざらしむるが故に、害他と名け、即ち總じて、此の二を名けて、俱害と爲す」と。[二五]脇尊者の曰く、「惡尋の起る時、身心熱惱なるが故に、自害と名け、所化の益を失ふが故に、害他と名け、即ち總じて此の二を名けて、俱害と爲す」と。尊者[二六]覺天說きて曰く、「惡尋の起る時は、身心適せざるが故に、自害と名け、天神訶責するが故に、害他と名け、即ち總じて、此の二を名けて、俱害と爲す」と。

[二七]契經に說くが如し、「佛は、苾芻に告ぐ、我れ、初め成佛して、多く二尋を起せり。謂く、安隱尋と及び遠離尋となり」と。問ふ、此の二尋は、何を以つて自性と爲すや。答ふ、安隱尋は出離尋を以つて自性と爲し、遠離尋は無恚害尋を以つて自性と爲す。有るが說く、「此れに翻ず」と。復次に、安隱尋は、對治欲尋にして、遠離尋は、對治恚害尋なり。有るが說く、「此れに翻ず」と。復次に、安隱尋は無貪善根と相應し、遠離尋は、無瞋癡善根と相應す。有るが說く、「此れに翻ず」と。復次に、安隱尋は貪相應の尋を對治し、遠離尋は瞋癡相應の尋を對治す。有るが說く、「此に翻ず」

[二四] 舊には尊者佛陀提婆とあり。

[二五] 舊には或る說者の說とあり。

[二六] 舊には或る說者の說となす。

[二七] 以下安穩尋と遠離尋。

尋を發起し、或る時は、可畏の色像を示現するによりて、菩薩は、彼れに於て、恚尋を發起し、或る時は、侮弄の色像を示現するによりて菩薩は、彼れに於いて、害尋を發起せしも、少時に追悔して、深く慚愧を起す」と。尊者妙音は、是の如き說を作す、「菩薩は、先に、欲界の聞思所生の二慧を以て、諸の煩惱を伏し、此の慧を愛するが故に、欲尋を發起し、須臾にして、此れは是れ煩惱にして惡を[二]增すものなりと覺悟す。此の故に恚尋を發起し、漸く復、歇み薄らぎて害尋を發起するも、後に於て、覺知し深く慚愧を生ず」と。大德說きて曰く、「菩薩、昔、菩提樹下に居するに、初夜、魔女來りて、相媚亂す。爾の時、菩薩は、暫く欲尋を起し、中夜に魔軍總じて來り、菩薩を逼惱するをもて、彼れに於て、暫らく恚尋を起し、漸く復、歇み薄らぎて復、害尋を起すも、須臾に覺察し、卽ち慈定に入りて、魔の兵衆をして摧敗墮落せしむ」と。

契經に說くが如し、「菩薩は、此の三惡尋を起し已りて、便ち自から、此は能く、自からを害し、他を害し、倶を害すと了知す」と。問ふ、云何が、菩薩の起す所の欲尋・恚尋・害尋を能く三害と爲すや。答ふ、害用無しと雖も、相に依りて說く。惡尋には、必ず三の害相有るが故になり。復次に、惡尋の起る時は、自利の事遠きが故に、自害と名け、利他の事遠きが故に、害他と名け、倶利の事遠きが故に、倶害と名く。復次に、惡尋の起る時は、自利の事を壞するが故に、自害と名け、利他の事を壞するが故に、害他と名け、倶利の事を壞するが故に、倶害と名くるなり。復次に、惡尋の起る時は、自利の心、息むが故に自害と名け、利他の心、息むが故に、害他と名け、倶利の心、息むが故に、倶害と名くるなり。復次に、惡尋の起る時は、自相續に於て、取果與果するが故に、自害と名け、諸の施主をして、[三]四事を施すと雖も、大果無からしむるが故に、害他と名け、卽ち總じて、此の二を名けて、倶害と爲す。[三]復次に、惡尋の起る時は、自相續に於て、自性愚、及び所緣愚を生ずるが故に、自害と名け、他の施主をして、施すも、大果無からしむるが故に、害他と名け、

【二】 諸本には皆「須臾、覺悟、此是煩惱增惡此故發起恚尋」とあるを以つて本文の如く譯したるも、前後の文勢を考へ、且つ舊譯を參照するに增は憎の誤寫と解するが至當の如し。若し然りとせば「須臾にして、此れは是れ煩惱なりと覺悟し此を憎惡するが故に恚尋を發起す」と譯出すべきなり。暫く疑を存し置く。因に舊譯には、「卽時に自ら我今已に愛を起す、卽ち此れ煩惱にして、爲すべからざるところと知りて便ち恚心を生ずる是を恚覺と名く」とあり。(舊譯第二十三卷、大正本、第二十八卷百七十四頁參照)

【三】 四事とは衣服飲食臥具、醫藥を指す。

【三】 以下、說明の順に於て舊譯と多少異るものあれど、內容には大差なきものゝ如し。

害尋、復、起るも、須臾に覺察して、重き慚愧を生ず」と。有餘師の說く、「菩薩の、劫比羅城を棄捨し、空閑林に依りて、無上覺を求むるとき、父王は遂に釋種の[19]五人を遣し隨逐して侍衞せしむ。中に於て、有るは樂行は淨を得すと執し、初め菩薩の、苦行を修するを見し時、卽便ち捨てゝ去れり。中に復、有るは苦行は淨を得すと執して、後に、菩薩の、苦行を捨つるを見し時、亦復、辭去せり。時に、難陀、難陀跋羅の二の梵志女有り、因みに乳糜を獻じ、侍者無きを見て、遂に住して、供給す。女手の柔軟なるが菩薩を摩觸す。菩薩は彼れに於て、便ち欲尋を起し、卽ち念を生じて言く、先に吾が左右の、我を捨てざれば、豈に、女人の我に近くことを得る有らんやと。遂に左右に於て復、恚尋を起す。瞋心稍や歇みて、害尋復た起る、便ち、自から覺悟して、大慚愧を生ず」と。或は、說者有り、「菩薩の、未だ出家せざりし時、父王淨飯は、爲めに五百の玉女を娉し、以つて妃娣と爲し、菩薩を娛樂して、出家せざらしむ。菩薩、之を捨てて、出家し已るをもて、諸の王は、使を遣して、女を索め、國に還らしむ。淨飯王の曰く、「我が子は、出家して、心、甚だ憂惱なるに、其の妃娣を見る時は、用ひて懷を慰むるをもて、今は、未だ其を放ちて國に還らしむこと能はずと。諸の王は、聞き已りて、各各、忿恚を生じ、共に兵戈を發し、來りて、相ひ征罰す、父王は憂怖して使を遣りて菩薩に告ぐ、吾、今、汝が此の怨讎を致すに坐す。」と。有るが說く、「天神、來りて、菩薩に告ぐるに、菩薩は、聞き已りて、父王の所に於て、先づ欲尋を發し、五百王に於て、恚尋を起し、次いで其の軍衆に於て之を起し、復、害尋を起すも、少時に覺察して、深く慚愧を生ず」と。復、說者有り、「菩薩の出家して、苦行を修する時、昔、受けし所の五欲の樂事を憶して欲尋を起し、後に、[20]天授の己の宮室を亂すを聞きて、復、恚尋を起し、彼の媒媾に於て、復、害尋を起すも、須臾に覺悟して、大慚愧を生ず」と。或は、復、有るが說く、「菩薩の、六年苦行を修する時、惡魔隨逐して、留難を作さんと欲し、或る時は可愛の色像を示現するによりて、菩薩は、彼れに於て欲

【一九】 前に說ける五比丘のこと。

【二〇】 大正本には壽とあれど三本及び宮本には授に作る、

別、無きも、義に異り有り。是は、三惡尋の近對治の故なり。謂く、諸の善尋は、欲尋と違ふが故に、出離尋と名け、恚尋と違ふが故に、無恚尋と名け、害尋に違ふが故に、無害尋と名く。契經に說くが如し、「我れ未だ三菩提を證得せざりし時、欲尋・恚尋・害尋を起すと雖も、放逸ならず」と。問ふ、菩薩は、爾の時、若し放逸ならずとすれば、如何が猶、此の三惡尋を起すや。尊者世友は、是の如き說を作す、「菩薩は、此の三惡尋を起すと雖も、善を勤修するをもて、不放逸と名く」と。復次に、惡尋を起すと雖も、速かに能く、是れ不善なりと覺知するをもて、不放逸と名く。復次に、起すと雖も、卽ち能く、厭棄し吐捨するをもて、不放逸と名く。復次に、暫く起るも、便ち能く彼の對治を修するをもて、不放逸と名く。復次に、起し已りて、卽ち、能く、因を斷じ、依を缺き、境の過を了知するをもて、不放逸と名く。復次に、三因緣の故に、煩惱現前す、一には、因力に由り、二には、境界力、三には、加行力なり。菩薩は此の三不善尋を起すも、但、因力に由りて、能く餘の二を伏するをもて、不放逸と名く。[一七]大德說きて曰く、「菩薩は、起すと雖も、速かに能く伏除すること、一滴の水の熱鐵上に墮つるが如きをもて、不放逸と名く」と。脇尊者の曰く、「起し已るも速かに捨すること、頭然を救ふが如きをもて、不放逸と名く」と。

[一八]問ふ、菩薩は、何處において三惡尋を起せしや。脇尊者の曰く、「因力に由るが故に、處に隨つて起せり、勞しく起處を定めんと責むべからず。盲の顚蹶し、愚者の昏迷するが如く、至るに隨つて皆、然り、何ぞ處所を定めんや」と。有るが是の說を作す、「菩薩は、轉輪王の位を棄捨して、城を踰へ、出家して、無上覺を求め、師友を尋ね訪れて、王舍城に至り、日の初分に於て、城に入り乞食す。百千の衆生は、圍遶瞻仰し、禮拜讚歎して、心に厭足無し。菩薩は、彼に於て、初めて欲尋を起す。衆の圍遶するが故に、乞食を妨廢し、飢火に惱されて復、恚尋を起す。瞋心、漸く歇みて、

【一七】舊は尊者佛陀提婆。

【一八】**菩薩と三惡尋。**

打縛し、亦復、他に打縛せらるゝが如し、是の如きは、倶を害するなり。

此の中の問答は、前の如く知るべし。

[一三]問ふ、此の三惡尋は、何を以て自性と爲すや。答ふ、欲尋は、欲界五部の六識身と倶なる貪相應の尋を以て、自性と爲し、恚尋は、亦、五部の六識身と倶なる瞋相應の尋を以つて、自性と爲す。害尋は、有るが說く、「卽ち、瞋と一分相應する尋を、自性と爲す、害は卽ち瞋なるが故に」と。問ふ、若し爾らば、[一四]恚尋と害尋とに何の差別有りや。答ふ、瞋に二種有り、一には、衆生の命を斷ぜんと欲すると、二には、衆生を打縛せんと欲するとなり。前を名けて、恚と爲し、後を名けて害と爲す。復次に、瞋に二種有り、一には、瞋るべき處に起るものにして、二には、瞋るべからざる處に起るものなり。前を名けて、恚と爲し、後を名けて害と爲す。彼の二と相應する尋を恚尋・害尋と名くるが故に、差別有り。有るが說く、「害尋は、無明と一分相應する尋を自性と爲す、害は、卽ち無明なるが故に。施設論に說くが如し、『何に緣るが故に、癡、增すや。謂く、害界・害想・害尋に於て、若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作す』と。彼の相應の尋を名けて、害尋と爲す」と。評して曰く、是の說を作すべし、「別の心所有り、說きて名けて[一五]害と爲す、瞋に非ず、無明に非ず、隨眠に非ず、自性は是れ瞋の所引にして、是れ瞋の等流なり、瞋に隨ひて後に起るをもて煩惱の垢と名く。唯、修所斷にして意識相應なり。此の相應の尋は、是れ害尋の自性なり」と。此の三は不善の故に、惡尋と名く。

[一六]復次に、三善尋有り、一には出離尋、二には、無恚尋、三には無害尋なり。問ふ、此の三善尋は、何を以つて自性と爲すや。答ふ、皆、一切の善心相應の尋を以つて、自性と爲す。謂く、三惡尋の一一は、別に起り、自性各々異り、一切の不善心と倶なるに非ざるも、此の三善尋には、別の自性無く、皆、一切の善心と相應す。問ふ、若し爾らば、此の三に、何の差別有りや。答ふ、自性には、

【一三】三惡尋の自性に就て—欲界五部六識に通ずる貪瞋害相應の尋を自性とす。

【一四】恚と害との差別。

【一五】毘婆沙師は害を小煩惱地法中に攝す。

【一六】以下三善尋に就て。

問ふ、他の命を斷ずる者は、亦、苦果を招くをもて、俱を害すと名くべきに、何故に、此は、唯、是れ他を害すと說くや。答ふ、賊の命等を斷ずるは、現に責罰無く、更に、稱譽せらるるをもて、是の故に、說かざるなり。

【本論】[九]云何が、恚尋の俱を害するや。答ふ、一類有り、瞋纏を起すが故に、他の命を斷害し、亦復、他に其の命を斷害せらるゝが如し、是の如きは、俱を害するなり。

問ふ、能害者を殺すも、亦、苦果を招くをもて、三を害すと名くべきに、何を以つて、俱と稱するや。答ふ、他を害するものを誅するは、世、共に稱譽し、現に、罪苦無し、是の故に說かず。復次に、彼も亦、是れ他の故に、俱を害すと名く。

【本論】[一〇]云何が、害尋の自から害するや。答ふ、一類有りて、害纏を起すが故に、身を勞し心を勞し、身を燒き心を燒き、身を熱し心を熱し、身を焦し心を焦す。復、此の緣に由りて、長夜に非愛・非樂・非喜・非悅の諸の異熟果を受くべきが如し。是の如きは自からを害するなり。

此の中の二果は、前の如く知るべし。

【本論】[一一]云何が、害尋の他を害するや。答ふ、一類有り、害纏を起すが故に、他を打縛するが如し、是の如きは、他を害するなり。

問ふ、他を打縛する者は、亦、苦果を招くをもて、俱を害すと名くべきに、何故に、此は唯、他を害すとのみ說くや。答ふ、惡人を打縛するは、世、同じく稱讚し、現に苦を招かざるをもて、是の故に說かず。

【本論】[一二]云何が、害尋の俱を害するや。答ふ、一類有り、害纏を起すが故に、他を

【九】恚尋の俱害。

【一〇】害尋の自害。

【一一】害尋の他害。

【一二】害尋と俱害。

【本論】[五]云何が、欲尋の他を害するや。答ふ、一類有り、貪纒を起すが故に、他の妻を觀視するに、彼の夫見已りて、心に瞋忿・結恨・愁惱を生ずるが如し。是の如きは他を害するなり。

問ふ、他の妻を觀る者は、亦、苦果を招くをもて、俱害と名くべきに、何故に、此は唯、是れは他を害すとのみ說くや。答ふ、觀視の過は輕く、其の夫は未だ現に辱害を加ふること能はず、是の故に說かざるなり。

【本論】[六]云何が欲尋の俱を害するや。答ふ、一類有り、貪纒を起すが故に、他の妻を汚奪するに、彼の夫は覺り已りて、遂に、其の妻に於て、及び其の人に於て、打縛し、命を斷ち、或は、財寶を奪ふが如し、是の如きは、俱を害するなり。

問ふ、彼の夫の、他を害して、亦、苦果を招くは、三害と名くべきに、何を以て、俱と稱するや。答ふ、彼の人は、現世に罪罰に遭はずして、反つて、稱譽せらるゝをもて、是の故に、說かず。復次に、夫も亦、是れ他なるが故に、俱を害すと名く。

【本論】[七]云何が、恚尋の自を害するや。答ふ、一類有り、嗔纒を起すが故に、身を勞し、心を勞し、身を燒き、心を燒き、身を熱し心を熱し、身を焦し心を焦す。復、此の緣に由りて、長夜に、非愛・非樂・非喜・非悅の諸の異熟果を受くべきが如し。是の如きは自からを害するなり。

此の中の二果は、前の如く知るべし。

【本論】[八]云何が、恚尋の他を害するや。答ふ、一類有り、瞋纒を起すが故に、他の命を斷害するが如し。是の如きは、他を害するなり。

【五】欲尋の他害。

【六】欲尋の俱害に就て。

【七】恚尋の自害。

【八】恚尋の他害。

卷の第四十四（第一編　雜蘊）

（雜蘊第一中思納息第八之三　舊第二十三卷終頃―）

一 第十節　三惡尋と三善尋（附、特に菩薩の三惡尋と安離の二尋に就て）

【本論】契經に說くが如し、若し欲尋・恚尋・害尋を起さば、或は自からを害し、或は他を害し、或は、倶を害す、乃至廣說。

二 問ふ、何故に、此の論を作すや。答ふ、廣く契經の義を分別せんが爲めの故なり。謂く、契經に說く、「佛、苾芻に告ぐ、我れ未だ、三菩提を證得せざりし時、或は欲尋・恚尋・害尋を起し、或は、出離尋・無恚尋・無害尋を起せり。欲尋・恚尋・害尋を起すと雖も、放逸ならずして、便ち是の念を作す、若し欲尋・恚尋・害尋を起さば、或は自からを害し、或は他を害し、或は倶を害せん」と。契經は是の說を作すと雖も、其の義を分別せず。經は是れ此の論の所依の根本なれば、彼れに說かざるもの、今、之を說くべきが故に、斯の論を作す。

【本論】三 云何が、欲尋の自からを害するや。答ふ、一類有り、貪纏を起すが故に、身を勞し、心を勞し、身を燒き心を燒き、身を熱し心を熱し、身を焦し心を焦す。復、此の緣に由りて、長夜の非愛・非樂・非喜・非悅の諸の異熟果を受くべきが如し。是の如きは自からを害するなり。

此の中、身を勞す等とは、欲尋の等流果を顯す。貪・瞋・癡等は能く身心を驅役するが故に、身心をして勞せしむること、熾火の如きが故に、能く、身心を燒き、熱せしめ、燋せしむ。四 長夜の非愛等を受くべしとは、欲尋の異熟果を顯す、惡趣の非愛の果を受くべきが故に。

【一】經に種々の尋を說く。三惡尋としては欲尋、恚尋、害尋を擧げ、三善尋としては出離尋、無恚尋、無害尋を擧ぐ。本節は是等諸尋の相と自性とを明かにし、兼ねて佛陀は何故に菩薩時代に三惡尋を起し、いかにして之を征伏せるか、而して成道の初めに起せる安穩尋、遠離尋とはいかなるものなるかを論究せんとしたる段なり。

【二】以下三惡尋論提起の由來。

【三】欲尋の自を害すること。

【四】長夜とは長時とのこと。

るべきや。答ふ、彼れには、校量すべき種等有ること無しと雖も、定等の功德を比度すること有るなり。復次に、先に、欲界に在りて、他に方べて卑慢を起し、數習力に由り、後、上界に生じて、彼の慢を引起す。有るが是の說を作す「上界に生じては、卑慢を起さずと雖も、欲界に在りて、彼の卑慢を起す、二の上界の定を證得せし者が、所得の定相を展轉問答し、斯に因りて校量して、卑慢を起すこと有り」と。評して曰く、是の說を作すべし、「卑慢等は、要ずしも他と勝劣を比度して起るに非ずして、無始時來の數習力の故に、上界に生ずと雖ども、亦、現行すること有り。此の故に三界は、皆、七慢を具す」と。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第四十三

問ふ、増上慢と邪慢とは、倶に未だ得ざる處に依りて、起るに云何が差別あるや。答ふ、増上慢は、通じて有と無との處に於て起るも、邪慢は、唯、無處に於てのみ起る。復次に、増上慢は、通じて、已得と未得との處に於て起るも、邪慢は、唯、未得處に於てのみ起る。復次に、増上慢は、等功德、或は勝功德處に於て起るも、邪慢は、都て無功德處に於て起る。復次に、増上慢は、似功德、或は實の功德處に於て、起るも、邪慢は、都て無功德處に起る。復次に、増上慢は、內外道、倶に起すも、邪慢は、唯、外道のみ起す。復次に、増上慢は、異生と聖者と倶に起すも、邪慢は唯、異生のみ起す。是れを差別と謂ふ。

[七二]問ふ、是の如き七慢は、幾か見所斷にして、幾か修所斷なりや。有るが是の說を作す、「一は唯、見所斷にして、我慢を謂ひ、一は、唯、修所斷にして、卑慢を謂ひ、餘の五は、見修所斷に通ず」と。有餘師の說く、「二は唯、見所斷にして、我慢と邪慢を謂ひ、一は唯、修所斷にして、卑慢を謂ひ、餘の四は、見修所斷に通ず」と。評して曰く、是の說を作すべし、「七慢は、皆、見修所斷に通ず」と。問ふ、我慢と邪慢とは、云何が、修所斷に通ずるや。答ふ、有身見及び邪見は、五部の法に於て、我我所を執し、及び撥して此の後を無と爲し、或は、見苦所斷の法を緣じて、我慢及び邪慢を起し、或は、乃至、修所斷の法を緣じて、我慢及び邪慢を起すが故に、此の二慢は、修所斷に通ず。問ふ、云何が、卑慢は、見所斷なりや。答ふ、我見者有り、互に相ひ、我見の相を問答し已りて、便ち、他の我見の、己れに勝ることを知りて、多く勝るに於て、己れは少しく劣ると謂ひて、遂に卑慢を起すこと有るが如し、此等の卑慢は、是れ見所斷なり。

[七三]問ふ、是の如き七慢は、幾か何の界繫なりや。有るが是の說を作す、「欲界は、七を具するも、上二界には唯、六有りて、卑慢を除く、彼れには、校量すべき種姓等、無きが故なり」と。評して曰く、「色、無色界にも亦、七慢を具す」と。問ふ、彼れに校量すべき種姓等の義無きに、寧ぞ卑慢有

【七二】七慢と三斷門。

【七三】七慢の界繫分別。

【本論】[69]云何が、自から卑しと謂ひて慢を起すや。答ふ、一類有り、他の己れの種・姓・族・類・財・位・伎・藝及び田、宅等より勝るを見て、是の念を作して言ふが如し、「彼れは、少しく我に勝り、我れは、少しく彼に劣る」と。然も、他より多く劣ること、百千倍なり。此に由りて、慢・已慢・當慢を起して、心擧恃し、心自取する、是れを自から卑して慢を起すと名く。

此の中種とは、刹帝利、婆羅門等を謂ひ、姓とは、迦葉波、喬答摩等を謂ひ、族とは、父族、母族を謂ひ、類とは、[70]白黑等を謂ひ、財とは、金銀等を謂ひ、位とは、王侯等を謂ひ、伎とは、巧術等を謂ひ、藝とは、書數等を謂ひ、田とは、稼穡の生處を謂ひ、宅とは、人等の居處を謂ひ、等とは、餘の聰明辯舌等の事を等るを謂ふ。是の如き事に於て、他の己れに勝ること多きを見て、少しと謂ふが故に卑慢を成ず。若し量に稱はゞ、則ち慢と名けず。

[71]復次に、慢に七種有り。一には慢、二には過慢、三には慢過慢、四には我慢、五には增上慢、六には卑慢、七には邪慢なり。慢とは、劣に於て己れ勝ると謂ひ、或は等に於て、己れ等しと謂ひ、此れに由りて、慢・已慢・當慢を起して、心擧恃し、心自取するをいふ。過慢とは、等に於て己れ勝ると謂ひ、或は勝に於て己れ等しと謂ひ、此れに由りて、慢を起すこと、廣說せば前の如し。慢過慢とは、勝に於て己れ勝ると謂ひ、此れに由りて慢を起す、廣說せば前の如し。我慢とは、五取蘊に於て、我我所と謂ひ、此れに由りて、慢を起すこと、廣說せば前の如し。增上慢とは、勝功德に於て、未得を得と謂ひ、未獲を獲と謂ひ、未觸を觸と謂ひ、未證を證と謂ふ、此に由りて、慢を起すこと、廣說せば前の如し。卑慢とは、他の多く勝るに於て、己れは少しく劣ると謂ひ、此に由りて、慢を起すこと、廣說せば前の如し。邪慢とは、實に自から無德なるに己れ有德なりと謂ひ、此れに由りて、慢を起すこと、廣說せば前の如し。

【六九】卑慢の意義。

【七〇】白黑とは白人人種（アーリアン）、黑人種（ドラビダ）等を指す。

【七一】以下、七慢の名稱。

二種有り、一には愛行者、二には見行者なり。若し愛行者が、不淨觀を修し、愛品の煩惱を伏して現行せざらしむれば、彼の性は、見品の煩惱を起さざるをもて、便ち自から阿羅漢を得すと謂ひ、若し見行者が、持息念を修して、見品の煩惱を伏して現行せざらしむれば、彼の性は、愛品の煩惱を起さざるをもて、便ち自から阿羅漢果を得すと謂ふ、問ふ。此の增上慢は、但[六四]、有處に依りて起ると爲すや。亦、無處に依りてと爲すや。答ふ、通じて二處に依りて起る。謂く、異生の、有漏善に於て、增上慢を起すは、有處に依りて起すものにして、無漏善に於て、增上慢を起すは、無處に依りて起すなり。預流果の、預流果と及び有漏善とに於て、增上慢を起すは、有處に依りて起すものにして、預流向、乃至、阿羅漢果に於て增上慢を起すは、無處に依りて起すなり。廣說乃至、阿羅漢向の、阿羅漢向と及び有漏善とに於て起す增上慢は、有處に依りて起やものにして、阿羅漢果に於て、增上慢を起すは無處に依りて起すなり。問ふ、未だ色、無色界の根本定を得ざる者は、亦、能く彼の增上慢を起すや。有るが說く、「起さず、彼の煩惱は、彼の地の根本定に繫屬するを以ての故に。」と。評して曰く、「不定なりと說くべし。[六五]全く未だ得ざるものは、必ず起すこと能はず。未だ不染を離れざれば、上地の煩惱、現前せざるが故なり。[六六]若し已に證得して、而も未だ起さざる者は、彼の慢を起し容べし。彼の近分地には、亦、慢等の諸の煩惱有るが故なり。

[六七]第九節　卑慢以下七慢に就て

【本論】　云何が、自から卑と謂ひて、慢を起すや、乃至廣說。

[六八]問ふ、何故に、此の論を作すや。答ふ、疑者をして決定を得せしめんと欲するが故なり、謂く、有るが疑を生ず、「自から高くして、物を凌ぐは、名けて慢と爲すべきも、自から卑して、他を尊ぶは、慢と名けざるべし」と。彼の疑をして、決定を得せしめんが爲めの故に、卑慢の、自から卑して、他を尊ぶものあることを顯さんがための故に、斯の論を作す。

【六四】有處とは所緣の對象の現に實在するをいひ、無處とは追憶又は假想を所緣とするをいふ。

【六五】全く未だ得ざるものとは色、無色の近分定にも達せざるをいふ。

【六六】證得して起さゞるものとは已に近分定に達し方に根本定を起さんとする所まで進めるをいふ。

【六七】前二節の慢論の引續きにて、慢に七種あることを明かにせる段なり。(七慢九慢に就ては倶舍論第十九卷參照)。

【六八】問題提出の由來。

滅を證し、已に道を修し、我が生、已に盡き、梵行、已に立ち、所作已に辨じて、後有を受けず」と。此れに由りて、慢・已慢・當慢を起して、心擧恃し、心自取するを增上慢と名く。此は卽ち有を緣ずるなり。

此の中、諸句の義は、前に說けるが如し。復、我が生、已に盡く等と說くは、無生智の、盡智に依りて起ることを顯すこと、前の盡智が道と行とに依りて起るが如し。故に道と行とを說くなり。後有を受けずとは、無生智を得すれば、復、退墮して、後有を受けざるが故なり。此は卽ち有を緣ずとは、此の增上慢は卽ち受けざる所の有を緣ずるなり。此の中の問答は、前の如く知るべし。有と生との義は、相似せるを以つての故なり。有る本に、「心心所法を緣ず」と說く。後有を受けずは、卽ち是れ滅道なることを顯すが故なり。[五九]問ふ、我が生は已に盡くの慢は、何故に然らざるや。答ふ、彼れも亦、爾るべきも、但、綺互して說くのみ。

[六〇]問ふ、誰れが、幾種の增上慢を起すや。有るが說く、「異生は、五種の增上慢を起す。謂く、[六一]勝品の有漏の善根と及び預流等の四沙門果とに於てなり。預流は、四を起す、第一を除く。一來は三を起す、前二を除く。不還は二を起す、前三を除く。諸の阿羅漢には、增上慢無し」と。問ふ、預流等は、云何が自果に於て、慢を起すや。答ふ、[六二]勝れたる根性に於て、增上慢を起すなり。有るが說く、「異生は、九種の增上慢を起す、謂く勝品の有漏の善根に於てと、及び無漏の四向四果に於てとにして、預流果は七を起す、前の二を除く。一來向は六を起す、前の三を除く。一來果は五を起す。前の四を除く。不還向は四を起す、前の五を除く。不還果は、三を起す、前六を除く。阿羅漢向は二を起す、前の七を除く。阿羅漢果には增上慢無く、預流向には、增上慢を起すの義無し」と。評して曰く、「聖者も亦、勝れたる有漏善に於て增上慢を起すが故に、[六三]六聖者は、前の如く起す所に、各々、復、一を增す」と。問ふ、異生は、云何が、阿羅漢に於て、增上慢を起すや。答ふ、異生に

【五九】我が生已に盡くといふ慢に關しても、無生智の場合の如くに說くべき筈なれど、今は便利上「後有を受けず」の中に含めて說けるなりと。

【六〇】以下、增上慢と補特伽羅との關係。

【六一】勝品云々は四善根を指す。

【六二】自己の機根の勝れたるによりて今この果を得たりと慢するをいふ。

【六三】預流果より阿羅漢向までの六位の聖者を指す。

や。答ふ、一類有りて、是の念を作して言ふが如し、「此は是れ道なり、此は是れ行なり、我れは、此の道と此の行とに依りて、已に苦を遍知し、已に集を永斷し、已に滅を證し、已に道を修し、我れは、已に隨眠を斷じ、已に煩惱を害し、已に結を吐き、已に漏を盡して、所作已に辨ず」と。此れに由りて、慢・已慢・當慢を起して、心擧恃し、心自取するを增上慢と名く。此れは、卽ち、彼の心心所法を緣ずるなり。

此の中、諸句の義は、前に說けるが如し。已に隨眠を斷じ、廣說乃至、已に漏を盡すとは、此れ本論師が異名の義に於て、善巧を得るが故に、種種の說を作すものにして、文に異り有りと雖も、體に別無し。皆、煩惱の滅を顯示せんが爲の故なり。斷・害・吐・盡は、隨眠等に於て、交互に建立するに義が並に違ふこと無し。[五七]煩惱の滅を名けて所作と爲し、之を證して滿足するが故に、已に辨ずと名く。此は卽ち彼の心心所法を緣ずとは、此の增上慢は、彼の所執の有漏の道と行とを緣ずるなり、諸の煩惱の滅は、彼の境に非ざるが故に。

【本論】[五八]若し增上慢を起して、我れは、後有を受けず、乃至廣說。

問ふ、何故に、復、此の論を作すや。答ふ、前は、時解脫に依りて起す所の增上慢を說けるをもて、今は、不時解脫に依りて起す所の增上慢を說かんと欲す。復次に、前は、盡智に依りて起す所の增上慢を說けるをもて、今は、無生智に依りて起す所の增上慢を說かんと欲するが故に斯の論を作す。

【本論】若し增上慢を起して、我れは後有を受けずとせば、此は何を所緣となすや。答ふ、一類有りて、是の念を作して言ふが如し、「此は是れ道なり、此は是れ行なり、我れは、此の道と此の行とに依りて、已に苦を遍知し、已に集を永斷し、已に

【五七】大正本には煩名惱滅とあるも恐らく煩惱滅名の誤りならん。

【五八】**無生智の想を起す際に就て。**――有漏の有と、兼て心心所法とを緣ず。

問ふ、此の增上慢は、亦、能く、慢者の執する所の有漏の道と行とを緣ずべきに、何故に、但、所盡の生のみを緣ずと說くや。答ふ、亦、彼を說くべくして而も說かざるは、知るべし、此の中是れ有餘の說なることを。復次に道と行とを緣ずるものは、唯修所斷のみなるに、所盡の生を緣ずるは、五部の慢に通ずるをもて、此の中但能く遍く緣ずるもののみを說く。復次に、有漏の道と行とは、亦、是れ生の攝なるが故に、生を緣ずと說く。有餘師の說く、「所執の道と行とを說きて名けて生と爲す、能く慢を生ずるが故にと。此の慢は但能く生を盡す道のみを緣ずるをもて、彼の說は、理に非ず。後に、「梵行已に立つ等に依りて、慢は、生を緣ず」とは說かざるが故に、此の慢が所盡の生を緣ずることは、理に違はざるが故なり。

【本論】[五四] 若し增上慢を起して、我が梵行、已に立つと執すとせば、此は何を所緣とするや。答ふ、一類有りて、是の念を作して言ふが如し、「此は是れ道にして、此は是れ行なり、我れは、此の道と此の行とに依りて、已に苦を遍知し、已に集を永斷し、已に滅を證し、已に道を修し、我が、梵行、已に立つ」と。此に由りて、慢・已慢・常慢を起して、心擧恃し、心自取するを增上慢と名く。此は卽ち彼の心心所法を緣ずるなり。

此の中の諸句の義は前說の如し。我が梵行已に立つとは、何の處に隨つて梵行の想を作すものなりやといふに、諸の阿羅漢の、學道に於けるを已に立つと名け、無學道に於けるを、今立つと名く。此は卽ち彼の心心所法を緣ずとは、此の增上慢が彼の所執の有漏の道と行とを緣ずるものにして、無漏の梵行は、彼の境に非ざるが故なり。

【本論】[五五] 若し增上慢を起して、我が所作已に辨ぜりと執せば、此は何を所緣とする

【五五】 **增上慢にて梵行已立の想を起す際の所緣に就て。**—彼の所執の有漏の道と行とに關する心心所法を所緣とす。

【五六】 **以下、所作已辦の想を起す際に就て。**—有漏の道と行とに關する心心所法を所緣す。

【本論】[五四]若し增上慢を起し、我が生已に盡く、乃至廣說。

問ふ、何が故に、復、此の論を作すや。答ふ、前文は、唯、異生所起の增上慢を說くも、今は、通じて、異生と聖者との所起の增上慢を說かんと欲す。異生と聖者との如く、知るべし、未見諦と已見諦、未現觀と已現觀、不定聚と正定聚、無聖道と有聖道とも亦爾ることを。復次に、前文は唯、未得果者の增上慢を說くも、今は通じて、未得果者と已得果者との增上慢を說かんと欲す。復次に、前文は、唯、見道に依りて、增上慢を生ずることを說けど、今は、通じて、見・修・無學道に依りて、增上慢を生ずることを說かんと欲す。復次に、前文は、唯、學道に依りて、增上慢を生ずることを說けど、今は、通じて、學・無學道に依りて、增上慢を生ずることを說かんと欲す。復次に、前文は、唯、欲色界の增上慢を說けど、今は、通じて三界の增上慢を說かんと欲するが故に斯の論を作す。

【本論】若し增上慢を起して、我が生已に盡く、といはゞ、此は何を所緣とするや。答ふ、一類有りて、是の念を作して言ふが如し、「此は是れ道なり、此は是れ行なり。我れは此の道と、此の行とに依りて、已に苦を遍知し、已に集を永斷し、已に滅を證し、已に道を修し、我が生、已に盡く」と。此に由り、慢・已慢・當慢を起して、心擧恃し、心自取するを、增上慢と名く。此は卽ち生を緣ずるなり。

此の中、此は是れ道なり此は是れ行なりとは、何の處に隨て、道と行との想を作すや。已に苦を遍知し、乃至、已に道を修すとは、何處に隨つて、苦集滅道の想を作すや。我が生、已に盡くとは、何の蘊に隨つて、生の想を作すや。此は卽ち生を緣ずるなりとは、所盡の生、卽ち有漏の蘊を緣ずるなり。

【五四】以下、增上慢にて盡智の想を起す際の所緣。——生卽ち有漏の諸蘊と兼ねて自執の道と行とを。

滅に於て、是れ滅なりと見、道に於て是れ道なりと見る」と。此に由りて、慢・已慢・當慢を起して、心擧恃し、心自取するを增上慢と名く。此は、[五二]即ち、彼の心心所法を緣ずるなり。

此の中の諸句の義は、前說の如し。此は卽ち彼の心心所法を緣ずとは、彼の有漏の忍が、滅道諦を觀じて、便ち已に無漏の眞見を得すと謂ひ、未得を得すと謂ふによりて增上慢と名くるなり。滅に於て滅なりと見るに因りて起るものは、能く滅を緣ずる有漏の忍品の心心所法を緣ずるものにして、道に於て道なりと見るに因りて起るものは、能く道を緣ずる有漏の忍品の心心所法を緣ずるなり。彼の有漏の忍は、滅道を緣ずと雖も、而も增上慢は、但、忍品の心心所法のみを緣ず。滅道は寂靜にして、慢の境に非ざるが故なり。心等を緣ずとの言は、此の慢を計して、無所緣なりと執することを遮し、亦、此の慢は能く、無爲及び無漏を緣ずとする執を遮するなり。

[五三]問ふ、此の增上慢は、欲界繫なりや。色界繫なりや。設し爾らば、何の失かあるといふに、若し欲界繫ならば、欲界には順決擇分の忍無きをもて、此は何を所緣となすや。若し色界繫ならば、未だ欲染を離れざる補特伽羅には、此の慢無かるべけん。有るが是の說を作す、「此の慢は、是れ色界繫なり」と。問ふ、若し爾らば、未だ欲染を離れざる補特伽羅には此の慢は無かるべけん。答ふ、此の中、略して、離欲染の者を說くなり。有るが說く、「未だ欲染を離れざる者も亦、未至地の增上慢を起す」と。彼れ、此の說を作すべからず。未だ下地の染を離れざるものは、必ず上地の煩惱を起さざるが故に。復、說者有り、「此の慢は亦、是れ欲界繫なり」と。問ふ、若し爾らば、欲界には順決擇分の忍無きをもて、此は何を所緣となすや。答ふ、欲界には、順決擇分無しと雖ども、亦、彼と相似の善根有り。此の增上慢は、彼を緣じて起る。欲界には、具に一切功德の相似法有るが故なり。

【五二】 滅道は有漏緣惑なる慢の親所緣となることなきを以て隨つて增上慢は、たゞ滅道を思惟觀察する忍位の心心所法を對象とするのみと。

【五三】 四諦を緣じて起す增上慢は欲界繫か色界繫か（？）

を得すと謂ひ、未得を得と謂ふによりて増上慢と名く。苦に於て、苦なりと見るに因りて起るものは、所縁の苦を縁じ、集に於て集たりと見るに因りて起るものは、所縁の集を縁ずるなり。[五〇]彼の有漏の忍は、能く總に別に、苦集諦を觀ずと雖ども、増上慢は但、能く別に縁ず、謂く見苦所斷なるは但、自地の見苦所斷法のみを縁じ、乃至修所斷なるは但、自地の修所斷法のみを縁ず。問ふ、此の増上慢は、亦、能く、苦集忍品の心心所法を縁ずべきに、何が故に但、苦集をのみを縁ずと說くや。答ふ、亦、彼れを說くべくして、說かざるは、知るべし、此の中、是れ有餘の說なりと。復次に、忍品を縁ずるものは、唯、修所斷の慢にして、苦集を縁ずるものは、五部の慢に通ず。此の中、但、能く遍く縁ずるものを說くが故に、忍を縁ずる増上慢を說かず。復次に、有漏の忍品も亦、苦集の攝なり。是の故に、此の中、苦集を縁ずるものを說く。苦集を縁ずとの言は、此の慢を計して、無所縁なりと執することを遮し、亦、此の慢が能く、他地、及び他部を縁ずと執することを遮す。有餘師の說く、「苦集を縁ずとは、苦集忍を縁じて、苦集を縁ずるに非ず」と。彼の說は、理に非ず。後に、滅道に依る増上慢中、卽ち、滅、或は道を縁ずと說かざるが故に、卽ち、苦集を縁ずることは、理に違はざるが故なり。

【本論】[五一]若し増上慢を起して、我れは、滅を是れ滅なりと見、或は、道を是れ道なりと見るとせば、此は、何を所縁となすや。答ふ、一類有り、善士に親近し、正法を聽聞し、如理に作意するが如し。此の因縁に由りて、諦順忍を得し、滅現觀邊の者は、滅に於て、是れ滅なりと、忍樂顯了し、道現觀邊の者は、道に於て、是れ道なりと忍樂顯了す。彼れは、此の忍と作意との持するに由るが故に、或は、中間の不作意に由るが故に、見と疑とは、行せず、設ひ行ずるも覺せずして、便ち是の念を作す、「我は

【五〇】 正直なる忍ならば、苦集を縁ずるに、或は總じて自地他地のそれに涉り、或は別して自地の苦集のみに限れど、増上慢の忍は不正直なるを以て、たゞ自己の屬する一前の苦集のみを縁じてその眞理を諦觀せりと誤想すとなり。

【五一】 以下滅道を縁ずる場合に就て。

縁する諦順忍にして、集現觀邊の者が、集に於て、是れ集なりと忍樂顯了すとは謂く、集を緣ず諦順忍なり。忍樂顯了とは是れ忍の異名にして、皆、法を觀察する忍を顯示せんが爲めなり。現觀とは、謂く、見道にして、此の忍は、彼れに近きが故に、名けて邊と爲す。此は則ち總じて法隨法行を顯す。此の中に具さに四の預流支を顯す。謂く、善士に親近すると、乃至法隨法行となり。預流の向と果とは、此を先と爲すが故に。彼れは、此の忍と作意との持するに由るが故にとは、彼の瑜伽師は、忍によりて諦を觀じ、境に於て、作意の善根これを持するに由るが故に、能く、見と疑とをして、暫く現行せざらしむるなり。或は、中間の不作意に由るが故にとは、已に前定を出でて、未だ後定に入らざるを說て、中間と爲し、非理の作意を不作意と名く。或は此は、如理の作意、無きことを顯し、此は則ち後の設ひ行ずるも覺せざることを顯す。見と疑とは行ぜずとは、忍と作意との善根の持するに由が故なり。此の中の見とは、謂く、有身見と及び戒禁取とにして、疑とは、謂く疑なり。有るが說く「見とは、有身、邊見、戒禁取を謂ひ、唯、[四八]邪見を除く、忍を得すれば、四聖諦を撥せざるが故なり」と。[四九]西方師の言く、「唯、戒禁取は、此の中に見と名く。忍を得する者は、我を執せざるを以ての故なり」と。評して曰く、是の說を作すべし、「彼れも亦、我を執す、是の故に、此の中、初說を善と爲す、暫らく我を執すと雖も、斷常を執せざるが故なり。暫く、淨を執すと雖も、執して勝と爲さざるが故なり。然かも*諸の煩惱は、五の因緣に由りて、未だ永斷せずと雖も、現行せず。一には、奢摩他力に由り、二には、毘鉢舍那力に由り。三には、善の師友力に由り。四には、好居處力に由り、五には、性薄の煩惱力に由る。此の中、略の故に、但、前の二を擧ぐるのみ。忍は謂く毘鉢舍那にして、作意は謂く、奢摩他なり。二善根の任持する所に由るが故に、見と疑とは現行せざるなり。設ひ行ずるも覺せずとは、煩惱の細なるが故に、覺慧の劣なるが故に。便ち是の念を作す乃至廣說とは、彼有漏の忍は苦集諦を觀ずるとき卽ち、已に無漏の眞見

に依り皆と訂正。

【四八】邪見は撥無因果を特相とするに、忍位に於て苦(果)集(因)を觀ずる以上、この邪見は起るべき筈なければ之を除くといへるなり。

【四九】舊には西方沙門をいふ。

※未斷の煩惱の現行せざる五因緣。

有るが執す、[40]「慢は無漏を縁ず」と。或は復、有るが執す、「慢は無爲を縁ず」と。或は復、有るが執す、[41]「慢は、他部を縁ず」と。是の如き種種の僻執を遮して、一切の慢には皆、所縁有りて他地を縁ぜず、無漏を縁ぜず、無爲を縁ぜず、他部を縁ぜざることを顯さんが爲めの故に斯の論を作す。

【本論】[42]若し増上慢を起し、我れは、苦を是れ苦なりと見、或は、集を是れ集なりと見るとせば、此は何を所縁とするや。答ふ、一類有り、善士に親近し、正法を聽聞し、如理に作意するが如し。此の因縁に由りて、[43]諦順忍を得し、[44]苦現觀邊の者は、苦に於て、是れ苦なりと忍樂顯了し、集現觀邊の者は、集に於て、是れ集なりと忍樂顯了す。彼れは、此の忍と作意との持するに由るが故に、或は、[45]中間の不作意に由るが故に、見と疑とは行ぜず、設ひ行ずとも、覺せずして、便ち是の念を作す。「我れは、苦に於て是れ苦なりと見、或は集に於て是れ集なりと見る」と。此れに由りて、慢、已慢、當慢を起して心擧恃し、心自取するを増上慢と名く。[46]此は、即ち、苦を縁じ、或は、集を縁ずるなり。

此の中、一類有るが如しとは、順決擇分を修する者を謂ひ、善士に親近すとは、善友に親近するを謂ふ。善友とは、佛及び佛弟子を謂ふ。善法を修して、利樂を得せしむるが故なり。正法を聽聞すとは、流轉を[47]毀呰し、還滅を讃歎し、勝行を引く敎を、名けて、正法と爲し、彼は能く耳を屬し、無倒に聽聞するなり。如理に作意すとは、謂く、流轉を厭惡し、還滅を欣樂し、所聞を正思し、勝行を趣修するなり。此の因縁に由るとは、謂く、前の三を加行と爲すに由るが故なり。諦順忍を得すとは、謂く、順決擇分の善根中の忍にして、此の忍は、四聖諦の理に隨順し、或は、聖道に順ずるが故に、諦順と名く。苦現觀邊のものが、苦に於て是れ苦なりと忍樂顯了すとは、謂く、苦を

【四〇】有部にては慢を六無漏縁惑中に攝せず。
【四一】他部とは例せば苦諦下の慢が集諦をも縁ずるが如きをいふ。有部にては遍行惑中に慢を攝せず。
【四二】以下、苦集を縁ずる場合に就て。
【四三】諦順忍とは、煖頂忍の忍位を指す。
【四四】苦現觀邊の者とは右、有漏の忍力にて見道苦諦觀の邊りに達せるものとの義。
【四五】中間の不作意云々。とは出定より入定までの中間にて、一寸心の動搖することあるも、それは眞の一寸なるが故に、この間に我見、戒禁取、疑の起ることあるも自覺するまでに到らざる爲め、眞に苦集を諦觀せるが如き誤想を起して増上慢を生ずとなり。
【四六】この際の對象は、假令是の眞理にまで到達せぬとしても、苦若しくは集にして、而もその諦忍は苦集の周邊にまで及ぶ。併し更に之を克實し云へばこの増上慢は、その苦集を對象として思惟觀察する心心所法を無漏智と誤認する意味に於て、その心心所をも所縁となすと言ふべきことは婆沙にある通りなり。
【四七】大正本には此とあるも三本及び宮本には、呰とある

之れを慢と名くるや。答ふ、且らく無色界の修所斷の慢は、他に方べずと雖も、慢相に住するが故に亦、慢と名く。復次に、先きに下界に在りて他に方べて慢を起し、數習力に由りて後、無色に生れて彼の慢が現行するによればなり。有るが是の說を作す、「無色に生ずれば、慢は現行せずと雖も、[三六]下界に在りて、亦、彼の慢を起す、謂く二人ありて無色定を證得するに、展轉して所得の定相を問答し、斯に因りて、慢を起して、謂く、「我れの所得は、彼れの定に勝る、我は、能く速に入るも、彼は則ち能はず、我は、能く久住するも、彼は、則ち爾らず」と。見所斷の慢は、他に方べずと雖も、慢相に住するが故に、亦、慢と名く。復次に、修所斷の慢は、他に方べて起り、その數習力に由りて、見所斷の慢を引きて、亦、現行せしむ」と。有るが是の說を作す、「見所斷の慢も、亦、に方べて起るなり。我見者が一處に集在して、我が我見の相を展轉問答し、斯に由りて、慢を起して、已が我見は、他の我見に勝ると謂ふが如し」と。評して曰く、是の說を作すべし、「一切の慢は、要ずしも、他に方べて起るに非ずして、無始時來の數習力の故に、自相續に依りても、慢は亦、現行することとあり。契經に言ふが如し、『尊者無滅は、尊者舍利子の所に往詣して、是の如き言を作す、我に天眼有り、清淨なること人に過ぎ、千世界を觀るには、多く力を用ひずと。舍利子の言く、此れは、是れ汝の慢なり』と。此の無滅の慢は、但、自相續に依りて起りしなり。然るに、諸の慢は、他に方べて起ると說くは、多分に從りて說くものにして、多分は、他に方べて、慢を起すが故なり」と。

[三七]第八節　增上慢によりて四諦乃至、盡無生智を緣ずる際に於ける所緣の體性に就て

【本論】 若し、增上慢を起して、我は、苦を是れ苦なりと見る乃至廣說。

[三八]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、正義を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は、有るが執す、「慢には、所緣無し」と。或は、復、有るが執す、[三九]「慢は他地を緣ず」と。或は復、

【三六】 下界とは無色より出定して下界心を起すをいふ。

【三七】 前節に於ける慢論の引續きとして、若し異生が四諦を觀じて未だ眞に諦觀せずして而も眞に諦觀せりと思ひ、乃至、異生又は聖者が未だその域に達せずして、梵行已に立し所作已に辨ず等の增上慢を起せる際には、その眞の對象となるは何物なるかを論究せんとしたる段なり。蓋し增上慢者、その人よりすれば、眞にそれぞれの所緣に冥合せるが如きも、實はその邊際を廻轉しゐるか、然らざれば自己妄想に外ならぬを以て、眞の所緣を定むるの必要あればなり。本節はこの事を論究したるものが、吾等はかゝる所に遍、依、圓三性論の起るべき萠芽あるを見逃すべからず。

【三八】 論題提出の理由。

【三九】 他地と緣ずとは三界九地中、或る特定地に於て、他地に對して慢を起すをいふ。有部にては慢を自地緣とす。

謂く、此の二法は展轉相似するをもて、多憍者を見ては世人は、共に此は是れ多慢なりと言ひ、多慢者を見ては、世人は共に此は是れ多憍なりと言ふ。彼の疑をして、決定を得せしめんが爲めの故にと、憍と慢との自性は、各別なることを顯さんがための故にとによりて、斯の論を作す。

【本論】 憍と慢とに何の差別有りや。答ふ、若し他に方べずして、自法に染著する心の傲逸の本を憍と名け、若し他に方べて、自から擧恃する相を慢と名く。是を差別と謂ふ。

此の中、憍とは他に方べずして、但、自から、種姓、色、力、財、位、智等に染著する心の傲逸の相を謂ひ、此の中、慢とは、他に方べて、種姓、色、力、財、位、智等を、自から擧恃する相を謂ふ。

[二九]問ふ、憍は、何を以て自性と爲すや。有るが是の說を作す、「意を自性と爲す」末陀（mada）と末那[三〇]（manas）とは、聲、相ひ近きが故に」と。有餘師の說く、「愛を自性と爲す、此の中、自法に染著することを說くが故に」と。復、說者有り、「慢を自性と爲す、末陀[三一]（mada）と磨那（māna）との聲、相ひ近きが故に。然も、他に依りて轉ずるを、但、名けて、慢とのみ爲し、他に依りて轉ぜざるを、說きて名けて、慢と爲し、亦、名けて、憍と爲す」と。評して曰く、是の說を作すべし、「別の心所の愛に引かれて起るもの有るを、說きて名けて、憍と爲す。唯、意地に在り、唯、修所斷なり」と。

[三二]此の憍と慢とに、多種の差別有り。謂く、[三三]慢は是れ煩惱なるも、憍は煩惱に非ず、慢は是れ結・縛・隨眠・隨煩惱・纒なるも、憍は、結、縛、隨眠及び纒に非ずして、但、隨煩惱なり。慢は見修所斷に通ずるも、憍は唯、修所斷なり。慢は大地等の法の攝に非ざるに、憍は是れ小煩惱地法の攝なり。然れども、慢と憍とは、倶に三界繫なり。

[三四]問ふ、慢は他に方べて起るといふについて、[三五]欲色二界の修所斷の慢は他に方べて起るべし、外門轉なるが故に。無色界の慢と見所斷の慢とは他に方べずして起る――內門轉の故なり――に、云何が

【二九】 **憍の自性に就て。**

【三〇】 憍の原語 mada は意の原語 manas とその形やや似る點よりして之を同一視するの解釋起れるなり。

【三一】 mada（憍）māna（慢）に關しても又然り。

【三二】 **慢と憍との法相的區別。**

【三三】 慢は隨眠たる貪瞋癡慢疑惡見中の一にして、根本煩惱の一なるも憍は隨煩惱に屬し小煩惱地法の一とす。

【三四】 **特に慢を他と比較して起るといふに就て。**

【三五】 欲界と色界には五根あり、前五識の作用もあるを以て自を他と比較して慢を起すべきも、見斷の慢はたゞ諦理に對して起すも他人と自己とを比較することなく、亦無色には五根もなく、前五識の作用もなきを以て、（無色には借起識もなし）他と比較して自ら慢することなからんとなり。

の無きに非ずと說かば、則ち此の語は、皆、無明より起ると說くべからざるが故に、前は理に違ひ、後は復、宗に違ふ。進退推徵するに、二、倶に難有りとなり。分別論者は理として通じて言ふべし、「諸の虛誑の語は、皆、無明より起ると許すと雖も、然も、說きて正知の妄語と爲すべく、彼を說きて、無明の妄語と爲さず」と。應理論者は、彼に告げて言ふべし。「我が宗も、亦、爾り、諸の虛誑の語は、皆、不正知より起ると許すと雖も、說きて正知の妄語と爲すべく、不正知の妄語となすべきに非ざるが故に、彼は難に非ず」と。

第七節　憍と慢との同異[二四]

【本論】 云何が、憍、乃至廣說。

[二五]問ふ、何故に此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。謂く、契經に說く、「心の憍と心の慢と」と。契經は、是の說を作すと雖も、其の義を分別せず。經は是れ此の論の所依の根本にして、彼れに說かざるものを、今、之を說くべきが故に、斯の論を作す。

【本論】[二六] 云何が憍なりや。答ふ、諸の憍・醉・極醉・悶・極悶・心傲逸・心自取、是れを憍と謂ふ。

此の中、憍等の名に、異り有りと雖も、體に別無きは、皆、憍の自性を顯了せんが爲めの故なり。

【本論】[二七] 云何が、慢なりや。答ふ、諸の慢・已慢・當慢・心擧恃・心自取、是れを慢と謂ふ。

此の中慢等の名に、異り有りと雖も、體に別無きも、皆、慢の自性を顯了せんが爲の故なり。

【本論】[二八] 憍と慢とに何の差別有りや。

問ふ、何が故に、復、此の論を作すや、答ふ、疑者をして決定を得せしめんと欲するが故なり。

【二四】 憍 mada は必ずしも自己を他に比較することなく、たゞ自ら得意になりて氣の憍るの義なるに對し、慢 māna は、必ず他人と比較して自己の優越を感じて傲然たる心態となるをいふ。この節はこの事を明かにして兩者の同異點を明瞭ならしめんとしたるもの。

【二五】 問題提起の所以。

【二六】 憍の定義。

【二七】 慢の定義。

【二八】 憍と慢の區別。

【本論】又、汝の欲する所は何ん。正知にして而も妄語するもの有ること無きや。

とは、是れ應理論者が將に、難を設け、反つて彼の宗を定め、正理に違ふことを顯さんと欲するなり。

【本論】答ふ、[三]爾らず。

とは、是れ分別論者が、此の所問を遮して、理に違ふこと無きことを顯すなり。謂く、諸の無明は、皆、不正知相應なりと雖も、然も、正知にして妄語するの義有り。此の義、無きに非ざるが故に、爾らずと言ふ。

【本論】我が説を聽くべし、若し一切の無明は、皆、不正知相應にして而も、諸有の正知にして妄語するものは、皆無明の趣無明の所纏にして、失念不正知の故に而も妄語すればなりと言はば、則ち、正知にして妄語なるもの有ること無しと説くべく（前關）、若し、正知にして妄語なるもの有ること無しと説かざれば、則ち、一切の無明は皆、不正知相應にして、而も諸有の正知にして妄語するものは皆、無明の趣、無明の所纏にして、失念不正知の故に妄語すればなりと言ふべからず（後關）、是の如き説を作さば、亦、倶に、理に應ぜず。

とは、是れ[三]相應論者が、前後に兩關翻覆して難を設くるなり。前關は、宗に順ずるも理に違ふことを顯し、後關は、理に順ずるも宗に違ふことを顯し、二、倶に不可なるが故に、總結して、「是の如き説を作すは、亦、倶に、理に應ぜず」と言ふなり。此の難意に言く、若し諸の無明が皆、不正知相應ならば、諸の虚誑語は皆、是れ失念不正知より、發るをもて、此の虚誑語は、卽ち無明より起るをもて、正知にして妄語なるもの有ること無しと説くべく、若し、正知にして妄語なるも

【三】正知にして妄語するものあるは分別論者も事實として之を認む。

【三】相應論者とは應理論者のこと。共に yuktavidin の譯語ならん。

彼は、正しく見等を知りながら自見にて而も、顚倒して說くをもて是の故に、說きて正知の妄語と爲す。復次に、虛誑語する者は、正知のままに說くべきに而も、妄說するが故なり。謂く、彼は、[一八]他の王臣等の衆に對して、正知のままに說くべきに、而も顚倒して說くをもて、是の故に、說きて正知の妄語と爲す。故に虛誑の語は、皆、不正知より起ると許すと雖も、說きて正知の妄語と爲すべし。若し此の語が、不正知より起るをもて、則ち、但、不正知の妄語とのみ名け、正知の妄語と名くるに非ずとせば、此の語は、亦、十大地法等より起るをもて、亦、受等の妄語と名くべく正知の妄語に非ざらん。應理論者は、此の後、反つて、分別論者を破し、以て、前難を通ず。三種の破の中、是は[一九]等彼破なり。三種の破の義は、前、已に說けるが如し。[二〇]然も、受等の大地等の法に於て、初後を略去して、但、中間の無明を擧げ、彼を詰りて以て前難を通ず。

【本論】[二一]彼を詰りて言ふべし、「諸の無明は、皆、不正知相應なりや」と。

とは、是れ應理論者の問にして、審かに他の宗を定むるなり、若し他の宗を定めずして、他の過失を說くは、則ち理に應ぜざればなり。

【本論】答ふ、是の如し。

とは、是れ分別論者の答にして、所問の理、定るが故に、是の如しと言ふ。

【本論】汝の欲する所は何ん。諸有の正知にして而も妄語するものは、皆、無明の趣、無明の所纏にして、失念不正知の故に妄語するとせんや。

とは、亦、是れ應理論者の問にして、妄語有ることを擧げて、重ねて、彼の宗を審にするなり。

【本論】答ふ、是の如し。

とは、亦、是れ分別論者の答なり、謂く、此の所說は、彼の宗に稱可が故に是の如しと言ふ。

【一八】他の王國等の衆云々とは國王や大臣の取調べに對して虛僞の申立をする場合を豫想す。

【一九】等彼破等のことは國譯毘曇部七卷にも此卷にもあり、就て見るべし。

【二〇】妄語は必ずしも無明のみより生ぜず、受等の十大地法と不信等の十大煩惱地法等を前提とす。然るに今前の十大地法中、前後を略して慧をとり後の十大煩惱地法中更に前後を略去して其の中間に位する無明のみをあげて正知妄語のあることを主張するは等彼破を利用して、敵論を破しつつ自說を肯定せんが爲めなりとの義。

【二一】以下應理論者よりの難

【本論】 我が說を聽くべし、「若し不正知は、是れ非理所引の慧にして、而も諸有の正知にして、而も妄語するもの、彼れは皆、失念不正知の故に、妄語すればなりと言はば、則ち、正知にして而も妄語するもの有ること無しと說くべく(前關)、若し正知にして而も妄語するもの有ること無しと說かざれば則ち、不正知は、是れ非理所引の慧にして、而も諸有の正知にして而も妄語するもの、彼れは皆、失念不正知の故に妄語すればなりとは言ふべからず(後關)、是の如き說を作さば、俱に理に應ぜず。

とは、是れ分別論者が、前後、兩關翻覆して、難を設くるものにして、前關は、宗に順ずるも、理に違ふことを顯し、後關は、理に順ずるも、宗に違ふことを顯す。二俱に不可なるが故に、總結して、是の如き說を作さば、俱に理に應せずと言ふ。彼の難意に言く、若し不正知が卽ち是れ非理所引の慧ならば、諸の虛誑の語は、皆、是れ非理所引の慧が、此の語を發するをもて、卽ち不正知より起るをもて、正知の妄語なるもの有ること無しと說くべく、若し正知の妄語も無きに非ずと說かば、則ち、此の語は、皆、不正知より起ると說くべからざるが故に、前は理に違ひ、後は復、宗に違ふ、進退を推徵するに、二俱に難有りとなり。

[一六]應理論者の後の通意に言く、諸の虛誑の語は、皆、不正知より起ることを許すと雖も、正知の妄語と爲ることをも說く可し。所以は何ん、虛誑語する者は、正しく彼の事を知りて而も妄說するが故なり。謂く、彼は正しく所見等の事を知りて而も顚倒して說くをもて、是の故に、說きて正知の妄語と爲す。復次に、虛誑語する者は、正しく知りながら自想にて、而も妄說するが故なり。謂く、彼は正しく見等を知りながら、自想にて而も顚倒して說くをもて、是の故に說きて正知の妄語と爲す。復次に、虛誑語する者は、正しく知りながら、[一七]自見にて、而も妄說するが故なり。謂く、

言へるも、實は凡ての妄語を失念不正知に歸する點に關しては應理論者がその立場として反對すべき筈なりき。

【一四】 舊に、「無智の故に妄語することありや。答へて曰く不なり」とあり。

【一五】 正知にして妄語するものありとの義。

【一六】 以下應理論者の通難。

【一七】 自見にてとは故意に僞りてといふ義。

二 此の後は、應理論者と分別論者とが、相對して、問答し難通して、「不正知は、是れ非理所引の慧の攝なりと雖も、然も、正知にして、妄語するの義有ること」を顯せり。

【本論】 [三]汝は、不正知を、是れ非理所引の慧なりと說くや。

とは、是れ分別論者の問にして、重ねて、前の宗を定むるなり。若し他宗を定めずして、他の過失を說かば、理に應ぜればなり。

【本論】 答ふ、是の如し。

とは、是れ應理論者の答にして、謂く、前所立の理に、顚倒なきが故に、是の如しと言ふ。

【本論】 汝の欲する所、何(いか)ん。諸有の正知にして而も妄語するもの、彼れは皆、失念不正知の故に、妄語すとせんや。

とは、亦、是れ分別論者の問にして、妄語有ることを擧げて、復、所宗を審にするなり。

【本論】 答ふ、[三]是の如し。

とは、亦、是れ應理論者の答にして、謂く、彼の所說は、所宗に稱可(かなふ)が故に、是の如しと言ふ。

【本論】 又、汝の欲する所何ん。[四]正知にして而も妄語するもの有ることなきや。

とは、是れ分別論者が將に難を設け、反つて、所宗を定め、正理に違ふことを顯さんと欲するなり。

【本論】 答ふ、[五]爾らず。

とは、是れ應理論者が彼れの所問を遮して、理に違ふこと無きを顯すなり。謂く、不正知は、是れ非理所引の慧なりと雖も、然かも、正知にして妄語するの義有り。此の義無きに非ざるが故に、爾らずと言ふ。

【二】 **以下、分別論者と應理論者との問答**――分別論者の立場に從へば一切の妄語は非理作意所引の慧によりて起れるもの、而して不正知は非理所引の慧なりとすれば、一切の妄語は不正知妄語にして、正知妄語と名け得らるべきものなからんと言ふにあり。蓋し知りて故意に妄語するの事實は、分別論者も之を認むるも、之に對して正知妄語の名を附するを好まざりし結果として有の如き主張となりしならん。之に對して應理論者の側にありては一切の妄語は不正知より生ずるも、失念又は判斷の誤りより來るものと、故意に、僞めにする所ありて妄語するものとを區別せざるべからず、前者は純粹の不正知妄語なるも、後者は、亦、正知妄語と名くべきなりと主張す。かくして、兩者の間に例の論事式の問答往來となれるものなるが、要するに、その中心點は命名の仕方に關する異見と、分別論者は妄語を說くに無明を主とするに對して、應理論者は飽くまで不正知を中心とする所にあるもの丶如し、

【三】 **分別論者よりの難。**

【三】 應理論者は失念不正知を認むるが故に「是の如し」と

【本論】云何が、無明なりや。乃至廣說。

[五]問ふ、何故に、此の論を作すや。答ふ、疑者をして決定を得せしめんが爲めの故なり。謂く、契經に說く、「不達、不解、不了知の故に、名けて無明と爲す」と。不正知は亦、不了知を以て相と爲す。或は、有るが疑を生ず、「無明は、即ち是れ不正知の性にして、是れ則ち、二種の體は、無差別なり」と。彼の疑をして決定を得せしめんと欲するが故に、此の二種は、其の體、各別なることを顯さんが故に、斯の論を作す。

【本論】[六]云何が、無明なりや。答ふ、三界の無智なり。

此の說は、理に應ず。謂く、三界繫の無智は、具さに諸の無明を攝するが故に。若し是の說を作して、「三界を知らざるを無明と名く」といはば、則ち、緣滅道諦の二種の無明を攝せざるべけん。彼れは、三界を緣ぜざるが故に。

【本論】[七]云何が不正知なりや。答ふ、非理所引の慧なり。

問ふ、此の中、[八]何故に、問は少くして、答は多きや、謂く、不正知は、唯、染汚の慧なるも、非理所引の慧は、染及び不染に通ずればなり。云何が然ることを知るやといふに、業蘊に說くが如し、「諸の意惡行は、皆、是れ非理所引の意業なるも、是れ非理所引の意業にして、意惡行に非ざるもの有り、謂く一切の有覆無記の意業と及び一分の[九]無覆無記の意業となり」と。故に知る、非理所引の慧は、染不染に通ずと名づくることを。[一〇]答ふ、此の中、非理所引の慧とは、知るべし唯、諸の染汚の慧を攝することを。所以は何ん、非理所引に略して二種有り。一は世俗、二は勝義なり。今は、勝義の非理所引を說くが故に、唯、諸の染汚の慧を攝すと知る。唯、染汚法のみを名けて勝義の非理所引と爲す。無覆無記は、但、世俗に由りて彼の名を得るが故に。

【五】**論題提出の理由**

【六】**無明とは三界の無智なり。**

【七】**不正知とは非理所引の慧なり。**

【八】染汚の慧たる不正知を問へるに對して、不染汚にも通ずる非理所引の慧を以て答へたるは問よりも答の方が廣汎に涉るといふ義。

【九】無覆無記は不染汚なるに、本論は、非理所引の慧中に無覆無記の意業を數へたとすれば、非理所引の慧は亦不染汚に通ずと解せざるべからずとなり。

【一〇】こゝに非理所引の慧とは第一義的立脚地よりして、たゞ不善又は有覆の慧のみを指すものなれば、その範圍に於て不正知と一致す。業蘊の說は暫らく第二義的意義にて用ゐらるゝ非理所引の慧を含めたるに過ぎざれば難者の如き矛盾なしと。

後定に進まざる如きをいふ。

（八）三摩地の、多所緣にして散亂に非ざるもの有りとは、有る一類の、身に於て、循身觀に住するに、修、已に純熟し、復、受に於て、循受觀に住し乃至、法に於て循法觀に住するに、心散亂せず、流れず、蕩らず、安住して一を守り、此の因緣に由りて、前定を失はずして能く後定に進むが如きをいふ。

（九）三摩地の、多行相にして是れ散亂なる有りとは、有る一類の、非常を思惟するに、修、未だ純熟ならずして、復、或は苦を觀じ、或は空を觀じ、或は非我を觀ずるに、其の心、散亂流蕩して住せず、一境に專らならず、此の因緣に由りて、前定を退失し、後定に進まざる如きをいふ。

（十）三摩地の、多行相にして、散亂に非ざる有りとは、有る一類の、非常を思惟するに、修、已に純熟し、復、或は苦を觀じ、或は空を觀じ、或は非我を觀ずるに、心、散亂せず、流れず、蕩らず、安住して一を守り、此の因緣に由りて前定を失はず、能く後定に進むが如きをいふ。

（十一）三摩地の、多所緣、多行相にして是れ散亂なるもの有りとは、有る一類の、身は是れ非常なりと思惟するに、修、未だ純熟ならずして、復、受は是れ苦、心は是れ空、法は是れ非我なりと觀ずるに、其の心、散亂流蕩して住せず、一境に專らならず、此の因緣に由りて、前定を退失し、後定に進まざる如きをいふ。

（十二）三摩地の、多所緣、多行相にして、散亂に非ざる有りとは、有る一類の、身は是れ非常なりと思惟するに、修、已に純熟し、復、受は是れ苦、心は是れ空、法は是れ非我なりと觀ずるに、心散亂せず、流れず、蕩らず安住して一を守り、此の因緣に由りて、前定を失はずして能く後定に進むが如きをいふなり。

第六節　無明と不正知との聯關より正知妄語のあることを論ず[四]

【四】　無明も不正知(asamprajanya)も婆沙の立場よりすれば共に十大煩惱地法に屬するも、是の體をいへば無明は獨立の存在なるも不正知は非理作意(ayoniśo-manaskāra)即ち不善又は有覆の作意によりて引發せられたる慧なれば、その本地の十大地法中にあるを兩者の相違とす。今節はこの無明と不正知との相違を明かにすると同時に、不正知によつて引發せらるゝ妄語中に亦、正知妄語と名け得べきものの存するか否かに關して、所謂分別論者と問答往來して、之を決定せんとしたるもの。

に、心、散亂せず、流れず、蕩らず、安住して一を守り、此の因緣に由りて前定を失はずして能く後定に進むが如きをいふ。

(三)三摩地の、一行相にして是れ散亂なる有りとは、有る一類の、非常行相を思惟するに、修、未だ純熟ならずして、復、即ち此に由りて、[二]或は增減を觀じ、或は暫時を觀じ、或は轉變を觀じ、或は磨滅を觀ずるに、其の心、散亂流蕩して住せず、一境に專らならず、此の因緣に由りて前定を退失し、後定に進まざる如きをいふ。

(四)三摩地の、一行相にして散亂に非ざる有りとは、有る一類の、非常を思惟するに、修、已に純熟し、復、即ち此に由りて、或は增減を觀じ、廣說乃至或は磨滅を觀ずるに、心散亂せず流れず蕩らず安住して一を守り、此の因緣に由りて、前定を失はずして能く後定に進むが如きをいふ。

(五)三摩地の、一所緣、一行相にして是れ散亂なる有りとは、有る一類の、色の非常を思惟するに、修、未だ純熟ならずして、復、即ち此に於て、此に由りて或は增減を觀じ、廣說乃至或は磨滅を觀ずるに、其の心、散亂流蕩して住せず、一境に專らならず。此の因緣に由り、前定を退失し、後定に進まざる如きをいふ。

(六)三摩地の、一所緣、一行相にして散亂に非ざる有りとは、有る一類の、色の非常を思惟するに、修、已に純熟し、復、即ち此に於て、此に由りて、或は增減を觀じ、廣說乃至、或は磨滅を觀ずるに、心散亂せず流せず、蕩らず安住して一を守り、此の因緣に由りて、前定を失はずして能く後定に進むが如きをいふ。

(七)三摩地の、多所緣にして是れ散亂なる有りとは、有る一類の、身に於て[三]循身觀に住するに、修、未だ純熟ならずして、復、受に於て循受觀に住し、心に於て循心觀に住し、法に於て循法觀に住するに、其の心、散亂流蕩して住せず一境に專らならず、此の因緣に由りて前定を退失し、

【二】何れも非我相の觀じ方なり。

【三】循身觀(kāyānupaśyanā)とは身體全部を歷觀して不淨と觀ずるを云ふ。循受(vedanānupaśyanā)循心(cittānupaśyanā)循法(dharmānupaśyanā)も之に例して知るべし。(俱舍、第二十三卷參照)

卷の第四十三（第一編　雜蘊）

（雜蘊第一中思納息第八之二　舊譯第二十三卷）

此の中に、二種の三摩地有りと知るべし。一には、染汚にして、二には、不染汚なり。染汚をば、三摩地とも名け、亦、散亂とも名くれど、不染汚は、三摩地と名くるも、散亂と名けざるが故に、三摩地に十二句有り。一には、三摩地の、一所緣にして是れ散亂なる有り。二には三摩地の、一所緣にして散亂に非ざる有り、三には三摩地の、一行相にして是れ散亂なる有り、四には三摩地の、一行相にして散亂に非ざる有り、五には三摩地の、一所緣一行相にして是れ散亂なる有り、六には三摩地の、一所緣、一行相にして散亂に非ざる有り、七には三摩地の、多所緣にして是れ散亂なる有り、八には三摩地の、多所緣にして散亂に非ざる有り、九には三摩地の、多行相にして是れ散亂なる有り、十には三摩地の、多行相にして散亂に非ざる有り、十一には三摩地の、多所緣、多行相にして是れ散亂なる有り、十二には三摩地の、多所緣、多行相にして散亂に非ざる有り。

第五節　三摩地の十二相

（一）三摩地の一所緣にして是れ散亂なる有りとは、有る一類の、隨つて一物に於て、不淨を思惟するも、修、未だ純熟ならずして、復、便ち此に於て或は靑瘀を觀じ、或は膖脹を觀じ、或は膿爛を觀じ、或は破壞を觀じ、或は異赤を觀じ、或は被食を觀じ、或は分離を觀じ、或は白骨を觀じ、或は骨瑣を觀ずるに、其の心、散亂流蕩して住せず、一境に專らならず、此の因緣に由りて前定を退失して、後定に進まざる如きをいふ。

（二）三摩地の、一所緣にして散亂に非ざる有りとは、有る一類の、隨つて一物に於て、不淨を思惟するに、修、已に純熟し、復、卽ち、此に於て、或は靑瘀を觀じ、廣說乃至、或は骨鎖を觀ずる

【一】　三摩地（samādhi三昧）は等持と翻し心を一境に專注せしむる作用なり。之に二階段あり、一は普通の心理活動に必ず伴ふものにして所謂十大地法中に攝せらるゝは之なり。他は特殊の修行によるものにして、修行德目としての三摩地は之に屬す。この節は右の中第二の三摩地に就いて之を染汚と不染汚との二種に分ち、前者を三摩地にして且つ散亂なるものと名け、後者を純粹三摩地と名け、更に之を所緣（對象）の一多、行相（考へ方）の一多に配して十二種の場合を得て、その一々の相を說明したるものなり。

しくは欲界の薩迦耶見と邊執見との相應心、若しくは色・無色界の一切の煩惱の相應心の若しくは意地、若しくは五識身に在るもの、此等一切有覆無記心中に皆、得べきが故に、大有覆無記地法と名く。知るべし、此の中、[七二]別の心所の、唯、是れ有覆無記性のみの攝なるものなくして唯、[七二]有る無明と惛沈と掉擧との、[七二]是れ煩惱纏として止觀を障ゆること勝り、或は是れ隨眠として、遍ねく一切の有覆無記の心中に在りて得べきものあるが故に、有覆無記地中に立つることを。[七三]若し法にして、一切無覆無記心中に得べきものは、大無覆無記法地と名く。謂く、若しくは欲界繫、若しくは色界繫、若しくは無色界繫、若しくは意地若しくは五識身に在るもの、若しくは異熟生、若しくは威儀路、若しくは工巧處、若しくは通果心此等、一切無覆無記心中に皆得べきが故に、大無覆無記地法と名く。知るべし、此の中、別の心所の、唯、是れ無覆無記性のみの攝なるものあること無きことを。即ち受等の十は、遍く一切無覆無記心中にも在りて、得べきが故に、無覆無記地中に立つるなり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第四十二

【七二】別の心所なしとは無明、惛沈、掉擧の三は大不善地法にあり無明と掉擧とは大煩惱地法中にもあるをいふ。

【七二】無明と惛沈と掉擧との三心所の色・無色界繫のものと、欲界の有身見、邊執見と相應するものとは、これ有覆無記にして、この中、止觀を障ふること勝る等のものを取りて、有覆無記地中に立つるとなりと。

【七三】大無覆無記地法の意義。一一切の無覆心に遍して起るもの、併し、十大地法を三性分別の立場より觀察したるに過ぎざれば別の法體なきものとす。

もの、若しくは五識身に在るもの、此等一切の心中に、皆、得べきが故に、大地法と名く。[六六]若し法にして、一切染汚心中に得べきものは、大煩惱地法と名く。謂く若しくは不善、若しくは無記、若しくは欲界繫、若しくは色界繫、若しくは無色界繫、若しくは見所斷、若しくは修所斷、若しくは意地に在るもの、若しくは五識身にあるものにして煩惱を起す時皆得べきが故に大煩惱地法と名く。此の中、不信等の五は、唯、一切の染汚心と俱なるが故に、大煩惱地法と立つと知るべく、忘念等の五は、前已に說けるが如し。[六七]若し法あり、少分、染汚心中に得べきものは、小煩惱地法と名く。謂く、忿等の七は、唯、不善にして、諂・誑・憍は、或は不善、或は無記なり。又、忿等の七は唯、欲界繫にして、諂・誑は、欲界と初靜慮との繫なるも、憍は、三界繫なり。又、此の十種は、唯、修所斷にして、唯、意地に在り、若し一、起る時は、必ず第二無く、互に、相違するが故に、小煩惱地法と名く。[六八]若し法あり、唯、一切善心中に在りて得べきものは、大善地法と名く。謂く、若しくは有漏、若しくは無漏、若しくは生得善、若しくは加行善、若しくは三界繫、若しくは不繫、若しくは學、若しくは無學、若しくは非學非無學、若しくは意地、若しくは五識身に在るもの、此等一切の善心に皆、得べきが故に、大善地法と名く。[六九]若し法にして、一切不善心中に得べきものは、大不善地法と名く。謂く、若しくは見苦所斷、若しくは見集所斷、若しくは見滅所斷、若しくは見道所斷、若しくは修所斷、若しくは意地、若しくは五識身に在るもの、此等、一切の不善心中に皆、得べきが故に、大不善地法と名く。知るべし此の中、無慚無愧は、唯、一切不善心中に在りて得べきが故に、大不善地法と名く。惛沈と掉擧とは、煩惱と纒との攝にして、通じて一切の不善心と相應し、又止觀を障ゆる勢用强きが故に、復、建立して不善地中に在り。無明の一種は、隨眠の所攝にして、遍く一切不善心と相應するが故に、復、立てて不善地中に在るも、所餘の隨眠及び隨煩惱には、是の如き義無し。[七〇]若し法にして一切有覆無記心中に得べきものは、大有覆無記地法と名く。謂く、若

【六六】**大煩惱地法の意義。**——一切の染心に普遍して相應俱起するもの。

【六七】**小煩惱地法の意義。**——單獨に起り同伴せざる意味に於て小と名く。

【六八】**大善地法の意義。**——一切善心と俱起相應するの義。

【六九】**大不善地法の意義。**——一切の不善心と俱起相應するもの

【七〇】**大有覆無記地法。**——一切の有覆心と相應俱起するもの。

有るが說く、「此の五は染に順ずることも亦勝るをもて、是の故に重ねて說く」と。惛沈*は、定に順じ、餘は、遍く染せざるが故に、立てゝ、此の地法中に在らず」

然も、此の中に於て、[六〇]四句を作すべし。(一)是れ大地法にして、大煩惱地法に非ざるもの有り、謂く、受・想・思・觸・欲なり。(二)是れ大煩惱地法にして、大地法に非ざる有り、謂く、不信・懈怠・放逸・掉擧・無明なり、(三)是れ大地法にして、亦、大煩惱地法なる有り、謂く、忘念・不正知・心亂・非理作意・邪勝解なり。(四)大地法にも非ず亦、大煩惱地法にも非ざる有り、謂く、前相を除く。諸有の心亂をして三摩地に非ざらしめんと欲するものあり、彼は說く「此の二種の大地法は、名に二十有り、體に十六有り」と。所作の四句に、前と異ること有り。謂く、第一句に六法有り、即ち五種及び三摩地にして、第二句に亦、六法有り、謂く、前五及び心亂なり。第三句に四法有り、謂く、前五中の心亂を除く、第四句は、前說の如し。評して曰く、此の中、前說を善と爲す。

[六一]小煩惱地法に、十種有り、一に忿、二に恨、三に覆、四に惱、五に諂、六に誑、七に憍、八に慳、九に嫉、十に害なり。

[六二]大善地法に、十種有り、一に信、二に精進、三に慚、四に愧、五に無貪、六に無瞋、七に輕安、八に捨、九に不放逸、十に不害なり。

[六三]大不善地法に、五種有り、一に無明、二に惛沈、三に掉擧、四に無慚、五に無愧なり。[六四]大有覆無記地法に三種有り、一に無明、二に惛沈、三に掉擧なり。大無覆無記地法に十種有り、即ち前の大地の受等の十法なり。

問ふ、[六五]大地法等に何の義有りや。答ふ、若し法あり、一切心中に得べきものは、大地法と名く。謂く、若しくは、染汚・不染汚、若しくは、有漏・無漏、若しくは、善・不善・無記、若しくは三界の繫・不繫、若しくは、學・無學・非學非無學、若しくは、見所斷・修所斷・不斷、若しくは、意地に在る

＊惛沈等を大煩惱地法と立てざる所以　倶舍論が惛沈を加へて、六大煩惱地法を立つると比較すべし。(倶舍第四參照)

【六〇】**大地法と大煩惱地法との四句關係。**—解し易し。

【六一】**十小煩惱地法。**

【六二】**十大善地法。**

【六三】**五大不善地法。**

【六四】**三大有覆無記地法と十大無覆無記地法。**—倶舍にはこの兩項を削除し、その代り不定地法の項を設け、右何れの分類中にも攝せられざる尋伺惡作等を收めたり。

【六五】**大地法の意義。**—いかなる心作用とも倶起相應するの義。

と名くるも有心亂に非ざるものあり、謂く、一境に於て、三摩地の、極めて、躁動する時なり。(二)有る心の、有心亂と名くるも有掉擧にあらざるあり、謂く、多境に於て、三摩地の極めて躁動ならざる時なり。(三)有る心の有掉擧と名け、亦、有心亂なるあり、謂く多境に於て、三摩地の極めて躁動なる時なり。(四)有る心の有掉擧とも名けず、亦、有心亂とも名くるに非ざるあり、謂く、一境に於て三摩地の極めて躁動ならざる時なり。[五五]大德、說きて曰く、「若し有る心にして、有心亂と名けば亦、有掉擧と名くれど、心の有掉擧と名くるも、有心亂に非ざるあり、謂く、一境に於て、三摩地の極めて躁動する時なり。一路を行くに馳走して、息まざるが如し」と。

[五六]第四節　諸心所の分類法(十大地法等)

復次に、此の中、心所を說くに因みて、大地等の法を說くべし。

[五七]謂く、大地法に十種有り。一に受、二に想、三に思、四に觸、五に欲、六に作意、七に勝解、八に念、九に三摩地、十に慧なり。

[五八]大煩惱地法にも、亦、十種有り、一に不信、二に懈怠、三に放逸、四に掉擧、五に無明、六に忘念、七に不正知、八に心亂、九に非理作意、十に邪勝解なり。

[五九]此の二種の大地法は、名は、二十なりと雖も、體は、唯、十五なり。謂く、大地法中、受・想・思・觸・欲は、名は五にして、體も亦五、大煩惱地法中、不信・懈怠・放逸・掉擧・無明も、亦、名は五にして、體も亦、五なるに、所餘の十法は、名に十有りと雖も、體は、唯、五有り。謂く、大煩惱地法中の忘念は卽ち大地法中の念、不正知は卽ち彼の慧、心亂は卽ち彼の三摩地、非理作意は卽ち彼の作意、邪勝解は卽ち彼の勝解なればなり。然るに大地法は、染汚と、不染汚とに通じ、大煩惱地法は、唯、染汚なるに、念等の五法は、善品に順ずること勝ること多きをもて建立して、諸善品中に在り。或は、有るが疑を生ず「唯、不染汚の故なり」と。復、說く、「煩惱地中に在り」と。

【五五】舊には尊者佛陀提婆と有り。

【五六】本節は諸心所を取扱へる因みに、種々の心所法をいかに分類すべきかを示さんとする段なり。發智本論になきものにして、その基く所は主として世友の品類足論なれども、亦、品類足以上に整へる個所も尠からず。俱舍論第四卷に於ける分類法は更に之を整理したるもの。比較研究すべし。

【五七】**十大地法。**

【五八】**十大煩惱地法。**

【五九】**十大地法と十煩惱地法の實體に就て。**

亂と謂ふ。

心の散亂等の名に、異り有りと雖も、體に、差別無きは、皆、心亂の自性を顯了せんが爲めの故なり。

【本論】[五二]掉擧と心亂と、何の差別有りや。答ふ、寂靜ならざるの相を掉擧と名け、一境に非ざるの相を心亂と名く、是れを差別と謂ふ。

問ふ、何故に復、此の論を作すや。答ふ、疑者をして決定を得せしめんがための故なり。謂く、此の二法は、展轉相似するをもて、掉擧者を見ては、世人は共に此は是れ心亂なりと言ひ、心亂者を見ては、世人は共に此は是れ掉擧なりと言ふ。或は、有るが疑を生ず「此の二は是れ一なり」と。此の疑をして、決定を得せしめんと欲するが故に、此の二種は、其の體各別なることを顯さんがための故に、斯の論を作す。寂靜ならざるの相とは、謂く、心が躁動して、五支四支の定を障礙せしむるが故にして、一境に非ざるの相とは、謂く、心をして、外の色・聲・香・味・觸に流蕩せしむるが故なり。問ふ、掉擧と心亂と其の相、如何ん。答ふ、人の床に坐するとき、一挽して起たしむるが如く、掉擧も亦、爾り、心を發動するが故に。一策して行かしむるが如く心亂も亦、爾り、心をして、境に於て、數ば、移轉せしむるが故なり。又、水をして、[五三]泉眼より出さしむるが如く、掉擧も亦、爾り、心をして躁動せしむるが故に。水をして出で已りて流れて、諸地に滿たしむるが如く、心亂も亦、爾り。心をして流散せしむるが故に。問ふ、心亂は、何を以つて、自性と爲すや。答ふ、染汚の三摩地を以て自性と爲す。有るが是の説を作す、「別の心所有りて、名けて心亂と爲すものにして、三摩地には非ず」と。評して曰く、是の説を作すべし。「前説を善と爲す。卽ち、三摩地と煩惱と相應して、心をして境に於て數數、移轉せしむるを、心亂と名くるが故に。」と。

[五四]掉擧と心亂とは恒に相應すと雖も然かも用の增すに約して四句を作すべし。(一)有る心の有掉擧

【五二】**掉擧と心亂との區別。**

【五三】**泉眼**とは泉の湧口又は水道孔を指す。

【五四】**掉擧と心亂とに關する四句分別。**第一句。掉擧あるも心亂なき場合—或る一境に專注しながらも(心亂なし)少しも落ち付かざる心態(掉擧あり)。第二句。心亂あるも掉擧なし。—心が多境に向ひ一向に專注せざる點に於て心亂あるも必ずしも躁動することなき場合、茫然と四方を見渡し居るが如き心態之なり。第三句。兩者ある場合、—狼敗の際に於けるが如き心態之なり。第四句。兩者なき場合。—靜かに一境に專心する場合。

亦、慧有りと雖も、推度分別に非ざるは、推度すること能はざるが故なり。欲界の意地には三分別を具す。[四六]初靜慮の三識身には唯、一種のみ有り、自性分別なり。念、慧有りと雖も二分別に非ざるの義は前說の如し。初靜慮の意地には、[四七]若し不定ならば、三分別を具し、若し定に在らば、二分別有り。謂く、自性と及び隨念とにして、亦、慧有りと雖も、推度分別に非ざるは、若し推度する時は、便ち定を出ずるが故なり。第二・第三・第四靜慮心には、若し不定ならば、二分別有り、謂く、隨念及び推度にして自性を除く。彼には、尋伺無きが故なり。若し定に在らば、唯、一種のみ有り、隨念分別なり。無色界心には、若し不定ならば、二分別有りて、[四七]自性を除く。若し定に在らば唯、一種のみ有り、隨念分別なり。諸の無漏心には、地に隨ひて定まらず。有るは但、分別有りといへば、推度を除くをいひ、唯、一分別のみ有りといへば、隨念をいふなり。三を具するもの無きは、不定無きが故なり。

第三節　掉擧と散亂心との同異に就て[四八]

【本論】　云何が、掉擧なりや、乃至廣說。

[四九]問ふ、何故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、正義を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は、有るが執す、「掉擧と心亂とは、別體有ること無し」と。彼の執を遮して、此の二は其の體、各別なることを顯さんと欲するが爲めの故に、斯の論を作す。

【本論】[五〇]云何が掉擧なりや。答ふ、諸の心の、寂靜ならず、止息せず、躁動、掉擧にして、心の躁動性なる、是れを掉擧と謂ふ。

不寂靜ならざる等の名に、異り有りと雖も、體に差別無し。皆、掉擧の自性を顯了せんが爲の故なり。

【本論】[五一]云何が心亂なりや。答ふ、諸の心の散亂・流蕩・不住・非一境性、是れを心

【四六】初靜慮の三識とは眼、耳、身の三識をいふ。（初靜慮には鼻舌識なし）

【四七】尋伺なきが故なり。

【四八】前の無慚愧納息に於ても掉擧に關して說く所ありしも、その際は、五蓋の一として專ら惡作と關聯して說明したるが、この節は掉擧と心亂とを關聯せしめて、その同異點を明にせんとするを宗となす。

【四九】論究の由來。

【五〇】掉擧の定義。心の躁動性。

【五一】心亂の定義。—心の散亂。非一境性。

倶するに非ることを顯すべけん。心の麁時と細時とは、刹那別なるが故に。評して曰く、是の說を作すべし、「此の中、即ち一心中の麁性を尋と名け、細性を伺と名くことを顯示するなり」と。若し、是の說を作さば、「一心中に、尋有り、伺有りて、尋は、心を麁ならしめ、伺は、心を細ならしむことを顯なり。

[四一]問ふ、云何が、一心に麁細の二法ありて、互に相違せざるや。答ふ、所作異るが故なり。尋性は、猛利にして、伺性は、遲鈍なるも、共に一心を助くるが故に、麁細なりと雖も、相違せず。

問ふ、尋と伺との麁細の其の相如何。答ふ、[四二]針と鳥翮とを和束して身を擨に、受の利鈍を生ずるが如く、尋と伺とも亦爾り。又、酥と水と等分に相和して口中に置くに、識の利鈍を生ずるが如く、尋と伺とも、亦、爾り。又、鹽と麨と等分に相ひ和して、口中に置くに、識の利鈍を生ずるが如く、尋と伺とも、亦、爾り。施設論に說く、「鍾鈴と銅鐵の器等を叩くとき、其の聲の[四三]發韻は、前は麁にして、後は、細なるが如く、尋と伺とも亦爾り」と。法蘊論に說く、「天の震雷、人の吹貝等の初め大にして後に微となるが如く、尋と伺とも、亦爾り」と。又、是の說を作す、「鳥の空を飛ぶとき、翼を皷て翔翥するに、前は麁にして後は細なるが如く、尋と伺とも亦、爾り」と。彼の說は、皆、尋伺の倶ならざることを顯す。作用增す時、前後有るが故に。有るが是の說を作す、「熟酥を以て、冷水上に置き、日光照觸するとき、水と日とに由るが故に、釋るに非ず、凝るに非ざるが如く、是の如く一心に尋有り伺有るも、二力任持して、麁に非ず、細に非ず。是の故に、尋と伺とは互に相應することを得、尋は心をして、麁ならしめ、伺は心をして、細ならしむ」と。

[四四]此の中、略して、三種の分別有り、一には自性分別、謂く、尋と伺にして、二には、隨念分別、謂く、意識相應の念、三には、推度分別、謂く、意地不定の慧なり。欲界五識身には唯、一種有のみり、自性分別なり。[四五]亦、念有りと雖も、隨念分別に非ざるは、憶念すること能はざるが故にして、

【四一】一心に尋伺ある理由。

【四二】針と鳥の翅根とを束ねて、身體を刺すとき針よりは銳感を受け、翅根よりは鈍感を受くるといふ義。

【四三】大正本には運とあれど三本及び宮本には韻とあり、今は之に從ふ。

【四四】以下、尋伺と・自性・隨念・計度の三分別との關係。自性分別(svabhāvavikalpa)とは感覺的直覺作用にして比較、推理等を交へざる判斷(?)を指し、尋伺を體となす。隨念分別(anusmaraṇavikalpa)とは過去を憶念し現在を心に明記するの作用なり。第六識相應の念を體とす。推度又は計度分別(abhinirūpaṇāvikalpa)とは判斷推理の作用にして慧の心所を體となす。（倶、第一卷參照）

【四五】前五識にも念が相應すれど、この念によりて判斷するの力なしとなり。

【本論】[三七] 云何が、尋なりや。答ふ、諸の心の、尋求・辨了・顯示・推度・構畫・分別性・分別類、是れを尋と謂ふ。

諸の心の尋求等の名に、異り有りと雖も、體に差別無し。皆、尋の自性を、顯了せんが爲の故なり。

【本論】[三八] 云何が、伺なりや。答ふ、諸の心の伺察・隨行・隨轉・隨流・隨屬、是れを伺と謂ふ。

諸の心の伺察等の名に、異り有りと雖も、體に差別無し。皆、伺の自性を、顯了せんが爲めの故なり。

【本論】[三九] 尋と伺とに何の差別ありや。答ふ、心の麁性を、尋と名け、心の細性を、伺と名く。是れを差別と謂ふ。

問ふ、何故に、復、此の論を作すや。答ふ、疑者をして、決定を得せしめんと欲するが故なり。謂く此の二法は展轉相似するをもて、多尋者を見ては、世人は共に此は是れ多伺なりと言ひ、多伺者を見ては、世人は共に此は是れ多尋なりと言ふ。或は、有るが疑を生ず「此の二は、體一なり」と。彼の疑をして、決定を得せしんと欲するが故に、此の二種の自體は、各別なることを顯さんがための故に斯の論を作す。

問ふ、此の中、所說の心の麁細性とは、何の義を顯すや。有るが是の說を作す、「此は、則ち心の麁性と細性とを顯す」と。[四〇] 若し、是の說を作さば、尋と伺とは、心を以て自性と爲すべく、亦、相互に相應せざるべけん。一物に麁細を、倶有せざるが故なり。有餘師の說く、「此は、心の麁時には、尋性有り、心の細時には、伺性有ることを顯す」と。若し是の說を作さば、尋と伺とは一心に

【三七】尋の定義。—尋求、推度、分別性。

【三八】伺の定義。—伺察、隨轉。

【三九】尋伺の差別。

【四〇】尋伺なる別の心所なくたゞ心の粗作用と細作用との異名なりとせば、心は同時に粗細作用を併起することなきを以て、尋と伺とは相應することなかるべし。而も尋伺の相應することは一般に認むる所なれば作用說は非眞理なりとなり。

の慧は、三得に通ず。加行と離染との生ずる時、得するが故なり。

三四 問ふ、是の如き三慧のうち、聲聞と、獨覺と如來とは、幾くを具するや。答ふ、如來は、三慧を具すと雖も、然かも、是は、修所成の慧の所顯なり。所以は如何ん、自然に覺悟し、力、無畏及び大悲等の修の功德を具すが故なり。獨覺は、三慧を具すと雖も、是れ思所成慧の所顯なり、所以は何ん、彼れは、自然に覺悟すと雖も、力、無畏等の諸の修の功德無く、多く思慮に由りて、道に入るが故なり。聲聞は、三慧を具すと雖も、是は、聞所成慧の所顯なり。所以は何ん、彼は、法音を聞きて、道に入るが故なり。

復次に、是の如き三慧は、皆、名けて、聞所成の慧と爲すべし。說くが如し、「多聞は、能く、法等を知るなり」と。皆、名けて、思所成慧と爲すべし。此の中に說くが如し、「慮は即ち是れ慧にして、慮は、思に似るが故に、亦、名けて思と爲す」と。皆、修所成の慧と名く可し、說くが如し、「云何が法を修すべきや。謂く、善の有爲法なり」と。又契經に說く、「三種の慧有り、一は、言說究竟慧――即ち是れ此の中の聞所成の慧なり。二は、思慮究竟慧――、即ち是れ此の中の思所成の慧なり。三は、出離究竟慧――、即ち此の中の修所成慧なり――」と。一切の加行の善の心心所は、皆、是の如き三慧品の攝に入るなり。

三五 第二節　尋と伺（幷びに三分別に就て）

【本論】 云何が、尋なりや、乃至廣說。

三六 問ふ、何故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、正義を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は、有るが執す、「尋と伺とは、即ち心なり」と。譬喩者の如し。彼の執を遮して、尋と伺とは、是れ心所法なることを顯さんが爲めなり。或は、復た有るが執す、「尋と伺とは、是れ假なり」と。彼の執を遮して、此の二種は、是れ實有の法なることを顯さんが爲めの故に、斯の論を作す。

【三四】 **三慧と三乘。**

【三五】 **尋**（vitarka）と、伺（vicāra）とは尋求、伺察の心所にして本文にあるが如く心作用の粗細による區別なりといふ。而もこは言語の主となるものにして、この尋伺の有無は、禪定を中心として觀察する限り、吾等の精神生活に最も重大なる關係あるものとし、四禪の如きも、尋伺の有無によつて分類せらるゝ有樣なり。本節はこの尋伺の同異を明かにせんがために設けられたるもの。

【三六】 **問題の由來。**

善、不善、無記をいはゞ、此の三慧は、皆、是れ善にして、三種を緣ず。

繫と不繫とをいはば、聞所成の慧は、欲・色界繫、思所成の慧は、唯、欲界繫、修所成の慧は、色・無色界繫及び不繫にして、三慧は、皆、三界繫と及び不繫とを緣ず。

學・無學・非學非無學をいはば、聞・思所成の慧は、唯、[三]非學非無學にして、修所成の慧は、三種に通じ、三慧は、皆、三種を緣ず。

見所斷、修所斷、不斷をいはば、聞・思所成の慧は、唯、修所斷にして、修所成の慧は、修所斷及び不斷に通じ、三慧は、皆、三種を緣ず。

名を緣じ、義を緣ずるやをいはゞ、此の三慧は、皆、名と義とを緣ず。

自相續・他相續・非相續を緣ずるをいはば、此の三慧は、皆、三種を緣ず。

意地に在りや、五識身に在りやをいはば、唯、意地にのみ在り、五識中には、加行善無きを以ての故に。

加行得・離染得・生得をいはば、此の三慧は皆加行得と離染得とに通じ、生得に非ず。聞・思所成の慧の離染得とは、有頂の染を離るる時得するが故なり。有るが說く、「三慧は、加行得なりと雖ども亦、生得とも言ふべし。上地より沒して下地に生ずる時、亦、得すること有るが故なり」と。有餘師の說く、「聞所成慧の欲界に在るものは唯、加行得のみなるも、色界に在るものは、是れ加行得とも言ふべく、是れ生得とも言ふべし。是れ加行得と言ふべしとは、謂く欲界に在りて、加行して、聞所成の慧を修習し、諸法の自相、共相を觀察して、極めて純熟せしものが、欲界より沒して、色界に生ずる時、乃ち得すべきが故なり。是れ生得と言ふべしとは、欲界に在りて、加行して聞所成の慧を修習し、諸法の自相共相を觀察すと雖も若し未だ彼れに生ぜずんば、猶未だ得すること能はずして、要ず色界に生れて、方に彼れを得するが故なり。思所成の慧は、唯、加行得にして、修所成

【三】唯た俗智なるを以下

り。謂く前の五と及び靜慮中間となり」と。有るが說く、「七地に在り。謂く、前の六と及び未至地となり」と。思所成の慧は、唯、一地に在り、謂く、欲界なり。修所成慧の有漏なるものは、十七地に在り、謂く、四靜慮と、四近分と靜慮中間と、四無色と四近分とにして、無漏なるものは、九地に在り、謂く、四靜慮と、未至と中間と下三無色となり。

〔二九〕所依をいはゞ、聞所成の慧は、欲・色界身に依り、思所成の慧は、欲界身に依り、修所成の慧は、三界身に依る。

〔三〇〕行相をいはゞ、有るが是の說を作す、「聞・思所成の慧は、十六行相に非ず、有漏の故に。修所成の慧は、十六行相、或は、餘の行相なり」と。評して曰く、是の說を作すべし、「三慧は、皆、十六行相及び〔三一〕餘の行相に通ず。十六行相は、有漏無漏に通ずるを以ての故に」と。問ふ、若し三慧は、皆、十六行相及び餘の行相に通ずとせば、是の如き三慧に、何の差別有りや。答ふ、前、已に、種種の差別を說きしが如し。然かも、聞・思所成の慧は、自力の故に未來修無く、他力の故に、未來修有るも、修所成の慧は、自力の故に、未來修有り。是れを差別と謂ふ。

〔三二〕所緣をいはゞ、三慧は、皆、一切法を緣ず。

念住をいはゞ、三慧は、皆、四念住に通ず。

智をいはゞ、聞・思所成の慧は、唯、世俗智なるも、修所成慧は、十智に通ず。

根相應をいはゞ、聞・修所成の慧は、三根相應にして、樂・喜・捨を謂ひ、思所成の慧は、二根相應にして、喜及び捨を謂ふ。

三摩地と俱なるやをいへば、聞思所成の慧は、三摩地と俱に非ず、有漏なるが故に。修所成の慧は、三三摩地と俱なると及び俱ならざるとなり。

過去未來現在をいはゞ、此の三慧は、皆、三世に墮し、三世及び離世を緣ず。

【二九】三慧の所依。

【三〇】三慧と行相。

【三一】餘の行相とは下地は粗苦障、上地は淨妙離の六行觀の如き之なり。

【三二】三慧の所緣、念住、智等の分別

の現在前する時は、過去と現在とを成就し、後の起らざる時は唯過去のみを成就す。修所成の慧の[二四]未曾得の者は、初刹那の現在前する時は、未來と現在とを成就し、第二刹那以後には、三世を成就し、後の起らざる時は、唯、過去と未來とを成就す。有餘師の説く、「聞思の二慧も、串習の勝るもの〻現在前する時は、亦、未來の自類の善法を修するをもて、[二五]彼の、成就を説くことは、前説の如きには非さるなり」と。

[二六]是の如き三慧の界をいはゞ、欲界には、二有り、謂く聞所成の慧と、思所成の慧となり。色界には、二有り、謂く、聞所成の慧と修所成の慧となり。無色界には、唯、修所成の慧のみ有り。問ふ、何故に、欲界には、修所成の慧、無きや。答ふ、欲界は、是れ不定界にして、修地に非ず、離染地に非ざるをもて、若し修せんと欲する時は、思中に墮するが故なり。問ふ、何故に、色・無色界には、思所成の慧無きや。答ふ、色、無色界は、是れ定界、是れ修地、是れ離染地にして、若し思せんと欲する時は、修中に墮するが故なり。問ふ、何故に、無色界には、聞所成慧無きや。答ふ、彼には、耳根の、法を聽聞すること無きが故にして、聞所成の慧は、要ず耳根に因りて、法を聽聞し已りて、展轉能く引きて現在前するが故なり。有るが是の説を作す、「欲界は、三慧を具有す。色、無色界は、前説の如し。欲界修所成の慧とは、現觀邊の世俗智が空空・無願無願・無相無相の三摩地と倶なると、及び盡智の時に修する所の欲界の善根と相應するもの〻如し。然かも、極めて、少きが故に、諸處に説かず」と。有餘師の説く、「欲色二界は、皆、三慧を具し、無色界には、唯、修所成の慧のみ有り」と。或は、説者有り、「欲色二界は、皆、三慧を具す。無色界には、二種有り、謂く、思・修所成の慧なり」と。復、説者有り、「三界は、皆、三慧を具有す」と。評して曰く、「知るべし、此の中、[二七]初説を善と爲すことを」と。

[二八]地をいはゞ、聞所成の慧は、五地に在り、謂く、欲界と四靜慮となり。有るが説く、「六地に在

【二四】 未曾得とは無始以來嘗て起したることなき殊勝の修慧を指す。已に未曾得なるが故に初刹那には過去の成就なきは勿論なれど、現在修の外に未來修あるを以て二世を成就し第二刹那となれば第一刹那を過去として三世を成就す。然とも若し後起なき時は現在の成就なきを以てたゞ過去と未來とを成就するのみ。

【二五】 聞思二慧にも亦未來修あるものありとの主張なるを以て、隨つてその成就の問題も自から、前説と異なるもあのりとの意。

【二六】 以下三慧の界繫分別、

【二七】 欲には聞思の二、色には聞修の二、無色には修の一といふ説。

【二八】 以下三慧と地との關係。

を了ずること有るなり。修所成の慧は、一切時に於て、名に依らずして、義を了するなり。三人有りて、池に入り洗浴するが如し、一は、未だ浮ぶことを學ばず。二は學ぶも未だ善くせず。三は、學びて已に善くす。未だ浮ぶことを學ばざるものは、一切時に於て岸草等に攀ぢ、然して後、洗浴す、聞所成の慧も知るべし亦、爾ることを。學びて、未だ善くせざるものは、或は、攀ぢ、或は攀ぢずして、能く洗浴す、思所成の慧も、知るべし亦、爾ることを。學びて、已に善くするものは、一切時に於て、攀附する所無くして、自在に洗浴す。修所成の慧も知るべし亦、爾ることを。復次に、聞所成の慧は、三慧の因と爲り、思所成の慧は、唯、思慧の因にして、聞慧の因に非ざるは、彼は、是れ劣なるが故にして、修慧の因に非ざるは,彼は,界を異にするが故なり。修所成の慧は、唯、修慧の因にして、聞慧の因に非ざるは、彼は、是れ劣なるが故にして、思慧の因に非ざるは、彼れも亦、劣なるが故と及び界を異にするが故となり。復次に、聞所成の慧は、唯、聞慧の果にして、餘の二果に非ざるは、彼は、是れ勝るが故なり。思所成の慧は、是れ二慧の果にして、修慧の果に非ざるは、彼は、是れ勝るが故と及び界を異にするが故となり。修所成の慧は、是れ二慧の果にして、思慧の果に非ざるは、彼は、界を異にするが故なり。復次に、聞所成慧の現在前する時は、[二]唯、聞慧を修し、思所成慧の現在前する時は、唯、思慧を修し、修所成慧の現在前する時は、能く三慧を修す。問ふ、何故に、二慧が現在前する時は、唯、自類のみを修し、修所成慧は、能く、三種を修するや。答ふ、聞思の二慧は、定に依らずして生ず、勢力下劣なるをもて、現在前する時は、唯、自類のみを修す。卽ち習修の故に、說きて名けて修と爲すも、未來の自類と他類とを修せず。[三]修所成慧は、定に依りて生じ、勢力增勝にして現在前する時、能く自類を修し、及び他類をも修す、自類を修するものは、現在に習修し未來に得修し、他類を修するものは唯、未來修のみなり。復次に聞思所成の慧は初刹那の現在前する時は、唯現在のみを成就するも、第二刹那[三]以後

【二】唯聞慧を修すとは、ただ聞慧を現在に習修するのみにて未來の得修に及ばざると同時に他の思慧修慧の得修もなきを指す。思慧の場合も然り。之れ兩慧とも散慧にして定慧にあらざるが爲なり。

【三】修慧は定慧なればその現在前する時は修慧を習修するは勿論，未來修としては自類の修慧の外に他類の聞思二慧をも得修す。

【三】大正本には已とあるも、三本及び宮本には以とあり、今は後者に隨ふ。

生し、此に依りて、修所成の慧、發生す。此は、煩惱を斷じて、涅槃を證得すること、金鑛に依りて、金を生じ、金に依りて、金剛を生ず。此れは、能く山石等の物を摧壞するが如し」と。評して、曰く、此の說を作すべし、「若し三藏十二分教に於て、受持し轉讀し、究竟し流布するは、是れ生得慧にして、此れに依りて、聞所成の慧を發生し、此れに依りて、思所成の慧を發生し、此れに依りて、修所成の慧を發生す。此は、煩惱を斷じて、涅槃を證得すること、種に依りて、芽を生じ、芽に依りて、莖を生じ、莖に依りて、轉じて、枝葉花果を生ずるが如し」と。復次に、聞に依りて生ずるものを、聞所成の慧と名け、思に依りて生ずるものを、思所成の慧と名け、修に依りて生ずるものを、修所成の慧と名く。復次に、聞の引く所のものを、聞所成の慧と名け、思の引く所のものを思所成の慧と名け、修の引く所のものを、修所成の慧と名くるなり。復次に、縁力の起すものを、聞所成の慧と名け、因力の起すものを、思所成の慧と名け、倶力の起すものを、修所成の慧と名く。復次に、他力の起すものを、聞所成の慧と名け、自力の起すものを、思所成の慧と名け、倶力の起すものを、修所成の慧と名く。復次に、[一九]資糧力の起すものを、聞所成の慧と名け、自性力の起すものを、思所成の慧と名け、倶力の起すものを、修所成の慧と名く。復次に、外力の起すものを、聞所成の慧と名け、內力の起すものを、思所成の慧と名け、倶力の起すものを、修所成の慧と名く。復次に、教力の起すものを、聞所成の慧と名け、義力の起すものを、思所成の慧と名け、定力の起すものを、修所成の慧と名くるなり。

[二〇]問ふ、是の如き三慧に、何の差別有りや。答ふ、聞所成の慧は、一切時に於て、名に依りて、義を了ずるなり。彼は、是の念を作す。「素怛覽・毘奈耶・阿毘達磨の所說に何の義有りや。親教・軌範・同梵行者の所說に何の義有りや。諸の餘論等の所說に何の義有りや」と。其の所念に隨つて、皆、能く解了するなり。思所成の慧は、時に名に依りて義を了ずること有り、時に、名に依らずして、義

【一九】資糧力とは慧を生ずるための外的資糧を指す。讀書聽講の如し。自性力とは自ら工夫し出すこと。

【二〇】三慧の差別。

なり。復次に、一一の蘊等を分別するものは、是れ自相を分別し、二蘊、三蘊等を分別するものは、是れ共相を分別するなり。復次に、聞思所成の慧は、多く自相を分別し、修所成の慧は、多く共相を分別す。復次に、十六行相に攝せられざる慧は、多く、自相を分別し、十六行相所攝の慧は、唯、共相のみを分別す。復次に、諦を行ずる時の慧は、多く自相を分別し、現觀時の慧は、唯、共相を分別す。復次に、諸諦を別觀する慧は、自相を分別すと名け、諸諦を總觀する慧は、共相を分別すと名く。問ふ、此の二種の慧は、如何にして知るべきや。答ふ、種種の物が、[一七]帝青寶に近づけば、自相現ぜずして、皆、彼の色に同ずるが如く、共相を分別する慧も知るべし亦爾るを。種種の物が、帝青寶を遠かれば、青黄等の色各別に顯現するが如く、自相を分別する慧も知るべし亦爾るを。復次に、日出時に光明遍照して、衆闇頓遣するが如く、共相を分別する慧も知るべし亦、爾るを。日出で已りて、漸く衆物を照し、牆壁・竅隙・山巖・幽藪、皆、悉く顯現するが如く、自相を分別する慧も、知るべし亦爾るを。復次に、人の燈を持して、初めて闇室に入り、頓に諸闇を破るが如く、共相を分別する慧も知るべし亦、爾るを。燈入り已りて、漸く瓶・衣・器・篋の諸物を照すが如く、自相を分別する慧も知るべし亦、爾るを。復次に、鏡の、遠くを照せば、別相、顯れざるが如く、共相を分別する慧も知るべし亦、爾るを。鏡の、近くを照さば、別相は、明了なるが如く、自相を分別する慧も、知るべし亦、爾るを。復次に、人の、遠くに山林等の物を觀るが如く、共相を分別する慧も知るべし亦、爾るを。人の、近くに、山林等の物を觀るが如く、自相を分別する慧も、知るべし亦、爾ることを。

[一八]問ふ、此の中、所說の聞・思・修所成の慧は、其の相云何ん。有るが是の說を作す「若し三藏十二分敎に於て、受持し轉讀し、究竟し流布するを、聞所成の慧と名け、此に依りて、思所成の慧、發

【一七】帝青寶とは蓋し青色珠にして、この珠を近づけ物を見る時、凡てその色を帶ぶるを喩えとしたるなり。

【一八】以下、特に聞思修三慧の相に就て。

謂く、此の二法は、展轉相似するをもて、多思者を見ては、世人は、共に、此の人、多慮なりと言ひ、多慮者を見ては、世人は、共に、此の人、多思なりと言ふ。或は、有るが疑を生ず、「此の二は、是れ一なり」と。彼の疑をして、決定を得せしめんが爲めの故に、此の二種は、其の體、各別なることを顯さんがための故に、斯の論を作す。

【本論】 思と慮とに、何の差別ありや。答ふ、思は、業にして、慮は慧なり。是れを差別と謂ふ。

復次に、思は、是れ造作の相にして、慮は、是れ、觀察の相なり。復次に、能く、愛、非愛の果を分別して、雜亂無からしむるは、是れ思の相にして、能く諸法の自相と共相とを分別して、疑惑無からしむるは、是れ慮の相なり。

[一三]問ふ、一切の不善と善の有漏法とは、皆、能く、愛、非愛の異熟果を感ずるに、何故に、但、思のみ、能く、愛、非愛の果を分別すと説きて、餘法は非ざるや。答ふ、思は、最勝の故に、是の如き説を作す。謂く、思の、能く、愛、非愛の果を感ずる、勢力、最も勝るをもつてなり。是の故に、偏へに説くこと、[一四]倡・書・染の、餘緣有りと雖も、人、勝るを以ての故に、人、其の名を得るが如く、此も亦、是の如し。

[一五]問ふ、諸法の自相、共相を分別することは、餘の心心所にも亦、此の能有るに、何故に、此は是れ慧なりと説きて、餘は非ざるや。答ふ、慧は最勝なるが故に、是の如き説を作す。謂く、慧は、諸法の自相、共相を分別すること最も勝るをもて、是の故に偏へに説くなり、喩を引くこと前の如し。

[一六]問ふ、何等の慧が能く、諸法の自相を分別し、何等の慧が能く、諸法の共相を分別するや。答ふ、一物の相を分別するものは、是れ自相を分別し、多物の相を分別するものは、是れ共相を分別する

【一三】 思を異熟果を感ずるの因と説く理由に就て。

【一四】 大正本には、偈とあるも三本及び宮本には、倡とあり、今は後者に隨ふ。倘、倡、書、染の如しとは、蓋し、倡とは芝居、書とは書道、染とは繪畫の義にして、之等の成立には種々の條件を要すれど、その中心たるは人なるを以て倡、書、染は夫々、俳優、書家、畫家を意味すといふ義ならん。（倘、可考）

【一五】 慧を分別の主體と説く理由に就て。

【一六】 自相共相分別と慧の種類

べし、「此の中には、總じて、一切の意業を說くなり。若しくは能く、衆同分を牽引するもの、若しくは、能く衆同分を圓滿するもの、若しくは、有漏なるもの、若しくは無漏なるもの、若しくは、意地に在るもの、若しくは、五識に在るもの、皆、說きて思と名く。一切は、皆、造作の相有るが故なり」と。

【本論】（八）云何が、慮なりや。答ふ、諸の慮・等慮・增慮・稱量・籌度・觀察、是れを、慮と謂ふ。

此は、本論師が、異名の義に於て、善巧を得るが故に、種種の名を以て、慮の體を顯示せしものにして、文に異り有りと雖も、體に、別無し。

（九）問ふ、此の中の慮とは、何等の慮を說くや。有るが是の說を作す、「此は、四聖諦に通達する慮を說くなり。謂く、見道等は、如實に、四聖諦を觀察するが故に」と。有餘師の說く、「此の中には、正に、修所成の慮を說く。謂く、煖・頂・忍、世第一法なり」と。或は、說者有り、「此の中には、正に、（一〇）思所成の慮を說く。謂く、不淨觀・持息念等、乃至、念住なり」と。復、說者有り、「此の中には、正に、聞所成の慮を說く。謂く、諸法の自相共相を分別し、諸法の自相共相を安立し、物體の愚及び所緣の愚を除き、諸法中に於て、不增不減なり」と。或は、復、有るが說く、「此の中には、正に、生所得の慮を說く。謂く、三藏十二分教に於て、受持し轉讀し、究竟し流布するなり」と。評して曰く、是の說を作すべし、「此の中には、總じて一切の（一一）般若（prajña）を說く。若しくは、生所得、若しくは、聞所成、若しくは、思所成、若しくは、修所成、若しくは、諦に通達するもの、若しくは、有漏なるもの、若しくは、無漏なるもの、若しくは、意地に在るもの、若しくは、五識に在るものを、皆、說きて、慮と名く。一切に皆、觀察の相有るが故なり」と。

【本論】（一二）思と慮とに、何の差別ありや。

問ふ、何故に、復、此の論を作すや。答ふ、疑者をして、決定を得せしめんと欲するが故なり。

（五）に憍論（六）に慢論、（七）に害とは、欲・恚・害の三尋論、（八）に多とは、智と境との多少論、（九）に行は行圓滿論、（十）に根性とは異生性問題、（十一）に邪とは邪見と相應する法に就きての論究を示せるものなり。

【三】**以下、問題の由來就にて。**

【四】舊には、思之與憶應是一字惟長一點、（此是天竺書法）とあり、然れば思の原語の Cetanā なるに對して、慮、（舊には憶）の原語は Cetana なりしならん。

【五】**思の定義**―思とは意業即ち意志を意味す。

【六】大正本には謂とあるも三本及び宮本には諸とあり、今は後者に隨ふ。

【七】**論題に於ける思の範圍に就て。**

【八】**慮の定義**―慮とは慧の異名。

【九】**以下、慮即ち慧の範圍に就て。**

【一〇】思所成の思は思惟觀察を意味し、前の如く意志を意味するにあらざれば、混同すべからず。

【一一】般若とは慧の原語。

【一二】**思と慮（慧）との區別。**

卷の第四十二(續)(第一編 雜蘊)

(雜蘊第一中思納息第八之一 舊第廿三卷)

第八章 思と慮及び其他の心所法等に關する論究[一]

第一節 思と慧、特に三慧に就て[二]

【本論】 云何が思なりや。……云何が、慮なりや。

*是の如き等の章及び解章の義は、既に領會し已りぬ、次に廣釋すべし。

[三]問ふ、何故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め正義を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は、有るが執す、「思と慮(慧)とは是れ心なり」と。譬喩者の如し、彼は、思と慮とは、是れ心の差別にして、別に體有ること無しと說く。彼の執を遮して、思と慮とは、是れ心所法にして、別に自體有ることを顯さんが爲めなり。或は、復、有るが執す、「思の聲と慮の聲とに、異り有りと雖も、體に別無し」と。[四]聲論者の如し、彼は、思と慮との音韻は別なりと雖も、異體無しと說く。彼の執を遮し、此の二種の自體は亦、別なることを顯さんが爲めの故に、斯の論を作す。

【本論】 [五]云何が、思なりや。答ふ、[六]諸の思・等思・增思・思性・思類・心行・意業、是れを思と謂ふ。

此は、本論師が、異名の義に於て、善巧を得るが故に、種種の名を以て、思の體を顯示せしものにして、文に異り有りと雖も、體に別無し。

[七]問ふ、此の中の思とは、何等の思を說くや。有るが是の說を作す、「此は、衆同分を牽引する思を說く」と。有餘師の說く、「此は、衆同分を圓滿する思を說くなり」と。評して曰く、此の說を作す

【一】 本章は次の「是の如き等の章及び解章」の註(※)に於て詳論するが如く、思乃至邪見と相應する法等に關する諸問題を論究するを課題とせるもの。品類足論に於て初めて提出されたる十大地法等の心所の分類もこの章に於て解說せらる。品名(思納息)は最初の論題より來たれることは餘品に同じ。

【二】 心所論の初めとして思(意志)と慮(慧)とを論じ、特に聞思修の三慧に就て詳論せるが本節の內容。

※是の如き等の章及び解章の義とは發智本論思納息の初頭に思・尋・掉等別、愚知・憍・慢・害、多・行・根性・邪、此章願具說といふ頌文式の四句を指す。この四句は、本章の全體に互りて論究する十一ケの問題を略出せしものにして、これを解示せば次の次の如し。

(一)に思、(二)に尋とは、云何が思なりや云何が尋なりやといふ發智本文の論題を示し、(三)に掉は掉擧論にして、以上の三と、夫々相似なる語との相違を顯すを等の別と云ふ、(四)に愚知とは無明論にして、

目次

毗曇部 九

木村泰賢
西義雄
坂本幸男 譯

國譯一切經

大東出版社藏版